

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5001	50010001		内藤 晴義	1	柔道整復師に必要な医師の同意を遠隔診断で行えるよう要望します	医師法第20条における「自ら診察する」という概念を遠隔診断も含めて考慮していただき、柔道整復師法第17条の骨折、脱臼に必要とされている医師の同意を遠隔診断で行えるよう要望します。	現在、柔道整復師法第17条により、柔道整復師は、応急手当を除き、骨折、脱臼の患部を施術する場合、医師の同意が必要とされている。遠隔診断による同意が可能となれば、患者の時間的、経済的負担を少しでも軽減すると同時に、より質の高い医療を即座に選択させることができる環境を提供し得る。これにより柔道整復師の、医療機関との連携が迅速になり、結果として柔道整復師の資質向上も行われ、国民に対する信頼度、安心感をより向上させ、かつ複数の医療機関を行き来するために生じる時間的、経済的負担を軽減できるといった利便性を提供できるようになる。 これらは、超音波骨観察装置や、TV会議システムなどを活用し、柔道整復師側から必要な情報を医療機関に伝送し、その判断を医師が行い、骨折、脱臼に対する施術の同意が得られるようになれば、即座に可能なことであり、現在、医師による遠隔診断、指示というものが、医師対医師の場合で僻地医療など限定された条件のみ厚生省通達により可能となっているが、例外的に心電図を伝送して医師の指示を仰ぎ患者に処置を行う救急救命士もあり、上記事由から、その解釈を柔道整復師法第17条の「医師の同意」についても適応していただきたいと要望いたします。	医師法第20条、柔道整復師法第17条	厚生労働省		
5002	50020001		医療法人 祥仁会 理事長 千葉憲哉	1	院内で合成されたFDG薬剤の院外(サテライト)供給規制緩和	サイクロトロン核医学利用専門委員会が成熟技術とした放射性薬剤の(2001年改定)では設置した医療機関が院内製造によって、同一敷地内での使用が可能である。サテライト(同一敷地外)においても同一医療法人(事業所)による製剤供給の規制緩和を要望する。放射線障害防止法(文部科学省)上は対処可能。 「がん」の早期発見、早期治療を行うことにより、「がん」の死亡率低下及び医療費の削減に取り組む為、PET診断装置を設置する計画で2005年4月のオープンを目指しております。 当医療法人ではPET受診率を促進する為、サテライト方式によるPET検査施設の増設を検討しており、「がん」の早期発見を図り治療費の削減また死亡率の低下を目指す計画です。 従って、院内サイクロトロン装置により合成されたFDG製剤のサテライト(院外)供給が不可欠となるため制度改正を要望いたします。 なお、本件については「日本核医学会」及び「日本アイソトープ協会医学・薬学部会サイクロトロン核医学利用専門委員会」が策定したガイドラインまた放射性薬剤の基準により制度化され運用しているが、ガイドラインはあくまでも自主規制と認識される。よって薬事法、医療法上は何等明確に規定されていない為、同一医療法人内におけるFDG製剤の供給可否が判断出来ない。そもそも「がん検査」はニーズが高く本件が実現出来る様に関係法上の要件等との整合性を図っていただきたい。	(規制等の問題点) ・現在PET検査薬剤(FDG)は医療機関に設置されたサイクロトロン装置により製造されたものだけが使用されている状況。・・・薬事法第2条第1項に規定する医薬品に該当せず、障防法第2条第2項に該当。 ・FDG製剤のデリバリーについては日本メジフィジックス(株)が全国8拠点にPETラボを完成させており、薬事法上の承認を取得次第、速やかに供給出来る体制を整備している。 ・同一医療法人における薬剤供給については障防法上は対処可能と思われるが、薬事法、医療法上等の規制があり現状では不可能である。 (規制改革、民間開放の必要性) ・同一医療法人によるサテライト方式のPET検査施設を計画しているがPET検査薬(FDG)のデリバリーに規制があり現状不可能。(必要性) ①PET検査者の利便性 : サテライト方式によるPET検査施設の増設 ②PET検査費用の低減 : PETカメラのみの設備投資ですみ、検査料金の低下に寄与できる 以上のことから検査受診者の利用増加が実現でき、「がん」の早期発見に繋がり、最終的には医療費削減が期待できる。	・薬事法 ・医療法 ・障防法	文部科学省 厚生労働省	・医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について (医政発0801001号) ・院内製造されFDGを用いてPET検査を行うための「ドライン」(日本核医学会) ・サイクロトロン核医学利用専門委員会が成熟技術として認定した放射性薬剤の基準 (2001年改定) ・第5回放射線安全規制検討会配布資料 資料5-1 資料5-4 資料5-5 資料5-6 ・日本メジフィジックス(株)のホームページ	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5003	50030001		社団法人 日本証券投資顧問業協会	1	投資顧問業者の投資(助言)対象の拡大	投資一任(顧問)契約における投資(助言)対象資産は証券取引法上の有価証券に限定されているが、「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下「投信法」という。)における主たる投資対象として投信法施行令第3条に規定される「特定資産」を、投資顧問業者の投資(助言)対象として認めて頂きたい。		投資顧問業者の投資対象は証券取引法上の有価証券に限られており、兼業承認を受けるにしても手続上の負荷や時間的ロスを勘案すると機動的な商品設計やタイムリーな顧客営業には大きな障害となる。資産運用業において投資顧問業者は他業態と比較しても運用の制約が大きく、イコールフットリングには程遠いと言わざるを得ない。投資顧問業者の投資対象を主として証券取引法に定める有価証券とし、投信法で規定する特定資産を投資対象として組入れることが認められれば、年金基金等の機関投資家の多様な運用ニーズへの対応が可能となり、これらの資金が企業等の資金調達を容易にし、わが国経済の活性化に資するものと考えられる。	投資顧問業法第2条、投信法第2条、同施行令第3条	金融庁	
5003	50030002		社団法人 日本証券投資顧問業協会	2	投資顧問業務として行いうる取引等の明確化	外国為替取引および有価証券の貸付に係る指図ならびに助言を投資顧問業務として行い得る旨を法令上明確にして頂きたい。		①外国為替取引は、資産運用における付加価値獲得の源泉の一つと考えられる。他業態とのイコールフットリングとして、投資顧問業者がノーアクションレターによることなく、運用の一手法として外国為替取引を当然に行えることを法令上明確にして頂きたい。②有価証券貸付は一時的または暫定的に行う場合にのみ許容されているが、付加価値獲得のための有効な運用手法として定着しつつある現状に鑑み、信託銀行等が自由に行える当該取引をイコールフットリングの観点から投資顧問業者についても自由に行えるようにして頂きたい。	投資顧問業法第2条	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5003	50030003		社団法人 日本証券投資顧問業協会	3	議決権等株主権行使に係る指図ならびに助言が投資顧問業務である旨の明確化	議決権等株主権行使に係る指図ならびに助言を、投資顧問業者が投資顧問業務として行い得る旨を法令上明確にして頂きたい。		「議決権行使については、投資顧問業者と顧客の間で契約条項を設けることにより対応は可能」である旨既にご確認頂いているが、法的安定性を確保するため投資助言業者が議決権行使に係る助言についても当然行いうる業務であることを法令上明記して頂きたい。	投資顧問業法第2条	金融庁	
5003	50030004		社団法人 日本証券投資顧問業協会	4	投資顧問業者が行える事務の外部委託の具体的措置	投資顧問業者が銀行等に顧客紹介を依頼することを法令上可能として頂きたい。		「外部委託の範囲については法令上制限は設けられておらず、外部委託を行っても当該業務に対して一定の責任を有する体制が整備されている等適正な業務運営が確保されていれば外部委託を行うことは可能」である旨ご確認頂いているが、顧客勧誘(紹介)業務の銀行、証券会社等への外部委託が可能となるよう法令上の措置を講じて頂きたい。	投資顧問業法第2条、民法第643条、保険業法施行規則第51条第4号、事務ガイドライン(預金取扱い金融機関関係)	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5003	50030005		社団法人 日本証券投資顧問業協会	5	兼業承認取得手続の届出化	認可投資顧問業者が兼業を行う場合は、兼業承認申請手続きが必要とされているが、当該業者が証券業または信託業務を営む場合においては届出制が適用されている。証券業または信託業務を兼営しない認可投資顧問業者についても届出制ないし停止条件付届出制として頂きたい。		前回6月の要望時、「停止条件付届出制では足りず、承認制を残すことが適当と考える。」とのご回答を頂いているが、承認取得までに数ヶ月を要する現行の兼業承認制の下では、商品開発等に支障を生じ機動的なビジネス展開が困難である。「停止条件付届出制」であれば、不適当な兼業を速やかに排除することは可能であり、是非導入を検討して頂きたい。	投資顧問業法第31条	金融庁	
5003	50030006		社団法人 日本証券投資顧問業協会	6	役員又は重要な使用人の住所に関する公衆縦覧の廃止等	①投資顧問業者登録簿における役員又は重要な使用人の住所を公衆の縦覧に供することは、廃止して頂きたい。②登録事項の変更届出を、2週間以内の届出から緩和して頂きたい。		①今般、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン案が公表されたように、プライバシー保護、セキュリティ確保の重要性は一層強く認識されているところである。その一方で投資顧問業者の登録簿における役員又は重要な使用人の住所は公衆の縦覧に供されている現状に鑑み、喫緊の対応を検討して頂きたい。②登録事項の変更届出について、「2週間以内」の提出を、大型連休を挟んでも実務上支障が生じないと考えられる「営業日ベースで10日以内」の提出に変更することは、投資者保護の観点から迅速な届出を行うべきとの当該規定の趣旨を逸脱することはないはずである。実務上、対応可能な見直しを是非検討して頂きたい。なお、役員又は重要な使用人の住所変更については、変更の都度届出のではなく、例えば年度末ないし半期毎の定期的報告としても、投資者保護の観点からは特に問題が生ずるとは考えられないことから、定期的届出制として頂きたい。	投資顧問業法第5条、同第6条、同第8条	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5003	50030007		社団法人 日本証券投資顧問業協会	7	利害関係人の範囲の明瞭化	投資顧問業法施行令に規定される投資顧問業者の利害関係人および密接な関係を有する者の範囲を、簡潔明瞭な規定として頂きたい。		前回6月の要望時に、「利害関係人の範囲については投資者保護に留意しつつ、他の法令との整合性を図る方向で16年度中に検討を行う。」との回答を頂いている。複雑かつ広範な要件により当該規定は依然として会員にとって業務遂行に過大な負荷となっており、当該規定の簡潔明瞭化に向け可及的速やかな対応をお願いしたい。	投資顧問業法施行令第8条、同施行令第10条、投信法施行令第20条、事務ガイドライン(証券投資顧問業者の監督関係)3-4-3	金融庁	
5003	50030008		社団法人 日本証券投資顧問業協会	8	赤字・赤枠規制の廃止	投資顧問業法第14条ならびに第15条に規定する書面の交付について施行規則に定める赤字・赤枠規制を廃止して頂きたい。		投資一任契約において、当該書面は施行規則第17条第4項第1号に規定される「当該書面の内容を十分に読むべき旨」のみ赤字・赤枠で記載されることが必要とされている。ラップ口座の普及が見込まれるなど投資者保護の重要性は論を待たないが、当該規定のように契約内容とは関係のない文言にのみ、あえて赤字・赤枠規制を適用する意義は殆どないものと考えられる。又、商品投資顧問業者や商品投資販売業者については、既に赤字・赤枠規制は課されていない現状に鑑み、投資顧問業者に赤字・赤枠規制を適用し続けることは、他法令との比較においても明らかに過剰規制であると考ええる。	投資顧問業法施行規則第17条、第18条 商品投資顧問業者に関する省令第3条、第4条 商品販売業者の業務に関する命令第3条、第4条	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5003	50030009		社団法人 日本証券投資顧問業協会	9	同一運用に関する規制の撤廃	同一運用に関する事務ガイドライン上の規制を撤廃し、合同運用のみを規制することとして頂きたい。		合同運用と異なり、同一運用は顧客毎に別個のファンドを設定し運用管理する個別運用の一形態であると考えられる。実務的にも認可投資顧問業者が顧客に提供する運用商品は、各社の投資哲学や運用スタイルに則りモデルポートフォリオを基準として統一的に運用されているケースが多いと考えられる。たとえ同一の資産管理機関であっても顧客ファンドは個別に管理されており、投資者保護の観点からも問題はなく、同一運用として規制する必要性はないものと考えられる。	事務ガイドライン(証券投資顧問会社の監督関係)2-3-1, 同2-3-2, 同3-1, 同3-3-3	金融庁	
5003	50030010		社団法人 日本証券投資顧問業協会	10	インターナショナルクロス取引に関する規制の緩和	インターナショナルクロス取引を行う際には、個別の取引毎に双方の顧客同意が必要とされているが、個別事前同意を不要とするか、もしくは包括事前同意による取引を可能として頂きたい。		本年4月の投資顧問業法施行規則等の改正によって認可投資顧問業者にもインターナショナルクロス取引が認められることとなったが、個別の取引毎に双方の顧客の同意が必要とされている。信託銀行の行うインターナショナルクロス取引については特段の規制は設けられておらず、イコールフットリング及びインターナショナルクロス取引の効率的活用の観点から、取引毎の個別事前同意を不要とするか、もしくは包括事前同意による取引を可能として頂きたい。	投資顧問業法施行規則第29条の2	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5003	50030011		社団法人 日本証券投資顧問業協会	11	16条書面交付義務免除の承認規定の拡大適用	証券業または信託業務を営む投資顧問業者以外の投資顧問業者に対しても、16条書面交付義務免除の承認規定を適用することとして頂きたい。		証券業または信託業務を営む投資顧問業者には、一定の条件の下で16条書面交付義務が免除されている。それ以外の投資顧問業者についても、イコールフットINGの観点から一定の要件を満たす場合には、16条書面交付義務免除の適用を検討して頂きたい。認可投資顧問業者については、16条書面交付が免除されたとしても、32条書面に規定される報告書交付が義務付けられており、投資者保護については問題ないと考えられる。	投資顧問業法第16条	金融庁	
5004	50040001		社会福祉法人 鞍手会 ケイ・ティ・エンタープライズ(株) (有) かじと 梶栗俊郎	1	(1)中小企業に国有河川敷地を解放し、社会保障財源の収益効果を高める。	利益の50%以上を社会福祉法人の経営する高齢者・障害者施設等の社会的弱者施設に当てる事業者に対して、国有河川敷地を100年間無償を含め安価で賃貸する。目覚ましい経済発展の中国制度を日本経済はすぐ活用出来る仕組みとして、中国は社会主義で、土地の所有権は認めず100年間、国が賃貸する為、道路や公共事業がやりやすく短期間で大型プロジェクトを実現出来る。上記制度を国有河川敷地や国有林に当てる	河川敷地・新幹線駅・高速道路・渡架橋等の社会的財産を有効に利用し、地震・洪水に強い強固な100年間建築保障構造物を建設する事で22世紀の安全確保構造物町づくりモデルとする。 (1)29年前(昭和50年)に開通した新幹線小倉駅と博多駅の間地点に仮称筑豊駅の設置計画があるものを実現させる。 (2)上記(1)の同地横に九州高速道路が同時期に開通している、その近隣地点にインターチェンジ設置計画があるものを実現させる。 (3)上記(1)(2)位置より中間市役所橋との中間位置に鞍手町大字小牧と北九州市八幡西区との渡架橋計画が上記同時期あったものを実現させる。 (4)新しい橋や駅の構造物を利用してカジノやエンターテイメント・スポーツビジネスを含むレジャー産業施設を作る。	(1)前回まで2回に渡っての構造改革特区推進室への構造改革特区・地域再生提案に対して、単なる財政措置を講ずるものであるとの回答に対して、反論の意見書を別添資料の様に送っているが、その回答がない中で内閣府担当が人事異動で替わり、社会福祉施設に特化した住みたくなる町づくり特区・地域再生の具体的提案として全国規制改革民間開放提案とした一つの理由である。 (2)これらの事業に関して国及び地方公共団体の事務事業であり又、補助金等においても制限が行われ公的関与の強い市場である。これらを一定の要件を満たした中小企業の起業家に対して、ベンチャー支援の立場から民間に解放して欲しい (3)これらの事業の地方公共団体は全額100%が税金で行われる。私の提案は国より50%総事業に対して助成して頂き後の50%は民間資金(財投資金を捻出)を活用して行う為、地方公共団体より財政削減が50%出来る。	(1)地方財政法の改正及び運用・解釈を弾力的に行う (2)各省庁の助成金等にかかわる省令・通達の運用・解釈を弾力的に行う (3)財政投融資資金活用法の運用・解釈を弾力的に行う	厚生労働省 国土交通省 経済産業省 農林水産省 環境省 文部科学省 総務省 財務省	【別添資料】 文書番号 A051 A053 A059 A095 A096 A097 A098 A099 A102 A103 A107 A108 A109 A176 A177 A178 A179 A180 A181 A182 A183

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5004	50040002		社会福祉法人 鞍手会 ケイ・ティ・エンタープライズ(株) (有) かじと 梶栗俊郎	2	(2)中小企業に国有河川敷地を解放し、社会保障財源の収益効果を高める。	※河川法・道路法・建築基準法・都市計画法の弾力的運用とカジノ特別立法で、昨年の11月・本年6月に応募している社会福祉施設に特化した住みたくなる町づくり特区・地域再生構想の実現を図る	(1)強い地域を作る社会福祉施設に特化した住みたくなる町づくりで国内的地域間競争や国家間の観光都市競争に得意業で勝てる強い地域にする (2)地域特化自然と言う美しい財産と勤勉な労働力を生かし少子高齢化・グローバル化に対応した事業で経済の活性化を行う (3)歴史的発想の転換あらゆる価値観や歴史観・人種に関係なく話し合いで知恵・情報資金・土地・労働を出し合って美しい自然と日本の伝統文化を生かした町並みにする為、建築協定や特区規約を作り、地域の伝統とアイデアを発信する (4)経済の循環意識改革・個人資産を半分以上上持っている高齢者の現金や土地を持っている裕福層の人々がカジノで現金を使い遊び、分譲する、バリアフリーマンションの住宅を購入したり、賃貸で収入を得る事が社会貢献になる事をPRし積極的に推進する	地球環境の汚染からか？最近の異常気候を考えれば集中豪雨(水害)地震と数多く発生し地域の安全・安心が懸念される。人類が少なくとも永河期より生きてきた一万年後は最低でも生きられる様に後生に残す事が平和な現世を生き延びた人々の責任と義務ではなからうかと思える。その観点より、人類が最初に集落を形成したとされる河川地域を現代日本建築・土木最先端技術を発揮し、100年間安全・安心を保証した構造物を作り22世紀をにらんだ町づくりのモデルとする。	河川法 建築基準法 道路法 都市計画法 カジノ特別法の立法	厚生労働省 国土交通省 経済産業省 農林水産省 環境省 文部科学省 総務省 財務省	【別添資料】 文書番号 A130 A163 A167 A177
5004	50040003		社会福祉法人 鞍手会 ケイ・ティ・エンタープライズ(株) (有) かじと 梶栗俊郎	3	(3)中小企業に国有河川敷地を解放し、社会保障財源の収益効果を高める。	〔地方自治体事業を民間事業者に開放〕 29年前(昭和50年)に開通している新幹線や高速道路・遠賀川河川敷地という社会的財産を有効に利用して新幹線新駅仮称筑豊駅・高速道路インターチェンジ・新しい渡架橋を作る構造物を利用してカジノやエンターテイメント・スポーツビジネス施設を河川敷地内周辺に作り、日本一の石炭産業として栄えた産炭地の地域再生地域に認定して頂き、中小企業が社会保証財源を自主的確保する。 社会的使命と経営能力を併せ持つビジネスモデル事業者の認定を頂きたい。	(1)〔単純なる慈善事業では経済改革・雇用創出は出来ない〕 社会的弱者の福祉を充実させる資金財源は社会的強者と云われる者の福祉カジノやエンターテイメント・スポーツビジネス等の経済活動における利益の一部納付を義務付け民間が主導的に運営する (2)〔農業の発想転換(構造改革)を実行する〕 河川敷地遊休地・休耕田を利用して、高齢者の健康増進の一つとして無農業・有機法で環境を考えた安全・高付加価値商品を限定産出する仕組みを作り、農業のグローバル化に対応する。 (3)〔都市と地方のインフラ整備の格差を是正する〕 自然と近代(構造物)の共生する町づくりを行う手段として遅れた下水道整備・農水路整備を早期に実現させる (4)〔新規事業者育成〕 国や地方自治体と不公平な競争条件で競争しなければならぬ事業を一定の要件を満たした、中小企業の新規事業者に対して官制市場を開放する	(1)民間事業者がいい計画を立案したとしても地方公共団体が策定した都市計画に受付けられなかった場合は実現する可能性が低い ①構造改革は現状を改善する事であり総論賛成各論になると既得権益に対して抵抗がある為、地方自治体においては、構造改革に対する理解がある所以外、新提案は受け付けられ得る事が少ない ②現実問題として、平成元年より私は前鞍手町町長より当計画原案を聞かされ平成元年から2年に掛けて当時の建設省道路課長と50~70時間PF1事業における民間活力を利用する事で肥大化した財政を削減する事の議論と陳情を行った	河川法 建築基準法 道路法 都市計画法 各省庁助成金の省令 省通達の弾力的運用を行う	厚生労働省 国土交通省 経済産業省 農林水産省 環境省 文部科学省 総務省 財務省	【別添資料】 文書番号 A060 A061 A062 A063 A064 A065 A180

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5004	50040004		社会福祉法人 鞍手会 ケイ・ティ・エンタープライズ(株) (有) かじと 梶栗俊郎	4	(4)中小企業に国有河川敷地を解放し、 社会保障財源の収益効果を高める。	世界一(ギネスブック)の世界遺産・日本建築コピーイメージで河川施設を作り観光立国のシンボルにする(厳島寺社をイメージ) ①生命や財産を洪水から守る為に河川の改修事業の一つとして強固な構造物を同時に作る事で川と水を安全に流す事業が効果的・効率的に出来る ②新しい橋を作る場合(遠賀川大橋(中間市役所前))長さ327mの場合、全体事業費60億円、橋本体のみ46億円(旧渡架橋撤去費)の費用を有効に使用する事で全体事業費の効率を高める ③介護・医療・教育・環境・農業とレジャー産業の一体的町づくり事業で地域再生・雇用の確保を図り、少子高齢化社会とグローバル社会に対応する	①新渡架橋(鞍手と北九州八幡西区を結ぶ地点)を利用して日本の世界的遺産・神社・寺院をイメージした強大建築物コピー内にカジノ・エンターテインメントビジネスを行う ②新幹線駅・インターチェンジより新渡架橋(カジノ・エンターテインメント)までの間の河川敷地内をスポーツビジネス・家畜園・高齢者の健康増進用有機農園に利用する ③スポーツビジネス施設は多目的施設にする(野球・サッカー・バスケット・バレー・ラグビー・格闘スポーツ等)その周辺には保育園・医療機関・法政大学の通信学部スタジオ教育施設・高齢者・優良賃貸住宅・分譲住宅等の総合町づくり施設にする事で交通やその他機能の利便性・安全性・効率性を高める	①各省庁・各地方自治体の権益に対する抵抗はすぎましいものである。私は平成元年より行政改革の必要性を訴えているが社会福祉法人を取得するまで13年と2億円の資金を使った為、老人デイサービスセンターのみしか開設出来なかった ②平成8年～10年当時通産省・経済産業政策局地域振興係長は「行政の費用で調査・研究を行わなければならない事を本当に貴男がレポート通り実施してきたと言う事が事実であれば法律を作る」と言って頂き、社会福祉法人認可を平成13年9月取得するアドバイスを頂き感謝をしている ③平成8年～平成13年にかけてPFI事業での社会福祉施設集積所計画書を鞍手町へ提出したが財政難の為、負担金を助成する事が出来ないのを受け付ける事が出来ないと云われた ④平成14年9月から総理大臣目安箱へ行政・特殊法人の不作為や契約違反の実態をレポートする(24ヶ月間でA4・2500ページ)	地方財政法 河川法 建築基準法 都市計画法 各省市県令 施行令 通達の弾力的運用	厚生労働省 国土交通省 経済産業省 農林水産省 環境省 文部科学省 総務省 財務省	【別添資料】 文書番号 A041 A042 A043 A044 A045 A046 A047 A048 A049 A050
5004	50040005		社会福祉法人 鞍手会 ケイ・ティ・エンタープライズ(株) (有) かじと 梶栗俊郎	5	(1)社会福祉施設に特化した住みたくなる町づくり構想	(1)遠賀川河川の水力・太陽光・風力エネルギー活用で化石エネルギーから脱皮で地球の温暖化対策、前衛的産業のシンボル(近代的産業)と観光産業の目玉にする ①河川敷地域の電力は、災害時(地震・水害時)においても風力でのエネルギーを利用した電力が常時安定した供給出来、災害時緊急避難場所の役割をはたす ②送電線が配置され、すでに山林の景観がくずれた国有林の隣接地を有効利用し、風力発電の施設を積極的に作り環境国家日本のイメージアップで観光のPR材料にする	(1)河川の水力を利用する場合、昔からの水車をイメージした景観での施設を作る (2)風力発電の高さ65mでハネの長さ35m風速60mの台風にもびくともしない強大な基礎工事を必要な構造物を利用した社会福祉施設(老人ホーム・高齢者住宅)や法政大学通信学部スタジオ教育施設・分譲住宅を作る(基礎工事を一体的に行い効率・効果を高める) (3)日本の代表的世界遺産建築物イメージの屋根は、太陽光エネルギーを利用出来る施設にする	(1)日本一の石炭産業であった遠賀川流域の産業構造は製造業での第2次産業を中心に展開したが中国や東南アジア・インド等に安い人件費の後発国に追い越され産業の空洞化が進行した(製造業の中国進出) (2)(1)上記の理由からGDP個人消費が50%以上しめる日本の国内サービス産業への産業構造を変化させる必要がある所からエネルギー産業で繁栄した地区を逆にクリーンな自然エネルギーでの展開で観光産業の目玉シンボルにする。 (3)13億の人口を有する中国の目覚ましい経済発展の中で日本の平均所得を有する福岡県に近い中国の上海等の海岸沿いの裕福層の5%・6500万人をターゲットにした観光客と人件費の安い労働力を輸入し、戦前から戦後の昭和30年代まで発展した筑豊地区の経済再生を行う。	移民法と留学ビザ等の弾力的運用 河川法・建築基準法の弾力的運用	国土交通省 外務省 文部科学省 経済産業省 環境省	【別添資料】 文書番号 A181

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5004	50040006		社会福祉法人 鞍手会 ケイ・ティ・エンタープライズ(株) (有) かじと 梶栗俊郎	6	(2)社会福祉施設に特化した住みたくなる町づくり構想	(1)中国企業を元請にする事を一つの選択肢で高コスト体質日本建設業界の構造改革を行い、世界水準のコストで100年間保証の強固な地震や水害等の災害に強い施設を実現させる ①新幹線駅・高速道路インターチェンジまでの河川敷専用バス道路にて渋滞対策を講じやすくする ②分譲住宅の内装に関しては個別オーダー注文を受ける 例) 300年間後世へ残す為、長年使用した材木を使用して住み慣れたいくつかの部屋を復元する(日本文化の伝承)事が出来る様にする ③毎月活用しない分譲住宅の活用として借上げウィクリーマンション・マンズリーマンション・貸別荘・コンドミニアムとして使用しやすくする	(1)中国企業の投資を呼び建築ビジネス・介護・教育・中国料理等の進出をしやすくする為、一定地域をチャイナタウンとして認め少子化対策の一つとする (2)戦前の発想(宮尊民碑や外国アジア人に対するの偏見意識風土を失くす為、文化交流が出来る易い事業を行う(スポーツ・音楽・映画) (3)中国の奥地の貧しい村との交流を図り、日本並みの賃金で優秀な人材を確保し、世界の将来を地球規模で考え実現する人材を早く育成出来る事業を行う。 その具体策として教育産業として法政大学通信学部を作り、そこで勉強しながら介護の仕事で費用を捻出する	これらの事業計画の骨子は、平成元年より福岡県鞍手町や建設省・通産省・大蔵省・労働省関係者と協議して陳情してきた。平成15年4月総理大臣目安箱担当者(内閣府広報室)より構造改革特区に応募してはのアドバイスの基に平成15年11月構造改革特区第4次応募、特区推進室より私の提案「社会福祉施設に特化した住みたくなる町づくり特区構想」は大きな構想であり(555億)現状の法律で出来る事が沢山あるので平成16年度予算で各省庁と今まで通り詰めて下さいと指示があり平成16年1月より毎月各省庁担当と協議しているが各省庁からは地方公共団体を通ったものでない限り予算がないと言う返事で今頃になって人事異動で変わった新しい担当者は別枠予算は「ない」と回答しているので心配になり要望した。	移民法の改正 留学ビザの弾力的運用 各省庁の助成金に係る省令、施行規則運用・解釈を弾力的に行って欲しい	厚生労働省 国土交通省 経済産業省 農林水産省 環境省 文部科学省 総務省 財務省 外務省	【別添資料】 文書番号 A176 A183
5004	50040007		社会福祉法人 鞍手会 ケイ・ティ・エンタープライズ(株) (有) かじと 梶栗俊郎	7	(3)社会福祉施設に特化した住みたくなる町づくり構想	(1)事前研究調査・設計管理・事務費を総事業費の15%相当を3段階で受け取れる様にして頂きたい ①総事業の5%を認定された後、手付金として支給 ②中間金として事業が50%~70%完成した時点で5%を支給→中小企業には資金的余裕がない ③最後の5%は、事業目的が達成された時、効果があると判定された時点で報奨金(利益)として支払われるものとする	(1)平成元年より平成16年までの16年間、私が社会福祉施設に特化した住みたくなる町づくり構想を研究・調査・設計した費用の2億5200万は当然行政が負担しなければならぬもので私が立て替えている分である (2)中間の2億5200万は、当然の16年間の事務費としての費用分である (3)最後の2億5200万は、私の提案が全体の財政削減や諸目的が達成されると認定された分として報奨金(利益)として支払えるようにして頂きたい	平成8年より10年頃、当時の通産省担当は上記の事実を認め法律を作ると言って頂き、鞍手町の町長や助役は、別途資料(A181)通り、意見書を書いたり支援はすると言われ各省庁のPFI担当者・福岡県各関係者も文章で確認している。又、財務省・地元の直方税務署・直方警察署・福岡県監査委員会事務局にも情報を公開しての要求審査は終了していると認識しているのが要望理由である	地方財政法 各省庁の助成金策定計画に関する省令・省庁通達の弾力的運用	厚生労働省 国土交通省 経済産業省 農林水産省 環境省 文部科学省 総務省 財務省	【別添資料】 文書番号 A114 A115 A116 A119 A122 A125 A127 A128 A129 A132 A176 A180 A181 A183

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5004	50040008		社会福祉法人 鞍手会 ケイ・ティ・エンタープライズ(株) (有) かじと 梶栗俊郎	8	(1)平成12年事前協議申請案件の補助金申請については運用を緩和する。	※平成12年(介護保険導入)以前より、社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備費の国庫負担(補助)についても事前協議を地方公共団体や国へ継続して陳情し地方公共団体の何らかの理由で補助金申請が受け付けられない案件で物件を所有確保しているものは、交付要項平成3年11月25日厚生事務次官通知厚生省社第1409号の運用について緩和し、国庫負担金を平成12年当時の解釈で適用出来る様にしてもらいたい。	1. 福岡県福岡市東区箱崎1丁目15-23ホワイトパレス箱崎 (1) 特別養護老人ホーム (2) デイサービスセンター (3) 保育所(児童館)への大規模用途変更改装計画の実現 2. 福岡県鞍手郡鞍手町大字古門2908 前カラオケハウスをグループホームへ用途変更。増築計画の実現。 3. 福岡県鞍手郡鞍手町大字古門山ノ鼻2931-1 現デイサービスセンター横へ高齢者優良賃貸住宅をケイ・ティ・エンタープライズ(株)で建設し社会福祉法人鞍手会が運営する計画の実現→ショートステイ・特別養護老人ホーム・グループホーム・保育園・診療所	(1)民間事業者がよい計画を立案しても地方公共団体が策定した福祉計画に受け付けられなかった場合には実現する可能性が低い。 ①構造改革は、現状を改善する事である(現状否定)既得権益に対しては、抵抗がある為民間提案は受け付けられ得る事が少ない。 ②別途資料通り、平成12年に鞍手町へ特別養護老人ホーム・ショートステイの事前協議書を提案したが受け付けられなかった。	交付要項平成3年11月25日厚生事務次官通知厚生省社第1409号の運用について緩和	厚生労働省	【別添資料】 文書番号 A008 A020 A021 A036 A037 A038 A039 A043 A046 A053 A055 A062 A066 A070 A073 A113 A116 A119 A123 A124 A128 A129 A131
5004	50040009		社会福祉法人 鞍手会 ケイ・ティ・エンタープライズ(株) (有) かじと 梶栗俊郎	9	(2)平成12年事前協議申請案件の補助金申請については運用を緩和する。	(1)東京都荒川区南千住7丁目23-18メゾンエクレール南千住マンションを特別養護老人ホーム・ショートステイ・グループホーム・デイサービスセンターへ大規模改造計画実現。 (2)東京都新宿区新宿御苑デイサービスセンターと有料老人ホーム計画の実現	(1)上記計画は、日本全国の介護保険導入以前5年間の補助金額(地方自治体補助を含む)の補助率75%を上限にして、国より総事業費の50%を補助してもらいたい、この事で地方自治体の補助金を削減する事が出来る (2)別途資料A149通り、上記の地域で現在マンションを所有している所有者の部屋を介護老人施設に譲渡しなければならぬ人は、現在価格より20%資産価値アップで買取、現マンション住民を新マンションへの移動をスムーズに行いやすくする等の環境整備の助成を国に求める	(1)上記案件は、別途資料通り、平成12年より東京都保健福祉部や東京都新宿区老人福祉計画課・厚生労働省老健局計画課と4年間事前協議を行い相談してきた所である (2)別紙資料通り4年間に渡り行政や特殊法人の不作為や契約違反で不公正状況に落とし込まれたと認識する当方と行政側の認識違いから上記物件が空室で、他の事業にも利用されないままになっている。これらを地域住民の協力で関係者全員が20%の資産価値をアップさせる共同事業で地域再生を行う事が出来得る事業である所から要望した	交付要項平成3年11月25日厚生事務次官通知厚生省社第1409号の運用について緩和	厚生労働省	【別添資料】 文書番号 A110 - A114 A118 - A122 A123 - A124 A127 - A128 A129 - A141 A142 - A143 A145 - A146 A147 - A148 A149 - A155 A156 - A159 A160 - A161 A162 - A165 A167 - A168 A169 - A175 A176 - A178 A183

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5004	50040010		社会福祉法人 鞍手会 ケイ・ティ・エンタープライズ(株) (有) かじと 梶栗俊郎	10	公務員法を改正し、国・地方公共団体等の公務員の数と人件費を半分にする	①組織が複雑で人が多過ぎる為、組織をシンプルにし、判断に時間がかかり過ぎる事を是正して欲しい ②公務員が半分に減った数と人件費で民間人で出来る仕事は民間人に任せ競争条件を公平にし公正な状況を作りたい ③行政改革を提案した者が仕返し行政判断を受け不公平な競争条件で不正な状況に押し込まれない様にセーフティネットを完備して欲しい	(1) 現行法で地方公共団体にしか出来ない公共事業で民間に出来ると思われる補助金が付いた公共事業は一定の要件を満たした中小企業の起業家にベンチャー支援措置として実現させる (2) 国や地方自治体における局長や部長クラスは民間人(マスコミ関係者を含め)を採用し、行政権力を分散化させ業務効率化と財政負担の削減を行う (3) 補助金事業の監査を行う人は民間人を事務局長(弁護士・公認会計士・マスコミ関係・労働会代表)にし、行政と民間人が競争条件が公平・公正に行われているかの監視を行う	別途資料通り、コンピューターの導入で事務手続きが簡素化されたにもかかわらず人員が多い為、いらぬ仕事を新に作り、民間化出来る事業を遅らせている。 平成元年より、当時の建設省道路課長とPF1事業での肥大化した公共事業を削減する議論を50時間~70時間行い16年間行政に提案・実現の努力をしてきた結果、社会福祉法人取得まで13年間と2億円の資金を使い取得したが、現在ではデブサービセンターのみしか出来ず、内閣府等各省庁へPF1事業での公共事業に資金的に余裕のない中小企業の起業家に支援する提案を行ってから41ヶ月間、助成金・寄付金・政府系金融機関の低利融資が別途資料の様に止められている	公務員法 地方財政法 各省庁の助成金に関する省令・通達の運用を弾力的に行う	厚生労働省 国土交通省 経済産業省 農林水産省 環境省 文部科学省 総務省 財務省	【別添資料】 文書番号 A039 A040 A041 A042 A043 A050 A051 A059 A060 A061 A062 A063 A064 A065 A068 A069 A070 A074 A075
5004	50040011		社会福祉法人 鞍手会 ケイ・ティ・エンタープライズ(株) (有) かじと 梶栗俊郎	11	カジノハウス特別法の設置(刑法賭博罪)の規制	①カジノは日本では認められていないが、世界の多くの国で設置されており、国際的には一般的なゲーミング産業として、経済波及効果や雇用を創出する効果が期待出来るものである ②現在、カジノは賭博罪に当たる為、特別立法の必要性がある	(1) 国有河川敷地、29年前開通している新幹線n新駅設置、現在ある高速道路にインターチェンジを設置、計画のある渡架橋の基礎工事等を利用して、カジノハウス・エンターテイメント施設・スポーツビジネス健康増進施設・宿泊施設等での総合福祉施設を作る (2) 財政的に豊かな東京都働き、高齢化を迎えた人々が老後の介護施設等、社会保障の財源をカジノ等で捻出出来るものにする カジノを利用出来る人は、海外から旅行者と一定の所得を確保出来た裕福層でパスポートを持った人のみしか利用できず近隣に住む一般の人々は、利用出来ないものとし、既存のパチンコ・モーターボート・競輪・競馬との差別化を図る事で既存業者との共存・共栄を図る	別途資料で述べている通り、行政や特殊法人の不作為や不法行為で日本のあらゆる構造改革が遅れ、財政赤字の原因を作っている。 団塊の世代と呼ばれる世代人口構成で一番多い人々が高齢化を迎える。それらの人々が健康で生きがいのある後半人生を楽しむ事が出来る様にカジノ等のエンターテイメント施設を利用したり又、生きがいの中、今までの職業での知識技術をボランティアで活動出来る雇用創出と町づくりのシンボルにする	カジノハウス特別法の設置 刑法賭博罪の規制	厚生労働省 国土交通省 経済産業省 農林水産省 環境省 文部科学省 総務省 財務省	【別添資料】 文書番号 A039 A040 A041 A042 A043 A050 A051 A059 A060 A061 A062 A063 A064 A065 A068 A069 A070 A074 A147 A148 A149 4-12

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5004	50040012		社会福祉法人 鞍手会 ケイ・ティ・エンタープライズ(株) (有) かじと 梶栗俊郎	12	財投資金の活用を一定要件を満たした中小起業家に直接民間銀行を通して活用出来る様にする。	①政府系銀行からも助成金を受ける事業に関しては、利率等も同条件で借入れが出来る様にして欲しい(時間の削減) ②債券発行や貸し出しに関して、地方公共団体との要件を同様にして、行政との競争条件を同じにして欲しい ③民間でやれる事業は民間で行い、透明性の確保から効率や効果を上げ、行政サービスのさらなる向上を求める	(1) 国有河川敷地・新幹線新駅・高速道路インターチェンジ新渡架橋・風力発電施設・介護施設等の調査・設計等に事務経費がかかる。これらの費用に関して助成金が出るまで財投資金を1ヶ月以内で使用出来る様に認定して欲しい (2) 東京都荒川区南千住7丁目23-18メゾンエクレール南千住マンションを特別養護老人ホーム・デイサービスセンターへ大規模改装・改造計画実現の調査費に財投資金活用を認定して欲しい (3) 福岡県福岡市東区箱崎1丁目15-23ホワイトパレス箱崎 ①特別養護老人ホーム ②デイサービスセンター ③保育所(児童館)への大規模用途変更・改装計画実現での財投資金活用を認めて欲しい	別途資料通り内閣府PF1担当へ平成13年5月に計画書提出してから3年と5ヶ月(41ヶ月)内閣府広報室へレポートを送付してから2年余り資金が止められている (2) 各債権者より三つの民事裁判で債務不履行の訴訟の被告人であり、今までは私個人資産を売却して、金融機関の借入れや債権者の支払いを今年の9月14日まで行ってきたが個人資産を全部使用してしまい9月15日から債務返済が出来なくなった (3) 政府系金融機関や民間金融機関は助成金が出る認定を早めてもらい確認されれば融資を開始するとの回答 ・上記の理由から助成金が16年予算より出来る事を竹中大臣が8月にTV各局で表明されている別枠予算の認定を早め実現して頂きたい。	財政投融资法の改正及び弾力的運用 各省庁補助金に関する省令通達の弾力的運用	財務省	【別添資料】 文書番号 A133 A134 A141 A143 A146 A149 1-6
5004	50040013		社会福祉法人 鞍手会 ケイ・ティ・エンタープライズ(株) (有) かじと 梶栗俊郎	13	雇用創出助成金は本来目的にそって活用して欲しい	(1) 福岡県労働局への損害賠償3000万請求案件を解決して欲しい ①別紙資料(A061)の通り3000万円の事前研究調査費を厚生労働省職業安定局に請願している内容を内閣府別枠予算で解決して欲しい ②上記(1)通り解決出来ない場合、どうすれば出来るようになるか?出来ない理由を具体的に質問状を送付していた内容通り書面で項目別に回答と指導を頂きたい	(1) 別途資料(A041・A047・A061・A076・A078・A080・A166・A174)の事実に基づく質問・意見・要望に対して別紙2004・10・18厚生労働省職業安定局:澤田育朗氏と福岡労働局職業安定部職業対策課長補佐 別紙 後藤透氏平成16年11月11日回答通り、質問に対しての回答になっていないものを書面で項目別に回答を頂く様にしたい ①私が平成13年~16年間にかけて3年間書類等でA4で500ページ以上の資料に基づき、延べ時間として100時間以上協議してきたもので、上記通り、具体的回答がないものを私が納得する説明を求めているものに対して、上記の要望が達する様に頂いてきた	(1) 別途資料通り、福岡労働局や厚生労働省職業安定局職員の回答内容通り、説明責任がなく不作為や行政手続法を堂々と破っている (2) 当くから園が一時休業をした事をハローワーク直方事業所の職員(人事異動)が現在、当くから園で働いている職員に対して「くから園は一時休業した所なので働かない方がいいとその職員が受け取り一度は断念して、一ヵ月後再応募している所を他のハローワーク職員が「くから園は今後伸びる事業所ですよ」と言われて現在、一生懸命仕事をして頂いている様に公務員の名誉毀損での営業妨害が堂々と行われている事を抗議しても上記通りの無責任な回答である事から最もと支援する立場である事を認識して頂き、私の要望が実現出来る様にして頂きたい事が要望理由である	・雇用保険法施行規則、 規制要件の強力的運用 ・行政手続法の遵守 ・公務員倫理規定の遵守	厚生労働省	【別添資料】 文書番号 A041 A061 A076 A078 A080 A166 A174 3-4 3-5 労職1 労職2

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5004	50040014		社会福祉法人 鞍手会 ケイ・ティ・エンタープライズ(株) (有) かじと 梶栗俊郎	14	行政手続法に対して則則規定を設ける	(1) 行政側の文章回答は、文章で回答請求を行った案件に対して文章で回答しなければならないとの規定を設ける(メモでも可) (2) 上記(1)の内容で文章で回答出来ない理由のあるものに関しては、その出来ない理由を文章で回答しなければならないとする規定を行政側に義務付ける (3) 上記(1)(2)内容を1週間以内で文章回答しない者に対して1週間以内に人事異動を行う等の罰則規定を設ける	(1) 葉書きサイズ(複写)の回答メモの提出する事を公務員に義務付け、協議内容・相談内容を双方が確認が出来る事で事実確認と民間の時間的コストを削減するようにする(5分間作業) (2) 行政を監査する所には民間の弁護士・学識経験者・マスコミを代表する人が事務局長になり官と官のなれ合いを防ぐ (3) 国民が主権者であり、公務員は全体の奉仕者である事を認識する為、地方自治体の職員が民間で行える公共事業を行う一定要件を満たした中小企業に出向して双方の問題点を発見や解決する策を提案し法律を作る	(1) 別途資料通り、行政手続法に則則規定がない為、300年前の発想「官尊民卑」という組織風土が根強くIT機器の発達で事務手続きが簡素化されたにも関わらず、従来と同じ発想で仕事が出来、身分が保証されている所が問題 (2) 行政は、許認可権や助成金を出す強大な権限を持っているにも関わらず、行政手続法のその他の自己に対して何らかの付与する処分を求める行為を条文解釈は行政庁が諸否の権限がある事を盾に何百時間も相談したり100ページ以上の質問状を文章で提出したのもでも具体的な説明責任を求めている国民の権限を無視する行為は、憲法違反である(憲法15条・16条) (3) 国民が憲法を盾に国家賠償の行政訴訟を起こすには、時間とお金がかかり現実問題は解決しない。内閣府や総務省で事実関係に基づき行政を監査する所が指導を強化して欲しい	行政手続法	総務省	【別添資料】 文書番号 A177 A178 A180 A182 A183
5004	50040015		社会福祉法人 鞍手会 ケイ・ティ・エンタープライズ(株) (有) かじと 梶栗俊郎	15	町づくり交付金の要綱の運用を弾力的に行う	(1) 各助成金要綱で事業主体は市町村とする運用規定を平成元年より、農業振興に実績のある一定要件を満たした中小企業や社会福祉法人に認める (2) 上記(1)の事業者には農業振興地域に関する法律第6条 第一項の規定に基づき指定され農業振興の規制の緩和して欲しい (3) 別添資料(A060・A079・A081・A180)通り、上記(1)の事業者には交付金を活用する	(1) 平成13年より農林振興局に相談していた福岡県鞍手町古門2908と同上古門山ノ鼻2931-1施設環境整備の地域農業活動拠点施設整備と情報基盤施設整備・集落農園整備の交付金を充てる (2) 国有河川敷地や周辺農業振興地における無農薬・有機野菜を健康増進策の一つと生きがいの為、行う高齢者に対して施設環境整備 (3) 別添資料(A060・A079・A081・A180)通り、上記(1)の事業者には交付金を活用する	(1) 農家に生まれた長男として、父からの遺言300年以上続いた農業が現代社会において通用する事業になる様、東京での知識情報を生かして鞍手地区で実現させ様と言われた事を平成元年より16年間考え構想を練り上げた (2) 上記の事を達成する手段として地方自治体の助成金を使用せず国から助成金のみで達成する為、事業主体になる事を平成8年頃から農林水産省へ陳情提案してきた (3) この構想は、農家の長男として生まれたDNAと鞍手町・福岡県・農林水産省の各行政機関と真剣な議論で構想が出来上がった。ある時は訴訟を前提とした村社会での和の社会とは到底考えられない急激な改革提案に対する反発や反論に対して、議論を重ね16年間訴え続けた結果の日本の農業の有り方を変える国益を考えた構想である	(1) 村づくり総合整備事業(平成15年4月1日付け14農振第2400号農林水産事務次官依命通知) (2) 農林振興会総合整備事業等実施要綱に定める農林振興総合整備総合補助事業(平成3年3月30日付け12農振第1963号農林水産事務次官依命通知) (3) 集落地域整備総合補助事業実施要綱(平成7年4月1日付け7農改D第285号農林水産事務次官依命通知) (4) 農業集落排水資源環境総合補助事業実施要綱(平成14年3月27日付け13農振第3438号農林水産事務次官依命通知) (5) 地域用水環境整備事業実施要綱(平成12年3月24日付け12農改D第268号農林水産事務次官依命通知)	農林水産省	【別添資料】 文書番号 A060 A079 A081 A180 A181 3-7

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5005	50050001		と一のう薬局	1	処方せん調剤節減システム	処方せん調剤においては、部分的な処方薬の削減、減量は処方医への確認と同意が必要であるが、医師の判断を必要としない処方薬の削減及び減量は、患者あるいは薬剤師の判断でも可能とするよう法令を緩和されたい。	処方せん調剤において、指定医薬品は患者の希望の上薬剤師の判断にて、要指示医薬品・指定医薬品以外の医療用医薬品は患者の希望により、処方薬の削除あるいは減量を可能とする。	現状、処方せん調剤においては全ての調剤をしないという事はできるが、部分的削除あるいは減量は医師の同意が必要である。「過度な医療費を抑制する」という本来の医薬分業への提案と考えます。	薬剤師法第23条 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。2 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。	厚生労働省	
5005	50050002		と一のう薬局	2	処方せん調剤代替薬品選択システム	処方せん調剤においては、後発品あるいは先発品の選択は処方せんの指示によるが、患者の希望に基づいての選択調剤が行えるよう法令を緩和されたい。	処方せん調剤において、患者の希望のうえ薬剤師の判断で、後発品への移行あるいは先発品への移行を可能とする。	本来、後発品あるいは先発品の選択は「患者側の自由意志」によるものであると考えます。薬剤師は患者に薬剤選択の助言と説明をする義務があると思います。「患者主体医療」という本来の医薬分業への提案と考えます。	薬剤師法第23条 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。2 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5005	50050003		と一のうち薬局	3	処方せん再調剤システム	処方せん調剤においては、一度限りの調剤が原則であるが、医師の判断を必要としない処方薬の再調剤は、患者あるいは薬剤師の判断でも可能とするよう法令を緩和されたい。	処方せん調剤において、指定医薬品は患者の希望の上薬剤師の判断にて、要指示医薬品・指定医薬品以外の医療用医薬品は患者の希望により、処方薬の再調剤を一定期間(例：処方後1年間一ヶ月に一度程度等)必要量(基本の処方量以下で)を可能とする。	現状処方せん調剤において、湿布等の医師の判断の必要が無い薬でも、その都度処方せんが必要である。 「患者本位の医療を提供する」あるいは「過度な医療費を抑制する」という、本来の医薬分業への提案と考えます。	薬剤師法第23条 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。2 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。	厚生労働省	
5005	50050004		と一のうち薬局	4	移動車両式処方せん調剤システム	移動車両(バス・トレーラー・コンテナ等)による処方せん調剤が、病院等の敷地内でも可能となるよう法令を緩和されたい。	薬局の調剤業務が適切に行えるよう移動式車両(バス・トレーラー・コンテナ等)を改造し、病院等の敷地内で調剤業務を行う。	「病気」である患者が、遠方の薬局に行くのは不合理であり、「患者本位の院外分業」の提案と考えます。 移動車両式調剤システムは、構造的・機能的・経済的に医療機関から独立しておりますので、医療機関の敷地内での調剤業務を認めて頂きたい。 将来的には、サンダーバード2号のような形式で、緊急時等災害地域での調剤業務も可能と思います。	薬事法 第26条 一般販売業の許可は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事(専ら薬局開設者、医薬品の製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に対してのみ、業として、医薬品を販売し又は授与する一般販売業(以下「卸売一般販売業」という。)以外の一般販売業にあつては、その店舗の所在地が地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)が与える。2 前項の許可については、第6条の規定を準用する。ただし、同条第1号の2の規定は、卸売一般販売業の許可については、準用しない。 薬局等構造設備規則(昭和36年2月1日厚生省令第2号)	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5005	50050005		と一のう薬局	5	処方せん調剤薬袋節減システム	処方せん調剤において、患者の希望に基づき、薬剤師の判断で薬袋を節減し、薬袋相当金額分を患者に還元できるよう法令を緩和されたい。	慢性疾患などの患者で、服用医薬品の用法・用量を熟知していない事を薬剤師が確認し、本人の希望があれば薬袋を節減する。節減に伴い、相当金額(例えば1薬袋10円程度)を患者に還元する。	現状、患者は薬剤情報等で医薬品の用法・用量は確認でき、あえて薬袋を必要としない患者は多い。また、服用薬剤の用法・用量も患者にも十分理解して頂けるまで薬剤師が説明することも必要と考えます。わが国における紙資源は貴重ですから、資源の保全効果につながると思っています。「環境にやさしい」あるいは「理解の行き届いた」という、本来あるべき医薬分業への提案と考えます。	薬剤師法 第25条 薬剤師は、販売又は授与の目的で調剤した薬剤の容器又は被包に、処方せんに記載された患者の氏名、用法、用量その他厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。	厚生労働省	
5005	50050006		と一のう薬局	6	医療用医薬品買取及び再販売(投薬)システム	患者が不要とする医療用医薬品を薬局などが窓口になり、買取及び再調剤可能とするよう法令を緩和されたい。	外用薬等の期限が十分保証され未開封の医療用医薬品を、薬局などで一定手数料を料し、該当負担分及び該当保健金額を返金する。また、買取医薬品は再調剤(再投薬)医薬品として利用する。将来的には、錠剤等の内服薬にも品質期限を設けて頂き、医薬品全般でご検討願いたい。	医薬品の処方期限の撤廃に伴い、湿布等大量に残されている患者は多い。また、副作用等の問題で服用できない医薬品が捨てられていく現実がある。特に世界的にも突出した薬価を有する医薬品の有効利用をはかり、「過度な医療費」の抑制の一案件として提案いたします。	薬事法 第24条 薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、業として、医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列(配慮することを含む。以下同じ。)してはならない。ただし、医薬品の製造業者又は輸入販売業者が、その製造し、又は輸入した医薬品を、薬局開設者又は医薬品の製造業者若しくは販売業者に販売し、授与し、又はその販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するときは、この限りでない。 古物営業法 第3条 前条第2項第1号に掲げる営業を営もうとする者は、営業所(営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。)が所在する都道府県ごとに都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の許可を受けなければならない。 《改正》平14法1152 前条第2項第2号に掲げる営業を営もうとする者は、古物市場が所在する都道府県ごとに公安委員会の許可を受けなければならない。	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5006	50060001		NPO法人にいがた奥阿賀ネットワーク	1	体験交流型観光事業に対する旅行業法の適用除外	以下の条件を満たす体験交流型の観光事業に限り、旅行業法の適用除外としてほしい。 ①実施団体が市町村の委託を受けた法人(NPO法人を含む。)であること。 ②旅行の取扱範囲を当該実施団体が属する過疎又は中山間地域の市町村に限ること。 ③旅行の内容は、地域の素材を活かした体験交流型の観光事業(グリーンツーリズム、都市と農山漁村との共生・対流)に限定していること。 ④料金は前払い制でないこと。 ⑤事業の目的を「学校教育又は一般市民の社会教育」とすること。	地域外の旅行者に頼る必要がなく、地域が主体的に地域の素材を活かした交流事業が実施できることで、真の地域活性化が図られる。例えば、宿泊、体験指導料などの経済効果や人材育成、教育効果のほか、当該交流事業による一定の収入の見込みが立つことで、他の地域からの人材を受け入れることも可能となり、過疎対策にもつながる。また、地域から離れた所にある旅行者では、インストラクターの手配などの調整を行うことは、現実的には難しい。都市と農山漁村との共生・対流を進めていく上でも、地域の自立は必要であり、今回提案の緩和措置を実施することで、地域の自立が促進される。	①体験交流型の観光事業は、一般的に取扱い金額が小口である。また今回想定している事業では、通常の旅行業と比べて範囲・事業規模を著しく限定していることや、市町村の関与もあることなどから、ビジネスよりもむしろ公共性を有する「地域づくり」の性格が強いと考えるため。 ②料金が前払い制でないことで、消費者保護は図られると考えるため。	旅行業法第2条、第3条	国土交通省	
5006	50060002		NPO法人にいがた奥阿賀ネットワーク	2	体験交流型観光事業に限定した第2種旅行業の営業保証金及び基準資産額の減額	以下の条件を満たす体験交流型の観光事業に限り、旅行業法に定める営業保証金及び基準資産額の全廃又は減額措置をお願いしたい。 ①実施団体が市町村の委託を受けた法人(NPO法人を含む。)であること。 ②旅行の取扱範囲を当該実施団体が属する過疎又は中山間地域の市町村に限ること。 ③旅行の内容は、地域の素材を活かした体験交流型の観光事業(グリーンツーリズム、都市と農山漁村との共生・対流)に限定していること。 ④料金は前払い制でないこと。 ⑤旅行業法第11条の2で定める旅行業務取扱主任者は必ず設置すること。 ⑥事業の目的を「学校教育又は一般市民の社会教育」とすること。	行政の委託を受けたNPO等地域団体が旅行業の登録を受けやすくなることで、地域外の旅行者に頼る必要がなく、独自の体験交流の実施が可能となる。このことにより、以下の効果が考えられる。 ①地域に経済効果が発生する。 ②地域の人材育成(特に高齢者)が進む。 ③当該事業を通して、一定の収入が見込まれることで、地域外から人材を誘致することがより容易になる。 ④地域から離れた所にある旅行者では、インストラクターの手配などの調整を行うことは、現実的には難しい。都市と農山漁村との共生・対流を進めていく上でも、地域の自立は必要であり、今回提案の緩和措置を実施することで、地域の自立が促進される。	①体験交流型の観光事業は一般的に取扱い金額が小口である。また今回想定している事業では、通常の旅行業と比べて範囲・事業規模を著しく限定していることや、市町村の関与もあることなどから、ビジネスよりもむしろ公共性を有する「地域づくり」の性格が強いと考える。 ②料金が前払い制でないこと、また旅行業務取扱責任者を置くことで、消費者保護は図られると考える。 ③既存の旅行者に頼らず地域の個性を活かした事業を進めていくために、旅行業法で定める営業保証金及び基準資産額は、その事業規模に比して高額と考える(第3種旅行業では主催旅行が実施できない)。営業保証金については、2億円未満の取扱金額の場合、一律同額であるが、今回想定している事業は、多額な事業になるとは思われないことから、全廃又は減額をお願いしたい。また、基準資産額については、平成17年度に予定されている商法改正において、株式会社及び有限会社の最低資本金制度の撤廃が見込まれることから、それとの整合性も踏まえて、全廃又は減額をお願いしたい。	旅行業法第6条第1項第8号(旅行業法施行規則第3条)、同法第7条、同法第8条(旅行業法施行規則第7条別表)	国土交通省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5006	50060003		NPO法人にいがた奥阿賀ネットワーク	3	体験交流型観光事業に限定した第3種旅行業の業務範囲の拡大	以下の条件を満たす体験交流型の観光事業に限り、旅行業法に定める第3種旅行業であっても、主催旅行を実施できるようにしたい。 ①実施団体が市町村の委託を受けた法人(NPO法人を含む。)であること。②旅行の取扱範囲を当該実施団体が属する過疎又は中山間地域の市町村に限ること。③旅行の内容は、地域の素材を活かした体験交流型の観光事業(グリーンツーリズム、都市と農山漁村との共生・対流)に限定していること。④料金は前払制でないこと。⑤旅行業法第11条の2で定める旅行業務取扱主任者は必ず設置すること。⑥事業の目的を「学校教育又は一般市民の社会教育」とすること。	行政の委託を受けたNPO等地域団体が旅行業の登録を受けやすくなることで、地域外の旅行者に頼る必要がなく、独自の体験交流の実施が可能となる。このことにより、以下の効果が考えられる。 ①地域に経済効果が発生する。②地域の人材育成(特に高齢者)が進む。③当該事業を通して、一定の収入が見込まれることで、地域外から人材を誘致することがより容易になる。④地域から離れた所にある旅行者では、インストラクターの手配などの調整を行うことは、現実的には難しい。都市と農山漁村との共生・対流を進めていく上でも、地域の自立は必要であり、今回提案の緩和措置を実施することで、地域の自立が促進される。	地域外の旅行者に頼らず、地域の判断で体験交流を進めていくことに対して、第3種旅行業では主催旅行ができないことと、第2種旅行業における基準資産額及び営業保証金の額が高額であることが支障となっている。今回想定している体験交流型の観光事業では、行政の担保があり、また事業範囲や規模も通常の旅行業と比べて、著しく低いことから、法人の資産や営業保証金も低額で済むと思われるため、第3種旅行業でもって主催旅行を実施できるようにしてほしい。	旅行業法施行規則第1条の2	国土交通省	
5007	50070001		社団法人第二地方銀行協会	1	銀行及びその子会社等において販売できる保険商品の全面解禁	銀行およびその子会社等において販売できる保険商品を早期に全面解禁する。また、全面解禁時において、銀行のみに対する過度な販売規制を設けることがないようにしてほしい。	銀行およびその子会社等により販売できる保険商品が、販売規制されことなく全面解禁されれば、保険商品の販売チャネルが増え、地域の顧客・消費者に質の高い保険販売サービスの提供が可能となる。	保険業法第275条 保険業法施行規則第211条の2、第211条の3 銀行法第16条の2 銀行法施行規則第17条の3第2項	金融庁		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5007	50070002		社団法人第二地方銀行協会	2	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	保険業法施行規則の非公開情報保護措置を撤廃する。		銀行が保険以外の商品を販売する場合や銀行以外の代理店は、対象外であり、妥当性がない。また、銀行が保険募集を行う際には、非公開情報利用を事前に同意を得る必要があるが、実務上、募集、商品説明等を行う前に同意を得ることについて顧客の理解を得るのが難しい。なお、契約者の個人情報保護については、平成17年4月に施行される個人情報保護法の規制で十分であると考ええる。	保険業法第275条第1項第1号、保険業法施行規則第211条第1項第2号	金融庁	
5007	50070003		社団法人第二地方銀行協会	3	信託代理店における信託併營業務の取扱禁止業務の撤廃	信託代理店の取扱業務に不動産媒介業務や遺言執行業務を認める。		信託代理店において、遺言執行業務を取扱うことができれば、地域における遺言信託へのニーズに応えることができる。また、不動産の売買・買借の媒介・代理等の不動産関連業務が信託代理店に解禁されれば、不動産を含めた資産に関する総合的なコンサルティングサービスの提供が可能になる。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第5条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第2条の2 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第2条の2、第7条の2の2第2項	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5007	50070004		社団法人第二地方銀行協会	4	銀行による投資顧問業務の解禁	銀行本体による投資顧問業務を解禁してほしい。		現在の投資信託は、直接金融でありながら、証券会社・信託銀行・投資顧問会社・銀行など中間マージンが大きく、コストが割高である。直接金融発展の観点から、規制緩和の努力が必要であるとする。	銀行法第10条第2項、第11条	金融庁	
5007	50070005		社団法人第二地方銀行協会	5	ビジネスマッチング業務等に係る地域金融機関本体及びその子会社への不動産仲介業務の一部解禁	地域銀行において、ビジネスマッチング業務や不良債権処理に関連する範囲で、不動産仲介業務を行うことを認めてほしい。		①ビジネス・マッチング業務や不良債権処理等から派生して、不動産絡みの案件が生じていること、②従前から、預貸業務(住宅ローン等を含む)においても、同業務から派生して、不動産関係の相談を受ける機会があること、等から、不動産売買・仲介業務の取扱が可能になれば、リレーションシップバンキングの機能強化に役立ち、顧客に対して総合的な充実したサービスを提供することができる。	銀行法第12条	国土交通省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5007	50070006		社団法人第二地方銀行協会	6	コミットメントライン契約適用対象の拡大	コミットメントライン契約の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下)のほか地方公共団体・特別法に定められた地方公社等を加える。		コミットメントライン契約は中小企業等にとっても有益な資金調達手段であり、借主の対象に中小企業等を追加し、資金調達手段の多様化を図ることが必要である。	特定融資枠契約に関する法律第2条	法務省	
5007	50070007		社団法人第二地方銀行協会	7	銀行の「その他の付随業務」の更なる緩和	その他の付随業務については、これまで緩和されてきているが、更に、①顧客からの委託に応じて「金融経済の調査・研究」を行うこと、②ISO、プライバシーマーク等の認証希望先をコンサルティング会社への紹介し、成功した場合にはコンサルティング会社から手数料を得ることを認めてほしい。		①取引先のニーズに応え、銀行業務を通して培った人材の有効活用を可能とし、②銀行の手数料収入の増強が図られるとともに、顧客の認証取得ニーズに応えることのできるほか、コンサルティング会社にとってもニーズの発掘が可能となる。	銀行法第10条第2項 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(平成16年5月31日)Ⅲ-2-2	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5007	50070008		社団法人第二地方銀行協会	8	リストラにより生じた遊休不動産等の有効活用の自由化	①リストラ等により、営業用不動産であったものが業務の用に供されなくなった場合に、第三者への賃貸等を行うこと、②老朽化した店舗を建て替える場合、銀行利用階以外を賃貸すること、③銀行の駐車場の一部をコインパークとして賃貸すること、等について自由化してほしい。		以下の理由による。 ①銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力を将来にわたり活用するのは企業活動として当然の行為であり、収益基盤の強化にも結びつくこと ②老朽化した店舗を建て替える場合、特に都市部においては市場環境により建物規模を決定するのが一般的であり、銀行利用階以外を賃貸することにより、収益向上につながる ③駐車場の一部をコインパークとして賃貸することにより不法駐車を防止し、銀行にとっても収益向上につながる ④当該業務により、銀行の固有業務が影響を受け、顧客に対するサービス低下や預金者の資産や取引者の安全を害する事態は生じないこと ⑤第三者に利用を認めることにより、地域の活性化にも結びつくこと。	銀行法第12条 事務ガイドライン（第一分冊：預金取扱い金融機関関係）の一部改正（平成15年6月30日）【廃止】 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（平成16年5月31日）Ⅲ－2－2	金融庁	
5007	50070009		社団法人第二地方銀行協会	9	信用保証協会の私募債の適債基準の緩和	純資産額1億円以上3億円未満の中小企業も対象としてほしい。		成長企業における資金調達により柔軟に行えるようになり、地元企業の成長・発展に貢献できる。	中小企業信用保険法第3条の9 中小企業信用保険法施行規則8条	中小企業庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5007	50070010		社団法人第二地方銀行協会	10	店舗の営業時間に係る規制の撤廃もしくは届出の簡素化	店舗の営業時間の規制(午前9時から午後3時まで)を撤廃するか、もしくは営業時間を変更する場合の届出を事後届出へ移行する。		<p>以下のような現状を踏まえると、現行の画一的な営業時間規制を行っていかねばならない必然性は薄まってきており、今後は各行の自己責任において、顧客のニーズ、利便性の確保を踏まえた店舗運営を行うことで特に問題ないものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の店舗の営業時間の規制は、窓口業務を想定したものであり、銀行業務の多様化や機械化、インターネットバンキング、コンビニATMの登場により、従来の窓口業務を想定した営業時間の概念は陳腐化している。 ・インストアブランチなどでは、出店先であるスーパーマーケット等の店舗の開店時間(例えば午前10時)に合わせて営業を開始する事例も増えている。 ・最小限の人員による小型店舗の場合、営業時間を地域特性に合わせた時間帯に絞り込むことで、防犯上、労務管理上の負担が軽減される。また、個別事情を勘案して営業所ごとの規制緩和とした場合、顧客への周知等の措置を徹底したうえで、届出を事後とすることで事務負担の軽減と店舗運営の機動性確保を図っていただきたい。 	銀行法施行規則第16条、35条1項7	金融庁	
5007	50070011		社団法人第二地方銀行協会	11	生命保険の構成員契約規制の廃止	生命保険の構成員契約規制を廃止する。		<p>構成員契約規制は、生命保険会社と募集代理店契約を締結した企業が優越的な地位の濫用や圧力募集を行うことを防止することを目的として設けられているものであるが、実態に係わらず事前かつ一律に募集を禁止しているため、顧客の申し出による場合にも保険の販売ができず、顧客利便性の観点で問題である。</p> <p>また、生命保険を募集する際、顧客勤務先の確認が必要であり、これが実務上の負担となっている。</p> <p>損害保険や第三分野商品には構成員契約規制はなく、生命保険だけ規制する理由はないと考える。</p> <p>銀行による保険募集については、圧力募集防止のための弊害防止措置が検討されており、構成員契約規制は二重規制になる。</p>	保険業法第300条第1項第9号 保険業法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5007	50070012		社団法人第二地方銀行協会	12	電磁的方法による決算公告の許容	銀行も電磁的方法による決算公告が可能になるよう、銀行法上の手当てを行う。		インターネットの普及により、商法が改正されたことに鑑みれば、銀行だけ制約を設ける理由はないと考える。	銀行法第20条、第57条	金融庁	
5007	50070013		社団法人第二地方銀行協会	13	確定拠出年金における運用管理業務の範囲の縮小	運用方法に係る情報提供業務は、運用管理業務に該当しないこととする。		運用方法に係る情報提供業務が運用関連業務に該当しないこととなれば、営業職員が確定拠出年金の概要および各運用商品の説明を行うことができ、効率的な営業活動が可能となる。これにより確定拠出年金の加入者がより増加し、制度もより広まることが期待できる。	確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号	厚生労働省、金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5007	50070014		社団法人第二地方銀行協会	14	銀行取引における本人確認書類の緩和	金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律施行規則第4条第1項第1号のへでは、写真付書類は官公庁が発行・発給したものに限られているが、書類の発行体を以下のように緩和してほしい。 ①独立行政法人が発行した写真付書類を、本人確認書類として認めてほしい。 ②学校法人や私企業のうち、地域における知名度が高く、金融機関が適当であると判断した企業等の社員証や学生証についても本人確認書類として認めてほしい。		写真付書類は、本人以外の第三者による使用が難しいことから、発行体を緩和することで、本人確認作業の円滑化が図れる。	金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律第3条第1項 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律施行規則第3条第1項1号 同規則第4条第1項第1号のへ	金融庁	
5007	50070015		社団法人第二地方銀行協会	15	天災等により短期間臨時休業した場合の公告の廃止	天災等により短期間(例えば1週間)臨時休業した場合についての公告を廃止する。		臨時休業するのは、風水害、地震等の場合が考えられるが、そうした混乱時に公告の手配まですることは負担が大きい。	銀行法第16条第1項 銀行法施行規則第17条第3項	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5007	50070016		社団法人第二地方銀行協会	16	裁量労働制の緩和	現在は裁量労働制の対象外となっている以下の業務を、対象業務に指定してほしい。 ○専門業務型裁量労働制 ・対象業務に社会保険労務士、FP技能士を加える。 ○企画業務型裁量労働制 ・個別の営業活動の業務を加える。 ・営業店(支店)単位で、営業方針や営業に関する計画を策定する業務を加える。		裁量労働制の対象業務を拡大することにより、業務内容の多様化・成果主義が浸透した実情に沿う形の就労形態をとることができる。	労働基準法38条の3、4	厚生労働省	
5007	50070017		社団法人第二地方銀行協会	17	紹介予定派遣期間の緩和	紹介予定派遣の期間を1年以上に延長する。		派遣社員の業務適正の見極めや、派遣社員が業務内容等について十分に理解するため。	派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(平成15年厚生労働省告示第448号)第2-12-(1)	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5007	50070018		社団法人第二地方銀行協会	18	信用保証業務を営む子会社の業務範囲の拡大	信用保証業務を営む銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証を行うことを可能とする。		事業性ローンに係る信用保証が追加されれば、銀行が行う担保・個人保証に依存しない事業性ローンについて、債権回収管理上分離して扱うことが可能となり貸出商品組成の自由度が増大し、地域の中小零細企業に柔軟性のある保証サービスを提供できる。	銀行法施行規則第17条の3第2項第3号 平成10年11月24日付金融監督庁・大蔵省告示第9号 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-7-1 (3) ①	金融庁	
5007	50070019		社団法人第二地方銀行協会	19	自己競落会社の対象物件等に係る規制の緩和	親銀行の貸出金等に係る担保物件だけではなく、子会社・関連会社の担保物件も可とする。		銀行グループとしての債権回収の円滑化に資すると思われる。	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-7-2	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5007	50070020		社団法人第二地方銀行協会	20	複数銀行による従属業務会社の共同設立の容認	銀行法施行規則第17条の3第1項第1号～第21号に定める業務について、当該銀行及びその子会社の収入依存度規制を緩和し、共同設立を容易にする。		複数銀行による従属子会社の共同設立ができれば、銀行の経営の効率化を図ることができる。	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-7-1 金融庁告示第34号、36号、38号(収入依存度規制告示)	金融庁	
5007	50070021		社団法人第二地方銀行協会	21	銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度の撤廃	銀行法施行規則第17条の3第1項第19号～第21号に定める業務(現金・小切手輸送業務、集配業務、有価証券の受け渡し業務)について、当該銀行及びその子会社の収入依存度規制を撤廃し、集配金業務等の受託を容易にする。		集配金業務は顧客からのアウトソースニーズが高い業務であり、銀行が収入依存度に縛られることなく集配金事務を受託できれば、顧客利便性の向上を図りつつ、銀行経営の効率化を図ることができる。	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-7-1 金融庁告示第34号、36号、38号(収入依存度規制告示)	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5007	50070022		社団法人第二地方銀行協会	22	銀行子会社における代理店の取扱可能業務の拡大	銀行子会社における代理店の取扱可能な業務に保険の販売、投資信託の販売を追加する。		代理店の業務制限が緩和されれば、多様な顧客のニーズに対応できる。	銀行法施行規則 9条の3第2項 平成11年金融監督庁告示第10号第2条(平成11年4月1日) 平成14年金融庁告示第33号(平成14年3月29日)	金融庁	
5007	50070023		社団法人第二地方銀行協会	23	債権管理回収会社(サービサー)の取扱い可能債権の範囲拡大	サービサー会社の取扱対象債権として限定列挙されている「特定金銭債権」の範囲を見直し、拡大する。		不良債権の早期解決を図ることが可能となる。	債権管理回収業に関する特別措置法第2条 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第3条	法務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5007	50070024		社団法人第二地方銀行協会	24	金融業務における労働者派遣事業に係る規制の緩和	労働者派遣法施行令第4条第25号において規定する「金融商品の営業関係の業務」の範囲に貸出関連商品の販売、クレジットカード業務等を追加する。また、特定26業務と自由化業務の区分、派遣期間の上限を撤廃する。		金融商品の販売等に関する法律第2条第1項に規定する金融商品は預金業務について規定しているものであり、貸出関連商品の説明・相談・契約締結については、より高度な専門性を有するものである。派遣労働者の採用が多くなっている中で、貸出関連商品の販売、クレジットカード業務等の追加や派遣期間の延長が可能となれば、派遣社員の実力発揮による就業機会の拡大が図られる。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2 同施行令 第4条第25号 労働者派遣事業に関する実務指針（労働者派遣事業関係業務取扱要領）第9-4-（25） 派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成11年労働省告示第138号）第2-3	厚生労働省	
5007	50070025		社団法人第二地方銀行協会	25	労働者派遣事業に係る「派遣元責任者の選任方法」の見直し	派遣元責任者の選任方法について、現行規制を見直し、例えば「派遣先事業所50先につき1人、または派遣労働者200人につき1人の単位を1単位として、いずれか多数の派遣元責任者を選任する」等と緩和する。		<ul style="list-style-type: none"> ・現行の派遣元責任者の選任数は派遣労働者数を基準としているが、このことについては、派遣元責任者が労働者に対して行う助言・指導や苦情処理等の業務を考慮すれば、当然にその合理性は認められる。 ・しかし、派遣元責任者が実際にそれら業務を行う場合は、派遣先との連絡や折衝が不可欠であり、事業所数の多寡が業務に直接影響を与えているのが実情である。 ・また、派遣元責任者にとっては、近時の規制緩和による派遣期間の長期化や労務管理の合理化により、派遣労働者数が増加しても事業所数の増加ほどには業務への影響を受け難い。 ・こうした状況を考慮すれば、派遣元責任者については、むしろ派遣事業所数を重視して応分の選任数を定めることが適当であり、派遣労働者数の基準は派遣期間の長期化等を踏まえ緩和・見直しすべきである。 	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律第36条 同施行規則第29条	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5007	50070026		社団法人第二地方銀行協会	26	生命保険募集人登録の簡素化	生命保険募集人登録に際して、登録申請者の住民票またはこれに代わる書類の提出について、その写しでも可とする。		生命保険募集人登録に際して、登録申請者の住民票等を提出することは、登録対象者および登録金融機関双方にとって事務負担が大きく、簡素化してほしい。	保険業法第277条、第280条 保険業法施行規則第214条第1項第3号 金融庁事務ガイドライン(保険会社関係) 2-3	金融庁	
5007	50070027		社団法人第二地方銀行協会	27	確定拠出年金運営管理機関登録申請の簡素化	登録申請手続における「役員の住民票の抄本又はこれに代わる書類」について、その写しでも可とする。		確定拠出年金運営管理機関の登録・変更の事務処理の簡素化・迅速化が実現する。	確定拠出年金法第89条、第92条 確定拠出年金運営管理機関に関する命令第3条、第5条	厚生労働省、金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5007	50070028		社団法人第二地方銀行協会	28	金融先物取引業に係る役員等の変更時の手続の簡素化	履歴書について、本人の署名押印を省略し、また、成年被後見人に該当しない旨の証明書は廃止する。		①銀行法第7条の2において、銀行の常務に従事する取締役は、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならないとされており、銀行の取締役に業者不適格者が就任することは考えられない。 ②事務手続の簡素化を図る。	金融先物取引法第63条 金融先物取引法施行規則第15条1項第3号	金融庁	
5007	50070029		社団法人第二地方銀行協会	29	タリバーン関係者等の取引調査報告の一本化・電子化	報告先・報告様式を一本化するか、電磁的方法(インターネット)による報告を可能にする。		財務省に対する「資本取引の状況に関する特別の報告」と金融庁に対する「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出」がほぼ同じ内容になっている。これを一本化することにより、事務の軽減になる。	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第54条1項 タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について(要請)(金融庁通達) 外国為替及び外国貿易法第55条の8	金融庁、財務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5007	50070030		社団法人第二地方銀行協会	30	証券業務を営む営業所に係る届出事項の簡素化	証券業務を営む営業所に関して「位置の変更」があった場合の届出を不要とし、証券業務の登録申請書第5面(証券業務を営む本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地)において、営業所又は事務所の所在地の記載を不要とする。		証券業務を営む営業所の「位置の変更」の届出は提出頻度が高く、事務負担が大きい。また、当局が個々の「証券業務を営む営業所の位置」まで把握する必要はないと考える。	証券取引法第65条の2第5項において準用する同法第30条第1項 金融機関の証券業務に関する内閣府令第12条	金融庁	
5008	50080001		企業の資金調達円滑化に関する協議会 (略称:企業財務協議会) http://www.enkt.org/	1	租税条約に関する届出の簡素化	① 米国の投資交流を税制面から支援するという目的で、およそ30年ぶりに日米租税条約の改正が実施され、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」が平成16年3月30日をもって発効し、源泉徴収される租税については、7月1日以後の課税分に適用されている。 ② 今回の新条約は、これまでの条約の内容を全面的に改め、OECD条約モデルを基本としつつも、日本と米国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図るため、投資所得に対する源泉地国課税を大幅に軽減するとともに、条約適用による租税回避の防止規定を撤廃するなど、これまでの条約やこれまでの我が国の租税条約にない新しい規定が盛り込まれた。 ③ しかしながら、特に使用料については一律源泉地国免税との趣旨ではあるが、実際に税の免除を受けようとする場合には、税務署に一連の租税条約に関する届出書を提出する必要がある。その届出書類も旧条約下で税の軽減を受ける場合よりも煩雑なものとなっている。これら書類整備や手続き等のため、契約から使用料の支払いまでに2~3か月以上を要する場合も有る。これらのタイムラグはビジネス上の大きな制約であり改善が求められる。 ④ 具体的には、「租税条約に関する届出書(様式3)」については、現在、使用料の支払いをする前日までにその支払者の所轄税務署長に提出することになっているが、日米の関係者双方による書類作成およびやり取りに通常2~3週間程度を要することから、今回の迅速な投資・技術導入のために整備された条約の趣旨に鑑み、せめて送金後、速やかに提出することとする方向で見直しが必要である。 ⑤ また、「特典条約に関する付表(様式17)」については、これに居住地域の権限ある当局が発行した居住者証明書を添付のうえ、上記の様式と合わせて、使用料の支払いをする前日までにその支払者の所轄税務署長に提出することになっているが、居住者証明書の取得には通常2~3ヶ月程度を要することから、上記同様条約の趣旨に鑑み、せめて送金後、居住者証明書を居住地域の権限ある当局から受領後速やかに提出することとする方向で見直しが必要である。 ⑥ さらに、上記様式17に添付する居住地域の権限ある当局が発行した居住者証明書については、これを原本でなくしてはならないとされているが、これも上記同様条約の趣旨に鑑み、せめて原本の写しで可とする方向で見直しが必要である。		① 米国の投資交流を税制面から支援するという目的で、およそ30年ぶりに日米租税条約の改正が実施され、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」が平成16年3月30日をもって発効し、源泉徴収される租税については、7月1日以後の課税分に適用されている。 ② 今回の新条約は、これまでの条約の内容を全面的に改め、OECD条約モデルを基本としつつも、日本と米国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図るため、投資所得に対する源泉地国課税を大幅に軽減するとともに、条約適用による租税回避の防止規定を撤廃するなど、これまでの条約やこれまでの我が国の租税条約にない新しい規定が盛り込まれた。 ③ しかしながら、特に使用料については一律源泉地国免税との趣旨ではあるが、実際に税の免除を受けようとする場合には、税務署に一連の租税条約に関する届出書を提出する必要がある。その届出書類も旧条約下で税の軽減を受ける場合よりも煩雑なものとなっている。これら書類整備や手続き等のため、契約から使用料の支払いまでに2~3か月以上を要する場合も有る。これらのタイムラグはビジネス上の大きな制約であり改善が求められる。 ④ 具体的には、「租税条約に関する届出書(様式3)」については、現在、使用料の支払いをする前日までにその支払者の所轄税務署長に提出することになっているが、日米の関係者双方による書類作成およびやり取りに通常2~3週間程度を要することから、今回の迅速な投資・技術導入のために整備された条約の趣旨に鑑み、せめて送金後、速やかに提出することとする方向で見直しが必要である。 ⑤ また、「特典条約に関する付表(様式17)」については、これに居住地域の権限ある当局が発行した居住者証明書を添付のうえ、上記の様式と合わせて、使用料の支払いをする前日までにその支払者の所轄税務署長に提出することになっているが、居住者証明書の取得には通常2~3ヶ月程度を要することから、上記同様条約の趣旨に鑑み、せめて送金後、居住者証明書を居住地域の権限ある当局から受領後速やかに提出することとする方向で見直しが必要である。 ⑥ さらに、上記様式17に添付する居住地域の権限ある当局が発行した居住者証明書については、これを原本でなくしてはならないとされているが、これも上記同様条約の趣旨に鑑み、せめて原本の写しで可とする方向で見直しが必要である。	「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」 「所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号)」 「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法例解釈通達)	財務省 国税庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)	
5008	50080002		企業の資金調達を円滑化に関する協議会 (略称:企業財務協議会) http://www.enkt.org/	2	租税条約に関する親子会社間の融資等に関わる利子の源泉徴収免除	<p>① 米国の投資交流を税制面から支援するという目的で、およそ30年ぶりに日米租税条約の改正が実施され、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」が平成16年3月30日をもって発効し、源泉徴収される租税については、7月1日以後の課税分に適用されている。</p> <p>② 今回の新条約は、今までの条約の内容を全面的に改め、OECD条約モデルを基本としつつも、日本と米国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図るため、投資所得に対する源泉地国課税を大幅に軽減するとともに、条約適用による租税回避の防止規定を設けるなど、今までの条約やこれまで我が国の租税条約にない斬新しい規定が盛り込まれた。すなわち、新条約においては、日米間の配当、利子及び使用料の支払における源泉地国課税(源泉徴収税率)が大幅に引き下げられ、特に使用料、一定の親子間配当、及び、一定の主体の受け取る利子については源泉地国税となった。</p> <p>③ しかしながら、一般事業会社である日本法人が米国に子会社を設立した場合など、相互に企業グループキャッシュマネジメントのオペレーションの一環として親子会社間で融資を行った際の利子については、今回の条約改正において源泉徴収免除となっていない。</p> <p>一方で、親子間の配当に関する利子や、国債への投資に関する利子や金融機関に関わる債券の利子については源泉徴収免除となっていることと比較においても、著しく不利な条件となっている。</p> <p>これらはわが国企業のビジネス上の大きな制約であり、改善が求められる。(米国が他の主要先進国と結んでいる租税条約では、利子は相互主義により原則源泉地国免徴の取扱いとなっている。日米間で利子の源泉課税があることにより、米国において活動する欧州グループ企業に比して、日本のグループ企業は親子間の金融取引・キャッシュマネジメントオペレーションにおいて競争上、依然として不利な立場に置かれている。)</p> <p>今回、日本と米国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図るため、また迅速な投資・技術導入のために整備された条約の趣旨に鑑み、さらに円滑なクロスボーダーペイメントを可能とするためにもこうした不均衡は見直しが必要である。</p>		<p>① 米国の投資交流を税制面から支援するという目的で、およそ30年ぶりに日米租税条約の改正が実施され、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」が平成16年3月30日をもって発効し、源泉徴収される租税については、7月1日以後の課税分に適用されている。</p> <p>② 今回の新条約は、今までの条約の内容を全面的に改め、OECD条約モデルを基本としつつも、日本と米国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図るため、投資所得に対する源泉地国課税を大幅に軽減するとともに、条約適用による租税回避の防止規定を設けるなど、今までの条約やこれまで我が国の租税条約にない斬新しい規定が盛り込まれた。すなわち、新条約においては、日米間の配当、利子及び使用料の支払における源泉地国課税(源泉徴収税率)が大幅に引き下げられ、特に使用料、一定の親子間配当、及び、一定の主体の受け取る利子については源泉地国税となった。</p> <p>③ しかしながら、一般事業会社である日本法人が米国に子会社を設立した場合など、相互に企業グループキャッシュマネジメントのオペレーションの一環として親子会社間で融資を行った際の利子については、今回の条約改正において源泉徴収免除となっていない。</p> <p>一方で、親子間の配当に関する利子や、国債への投資に関する利子や金融機関に関わる債券の利子については源泉徴収免除となっていることと比較においても、著しく不利な条件となっている。</p> <p>これらはわが国企業のビジネス上の大きな制約であり、改善が求められる。(米国が他の主要先進国と結んでいる租税条約では、利子は相互主義により原則源泉地国免徴の取扱いとなっている。日米間で利子の源泉課税があることにより、米国において活動する欧州グループ企業に比して、日本のグループ企業は親子間の金融取引・キャッシュマネジメントオペレーションにおいて競争上、依然として不利な立場に置かれている。)</p> <p>今回、日本と米国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図るため、また迅速な投資・技術導入のために整備された条約の趣旨に鑑み、さらに円滑なクロスボーダーペイメントを可能とするためにもこうした不均衡は見直しが必要である。</p>	「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」	財務省 国税庁	「所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号)」	
5009	50090001		(株)日立ライフ	1	建設業「経営管理者」の資格要件の撤廃または規制緩和	<p>建設業の許可条件の経営管理者はイ。建設業に5年以上経営業務の管理責任者経験。ロ。国土交通大臣認定者。この認定者とは昭和47年(1972年)建設省告示第351号で①他の建設業の7年以上の経営業務管理責任者経験、②同種の建設業の7年以上経営管理者に準ずる地位にあって経営業務を補佐した経験を有する者。と規定されている。この規定を撤廃または緩和(役員経験1年以上など)していただきたい。</p>		<p>法人で組織的に事業を営んでいる場合、経営者の他に経営管理者を置く必要性が認められない。特に建設業を兼業する法人では、役員5年、または建設、総務、経理部長7年の者を探るのが困難な状況にあり、役員任期の延長や他社役員経験者を雇うなどの措置をとるケースもみうけれ、経営の実態にそぐわないのが実状である。</p>	建設業法第7条第1号および第15条第1号、昭和47年建設省告示第351号	国土交通省		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5009	50090002		(株)日立ライフ	2	建設業「財産的基礎」の見直し	建設業許可条件の財産的基礎の3項目のうち流動比率について不動産業を兼業する場合は、この条件を50%に緩和していただきたい。		流動比率は貸借対照表の流動資産(現金、売掛金、商品・製品等)を流動負債(買掛金、短期借入金等)で除した数値の百分率で現わしたものであるが、不動産業を兼業する場合、借入金で土地や建物を手当てすることから、流動比率が75%を下回る場合が多い。規制をクリアするため許可更新の前年度決算に合せ短期借入金から長期借入金(固定負債)に借り替えを余儀なくされ、金利負担が増加し経営を圧迫している。	平成13年4月3日国総建第97号	国土交通省	
5009	50090003		(株)日立ライフ	3	介護保険法の住宅改修費の取扱い	居宅介護住宅改修費(20万円限度)の支給は、償還払いとして一人利用者が住宅改修業者に全額支払い、審査終了後に利用者に支給されるが、保険金支払いは住宅リフォーム会社等の代理受領または利用者の差額負担で済むような措置を要望いたします。		支給対象者は年金生活者が多く、利用者にとって大きな負担となっている。	介護保険法施行規則第75条、94条	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5009	50090004		(株)日立ライフ	4	介護保険法の住宅改修費の申請業務	居宅介護住宅改修費の保険申請に当って、ケアマネージャが関わるケースが多く一定の条件下での報酬制度化を要望いたします。		申請者が視力に難がある場合や手が不自由など申請書記入が困難な場合に、ケアマネージャの申請手続き代行に報酬が支払えれば、利用者が気兼ねなく相談や申請が行えるようになり、利用者の心理的負担が軽減する。		厚生労働省	
5010	50100001		京丹後市	1	地方財政法に係る規制緩和(ミニ公募債やPFI法人の設立等による適用の明確化、合併特例債の適用対象についての規制緩和を含む)	国・府が整備する広域道路建設等の公共事業については、地方財政法により市町村にその整備費用を負担させてはならないこととされているが、これを緩和し、市町村や民間が望む場合は市町村の財源又は民間資金を広域的な公共事業に投下できる仕組みをつくることにより、喫緊に整備が望まれる公共事業の工期短縮、早期完成をめぐり、地域の振興・発展を図る。	平成16年4月1日に合併した京丹後市は、京都府の最北端の丹後半島に位置し、日本三景で有名な天橋立のある宮津市に隣接しており、古くから丹後ちりめんを地場産業に栄えてきた。合併後は、面積が501.84平方キロメートルと府内では京都市に次ぐ広さを有する。この地域の距離的な不安を払拭するために、また京阪神など都市部との交流を促進するために交通ネットワークの強化を新市建設計画で謳っている。しかし、合併後の道路整備事業の効果を見ると市域内だけの整備では、産業や観光の振興上不十分であり、京都市などの都市部とのアクセス道路の早急な整備が望まれているところである。京都市内から北部に向け整備が進められている高規格幹線道路の京都縦貫自動車道は、現在京都市～丹波町間、綾部市～宮津市間は開通しているが、丹波町から綾部市の間は未開通となっている。しかしながら、このまま国の事業として進めた場合には、完成が平成20年代半ばともされ、非常に時間がかかることから、地方財政法を緩和し、市町村が整備費用を負担することを可能とすることにより、整備完成の促進を、是非とも図りたい。なお、市町村又は民間の負担形式は「国への貸付」とすることにより、①市町村又は民間の実質的な負担は軽微なものとなること、②国の市町村への返済のタイムスケジュールも、貸付のない通常の場合における、道路整備支出のタイムスケジュールと同一のもので全くさしつかえなく、または逆に、通常の道路整備支出のタイムスケジュールより緩やかにもなりうることから、国にとって財政的な追加負担、ゆがみを招くことはないが、集中的な負担を逆に軽減することにも資することを強調したい。	地方財政法第5条 地方財政法27条の2 合併特例法第11条の2 合併特例事業推進要綱	総務省	別添資料： ・全国規制改革・民間開放要望 ・ボンチ絵 ・6月提案特区計画	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)	
5011	50110001		川東 信秀	1	柔道整復業務範囲におけるX線検査(ポータブル)の導入	柔道整復師養成制度改革(養成教育課程にX線に関する教科・課の導入)又は、免許修得後の実務経験等を含む一定条件下による業務範囲内X線取扱受験資格の創設等により、現行の整復師業務にX線検査を行うことができるよう、整復師法一部改正等による「診療放射線技師法適用除外規定」を要望いたします。規制緩和推進3か年計画(再改定)平成12年3月31日閣議決定：2横断的検討、見直しの推進等(3)資格制度の見直し、の項目に合致すると思えます。	国民の医療・医療制度に立脚し国民の権利と安全や衛生の確保及び国民に安心できる科学的根拠(施術の手段・方法や成績判定基準の明確性及び客観的な治療効果の判定)に基づくより良い医療のサービス提供による国民保健の向上に寄与することを目的に、費用対効果に貢献できるよう整復師業務範囲(骨折・脱臼・捻挫、等の治療)にX線検査導入を要望いたします。現行において患者が憲法の規定にある自由選択による整復師医療を選択した場合において、X線検査を必要と症状などの場合は、別途医師診療によらねばならず、初診料・診察料・検査料など国民の金銭的負担は重大でありこのことも解消でき又増大する国民医療費の一部削減をなし得ることもなります。	整復師業務遂行のための資格が、別途、医師法及び診療放射線技師資格等の関係法令により整復師業務遂行不全のある事は、1業務に2資格を要する「資格制度の矛盾」であります。整復師の必要X線程度は、診療放射線技師業務範囲の質・量・内容・技能・技術等の程度すべてが比較にならないほどの僅少・狭小です。この僅少であっても整復師医療には不可欠であり、国民に対し飛躍的に科学的医療の提供及び質の向上となり大きく貢献することができるのです。前回、平成15年11月の「もみじ月間」における厚生労働省再回答に対する再検討(見解)要請をお願い申し上げます。前回の受理番号 規制改革要望管理番号5024規制改革要望事項番号5024001 意見は、別紙添付致します	柔道整復師法、診療放射線技師法、医師法等	厚生労働省	別紙意見書添付	
5012	50120001		株式会社 ヒロ	1	濃縮音泉水を温泉法に基づく温泉と同等に扱ってほしい。	・温泉法による温泉は、湧出する場所で温度が25度以上、又は所定の成分が1つ以上含まれていれば温泉として温泉利用許可を受け、公共の用に供することができることとされており、法に基づく温泉は、事実上その温泉施設の浴槽における成分ではなく、20km以上の長距離引湯、50%以上の多量の加水、加温、7日以上のろ過循環温泉再利用、塩素・薬剤・浴用剤投入等々が当然としてある。更には、最もひどい例は井戸水、水道水を用いて温泉利用許可を受けている例もある。その他、タンクローリー輸送の温泉需給を受けて温泉利用許可を受けている。これ等は全て人為的に手を加え加工しているものであり、温泉施設の浴槽でその温泉の性情は大きく変更されるため、濃縮温泉水を「その性情の変更が大きいから温泉法に基づく温泉ではない」と申されるように、前述した温泉を法の基の温泉とするので、いわゆる「濃縮温泉水」も、ガイドラインを設けてでも温泉法に基づく温泉として取り扱ってほしい。	・温泉の成分が濃縮可能な範囲で加工することができる。・本件を要望するいわゆる「濃縮温泉水」は、消費者をごまかすようなことはない。・「濃縮音泉水」は、特許製法で源泉温泉水の「水のみ」を蒸発させて所定の倍率に濃縮し、浴槽において水道水等で所定の倍率に希釈すれば、ほぼ源泉温泉成分に戻る。・温泉水の温泉成分をほとんど変えることなく濃縮するためにコンパクトになり、輸送コストが抑えられ、消費者に温泉を手軽に提供できる。・利用者は、濃縮温泉水を浴槽に入れ、水道水等で希釈し、加温すれば源泉温泉にほぼ(95%以上)戻ると、特にアレルギー体質の方々へ自宅の浴槽で温泉治療ができる。・「濃縮温泉」は、天然温泉の源泉を用いて水の蒸発加工のみのために、天然温泉の保護に役立つ。(加水、再利用、薬品投与等が全くないため)・「濃縮温泉水」は、天与の恵みの天然温泉と、本物温泉にこだわりをもって取り組んでいる。	・温泉法に基づく既存温泉施設で、温泉掛け流し以外の施設(全国温泉施設の70%~80%)の浴槽内の温泉成分と「濃縮温泉水」を浴槽に入れ、水道水等で所定の倍率に希釈した温泉成分を比較しても、その性情の変更はほとんどなく、勝るとも劣ることはないと言言できる。・環境省は、温泉の性情が小さい、大きいの基準を定める根拠も提示せず、一方的に「濃縮温泉水」を性情の変更が大きいと言いつけているので、本要望の回答は、その基準値と、どのような測定方法(いわゆるものさし)なのかを客観的にも解り易く、明確にお答え下さい。・本要望対象の「濃縮温泉」も既存温泉、タンクローリー輸送供給と同様に、適切な無理のない、ガイドラインを設けて許可対象として、対処できるはずである。・温泉利用許可済みの既存温泉・温泉施設が、法の基に的確な温泉であれば、全国の温泉を揺るがすようなこともないはずである。・法の基の平等と、温泉行政の不公平を即座に改善していただきたい。	・温泉法 1. 第2条 2. 第13条 3. 第14条 4. 同施工規則(第5条~第7条) ・温泉利用許可 ・公衆浴場における衛生等管理要領等(逆に天然温泉が失う恐れすらある。) ・公衆浴場における水質基準等に関する指針			1. 濃縮温泉水の水質検査結果書「下湯原温泉・5倍・20倍濃縮温泉水・及び濃縮温泉水を水道水で20倍に希釈時の成分検査結果」 2. 長野県伊那保健所管内「早太郎温泉」温泉成分分析書(説明) 3. 長野県温泉利用許可申請書及び添付書類(温泉成分揭示内容届) 4. 長野県が認め、長野県伊那保健所が行っている不作為行為による温泉行政を確認した公文書の抜粋資料 5. 長野県が平成16年8月5日現在まとめた「旅館・ホテル等入浴施設及び公衆浴場調査結果集計表」抜粋(駒ヶ根市部分) 6. 長野県内で、タンクローリー輸送の需給を受け、温泉利用許可されている温泉施設の抜粋

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5013	50130001		社団法人 全国労働金庫協会	1	労働金庫の「員外融資」範囲の拡大	会員以外のものに対する資金の貸付けの範囲に、第三者の預金を担保とした融資を追加されたい。 なお、現在は本人名義の預金を担保とした融資のみが認められている。		労働金庫にあっては、会員に対する資金の貸付け等の本来的な業務の遂行を妨げない範囲で、員外融資を行うことができる(労働金庫法第58条第4項、労働金庫法施行令第3条)が、その一つとして本人名義預金を担保とする融資がある。 労働金庫にはその社会的役割として、様々な社会貢献活動が求められているところであり、環境・介護その他社会貢献に資するNPO等への事業資金の融資を認められているところであるが、労働金庫が融資を行うための担保預金を提供するなどの形で、それらを支援したいという多数の意向が福祉団体等から寄せられている。これらの社会貢献の実現を支援するためにも、労働金庫が第三者の預金を担保とした員外融資を可能とする政令改正が必要である。	労働金庫法施行令第3条第1号	厚生労働省 金融庁	○員外融資に係る規制緩和要望について
5014	50140001		特定非営利活動法人 にいがたアースサポート	1	民間を活用した離職者向け職業訓練と再就職支援の促進について 離職者の再就職のための職業能力開発の充実、特にNPO法人が新たに実施したいとする離職者向け職業訓練システムの公的導入と再就職支援の取組要望	(1) 近年なお増加の一途を辿っている離職者等に対し早期の再就職に資するための能力要件に、ニーズ対応型の職業能力開発は地域的に大きな課題となっている。 (2) 私どもNPO法人はこうした背景から就業機会の拡大をサポートするため、近時、ニーズ度の高い分野の造園技能習得実践の場(造園技能士養成訓練)を公的認可のもとに提供し、ハローワークにおける就業促進の支援とともに広く地域の社会貢献団体として活動したい。	(1) 現在、県で実施の短期課程の職業訓練(造園科)に準じ行えるものとし、特に離職者に向けた求人ニーズ対応型の実践能力付与と技能士養成コースと合わせ6ヶ月間に亘って実施する。 (2) 職業訓練基準の範囲については、県で実施の基準(施設、指導員、カリキュラム等)に適合させる他、応用実技型重視の実施訓練も併せて実施する。	(1) 現在、県で実施の短期課程の造園科訓練コースについては、現行定員を数倍上回って応募されている状況から、離職者の早期就業の機会を逸している実態にあること。 (2) また、同課程修了者の再就職については、求人ニーズ対応型にあった能力要件が具備されておらず、こうした実技面での実践サポートが必須であること。	・職業能力開発促進法 ・厚生労働省第7次職業能力開発基本計画 ・職業安定法 ほか	・厚生労働省職業能力開発局 ・厚生労働省新潟労働局 ・新潟県職業能力開発課 ・新潟県職業能力開発課協会	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5015	50150001		都銀懇話会	1	生命保険の募集に関わる構成員契約規制の撤廃	生命保険の募集に関わる構成員契約規制を撤廃する		構成員契約規制は、実態に係らず、事前かつ一律に保険の募集を禁止する過剰規制。形式基準のため、顧客申出による場合も保険の販売が出来ず、顧客利便性の観点で問題。また、顧客勤務先の特定が困難なケースも多いなど(同名企業の存在等)、実務上の負担大。さらに、損害保険や第三分野商品では規制がなく、生命保険だけに適用される規制であり、妥当性に欠く	保険業法300条第1項9号、保険業法施行規則234条第1項2号、平成10年大蔵省告示238号	金融庁	
5015	50150002		都銀懇話会	2	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	非公開情報保護措置については、個人情報保護法に一体化する方向で見直しを行い、保険業法施行規則の規定は撤廃する		銀行が保険を販売する際のみ適用される規制であり妥当性がない(銀行以外の代理店、例えば証券会社等は対象外)。銀行が保険以外の商品を販売する場合は対象外)。現状、非公開情報の範囲は明確ではなく、銀行が保険募集を行う際には、非公開情報利用の事前同意を得ることが必須。しかし、募集、商品説明等を行う前に事前同意を取得することは他に例がないこともあり、顧客の理解を得るのが難しい	保険業法第275条第1項第1号、保険業法施行規則第211条第1項第2号	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5015	50150003		都銀懇話会	3	銀行並びに銀行子会社等及び銀行持株会社の子会社等による保険商品の販売規制の更なる緩和	銀行、銀行子会社、銀行持株会社の子会社等による保険商品の販売を早期に全面解禁する。また、解禁当初から、可能な限り幅広い商品について販売を可能とする。また、銀行窓販の保険商品拡大に伴う弊害防止措置については、顧客の利便性向上並びに銀行実務の観点から過度の規制とならないよう、必要なものに限定し、販売状況等に応じて見直しを行う		銀行による保険窓販は利用者のワンストップ・ショッピングに対するニーズに応えるもので、顧客の利便性の飛躍的な向上が期待できる。弊害防止措置については、それが過度の規制となれば、顧客の利便性を損なうとともに、販売にあたって顧客理解を得られないなど実務的にワークしない虞がある。銀行による保険販売の状況をモニタリングしつつ、必要に応じて見直しを行うことが必要	保険業法第275条、保険業法施行規則第211条、第211条の2、第211条の3、保険業法施行令第38条、銀行法第16条の2第1項第8号、同条第2項第4号、第52条の23第1項第7号、銀行法施行規則第17条の2第1項第2号、第17条の3第2項第3の4号	金融庁	
5015	50150004		都銀懇話会	4	都銀等による信託業務に関わる規制緩和	信託業法案成立後、遺言信託業務の解禁を早期に措置するとともに、不動産売買の媒介、貸借の媒介・代理等の不動産関連業務等を、都銀本体、信託銀行子会社、信託代理店に解禁する		都銀本体、信託銀行子会社および信託代理店に対して、併営業の一部を制限することの理論的根拠は不明確。顧客財産の総合運用管理サービスの充実を通じた顧客利便性の一段の向上のためには、遺言信託業務の早期解禁に加えて、不動産関連業務を含めた信託業務の解禁が不可欠	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第2条の2、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第2条の2第1項	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5015	50150005		都銀懇話会	5	不動産投資顧問業者等の資産運用アドバイザー業者の銀行による子会社化の解禁	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(以下「投信法施行令」という)第38条に定める「特定資産に係る投資に關し助言を行う業務」の銀行の子会社の業務範囲への追加		金融資産に対する総合的な運用アドバイス業務は15年度に銀行に解禁されたが、金融資産とそれ以外の資産を総合的に考慮して運用を行う投資家も相応に多いと考えられることから、金融資産に限らない総合的な資産運用アドバイスを銀行の子会社が行うことにより、顧客利便性を高めるべきと思われる	銀行法第16条の2第1項各号、銀行法施行規則第17条の3、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(Ⅲ-2-7-1(3)③)	金融庁	
5015	50150006		都銀懇話会	6	証券会社との弊害防止措置の更なる緩和	①証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第2号における適用除外となる有価証券に、「上場・登録株券」を加える、②証券会社の役員と親銀行等又は子銀行等の役員の兼任を、親銀行等又は子銀行等および証券会社の取締役、執行役、監査役及びそれらに準ずるものそれぞれについて過半数未満まで可とする、③非公開情報の授受に係る内閣府令の廃止、④電子情報処理組織の共有に係る内閣府令の廃止		①上場・登録株券は市場で株価が形成され、発行者には事業年度毎の有価証券報告書の作成が義務付けられることで、格付が付与されている有価証券と同様に引受審査等における客観性も担保されている、②本規制は、金融持株会社の活用等によりグループ経営を推進する際の人的資源の効率配分やグループ経営の枠組み構築の妨げになっている、③本規制の趣旨は、インサイダー取引規制や金融機関の守秘義務、チャイニーズウォールの設定で対応可能、④金融機関の自己責任を重視するとの観点から、過剰な規制は撤廃すべき	①証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第2号、②証券取引法第32条第1項、同条第2項、③同内閣府令第12条第1項第7号、④同内閣府令第12条第1項第8号	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5015	50150007		都銀懇話会	7	代理店に係る規制緩和	法人代理店における100%出資規制の撤廃、並びに代理店の取扱い可能な業務の銀行法第10条、11条、12条に定める業務全般への拡大		代理店は顧客ニーズを満たしつつ、ローコストオペレーションを可能とする有人拠点であり、その活用は有用。しかし、代理業務の制限によって多様な顧客ニーズへの対応が不十分なほか、法人代理店については、出資規制によって機動的な設置が困難。これらの規制撤廃により、顧客ニーズを充足する代理店の機動的な設置及び組織的な管理が可能となり、顧客利便性が向上	銀行法施行規則第9条の3第2項第6号、第8号、同施行規則第10条、平成11年4月1日金融監督庁告示第10号第2条(最終改正：平成14年3月29日金融庁告示第33号)	金融庁	
5015	50150008		都銀懇話会	8	子会社等による法人向け債権への保証業務の解禁	銀行等の子会社が営むことのできる業務として『債務の保証のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するもの』を認める		現在、金融機関は個人事業者や中小企業事業者の資金ニーズに積極的に応えるべく、資金供給チャネルや貸出商品の多様化に懸命に努めているところ。グループ内の保証会社も含めた信用保証業務の活用が解禁されれば、柔軟かつ迅速な商品設計、金融サービスの提供に貢献し、個人事業者や中小企業事業者を中心に資金調達の円滑化に繋がる	金融監督庁・大蔵省告示第9号(平成10年11月24日)第1条、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅲ-2-7-1	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5015	50150009		都銀懇話会	9	銀行等が取り扱う電子マネーのプリカ法適用除外	銀行等が発行体となる電子マネー（オフラインデビットにおける電子カードを含む）につき、「前払式証券の規制等に関する法律」（プリカ法）の適用除外とする		プリカ法の立法趣旨は利用者の保護であり、発行保証金の供託を義務付けること等により、前払式証券の発行者の倒産への備えや、悪意を持って発行見合資金を搾取しようとする事業者を排除することを企図している。一方、銀行等による電子マネーの発行は、銀行法上の“業務”として位置付けられており、発行者たる銀行には種々の監督規制が課せられている。斯かる観点を踏まえれば、銀行等に対してプリカ法を適用する必然性は乏しく、適用除外とすべきである	前払式証券の規制等に関する法律第2条第1項第1号）〔同第3条	金融庁、経済産業省	
5015	50150010		都銀懇話会	10	コミットメント・ラインの対象企業の拡大	コミットメント・ライン契約（特定融資枠契約）に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となる借主の対象を拡大し、中小企業（資本金3億円以下等）等に加え、以下のような借主を追加する。① 地方公共団体、② 独立行政法人、③ 学校法人、④ 医療法人、⑤ 共済組合、⑥ 消費生活協同組合、⑦ 市街地再開発組合、⑧ 特別目的会社		コミットメント・ライン（特定融資枠契約）は、既に制度が導入されている大企業等のみならず、中小企業等にとっても有益な資金調達手段であり、経済的弱者保護という本法の当初の趣旨は首肯できるものの、現環境下においては、借主の範囲に中小企業等を一律に排除していることは適切ではない。借主の対象に中小企業等を追加し、資金調達手段の多様化を図ることが必要である	特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁、法務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5015	50150011		都銀懇話会	11	銀行社債の商品性改善	銀行社債の商品性の改善(売出發行を認める、割引発行を可能とするための税制優遇に係る規定の整備)		平成11年10月1日に普通銀行による普通社債の発行が解禁されたが、長信銀等が発行する金融債と普通社債との間で商品性の違いが存在。店頭で発行代り金と引き換えに、即、券面が受け取れるという利用者利便の観点から、普通社債について売出發行を認めるなど商品性の改善が望まれる。これは、個人金融資産の運用多様化にも資する	商法第306条、租税特別措置法第41条の12	金融庁	
5015	50150012		都銀懇話会	12	債権流動化における債権譲渡禁止特約の対外効の制限	売掛債権等の一定の種類指名債権に限定し、かつ①「信託業法」又は「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業者に対する信託が譲り受ける場合、②特定目的会社及び「証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国の法人が譲り受ける場合、③金融機関(①を除く)が譲り受ける場合に限り、譲渡禁止特約の対外効を制限する		譲受人を信託業者等一定の免許業者等に限定することにより、原債務者の保護という商法の趣旨は維持可能。一方、現在の譲渡禁止特約の対外効は、原債権者の資金調達を妨げる要因となっているなど弊害が多い。譲渡禁止特約つき債権も、最高裁判例で既に差押及び転付命令の対象と認められている点と照らし合わせれば、より広く原債権者の資金調達のために活用されるべきである。我が国の債権譲渡関連法制を国際的な趨勢に適合させることにより、我が国の債権流動化市場の拡大を図ることができる	民法第466条第2項、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律	金融庁、法務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5015	50150013		都銀懇話会	13	資産流動化に際しての信託宣言の許容	信託法第1条に第2項を新設し、「別途法律に定めのある場合においては自己を一定の目的に従い財産の管理又は処分を為さしむることを得」と規定する		貸出債権等の流動化における債務者の抵抗感の払拭により、貸出債権等の流動化の促進が期待でき、金融市場の活性化に資する	信託法第1条	金融庁、法務省	
5015	50150014		都銀懇話会	14	特定目的会社による特定目的借入れの借入先の拡大	特定目的会社による特定目的借入れの借入先として、特定目的会社及び「証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人(以下、「特別目的会社」という)並びにそれに準ずる外国の法人を加える		証券化手法の進展に伴い、資産を譲受した法人に対して供与した貸出金を複数東ねて特別目的会社に譲渡し、当該特別目的会社が当該複数の貸出金を裏付資産として証券を発行する例が増加(以下「W-S P C方式」という)。ところが、こうした場合、国内では特定目的借入れの借入先が銀行及び適格機関投資家に限定されているため、上記のようなW-S P C方式を行うのは困難。W-S P C方式は小規模資産の流動化を行うに適した方式であり、中堅・中小企業向け金融の一手法とすることが可能	資産の流動化に関する法律第150条の6、同施行規則第41条	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5015	50150015		都銀懇話会	15	貸金業規正法に基づく書面交付義務に係る規制緩和(1)	①金融機関等が債権流動化を目的として譲受人になるなど、債務者保護に適切な配慮がなされている場合、②預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する「会社分割等の際に当該金融機関から承継した債権」及び「当該債権の債務者に対する会社分割等の後に発生した債権」を譲渡する場合、において、貸金業者の貸金債権譲渡契約時における債権譲受人の債務者に対する通知義務を不要とする扱い		本規制は、債務者の関知しないところで不良業者等に債権が譲渡されるリスクから債務者を保護するためのものであり、その趣旨は首肯できるものであるが、一方で、債権譲受人にとって手続が煩雑であることから、多大な人的負荷・システム負荷がかかっており、貸出債権の流動化を行う際の大きな障害となっている。わが国の貸出債権流動化市場発展のためにも重要。	貸金業の規制等に関する法律第24条第2項	金融庁	
5015	50150016		都銀懇話会	16	貸金業規正法に基づく書面交付義務に係る規制緩和(2)	債権者と債務者の双方が合意する場合に限り、キャッシング契約等の締結・貸付・返済時において、書面交付に加えて、「インターネットなどの情報通信機を用いた電磁的方法」による通知を認める		債権者と債務者の双方の合意がある場合、貸金業者につき、書面交付の代わりに電子手法の活用による債務者への通知を認めたとしても、債務者保護の観点で問題はない。加えて、電子手法の活用による機動的な対応を可能となることで、顧客利便性の向上にも資する。わが国の個人向け金融市場が大きく変化する中で、消費者金融市場に対するニーズは拡大している。銀行はその関連会社などで消費者金融・ファイナンス事業に取り組むことも多く、消費者金融市場の健全な発展にも寄与	貸金業の規制等に関する法律17条、18条、43条	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5015	50150017		都銀懇話会	17	銀行による優先株の保有規制の緩和	銀行法、独禁法上の5%ルールの特例として規定されている、「優先株の普通株への転換」について、「銀行による請求による場合」も、銀行が「転換後の処分計画」を策定し、それについて事前の承認・認可を受けた場合は、計画期間中の一定の議決権保有比率までの保有を可能とする		銀行の請求により優先株を普通株に転換しようとしても、現行規制では5%を超えて普通株への転換ができないため、優先株の機動的な処理が不可能。優先株の処理に関わる機動的な運営が実現すれば、優先株を活用した事業再生がより進展しやすくなる。また、売却に関わる計画の提出・認可を義務付けることで、事業支配や一定の取引分野の競争制限を行う意図は排除可能。	銀行法第16条の3、銀行法施行規則第17条の6、独占禁止法第11条、公正取引委員会規則第8号	金融庁、公正取引委員会	
5015	50150018		都銀懇話会	18	自己競落会社の対象物件等に係る規制緩和	競落対象物件の拡大し、親会社に配当のあるものだけでなく、子会社、関係会社に配当のあるものも可とする		不良債権の処理は、銀行本体のみならず、グループ全体にとって喫緊の課題。本規制緩和は、関係会社の不良債権処理を促進する上で極めて有効。その実効性を確保するためには、競落対象物件の拡大を実現することが不可欠	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅲ-2-7-2	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5015	50150019		都銀懇話会	19	ファクタリング業務に係る規制緩和	債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)第2条に定める「特定金銭債権」の15号関係(ファクタリング債権関係)に、保証ファクタリング業務の保証履行債権を加える		ファクタリング業務は、都市銀行では関連ファクタリング会社を通じて提供されており、近年は、一括決済方式などを通じて、喫緊の課題である中小企業金融の円滑化にも貢献。ファクタリング会社が取扱う保証ファクタリング業務の保証履行債権が特定金銭債権に含まれれば、ファクタリング会社の保証サービス業務が拡大し、更なる中小企業金融の円滑化に資するとともに、中小企業の回収業務の効率化(回収業務のアウトソーシング)が一層促進される	債権管理回収業に関する特別措置法第2条、債権管理回収業に関する特別措置法施行令第2条	金融庁	
5015	50150020		都銀懇話会	20	信用保証協会保証付債権の譲渡範囲拡大	譲渡の相手方に、債権管理回収に関する特別措置法に基づき法務大臣の許可を得た債権回収会社(以下、「サービサー」という)を加えるとともに、サービサーが特定資産の管理及び処分を行っている資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社(以下、「SPC」という)を加える		官民あげて中小企業に関わる事業再生への取り組みが進められているが、保証付債権が存在する債務者向けの債権は本規制により譲渡先に制限が課されており、民間の枠組みの中で活用できない状況が続いている。本規制の撤廃は、機動的な事業再生に貢献。また、譲渡先をサービサーおよびサービサーに業務委託をするSPCに限定することにより、中小企業への不適切な対応(強引な回収等による代位弁済請求等)が発生する懸念は小さい	中小企業信用保険法施行令第1条の3	経済産業省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5015	50150021		都銀懇話会	21	派遣社員による各種ローンの営業行為の許容	厚生労働省令25号の金融商品の範囲を拡大し、各種ローンに関わる営業行為を追加		派遣業法上は広範に金融商品の取扱いを認めているものの、貸出については許容外。今後ますます、派遣社員が顧客接点を持つ機会が増加する中で、現規制の範囲内では顧客に対し良い商品をタイムリーに提供できないばかりか、顧客サイドにとっては正社員も派遣社員も同様であり、商品の説明が分割することによるお客さまの不満も大きい。特に個人分野では貸出商品はほぼ既製化されており、他の商品と切り分ける理由は少ない。	労働者派遣法政令25号	厚生労働省	
5015	50150022		都銀懇話会	22	従属業務を営む子会社の収入依存度規制の緩和(1)	銀行法施行規則第17条の3第1項第19号～第21号に定める業務(現金・小切手等輸送業務、集配業務、有価証券の受け渡し業務)について、当該銀行及びその子会社の収入依存度規制を撤廃		集配金業務は、銀行業務の遂行に必要な業務であるが、アウトソースニーズが高い業務である。また、金融機関によっては、既存インフラの余剰能力を活用しビジネスとしての展開を図れる業務であり、積極的にインソースするニーズがある。当該銀行及びその子会社からの収入に縛られることなく集配金事務を柔軟に委託・受託できることにより、顧客利便性の向上を図りつつ銀行経営の効率化を図ることができる	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅲ-2-7-1、金融庁告示第34号、36号、38号(収入依存度規制告示)	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5015	50150023		都銀懇話会	23	従属業務を営む子会社の収入依存度規制の緩和(2)	銀行持株会社(又はその子会社)のために従属業務を営む会社で、主として銀行以外のために従属業務を行う会社について、「銀行若しくは長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社のいずれかからの収入があること」の要件を撤廃		銀行持株会社又はその子会社のために従属業務を営む子会社については、銀行からの収入依存度規制を撤廃しても、銀行グループとの一体性は確保可能。銀行持株会社(又はその子会社)のために従属業務を営む会社で、主として銀行以外の会社のために従属業務を行う会社であっても、銀行から何らかの収入があることが必要となるため、グループ全体としての業務運営において非効率な契約/業務が発生	平成14年3月29日金融庁告知第34号	金融庁	
5015	50150024		都銀懇話会	24	証券取引法等における「子法人等」等の定義の改正	①証券取引法における「親法人等」「子法人等」の定義を、財務諸表等規則、銀行法等における「親会社」「子会社」の定義と同一にする、②主要株主の定義を銀行法の定義と同一にする、③証券会社に関する内閣府令第16条及び第19条を、証券取引法施行令の内容に合わせる		証券取引法と銀行法上の「親法人等」あるいは「子法人等」の定義、また「主要株主」の定義が異なることにより、金融機関の管理並びに届出事務が大きな負担となっている。	①証券取引法第32条第5項、第6項、②証券取引法施行令第15条の3第1項第1号、同条第2項第1号、③証券取引法施行令第15条の3第1項第2号、同条第2項第2号、証券会社に関する内閣府令第16条第3項、同条第19条第3項	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5015	50150025		都銀懇話会	25	電磁的方法による決算公告の許容	電磁的方法による決算公告の許容		わが国のIT戦略の基本理念を定めた、いわゆるIT基本法が平成13年1月に施行され、ITの積極的活用について、国全体が取り組んでいる中、銀行のみ電磁的方法による決算公告が認められないことは、その方向性にあっていないものであり、銀行にも電磁的方法による決算公告を行うことを認めるべきである。また、銀行にとって、決算公告の合理化にも資するものである	銀行法第20条、第21条、第57条	金融庁	
5015	50150026		都銀懇話会	26	証券外務員登録の簡素化	銀行持株会社の子会社である銀行間異動においては、出向・転籍を問わず、外務員登録の維持を可能とする(抹消及び新規登録申請手続を不要とする)		金融グループ内で機動的な人材配置を行っていく中で、銀行持株会社の子会社である銀行間異動は、今後ますます増加していく見込であり、日数に係わらず証券業務従事に支障が生じる(証券外務員としての業務を行えない期間が発生する)状況は、早期に改善されるべきである	証券取引法第64条の6第3項	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5015	50150027		都銀懇話会	27	銀行持株会社及び銀行による届出手続きの簡素化	銀行持株会社及び銀行による届出手続きの簡素化		子会社・関連会社の設立等の事由に対して、銀行持株会社と銀行が各々届出を行うのは、二重作業が多く非効率で、実務的な負荷が大きい。届出手続きについては原則一本化を図るべきである	銀行法第53条、銀行法施行規則第35条	金融庁	
5016	50160001		山口健治 (世界経済・土地研究所)	1	土地制度の改革(土地を私財から公共財に転換すること)	土地は、現在の土地制度では純粋な私有財産とされているため、日本では昔から土地投機が絶えない。バブルの前は、日本列島改造の時代(昭和47-48年)がそうであった。人口密度が高く、生産活動や経済活動が活発な日本では、土地投機が経済のすべてをだめている。〈たとえば、物価高、世界一の地価、バブルの発生と崩壊、不良債権の発生、金融不安、公的資金の投入、ペラボウにコストの高い公共事業、国と地方の財政赤字の累積等)土地投機の結果、マクロ経済のバランスは崩れ、地価上昇のときはインフレ圧力、地価下落のときはデフレ圧力を、日本経済に対してかけてきた。今回の土地バブルは、その最大のものであった。日本経済がメタメタに破壊された。われわれは、まだデフレ圧力の下に生きている。国の基本構造である土地所有権制度は、完全な時代遅れとなってしまう。日本の土地制度は、130年前のものであり、19世紀の遺物となっている。こんな特異な土地制度を持っている国は世界中にない。日本がお手本としたフランスは、130年の間に大きく変わってしまった。日本は、土地に付いては民尊官卑になってしまった。世界の土地政策の流れは、土地の公共財化、土地公有化に向かっていく。外国では、土地は私財というよりは、むしろ公共財として扱われる方向に進んでいる。日本経済を健全な方向に再生するためには、民法をはじめ土地法を抜本的に改正し、土地の権利は利用権を中心として国民に与えるが、土地の処分権(売買する権利)は、国と地方公共団体のみが保持する制度を採用する必要がある。日本経済が崩壊した今、これを再生するためには、土地を公共財とすることが不可欠の課題である。	全国の都道府県、市町村の中から、10団体程度を『土地公共財・特区』として選定し、土地を私財でなく、公共財とした場合に、物価がどう変わるか、公共事業の用地費と各種補償費がどうなるかを測定し、その地域における国の予算の執行と、当該地方公共団体の財政にどのような影響を与えるかを測定し、評価する。また住民の反応と評価を測定する。この測定結果を公開し、国会、地方議会等で議論した後、何らかのメリットがあり、国民や地域住民から成功と判断された場合には、土地を私財から公共財に転換するため、現行の処分権中心の制度から利用権を中心としたものに切り替える。即ち、国民や企業は、処分権を返上し、土地の利用権のみを享受することとし、底地権(処分権)は、国と地方公共団体のみが持つという土地制度に、転換することとする。すでに、現行の土地基本法は土地が、強い公共性と社会性を持つ財であることを認めているので、その趣旨を尊重して、国民の土地の権利は、利用権に限定することにし、その方向で、民法をはじめとする土地法体系的抜本的改正を行う。	土地については、戦後の農地改革を除き、基本的な制度の改革は、明治6年の地租改正以来ほとんど行われていないように思う。しかし、海外では『土地は公共財』(Landis public property.)という考え方は、今や世界の土地政策の潮流となっている。現在の土地制度の下での日本では、人間がいくら勤勉に働いても、土地制度の欠陥から土地投機が起こり、経済のバランスが崩れてしまっている。失業や自殺が多くなり、物価が高く、住居費が高い日本では、土地制度は、少子化の大きな原因ともなっている。今後土地投機は、あらゆる手段で根絶しなければならぬ。このためには、土地に関する日本人の意識を、根本的に変革する必要がある。と同時に、明治維新以降の、土地制度の基本を抜本的に改革する必要がある。土地に関する国民の権利は、投機を伴はない利用権に限定すべきである。土地を公共財とすることによって、日本経済は下記のメリットを享受することができる。1 土地投機ができなくなるため、土地バブルは起こらなくなる。バブル時のインフレ圧力、バブル崩壊時の長期にわたるデフレ圧力も生ずることはない。2 不良債権、金融不安等は非常に少なくなり、銀行等に対する公的資金の投入も、不必要となる。3 土地制度の重心が公益重視、土地私権を弱体化させることになるため、公益と私益のバランスが回復する。そして、公共事業を計画するに当たり、国民経済上最も効率的に計画できると同時に、用地費、各種補償費等が大幅に削減でき、効率のよい安価な社会資本造りが可能となる。4 財政の歳出面が大幅に節約され、国と地方双方の財政再建が可能となる。5 悪名高き『世界一の高地価』と物価が下がり、国民生活は実質的に豊かになる。6 最近急速に競争力を付けてきた、中国経済に対し、土地制度の面では、少なくとも同等に競争できる制度的条件を整えることになる。	民法 土地収用法 土地基本法 国有財産法 農地法 その他土地法	法務省 財務省 国土交通省 農林水産省	<要望理由より続き> 以上、土地を私財から公共財へと転換することによって生ずるメリットをあげてきた。その反面、失われる利益は、地権者や金融機関の土地投機による利得のみである。投機の利益の追求は、世界中どこでも悪とみなされている。したがって、この改革で失われるものは特になく、この大改革によって、日本経済は、確実に、健全な方向に再生することができる。そして、われわれの通算である日本円は、基軸通貨への道を歩むことも不可能ではない。現行の陳腐化した土地制度に固執するあまり、今土地を公共財として転換することができなければ、GDP世界第二位となった、輝かしい日本経済の運命は、今後も繰り返すと予想される土地投機と土地バブルによってまたもや崩壊され、マクロ経済は激動し、没落の道をたどるであろう。(追記)土地投機が、過去の日本経済の中でどのような役割を果たしてきたのか、政府の国民経済計算資料を活用して、数量的に分析した結果、日本では、政策的に土地投機をコントロールすることができなかつた。経済の再生は、ほとんど不可能に近いことを検証いたしました。これは、『日本経済・岡田八重』としてまとめ、メルマガ・マガジンとして、下記の3社(まくまく、メルテン、メルマ)で配信しております。3年がかりで、現在まで、多くの読者に約50回配信してきました。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5017	50170001		山口県光市	1	国民健康保険税2割軽減制度適用に係る申請制度等の廃止	国民健康保険税の2割軽減制度の適用について、申請制度及び所得状況の変化等による軽減適用除外の制度を廃止し、5割軽減や7割軽減制度と同様に、前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が軽減基準に該当する世帯には、当初から一律に軽減適用ができるよう規制の撤廃を求めたい。	公平公正で、納税義務者にとって、簡潔でわかりやすい課税の実現	2割軽減制度のみ、他の軽減制度には規定のない申請主義を採用している根拠が不明確。前年中所得が軽減適用基準に該当していても、本年中所得見込額の回復が見込まれる場合は不適用になることについては、本人が申請時点で想定する将来の所得見込額という未確定要素に基づき軽減適用の可否を決定するものであり、課税の根拠としては不適当。本制度の適用に当たっては、申請後の税額変更処理が伴うことから、他の軽減適用と比較して経費を含め事務的負担が大きくなっている。	国民健康保険法等の一部を改正する法律等の施行について(平成7年3月31日保発第34号 都道府県知事あて 厚生保険局長通知)第一5(1)及び(3) 国民健康保険法等の一部を改正する法律等の施行について(平成7年3月31日厚生省発保第49号 都道府県知事あて 厚生事務次官通知)第二11(2)なお書	厚生労働省	①要望理由書補足 ②根拠法令詳細
5018	50180001		大阪府貨物運送健康保険組合	1	健康保険法の一部改正	健康保険法第180条 第5項の条文を削除すること	保険料等を納付しない者に対し、保険者である健康保険組合が国税滞納処分の例により強制徴収するもの	現在健康保険組合が滞納処分を行う場合、厚生労働大臣の認可が必要と健保法第180条第5項に定められている。このため申請や認可に1週間程度の日数を要するので、倒産や不渡り等の事故が発生しても他の債権者より処分が遅れ保険料等の確保ができなくなり、健康保険組合の財産権を侵害していると考え。また、健保法第4条に健康保険の保険者は政府及び健康保険組合と明記されており同等の保険者と考えるが、強制徴収において立法当初は市町村に請求(依頼)することになっていて、同等な手続きが必要であったものが、昭和4年の法改正では政府のみが独自で強制徴収が行えるようになった。以後、若干の改善はあったものの健康保険組合は依然として大臣の認可を受けなければならない。同等な保険者として公正公平な取り扱いをお願いしたい。	健康保険法 第180条	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5019	50190001		日本商品投資顧問業協会(会長 牛嶋英揚)	1	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第1項に規定する商品投資により運用する金額が、運用財産の総額の1/2超となる場合において金融商品を投資対象として組み入れることが可能となっているが、この商品ファンドの従たる部分である「商品投資以外の投資」に関する運用規制の撤廃を要望する。	投資対象をより自由にそして機動的に選択できるようになり、相関性の低いものを組み合わせることにより、商品ファンドの安定運用の道が開かれ、投資家の期待する収益の安定性に寄与することにつながるようになる。	本件は「規制改革推進3か年計画等のフォローアップ結果(平成15年5月内閣府公表)」において、「平成15年度早期に措置する」旨を踏まえて、速やかな対応を要望する。	商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条 通達 商品投資販売業者の業務の運営に関する基本事項について	金融庁、農林水産省、経済産業省	
5019	50190002		日本商品投資顧問業協会(会長 牛嶋英揚)	2	年金資金運用用品目としての商品ファンドに基づく商品投資受益権を解禁する。	厚生年金保険法における年金給付等積立金の運用方法として、商品投資に係る事業の規制に関する法律上の商品ファンド(商品投資受益権)による運用を明示的に認めることを要望する。 第136条の3第1項第4号に項目を追加し、「商品投資に係る事業の規制に関する法律」に規定する商品投資受益権の売買を加えることを要望する。	年金資金の運用に携わるものにとって、運用選択肢の拡大を図り、投資対象として採用するかどうかの投資判断は、運用を専門とする者に委ねられるべきものと考える。	投資対象は商品投資であってもあるいは株式投資であっても、運用におけるリスク管理が極めて重要なことはいままでもないことであり、決して投資商品の属性ではないと考える。 今日では、運用の世界において多種多様な運用商品が提供されており、パフォーマンスにおけるリスク管理の面では金融工学的な角度より、またスキームにおけるリスク管理はリーガルの視点より、と厳しい管理手法が採られている。 将来的な年金受給の効率性を鑑み、幅広い選択肢の中で採用に耐えられるかどうかのデューデリジェンス機能より検討の可能性を要望する。	厚生年金保険法第136条の3	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5019	50190003		日本商品投資顧問業協会(会長 牛嶋英揚)	3	商品投資顧問業者による年金資金運用業務に係る規制を緩和する。	「商品投資に係る事業の規制に関する法律」(以下「商品ファンド法」という)に基づき顧客資産の一任運用の許可を受けた商品投資顧問業者を、年金給付等積立金の契約運用者として認めること。具体的には、厚生年金保険法第136条の3第1項第3号における年金給付等積立金の契約運用者としての投資顧問業者の定義に、商品ファンド法に基づく商品投資顧問業者を加えること。	厚生年金基金の信託会社等との契約に基づく運用においては、現在これらの運用機関が商品投資顧問業者を運用者とする運用契約が認められているが、厚生年金基金による商品投資顧問業者を厚生年金保険法第136条の3第1項第3号に規定する投資顧問業者として契約運用者とみなす契約締結を認める。	商品投資顧問業者は、顧客の一任を受けて種々の手法を駆使して商品投資におけるリスクをコントロールしつつ顧客の資産における利回りの向上を確保する専門家であり、有価証券取引におけるリスクコントロールの専門家である投資顧問業者と資産運用において基本的異なるものではない。「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく認可投資顧問業者の兼業規制が緩和され証券投資顧問業者の商品先物投資等積立金の運用においても、有価証券等の伝統的資産運用を中心としつつも有価証券等と相関性の少ない商品先物投資を一部活用することにより、リスク分散による安定的な投資効果が期待され、より現実的と考える。昨今、アメリカの年金基金や大学の基金等は従来の伝統的資産運用との非相関性と絶対リターンを求めて、オルタナティブ投資に対する需要(2003年末にヘッジファンドに投資された資金は660億ドルといわれる。)が急激に拡大(2008年までに3,000億ドルとの予想もある。)している。	厚生年金保険法第136条の3第1項第3号及び第4号	厚生労働省	<要望理由より続き> 日本においてもこの傾向は鮮明になってきており、運用の器に違いこそあれ、ファンドオブファンズを通じてのオルタナティブ投資が拡大しつつあり、今後更なる規制緩和等により日本の年金基金が直接商品投資顧問業者と投資一任契約を締結することができれば、もっと機動的にその運用の意思をポートフォリオに反映することができ、運用のパフォーマンスも向上するものと期待できる。 商品投資顧問業者は、商品ファンド法に基づき1994年10月にその最初の6社が許可され、その後運用の実績を積み重ね、2004年9月末現在の許可業者7社の顧客資産運用額(協会集計)は商品ファンドを中心に314億円となり、今後更に増加するものと期待している。 これらの実績の伸張並びに厚生年金基金の積立金の中長期的な経済変動リスクは今後も存在することへの対処方法の一つとしての分散投資の必要性の観点から、証券の認可投資顧問業者のみならず商品投資の専門家としての商品投資顧問業者を年金給付等積立金の契約運用者としての投資顧問業者の定義に加えるべきと考える。
5020	50200001		株NJSE&M	1	水道事業の民間開放	・既存事業者が民間である場合には、事業認可を10年程度の有期免許とし、入札等により新規参入を募る。 ・既存事業者が地方公共団体である場合には、10年程度毎に市場化テスト(官民入札)の実施を義務づける。	①老朽施設で改良投資をしなればならないのに、資金調達能力がないため工事を実施できない既存民間水道事業者 ②独立採算で運営できていない既存公営小規模水道事業者に代わって、入札等の方法により事業認可を取得して水道事業を運営したい。 ・既存施設は既存事業者からリースし、建設費の償還に見合うリース料を支払う方式とする ・入札では、料金レベル、サービスレベルなどを競争させる。	・現行フランチャイズ制度では退出が原則禁止されており(水道法第11条:許可制)、著しい業務不履行がなければ、事業認可は取り消されない。 ・既存事業者に着しい業務不履行はなくても、もっと効率的に事業を運営できると主張する新規参入者にとっては、現行制度は実質的に参入障壁となっている。 ・また新規参入しようとする民間水道事業者にとっては、とってかわろうとする既存事業者が多くの場合市町村であり、その市町村の同意を得なければならない(水道法第6条第2項:市町村長の同意)ため、競争的新規参入の可能性は無い。	水道法第6条ノ11条	厚生労働省	添付資料1: 要望者論文「公営水道の経営効率化努力と民活導入」(1997/07) 添付資料2: 要望者論文「日本の上下水道にも競争原理を」(2004/10)

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5020	50200002		株NJSE&M	2	下水道事業の多角化と民間開放	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の定義を個別処理方式の施設に拡張する。 ・集合処理区域と個別処理区域を厳格に線引きせず、個別事情に応じて処理方式を選択し、一体的な整備を可能にする。 ・民間の下水道事業者を認める(既存施設はリース) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の財政事情から集合処理方式の整備が事実上断念されている地域で、集合処理方式、個別処理方式を組み合わせた下水道事業を実施したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集合処理と個別処理の所管省庁がバラバラになっているため、効率的な事業計画を立て難い状況にある。 ・集合処理区域は厳格に線引きされていて、その変更を機動的に行うことは想定されていない。このため、個別処理方式への変更が円滑に行われにくい状況にある。 ・個別処理区域においても、複数世帯を集合処理した方がよい区域もある。このような細かい事情を考慮しながら2つの区域を線引きすることは現実的でなく、一体的に整備する方が必要である。 	下水道法第2条/3条 浄化槽法第2条	国土交通省/環境省/農林水産省/総務省など	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者として上下水道事業を一体として運営できるようにすれば一層の効率化が可能となる。(上記要望1参照)
5021	50210001		学校法人八洲学園	1	通信制中学校の入学要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法、第百五条 中学校は、自分の間、尋常小学校卒業者及び国民学校初等科修了者に対して、通信による教育を行うことができる。及び、中学校通信教育規程、第二条 「中学校の通信教育を受けることのできる者は、昭和二十一年三月三十一日以前の尋常小学校卒業者及び国民学校初等科修了者に限る。」の撤廃 ・独立した通信制中学校の設置を通信制高校の設置基準に準じて認可する 	主に不登校生徒を受け入れ、通信教育の方法で中学校教育を実施することで、不登校生徒への教育機会を保障する。	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校には通信制課程が認められており、本学園はこれまで、不登校生徒の受け入れのための通信制高校を2校運営し、大きな成果をあげてきた。しかし、中学生及びその保護者から高校と同様の通信制の中学の要望が多数寄せられているが、法令より受け入れができない。 ・不登校の生徒のために 特区で「IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業」が認められているが、これは緊急避難的には有効な方法ではあるが、長期化した際に、在籍する中学校が主体性を持って教育することができず、生徒に十分な教育を提供していることにならない。しかし、通信制中学を設置し生徒を受け入れた場合、すでに高校で十分に検証された教育方法で、通学が困難な生徒に対しても学習指導要領に則した教育を提供することができる。 ・通信教育による方法であれば、広域の不登校生徒を1箇所指導できるため、教材開発、指導などを不登校について専門の教員が担当でき、専門的・高度な指導が効率的に行え、生徒にとって良い教育環境が確保できる。 ・中学生にとって教師・他の生徒との直接対話は必要のため、通信制高校同様に面接指導は実施するが、通学ができない生徒においては、インターネットにより授業を生中継する方法も活用する。 ・独立した通信制中学の校舎は通信制高校同様に必要最低限(通信制高校では1200平米)とし、通信制高校が行っているのと同様に各地に協力校を設けてそこで面接指導などを実施する。 ・なお、このような通信制中学校は全国都道府県(又は政令市など)に最低1校ずつ公立で設置しつつ相互のネットワークを構築するのが望ましいと思われる。 ・文部科学省でも義務教育全体について見直すとのことであるが、その中でも現状の不登校児童の増大の一刻も早い解決は極めて重要であり義務教育の根幹にかかわると考えられるため、是非、その検討において、通信制の中学校の開設をも取り扱うことを要望する。 	中学校通信教育規程 高等学校通信教育規程	文部科学省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5022	50220001		中上清吾	1	携帯電話の電波が全てのエリアに届くこと	個人、団体でアンテナを買うことができる。民間の電波に関して仕事をしている業者は、アンテナを作れるアンテナは電波増幅器、電波中継器という。アンテナは検査に合格した製品とする。	防犯の為に携帯電話の過疎地を無くす。	携帯電話の所持者が多く防犯に役立つと思われる。しかし、電波の過疎地がある小学生、中学生、ご婦人の方達の変質者に困る被害を受ける場所は携帯電話の届かない場所があり、通学、通勤の途中を安全圏と捉えるのは無理がある。携帯電話の技術的に飛躍して信頼がおける。	電波通信事業法 有線電気通信法 電波法の何れの公共性の高いものという発想に反している考え方。個人、団体が都合の良い時に使用する電気工作物であります。	総務省	
5023	50230001		北海道コミュニティ放送協議会	1	コミュニティ放送(市区町村放送)の放送免許申請にあたり、上限一律20ワット以上の出力等を希望する場合、その地域の実情を審査、検討する「コミュニティ放送検討委員会設置」を条件とする制度の導入	コミュニティ放送の出力の上限は全国一律20ワット。このために、北海道のように広大な面積を有し、或いは合併によって行政区域が広域化した市町村では、出力が弱く、放送対象地域であっても聴取不可能、もしくは難聴地域が存在する。しかし、上限20ワット以上の出力で放送をした場合、地域によっては増力に伴う諸問題が発生する可能性がある。については、増力を希望する場合、その可能性について、地域ごとに審査、検討する委員会を設置することを条件とし、同委員会の客観的事実に基づく審査を経て増力が認められた場合のみ「一律以上の増力を求める免許申請」を可能とする新たな制度の導入を要望する。これにより、地域の実情に合致した出力で対象地域全域への放送が可能となり、コミュニティ放送による地域振興がさらに図られる。	①現行の市町村区域で聴取不可能な地域に放送ができる②災害緊急時の情報を地域全域に放送すること、地域内の安全化がさらに推進される。③基幹産業の振興や教育・福祉の向上。④域内全体の情報化の推進。	①コミュニティ放送局が上限20ワット以上の出力で放送した場合、既存放送局との「混信」や「新規コミュニティ放送局の開設に支障をきたす」などの問題が発生する可能性がある。しかし、この可能性が極めて低い、或いは全く無いにも拘わらず、放送対象エリアが広いなどのために出力が足りず、その全域をカバーできない市区町村区域が全国に存在する。については、増力に伴う問題発生の可能性を地域ごとに厳密に審査・検討する「検討委員会」の設置が必要と考える。構成員は有識者、地元住民、関係放送業者等で、検討項目は「混信の可能性」「周波数の逼迫状況」「周辺地域での放送局開設の困難性」「過疎地域等における放送の普及・継続に対する支障」「地域に密着した情報提供の内容」「中継局設置等の代替手段」等。同委員会の客観的事実に基づく検討の結果、申請(上限20ワット以上等)の妥当性が認められた場合のみ、総務省に適正な増力の免許申請ができる仕組みとする。これにより、地域の実情に合致した出力で対象地域全域への放送が可能となり、コミュニティ放送による地域振興がさらに図られる。②現行法令では受信状況を改善するため「中継局の設置」が可能。しかし、地震などの災害時の倒壊や送信所増力に比べ高コストになる場合がある。については、同項目についても検討委員会でその実状を調べ増力の妥当性を検討する。	●放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号)第1総則9「コミュニティ放送を行う放送局に使用させることができる(中略)空中線電力は20W以下で必要最小限のものとする」●電波関係審査基準(平成6年達第3号同5条別紙2、第5放送関係(1)コミュニティ放送局空中線電力について「20W以下で、かつ、放送を行おうとする地域を放送区域とするために必要とする必要最小限の値であること」	総務省	●資料1「コミュニティ放送検討委員会イメージ図」●資料2「各地コミュニティ放送局の放送カバー率」●資料3-1「エフエムおひろ試験評価表」●資料3-2「同参越地震とコミュニティ放送に関する掲載記事」●資料4「新潟コミュニティ放送に関する掲載記事」●資料5「ラジオが命綱だった」→コミュニティFMラジオと防災・抜粋●資料6「防災とコミュニティ」→日本コミュニティ放送10年史から抜粋

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5024	50240001		日本スポーツロケット協会	1	模型ロケット自動車用噴射推進器に対する規制の緩和	火薬類取締法により、「火薬」と分類されている模型ロケット自動車用噴射推進器は、輸入するには輸入割当及び輸入許可が、輸入後は輸入届が必要であり、頒布するには販売営業許可が、頒布を受けて使用するには譲り受け許可と消費許可が必要であるが、硝酸塩を使用した薬量5グラム以下の噴射推進器は「がん具」として認めていただきたい。	海外で製造されているものを導入して、スポーツ・競技会等で使用したい。	海外より規制が厳しいため、国内での普及・使用が困難である。モデルロケット用の噴射推進器の場合、硝酸塩を使用した薬量20グラム以下のものは「がん具」として認められている。	火薬類取締法	経済産業省	
5024	50240002		日本スポーツロケット協会	2	模型ロボット用噴射推進器に対する規制の緩和	火薬類取締法により、「火薬」と分類されている模型ロボットに取付けて使用する噴射推進器は、輸入するには輸入割当及び輸入許可が、輸入後は輸入届が必要であり、頒布するには販売営業許可が、頒布を受けて使用するには譲り受け許可と消費許可が必要であるが、硝酸塩を使用した薬量20グラム以下の噴射推進器は「がん具」として認めていただきたい。	海外で製造されているものを導入して、スポーツ・競技会等で使用したい。	海外より規制が厳しいため、国内での普及・使用が困難である。モデルロケット用の噴射推進器の場合、硝酸塩を使用した薬量20グラム以下のものは「がん具」として認められている。	火薬類取締法	経済産業省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5024	50240003		日本スポーツロケット協会	3	人形に取付けて使用する噴射推進器に対する規制の緩和	火薬類取締法により、「火薬」と分類されている、人形に取付けて使用する噴射推進器は、輸入するには輸入割当及び輸入許可が、輸入後は輸入届が必要であり、頒布するには販売営業許可が、頒布を受けて使用するには譲り受け許可と消費許可が必要であるが、硝酸塩を使用した薬量20グラム以下の噴射推進器は「がん具」として認めていただきたい。	海外で製造されているものを導入して、スポーツ・競技会等で使用したい。	海外より規制が厳しいため、国内での普及・使用が困難である。モデルロケット用の噴射推進器の場合、硝酸塩を使用した薬量20グラム以下のものは「がん具」として認められている。	火薬類取締法	経済産業省	
5024	50240004		日本スポーツロケット協会	4	模型飛行機用噴射推進器に対する規制の緩和	火薬類取締法により、「火薬」と分類されている模型飛行機用噴射推進器は、輸入するには輸入割当及び輸入許可が、輸入後は輸入届が必要であり、頒布するには販売営業許可が、頒布を受けて使用するには譲り受け許可と消費許可が必要であるが、過塩素酸塩を使用した薬量20グラム以下の噴射推進器は「がん具」として認めていただきたい。	海外で製造されているものを導入して、スポーツ・競技会等で使用したい。	海外より規制が厳しいため、国内での普及・使用が困難である。モデルロケット用の噴射推進器の場合、硝酸塩を使用した薬量20グラム以下のものは「がん具」として認められている。	火薬類取締法	経済産業省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5024	50240005		日本スポーツロケット協会	5	模型ロケット用噴射推進器に対する規制の緩和	火薬類取締法により、「火薬」と分類され模型ロケット用噴射推進器は、輸入するには輸入割当及び輸入許可が、輸入後は輸入届が必要であり、頒布するには販売営業許可が、頒布を受けて使用するには譲り受け許可と消費許可が必要であるが、過塩素酸塩を使用した薬量20グラム以下の噴射推進器は「がん具」として認めていただきたい。	海外で製造されているものを導入して、スポーツ・競技会等で使用したい。	海外より規制が厳しいため、国内での普及・使用が困難である。モデルロケット用の噴射推進器の場合、硝酸塩を使用した薬量20グラム以下のものは「がん具」として認められている。	火薬類取締法	経済産業省	
5024	50240006		日本スポーツロケット協会	6	人形に取付けて使用する噴射推進器に対する規制の緩和	火薬類取締法により、「火薬」と分類されている人形に取付けて使用する噴射推進器は、輸入するには輸入割当及び輸入許可が、輸入後は輸入届が必要であり、頒布するには販売営業許可が、頒布を受けて使用するには譲り受け許可と消費許可が必要であるが、過塩素酸塩を使用した薬量20グラム以下の噴射推進器は「がん具」として認めていただきたい。	海外で製造されているものを導入して、スポーツ・競技会等で使用したい。	海外より取締りが厳しいため、国内での普及・使用が困難である。モデルロケット用の噴射推進器の場合、硝酸塩を使用した薬量20グラム以下のものは「がん具」と指定されている。	火薬類取締法	経済産業省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5024	50240007		日本スポーツロケット協会	7	模型船舶用噴射推進器に対する規制の解除	火薬類取締法により、「火薬」と分類されている模型船舶用噴射推進器は、輸入するには輸入割当及び輸入許可が、輸入後は輸入届が必要であり、頒布するには販売営業許可が、頒布を受けて使用するには譲り受け許可と消費許可が必要であるが、硝酸グアニジンを使用した薬量20グラム以下の噴射推進器は火薬類取締法の適用を除外していただきたい。	海外で製造されているものを導入して、スポーツ・競技会等で使用したい。	米国等諸外国では安全性が高いとされ規制がなく自由に使用できているが、国内では普及・使用が困難である。	火薬類取締法	経済産業省	
5024	50240008		日本スポーツロケット協会	8	模型ロケット自動車用噴射推進器に対する規制の解除	火薬類取締法により、「火薬」と分類されている模型ロケット自動車用噴射推進器は、輸入するには輸入割当及び輸入許可が、輸入後は輸入届が必要であり、頒布するには販売営業許可が、頒布を受けて使用するには譲り受け許可と消費許可が必要であるが、硝酸グアニジンを使用した薬量20グラム以下の噴射推進器は火薬類取締法の適用を除外していただきたい。	海外で製造されているものを導入して、スポーツ・競技会等で使用したい。	米国等諸外国では安全性が高いとされ規制がなく自由に使用できているが、国内では普及・使用が困難である。	火薬類取締法	経済産業省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5024	50240009		日本スポーツロケット協会	9	模型飛行機用噴射推進器に対する規制の解除	火薬類取締法により、「火薬」と分類されている模型飛行機用噴射推進器は、輸入するには輸入割当及び輸入許可が、輸入後は輸入届が必要であり、頒布するには販売営業許可が、頒布を受けて使用するには譲り受け許可と消費許可が必要であるが、硝酸グアニジンを使用した薬量20グラム以下の噴射推進器は火薬類取締法の適用を除外していただきたい。	海外で製造されているものを導入して、スポーツ・競技会等で使用したい。	米国等諸外国では安全性が高いとされ規制がなく自由に使用できているが、国内では普及・使用が困難である。	火薬類取締法	経済産業省	
5024	50240010		日本スポーツロケット協会	10	模型ロボット用噴射推進器に対する規制の解除	火薬類取締法により、「火薬」と分類されている模型ロボットに取り付けて使用する噴射推進器は、輸入するには輸入割当及び輸入許可が、輸入後は輸入届が必要であり、頒布するには販売営業許可が、頒布を受けて使用するには譲り受け許可と消費許可が必要であるが、硝酸グアニジンを使用した薬量20グラム以下の噴射推進器は火薬類取締法の適用を除外していただきたい。	海外で製造されているものを導入して、スポーツ・競技会等で使用したい。	米国等諸外国では安全性が高いとされ規制がなく自由に使用できているが、国内では普及・使用が困難である。	火薬類取締法	経済産業省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5024	50240011		日本スポーツロケット協会	11	人形に取付ける噴射推進器に対する規制の解除	火薬類取締法により、「火薬」と分類されている人形に取り付けて使用する噴射推進器は、輸入するには輸入割当及び輸入許可が、輸入後は輸入届が必要であり、頒布するには販売営業許可が、頒布を受けて使用するには譲り受け許可と消費許可が必要であるが、硝酸グアニジンを使用した薬量20グラム以下の噴射推進器は火薬類取締法の適用を除外していただきたい。	海外で製造されているものを導入して、スポーツ・競技会等で使用したい。	米国等諸外国では安全性が高いとされ規制がなく自由に使用できているが、国内では普及・使用が困難である。	火薬類取締法	経済産業省	
5024	50240012		日本スポーツロケット協会	12	模型ロケット用噴射推進器のイグナイターに対する規制の緩和	火薬類取締法により、模型ロケット用噴射推進器のイグナイターで過塩素酸塩を用いたものは「火工品」と分類され、輸入するには輸入割当及び輸入許可が、輸入後は輸入届が必要であり、頒布するには販売営業許可が、頒布を受けて使用するには譲り受け許可と消費許可が必要であるが、過塩素酸塩を使用した薬量0.1グラム以下のイグナイターは「がん具」として認めていただきたい。	海外で製造されているものを導入して、スポーツ・競技会等で使用したい。	米国等諸外国では自由に使用できるが、国内での普及・使用が困難である。模型ロケット用の噴射推進器に使われるイグナイターで、硝酸塩を使用した薬量0.1グラム以下のものは「がん具」と認められている。	火薬類取締法	経済産業省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5025	50250001		(社)セメント協会	1	鉄道建設・運輸施設整備支援機構の新造船建造の借入金制度見直し	①新造船建造に係る借入金制度の弾力的対応 (早期償還、借り換え、共有期間内の船体処分等) ②金利軽減措置の実施、対象事業者の条件緩和等。	セメント専用船の建造が機動的、弾力的にできる。	同機構の共有船首制度は、一般金融機関からの借り入れに比べ有利であるが、繰上返済ができない。	共有貨物船建造協定書第10条6項	国土交通省	
5026	50260001		個人	1	日本放送協会への受信料の納入義務の廃止	テレビ受信機所有者の日本放送協会への受信料納入義務の廃止	日本放送協会と他の民間放送と法的位置付けを全く同じとする。	日本放送協会だけの放送があった時代であれば受信料の納入義務があったとしても当然であるが、他の民間放送が自由に見れる時代にこのような法律は納得できない。そもそも受信機があるというだけで、見ているか見ていないかも確認せずにこのような事が正当なのだろうか。放送の内容もコマーシャルがないだけで、民放の内容とほとんど変わらない。そういう意味でも受信料徴収の必然性に欠けるのではないかと。受信料の中にそれとは全く関係の無いラジオ放送やNHK交響楽団等の費用が入っているのではないかと。受信料での運営だから分かりやすい放送が当然だがその姿勢が無い、難解な外来語アークイブス、アスリート、コスチューム等を平気で使用している。	日本放送協会法(法自体の廃止)	総務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5027	50270001		武生市	1	国営土地改良事業における市町村負担金償還利率の平準化	国営土地改良事業における市町村負担金償還利率は年五分と規定されているが、都道府県がこの負担金を負担する場合は、「事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣が定めた率」となっており、運用が規制制であり不平等感が生じているため平準化を行う。	武生市が行う事業は平成18年度より供用開始する事から受益市町は事業負担金と維持管理負担金が生じ財政負担が大きくなるものであります。このようなことから、当該施設の維持管理事業を円滑に推進する上でも実情に応じた償還利率としたい。	市中金融機関の貸出金利が低い中、年五分の利率は算定根拠があいまいであり、市町村財政が緊迫している中、平準化を求めたい。	土地改良法施行令第52条の2 第1項	農林水産省	
5028	50280001		社団法人全国地方銀行協会	1	銀行及びグループ会社で販売できる保険商品のさらなる拡大	すべての保険商品について、銀行及び銀行子会社における販売を解禁する。	すべての保険商品について、銀行及び銀行子会社における販売を解禁する。	すべての保険商品について、銀行及び銀行子会社における販売が可能になることにより、顧客に対し銀行商品(貯蓄型商品)と保険商品(保障型商品)とをバランスよく組み合わせて提供することが可能となり、顧客のライフプランニングに応じた総合的な資産形成アドバイスの実施、本格的なパンカシュランスの実現への道が開ける。 金融審議会金融分科会第二部会の報告「銀行等による保険販売規制の見直しについて」(平成16年3月31日)では、「銀行等による保険販売規制の見直しについては、本報告後、例えば1年後から段階的に行うこととし、(中略)遅くとも本報告後3年後には、銀行等において原則として全ての保険商品を取り扱えるようにすることが適当」とされたが、できる限り早期に全面解禁されるべきである。 また、弊害防止措置について、一例として、「新たに認められる商品については、従来の抱合せ販売の禁止に加えて、『圧力販売につながるような融資先に対する保険販売を禁止』することが適当」とされたが、過度の規制は銀行の事務負担の増大のみならず、顧客利便を損なうことにも繋がるため、販売を禁止する融資先企業の範囲については最小限に止めるなど、慎重に検討を行うべきである。	・保険業法 第275条 ・同施行規則 第211条、第211条の2、第211条の3	金融庁	○銀行等における保険商品の窓口販売は、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始された。その後、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険及び財形傷害保険が対象商品として追加されたが、依然として銀行等が提供できる保険商品は限定的なものに止まっている。 ○「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定、以下「3か年計画」)における記述 「銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所望の推進を図る。 ○「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各省庁からの回答」および「再回答」(平成16年7月23日および8月11日公表、以下「各省庁における検討状況」)における記述 「銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、3か年計画、金融審議会金融分科会第二部会における報告を踏まえて、引き続き検討を行っているところ。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5028	50280002		社団法人全国地方銀行協会	2	銀行子会社等における保険代理店業務の解禁	銀行の子会社等の業務範囲に保険代理店業務を追加する。		平成12年10月より、銀行による保険会社の子会社化が可能となり、平成13年4月からは、銀行本体による保険窓販が認められた。保険販売業務の参入形態については、銀行の経営規模、地域性等に応じ、複数の選択肢が用意されるべきものと考えられるが、上記2方式が認められている中、代理店子会社方式だけが認められていない。保険業に係る各行のビジネスモデルによっては、組織を分離して専門化を図った方が効率的な営業が行える場合もあると考えられ、その際、保険子会社の保有が困難な地域金融機関にとっては、代理店子会社方式によるものが現実的かつ有効と考えられることから、本方式を認めるべきである。	・銀行法 第16条の2第1項第8号 ・同施行規則 第17条の3第2項	金融庁	○銀行法第16条の2第1項には、銀行が子会社にてできる会社を列挙しており、このうち第8号に「金融関連業務を専ら営む会社」が挙げられている。「金融関連業務を専ら営む会社」には「保険専門関連業務（保険業務の代理、保険募集等を含む）を営む会社」が含まれるが、これは、銀行が保険会社を子会社等として保有している場合に限られ、当該保険子会社の子会社等としてのみ保有できることとされている。 ○「3か年計画」における記述：銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所定の措置を講ずる。 ○「各官庁における検討状況」における記述：銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、3か年計画、金融審議会金融分科会第二部会における報告を踏まえて、引き続き検討を行っているところ。
5028	50280003		社団法人全国地方銀行協会	3	生命保険の募集に係る構成員契約規制の廃止	生命保険の募集に係る構成員契約規制を廃止する。		現状、生命保険募集人（銀行等）と「密接な関係」を有する法人の役職員に対しては、当該役職員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の説明すらできないことになっている。本規制は顧客利便を著しく損ない、銀行等における生命保険販売の実質的な障壁ともなっている。加えて、本規制により、銀行等が顧客に対して生命保険の募集を行う際には、商品内容やリスク等の説明を行う前に、まず顧客の勤務先を確認しなければならないが、個人情報の取扱いに関する関心が高まる中、このような不自然な確認事務を行うことは、顧客の側に無用な混乱と不信感を惹起する結果となりかねない。このような過度な規制を廃止することにより、顧客利便の向上、銀行等の収益機会の拡大、事務負担（特定関係法人の確認に係る事務）の軽減等を図ることができると考えられる。	・保険業法 第300条第1項第9号 ・同施行規則 第234条第1項第2号 ・平成10年大蔵省告示第238号（平成10年6月8日）	金融庁	○「3か年計画」における記述：行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。 ○「各官庁における検討状況」における記述：構成員契約規制のあり方については、3か年計画において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5028	50280004		社団法人全国地方銀行協会	4	保険募集における非公開情報保護措置の廃止	保険募集における非公開情報保護措置を廃止する。		<p>銀行が保険募集を行う際には、銀行業務に際し知り得た顧客に関する非公開情報の利用につき、顧客の事前同意を得る必要があるが、他の金融商品についてはこうした制約がないにもかかわらず、保険商品の説明等を行う場合にのみこうした事前同意を得ることは、顧客にとって分かりづらく理解を得にくい。また、このことが銀行業務において積みあげた顧客のストック情報を活用した有効な保険商品の提案等を困難にしている面がある。</p> <p>また、平成17年4月より「個人情報の保護に関する法律」が全面施行されることに伴い、個人情報取扱事業者たる銀行には、個人情報の利用目的を特定する(個人情報保護法第15条)とともに、顧客に対しその利用目的を通知・公表、明示する(同法第18条)ことが求められるほか、利用目的の達成のために必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には顧客の同意が必要とされている(同法第16条)ため、顧客情報の不当な利用は排除できると考えられ、保険業法上の非公開情報保護措置は廃止すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険業法 第275条第1項第1号 ・同施行規則 第211条第1項第2号 	金融庁	
5028	50280005		社団法人全国地方銀行協会	5	普通銀行本体及び信託代理店における信託併営業の取扱い解禁	普通銀行本体及び信託代理店における遺言信託、不動産関連業務等の信託併営業の取扱いを解禁する。		<p>併営業については、次のとおり地域における顧客ニーズが高まってきており、地域金融機関に必要な機能として解禁が望まれる。普通銀行本体での信託業務の取扱いが認められることとなったにもかかわらず、併営業については引続き専業信託銀行のみに認めることとする理由は特にないと考えられ、また、大都市圏を除く地方では、専業信託銀行の店舗数が非常に少なく、信託サービスの提供に関し地域間格差が生じていることから、顧客が地方銀行に寄せる期待には大きいものがある。</p> <p>a. 遺言信託 遺言信託は、高齢化・核家族化の進展により、その機能が社会的に認知され、相続・資産運用相談業務に不可欠となっている。生前の資産管理から死亡後の財産処分までの一連の管理処分機能が、地域に根ざした地域金融機関に求められており、シルバー世帯へのよりきめ細かいサービスの提供が実現できる。</p> <p>b. 不動産関連業務 リバースモーゲージや遺産整理業務等において不動産の処分等を実施することで、個人資産に占める割合の高い不動産から納税資金や借入返済金等を捻出することが可能となる。また、法人取引においても、不動産に関する総合的なコンサルティングサービスの提供が可能となる。</p> <p>少なくとも、金融審議会金融分科会第二部会の報告「信託業のあり方に関する中間報告書」(平成15年7月28日)において触れられた、遺言関連業務を取り扱える者の範囲の拡大、および当該業務に係る取次業務の容認については早急に措置すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 第1条第1項 ・同施行令 第2条の2 ・同施行規則 第2条の2 	金融庁	<p>○「金融機関の信託業務等の兼営等に関する法律」の改正(平成14年2月施行)により、普通銀行本体での信託業務の取扱いが認められたが、不動産の売買・貸借の媒介・代理等の不動産関連業務、遺言執行・遺産整理業務等の取扱いは引き続き認められていない。また、処分型不動産信託の取扱いについては、不動産の流動化に資するものに限るとともに、信託された不動産の処分は天災その他やむを得ない場合を除き1年間禁止することとされている。</p> <p>○「各省庁における検討状況」における記述・信託業法において、①現在、金融機関のみが信託業の担い手となっているが、金融機関以外の者による信託業の参入を可能とするとともに、これに伴い受益者保護等のための所要のルールを整備する。②現在、金銭等に限定されている受託可能財産の範囲を拡大し、知的財産権を含め財産権一般の信託を可能とすることを基本的な内容としている。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5028	50280006		社団法人全国地方銀行協会	6	投資顧問業法における投資助言業務の解禁	顧客の有価証券投資に係る助言業務を普通銀行本体にも認める。		銀行本体における投資信託や年金商品の窓取扱等により、銀行窓口で取り扱うことのできる投資型商品が拡大している中、顧客に投資判断の材料を提供する投資助言業務は普通銀行には認められていない。顧客ニーズに幅広く応えていく観点から、信託兼営金融機関以外の普通銀行にも広くこれを認めるべきである。	・銀行法 第10条第2項、第11条、第12条 ・有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律 第4条	金融庁	○信託兼営金融機関については、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則」の改正により、平成16年4月1日付で投資助言業務および投資一任業務が解禁されている。 ○「各省庁における検討状況」における記述 ・銀行については、利益相反の防止、経営の健全性の確保及び取引の公正性の確保等の観点から、株式の売買の取次ぎ業務等の証券業を行うことが制限されているところであるが、銀行が助言業務を行うことを可能とした場合、書面取次ぎとあわせ、証券業と類似する行為が可能となるおそれがあることを踏まえれば、実施は困難である。しかし、銀行への証券仲介業務を解禁する証券取引法の改正が平成16年通常国会において行われ、平成16年12月1日に施行されることを踏まえ、これらの措置の定着状況を見極めながら検討を行う。
5028	50280007		社団法人全国地方銀行協会	7	確定拠出年金制度の改善(拠出限度額の引上げ)	確定拠出年金制度について、拠出限度額の引上げ措置を講じる。		少子高齢化が急速に進む中、加入者の自助努力を促すためには、限度額の引上げが必要である。本件については、平成16年度税制改正大綱において引上げが決定し、平成16年10月1日より改正確定拠出年金法施行令が施行されているが、今回の引上げ額は小幅であり、また、企業年金を実施していない企業の従業員が個人型年金に加入する場合の拠出限度額が企業型年金における拠出限度額に比して過小であるという問題は依然解決されていないため、更なる引上げを検討すべきである。	・確定拠出年金法 第20条、第69条 ・同施行令 第11条、第36条	厚生労働省	○平成16年10月1日より、次のとおり個人型年金および企業型年金の拠出限度額(年間)が引き上げられた。 ・個人型年金：18万円→21.6万円 ・企業型年金[他の企業年金がある場合]：21.6万円→27.6万円 ・企業型年金[他の企業年金がない場合]：43.2万円→55.2万円 ○「各省庁における検討状況」における記述 ・確定拠出年金の拠出限度額については、平成16年度税制改正大綱において引上げが決定(平成16年10月施行予定)しており、施行後の活用状況を見守る必要がある。現段階において更なる引上げは困難。 ・他の企業年金制度がある場合の企業型年金の拠出限度額は、確定拠出年金以外の企業年金制度がないサラリーマンとの間で不公平が生じないように設定されているものであり、企業型加入者の拠出限度額を一律とすることは不適当である。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5028	50280008		社団法人全国地方銀行協会	8	確定拠出年金制度の改善(マッチング拠出の解禁)	確定拠出年金制度について、マッチング拠出の解禁の措置を講じる。		他の企業年金(厚生年金基金・適格退職年金)では企業のみならず従業員にも掛金拠出が認められているにもかかわらず、確定拠出年金制度においては企業型年金加入者による追加拠出(マッチング拠出)が行えないこととなり、不合理である。老後に必要な資金を自助努力により準備するよう促す観点からも、マッチング拠出を解禁すべきである。	・確定拠出年金法 第19条、第68条	厚生労働省	○「各省庁における検討状況」における記述 ・マッチング拠出の導入については、確定拠出年金のみならず企業年金の拠出のあり方そのものを問う問題であり、中長期的に検討すべき事項である。 ・確定拠出年金法は施行後5年を経過した場合には必要があると認めるときは検討を加えることとなっていること等を踏まえ、中長期的に検討する。
5028	50280009		社団法人全国地方銀行協会	9	確定拠出年金制度の改善(加入対象者の拡大)	確定拠出年金制度について、加入対象者の拡大の措置を講じる。		制度の加入対象者に、第3号被保険者(専業主婦等)及び公務員を加えるべきである。現状のままでは、例えば、拠出期間が短い加入者が退職し専業主婦等になった場合、拠出の継続が認められないため、将来において少額の給付しか得られないことが想定されるが、「国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援する」という制度の趣旨に鑑みれば、この点は改善されるべきである。	・確定拠出年金法 第9条、第62条	厚生労働省	○「各省庁における検討状況」における記述 ・確定拠出年金の加入対象者の拡大については、確定拠出年金制度における個人拠出のあり方等幅広い議論をすることが必要であり、中長期的に検討すべき事項である。 ・第3号被保険者については、国民年金の保険料負担がないこと、控除の対象となる所得がないことから、確定拠出年金の対象者となっていない。公務員の企業型年金の導入については、公務員制度の一環となることから、民間企業における企業型年金の普及の程度等を見極めたうえで検討することとなるものである。公務員の個人型年金への加入については、個人型年金が事業主からの支援が期待できない従業員に加入の途を開くものであることから、職域部分を含む共済年金に加入する公務員については対象外としている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5028	50280010		社団法人全国地方銀行協会	10	運用関連業務と運用商品の販売等の事務の兼務禁止ルールの廃止	運用関連業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務禁止ルートを廃止する。		<p>自行が運営管理機関である場合、提示商品の内容に関する加入者からの照会に対応できず、加入者に不信感を抱かせることに繋がりがかねない。本規制が撤廃されれば、確定拠出年金制度の概要や各運用商品に関する説明から販売事務まで、一担当者が一貫して取り扱うことが可能となり、顧客利便の向上にも資する。加えて、大手金融機関に比して人的余力に乏しい地域金融機関においては、より柔軟な組織運営・業務展開が可能となり、確定拠出年金制度のさらなる普及に寄与できると考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・確定拠出年金法 第100条第7号 ・確定拠出年金運営管理機関に関する命令 第10条第1号 	厚生労働省	<p>○「各省庁における検討状況」における記述</p> <p>・営業職員による運用管理業務と運用商品の販売等の事務の兼務については、運営管理業務の中立性確保の必要性の観点から認められない。</p>
5028	50280011		社団法人全国地方銀行協会	11	個人型年金の基金事務体制の見直し、手続きの簡素化	個人型年金の基金事務の取扱いを1つの機関に統一する。		<p>個人型年金の事務を行う機関は複数存在(国民年金基金連合会と各地基金・各職能別基金で事務・役割を分担)しているが、このことは加入者にとって分かりにくいため、基金事務の取扱いの一元化を図るべきである。現状、受付事務手続きの複雑さが加入者の利便性を損なっている面があるが、これにより、問い合わせ先や書類の送付先の統一が図られ、手続きの簡素化にもつながると考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・確定拠出年金法 第61条 	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5028	50280012		社団法人全国地方銀行協会	12	追徴課税等の措置を前提とした脱退一時金の支給制度の新設	追徴課税等の措置を前提として脱退一時金を支給できる制度を新設する。		現状、確定拠出年金の加入者は、原則として60歳になる前に年金を引き出すことはできないが、ライフプラン環境の変化等により資金を至急に要するケースも想定されることから、追徴課税等の措置を前提として脱退一時金を支給できるようにすべきである。	・確定拠出年金法 附則第3条	厚生労働省	
5028	50280013		社団法人全国地方銀行協会	13	簡易企業型年金(SIMPLE401k)制度の新設	新たな確定拠出年金制度として、審査基準や申請事務等を簡素化した簡易企業型年金(SIMPLE401k)制度を新設する。		現行の企業型年金の審査基準によると、規約承認までに相当の期間を要し、また導入企業における事務負担も重い。審査基準や申請事務等を簡素化した中小企業向けの新たな制度を新設し、確定拠出年金制度のさらなる普及を図るべきである。拠出限度額や加入要件等を定型化するなどして審査基準や申請事務等の簡素化・明確化を図れば、中小企業での導入負担を軽減できるとともに、制度の普及が促進されると考えられる。	・確定拠出年金法 第3条、第4条	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5028	50280014		社団法人全国地方銀行協会	14	コミットメントライン契約適用対象のさらなる拡大	<p>コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、a. 中小企業(資本金3億円以下等)、b. 地方公共団体、地方公社、独立行政法人等、をその範囲に含める。</p> <p>また、地方公共団体等の資金需要に対しより安定的・機動的に対応していくためには、こうした先も適用対象に含めるべきである。</p>		<p>平成13年6月の法改正により、それまで商法特例法上の大会社に限定されていた対象企業等に、①資本の額が3億円を超える株式会社、②証券取引法の規定による監査証明を受けなければならない株式会社、③特定債権等譲渡業者、④特定目的会社及び登録投資法人等が加えられたが、より幅広い中小企業への金融の円滑化を図り、中小企業経営の安定と銀行の収益機会の拡大に資する観点からは、さらなる適用対象の拡大が必要である。</p>	<p>・特定融資枠契約に関する法律 第2条</p>	<p>法務省、金融庁、経済産業省、中小企業庁、総務省</p>	<p>○「3か年計画」における記述 ・経済的弱者の保護という利息制限法及び出資法の趣旨を踏まえつつ、コミットメントライン契約を利用できる借主の範囲について検討し、結論を得る。 ○「各官庁における検討状況」における記述 ・法務省および金融庁としては、現時点で、直ちに中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であると判断しているが、借主の範囲の拡大の是非に関する検討については、高金利貸付け問題対策の効果等の見極めやニーズの把握等を行いつつ、慎重に判断していく予定である。</p>
5028	50280015		社団法人全国地方銀行協会	15	店舗の営業時間規制(午前9時～午後3時)の緩和	<p>店舗の営業時間規制(午前9時から午後3時まで)を緩和する。</p>		<p>現行規制によれば、銀行は平日の午前9時から午後3時まで原則として必ず窓口を開けておかなければならない。しかし、銀行の各店舗における時間帯毎の来店客数は、各店舗の立地条件や顧客層の違い等により多様なものとなっている中、顧客利便の維持・向上及び銀行経営の効率化の両面からより柔軟な店舗運営の形態が求められてきており、営業時間についても、各々の自己責任に基づき地域の顧客ニーズに応じた機動的な設定が可能となるようにすべきである。もっとも、店舗の営業時間については、その所在地又は設置場所の特殊事情により異なる営業時間を設定することができるものとされているが(銀行法施行規則第16条第3項)、これについては特殊事情として認められる事情の範囲が明確でなく、実際の運用においては限定的に取り扱われている。午前中のみ、あるいは夕刻以降のみ営業する店舗等、当該地域の顧客ニーズにきめ細かく対応した営業形態も可能となるよう、より柔軟な制度運用が図られるべきである。</p> <p>例えば、小規模・少人数の店舗においては、昼の休憩時間帯に営業面、防犯面で支障が生じるが、昼食休憩時間帯に窓口を閉鎖できれば、交代要員の確保が不要となり、最小限の人員による窓口営業が可能となる。これにより、従来は人員確保が難しく無人化せざるを得なかった店舗も、有人店舗として存続させることが可能となり、無人化する場合と比べ顧客利便の維持・向上に資することができる(なお、窓口閉鎖中は必ずATMコーナーを開けておくなど、資金決済に係る顧客利便の維持には十分配慮するものとする)。</p>	<p>・銀行法 第15条第2項 ・同施行規則 第16条第1項～第3項、第35条第1項第7号</p>	<p>金融庁</p>	<p>○「3か年計画」における記述 ・為替取引や当座預金業務を行うおらず、ATMの設置による代替措置が確保されている等、利用者利便を損なわず決済システムに支障がないと考えられる出張所に係る休日や営業時間の規制については緩和することとし、その具体的な内容について平成16年度中に検討を行い、措置する。 ○「各官庁における検討状況」における記述 ・小規模・少人数の営業所も含めた営業所を検討の対象としたうえで、為替取引や当座預金業務を行わず決済システムに支障がないと考えられる営業所に係る営業時間の規制について緩和することとし、その具体的な内容について平成16年度中に検討を行い、措置する。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5028	50280016		社団法人全国地方銀行協会	16	複数銀行による従属業務会社の共同設立の解禁	収入依存度規制を緩和し、複数の銀行による従属業務会社の設立を可能とする。		銀行のグループ会社が営む従属業務については収入依存度規制(銀行及びその子会社等より50%以上)が課されているため、従属業務会社が複数の銀行の関連会社となること(複数銀行による関連会社の共同設立)は実質的に困難となっている。平成14年4月より、従属業務会社に係る出資比率規制(銀行の100%子会社に限る)が廃止され、銀行と一般事業会社による従属業務会社の共同設立は可能となったにもかかわらず、複数の銀行による共同設立ができないことは合理性を欠くため、独占禁止法第11条ガイドライン(収入依存度規制について「原則として50%以上」と規定)と平仄を合わせるなどして、柔軟な運用が可能となるよう措置すべきである。	・銀行法 第16条の2第1項第8号、第7項 ・平成14年金融庁告示第34号(平成14年3月29日)	金融庁	○「3か年計画」における記述 ・共同従属会社の設立については、銀行の経営効率化の必要性を踏まえ、銀行の他業禁止規定と、本来、銀行業からみれば他業である従属業務のあり方等を踏まえつつ検討を行う。 ○「各省庁における検討状況」における記述 ・従属業務そのものは銀行業務からみれば他業であるが、経営の効率化等を図る観点から、収入依存度規制を課することにより、主として当該銀行のために営む会社を子会社とすることを認めているものである。したがって、複数の銀行が従属業務を営む会社を共同で設立するか否かについては、銀行経営の効率化等の必要性を踏まえつつ、従属業務のあり方等具体的内容について、平成16年度中に検討を開始する予定。
5028	50280017		社団法人全国地方銀行協会	17	代理店に係る規制の緩和	代理店について、a.業務範囲の拡大、b.100%出資規制の緩和(法人代理店)の措置を講じる。		a. に関しては、現状、銀行の代理店において営むことのできる代理業務は固有業務(3業務)のほか4業務に限定されているが、地域の顧客ニーズに従来以上にきめ細かく対応していくうえで代理店は有効な有人拠点になり得ると考えられるため、その積極的な活用を促す観点から、代理店の業務範囲を銀行法第10条、第11条、第12条に定める業務全般に拡大すべきである。 b. に関しては、法人代理店の機動的な設置及び組織的な管理を可能とするため、現行の出資比率規制(100%出資規制)を緩和すべきである。	・銀行法施行規則 第9条の3第2項、第10条 ・平成11年金融監督庁告示第10号(平成11年4月1日) 第2条	金融庁	○銀行の代理店において営むことのできる代理業務は、預金、貸付、為替取引、債務の保証又は手形の引受け、国・地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い、有価証券・貴金属その他の物品の保護預り及び両替に限定されている。また、法人代理店は、銀行の100%出資法人又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社でなければならない。 ○「3か年計画」における記述 ・銀行代理店制度については、金融機関の健全性及び決済システムに与える影響等の観点から、銀行代理店に課されている専門業務や銀行の100%出資規制等について、平成16年度中に検討を行い、措置する。 ○「各省庁における検討状況」における記述 ・金融機関の健全性及び決済システムに与える影響等の観点から、銀行代理店に課されている専門業務や銀行の100%出資規制等について、平成16年度中に検討を行い、措置する。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5028	50280018		社団法人全国地方銀行協会	18	子会社における労働者派遣事業に係る規制の緩和(いわゆる26業務に係る規定等の見直し)	労働者派遣事業に関して、専門的な知識・技術や特別な雇用管理を必要とする業務であって政令で定める業務(いわゆる26業務)に係る規定等の見直しを行う。		労働者派遣法施行令第4条第25号において、「金融商品の営業関係の業務」に係る金融商品の範囲を「金融商品の販売等に関する法律第2条第1項に規定する金融商品」に限定しているが、これらの金融商品以外にもその販売等にあたり専門的な知識を必要とする商品は多く存在するため(ローン関連商品等)、ここでの金融商品の定義を見直すべきである。 また、労働者派遣事業に関する実務指針(労働者派遣事業関係業務取扱要領)においては、金融商品の営業関係の業務を行う派遣労働者に求められる専門知識のレベルとして、証券一種外務員資格等の必要以上に高度な資格を例示している。この点について、厚生労働省は、「専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務として証券一種外務員資格を有する証券外務員の業務等を例示しており、これに相当すると認められる者を含むが、証券二種外務員資格はこれに相当するとは認められない」(7月23日公表の「『全国規模の規制改革・民間開放要望』」に対する各省庁からの回答)としている。しかし、国債や投信等のリスク商品の販売を行うことができる証券二種外務員資格者の業務も十分に専門的な知識を必要とする業務であると考えられ、証券二種外務員資格等を含まない理由が明らかでないため、これらの資格の例示は見直すべきである。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 第40条の2 ・同施行令第4条第25号 労働者派遣事業に関する実務指針(労働者派遣事業関係業務取扱要領) 第9-4	厚生労働省	○「各省庁における検討状況」における記述 ・労働者派遣事業は、その利用の仕方によっては、安定した雇用機会の確保、長期雇用慣行を前提とした雇用の安定、職業能力の有効発揮、安定した労使関係等が国の雇用慣行に悪影響を及ぼすおそれもあることから、派遣受入期間制限を行わない業務として、「専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務」又は「特別な雇用管理を行う必要があると認められる業務」であって、当該業務に係る労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわないと認められるものであること」を要するものとしているところ。 ・証券外務員等については、デリバティブ業務のような高度な内容を占め、当該分野における全商品を取引扱うことができる者であることを踏まえ、こうした能力を有する者の行う当該業務に限っては、仮に無期間で派遣受入れがあったとしても、当該業務に関して直接雇用されている者の雇用の安定等が損なわれるおそれがないと、関係審議会も認めて認められたことから、当該派遣受入期間制限を行わない業務として認めているものである。したがって、こうした専門性、業務の業態等が認められない証券二種外務員資格者等の行う当該業務について、現時点で、派遣受入期間制限を行わない業務とすることは困難であると考えている。
5028	50280019		社団法人全国地方銀行協会	19	子会社における労働者派遣事業に係る規制の緩和(派遣労働者との事前面接等の解禁)	労働者派遣事業に関して、派遣労働者との事前面接等の解禁の措置を講じる。		派遣に先だって派遣労働者と面接すること、および履歴書の請求が禁止されているため、当該労働者の能力や適性を事前に見極めることができずという弊害が生じている。職務適性等におけるミスマッチを防ぎ、効果的な業務遂行を図るためにも、本規制は緩和するべきである。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 第26条第7項 ・派遣先が講ずべき措置に関する指針(平成11年労働省告示第138号)第2-3	厚生労働省	○「3か年計画」における記述 ・紹介予定派遣以外の派遣を対象とした事前面接の解禁のための条件整備等について、紹介予定派遣における事前面接等の実施状況を勘案しつつ、その検討を速やかに開始する。 ○「各省庁における検討状況」における記述 ・労働政策審議会における建議(平成14年12月26日)及び「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)を踏まえ、まずは平成16年3月に施行された新制度(労働者の判断に基づく派遣開始前の事業所訪問又は履歴書の送付を可能とした制度)の実施状況等を把握する必要があると考えている。このため当該実施状況等を勘案しつつ、平成17年度中に検討を開始することとしている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5028	50280020		社団法人全国地方銀行協会	20	銀行の子会社等における法人向け債権の保証業務の解禁	銀行の子会社の業務として、事業者に対する事業の用に供する資金に関する債務の保証業務を解禁する。		新たな中小企業金融への取組みの強化が求められている中、保証会社の活用は不可欠であると考えられる。銀行の子会社等に事業性ローンの保証業務が解禁されれば、地域の中小・零細企業に対し、地域性等を踏まえたより柔軟性のある保証サービスを提供することができる。	・銀行法施行規則 第17条の3第2項第3号 ・平成10年金融監督庁・大蔵省告示第9号（平成10年11月24日） ・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ2-7-1(3)①	金融庁	○「3か年計画」における記述 ・銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行う銀行の子会社が保証業務以外の業務も兼業できるようにすることについて、銀行経営の健全性の観点から検討を行う。 ○「各省庁における検討状況」における記述 ・住宅ローン等消費者ローンについては、画一的かつ大量の処理が可能であり、関連会社による集中的処理を行うことが効率的であること等から、銀行の子会社が同ローンに係る信用保証業務を行っている。銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うこと及び保証業務を行う銀行の子会社が保証業務以外の業務も兼業できるようにすることについて、銀行経営の健全性の観点から検討を行う。
5028	50280021		社団法人全国地方銀行協会	21	自己競落会社の競落対象物件に係る規制の緩和	自己競落会社の競落対象物件の範囲を拡大する。		現状、競落対象物件は競落により親銀行に記当がある物件に限定されているが、不良債権処理は銀行グループ全体で取り組むべき喫緊の課題であり、子会社等に記当がある物件にまで対象範囲を拡大すべきである。	・銀行法施行規則第17条の3第1項第24号 ・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ2-7-2	金融庁	○「3か年計画」における記述 ・銀行の他業禁止規定や自己競落会社が担保不動産を取得するのは親銀行が債権を回収するために真に必要な場合であって競落人が他に見出せない場合に限定されたとの規制の趣旨を踏まえたうえで、不動産市場への影響も十分勘案しつつ、銀行等の財務の健全性確保の観点等に留意して、競落対象物件の範囲を親会社に記当の見込まれるものだけでなく、子会社・関係会社に記当の見込まれるものにも拡大することを検討する。 ○「各省庁における検討状況」における記述 ・3か年計画において「平成16年度検討」とされたことを踏まえ、顕在、検討を行っているところ。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5028	50280022		社団法人全国地方銀行協会	22	電磁的方法による決算公告の解禁	銀行にも電磁的方法による決算公告(ホームページへの掲載)を解禁する。		平成13年10月の商法改正により、決算公告については、従来の日刊紙への掲載による方法のほか電磁的方法も認められたが(商法第283条第5項)、銀行については、銀行法第57条の規定により日刊紙への掲載による方法しか認められていない。多くの一般事業法人が電磁的方法による決算公告を行い、経費節減等の効率化を進めている中、これが銀行にだけ認められないことは合理性を欠く。また利用者側からしても、常にホームページ上で過去5年分の銀行の決算公告を閲覧できるようになるため、利便性が増すものと期待される。	・銀行法 第20条、第57条	金融庁	○「各省庁における検討状況」における記述 ・商法改正により新たに電子公告制度が導入されることを踏まえつつ、銀行の決算公告について、平成16年度中に具体的な内容の検討を開始する予定。
5028	50280023		社団法人全国地方銀行協会	23	確定拠出年金制度における運営管理機関登録事項の変更に係る期限の緩和	運営管理機関の登録事項に変更があったときは、その日から2週間以内に届け出なければならないとの期間制限を緩和する。		変更時より2週間以内に届け出るとは時間的にタイトな場合もあるため、本期間制限を緩和(例えば、変更の都度届け出を行うのではなく、定期的に年1~2回の基準日時点における情報を届け出れば可とする等)すべきである。現状、役員の氏名及び住所等、頻繁に変更が生じ得る事項については、とりわけ登録事項を管理する事務負担が大きくなっている。	・確定拠出年金法 第89条、第92条第1項 ・確定拠出年金運営管理機関に関する命令 第2条、第3条	厚生労働省	○「各省庁における検討状況」における記述 ・運用管理機関の登録事項の変更届け出期間の延長については、適正な運営の監督を担保する観点から、認めることはできない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5029	50290001		東京海上日動火災保険株式会社	1	生命保険の構成員契約規制の廃止	規制を撤廃していただきたい。	これまで実質的に制限を受けていた法人代理店による構成員契約の取扱が可能となることで消費者利益の向上を図ることが出来るとともに、保険会社や募集代理店においても事務精査ロード等の削減による効率化を図ることが出来る。	現在、企業代理店においては生命保険取扱を謳っているにも関わらず、こと構成員の生命保険募集については一律禁止となっており、構成員からの生命保険の照会を受けた場合、ライフプランに合わせた保険設計などの十分な対応を行うことができず、顧客対応として問題がある(消費者利益の向上に悖る)状況にある。	保険業法第300条第1項5号、同法施行規則第234条、事務ガイドライン2-2(3)、大蔵省告示第238号	金融庁	
5030	50300001		地方自治改革の会	1	教育委員会の委員の数の緩和	教育委員会の委員の人数は市では5人と法で定められているが、上限或いは下限もしくは一定の範囲を示し市町村の判断に任せるようにされたい。またその場合には、行政コスト低減を図るために監査委員等に見られるように最低人数を3人程度にされたい。	行政改革により公務員の定数管理などを行うにあたり、一般の行政職員のみならず、非常勤の委員についても自治体独自の効率化を図っていくことが必要だと考える。監査委員などは2人または3人とされていることから他の委員の人数も削減可能と考える。また、規模が小さく変わらない町村などにおいては人数が少なく設定されていることが市においても人数削減が可能なる理由の一つと考える。さらにこれら委員は地域によっては名誉職的なものもあると聞くので尚更削減を可能とされたい。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条	文部科学省	連絡はメールでお願いします。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5030	50300002		地方自治改革の会	2	選挙管理委員会の委員の数の緩和	選挙管理委員会の委員の数は市においては4人とされているが、上限或いは下限もしくは一定の範囲を示し市町村の判断に任せるようにされたい。またその場合には、行政コスト低減を図るために監査委員等に見られるように最低人数を3人程度にされたい。		行政改革により公務員の定数管理などを行うにあたり、一般の行政職員のみならず、非常勤の委員についても自治体独自の効率化を図っていくことが必要だと考える。監査委員などは2人または4人とされていることから他の委員の人数も削減可能と考える。またこれら委員は名譽職的なものもあると聞くので尚更削減を可能とされたい。	地方自治法第181条	総務省	連絡はメールでお願いします。
5031	50310001		社団法人不動産証券化協会	1	資産対応証券の募集取扱い要件の緩和	資産対応証券の発行時において、特定資産の譲渡人(オリジネーター)が自ら資産対応証券の募集等を行わない場合、且つ私募の場合に限り特定目的会社の取締役又は使用人が資産対応証券の募集等ができるようにしてほしい。		資産対応証券は証券取引法上の有価証券であり、原則、証券業者による募集・販売等が義務付けられている。例外的に特定資産の譲渡人が届出後に募集等を行う場合のみ、証券取引法の適用除外となっている。しかし、特定資産の譲渡人が必ずしも特定目的会社の設立発起人ではないため、特定資産の譲渡人が資産対応証券の募集をする制度を利用できないことがある。証券取引法では自己募集が認められている。それと同様に、一般投資家への影響が低いと思われる「私募」の場合に限り、特定目的会社の取締役又は使用人が、資産対応証券の発行時において資産対応証券の募集等ができるようになれば、結果、事業の促進とコストの削減につながり、より一層投資家利益に資することとなる。	資産の流動化に関する法律第150条の2	金融庁総務企画局市場課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5031	50310002		社団法人不動産証券化協会	2	特定持分信託の信託法第58条から適用除外を明確化	資産流動化法の特定持分信託に関わる法文において、信託法第58条の適用が除外されることを法文上明らかにするか、あるいは、当局の解釈を一般に対して明確化することを要望する。		特定持分信託は、その制度主旨上、当然の要請として、信託契約は解除できないものとするのが求められ、法文上も「委託者または受益者が、信託期間中に解除を行わないこと」という条件を付すことが求められている。ただし、信託契約書にこのような条項を入れたとしても、信託法第58条の適用があるのかどうかは明らかでなく、制度主旨が十分に活かされていない。そのため実務上は、信託法第58条の適用を避けるために、受益者を複数にするという、制度主旨からすれば、およそ本質的でない手当てを求められることも多く、徒にスキームを煩雑化させている。	資産の流動化に関する法律第31条の2	金融庁総務企画局市場課	
5031	50310003		社団法人不動産証券化協会	3	特定社債に関する担保付社債信託法の一部適用除外	特定社債について、担保付社債信託法の一部適用除外とすることができるよう要望する。		特定目的借入に担保をつけると、特定社債にも担保をつけざるを得なくなる場合が多い。この場合、担保付社債信託法が適用となる。その際、以下の規程が適用され社債権者の保護が行われる結果、柔軟な担保処分の仕組みを求める社債権者の利益にかえって反することとなっている。社債権者の保護及び平等の原則の趣旨は理解できるが、特定社債について、社債権者の利益を守り、資産流動化法の活用を推進するため、当事者同士の合意のもと、資産流動化計画に規定すること等一定の要件を満たす場合に、以下の規程を適用除外とすることができるように要望する。①「平等な担保利益の享受」(担保法第71条)②「転質・流質契約の禁止」(担保法第73条)③「担保の変更」(担保法第75条)④「担保権の順位の譲渡または放棄」(担保法第75条の2)⑤「担保権の実行」(担保法第82条)	資産の流動化に関する法律第113条	金融庁総務企画局市場課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5031	50310004		社団法人不動産証券化協会	4	投資法人の資金調達手段の多様化	投資法人が発行できる債券として、投資法人債に加え、CPの発行を可能とすることを要望する。		投資法人の資金ニーズに柔軟に対応することができるように、資金調達手段としてCPを加える。短期資金の調達にあたり、CPであれば現状の借入に比べ調達コストが低いことから利益が向上し、ひいては投資家の利益につながるため。8月の2次回答にあった、「調達コスト等についての再調査」について①実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。②実施した調査内容の公表を行った上、一般の借入金利よりCPの方が有利と判明した場合には、CPの発行が可能になるよう早期に対応いただきたい。	投資信託及び投資法人に関する法律	金融庁総務企画局市場課	
5031	50310005		社団法人不動産証券化協会	5	投資法人の規約変更手続の緩和	租税特別措置法等において、投資法人の規約への記載が求められる改正があり規約変更が必要となった場合にでも、投資法人が規約へ記載しなければならない租税特別措置法等で求められている要件を既に満たしている場合には、暫定措置として次期投資主総会までの間は官報等へその旨を掲載するか、投資主への通知をする事で済むよう要望する。		投資法人の規約変更は、投資主総会の承認を要し、租特法等の改正が行われた場合に機動的な規約変更が出来ないため。	投資信託及び投資法人に関する法律第140条	金融庁総務企画局市場課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5031	50310006		社団法人不動産証券化協会	6	大量保有報告制度の導入	一般の株式会社と同様に、証券取引法に規定する大量保有報告制度(5%ルール)を投資法人の投資証券にも適用されるよう要望する。		証券取引法で大量保有の5%保有者は大量保有報告書を提出しなければならない(証券取引法第27条の23)、と規定されており、その会社は比較的早く大量保有者の保有割合等を把握することができる。しかし、対象となる有価証券の範囲に投資法人の投資証券が含まれていないために、現状では投資法人の投資証券の大量保有者は期末まで判明しない。今後、投資証券が公開買付制度の対象に追加される予定であり、投資法人及び投資主が早期に大量保有者を把握しておくことにより投資口の市場価格や市場における需給関係への影響を事前に予想できるため。	証券取引法第27条の23	金融庁総務企画局市場課企業開示参事官室	
5032	50320001		杉原 司郎	1	ハートビル法中の警告の設備の要件の拡大。	関係福祉施設等2000㎡以上の屋内施設には、誘導ブロック(点状と線状ブロック)の敷設が義務付けられているが、その誘導ブロック自体が、視覚障害者以外(車椅子走行を含む)の歩行者(高齢者、身体障害者)に対し、その凹凸が障害に成っており、又、視覚障害者に対しても、障害となる場合がある。その為、誘導ブロック(点状ブロックと線状ブロック)によらない視覚障害者専用誘導路の設備の敷設が可能となるよう関係条文の改正を要望する。	視覚障害者に対する警告の設備として、誘導ブロック(点状、線状ブロック)が示されているが、高齢者、身体障害者にもやさしい視覚障害者専用誘導路設備(ソフトライト等)の敷設が可能となれば、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築が促進され、施設のユニバーサルデザインの観点からも、多くの人々に安心感を与え、公共の福祉の増進に資することができる。	現在、誘導ブロック(点状と線状ブロック)は多くの公共施設等で敷設されているが、雨天時の床ぬれによる高齢者や障害者の転倒、車椅子等への振動による障害、又、誘導ブロックの凹凸によるねんざなどの原因ともなっている。しかし、施行令に2000㎡以上の屋内施設の玄関から受付までは、誘導ブロック(点状と線状ブロック)の敷設が示されており、それを受けて国土交通省の示した建築設計基準では、形状が突起のあるものが実質の標準とされ、他の方式による警告の設備は導入できない現状である。	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律施行令」第7条2号「廊下等」、第8条5号「階段」、第9条4号「階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」、第14条第2項第1号「案内設備までの経路」。	国土交通省	(添付資料) 1. パンフレット 2. CD 3. Q&A 4. 新聞(福祉機器展資料) 5. 第31回国際福祉機器展H・C・R 2004 6. 中小企業総展2004 in Tokyo 7. 中小企業総展2004 in Kansai

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5032	50320002		杉原 司郎	2	交通バリアフリー法による屋内の誘導施設の要件の拡大	現在、駅構内(公道を含む地下道)、空港施設内において、誘導ブロック(点状ブロックと線状ブロック)の敷設が義務付けられている。その誘導ブロック敷設自体が、視覚障害者以外(車椅子走行を含む)の歩行者(高齢者、身体障害者)に対し、その凹凸が障害に成っており、又、視覚障害者に対しても、障害となる場合がある。その為、誘導ブロック(点状ブロックと線状ブロック)によらない視覚障害者専用誘導路の設備の敷設が可能となるよう関係条文の改正を要望する。	現在、駅構内、空港施設内において、誘導ブロック(点状ブロックと線状ブロック)の敷設が義務付けられているが、高齢者、身体障害者にもやさしい視覚障害者専用誘導路設備(ソフトマット等)の敷設が可能となれば、国土交通省の示されている「高齢者、身体障害者等の利用を配慮した建築設計基準」にも合致し、高齢者、身体障害者をはじめ多くの人々に対して、広くユニバーサルデザインとして、公共交通機関の更なる信頼性につながるものと確信するものである。	現在、誘導ブロック(点状と線状ブロック)が、駅構内、駅に至る屋内道路(公道)に敷設してあるが、通常の歩行時、又、車椅子での走行に対する振動、高齢者や障害者に与えるこのブロックの凹凸が原因による事故は多く聞かれるところである。そのような現状の中、交通バリアフリー法の中で、形状が突起のあるもので、点状と線状ブロックの使用を義務付け、又、その組み合わせまで、指導の対象となっている為、他の方式による警告の表示の設備も導入できない現状である。	1. 「公共交通機関」1条旅客施設1号鉄軌道駅6項による、国土交通省告示第175号「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築に関する法律施行令」平成6年政令第315号第7条第2号ただし書、第8条第5号ただし書、第9条第4号ただし書、第14条第1項ただし書及び同条第2項第2号口の規定(平成15年3月6日)「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築に関する法律施行令の規定」第1～第5条。	国土交通省	(添付資料) 1. パンフレット 2. CD 3. Q&A 4. 新聞(福祉機器展出席資料) 5. 第31回国際福祉機器展H・C・R 2004 6. 中小企業総合展2004 in Tokyo 7. 中小企業総合展2004 in Kansai
5033	50330001		西田正史	1	農家の直売にかかる米の検査の撤廃・改革	農家が自分で作ったお米を検査しないで表示して販売させて欲しい	農家自身が丹精込めて作ったお米を販売するのに、検査を受けなければ、表示をして販売する事ができない。しかし、その検査は表示内容の検査をするのに十分でなく検査の必要性に疑問がある。また、検査は農家にとって大変な労力や経費がかかる。(不正がおこなわれたときの、罰則はあって当然)行政改革により検査も民間に移行してからは、いぜんより大変やりにくくなった。表示と中身の確認方法はもっと他にもあるはずと考えられる。	①表示内容(産地、銘柄・産年)が検査で十分な確認ができないと思われる。②検査は農家にとって大変な労力、経費がかかる。③販売で大切なのは事前の検査より消費者が購入する時点での表示と中身が一致しているかである。(店頭などの抜き打ち検査などはよいと思う。)④販売農家が責任を持ち自意識を持って栽培、販売することになる。⑤身近なJA出荷の米価は下落の一方で農家はすでに気力を失っている。自力で販売しようとするとき、今までの検査は農家に重荷を課せている。	農産物検査法 JAS法	農林水産省	直売の(生産者がわかる米の販売)の場合を言っているのです。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	50340001		佐藤貿易	1	火薬類の輸入業者の販売営業許可の除外	火薬類の輸入業者には、火薬類の販売営業許可がなくても、輸入した火薬類については販売営業が行えるようにしてほしい。		火薬類の製造業者は、販売営業許可がなくても製造した火薬類の販売営業を行うことが認められている。輸入業者は火薬類を輸入するにあたり、輸入割当の取得、輸入許可の取得、輸入の届出を行い、更に火薬類の販売営業許可を受けている。製造物責任法では国外で製造された物を輸入した者も製造業者として同等に扱われている。よって、輸入した物の販売を目的として輸入割当、輸入許可、及び輸入の届出を行い、輸入品を輸入した業者が販売する場合は販売営業の許可がなくても販売できるようにしていただきたい。	火薬類取締法第5条	経済産業省	
5034	50340002		佐藤貿易	2	輸入割当を受けている火薬類の輸入許可の除外	火薬類の輸入で、輸入貿易管理令による輸入割当を受けて輸入している場合は、火薬類取締法の輸入許可を不要としてほしい。		輸入割当を取得し、更に輸入許可を取得し、輸入後に輸入届出が行われており、3重の規制となっている。更に、輸入品を販売したり、購入したり、使用する行為ごと個別にすべて3回の許可を受けている。また、販売営業業者には行政機関や警察より事業所において毎年3回以上の立ち入り検査が行われ、十二分に行政機関は規制や取締りが行えている。輸出の場合は、過去に輸出割当と輸出許可が2重の規制であるとして輸出許可は不要となっている。輸入割当を取得した火薬類を輸入する場合は、輸入許可を不要として簡素化してほしい。	火薬類取締法第24条	経済産業省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	50340003		佐藤貿易	3	火薬とされている模型ロケット用噴射推進器の火工品への分類変更	輸入時に「火薬」と分類されている模型ロケット用噴射推進器の分類を「火工品」へと変更していただきたい。		火工品は、社団法人全国火薬類保安協会の行う火工品安全性評価制度による審査を受けると、火薬を含有しても火薬類取締法の適用を除外される商品として認定を受けられるが、模型ロケット用噴射推進器は輸入割当て「火薬」と分類され輸入されるため、社団法人全国火薬類保安協会が行う審査を受けられず、高い危険性がなくても火薬類取締法の適用除外品としての認定を受けられない状態にある。よって、「火工品」と分類を変更して審査を受け、火薬類取締法の適用除外品としての認定を受けられるようにしていただきたい。	輸入貿易管理令第9条第1項、火薬類取締法第2条第1項第1号	経済産業省	
5034	50340004		佐藤貿易	4	(上記の続き)火薬とされている模型ロケット用噴射推進器の火工品への分類変更	(上記の続き)輸入時に「火薬」と分類されている模型ロケット用噴射推進器の分類を「火工品」へと変更していただきたい。		模型ロケット用噴射推進器は、米国より国連番号UN0432 Articles, Pyrotechnic(日本語名: 料薬火工品)として輸出され、輸送されて来るが、日本では薬量20グラム以上のものを関税率表第36・01項に該当する貨物とし、「火薬」と分類されており、輸入割当ての取得と輸入許可の取得の両方が必要となる。本品は「火薬」という物質ではなく「火工品」という物品に該当するため、分類を輸入割当ての不要な国連番号UN0432に準じる「火工品」に変更し、輸入許可のみで輸入が行えるようにしていただきたい。	輸入貿易管理令第9条第1項、火薬類取締法第2条第1項第1号	経済産業省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	50340005		佐藤貿易	5	(上記の続き)火薬とされている模型ロケット用噴射推進器の火工品への分類変更	(上記の続き)輸入時に「火薬」と分類されている模型ロケット用噴射推進器の分類を「火工品」へと変更していただきたい。		模型ロケット用噴射推進器は、米国・欧州ではGHS(化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)により、火工品と分類され、国連試験(危険物の輸送に関する国連勧告、試験および判定基準)により等級1、4の火薬類として、高い危険性が認められない物質、混合物及び物品に分類されている。日本も国連の基準に準拠した扱いとして、火工品として分類し危険有害性を国連に準じて評価していただきたい。	輸入貿易管理令第9条第1項、火薬類取締法第2条第1項第1号	経済産業省	
5034	50340006		佐藤貿易	6	ノーアクションレター制度の地方公共団体が処理する事務への拡大	地方公共団体が処理する事務でも、ノーアクションレター制度での回答を法令を所管する省庁あるいは、都道府県知事や市町村町より回答していただけるようにしていただきたい。また、省庁のみを対象としないで、都道府県知事や市町村長が行政処分を行っている場合、都道府県知事や市町村長へも照会・回答できるように、地方分権を認めていただきたい。		ノーアクションレター制度は、地方公共団体が処理する事務は含まれていないが、大臣の権限に属する事務で、都道府県知事が事務を行うこととされているような場合、権限は地方公共団体ではなく大臣にあるので、法令の所管省庁あるいは該当する都道府県知事等を通じてノーアクションレター制度による回答がいただけるようにその範囲を拡大していただきたい。また、事案によっては、行政処分が国と地方公共団体の両者より必要となるため、現在の制度は地方公共団体は含まれておらず、活動を制限されてきたままである。		総務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	50340007		佐藤貿易	7	モデルロケット用エンジンの「がん具」としての取扱範囲の拡大	モデルロケットエンジンで過塩素酸塩を使用したものも「がん具」として認めていただきたい。		日本では、特定の米国企業が製造した硝酸塩を用いたモデルロケットエンジンのみが「がん具」として指定されているため、米国・欧州のその他の企業が製造している過塩素酸塩を用いたモデルロケットエンジンは「がん具」として輸入できない。日本で、どのようにして硝酸塩を使用したもののみが「がん具」として判断されているのか、その基準が行政機関より公表されておらず、その過程が不明朗である。	火薬類取締法	経済産業省	
5034	50340008		佐藤貿易	8	(上記の続き)モデルロケット用エンジンの「がん具」としての取扱範囲の拡大	(上記の続き)モデルロケットエンジンで過塩素酸塩を使用したものも「がん具」として認めていただきたい。		米国・欧州ではモデルロケットエンジンは、硝酸塩を使用した製品でも過塩素酸塩を使用した製品でもGHS(化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)により、危険度の等級1、4(高い危険性が認められない物質、混合物および物品。)として同等に扱われているものが、日本では危険度により分類されておらず、使用した物質で分類されており、硝酸塩を使用した製品のみが「がん具」とされているので、米国・欧州のように危険度により「がん具」を分類していただきたい。	火薬類取締法	経済産業省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	50340009		佐藤貿易	9	イグナイターの「がん具」としての取扱範囲の拡大	モデルロケットエンジン用のイグナイターで過塩素酸塩を使用したもの「がん具」として認めていただきたい。		日本では、特定の米国企業が製造した硝酸塩を用いたモデルロケットエンジン用のイグナイターのみが「がん具」として指定されているため、米国・欧州のその他の企業が製造している過塩素酸塩を用いたモデルロケットエンジン用のイグナイターは「がん具」として輸入できない。日本で、どのようにして硝酸塩を使用したもののみが「がん具」として判断されているのか、その基準が行政機関より公表されておらず、その過程が不明瞭である。	火薬類取締法	経済産業省	
5034	50340010		佐藤貿易	10	(上記の続き)イグナイターの「がん具」としての取扱範囲の拡大	(上記の続き)モデルロケットエンジン用のイグナイターで過塩素酸塩を使用したもの「がん具」として認めていただきたい。		米国・欧州ではモデルロケットエンジン用のイグナイターは、硝酸塩を使用した製品でも過塩素酸塩を使用した製品でもGHS(化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)により、危険度の等級1.4(高い危険性が認められない物質、混合物および物品。)として同等に扱われているものが、日本では危険度により分類されておらず、使用した物質で分類されており、硝酸塩を使用した製品のみが「がん具」とされているので、米国・欧州のように危険度により「がん具」を分類していただきたい。	火薬類取締法	経済産業省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5035	50350001		埼玉県久喜市吉羽土地区画整理組合	1	土地区画整理事業における保留地の流動化促進	保留地については、土地区画整理組合の長(以下、理事長という)による証明をもって登記可能とするよう土地区画整理法などの関係法を改訂する。	保留地について必要な場合には、理事長は、関係法*所定の要件を充たす証明書(保留地権利書)を発行するものとし、関係者は、該証明書をもって保留地につき登記をすることができる。 *民法第177条、不動産登記法第117条など	土地区画整理事業は長年月にわたって行われるので、その間に保留地の換金処分を希望する権利者が現れるのは当然である。一方、保留地について購入を希望する第三者も少なくない。しかし現行法では、保留地は換金処分までの間登記できないことから、購入者は金融機関から十分な融資を受けられない。ために保留地の流動化が進まず、国も不動産免許税を徴収できない。 上記実態を改革するために、「保留地を法務局の管理として通常の土地に準ずる扱いとすべき」との構想もあるが、区画整理中の保留地を正確に特定することは法務局に過大な負担*を強いるものであるから、かかる構想は現実的とはいえない。 *事業進行とともに経時的に変化する土地状況の把握、それにもとづく位置図、街区、画地、地積の特定などの作業は、整理事業に通暁した多数の要員を必要とする。(資料A) この問題を解決するため当組合では、かねてより保留地の特定と表示に関する研究をおこなってきたが、先年独自の方式を確立した(資料B)。これによれば関係法に合致した証明書(資料C)を迅速に作成できるので、これにもとつき組合と金融機関等との協定により、適正な融資「保留地ローン」がなされるようになってきている。さらに、抵当権付きの保留地の第三者への転売の場合にもこの証明書(資料D)に加えて抵当権につき明記)をベースに融資が円滑に行われており、過去の事例は100件近い。 このような実績があるものの、現行の土地区画整理法のもとでは換金処分までは保留地の登記ができないことから、通常の土地に比べて保留地の流動性は低い。一般に未登記の土地への融資は、抵当権設定が難しいことから、金融機関は前向きではないからである。そこで、理事長に証明書(保留地権利書)発行の権限を与え、これをもって保留地の登記を可能とするよう関係法の改訂を要望する。			
5036	50360001		(社)日本フランチャイズチェーン協会	1	理容業法・美容業法の解釈の拡大、最終的には法律の一元化を希望します。 →美容所登録と理容所登録の一元化	美容師資格と理容師資格の相互受け入れ(美容所での理容師の就業、理容所での美容師の就業許可) →美容所登録と理容所登録の一元化	本件は女性向けの顔そりサービスを想定したものです。美容師がこれを行えるようにしてもよいのですが、それには技術の裏付けが必要ですので、理容師が美容所に就業できるようにすることにより、女性向け顔そりサービスを美容サービスの一部に組み込むことができ、市場の拡大が実現できると考えています。	女性の美容処方の一つとして根強いニーズのある顔そり(産毛そり)ですが、法律上美容師が行うことができないため、原則理容所へ行くことはなりません。ところが女性の顔そりとは化粧のりをよくする目的のため、男性の髭剃りとは違い肩まで露出しなければならぬのですが、理容所は男性を対象とした店舗がほとんどのため、女性の来店に対応していません。元々理容業法と美容業法がそれぞれ男性と女性を対象として分野調整をすべく成り立ってきたことは想像に難くありませんが、昨今、美容所を利用する男性の多さは誰もが知るところであり、法律そのものが実情に追いつかなくなっています。新規の資格取得者数をもと、理容師のそれは美容師の約1/10に過ぎず、近い将来実態としての理容所が成り立たなくなった場合、現在の法律が有名無実化することは明らかです。 今回は具体的に顔そりサービスを取り上げましたが、最終的には業法そのものの見直しと共に現実に則した統一化が急がれるのではないのでしょうか?そのための第1段階として、まず、要望に記した美容資格と理容資格の相互受け入れを認めていただきたいと要望します。	美容業法 理容業法	厚生労働省健康局生活衛生課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5036	50360002		(社)日本フランチャイズチェーン協会	2	準住居地域内における自動車修理工場の床面積規制緩和	現在、準住居地域内の自動車修理工場の床面積は、150平方メートル以内と規定されていますが、商業地域内の300平方メートル以内への面積の拡大を要望(騒音防止対策等条件付加でも可)	<p>全国 車検台数約3,050万台 (内、持込台数 22%) 16.3末、全国認証工場数 88,627 内、指定工場数 28,278 1認証工場車検台数 110台 【一例】指定工場が約1,200工場増加した場合の台数効果(サービス(時間等)) 110×1,200= 132,000台 使用者負担の軽減額(持込費用を1万円とした場合) 132,000台×10,000= 13億2千万円の自動車ユーザーの自動車関係経費の軽減に繋がる効果が期待できる。</p> <p>*認証工場数等は、日整連H/P より</p>	<p>自動車修理工場には、①認証工場(当該場で修理した車を検査法人に持込車検を受ける)②指定工場(当該工場に検査機器等を設置し、検査員の検査により検査法人に持込まない)の2種(限定資格を含め)がありますがユーザーニーズに対応したビットサービスを提供するには、現在の認証工場面積では基準一杯の作業スペースとなり、ユーザーよりの車検整備作業ニーズの高まりによる対応として、指定資格取得には、基準作業面積に不足をきたす為、ここに、検査機器等設置面積として現在の基準150平方メートルに加え、150平方メートルの追加(合計300平方メートル以内)を要望</p>	<p>建築基準法 昭和25年5月24日 法律 第201号 別表第2(と)</p>	国土交通省	
5036	50360003		(社)日本フランチャイズチェーン協会	3	エアロスボイラ取付けに関わる規制の緩和	平成15年12月9日国土交通省告示1544号第3節第178条第2項2号イのエアロスボイラは自動車に装着を行う場合、自動車の最前端又は最後端にならないものであることとありますが、この事項に関する規制の緩和を要望します。	<p>以下のとおり、要望理由における波紋がさけられる。 ①流通在庫の廃棄による損失を回避できる。 ②エアロパーツメーカーの損失を防げる。</p>	<p>平成7年11月16日自技234号・自整262号においては、エアロスボイラは指定部品扱いになっており、自動車に装着する際に全長(最前端・最後端)を超えてもよいと認識していましたが、前記の告示内容と矛盾が発生していると判断しています。 尚、カー用品業界においては、平成7年に規制緩和されたものと認識しており、既にこの規制に抵触するエアロスボイラは、膨大な数が販売されていると考えられ、大きな波紋が予想されるため。</p>	<p>具体的要望内容・要望理由のとおり</p>	国土交通省 交通局長 企画課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5036	50360004		(社)日本フランチャイズチェーン協会	4	懸賞景品告示における共同懸賞事業者の概念の緩和	現状フランチャイズチェーンにおいて懸賞景品告示を行おうとした場合、一般懸賞とされ、限度額が最高10万円・総額懸賞に係る売上予定総額の2%と規定されている。 商店街等での共同懸賞の場合は、最高30万円・総額懸賞に係る売上予定総額の3%と一般懸賞より大きく認められている。 共同懸賞の概念に、フランチャイズチェーングループにおける懸賞も含めて頂きたい。		各種懸賞を企画した場合、最高額が大きくなることにより、より企画・選択の幅が広がる。	独占禁止法・景品表示法	公正取引委員会	
5036	50360005		(社)日本フランチャイズチェーン協会	5	市街化調整区域における開発許可要件の緩和	都市計画法では、当該開発地域において居住している者の日常生活のために必要な物品の販売等を行う店舗の建築は認められている。 その要件に、住宅販売の為のモデルハウス建築を認めて頂きたい。		モデルハウスを建築することにより、地域住民の新居建築・増築・改築のための一助になると考えられる。	都市計画法	国土交通省・各都道府県	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5036	50360006		(社)日本フランチャイズチェーン協会	6	建設業許可要件の緩和	1. 住宅フランチャイズを展開する場合、小規模店舗であれば店舗毎ではなく地域の責任者で充分対応出来る為、管理責任者及び専任技術者の要件を緩和して頂きたい。 2. 建設業者として届出る決算報告書を指定書式に記載しなければならないが、上場企業であれば、営業報告書及び有価証券報告書の提出でそれとみなして頂きたい。		1. 住宅FCのフランチャイズ店の店舗展開及び直営店展開をより積極的に行うことが出来る。 2. 申請手続きの簡略化	建設業法	国土交通省	
5036	50360007		(社)日本フランチャイズチェーン協会	7	ハローワークでの独立開業希望者の斡旋について	ハローワークにおける受付が雇用のみとなっているので、別部門として独立事業者の希望者に対する受付部門を設置し、独立自営オーナー募集の登録・独立相談・独立開業説明会を開催できるようにしてほしい。	雇用の拡大	失業者の職業斡旋・紹介に雇用契約以外にも独立開業等フランチャイズ加盟に関する説明会等も斡旋し、増大する失業者の就業先開口を拡大すべく、ハローワークの窓口業務の規制緩和を要望する。	職業安定法第4条第1項「職業紹介」	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5036	50360008		(社)日本フランチャイズチェーン協会	8	土地・家屋(固定資産)の名寄せ帳(課税台帳)の取得のための申請手続き、申請書類(フォーマット)等の全国統一(固定資産課税台帳の縦覧時)	①郵送で申請する場合の申請方法の統一について ex. 申請書のフォーマットが自治体により異なる(存在しない)。 ex. 取得時に、各自治体により手数料の有無が存在。(無料もあり) ②名寄せ帳のフォーマットについて ex. 各自治体により記載項目内容や表記配列がことなり、見づらい。 ex. 該当物件の所在地表示が、町名のみでの記載があり、物件所在地が判別し難い。		自社資産の評価を確認する際、各自治体により取得手続き、フォーマットが統一されていないため、確認作業が煩雑になっており、手続き等の簡素化を要望するものであります。			
5036	50360009		(社)日本フランチャイズチェーン協会	9	コンビニエンスストアにおける地方自治体との料金収納契約の契約自動更新	地方自治体や地方公営企業と単年度契約している。 水道・ガス料金及び地方税(自動車税・固定資産税・市県民税等)、国民健康保険料等の料金収納契約を自動更新していただきたい。 また、今後の契約についても契約自動更新としたい。		現在、地方公営企業及び地方自治体との単年度契約数は40を超えており、毎年、新年度の始まる4~5月に再契約を行うための契約書の再作成に膨大な時間と手間がかかる。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5036	50360010		(社)日本フランチャイズチェーン協会	10	地方自治体のCVS本部及び店舗の立ち入り検査の免除及び緩和	地方自治体による納付済通知書(CVS本部控)保管状況確認の立ち入り検査の免除。 また、報告書に代えるなどの緩和措置。		全国47都道府県の3,000以上の市町村が公金(水道料金、自動車税、固定資産税、市県民税等)収納の納付済通知書(CVS本部控)の保管状況の立ち入り検査を実施した場合、CVS側の準備作業の負荷が大きい。	地方公営企業法＝第27条2項 地方自治法施行令＝第158条	総務省、財務省、自治省	
5036	50360011		(社)日本フランチャイズチェーン協会	11	「みりん」について販売上の表示義務対象からの除外	現在、みりんは酒税法上の酒類として分類され、販売場所においても他の食品とは違った「これはお酒です」の表示が義務付けられています。 徴税対象の酒類であることは当然としても用途が調味料であることからこうした表示義務の対象から除外していただくことを要望します。	みりんの売場における「これはお酒です」の表示からの除外	みりんは大多数が調味料として認識され、アルコール分が含まれていることは知られていますが、生活者感覚では「調味料」として認識されています。 したがって、未成年の飲酒防止や健康管理の側面からも飲酒は考えにくく、こうした表示で注意を喚起すべき対象ではないと考えます。	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 第86条の6	国税庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5037	50370001		社団法人全国信用組合中央協会	1	自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入限度額の引上げ	貸倒引当金について、自己資本算出上の分子(自己資本額)算入割合を国際統一基準行と同レベル(1.25%)まで緩和すること。		貸倒引当金の計上は国内基準、国際統一基準にかかわらず企業会計に基づき計上することとされ、また金融検査マニュアルの償却・引当基準が厳格化されたことにより、貸倒引当金が従来より増加している。	大蔵省告示第192号(平9.7.31)	金融庁	
5037	50370002		社団法人全国信用組合中央協会	2	協金法第2条第3項に基づく「自己資本率規制」の廃止	金融機関の健全性の確保の観点から、金融機関には資産に対する自己資本の額が4%以上(国際基準を採用する金融機関は8%以上)とする統一された「自己資本率規制」がある。取立て二重に規制する必要はないため、これを廃止すること。		信用組合の場合、協金法第6条第1項による銀行法第14条の2の準用により「自己資本率規制」が適用され、また、この「自己資本率」は他の金融機関と同様、ディスクロージャー誌に掲載し、広く預金者等に周知することが法律で義務付けられている。一方、「自己資本率規制」は、信用組合にのみ規定されているが、その目的は信用組合の健全性の確保にあるとされ、「自己資本率規制」と同じであり、二重の規制となっている。	協同組合による金融事業に関する法律(協金法)第2条第3項	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5037	50370003		社団法人全国信用組合中央協会	3	脱退組合員の出資持分の一時取得について	信用組合においても組合員の脱退(自由脱退)に際し、当該組合員の出資金を譲り受ける者がいない場合、信用金庫と同様に、一時的にその出資金を譲り受けることができるようにすること。		組合員の出資金を信用組合が取得することは、脱退者の一時取得を含め、中小企業等協同組合法第61条により禁止されている。信用金庫においても、持分の取得は原則禁止されているが、自由脱退の場合に限り、定款で定める範囲内で、一時取得が認められている。	中小企業等協同組合法第61条	金融庁	
5037	50370004		社団法人全国信用組合中央協会	4	事業報告書の総(代)会承認制の廃止	商法上の株式会社と同様に、事業報告書の総(代)会承認を不要とし、報告事項とすること。(商法第281条では、営業報告書を作成し取締役会の承認を受けることが規定されており、さらに第283条において総会に報告することが定められている)		事業報告書は、商法上の会社の営業報告書と同様に信用組合の事業運営に関する事実を記載するものであり、承認を要するものではない。	協金法第5条の4第1項、第7項	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5037	50370005		社団法人全国信用組合中央協会	5	附属明細書の総(代)会への報告の廃止	商法上の株式会社と同様に、附属明細書の総(代)会への報告を不要とすること。		商法第281条では、附属明細書を作成し取締役会の承認を受けることが規定されているが、同第283条では総会報告事項として定められていない。	協金法第5条の4第1項、第7項	金融庁	
5037	50370006		社団法人全国信用組合中央協会	6	定款への従たる事務所の記載の廃止	商法第166条第1項第8号と同様に主たる事務所のみ記載とすること。		中企法第33条では、事務所の所在地について定款の絶対必要事項として規定されているが、商法第166条第1項第8号では主たる事務所のみ記載とされている。	中企法第33条	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5037	50370007		社団法人全国信用組合中央協会	7	営業用不動産の有効活用に関する規制緩和の徹底	営業用不動産の有効活用については、原則自由である旨、運用上徹底する。		平成15年6月に事務ガイドラインが公表されたが、財務局では営業用不動産の取扱いについては、旧事務連絡ベースでの指導が依然として行われている。 店舗の廃止等により生じた遊休不動産を買貸することが営業用不動産の有効活用に該当するかどうかの基準が不明確である。		金融庁	
5037	50370008		社団法人全国信用組合中央協会	8	業務取扱い時間変更届出の簡素化	インストアブランチなど出店先の営業時間の変更に伴う業務取扱い時間変更届出については、届出不要、もしくは半期ごとの一括届出の対象とすること。		インストアブランチなど出店先の営業時間の変更に伴う業務取扱い時間の変更に対応できるようにするため。	協金法施行規則第16条第1項第7号、第16条第4項	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5037	50370009		社団法人全国信用組合中央協会	9	業務方法書の廃止	業務方法書は、規制監督の手段として協同組織金融機関に限り設けられた制度である。金融機関に対する規制監督のあり方が、各金融機関の自己責任原則の観点から、事前調整型から事後監視型に移行した現状にあって、業務方法書を存続させる必要性は乏しいため、これを廃止すること。		業務方法書は、規制監督の手段として協同組織金融機関に限り設けられた制度である。金融機関に対する規制監督のあり方が、各金融機関の自己責任原則の観点から、事前調整型から事後監視型に移行した現状にあって、業務方法書を存続させる必要性は乏しいため。	協金法第3条第1項第8号	金融庁	
5037	50370010		社団法人全国信用組合中央協会	10	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体や特別法で定められた地方公社等をその範囲に含めること。		コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、資金調達手段の多様化を図ることが必要である。	特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5037	50370011		社団法人全国信用組合中央協会	11	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付限度にかかる規定の変更	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付限度の定めを根拠法である中小企業等協同組合法の規定から削除する。		全国信用協同組合連合会における会員以外の者に対する貸付限度は、根拠法である中小企業等協同組合法において規定されているものの、他の系統中央金融機関である信金中央金庫および労働金庫連合会は、それぞれの根拠法である信用金庫法、労働金庫法に規定されておらず、「業務方法書」の「業務の方法」にそれぞれの経営実態等に照らし合わせ定められている。	中小企業等協同組合法第9条の9、中小企業等協同組合法施行令第8条	金融庁	
5037	50370012		社団法人全国信用組合中央協会	12	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する債務保証又は手形の引受けの取扱い	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する債務保証又は手形の引受けの定めを「中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令」の規定に追加する。		①中小企業等協同組合法において、全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する資金の貸付、手形の割引については、会員に対する資金の貸付等を妨げない限度において行わなければならない。また、これを行う場合、当局の認可が必要であり、全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付先は、国、公共法人、公益法人、証券取引所に上場されている株式会社などが認可されている。②債務の保証、手形の引受けは、会員のためやその他内閣府令（国民生活金融公庫等の業務の代理として行う債務の保証、外国為替取引に伴って行う債務の保証又は手形の引受け、子会社に対する債務の保証又は手形の引受け、会員である信用協同組合の組合員のためにする債務の保証又は手形の引受け）で定められているものの、会員以外の者に対する貸付として認可されている先への債務の保証又は手形の引受けは認められていない。これに対して、他の系統中央機関である信金中央金庫においては、会員以外の者に対する貸付として認可されている先に対しても債務保証等が可能となっている。	中小企業等協同組合法第9条の9、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令1条の2	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5037	50370013		社団法人全国信用組合中央協会	13	信用組合による保険窓販商品の範囲の拡大等	窓販できる保険商品を限定するのではなく、窓販できない保険商品を列挙し、原則自由とすること。		窓販商品を制限する根拠として圧力販売などの弊害が挙げられるが、金融商品販売法、消費者契約法等の法整備によってそのような懸念は少なくなっている。	保険業法第275条、保険業法施行規則第211条等	金融庁	
5037	50370014		社団法人全国信用組合中央協会	14	生命保険募集人登録の簡素化	生命保険募集人登録に際して、登録申請者の住民票又はこれに代わる書類の提出を不要とすること。		登録対象者、登録金融機関双方にとって事務負担が大きい。	保険業法第277条、第280条、保険業法施行規則第214条第1項第3号	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5037	50370015		社団法人全国信用組合中央協会	15	生命保険の構成員契約規制の廃止	生命保険の募集において、法人募集代理店の役員・従業員又は当該法人募集代理店と密接な関係を有する法人の役員若しくは使用人に対する募集禁止の規制(構成員契約規制)を廃止すること。		法人募集代理店として生命保険の募集を行う際に障害となっている。	保険業法第300条第1項第9号、保険業法施行規則第234条第2号	金融庁	
5037	50370016		社団法人全国信用組合中央協会	16	中小企業等協同組合法を設立根拠とする組合が行う共済商品を窓口で取扱うことについて	中小企業等協同組合法第9条の2第1項3号の規定等に基づき、協同組合等が行う共済契約について、信用組合の窓口で募集の取扱いができるようにすること。		協同組合等が行う生命共済等の共済事業は、これと類似する保険が、保険業法により信用組合において販売できるにも拘らず、信用組合が生命共済等共済商品を窓口で取扱うことができないため。	中小企業等協同組合法第9の2第1項3号、第9条の7の2	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5037	50370017		社団法人全国信用組合中央協会	17	協金法に基づく業務内容方法書の廃止	協金法上の業務内容方法書を独立させて存在させる必要は乏しいので、これを廃止すること。		証券業務に関する業務内容方法書には、協金法に基づく業務内容方法書と証取法に基づく業務内容方法書の2種類があり、前者の内容は後者の内容に含まれている。	協金法第3条第1項第4号、第3条第2項	金融庁	
5037	50370018		社団法人全国信用組合中央協会	18	確定拠出年金制度における営業職員による運用関連業務の兼務禁止の撤廃	営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務禁止を撤廃すること。		営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務が禁止されているため、加入者の利益が阻害されている。	確定拠出年金法第100条第7号、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5037	50370019		社団法人全国信用組合中央協会	19	企業型年金におけるマッチング拠出の解禁	企業型年金の掛け金拠出において、加入者の自己負担による追加拠出(マッチング拠出)ができるようにすること。		企業型年金の掛け金拠出は、事業主が行うこととされており、加入者の自己負担による追加拠出(マッチング拠出)ができない。	確定拠出年金法第19条	厚生労働省	
5037	50370020		社団法人全国信用組合中央協会	20	確定拠出年金の拠出限度額引上げ	既存の退職給付制度からの移行や加入者の自主的な努力を支援するためにも、拠出限度額の引き上げを行うこと。		既存の退職給付制度からの移行や加入者の自主的な努力を支援するため。	確定拠出年金法第20条、第69条、確定拠出年金法施行令第11条、第36条	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5037	50370021		社団法人全国信用組合中央協会	21	運営管理機関登録に係る変更届提出対象事項の緩和	軽微な変更事項については、年1回等の変更届出書提出とする。		変更届出書提出対象事項の変更有無の管理事務負担が大きいため。企業または加入者等の運営管理機関の選定等に及ぼす影響が少ないと認められる事項(非常勤役員の変更、資本金額の小額変更等)については、加入者保護の観点からも、変更の都度届け出る必要性は低いと考えられるため。	確定拠出年金法第9条第2条第1項	厚生労働省	
5037	50370022		社団法人全国信用組合中央協会	22	協金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示の一本化	協金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示を一本化すること。		協金法に基づくリスク管理債権と、金融再生法に基づく資産査定とは、開示の対象となる債権とその開示基準が異なっており、事務上煩雑であるとともに、わかりにくい開示内容となっている。	協金法第6条で準用する銀行法第21条、協金法施行規則第12条の2～第12条の4、金融再生法第6条、第7条、金融再生委員会規則第2条～第6条	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5037	50370023		社団法人全国信用組合中央協会	23	地方道路公社及び地方住宅供給公社等の余裕金運用について	地方道路公社及び地方住宅供給公社等の余裕金について取扱いを可能とすること		地方道路公社及び地方住宅供給公社等の余裕金の運用範囲に信用組合が含まれていない。	地方道路公社法第31条、地方住宅供給公社法第34条(建設大臣の指定)	国土交通省	
5038	50380001		日本証券業協会	1	証券会社口座における株式配当金の受領について	証券会社の顧客が、証券会社の口座において株式配当金が受け取ることができるよう、「顧客の株式配当金の代理受領業務」を証券会社が営むことのできる業務として位置付けて欲しい。		<p>上場会社の株主が株式配当金の受取り場所として銀行口座を指定し、当該銀行口座を経由して銀行に開設する証券会社の口座に当該株式配当金に係る金銭が入金されるスキームについては認められている。</p> <p>しかしながら、「株式配当金」を証券会社で受領できるかどうか証券取引法上明確になっていないため、このスキームにおける証券会社の顧客口座で受領する金銭は、発行会社から支払われる「株式配当金」としてではなく、株式や投資信託購入のために証券会社の銀行口座に入金される金銭と同様のもの(=有価証券の売買に伴う前受け金)として取り扱われている。</p> <p>①公社債の元金や証券投資信託の収益分配金については、従来より証券会社の兼業業務として認められ(別紙1参照)、現在も証券取引法第34条の証券会社の付随業務「その他証券業に付随する業務」(別紙2参照)として解釈され、有価証券の購入を前提とすることなく、顧客の証券会社の口座でそれぞれ「元金」や「収益分配金」として受領できること、②外国株式に係る配当金については顧客の証券会社口座で受領できる(別紙3参照)ことからすると、国内株式にかかる配当金を同様に取り扱ったとしても投資家保護上問題になるとは考えられず、顧客の利便性向上に資するものと考えられる。</p>	出資法第2条 証券取引法第34条	金融庁	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙1:「証券会社、証券投資信託委託会社及び証券投資顧問業者等の監督等に於いて留意事項について」(「事務ガイドライン」) ・別紙2:証券取引法(抜粋) ・別紙3:「一般投資家による外国証券投資の自由化について」参考:株式配当金自動受取サービスの概要 ・参考:「株主配当金自動受取サービス」の概要

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5039	50390001		湯島心理相談所	1	スクール・カウンセラーの選考資格の規制緩和	文科省初等中等教育局長の通達のスクール・カウンセラー(SCと略す)の選考の基準(資料1)の中、第4条の「ただし書き」の全文(3行)を削除する。	日本各地の教育委員会は、この削除により、学校のニーズ・学区の教育予算にあった、SCとSCに準ずる者を自由に採用することができる。これにより以下の効果が生まれる。 ①教育委員会の人事は臨床心理士に限定せず、広く人材を採用し、活用することができる。 ②準ずる者に就職と活躍の機会と希望を与える ③臨床心理学以外の心理学(教育、発達相談、等)を学ぶ多数の大学生に、準ずる者になれる就職の道を開く。 ④退職教員、現場の教師の中に、準ずる者を希望する有能なカウンセラーが多くなる。	①SCに対する学校の要望は、不登校・いじめ、学習不遇、学級崩壊、反社会的行動、キャリア相談等がある。これには臨床心理士よりも、準ずるの方が適していることがはっきりしてきた。 ②臨床心理士は1対1の対応は訓練されているが小集団、学級集団への対応は訓練されていない。 ③文科省がSCを臨床心理士に独占させているので、教育現場・心理学界・心理系の学部・大学院は文科省に対する不満と差別感が大きい。 ④SCを配置するに当たり、文科省は教育に新しい風を入ると宣伝したが無駄であった。	教員研修事業費等補助金(スクール・カウンセラー活用事業補助)取扱要領 平成13年4月2日初等中等教育局長裁定第4条(ただし書き)	文部科学省 初等中等教育局	*資料1(初等中等教育局長平成13年4月2日通達)
5040	50400001		有限会社 フードリサーチ	1	在宅患者訪問栄養指導において特定(限定された)疾病について管理栄養士が食事せんを処方すること	健康保険法63条第3項および64条では健康保険の診療に従事する者として、医師、歯科医師、薬剤師とされているが、糖尿病等の特定の疾病についての在宅療養における在宅患者訪問栄養指導について、「管理栄養士」をその対象に加えること	在宅患者訪問訪問栄養指導料の対象となる特別食のうち糖尿病食、高脂血症食、痛風食についての食事せんを管理栄養士が作成すること。 厚生労働省通知平成16年2月27日保医発0227001号によれば、在宅患者訪問栄養食事指導料について下記通知がなされている。『在宅患者訪問栄養食事指導料は、居宅で療養を行っており、疾病のために通院による療養が困難な患者について、医師が当該患者に「特掲診療料の施設基準等」に規定する特別食を提供する必要性を認めた場合であって当該医師の食事せんに基づき、管理栄養士が患者を訪問し、(中略)食事計画案又は(中略)栄養食事指導せんを交付するとともに(中略)指導を行った場合に算定する。』とし、『腎臓食、糖尿病等の16の特別食が規定されている』。 この内、糖尿病食、高脂血症食、痛風食について、医師が(中略)規定する特別食を提供する必要性を認めた場合には、医師でなく管理栄養士が食事せんを作成することを認めるものであり、それに関連して左記健康保険法の改正による「規制緩和」を提案するものです。	糖尿病などのいわゆる生活習慣病が若年層も含め急激に増加している。こうした中で生活習慣病患者等の「在宅療養者」が多くなってきている。他方、病院診療所などの機能別分化が推進されたことにより、従来とは別の意味で「在宅療養」の果たす役割が大きく変わってきている。 「在宅療養」においては、従来の医学的、薬学的処方に加えて、「食事療法」の役割が大きい。「食事療法」についての専門家である「管理栄養士」の職務を認定せんとするものです。 介護保険における「居宅療養管理指導」においては、介護保険法7条10項で医師、歯科医師、薬剤師、その他厚生労働省令で定める者としており、同施行規則9条にて管理栄養士が指導を行った場合に算定する。』と併せて(但し同9条4項により「医師の指示に基づいて実施される栄養指導」となっている) なお、本提案は「特区」にて申請を検討していたものですが、行政も含めて関係者の合意に至らなかったため、全国規模の規制緩和として提案するものです。	健康保険法63条第3項および64条 厚生労働省通知平成16年2月27日保医発0227001号	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5041	50410001		NPO日本教育カウンセラー協会	1	スクール・カウンセラーの選考の規制緩和をする	<p>スクール・カウンセラーの選考の基準(資料1)の中、第4条のただし書き全文を削除する。または、第3条と第4条を書き換えて、スクール・カウンセラーに準ずる者(以下、準ずる者とする)の採用を自由にする。これにより、臨床心理士がスクール・カウンセラーを事実上独占する規制を撤廃する。</p>	<p>①各地の教育委員会は、地域の特性・ニーズ・予算に合わせて、臨床心理士と準ずる者とを自由に採用できる ②臨床心理士より準ずる者は時給が約半分であるから教育予算をより有効に使用できる。 ③教育委員会の人事は臨床心理士に限定せず、広く人材を求め、活用することができる ④準ずる者に就職と活躍の機会と希望を与える。 ⑤臨床心理学以外の心理学(教育、学習、発達、等)を学ぶ多数の大学生にスクール・カウンセラーになれる希望と就職の道を開く。</p>	<p>① スクール・カウンセラー制度が発足して7年になる。その間に臨床心理士以外に多くのカウンセラーが養成されてきた。資料2(p.8)の調査結果から見ても、現職の教師が満足している者は、臨床心理士以外のカウンセラーである。 ②財務省の総括調査票の結果(資料3)も調査2の結果と同じく、準ずる者が臨床心理士より有効であることを示している。 ③準ずる者の例として、教育カウンセラーは、学級集団と子どもの小集団を扱う実施訓練をしている。だから、問題行動を治す臨床心理士より問題を予防し、健全な発達に適している。</p>	<p>スクール・カウンセラー活用事業補助 平成13年4月2日初等中等局長裁定第4条(ただし書き)</p>	<p>文部科学省 初等中等局</p>	<p>* 資料1 (初等中等教育局・局長通達) * 資料2 (スクール・カウンセラーに期待する活動内容と実態) * 資料3 (財務省、総括調査票)</p>
5042	50420001		情報通信ネットワーク産業協会	1	現場代理人、監理(主任)技術者の配置要件の明確化	<p>電気通信工事の遂行に当たって配置する、現場代理人及び主任技術者あるいは監理技術者の配置要件を明確にしていきたい。</p> <p>1. 現場代理人の工事現場常駐を、現場移動中とすることを、『公共工事標準請負契約約款』第10条2に追記いただくか、現場常駐が必要な期間についての定義を、通達などで明確にしていきたい。</p> <p>2. 工事規模により専任とすることが必要な主任技術者あるいは監理技術者が、専任を要しない期間を認める工事種別例を、『監理技術者制度運用マニュアル』三(2)の具体例に追記いただくか、具体例を通達などで示し、増やしていきたい。</p>	<p>電気通信工事は契約工期の殆どが、工場における機器製造期間及びソフトウェア製作期間で、現場における実工事期間が著しく短い事例がほとんどであるが、『公共工事標準請負契約約款』第10条2、及び『建設業法』第26条3による現場代理人常駐、及び主任技術者常駐の定義が不明確、あるいは専任を要しない期間を認める工事種別例が少ないため、契約工期の期間中建設現場への常駐を強いられていることがある。</p> <p>現場での建設工事が稼働していない期間を含む契約期間全般に亘って現場常駐させることは、受注者にとっては人的資源の無駄使いになるとともに、人材の確保を困難にしている。また発注者にとっては経費の無駄使いになると思われる。</p>	<p>公共工事標準契約約款第10条2 建設業法第26条3 国総建第318号『監理技術者制度運用マニュアル』三(2)</p>	<p>国土交通省総合政策局建設業課</p>		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5042	50420002		情報通信ネットワーク産業協会	2	連結親子会社間における「企業集団」の適用、運用に関する緩和について	<p>本件の再検討要請に対する2次回答を頂いたが、前向きな回答が頂けず誠に遺憾である。現在の我が国の企業の実態に則し、業界がよい方向に向かう為に必要な緩和を求める。(貴省2次回答の項番に対応)</p> <p>① 60万社のうち8社の利用にとどまっても直ちに変更の必要はないとの回答であるが、60万社のうち8社のみを利用するのは国の制度として公平を欠くのではないかと。国が施行する制度たるためには、広く、多くの企業に平等に利用、非利用の選択の権利が与えられるべき制度とすべきではないか。この点について貴省の考えをお聞かせいただきたい。</p> <p>② 貴省のご回答は業界再編の為の特例であり、再編の特組みから脱落する関連企業を生かさない為には、企業集団に全ての関連企業を含める必要があるとしている。それでは、この制度によりどの様な淘汰、業界再編を期待しているのかを示された。その期待する再編、淘汰に本制度がどのように有効なのかも含めて示されたい。我が国の建設業者には、建設業専業の建設業者以外に1丁関連企業の様に、建設業の他に販売、サービスなどの営業を行う複合企業が多数ある。業界再編の方針や計画の策定にあたっては、これら複合企業に対する考慮がなければ制度としてのバランスを欠くため、本制度による再編案にも複合企業の状態、事情に対する配慮を伺いたい。</p> <p>③ 企業集団を申請して経営を1とするか、申請せず各企業個別とするかは企業の経営判断との回答であり、この意味ではもともとである。しかし、公共工事全体をALL OR NOTHINGとすることは選択肢の問題が強く進まずと考える。工事の施工、成果に関して技術的問題が生じるのであればもともと判断するが、本件はそうではないと考える。貴省の直轄工事は貴省判断で不可としても、貴省の発注ではない、自治体等、他団体は発注者の判断に任せでも良いのではないかと。この点について貴省の考えをお聞かせいただきたい。</p> <p>④ 本制度を適用したケースの子会社(親会社が経営を申請したケース)について貴省の考えをお聞かせいただきたい。民間工事を除くと親会社への技術者派遣のみが営業項目となる建設会社(子会社)は不慮と考えるがいかがか。また、ペーパーカンパニーの誘致に関しては、適用資格に、資本金、売上高、利益、従業員数、技術者数等客観的な事項がその恐れのない規模以上との制限を加えることで防止可能と考える。一括下請負であるか否かを客観的に確認することが困難であることを根拠とする規制では発注者と受注者の関係において公平性を損なう。</p>	要望内容に含む	建設業法第26条3項「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱等について」(平成15年1月22日国総建第335号)	国土交通省総合政策局建設業課		
5042	50420003		情報通信ネットワーク産業協会	3	電気通信工事業者における専任技術者要件の緩和	<p>「営業所の(電気通信工事の)専任技術者1=監理技術者」の申請要件として、電気・電子技術士に加えて、既存資格の「電気通信主任技術者(1種)、(2種)、(線路)、1級電気工事施工管理技士」のいずれかに該当する事としてほしい。電気通信主任技術者は電気通信分野の最高位資格で、ネットワーク全体を管理する総合的資格である。また、1級電気工事施工管理技士は電気工事専任技術者の要件ではあるが試験内容は電気通信工事業まで含めたものである。」</p> <p>上記要望に対する2004年7月の1次回答では「(前略)主任技術者の要件について、他の既存資格の活用は適否について、既存資格の試験内容を踏まえ検討し、平成16年度中に結論を得る。」との回答をいただいているが、遅滞なく要件緩和の結論が出されるよう御検討願いたい。</p> <p>また、2次回答では「(前略)現在監理技術者資格として認めている他の資格と比較すると、これを監理技術者資格として認めることは適切ではない。(後略)」との回答をいただいているが、電気通信主任技術者が監理技術者資格として適切でないと考えられる理由についてご教示願いたい。また、既存資格の「電気通信主任技術者(1種)、(2種)、(線路)、1級電気工事施工管理技士」を適宜組み合わせることにより監理技術者資格の申請要件とすることの可否について貴省のお考えをお聞かせいただきたい。</p>	建設業法の規定に基づく試験資格が許可等の要件の対象となっている電気工事業など技術者の育成が容易となっている業種もある中で、一部の事業に課せられた特別な規制となっている。電気通信工事業者にとって高度かつ専門的な電気・電力業の知識・実務を必要とする電気・電子技術士資格を取得することは、事業の機会もほとんどなく大変困難である。よって、電気通信工事に必要な有資格者が不足し、IT革命推進に向けたインフラ整備の大きな障壁となっている(現実的には実務経験充足による資格取得をめぐらすこととなるが、発注工事の小規模化が続く中、限られた工事の実務経験者という要件のみでは有資格者の不足は避けられない状況である)。	建設業法第15条の二、第26条第2項、第27条の一、建設業法施行令第27条の三昭和63年6月6日建設省告示第1317号	国土交通省総合政策局建設業課		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5042	50420004		情報通信ネットワーク産業協会	4	現場代理人の選任条件運用の見直しと書面文言削除	<p>本件の再検討要望に対する2次回答を受けているが、国土交通省関東地方整備局ホームページで探す事大変苦労しながらも、掲載を確認した。他の整備局の確認はしていないが、関東地方整備局と同様の対応と解して良いか確認したい。また、当初より指摘した日本道路公団 共通仕様書に対する解釈も同様であるか否かについて国土交通省の見解を伺いたい。併せて日本道路公団の見解を伺いたい。当初指摘した日本道路公団の共通仕様書は、以下の通りであり、《 》内文言の削除を要望したい。他に規定している公共機関がある場合、同様処置を要望したい。</p> <p>・日本道路公団「電気通信工事共通仕様書」平成11年10月発行第1章第7節1.7.1 「現場代理人等の設置 (1) 契約書第10条第1項の規定に基づき設置する《現場代理人》、主任技術者(中略)は、乙に所属する者とする。」</p>		<p>・現場代理人の機能は、契約の履行に関して、請負人の任務代行者として運営・取締りを行うもので、監理/主任技術者とは全く別個のもの(法解説書)。 ・左記日本道路公団共通仕様書は、他の官公庁や地方公共団体等も参考とされる場合もあり、発注者が混乱する要因ともなっている。</p>	日本道路公団「電気通信工事共通仕様書」平成11年10月発行第1章第7節1.7.1現場代理人等の設置	日本道路公団 国土交通省	
5042	50420005		情報通信ネットワーク産業協会	5	地方公共団体における建設業退職金共済制度の健全化について指導監督強化	<p>本制度は多層重層構造の下請構造の建設業工事で、末端に位置する「日雇い労働者」や「退職金制度を保有しない中小事業に働く労働者」の救済を目的とした制度として誕生したと理解している。特に前者のような労働者救済は、建築、土木を主体としたものであり、技能労働者中心の電気通信工事にまで、一律に適用している制度は現実との乖離が大き過ぎ、適用除外の例示を行うなど弾力的な運用を要望する。</p> <p>特に地方公共団体における運用は、本制度の適用を強要するような例も見られ、適切さを欠くと思われる場合が見受けられる。</p> <p>国土交通省の2次回答は、国土交通省直轄工事についてのみ示されているが、他省庁や地方公共団体への指導監督の強化、もしくは見解の明確化を要望する。また、厚生労働省の2次回答にある「新たな掛金納入方式の導入に関する・・・」は、そもそも2年以上前から検討され、平成14年度に現場での試行がなされていると認識している。上記のように全ての許可業種に一律適用をされているような場合、本掛金納入方式への期待は高く、試行結果の公開、全ての許可業種への試行適用、新たな取組み等について積極的な情報公開と取り組み推進を願いたい。</p>		<p>電気通信工事の場合は、当制度の保護対象となる日雇い労働者等はほとんど存在しない。今日の電気通信工事は、いわゆるIT設備関連工事であり、IT技術、知識等の習得、適用は必要不可欠で、日雇い労働者等の活用場面は極端に少なく、皆無といっても過言ではない。従って、本制度活用を義務付けられた場合は、証紙払出しニーズはなく、実態として購入した証紙全て余剰となっている。</p> <p>更に、仕様書上で現行の発注者指定の計算(率)式により購入を規定され、払戻不可、転売不可および購入業者での処理等、IT通信業界を筆頭に適さない工事が多く存在している制度と思われる。建築、土木工事への適用は最もであったとしても、他の建設工事に一律に適用するのは適切を欠く制度と言わざるを得ない。</p> <p>建設業の労働福祉制度としての意義は認めるが、地方公共団体においては入札参加資格の要件にしているなど、不適切と思われる運用も見受けられる。</p>	中小企業退職金共済法	厚生労働省 労働基準局、 国土交通省、 関係省庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5043	50430001		愛知県	1	県立病院における使用料(医療費等)の収納方法	県立病院において、医療費等の支払いにクレジットカード・デビットカードによる収納が行えるように措置(法律の改正等)する。	民間病院を始め独立行政法人国立病院機構の病院でも医療費の支払いにクレジットカード等が使用できる医療機関が増えてきている。県立病院においても患者サービスの一環としてクレジットカード等の導入を検討したい。	クレジットカード等による収納は、現在、地方自治法上想定されていない収納方法であり、導入ができない。	地方自治法第231条の2	総務省	
5044	50440001		社団法人全国求人情報協会	1	求人企業に対する各種助成金等の支給における公平性の実現	求人企業に対する各種助成金・補助金・奨励金にあたって、「ハローワーク経由」条件を完全に撤廃し、職業紹介事業のみならず、求人メディアなど、すべての民間の入職経路でも給付を可能とすることで、公平公正な企業助成を実現する。		以下の三つの給付制度においては規制緩和が図られてきているが、受給できる事業主に対して、「ハローワーク又は一定の要件を満たす無料・有料の職業紹介事業者の紹介により雇い入れる事業主であること。」が条件づけられている。 ●新規・成長分野雇用創出特別奨励金・・・新たな雇用機会の創出が期待できる新規・成長15分野を中心として、各分野の事業主が非自発的な理由で離職を余儀なくされた中高年齢者等について、前倒しして雇用する場合は○J Tを中心として職業訓練を行う場合に、奨励金が支給される。 ●緊急雇用創出特別奨励金・・・雇用情勢が悪化した地域に所在する事業主で、解雇、倒産等により離職した中高年齢者等をハローワーク又は民間の職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対し、奨励金を支給する。 ●特定求職者雇用開発助成金・・・高齢者、障害者等の就職が特に困難な者又は緊急就職支援者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賞金の一部が支給される。 ※当協会において、障害者雇用支援キャンペーンとして会員の求人メディアで、無料の障害者の求人広告を掲載することを実施した折にも、「趣旨はおおいに賛同するが、求人メディアを活用しても助成金が給付されないで、ハローワークにお願いする方がメリットがある。」という求人企業が見られた。入職経路がNO.1(※)である求人広告を通じても各種給付が行われることにより、助成金活用が進み、就職困難者等の雇用が促進され、公平公正な助成金運用が実現する(※入職経路シェア:2002年・雇用動向調査より 求人広告31.7%、ハローワーク21.6%、有料職業紹介事業者1.7%)。	厚生労働省HP 「各種助成金、奨励金の制度」 http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/etc/anti/index.htm	厚生労働省職業安定局等	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5044	50440002		社団法人全国求人情報協会	2	高校新卒者の求人活動の効率化	<p>ハローワークへの求人票の提出・確認及び各校への求人票の郵送の廃止。 ※求職活動の安全性を担保するための代替措置案として、下記のような求人求職システムの電子化による情報の一元的管理とスクリーニングが考えられる。</p> <p>1) ハローワークへの求人票の提出・確認及び各校への求人票の郵送は廃止する。これまで行っていた求人票関連業務は民間の地域キャリアセンター(仮称)に委託を行う。「高校の求人求職の一元管理業務」を位置づけ、インターネットによる求人依頼・応募を今後の原則とする。これにより求人求職事務の効率化、内定・応募の一元管理によるマッチングの推進、追加募集情報の迅速な提供が可能になる。</p> <p>2) 指定校制・就職実績企業重視主義を排するために、求人地域・学校の選定は原則地域のキャリアセンターで公平公正に行う。これまでハローワークがメンバーをかけて行っていた求人票における業態・労働条件のチェック作業は、新規プログラムを開発してコンピュータ上でスクリーニングする。</p> <p>3) 地域のキャリアセンターは民間委託による運営を原則とする。</p>		<p>高校生の採用ニーズが年々低下する中で、求人企業は、求人票の記入・郵送(ハローワーク及び高校)、ハローワークの確認印の受領・返戻、求人のための高校訪問などを行わなければならない(別紙参照)、自由応募の大学生採用と比べて負担が多く手続きが煩雑な高校生採用を厳選しがちとなる。手続きを簡略化し、民間の活用によって、形骸化した流れを改善し、円滑な高校生採用を進める。</p>	<p>職業安定法第26条(学生生徒等の職業紹介等) 同法第27条(学校によるハローワーク業務の分担)</p>	<p>厚生労働省職業安定局首席職業指導官室 文部科学省初等中等教育局</p>	
5044	50440003		社団法人全国求人情報協会	3	公務員(国家・地方)採用の受験資格における年齢制限の撤廃	<p>国家・地方公務員及び政府関係諸機関の職員採用における年齢制限を撤廃する。</p>		<p>雇用対策法および国家公務員法において、受験者(応募者)に対して、年齢にかかわらず、以下のような受験資格が定められている(国家公務員採用1種試験(平成16年度)の場合)。 1 昭和46年4月2日～昭和58年4月1日生まれ者(21歳～33歳) 2 昭和58年4月2日以降生まれ者で次に掲げるもの ア 大学を卒業した者及び平成17年3月までに大学を卒業する見込みの者 イ 人事院がアに掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>採用における年齢差別の行政の取組み・指導が官民で差があることについて、平成13年9月28日、当時の坂口厚生労働大臣は閣議後の定例記者会見において以下のような発言を行ったが、まだ実行されていない。 「国家公務員および地方公務員につきましては、この年齢制限緩和の努力義務規定は適用除外となっておりますけれども、公務員につきましては、この年齢制限緩和の理念の具体化に向け適切な対応が図られるよう努めるべきであるとの国会決議がなされているところでございます。つきましては、各省におかれましても年齢に関わりなく均等な機会を与えるとの考え方に沿って選考採用が行われるよう適切に対応いただきますようお願い申し上げます。」</p>	<p>雇用対策法 第7条 事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときは、労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわらず均等な機会を与えるように努めなければならない。 国家公務員法 第二十七条 すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第三十八条第五号に規定する場合を除くの外政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別されはならない。 第四十六条 採用試験は、人事院規則の定める受験の資格を有するすべての国民に対して、平等の条件で公開されなければならない。</p>	<p>人事院 厚生労働省</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5044	50440004		社団法人全国求人情報協会	4	10人未満の事業所に対する就業規則作成の義務づけ	10人未満の事業所にも就業規則作成を義務づけることにより、労働者保護を図る。		労働基準法第89条では、「常時10人以上の労働者を使用する使用者に就業規則作成義務」を課している。一方で、雇用契約時に書面で労働条件を明示することが労基法で義務付けられており、10名未満の場合でも労働条件明示書は必須であるが、徹底されていない現状があるため、労働条件をめぐるトラブルも絶えない。日本の労働者の大半は、10人未満の事業所で働いており、その事業所に就業規則の作成を義務付けることで労働者の保護が図られる。同時に、改正労働基準法において義務づけられた解雇権の濫用防止を10人未満の事業所に適用することも労働者保護の観点から必要である。	労働基準法第89条（常時10人以上の労働者を使用する使用者の就業規則作成義務）	厚生労働省	
5044	50440005		社団法人全国求人情報協会	5	社会保険に加入している企業の公表	社会保険（雇用・労災・健康・厚生年金）に加入している企業名を厚生労働省・社会保険庁のホームページ上で公表することによって、求職活動の円滑化を進める。		法的に社会保険（雇用・労災・健康・厚生年金）の加入義務がある法人の中に、未加入の事業者が散見される。求職者にとっては、応募する企業の社会保険加入状況は重要な情報であるが、それを客観的に確認する方法がない。以下、2004年7月27日の日経新聞より抜粋 厚生年金未加入事業者、職権で強制加入へ・社会保険庁－厚生労働省・社会保険庁は厚生年金に加入しない事業所を強制的に加入させる「職権適用」を今年度中に実施する方針を決め、地方の関係機関に通知した。今秋から対象事業所を洗い出す作業に着手して厚生年金に加入させ、保険料納付に応じない場合は資産差し押さえに踏み切る。厚生年金保険法では、すべての法人事業所と5人以上の従業員がいる個人事業所は厚生年金に加入する義務がある。だが実際には保険料負担を嫌って厚生年金の加入手続きをとらない事業所が多い。保険料を徴収する社会保険庁の調べでは、2002年度に新規に開業した約9万6000の事業所のうち18%が加入していなかった。	<法人の社会保険加入義務に関わる法律> ●医療保険に関する法律 健康保険法、船員保健法、 各種共催組合法 ●年金保険に関する法律 厚生年金保健法 ●雇用保険に関する法律 雇用保険法 ●労災保険に関する法律 労働者災害補償保険法、労働安全衛生法	厚生労働省 社会保険庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5044	50440006		社団法人全国求人情報協会	6	ハローワークの民間委託を推進するために詳細なコストの公開	<p>職業紹介やそれ以外の様々な業務におけるの民間委託を推進するために下記のようなハローワークのコストを詳細に公開する。データがない場合は第三者機関の実査による把握も必要。</p> <p>①ハローワークにおける「紹介件数」と「就職件数」のうち、求職者自身の自己検索によるものの割合(県別及び全国)。</p> <p>②上記①の「紹介」及び「就職」に関わるコスト(人件費、一般管理費、施設費等を含む)。所別・サービス内容別作成し、民間比較を可能にする。</p> <p>③②を失業期間1年以内の求職者に関わる業務とそれ以外に分けてのコスト。</p> <p>④ハローワークごとの予算収支、貸借対照表、科目別支出の試算書もしくは概算書。</p> <p>⑤ハローワークに関する1000万円以上の業務発注・アウトソーシング項目とその委託先一覧の過去3年分の資料。職業紹介業務に係る発注だけでなくハード・ソフト関連、広告宣伝、各種業務の委託等含む。</p> <p>⑥ハローワークの現場に寄せられる求職者の苦情の件数推移とすべての苦情内容。</p> <p>⑦ハローワークの現場に寄せられる求職者の苦情の件数推移とすべての苦情内容。</p> <p>⑧ハローワーク職員の業務分析データ(どのような業務にどれくらい時間をかけているのかを把握するため代表的なハローワークの職業紹介担当者全員の任意の1週間の行動記録)。</p> <p>⑨ハローワーク職員の正確な人数(過去5年間の正規・非正規雇用者)。</p>		ハローワークの民間委託においては、ハローワークごとの財務諸表や「就職者一人あたりのコスト」等は公開されておらず、ハローワークごと、地域ごと、サービスごとの諸データを公開することによって、適正な委託費用が見極められるようになる。		厚生労働省職業安定局首席職業指導官室が所轄	
5044	50440007		社団法人全国求人情報協会	7	ハローワークはフランチャイズや業務委託等の募集情報提供は行わない	ハローワークの業務拡張(FC・業務委託等の情報提供)は、民間開放の流れに逆行するものであり、これに反対する。		厚生労働省において「ハローワークにおけるフランチャイズの独立オーナー募集に関する情報提供の早期実施」が検討が行われている。ハローワークの本来業務である雇用の斡旋の枠組みを超えて、業務範囲をFC・業務委託等の情報提供にまで拡張することは民間開放の流れに逆行するものである。FC・業務委託等の非雇用分野の情報提供は、長年にわたって民間の各種求人メディアが取り組んできたものである。また、この領域は特段の審査ノウハウを必要とするものであり、それを有しないハローワークが取り組むことは求職者に対し、新たなリスクを生むことになる。	職業安定法第5条(政府の行う業務)では、「失業者や求職者への職業紹介や職業指導」を前提としており、フランチャイズシステムのような権利ビジネスの仲介は国が行うべきものではない。	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5044	50440008		社団法人全国求人情報協会	8	「民間委託による長期失業者の就職支援事業の概要」における適用対象者の拡大	現在の適用対象は、5都道府県在住の30～60歳未満で1年以上の長期失業者長期失業者であるが、これをさらに拡大し、最終的にはすべてを民間委託の対象とする。		例えば、厚生労働省の平成16年度「民間委託による長期失業者の就職支援事業の概要」においては以下のように限定されており、民間委託の対象を拡大することにより、雇用の改善を図る必要がある。 ■対象地域 大都市圏において実施。(注)具体的には、北海道、東京、愛知、大阪及び福岡の5都道府県10地区。 ■対象者 平成16年度には、約5,000人の長期失業者を対象として実施。(注)具体的には、ハローワークに求職の申込みをしている30歳以上60歳未満の者のうち、離職後1年(雇用保険受給者にあつては、離職後1年、かつ、雇用保険受給終了後2か月、雇用調整方針の対象者にあつては、雇用保険受給終了後2か月)以上、ハローワークで求職活動に積極的に取り組んできた者であつて、民間事業者の就職支援等の利用を希望する者。 ■委託費の支給 成果に対する評価に基づく報酬という観点から、次のとおり、対象者の就職及び職場定着の状況に応じて委託費を支給。 (1)対象者が1年以内に職業紹介で就職した後6か月以上職場に定着した場合→対象者1人当たり60万円 (2)対象者が1年以内に職業紹介で就職した後6か月未満で離職した場合→対象者1人当たり30万円 (3)対象者が1年以内に職業紹介で就職しなかった場合→対象者1人当たり20万円	平成16年1月30日(金) 厚生労働省職業安定局業務指導課 発表 「民間委託による長期失業者の就職支援事業における入札等の在り方に関する検討会報告書等について」	厚生労働省	
5044	50440009		社団法人全国求人情報協会	9	「民間委託による長期失業者の就職支援事業の概要」における助成金の支給要件の拡大	現在の長期失業者就職支援事業では、①ハローワークの求人案件を利用した場合には受託事業者が紹介した実績にならないが、ハローワークの求人案件は公共財であり、これを利用した場合でも実績とする。②長期失業者の就職は能力開発を行うことが効果的であるので、民間委託に当たっては就職に資する能力開発についても新たな受託事業とし、職業紹介とセットでの受託を可能とする。③長期失業者の場合、正社員としての採用は難しい場合が多い。求人者の採用ニーズが多様化している現在、正社員への就職だけでなく常用のアルバイトやパートに就くことも実績とする。④就職実績とみなす期間として現行は6ヶ月間であるが、民間事業者の慣習にあわせ3ヶ月間に期間を短縮する。		平成16年度「民間委託による長期失業者の就職支援事業」の拡大が図られることにより、民間の活力を高め雇用の改善を図る必要がある。	民間委託による長期失業者の就職支援事業企画競争心得書・仕様書	厚生労働省職業安定局	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5044	50440010		社団法人全国求人情報協会	10	就職困難者の就職促進における民間会社の活用	現在、長期失業者にのみ行っている民間人材紹介機関への委託であるが、就職の難しい障害者やフリーター、ホームレスなど就職困難者を対象とした新たな受託事業を実施し、民間機関を活用した就職促進を図る。		就職困難者に対して、官民が連携して取り組むことにより、就職促進を図る。	民間委託による長期失業者の就職支援事業企画競争心得書・仕様書	厚生労働省職業安定局	
5044	50440011		社団法人全国求人情報協会	11	官業の民間への業務委託契約における民間の知的財産権の保障	①就職支援分野のみならず、すべての官業における民間への業務委託契約書で民間の知的財産権を保障する。 ②上記契約書の内容を本件趣旨に沿って改定する。		①「民間委託による長期失業者の就職支援事業における入札等の在り方に関する検討会報告書」(H16年1月・厚生労働省)に定める契約書の仕様以下に記載がある。 ※第6 契約書の内容 6. 権利義務の帰属 (2) 特許権、著作権等 ○他の委託契約の例を踏まえ、委託事業の実施に伴って生じた特許権、著作権その他の権利は、委託者に帰属するものとする。 ○他の委託契約の例を踏まえ、受託民間事業者は、委託事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、その責任において、必要な措置を講じなければならないものとする。 ②H16年2月6日に開催された上記に関する民間への説明会で、厚生労働省担当者から以下の発言があった。 「委託事業の実施に伴って生じた特許権、著作権その他の権利は、委託者に帰属する」というのは、民間事業者が実施しているものでそのやり方がいいというものを、ハローワークでも実践させていただくという意図である。」受託事業の入札応募にあたっては、企画書を提出し、実務面のノウハウ・コスト・戦略まで所轄の部署に明らかにすることになるが、民間の受託事業者は、自らの創意工夫により公的機関との差別化を促すことが成果を上げる源泉であり「受託するためには、自社のノウハウがハローワークに吸い上げられることを了承せざるを得ない」ということでは、民間の受託意欲を萎えさせるのみならず、事業上のリスクを負うことになる。特許や実用新案レベルから一般の知的財産の諸権利まで明確に担保されることが民間の活用につながる。	①民間委託による長期失業者の就職支援事業における入札等の在り方に関する検討会報告書等について http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/01/s0130-4.html ②①の契約書の内容 http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/01/s0130-4g.html	厚生労働省職業安定局首席職業指導官室	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5044	50440012		社団法人全国求人情報協会	12	ハローワークの求人案件からの悪質求人の排除	全件受理が原則のハローワークの求人企業では、消費者トラブルが多い企業の求人を求職者に紹介することになる。今後、ハローワークインターネットでの求人名公開が進めば、その危険性がより高まるため、職業安定法改正により悪質な消費者トラブルが多い企業など、問題企業の求人は受理しないことを可能にする法体系とする。		ハローワークの求人情報の品質向上により、求職者のより良い就職を実現する。	職業安定法第5条の5	厚生労働省職業安定局	
5044	50440013		社団法人全国求人情報協会	13	民間を活用した失業認定	失業認定を民間に委託し、求職者が失業認定を受ける場合は官民の最寄りの機関を選択できるようにする。		ハローワークまで出向いて失業認定をもらう求職者の不便さを無くすため、民間紹介会社等による代行認定を可能にし、求職者の最寄りの機関で認定を受けられるようにすることで求職者の利便を図る。	雇用保険法第15条の3	厚生労働省職業安定局	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5044	50440014		社団法人全国求人情報協会	14	ハローワークの未充足求人との民間機関への開放	ハローワークにおける職業紹介・マッチングの効率化とミスマッチの解消のために、全国のハローワークの求人求職データベースのうち、求人求職申込から3カ月を経てもマッチングのなされない求人求職情報をその当事者の同意を得た上で、民間の労働力需給調整機関に公開することによって官民協同で雇用の促進を図る。例えば全国の求人情報メディアにおける営業担当者は1万名近くおり、その求人開拓力は雇用のマッチングに大きな役割を期待できる、		<p>●H15年に厚生労働省が行った「労働力需給のミスマッチの状況に関する調査」によれば、ハローワークで求職活動を行っている者のうち、調査当日「応募しなかった者」が84.3%と極めて高くなっている。求人に応募しなかった理由としては、「希望する職種の人がない」を理由とする者が39.3%と最も高い。次いで、「求人の求める能力・資格・経験等とあわない」を理由とする者が22.7%となっている。</p> <p>●入職経路シェア(2002年・雇用動向調査より)は、求人広告31.7%、ハローワーク21.6%、有料職業紹介事業者1.7%・・・となっており、求人情報メディア等の民間との連携が行われることにより雇用の開発・促進が大いに推進されるものと思われる。</p> <p>●2002年・雇用動向調査によると未充足求人数は約34万人に上り、うちパートタイム労働者数は約12万人である。</p>		厚生労働省職業安定局首席職業指導官室	
5044	50440015		社団法人全国求人情報協会	15	ハローワーク施設の活用	ハローワークの「場」は公共のスペースであり、その「場」に求人メディアのラックの設置や民間労働力需給調整事業者のサービス内容の広報ポスターの掲示等を行いたい。		<p>H16年度の厚生労働省の年度方針には「官民による労働力需給調整機能の強化を進める。」とあり、しごと情報ネット以外でも積極的な官民連携が求められる。全国に約600箇所あるハローワークの「場」が民間に提供され、有効活用されれば、さらなる官民連携の実効が期待できる。</p> <p>*全国求人情報協会の会員だけでも年間約400万件の求人情報を提供しており、その情報を求職者が利用できる機会を増やすことは重要な雇用推進の施策になる。</p>	<p>厚生労働省H16年度方針「雇用再生に向けた労働市場政策の推進」</p> <p>依然として厳しい雇用失業情勢及び構造改革が加速される中での雇用への影響に対応し、早期再就職を強力に促進するとともに、官民による労働力需給調整機能の強化を進める。あわせて、民間を活用した長期失業者対策の強化、地域の自主性を活かした雇用創出の促進、産業別、職業別の労働移動支援等、失業者の特性に応じたきめ細かな雇用対策を推進し、雇用再生の実現を図る。「平成16年度厚生労働省予算案の概要」より抜粋)</p>	厚生労働省職業安定局首席職業指導官室 労働需給調整事業課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5044	50440016		社団法人全国求人情報協会	16	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	非常勤公務員の求人について、求職者に対し広く募集機会を知らせるために、すでに相当の実績がある求人メディアの活用を図る。人員の採用部署に適切な募集採用費用を予算化し、求人情報メディアの活用を図る一方で、適正な求人情報メディアを選別するための規程や業者登録制度を整備する。		民間の求人情報事業が拡大・一般化する中で、これを利用する求職者に公務員の求人情報を提供することは、今まで以上に公平な就職機会の拡大につながる。		人事院	
5044	50440017		社団法人全国求人情報協会	17	ハローワークの自己検索機のスタート画面にしごと情報ネットの案内を	ハローワークを来訪する求職者にできるだけ多くの求人を案内するために、民間が収集した求人案件の閲覧が可能なようにハローワークの自己検索端末機でしごと情報ネットの情報を閲覧できるようにする。		ハローワークを利用する求職者に官民連携して求人情報を提供することにより、早期就職の実現を図る。		厚生労働省職業安定局	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5045	50450001		愛知県政策研究セミナーグループ	1	災害廃棄物の迅速かつ適正な処理	<p>本年度は例年になく風水害等の多い年である。風水害等による災害廃棄物が発生したところでは、市町村等が廃棄物の迅速な適正処理を総力挙げて行っているところである。</p> <p>災害廃棄物は市町村等のごみ焼却施設等により、生活環境の保全や公衆衛生を図るため、ごみ処理の迅速かつ適正な処理を行う必要があるが、市町村のごみ処理施設等の多くは、一般廃棄物のみを処理する目的で国庫補助を受け、整備した施設であるため、災害廃棄物を分別した結果、生ずる産業廃棄物を処理することはできない。</p> <p>そこで、災害時のみの特例として、災害救助法の指定を受けた市町村にあっては、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、生活環境の保全を図るため、環境大臣に申請等することにより、一般廃棄物のみを処理する目的で国庫補助を受け、整備した施設においても、産業廃棄物を処理することができるよう要望する。</p>	<p>本年5月、環境省から、産業廃棄物の適正処理の推進のため、国庫補助を受けた市町村のごみ処理施設等において、「環境大臣の承認を得た場合には産業廃棄物の処理を可能とする」旨の通知が出され、環境大臣の承認を受けた場合には、国庫補助を受けた市町村のごみ処理施設等で産業廃棄物を合わせて処理することができることとなった。</p> <p>例えば、この通知に掲げる条件などに、「災害救助法の指定を受けた市町村の災害廃棄物を当該市町村等の一般廃棄物処理施設において処理する場合には、生活環境の保全や公衆衛生を図るため、一定期間に限り、一般廃棄物に加えて産業廃棄物を処理することができる」旨の内容を盛り込まれるなどの改正を行われたい。</p>	<p>本年5月、環境省から、産業廃棄物の適正処理の推進のため、国庫補助を受けた市町村のごみ処理施設等において、「環境大臣の承認を得た場合には産業廃棄物の処理を可能とする」旨の通知が出され、環境大臣の承認を受けた場合には、国庫補助を受けた市町村のごみ処理施設等で産業廃棄物を合わせて処理することとなり、通常、一般廃棄物に加えて新たに産業廃棄物を処理する予定の市町村にあってはこの通知が有効と考えられる。</p> <p>しかしながら、この環境大臣の承認を受ける必要のない市町村において、災害時などの非常事態の時に、やむを得ず災害廃棄物のうち、産業廃棄物を処理する必要がある場合には、生活環境の保全や公衆衛生を図るため、上述の手続きを行ってはいは手遅れとなる場合が懸念されることから、災害救助法の指定を受けた市町村に限り、災害廃棄物の処理について特例措置が必要と考えられるため。</p>	<p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条の2第1項、第11条第2項 ○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第22条 ○通知 平成16年5月24日環境対発第040524005号 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課長通知</p>	環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部	<p>○添付資料1：概要 ○添付資料2：平成16年5月24日環境対発第040524005号 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課長通知 ○その他：災害廃棄物である産業廃棄物の処理量を把握する代替措置としては、「災害廃棄物処理事業費国庫補助金事業実績報告書」によることが考えられる。(昭和50年2月18日 厚生省第109号 環境事務次官通知)</p>
5046	50460001		民間企業	1	健康保険組合等の保険者によるレセプト審査の規制緩和	<p>是正要望の核心は、平成14年12月25日付で厚生労働省保険局長通知「健康保険組合における診療報酬の審査及び支払に関する事務の取扱いについて」が発出されたが、同通知の1「健康保険組合による審査及び支払」のセンテンスに書き込まれた「医療機関と合意した場合」の字句、もしくは、「医療機関との合意」の字句を削除いただくことです。・・・詳細については、別紙をご参照ください。</p>	<p>要望事項が実現されると、「規制改革推進計画(改定)」の主旨に沿った改革が実現され、レセプト審査の効率性、公平性が適かに高まることが期待される。</p>	<p>1) 「具体的要望内容」で指摘した保険局長通知が障害となって、レセプト審査の規制改革は一向に進んでいないこと。2) さらに、現在レセプトの1次審査を担当する支払基金の再審査に対する対応が、保険組合の委託を受けた民間審査業者にとって納得性が低い状況が続いており、この基本姿勢の是正が同時に必要であること。・・・詳細については、別紙をご参照ください。</p>	<p>平成14年12月25日付の厚生労働省保険局長通知「健康保険組合における診療報酬の審査及び支払に関する事務の取扱いについて」</p>	厚生労働省	<p>保険者の本来機能の発揮、レセプト審査の充実・公平性の確保の観点から、以下に改善すべき全項目、4点を列挙する。</p> <p>(A) まず、本稿で述べた、厚生労働省保険局長通知の改定、</p> <p>(B)次に、紛争を処理する「公的機関」の設置、</p> <p>(C) 3番目に、審査の公平性を担保するため、保険者・民間審査業者においては、医師・歯科医師を、各最低1名、レセプト審査のスタッフに入れること。(D)最後に、レセプトに関する、マッチポンプ的な事業形態の取り締まり強化・・・詳細については、別紙をご参照ください。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5047	50470001		日本ベンチャーキャピタル協会	1	霊園開発の自由化	霊園・墓地の経営主体を一般法人にも開放	現状、墓地の経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則であり、他でも宗教法人又は公益法人に限られている。	広く門戸を開放し、サービスの向上を目指す。	厚生省の通知	厚生労働省	
5047	50470002		日本ベンチャーキャピタル協会	2	銀行子会社VCについては、独禁法、銀行法ともに5%ルールの対象外とする。	銀行法並びに独占禁止法で制限されている国内の会社の議決権の取得及び保有の制限(いわゆる5%ルール)について銀行子会社VC及び銀行子会社がGPとなっている有限責任組合は当該制限の適用外とする。	-	銀行子会社VCについては、銀行との資本関係により右記法令の制限に該当するケースが考えられ機動的な投資に制限が課される虞があるため。	銀行法第16条の3 独占禁止法第11条	金融庁 経済産業省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5047	50470003		日本ベンチャーキャピタル協会	3	親事業者の定義見直し	親事業者が現在資本金3億円以上とされており、この見直しを要望したい。具体的には、売上げ規模とか、純資産規模として欲しい。	親事業者並びに下請け業者の定義を具体的には、売上げ規模(10億円以下)とか、純資産規模(3億円以下)として欲しい。	製造VBの場合には、一部部品の加工を外部に委託することがあるが、製造VBの場合に運転資金を借り入れできないため、VCからの増資資金によっているものがある。 この結果、赤字であるにも拘わらず、資本金が3億円を超えるため親事業者として認定されている。 一方下請け会社は遥かに業績の良い中小企業であったり、大会社の子会社であったりするが、資本金が3億円以下の法人ある場合も多い。法の趣旨からは変なねじれ現象がおきている。	下請代金支払遅延等防止法	経済産業省	
5048	50480001		兵庫県農林水産部農林水産局農地調整室	1	農山村地域における土地利用に関する農地転用規制の緩和	市街化区域外の2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地の転用もしくは転用のための権利移動にあたり当分の間、必要とされている農林水産大臣の事前協議を廃止する。(農地法附則第2項の削除)		当該事前協議は①事務処理に相当の日数を要すること(知事許可の場合の標準事務処理日数は6週間、農林水産大臣協議が必要な場合10~14週間程度)、②協議は国の責務に適正に対応するとの観点からの措置とされているが、大臣の同意まで求める趣旨のものではなく、実際の協議も地方農政局に対する事業の概要説明に留まっており、許可の可否に影響を及ぼすような具体的な意見等を提示されたこともないため、その実益が乏しいと言わざるを得ないこと、の理由から2ヘクタール以下の自治事務と区別して調整する必要性が乏しく、迅速な事務処理の観点から農林水産大臣の事前協議を廃止すべきである。	農地法第4条、第5条及び法附則第2項	農林水産省 農村振興局 農村政策課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5049	50490001		諏訪光司	1	道路速度制限の合理的緩和と道路規格や実勢速度に合ったきめ細かい速度規制制度への改善要望	① 従来の「通減式」(昭和54年警察庁交通局通達で示されている「規制速度算出要領」)制限速度決定方式から、道路設計速度以内の実勢速度(欧米式85パーセントマイルスピード)基準方式への制限速度決定方式の改革② 一般道路の自動車の最高速度時速60キロの政令規定の廃止③ 高速道路等での雨天時の降水量に応じたきめ細かい速度規制を短距離区間単位で行い、規制の無駄を無くして頂きたい④ 自動車事故の危険性を増やさない制限速度緩和を行うための最低車間距離制限(罰則付)制度新設の提案	① 現在の日本全国の一般道路の制限速度の決定方法は、道路の最高速度を時速60キロと政令で一元的に決め、「規制速度算出要領」なるもので、車線数、交差点の数、視界、交通量、沿線集落の密度等によって計算する「通減式」と呼ばれる決定方法が以前より行われているようですが、この方法には、出せるだけスピードを出す無謀ドライバーは別として、大半のドライバーがこの道路の状態なるこの位のスピードまでならば安全に走行できると合理的に判断する実勢速度(85パーセントマイルスピード)が全く考慮されておらず、十分すぎるほどに制限速度が低く抑えられ、ドライバーとの間の軋轢を生み、ドライバーの遵守意識を低下させ、制限速度の妥当性、信頼性を落としています。また、この「規制速度算出要領」で特におかしな部分は、交通量が少ない道路ほど制限速度が低く計算されるという点で、田舎の交通量が少ない道路が比較的不当に制限速度が低いという現実があるのも納得がいきます。実勢速度の85パーセントマイルスピードというのは米国や欧州で広く採用されている速度規制の考え方で、日本でも道路の設計速度を上限(参考)として、この考え方を速度規制に取り入れる制度に改善すべきです。この軋轢の問題は日本の大多数のドライバーが不満に思っていることだと思います。私も強く代弁したいと思います。外国のような、北海道の大平原の中を真直線に走っている道路が時速50キロ制限になっているという現実があるのはこの軋轢の問題の象徴です。② さらに最近では高速道路とそっくりな高規格道路が増え、設計速度も時速80キロの道路であるにもかかわらず、区分が一般道路にあたるために、①の「通減式」速度規制が行われ、時速60キロ制限になっているというおかしな道路が日本全国に増えてきています。これがさらに実勢速度との軋轢を生んでいます。このような政令規定は廃止し、速度制限緩和出来る高規格道路は緩和して、全て最高速度標識によって規定すべきです。	① 「速度規制の実施基準について」(昭和54年7月4日付警察庁内規発第11号警察庁交通局長から各管区警察局長、警視總監、各道府県警察(方面)本部長あて通達)「速度規制実施基準の制定について」(昭和54年7月4日付警察庁内規発第58号警察庁交通局長から各管区警察局長、警視庁交通部長、各道府県警察(方面)本部長あて通達)「道路交通法 第二十二条第一項(最高速度)」「道路交通法施行令 第一条(最高速度)」③ 「異常気象時における高速道路の通行規制について」(昭和48年10月2日付警察庁交通企画課丁規発第67号通達)「道路交通法 第七十五条の四(最低速度)」	警察庁 国土交通省	(具体的事業の実施内容より続き) もちろんこれにはドライバーが車間距離を知るための、高速道路にあるこの最低規制車間距離を書き加えたような標識や路面表示を一般道路にも設置するという最低限のインフラ整備が必要で、その効果も確認され、全国の道路で広く実施される段階になれば、今の先進技術で低コストで可能なならば自動車メーカーに車間距離計を開発してもらい、車に設備を義務づける等ができればさらに良いと思います。まず、交通量が多く衝突事故が多い高規格幹線道路や高速道路に限定して実施することを検討してはいかかかと思っています。その実施を検討する具体的な道路として私が挙げたいのは交通量が多く日本一衝突事故が多いと思われる「国道25号飯岡間通」です。(一番最初のモデル的地区的な実施道路として)	
5050	50500001		(社)日本建設機械工業会	1	特殊車両通行許可に係る許可申請手数料の軽減	特殊車両通行許可申請のオンラインシステム導入による審査業務簡素化成果を取り入れ、手数料を軽減して頂きたい。 a) 5経路1件とする手数料体系及び単価の見直し等による、総手数料の軽減 b) 更新申請手数料の新規申請手数料に対する軽減	通行許可の申請件数や申請経路が多い場合、通行許可申請の費用負担は無視できないものとなっている。	①道路法第47条の2、 ②車両制限令第16条、 ③車両の通行の制限について(昭和53年12月1日道路局長通達)	国土交通省	大変に参考となるホームページをご紹介します。 「交通行政監察官室 Public Bureau of Inspection」 http://www.web-pbi.com/index.html	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5051	50510001		大岩建設工業株式会社	1	喜多方市雄国地区における遊休農地の活用について (1.農地法の規制緩和2.農振法の規制緩和)	喜多方市雄国地区において、遊休農地の解消、家族のコミュニケーション及び高齢者の体力増強と憩いの場として、農産物販売所、宿泊施設レストラン、パークゴルフ場を建設し、その周辺農地を市民農園等に利用したいため、農地法及び農振法の一步踏み込んだ緩和を要望する。	喜多方市の雄国地区開拓事業が完成した畑地は、表土もほとんど無く耕作放棄地と呼ばれる状況にあります。私は個人(農業に従事する者)として5年ほど前から当該農地の一部を取得し、客土をしながら耕作に取り組んできました。しかしながら農産物の生産性は上がらず、今後の農業経営に対し閉塞的な状況にあり打開策を検討しておりました。こうしたことから雄国地区農地の生産性向上に重点を置くのではなく、市民農園的な活用により遊休農地の利用頻度を上げるべきと考え、多くの人々に雄国に来ていただくための施設建設を計画いたしました。このことは喜多方市が推進しておりますグリーンツーリズムとも合致すると思われれます。多くの人々に雄国に来ていただくには、トイレや食事農産物等の販売のための施設と、農業以外のレクリエーション施設としてパークゴルフ場等の建設を計画いたしました。これ等の施設の敷地として畑地の一部を利用したいので、農地法及び農振法の規制の対象から除外していただきたく要望いたします。	現在、喜多方市では喜多方市雄国地区開拓事業が完了した畑地に関し、遊休農地解消を目的としたアグリ特区指定をし、我社も参入した次第です。しかしながら現地の状況は畑の表土は無いに等しく、とても農産物生産にはほど遠いのが現状です。今の時代、私ども企業は不況のありで先行投資もままなら無い状況にあり、農家の方の知恵とノウハウをもってしても生産性をあげられない畑地で、農産物生産事業に取り組んでも成果は上げられず事業として成り立ちません。農産物生産事業に加えて、土地の有効活用が可能であれば多種多様な事業展開が考えられます。雄国地域はたいへん風景明な場所であり、人々の心を癒す地域であります。この雄国地域の当該畑地の一部を、農産物生産だけの場所としてではなく、子供の情報教育、家族のコミュニケーション、高齢者の体力増強、広範囲の人々が楽しく汗を流す交流の場所として市民が普通に思い描く施設を建設するために利用したいと考えており、このことは雇用対策及び周辺集落の過疎対策等への効果も期待できると思われれます。雄国型農地工作の推進開発のため、雄国地区農地の一部に対する農地法及び農振法の緩和を要望致します	農地法、農振法	農林省	週刊文春の記載記事
5052	50520001		愛知県	1	愛知万博期間中における台湾人観光客への入国査証免除	平成17年3月～9月に開かれる2005年日本国際博覧会(愛知万博)期間中は、台湾人観光客に対する入国査証の取得を免除して頂きたい。	愛知万博を訪れる台湾人観光客の誘致拡大	台湾人観光客は、現在、入国査証が必要であり、発給手続きの煩雑さ等が訪日観光客拡大の障害要因となっている。すでに、韓国人観光客は、愛知万博期間中に査証免除となっていることから、台湾人観光客についても同様の措置を望みたい。なお、本年6月に同様の要望を行ったところ、台湾は入管法第6条の「外国政府への通告」との整合性が問題とされ、認められなかったが、その後、台湾を念頭に「権限ある機関」を対象に追加する方向で検討が進められているという報道があり、また、小泉首相からも関係閣僚に台湾人観光客への査証免除の検討指示がなされている。こうしたことから、是非とも、報道にあった様な形で速やかに入管法の改正手続きを進め、万博期間中の査証免除の特例を講じて頂けるようお願いしたい。	出入国管理及び難民認定法第6条 外務省設置法第4条第13号	法務省、外務省	(資料)新聞記事 (16年6月要望)管理コードz0600008

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5052	50520002		愛知県	2	台湾人修学旅行生に対する入国査証の免除	台湾からの修学旅行生に対して入国査証を免除して頂きたい。	台湾からの修学旅行生の誘致拡大	本県には、企業博物館、生産現場など産業観光資源が多数存在する。産業観光は、学習効果が大きいことから、修学旅行の旅行先として国内外に積極的にPRしている。海外については、韓国・中国・台湾を主要な誘客対象としているが、台湾修学旅行生のみが、現在、査証免除となっていない。本年6月に同様の要望を行ったところ、台湾は入管法第6条の「外国政府への通告」との整合性が問題とされ認められなかったが、その後、台湾を念頭に「権限ある機関」を対象に追加する方向で検討が進められているという報道もなされているので、是非とも、報道にあった様な形で速やかに入管法の改正手続きを進め、台湾人修学旅行生に対する査証免除を行って頂くようお願いしたい。また、できれば、愛知万博の開幕までに免除措置がなされるようお願いしたい。	出入国管理及び難民認定法第6条 外務省設置法第4条第13号	法務省、外務省	(資料) 新聞記事 (16年6月要望) 管理コード z0600009
5053	50530001		京都府	1	養鶏事業者に対する金融規制改革	中小企業信用保険法施行令第1条第1項により、「農業」については、中小企業信用保険法第2条第1項第1号で定める業種から除外されているが、企業的経営や法人化が進む養鶏業については、「農業」から除外する。	企業的経営や法人化が進む養鶏事業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、当該養鶏事業者については中小企業者として、その債務の保証につき保険を行なう制度を確立し、もって地域の養鶏振興を図る。	養鶏事業者の中には、従来の生産のみから、加工、販売までを行う多角化・大規模経営を行うと共に、有限会社等法人化を進めている者が増加してきており、京都府においても全養鶏農家の5%の養鶏事業者が府内鶏の約80%を飼養している実態がある。それらの事業者の多くは、融資においてもJA系統から銀行や信用金庫等一般金融機関へと移行してきているが、一般金融機関融資の債務保証においては中小企業信用保険法で「農業」が中小企業信用保険制度の対象業種にされていないこと等から、加工販売部門に係る融資のみ当該制度を活用している状況が見られるなど、時代の潮流に合致した融資制度となっていない。	中小企業信用保険法施行令第1条	中小企業庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5054	50540001		株式会社 パデコ	1	国による義務教育保障機能を果たすための第三者評価制度の構築	<p>1. 河村プランでは、①義務教育の到達目標の明確化と制度の弾力化、②地方が自ら考え創意工夫ができるよう地方・学校の権限強化、③義務教育の根幹(機会均等・水準確保・無償制)については国が責任を持って担保、とし、義務教育の運営体制を行政指導から成果の保障(事前規制から事後チェックへ)に移行しようとしている。</p> <p>2. しかしながら、実際において義務教育を保障する機能が成立しておらず、結果責任を求められない権限委譲となっている。</p> <p>3. そのため、本提案では、イギリス、アメリカ、ニュージーランドの教育改革について失敗した点をも含め参考にし、日本の社会・経済背景に合わせた、国による義務教育保障機能を果たす制度を提案する。</p> <p>4. 第三者評価システムを導入する。</p> <p>5. ついては、河村プランの義務教育全体の検討の中で、是非、右に提案する事項も取り扱うことを要望するものである。</p>	<p>具体的には以下の事業を提案する。</p> <p>1) 国に中立な評価機能を確立する為の基礎として、全国統一の評価基準、方法を確立し、同機能を担当する部署を明確にする。</p> <p>2) 第三者の評価機関が各専門家から構成される評価チームを形成し、国の定めた評価基準に則り学校を評価し、これを国に報告する。</p> <p>3) 国は評価結果を原則公開する。また地方自治体に情報提供する。</p> <p>4) 地方自治体は提供された情報に基づき、学校への支援内容を検討し、実施を促進する。この支援業務に民間の参入も可能とするが、評価を行った機関は評価を行った学校への支援業務には参加できないこととする。</p> <p>5) 学校は、学校改善策を原則公開し、改善策の施行状況についても公開する。また評価の結果、改善支援対象となっている学校に関しては、通常の次期評価機会を待たずに再評価を受けることを可能とする。</p> <p>6) 改善策施行にも関わらず、再評価の結果が芳しくない学校の多い地方自治体があれば、当該地方自治体の学校支援方法改善の為に、国が地方自治体に対して指導を行う。</p> <p>7) 国の定める評価機能・基準は、恒常的改善の為に、外部有識者を含めた委員会によって定期的に見直しを行われる。</p> <p>※評価チーム編成について 教師経験が豊富で学級評価を行える人材、校長経験をもち学校経営に詳しい人材、教育行政に詳しい人材、地域代表・保護者代表を加えて構成する。(詳細は添付資料を参照)</p> <p>この事業のもたらす効果 8) 評価基準・方法論、手続きを全国で統一することにより、ナショナルスタンダードの達成を保障できる。 9) 国として評価を行い公表することで、教育の質の透明性を確保できる。 10) 上記8) から、これらが必要となるであろう多様な義務教育形態それぞれに対しても、国としての望ましい基準を満たすことが確認できる</p>	<p>1) 現在教育制度の弾力化、地方・学校への権限委譲の議論が行われ教育の多様な取り組みが進んでいるものの、他方で、国が義務教育のナショナルスタンダードを保障する統一の評価制度、体制が構築されていない</p> <p>2) このような評価制度、体制がないまま一方的に弾力化、権限委譲が行われると、公共的なサービスとして一定の枠組みがありながらその水準がバラバラ(最低の水準すら確保されない)となり、公の性質を有すべき学校制度の社会に対する信頼性を損ねるばかりか、教育の機会均等が損なわれるなど義務教育の根幹を揺るがしかねない。</p> <p>3) また、評価制度のないまま改革を進め、各学校や各地方自治体独自に行われる情報公開のみによって市場の判断に委ねるなどすると、恣意的な情報や一般には理解が難しい専門的事項の情報が中心になることで、十分な学校選択が行われないなどの弊害があり、ひいては教育改革に対する国民の理解が損なわれる可能性がある</p> <p>4) 中立的な第三者評価を実施することで、これらの問題はクリアでき、公教育として、広く国民に信頼され、かつ学校が効率的な学校運営を行う環境を作ることができる</p> <p>5) 事前規制の弾力化に伴う事後チェックとしての評価の導入は、すでに高等教育において導入されており、義務教育段階でも自己点検評価という形で進められており、本提案は、このような流れをいっそう促進するものである。</p>	「学校教育法」、「文部科学省令第十四号小学校設置基準第二条」並びに「文部科学省令第十五号中学校設置基準第二条」の自己評価等、及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」等	文部科学省	
5055	50550001		個人	1	旅券事務所(パスポートセンター)事業の民間開放	<p>各都道府県の旅券事務所等実施されている、旅券申請・発行に関する業務を民間開放することによって、民間の旅行事業者の営業所などで旅券の申請・交付・更新ができるようになる。</p>	<p>民間事業者が、旅券申請・発行業務を、旅行業者の営業所等で行えるようになることによって、以下のような効果が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者にとって利便性が高まる(営業時間の延長、土日祝日の営業など)。 ・旅券交付、更新手数料の削減が期待できる。 	<p>都道府県知事は、申請者に対して出頭を求めて旅券を交付するものとされているので、本事業を実施するうえで改革が必要。</p>	旅券法3条、7条、8条、9条、21条の2等	法務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5055	50550002		個人	2	運転免許証の交付・更新事業の民間開放	現在、各都道府県の公安委員会で実施されている、運転免許証の交付・更新・運転者講習に関する業務を民間開放する。	<p>民間事業者が、自動車教習所等において運転免許証の交付・更新業務を行えるようにすることによって、以下のような効果が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者にとって利便性が高まる(営業時間の延長、土日祝日の営業など)。 ・免許交付・更新手数料の削減が期待できる。 ・更新の際の、運転者講習の質の向上、費用の削減が期待できる。 	都道府県公安委員会の運転免許を受けなければならないものとされているので、本事業を実施するうえで規制改革が必要。	道路交通法84条等	警察庁	
5056	50560001		(社)日本経済団体連合会	1	有料職業紹介事業に係る対象職業の拡大並びに年収制限の撤廃	手数料を徴収できる対象職業の拡大を図るとともに、年収制限を撤廃すべきである。		<p>①民間の職業紹介サービスの対象範囲が拡大することにより、求職者の満足度やマッチング率の向上が見込め、事業運営が健全化する。</p> <p>②手数料の徴収額に一定の制限を設ければ問題は生じない。</p> <p>③「規制改革・民間開放推進3か年計画」の中でも「求職者の選択肢の拡大という観点等から、求職者からの手数料徴収の在り方について、引き続き検討する」とされている。</p>	職業安定法第32条の3 職業安定法施行規則第20条 「職業安定法施行規則第20条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める額」(2003年12月25日：厚生労働省告示第442号)	厚生労働省職業安定局需給調整事業課	<p>有料職業紹介事業者は、厚生労働省令で定める場合を除き、求職者から手数料を徴収してはならない。厚生労働省令では、芸能家、モデルのほか、科学技術者、経営管理者、熟練技能者であつて、年収700万円を超える仕事についての場合には、就職後6ヶ月以内に支払われた買金の100分の10.5を上限として手数料の徴収ができることとされている。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560002		(社)日本経済団体連合会	2	ハローワークにおけるフランチャイズオーナー募集情報の開示	ハローワークにおけるフランチャイズ独立オーナーの募集に関する情報の提供方式について検討し、早期に実施すべきである。		求人情報の拡充により就業が促進される。また、新たなフランチャイズオーナーの誕生により当該店舗での派生的な雇用の創出も期待できる。 2004年6月の規制改革集中受付月間における厚生労働省の回答では、情報提供の方策や措置の時期について、本年度中に結論を取りまとめたいとされていることから、早期に検討を行い、措置すべきである。	職業安定法 職業安定法施行規則	厚生労働省	ハローワークでは、雇用関係のない独立の事業者であるフランチャイズ店経営者(オーナー)の募集情報の掲示ができない。
5056	50560003		(社)日本経済団体連合会	3	派遣労働者への雇用契約申込み義務の廃止[新規]	派遣先による雇用契約申込み義務を廃止すべきである。特に雇用の安定が確保されている特定労働者派遣事業の派遣労働者については、早期に見直すべきである。		一定期間経過後、一定要件のもと、一律に派遣労働者に対して、雇用契約の申込みを義務付けることは、事業主の採用の自由を侵害するものであって妥当でない。特に特定労働者派遣事業における派遣労働者は常時雇用される労働者のみであり、既に雇用の安定が確保されていることから、派遣先に直接雇用の申し込み義務を課す必要はない。 本年6月の規制改革集中受付月間における厚生労働省の回答では、派遣先で正社員として雇用されることを希望する者が一定程度いるという指摘がされているが、厚生労働省の総合的実態調査(労働者派遣関係)では、正社員として雇用されることを希望する者は全体の1割程度にとどまっており、これをもって措置困難とすることについては、納得性がなく適切でない。	労働者派遣法第40条の4、第40条の5	厚生労働省職業安定局需給調整事業課	改正労働者派遣法(2004年3月1日施行)により、派遣先は、①派遣制限のある業務について、制限期間の到来した日以降も派遣労働者を使用しようとする場合、②期間制限のない業務について、同一の業務に同一の派遣労働者を3年を超えて受け入れており、その同一の業務に新たに労働者を雇い入れようとする場合に派遣労働者に対する雇用契約の申し込みが義務付けられた。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560004		(社)日本経済団体連合会	4	派遣労働者を特定することを目的とする行為の禁止の撤廃	派遣先企業が派遣労働者を特定するための行為は、現在紹介予定派遣のみ許されているが、これを通常の労働者派遣についても、解禁すべきである。また他の該当法令で規制されている年齢や性別等に基づく差別を、派遣労働者の特定行為と解釈し、労働者派遣法の中でも規制する現行のしくみは早急に改めるべきである。		派遣先は、労働者派遣契約を締結するに際し、派遣労働者を特定することをしないよう努めなければならないとされている(紹介予定派遣の場合は除く)が、派遣就労開始前の事前面接等が努力規定により禁止されていることで、雇用のミスマッチや派遣就業開始後のトラブルの原因となるケースもあるため紹介予定派遣に限らず労働者派遣契約前の面接や履歴書の送付などを認めるべきである。また、イギリスやドイツ、フランスにおいても事前面接等を禁止している例はない。 業務が多様化し派遣先からの口頭での人材要件では適正なマッチングが難しくなっている現状を考えると、派遣労働者と派遣先とのコミュニケーションは今後さらに重要視されるべきであり、実際に就業し指揮命令関係に移行する以前からの意思疎通を尊重するという観点からも派遣就労開始前の事前面接等を認めるべきである。	労働者派遣法第26条第7項 派遣先が講ずべき措置に関する指針 派遣元が講ずべき措置に関する指針	厚生労働省職業安定局需給調整事業課	派遣先は、労働者派遣契約を締結するに際し、派遣労働者を特定することをしないよう努めなければならないとされている(紹介予定派遣の場合は除く)。「派遣労働者を特定することを目的とする行為」は、派遣先がその受け入れる派遣労働者を選別するために行う事前面接や履歴書の送付要請等のほか、若年者への限定等が該当する。しかし、派遣労働者又は派遣労働者になるようとする者が、派遣就業を行う派遣先として適当であるかどうかを確認する等のため、自らの判断の下に派遣就業開始前の事業所訪問等は許されている。
5056	50560005		(社)日本経済団体連合会	5	労働者派遣のいわゆる自由化業務(物の製造を含む)の期間制限の撤廃	派遣受入期間の制限のある業務について、派遣可能期間の制限を早期に撤廃すべきである。早期に撤廃できない場合には、派遣可能期間を、一律に過半数組合等の意見聴取なしに、3年まで延長すべきである。 物の製造業務についても派遣可能期間の制限を早期に撤廃すべきであるが、少なくとも早期に他の期間制限のある業務と同様の扱いとするべきである。		労働者の職業選択の自由から派遣労働者だけに働く期間を制限する理由はなく、派遣労働者の意向を尊重する観点からも同一の業務に従事することを法律で制限すべきではない。会社の人事政策は経営上の重要事項であり、経営責任において派遣先企業が決定すべき内容であるため労働者の過半数代表者等への意見聴取は義務付けるべきではない。 物の製造業務への派遣が解禁されたことは高く評価できるが、派遣労働者の熟練・習熟を考えると派遣可能期間が短すぎるため、早期に派遣可能期間を延長するとともに、期間制限の撤廃を検討すべきである。	労働者派遣法第40条の2	厚生労働省職業安定局需給調整事業課	派遣受入期間の制限のある業務については、派遣先の事業所その他派遣就業ごとの同一業務について、派遣可能期間が原則1年、派遣先の労働者の過半数で組織する労働組合がないしその労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者(以下「過半数組合等」という。)の意見聴取によって延長しても、最大3年までに制限されている。また、これまで「当分の間禁止」とされた物の製造業務への労働者派遣が解禁されたが、施行日から3年を経過するまでは前記の意見聴取にかかわらず派遣期間が1年に制限されている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560006		(社)日本経済団体連合会	6	派遣禁止業務の解禁	①港湾運送業務、②建設業務、③警備業務、④病院等における医療関係の業務(当該業務について紹介予定派遣をする場合を除く)についても、労働者派遣を解禁すべきである。特に④の病院等における医療関係の業務は、早期に解禁すべきである。		職業選択の自由の観点から、派遣労働者であっても他の労働者と同様に自由に就労できてしかるべきであり、雇用形態によって差を設ける合理的理由はない。 特に④の病院等における医療関係の業務は、地方を中心に人材不足に悩む病院等からの要望が多いことから、早期に全面的な解禁を認めるべきである。	労働者派遣法第4条 労働者派遣法施行令第1条、第2条	厚生労働省職業安定局需給調整事業課	労働者派遣法では、①港湾運送業務、②建設業務、③警備業務、④病院等における医療関係の業務(当該業務について紹介予定派遣をする場合を除く)について、労働者派遣を行ってはならないとされている。
5056	50560007		(社)日本経済団体連合会	7	女性の坑内労働の禁止規定の見直し[新規]	女性技術者が坑内工事の監督業務、監理業務および施工管理に係わる業務に従事できるよう、労働基準法第64条の2を改正すべきである。		建設中のトンネルが「坑」にあたとされているため、建設業に従事する女性は現在もトンネル内に入れない状況にあるため、危険作業を伴わない技術者も含めた全ての女性労働者は、トンネル工事に係る全ての業務について従事することができない。しかしながら、建設作業現場への女性の進出は顕著であり、坑内労働を除く他の建設作業現場ですでに性別による制限などは無い。 施工技術の進歩に伴い、建設現場における安全・環境面は格段の改善が図られており、女性の就労に対するリスクは大幅に減少している状況において、トンネルを含む坑内労働においてのみ、いまだ性別による制限を設けていることは、男女雇用機会均等の精神に反するものであり、早急な改正が必要である。	労働基準法第64条の2 女性労働基準規則第1条	厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課	労働基準法では「使用者は、満18歳以上の女性を坑内で労働させてはならない」とされている。ただし、以下の業務については、例外措置が認められている。 ①医師の業務 ②看護師の業務 ③新聞又は出版の事業における取材の業務 ④放送番組の制作のための取材の業務 ⑤高度の科学的な知識を必要とする自然科学に関する研究業務

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560008		(社)日本経済団体連合会	8	障害者雇用における雇用率算定対象範囲の特例措置の容認【新規】	持株会社制を採用している企業においては、グループ会社合計での集計も可能とする仕組みを設けるべきである。		全体としては法定雇用率を大きくクリアしていても、業種・業態によって、障害者雇用の労働環境・職務配分から雇用の難易度が異なるため、事業会社単独では雇用率を達成することが難しい場合がある。グループ全体で雇用率を算定することが可能となれば、このような事態が回避でき、より安定的に障害者が雇用できる。	障害者の雇用の促進等に関する法律第45条	厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課	現在の障害者雇用率の算定は、雇用保険適用事業所単位の集計となっており、持株会社制を取っている企業であっても、各グループ会社単位での集計となっている。
5056	50560009		(社)日本経済団体連合会	9	解雇の金銭的解決制度の導入【新規】	労働契約を終了させたいという当事者間の意思を尊重する観点から、解雇の金銭的解決制度の早期導入を図るべきである。		①企業と労働者間のトラブルが回避されやすくなり、さらに雇用が流動化することで産業構造の転換が促され、経済が活性化する。 ②解雇が困難であることが、新規雇用を抑制させ、期間雇用者の増大、若年者の失業増加を生み出す一つの要因となっていることから、その解消に資する。	労働基準法第18条の2	厚生労働省労働基準局監督課	解雇については、判例により実質的に厳しく制限されている。また、争いが生じた場合、勝つか負けるしかなく、中間的な解決手段が法的に整備されていない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560010		(社)日本経済団体連合会	10	有期労働契約に関する規制の緩和	有期労働契約については、最長5年の労働契約を誰とでも締結することができるよう、規制を緩和すべきである。		有期労働契約に係る制限によって、勤労者の働き方や企業の雇い方の選択肢が狭められている。勤労者にとっても、①雇用保障期間が長くなる、②勤務先・仕事に愛着がもてる、③安定した収入確保と慣れた仕事に従事することができるというメリットが生じる。	労働基準法第14条	厚生労働省労働基準局監督課	労働基準法では、労働契約に期間の定めをおく場合は、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもの他は、3年(専門的知識等であつて高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門知識を有する労働者等との労働契約にあつては、5年)を超える期間について締結してはならないとしている。
5056	50560011		(社)日本経済団体連合会	11	時間外労働の上限規制の緩和[新規]	従業員の健康に配慮しつつ、個別企業の労使合意によって時間外労働の上限時間を任意に決定できる制度とすべきである。		使用者、労働者の双方において合意の上で柔軟な労働時間の設定を望むニーズがあるため。また、36協定の強化により、需要への柔軟な生産対応が困難となったり、新技術・新製品開発の遅れが生じるなど、企業経営上の影響が大きい。	労働基準法第36条 労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準	厚生労働省労働基準局賃金時間課	①時間外労働時間について、1年において延長することができる限度時間が360時間とされている。 ②36(サブプロク)協定の特別条項の適用についての制限が強化され、限度時間を超える期間が「1年の半分以下」となるように定められている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560012		(社)日本経済団体連合会	12	事業所単位による労働基準監督署への届出の見直し[新規]	就業規則が全国の本支店等で一律に適用されていたり、同一事業で36協定の協定期間も各事業場毎に同じであるなど一定の条件を満たす場合には、本社を管轄する労働基準監督署等への届出をもって事業場ごとの届出を要しない取り扱いも認めるべきである。		同一業務で全国展開しているような組織では、それぞれの事業場単位で対応するとコストが高くなる。	労働基準法第32条、36条、38条、89条 労働基準法施行規則第49条	厚生労働省労働基準局監督課・賃金時間課	就業規則、36協定等の届出は事業場単位で対応しなければならない。
5056	50560013		(社)日本経済団体連合会	13	過重労働による健康障害防止措置の見直し	時間外労働が「45時間を超えた」場合の対応については、「目処」としての位置づけとし、事業の種類、業務の内容、作業条件等の個別企業の事情に即した対応がとれるような柔軟性をもたせるべきである。		45時間という水準についての科学的根拠に疑問がある。さらに、各労働者毎に身体的特性が異なること、従事している作業内容や業務内容が多様であることなどを考慮すると一律の規制にはなじまない。 時間外労働時間が45時間を超えた場合の対応については、個別企業の状況に応じた自主的な運用に委ねた方が、個々の労働者により適合した実効ある対応が可能となる。	「過重労働による健康障害防止のための総合対策」(平成14年2月12日、基発第0212001号)リーフレット「過重労働による健康障害を防ぐために」(厚生労働省/都道府県労働局/労働基準監督署)	厚生労働省労働基準局	下記の通達等により、時間外労働時間が月45時間を超えたときには、産業医による保健指導や助言指導を受けることが義務付けられている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560014		(社)日本経済団体連合会	14	一年単位の変形労働時間制における、変形期間途中の異動者の時間外清算に関する規制の緩和[新規]	変形期間途中で他事業場に異動した場合でも、異動前と同じ変形労働時間制の適用を受ける(年間カレンダーが変わらない)場合には、賃金清算の対象としないことを認めるべきである。		変形労働時間制適用労働者は、当初の予定に変更がないので不利益は生じない上、会社としても労力を要する賃金清算を回避できる。事業場が異なっても、全社で統一的に労働時間管理をすれば、適正な労働時間管理にもつながる。	労働基準法第32条の4の2	厚生労働省労働基準局賃金時間課	一年単位の変形労働時間制(フレックスタイム制など)では、変形期間途中の異動者や退職者について賃金清算が必要となっており、例えば、異動後の部署で異動前と全く同じ一年単位の変形労働時間制が採用されていたとしても、賃金の清算が必要となっている。
5056	50560015		(社)日本経済団体連合会	15	フレックスタイム制における時間外労働の時間の計算方法の見直し	平成9年3月31日基発第228号の通達における「29日を起算日とする1週間の実際の労働時間の和が40時間を超える場合、フレックスタイム制を適用しない日を設定しなければならない」という要件を撤廃すべきである。		現行規制は、会社のフレックスタイム制の運用が煩雑になるばかりでなく、労働者にとっても何ら利益にならない。	労働基準法第32条の3 「フレックスタイム制における時間外労働となる時間の計算方法について」(平成9年3月31日基発228号)	厚生労働省労働基準局賃金時間課	平成9年9月31日基発第228号の通達の趣旨は、週休2日制の場合、フレックスタイム制の適用の拡大を図るものであるにも関わらず、曜日の巡りにより、月によっては、フレックスタイム制を適用しない日を設定しなければならない、と解釈される可能性がある。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560016		(社)日本経済団体連合会	16	所定休日の勤務に対する振替休日及び賃金の扱い【新規】	振替休日の取得及び振替えない場合の賃金清算は、休日出勤日をした日が属する月から3ヶ月の期間内に行えばよいことを明示すべきである。		振替休日の取得ないし、振替えられない場合の賃金清算について月内の処理義務を課せられた場合、月末(賃金計算期間の終わり)近くの休日出勤に対しては、振替休日の取得が現実的に不可能となる。	労働基準法第24条「休日の振替の手続」(昭和23年7月5日 基発968号、昭和63年3月14日 基発150号)	厚生労働省労働基準局賃金時間課	休日の振替を行う場合、「振り替えるべき日については、振り替えられた日以降できる限り近接している日が望ましい」との通達が出されているだけであるが、実際には、労働基準監督署が振替休日の取得ないし、振替えられない場合の賃金は、賃金計算期間(通常1ヶ月)に取得ないし、支払ように指導している場合がある。
5056	50560017		(社)日本経済団体連合会	17	企画業務型裁量労働制に関する要件・規制のさらなる緩和	①対象業務の大幅拡充もしくは対象業務の制限を原則撤廃し、対象者の範囲を拡大すべきである。営業職を含め、ホワイトカラー労働者の業務全般に広く適用すべきである。 ②労使委員会を設置せずに労使協定での導入を可能とするなど、制度導入にあたっての手続きを簡素化すべきである。 ③労基署へ届出ることが義務付けられている「企画業務型裁量労働制に関する報告書」の届出頻度を現行の半年に一度から一年に一度に緩和すべきである。 ④対象者の労働時間規制の除外を行うべきである。 ⑤全社的に同一内容・同一形態の業務であれば、事業場毎ではなく全社一括の労使委員会の決議でも制度を導入できるようにすべきである。		ホワイトカラー労働者に企画業務型裁量労働制を広く適用することにより、労働者にとっては、自立的で自由度の高い柔軟な働き方が可能となり、さらにその能力や意欲をより効率的に発揮できるようになる。他方、企業にとっても、労働者自身が「労働、即ち労働時間」といったこれまでの意識を変革し、「仕事の質・成果」を追求することにより、結果的に生産性の向上、競争力の強化につなげることができる。 制度導入後の制度運営については、基本的には労使自治に委ねるべきであり、そうした観点から、煩瑣な届出については必要最小限とするよう見直すべきである。	労働基準法第38条の4	厚生労働省労働基準局監督課	企画業務型裁量労働制は①労使委員会が設置された事業所において、②事業の運営に関する事項に係わる企画、立案、調査及び分析の業務であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を労働者の裁量に大幅に委ねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務に、③対象業務を適切に遂行するための知識、経験等を有する労働者を従事させた場合にのみ適用されることになっている。2004年1月に一部規制の緩和が行われたものの、導入要件、対象者の範囲、手続き面等で使い勝手が悪い制度となっている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560018		(社)日本経済団体連合会	18	労働時間規制の緩和(新規)	労働時間の管理・把握方法について労使合意で取り決めることを認めるべきである。		<p>昨今、下記通達などを根拠に労働時間規制が強化されているが、そもそも企業による労働時間管理義務には明確な法的根拠がない。労働時間の長さや仕事の成果が一致しない職種や業務が増加する中で、企業に対し一律的に従来からの労働時間管理を求めることは現実的ではなく、労働時間の把握は働き方の違いに応じた方法を採用すべきである。また、労働時間の管理・把握方法については、事業規模や事業内容などに応じたものとすべきであり、その意味では、個々の職場の労働実態を最もよく知る労使の取り決めに委ねるべきである。</p>	<p>「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(平成13年4月6日 基発339号) 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月23日 基発0523004号)</p>	厚生労働省労働基準局賃金時間課	<p>サービス残業の解消や過重労働による健康障害防止の観点から、労働時間の管理・把握方法などについて、法律ではなく、通達や指導による規制の強化が行われている。始業・終業時刻を確認する方法は原則として、①使用者が自ら現認し、記録する方法、②タイムカード、ICカード等客観的な記録を基礎として確認、記録する方法が要求されており、例外的に自己申告も認められているが、極めて限定的な取り扱いとなっている。</p>
5056	50560019		(社)日本経済団体連合会	19	ホワイトカラーイグゼンプション制度の導入	管理監督者に限らず、裁量性の高い労働者や一定水準以上の収入がある労働者などについても労働時間規制の適用除外とすべく、米国における「ホワイトカラーイグゼンプション制度」についての具体的検討を行い、早期に結論を得て、わが国に導入すべきである。		<p>働く者が自立的かつ自由に働き方を選ぶにあたって選択肢として労働時間に囚われない働き方についても検討すべきである。裁量労働制の見直しは行われたが、未ださまざまな規制がなされており、運用上極めて限定的である。ホワイトカラーの場合、業務の裁量性が高く、報酬も労働時間の長さではなく、仕事の成果に基づくことが適当であり、旧来の労働時間を中心とする管理は時代に適合せず、労働時間規制の適用を完全に除外する制度を導入すべきである。</p>	労働基準法第41条	厚生労働省労働基準局総務課	<p>現行、労働時間等に關する規定の適用が除外されているのは、労働基準法第41条に定める、監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者、監視又は断続的労働に従事する者(行政官庁の許可を受けたもの)等ごく一部の労働者に限られている。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560020		(社)日本経済団体連合会	20	労働時間等に関する規定の適用除外者の範囲の拡大【新規】	管理監督者について、現在の企業の実態に適合するようにその対象範囲を拡大すべきである。		多くの企業において組織や職制の見直しや人事労務管理諸制度の再構築が行われ、また従業員に対する処遇も大きく変化の中で、上記通達等で示された管理監督者の範囲は、こうした変化に対応していない。	労働基準法第41条 「監督又は管理の地位にある者の範囲」 (昭和22年9月13日 基発17号、昭和63年3月14日 基発150号) 「都市銀行等の場合」 (昭和52年2月28日 基発104号の2) 「都市銀行等以外の金融機関の場合」(昭和52年2月28日 基発105号)	厚生労働省労働基準局監督課	労働基準法第41条第1項2号では、事業の種類にかかわらず監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取扱う者(以下「管理監督者」という。)を、労働時間等に関する規定の適用除外としている。この管理監督者の範囲については、昭和22年に出された解釈例規(昭和63年に同旨の通達)、銀行業務における判断(昭和52年)がある。 しかし、企業ごとに組織や職制が異なる中で、個々の企業の従業員における同法の適合(適用範囲)が不明確であり、監督官により判断が異なる。また、全体的に管理監督者の範囲を厳格に判断される傾向にある。
5056	50560021		(社)日本経済団体連合会	21	労働時間等に関する規定の適用除外者に対する割増賃金支払義務の見直し【新規】	管理監督者に対して深夜就業の割増賃金を支払わなければならないという規定を撤廃すべきである。		管理監督者については、そもそも、労働基準法第41条において、労働時間等に関する規定の適用除外となっており、通達等で深夜就業に伴う割増賃金の支払を義務付けるべきではない。	労働基準法第37条、第41条 「労働基準法関係解釈例規について」(1988年3月14日基発第150号) 「労働基準法の一部を改正する法律の施行に関する関係通達の改廃について」 (1999年3月31日基発第168号)	厚生労働省労働基準局監督課	下記の通達によって、使用者は、労働時間等の適用除外を受ける監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取扱う者(以下「管理監督者」という。)に対し、労働基準法第37条に定める時間帯(午後10時～午前5時)に労働させる場合には、深夜業の割増賃金を支払わなければならないとされている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560022		(社)日本経済団体連合会	22	企業単独型の外国人研修・技能実習制度の要件緩和	<p>①資本関係のある海外関係会社社員の研修受け入れについては、在留資格が「研修」であっても交代勤務の研修を行なえるよう要件を緩和すべきである。</p> <p>②資本関係のある関係会社社員の受け入れについては、業種を問わず技能実習が行なえることを認めるべきである。</p> <p>③企業単独型の場合、研修生の人数の制限を緩和(常勤社員の10%以内)すべきである。</p>		<p>①企業が海外に関係会社を保有するなど、経済のグローバル化が進展する中で、海外関係会社の生産現場を担うオペレーター層の人材育成は不可欠であるが、現状の制度では、交代勤務でしか習得できない技能の研修は実施しづらい。</p> <p>②標準化されていない会社独自の技能等が多い職種は、国際研修協力機構の認定を受けられず、技能実習が不可能である。</p> <p>③海外の関連会社の立ち上げなどによって、一度に多くの研修生を受け入れる必要がある場合もある。</p> <p>④企業単独型の研修生受け入れは、企業グループの従業員が研修として来日するものであり、身元保証をしっかりと行なうことができる。</p>	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示	法務省入国管理局	<p>①企業単独型の研修であっても日勤のみで交替勤務は原則認められていない。個別の事情に応じて認めるとされているが、実際にはなかなか認められない。</p> <p>②技能実習が認められているのは、一部の対象職種(技能検定対象職種、国際研修協力機構認定職種)に限られている。</p> <p>③研修生の受け入れ人数は、大企業の場合、社員数の5%以内となっている。</p>
5056	50560023		(社)日本経済団体連合会	23	外国人研修・技能実習制度における再研修・再実習の制度化	再研修・技能実習が認められる基準を明確化し制度化すべきである。		元研修生・技能実習生のうち優秀な人材を再び受け入れたいと考えている企業は多い。また、元研修生・技能実習生のなかにも、次は生産ラインの管理者としてのスキル、ノウハウを学びたいといった希望を持つ者も少なくない。	技能実習制度に係わる出入国管理上の取扱いに関する指針 入国・在留審査要領	法務省入国管理局	<p>研修・技能実習を終了して帰国した元研修生・技能実習生の再入国については禁止されていないが、帰国後早々の再研修や、前回の研修と同種・同等レベルの再研修は認められていない。再研修・技能実習が認められるのは、帰国・復職後1年以上経過していること、研修技能実習目標・内容が前回よりレベルアップしていることなどの基本的な要件が必要とされることに加え、再研修が必要であると認めに足りる相当の個別の具体的理由があると法務大臣が判断した場合に限られている。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560024		(社)日本経済団体連合会	24	社会保険診療報酬支払基金から保険者に送付するレセプトの電子媒体化	支払基金から保険者へのレセプトの送付形態として、電子媒体によることを可能とし、保険者における事務処理の効率化を図るべきである。		<p>現在、レセプト電算処理システムの整備が進められているが、支払基金から保険者に対して送付するレセプトの電子媒体化に関する体制整備は進んでいないのが実態である。</p> <p>厚生労働省では、審査支払機関から保険者へ送付するレセプトのデジタル化については、①電子媒体仕様のあり方、②情報セキュリティ確保のあり方、③保険者側がデジタル化したレセプトを受け入れることができるかどうか等を考慮しつつ検討するとしており、2004年度中に結論を得る予定である。</p> <p>可能な限り検討の速度を早めるとともに、実施スケジュールを明確にした上で措置すべきである。</p> <p>医療機関から保険者まで一貫したレセプト審査・支払業務の電子化を進めることによって、事務の効率化だけではなく、レセプト情報を被保険者の健康管理に役立てることが期待される。</p>	「保険医療機関及び療養取扱機関に係る磁気テープ等を用いた費用の請求に関する取扱いについて」(平成14年11月29日保発第1129001号)	厚生労働省保険局保険課	<p>社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」)から健康保険組合など保険者に対して送付されているレセプトは、現在、紙媒体となっている。</p> <p>なお、医療機関と支払基金との間で実施されている、レセプト電算処理システムの普及状況は、2004年8月現在、医師レセプト件数の6.9%(病院11.7%診療所4.5%)、調剤レセプト件数の38.4%となっている。</p>
5056	50560025		(社)日本経済団体連合会	25	調剤報酬明細書の審査請求の見直し	<p>調剤報酬明細書については、保険者が医科歯科診療報酬明細書と突合して疑義がある場合には、合計点数が2000点未満であっても支払基金等に対して審査請求ができるようにすべきである。</p> <p>その際に支払基金等に対して支払う審査事務費は、保険者に過重な負担を課さないようにすべきである。</p>		<p>調剤報酬明細書については、合計点数が2000点未満である場合、支払基金等に対して審査請求ができない。支払基金等は事務審査(点検)の後、保険者に調剤報酬明細書を送付することになるが、保険者は合計点数が2000点未満の場合に疑義があっても支払基金等に審査請求ができない現状は、容認できるものではない。また、減点により、医療費抑制の効果も期待できる。</p> <p>2004年度中に「その方策と事務負担の在り方について」結論を得ることになっているので、可能な限り検討の速度を早めるべきである。その際、保険者の請求により支払基金が審査するという現行の枠組みの中で、審査事務費は適正に算出される必要がある。</p>	「処方せんによる調剤に係る診療報酬請求に対する審査の実施について」(昭和63年3月19日保発第23号)	厚生労働省保険局保険課	<p>調剤報酬明細書については、合計点数が2000点以上である場合、保険者は医科歯科診療報酬明細書と突合して疑義があれば、社会保険診療報酬支払基金等(以下「支払基金等」)に対して審査請求ができる。しかし、合計点数が2000点未満である場合、支払基金等に対して審査請求ができない。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560026		(社)日本経済団体連合会	26	保険者と医療機関の直接契約に係る規制緩和	<p>①契約医療機関の運営状況、②各都道府県に設置される委員会による審議、③契約医療機関における、当該契約健保組合加入者及び当該契約健保組合加入者以外の患者に係る診療報酬の額及びレセプトの件数についての報告義務(毎月)など、契約条件等の規制を緩和すべきである。</p> <p>2004年10月22日現在、直接契約が成立していない現状に鑑みて、直接契約条件等について全般的に見直す必要がある。</p>		<p>今般、保険者と医療機関の直接契約による割引契約が可能となったことから、各医療機関のインフラ、医療技術、サービス等の改善が期待される。よって、医療費の効率的活用を一層促進する観点から、保険者側で医療機関を評価できる場合には、当該委員会による審議を簡略化するなど契約条件等を緩和すべきである。</p> <p>本年6月の規制改革集中受付月間において厚生労働省からは、「患者にとって適切な受診行動を確保するため、契約当事者からの申し立てだけでなく、地域の医療機関や被保険者代表などの意見を聞く必要があるため、都道府県ごとの委員会における審議を求めている」との回答があった。しかし、当該契約に直接関わることのない医療機関や被保険者の代表などの意見を聴取するまでもなく、当該契約に伴い直接影響を受ける被保険者の申し立てにより、患者のフリーアクセスを確保できると考える。</p>	健康保険法第76条第3項「健康保険法第76条第3項の認可基準等について」(平成15年5月20日保発第0520001号)	厚生労働省保険局保険課	<p>保険者が医療機関と契約し医療費の割引契約を受けられる制度が、昨年5月に解禁となった。しかし、契約条件等として、①契約医療機関の運営状況(直近2年間とも経常損益が赤字の場合など収支状況が良好でない)と認められる場合には認められない、②各都道府県に設置される委員会(地方社会保険医療協議会)による審議、③保険者は契約後、毎月、契約医療機関における a) 当該契約健保組合加入者に係る診療報酬の額及びレセプト件数、b) 当該契約健保組合加入者以外の患者に係る診療報酬の額及びレセプト件数を地方厚生(支)局に報告しなければならないなどの規制がある。</p>
5056	50560027		(社)日本経済団体連合会	27	営利法人による保険医療機関の経営	<p>①構造改革特区以外でも、株式会社等による医療機関経営の参入規制を解除すべきである。</p> <p>②特区申請期間(2004年10月4日～15日)において、申請がなかったことを踏まえ、医療の種類を限定列挙するのではなく、地方公共団体が必要とする「高度医療」が幅広く認められるように参入要件を緩和すべきである。</p>		<p>①a) 民間企業の有する経営のノウハウと資本を活用して医療サービスの効率化と質の向上が図られると同時に、医療機関の経営を専門家に委ねることにより、医師が診療に専念できることになる。配当分を確保するために、医療費の高騰を招くとの考え方は、現在の医療経営のコスト構造を前提とした議論である。</p> <p>b) 営利法人による病院等の経営を認めても、実際に診療行為を行うのは国家資格を有する医師であり、医療の安全性や質の確保には影響がない。</p> <p>c) 経営主体が非営利法人であっても、不採算の医療機関が経営を継続することは困難である。僻地医療や緊急医療については、セーフティネットの観点から別途、公的な関与が必要である。</p> <p>d) 患者選別や過剰診療等に対する懸念の払拭のためには、参入規制ではなく、現行の応召義務等の規制や、情報公開の徹底等によって対応可能である。</p> <p>e) 現存の企業立病院に何ら弊害が生じていないばかりか、地域の中核病院の役割を果たしている医療機関もある。</p> <p>②内閣府が実施した事前相談に対して1件の相談もない現状からは、参入要件自体が地方公共団体が望む住民への医療サービスを反映していないものであると考えられる。地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入するという制度の趣旨を踏まえて、参入要件を緩和すべきである。</p>	医療法第7条第5項、第54条、構造改革特別区域法第18条、「構造改革特別区域法第18条第1項に規定する高度な医療に関する指針」(平成16年厚生労働省告示第362号)、「医療法の一部を改正する法律の施行に関する件」(昭和25年8月2日発医第98号)、「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」(平成5年2月3日総第5号/指第9号)	厚生労働省医政局総務課	<p>構造改革特別区域法の改正により、株式会社は、構造改革特区において、①自由診療の分野で、②「高度医療」の提供を目的とする医療機関を開設することが認められた。</p> <p>また、厚生労働省告示(2004年10月1日施行)では、株式会社が特区区内で開設する医療機関における高度医療の範囲は、a) 高度な画像診断、b) 高度な再生医療、c) 高度な遺伝子治療、d) 高度な美容外科医療、e) 高度な体外受精医療などとなっている。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)	
5056	50560028		(社)日本経済団体連合会	28	いわゆる「混合診療」の容認	<p>高度先進的な医療サービス等(専門医の間で効果が認知されている新しい検査法、薬、治療法を含む)を患者が選択しやすくするため、例えば、特定承認保険医療機関など、質の高い医療サービスを提供できる医療機関においては、医療技術及び医療機関ごとに個別の承認を必要とせず、いわゆる「混合診療(保険診療と保険外診療の併用)」を包括的に認めるべきである。</p> <p>また、a)一連の診療行為の中で行う予防的処置・保険適用回数等に制限がある検査、b)診療行為に附帯するサービスについては、患者と医療機関との契約により、いわゆる「混合診療」を認めるべきである。</p>		<p>①いわゆる「混合診療」が広く認められることによって、費用の全額を自己負担してきた高額な高度先進医療が、公的医療保険によって部分的にカバーされるために、患者の受診機会を拡大し、所得の格差に基づく不公平感は緩和される。</p> <p>②医療技術及び医療機関ごとに個別の承認を必要とする現行下(既承認の高度先進医療技術のうち、一部が届出制に移行)では、手続きに時間がかかり患者の受診機会を狭め、また、先端医療など公的保険の適用外となっている新しい医療技術・サービスに対する医師の積極的取組みを阻害したり、医療サービスの質の向上を妨げている。</p> <p>③全額が自己負担にならないように、例えば本来1回の入院・手術で済むところを保険診療部分と保険外診療部分に分けて処置するなど、一連の診療行為ではない対応を行うことにより、患者の身体的負担を増大させるとともに、こうした非効率な行為が、医療費を増大させているとの指摘もある。</p> <p>④患者自らが必要な医療を適切に選択できる環境を整備するためには、当該診療行為の内容や結果の予測、危険、料金などについて十分な説明を受けることを担保する意味で、患者等への情報開示の義務化が求められる。</p> <p>⑤特定療養費制度における高度先進医療の承認手続きについては、一定の基準を満たした場合、医療技術及び医療機関ごとに個別の承認を必要とせず届出のみで認める簡素化が一部図られたもの(2004年11月現在88技術のうち20技術)、当該制度の抜本的な見直しには至っていないと考える。</p> <p>⑥診療行為に附帯するサービスは、療養の給付でないことを明確化して、患者の自己負担とすべきである。</p>	健康保険法第52条、第63条、第74条、第85条、第86条	厚生労働省保険局医療課	一疾患に対する一連の診療行為において、保険診療と保険外診療を併用することが認められていない。	
5056	50560029		(社)日本経済団体連合会	29	電子化された診療録等の外部保存と情報活用	<p>医療機関や医師会に限らず、情報の漏洩防止など一定の要件を満たす施設においては原則、自由に電子カルテの保存が可能となるようにすべきである。</p>		<p>外部保存を幅広く認めることで、医療施設間の連携が進み、医療の質の向上が期待できる。例えば医療機関間での紹介がスムーズになることや多重投薬のチェック、検査の重複防止などが実施しやすくなる。また、医療費の無駄を省くことも可能となる。さらに、データベースを構築して分析することにより、医療の発展にもつながることが期待される。</p> <p>個人情報については、個人情報保護法が2005年4月1日より全面施行され、医療分野についてはガイドラインも設けられることから法的に整備は進んでいる。</p> <p>厚生労働省の医療情報ネットワーク基盤検討会の最終報告(2004年9月30日)では、国の機関、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体等について、外部保存を可能とすることとされており、さらにその範囲を拡大し、民間の施設でも保存を可能とすべきである。</p>	「診療録等の保存を行う場所について」(平成14年3月29日医政局長・保健局長通知)、「診療録等の外部保存に関するガイドライン」(平成14年5月31日医政局長通知)により、電子化した診療録等の保存場所は、病院、診療所の医療機関、及び医療法人等が適切に管理する場所(医師会)に限定されており、それ以外の場所に保存することは認められていない。	「診療録等の保存を行う場所について」(平成14年3月29日医政発0329003号/保発第0329001号)「診療録等の外部保存に関するガイドライン」(平成14年5月31日医政発第0531005号)	厚生労働省医政局研究開発振興課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560030		(社)日本経済団体連合会	30	特殊CT撮影、特殊MRI撮影の診療報酬における施設基準の特定機能病院に対する緩和	特定機能病院については、診療報酬上の特殊CT撮影、特殊MRI撮影の施設基準(共同利用率5%)を適用除外、または共同利用率の解釈を変更するなど規制を緩和すべきである。		①大学病院等の特定機能病院の役割は先端医療を担うことであって、特殊CT撮影、特殊MRI撮影は診断に多く用いられており、患者が集中している現状がある。共同利用率の規制については、特殊CT撮影、特殊MRI撮影の稼働率を高めることが目的であるにもかかわらず、稼働率の高い特定機能病院に当該規制の適用を求めることは本来の趣旨に反する。 ②昨年11月の規制改革集中受付月間における厚生労働省の回答では、「当該機器を共用することにより、地域における効率的な医療の実施に貢献している点をも評価している」との指摘があるが、紹介率や逆紹介率は、地域医療への貢献をはかる指標の一つであると理解している。したがって、大学病院等の特定機能病院では制度上、紹介率30%以上が規定されていることから、この基準の中に共同利用率5%が含まれるとみなすことには合理性があると考えられる。 ③大学病院等では、共同利用率5%の実証が困難であるため、診療報酬の低い単純CT撮影、単純MRI撮影の点数で請求されている現状がみられる。	「特掲診療料の施設基準等」(2004年2月27日厚生労働省告示50号) 「特掲診療料の施設基準及びその届出に関する手続きの取り扱いについて」(2003年2月27日保険局医政局長通知)	厚生労働省保険局、医政局	特殊CT撮影、特殊MRI撮影の診療報酬を請求する場合には、施設基準として他の保険医療機関からの依頼による撮機の症例数(共同利用率)が、全体の5%以上となることが要件となっている。
5056	50560031		(社)日本経済団体連合会	31	医療機関及び医療用医薬品に関する広告規制の緩和	患者中心の医療の実現に向けて、虚偽広告や誇大広告等に関する取締り強化や第三者的な評価機能の充実を図りつつ、医療機関及び医薬品(特に医療用医薬品)に関する広告規制を緩和すべきである。 特に、客観的に検証可能な事項は原則、広告可能とすべきである(例えば、検査や画像診断の方法、導入している医療用機器の種類など)。		①利用者が医療機関を選択する上で、情報公開の役割は大きく、広告規制を緩和して、サービス提供者と利用者との間の情報共有を図り、医療サービスを安心して受けられる環境を作る必要がある。患者自らが医療機関を選択しやすいようにすべきである。 ②医療用医薬品については、厚生労働省の通知により、添付文書情報が一般消費者(患者)でも入手しやすい環境は整備されたが、内容については十分に理解できないことも予想される。医療用医薬品に関する情報を一般消費者(患者)が十分入手できる体制が必要と考える。 2004年度中に結論を得る予定の研究内容に基づき、可能な限り早期にガイドラインを作成することが求められる。	医療法第69条第1項、厚生労働省告示第158号(平成14年3月29日) 薬事法第66条、第67条、第68条 「医薬品等適正広告基準について」(昭和55年10月9日薬発第1339号) 「医療用医薬品等の情報提供と薬事法における広告との関係について」(平成15年3月28日医薬監第0328006号)	厚生労働省医政局総務課	①医療機関が広告を行える内容は、医療法第69条第158号の範囲に限定されており、定められている事項以外は広告してはならないことになっている。 ②医療用医薬品(医師もしくは歯科医師の処方箋が必要な医薬品)については、医薬関係者(医師または薬剤師等)以外の一般人を対象とした広告はできない。一般人を対象に医療用医薬品の添付文書情報を製薬企業等のホームページ上で公開することは可能だが、広告については認められていない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560032		(社)日本経済団体連合会	32	医療用具製造承認の一部変更承認に伴う保険適用希望書の簡略化	一部変更が認められ、保険適用の希望内容に変更がない場合、「保険適用希望書」については、簡略記載の提出を認めるべきである。 具体的には、「保険適用希望書」の備考欄に一部変更の概要と保険適用希望内容の変更有無を記載するだけで受理すべきである(「医療用具保険適用希望資料」、「類似機能区分及び類似機能区分選定の根拠」、「承認書の写し」の添付は不要もしくは簡略化)。		保険適用の希望内容に変更がない場合、一部変更承認の内容を確認し、保険適用内容に変更がないことを確認できれば良いと考える。一連の資料添付を求める必要はなく、より迅速な審査が可能になるように、添付資料のスリム化が求められる。	薬事法第12条、第14条	厚生労働省保険局医療課	医療用具製造承認の一部変更が認められた場合、保険適用の希望内容に変更がなくても、「保険適用希望書」を提出する規定となっている。
5056	50560033		(社)日本経済団体連合会	33	在宅医療で使用する注射薬の規制緩和	医師の指導により、患者等に取扱いを任せても安全性が確保できると考えられるもので、例えば降圧利尿剤や消化管機能異常治療剤など、中心静脈栄養法において併用頻度の高い治療薬(注射薬)については、患者への投与を認めるべきである。		昨年11月の規制改革集中受付月間における厚生労働省の回答では、「患者が自ら使用しても安全性が確保できるものについては、既に在宅医療において投与することができる注射薬として認めている」とのことであるが、在宅医療は入院医療に代わる医療であり、患者のQOL(生活の質)が改善することに役立つものとして期待されている。このため、医師の指導により患者等に取扱いを任せても安全性が確保できると考えられる治療薬(注射薬)の範囲について再検討することが求められる。	保険医療機関及び保険医療養担当規則第20条第2号	厚生労働省保険局医療課	在宅で患者が自ら行う「在宅中心静脈栄養法」においては、高カロリー輸液の他に、ビタミン剤、高カロリー輸液用微量元素製剤、血液凝固阻害剤に依って投与可能であり、その他の治療薬(注射薬)の投与は認められていない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560034		(社)日本経済団体連合会	34	医薬品の一般小売店における販売	2004年7月30日より医薬部外品に移行されなかった医薬品の製品群の中でも、人体に対する作用が比較的緩和な医薬品群については、一般小売店での販売を認めるべきである。		現状でも、ドラッグストアで売られている医薬品の中には、自己購入で売られているものもあり、そのような医薬品に関しては薬剤師を常設しない一般小売店での販売を行っても問題はないものとする。また、風邪薬(内用)、解熱鎮痛剤、乗り物酔防止薬、シブ剤、目薬等が一般小売店において販売できるようになると、常備薬切れや夜間等における緊急の疾病時には対応が可能となり、消費者の利便性が向上する。作用が緩和な医薬品の販売にあたっては、使用上の注意書き等の店内掲示により、安全上の課題は克服できると考えられる。	薬事法第24条	厚生労働省医薬局総務課	医薬品の一般販売業については、店舗ごとに都道府県知事からの許可が必要である。その際、薬剤師の配置義務や構造設備が定められている。このため、一般小売店では医薬品の販売はできない。 1999年3月31日よりドリンク剤等の15製品群が、また、2004年7月30日より健胃薬等371品目が、医薬部外品へ移行されて一般小売店での販売が可能となった。しかし、依然として範囲が限られており、風邪薬等消費者のニーズの高い医薬品は販売ができない。
5056	50560035		(社)日本経済団体連合会	35	医療用配合剤に関する規制緩和	医療用配合剤の承認事由を緩和して、医療ニーズに応じた医療用配合剤の提供を可能とすべきである。具体的には、承認要件を欧米並みに緩和し、「複数の薬物治療を並行して行う必要のある患者人口が相当程度存在する場合」あるいは「患者のコンプライアンスの改善をもたらす治療の単純化等が認められれば承認する」などを追加すべきである。また、欧米で既に承認されている医薬品については、原則としてその配合意義を認めることとすべきである。		急増する生活習慣病患者の治療では、医療用配合剤は有効である。生活習慣病患者は複数の疾患を併せ持っている確率が高く、重篤な障害を引き起こす可能性が高まるからである。これに対応するために、医療用配合剤の承認要件を緩和する意義は大きい。また、利便性が高まることで、患者の服薬コンプライアンスが向上し、医療費を抑制する効果も期待される。 なお、欧米では、症状の推移等に応じて用量を調整する必要がある慢性疾患領域において、医療用配合剤が幅広く使用されており、日本に限って使用量の調整の困難さが問題になるという合理的根拠は考えられない。	「医薬品の承認申請に際し留意すべき事項について」(平成11年4月8日 医薬審666号)	厚生労働省保険局医療課	複数の有効成分を含有する医療用医薬品である医療用配合剤は、服薬利便性の向上、飲み忘れ等の防止等により、医療経済学的効果の改善に寄与することが知られている。しかし、わが国では、①輸液等用時調製が困難なもの、②副作用(毒性)軽減又は相乗効果があるもの、③その他特に必要が認められるものだけに限定されている。このため、日本で承認されている医療用配合剤の数は欧米諸国と比べて少なく、欧米で広く利用されているにもかかわらず、日本では承認されていないものが多い。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560036		(社)日本経済団体連合会	36	難治療性疾患等の治療薬等に関する審査制度の弾力化【新規】	難治療性の疾患の治療薬等に関する迅速な承認のために、申請に先立ち、申請資料のうち準備のできたものから順次提出し、審査が受けられる「先行審査制度」を導入すべきである。		現行の優先治験相談制度と優先審査制度に加えて、難治療性の疾患等にはさらに一刻も早い治療法の確立のための仕組みが求められる。「先行審査制度」により承認までの時間は大幅に短縮が可能となることから、導入することが必要である。	薬事法第14条第5項 薬事法施行規則第18条の3	厚生労働省医薬食品局審査管理課	医薬品医療機器総合機構が2004年4月1日より発足し、優先治験相談制度と優先審査制度が整備されて、治療薬等の承認が早まることが期待されている。しかし、難治療性の疾患等には、さらに一刻も早い治療薬等の承認のための仕組みが求められる。
5056	50560037		(社)日本経済団体連合会	37	販売業における管理薬剤師の配置見直し【新規】	毒性もなく、薬理作用の少ない薬剤原料(プロピレングリコール、グリセリン等)について、①商社、②販売業における営業所、倉庫等では、一定以上の専門知識を有する者に試験等を実施し、その合格者を管理者として認めるべきである。		①商社を通して薬剤を販売する場合、薬剤自体は製造元の工場から直接顧客に配送され、商社では伝票処理だけという状態である。このように、毒性もなく、薬理作用の少ない薬剤原料に関して、薬剤原料に触れることのない商社などでは薬剤師の他に一定以上の専門知識を有する者に試験等を実施し、その合格者もその管理者として認めるべきである。 ②販売業における営業所や倉庫等では、毒性もなく薬理作用の少ない薬剤原料を扱うのであれば、同様に、薬剤師の他に一定以上の専門知識を有する者を管理者として認めるべきである。	薬事法第8条、第9条、第9条の2、第26条、第27条	厚生労働省医薬食品局総務課	薬事法では、販売業(卸売販売業)において、管理薬剤師の配置が義務付けられている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560038		(社)日本経済団体連合会	38	「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」の拡大	安全衛生面など一定の基準を満たす高機能ポータブルトイレについては、便座など肌に直接触れるものを除き、本体部分は貸与対象品にすべきである。		福祉用具について、入浴、排泄に供するものは再利用することに心理的抵抗感があるとして購入対象としているが、一定の安全衛生基準を満たすことで使用者の心理的な抵抗感をなくすことが可能であると考え。ポータブルトイレは、近年、技術革新が進み、防臭機能や水洗式でシャワー洗浄機能が付加されるなど清潔なものが販売されるようになってきている。快適なトイレ環境は、ＱＯＬ（生活の質）を保つ上で重要であり、介護保険の購入対象となっている腰掛便座では、ＱＯＬの保持は程遠いといわざるを得ない。 現状では、高機能ポータブルトイレの価格は高く（20～30万円）、レンタル対象品とすることにより多くの利用者のＱＯＬ改善に貢献できると考える。また、副次効果として、トイレのリフォーム費用など他の介護費用の削減にも資することが期待される。	介護保険法第7条第17項、第44条第1項 「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」（平成11年3月31日厚生省告示第93号、平成12年厚生省告示第479号） 「厚生労働大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目」（平成11年3月31日厚生省告示第94号、平成12年厚生省告示第480号）	厚生労働省老健局振興課	介護保険では、貸与対象として12種類、購入対象として5種類の福祉用具を定めている。人の肌に直接触れるなど再利用することに心理的抵抗感がある福祉用具は、貸与対象品（レンタル）ではなく購入対象品としており、ポータブルトイレは購入対象品に該当している。
5056	50560039		(社)日本経済団体連合会	39	保育所の施設基準の見直し	保育所の保育室の窓等開口部の総面積は、保育室の床面積に対して1/5以上と定める規定は、廃止すべきである。		現在、自然光のみで室内の明るさを確保するという設計のビルだけではないため、保育所を設置する上で窓等の開口部の総面積が床面積の1/5以上という規定が大きな障害になっている。昨年11月の規制改革集中受付月間に提出した本要望に対して、国土交通省から、「入射する光の量を考慮して、当該開口部に面する土地の状況に応じて定めているところであり、窓等の開口部が道路等に面している場合等は、当該割合は、1/5から1/15まで緩和することが可能であることから、実態として支障となるとは考えられない」旨の回答があった。照明設備の設置、有効な採光方法の確保等の措置を講じることによって基準の緩和が可能であることに鑑み、一律に1/5以上という規制をかける必要はないと考える。また、保育所の増加は、待機児童問題の解消にも寄与するものであり、保育所の設置の妨げにつながるような規制は撤廃すべきであると考え。	建築基準法第28条第1項 建築基準法施行令第19条 国土交通省告示第303号	厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 国土交通省住宅局建築指導課	保育所の保育室の窓など採光に有効な開口部の総面積は、「保育室の床面積に対して1/5以上」と規定されている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560040		(社)日本経済団体連合会	40	確定拠出年金における中途引出し要件の緩和	①脱退一時金を受給できる要件を緩和すべきである(死亡・高度障害以外の事由の容認及び少額の脱退一時金の拡充を図る)。 ②60歳未満の加入者等で、経済的困窮時には、個人別管理資産を取り崩すことを可能とするか、あるいは、個人別管理資産を担保とした融資を受けられるようにすべきである。		①a) 60歳到達前に退社して、海外に居住する者や、確定拠出年金制度がなく他の企業年金制度がある他社に転職する者などの場合、b) 比較的短い期間の加入員が50万円超の年金資産を持ったまま退職して専業主婦となる場合、いずれの場合も現行制度では、60歳に達するまで個人型年金の運用指図者とならざるを得ないことから、資産が目減りするリスクを回避しにくいという問題に対処する必要がある。 ②加入員の想定を超えたリスクが発生した場合、個人別管理資産を活用することで対処可能となる。 現行の要件は制度普及の阻害要因の一つにもなっており、利便性の向上により制度普及にも資することになる。	確定拠出年金法第28条、第33条 確定拠出年金法附則第3条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	①脱退一時金を受給できる要件は、通算拠出期間が3年以下の場合または資産額が50万円以下で制度上掛金を納められない場合となっている。 ②60歳未満の加入者等で給付を受けられるのは、高度障害(障害給付金)、死亡(死亡一時金)の要件を満たした場合に限られている。
5056	50560041		(社)日本経済団体連合会	41	確定拠出年金の加入対象者の拡大	確定拠出年金において、個人型への専業主婦の加入を認めるべきである。 なお、被用者年金の一元化が実現した際には、公務員の加入についても検討すべきである。		確定拠出年金のポータビリティを拡充し、専業主婦の加入を認めることで、制度普及が図られ、個々人の自助努力による老後資金の形成に寄与する。	確定拠出年金法第2条、第9条、第62条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	確定拠出年金では、専業主婦の加入が認められていない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560042		(社)日本経済団体連合会	42	確定拠出年金における掛金の拠出限度額の引上げ	拠出限度額を大幅に引き上げるべきである。		確定拠出年金における掛金の拠出限度額は、2004年改正により引き上げられたが、老後の安定した生活を保障するには十分ではない。自助努力、自己責任による老後の生活保障の確保を支援するためには、拠出限度額を大幅に引き上げるべきである。利便性の向上により制度普及に資することになる。さらには、成果主義的要素を反映させることもできる。	確定拠出年金法第20条、第69条 確定拠出年金法施行令第11条、第36条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	企業型確定拠出年金については、①企業年金に加入していない場合、月額46,000円、②企業年金に加入している場合、月額23,000円であり、個人型確定拠出年金については、①自営業者の場合、月額68,000円、②企業年金、企業型確定拠出年金のない企業の従業員の場合、月額18,000円となっている。
5056	50560043		(社)日本経済団体連合会	43	企業型確定拠出年金における掛金の本人拠出の容認	企業型確定拠出年金について、事業主の拠出に加えて本人拠出が可能となるようにすべきである。		確定拠出年金法の趣旨を踏まえ、自助努力、自己責任の意識醸成を支援するためには、本人拠出ができる仕組みが必要である。また、財形年金制度からの移行を進める観点からも求められる。利便性の向上により制度普及にも資することになる。	確定拠出年金法第19条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	企業型確定拠出年金については、事業主からの拠出しか実施できず、本人からの拠出はできない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560044		(社)日本経済団体連合会	44	確定拠出年金における自社株ファンドのインサイダー規制の適用除外	<p>確定拠出年金制度において、自社株のみを投資対象とするファンドを運用商品として選択し、それが一定の計画に従い継続的に行われる場合は、証券取引法第166条第6項第8号及び同第167条第5項第8号に該当するものとして、いわゆるインサイダー規制の適用除外とすべきである。</p> <p>2004年度中に結論を得るとされている金融審議会での検討を可能な限り前倒しすべきである。</p>		<p>確定拠出年金制度を採用している企業においては、自社株ファンドを運用商品の選択肢に加えたいという要望がある。しかし現行では、持ち株会や株式累積投資においてインサイダー規制の適用除外になっているものが、確定拠出年金制度を利用すると適用除外の対象になっていない。</p> <p>インサイダー規制の適用除外が明確となれば、証券市場の活性化にも資するものと予想される。</p>	証券取引法第166条、第167条 会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令第6条、第8条	金融庁	<p>確定拠出年金制度において自社株のみを投資対象とするファンドを定期的に購入する場合、インサイダー規制の適用除外にはなっていない。</p>
5056	50560045		(社)日本経済団体連合会	45	確定拠出年金における企業型年金規約変更の届出規制の緩和【新規】	<p>軽微な変更のうち、施行規則第5条第1号から第4号に定める変更(事業主、事業所、運営管理機関及び資産管理機関の名称変更)についても、同意不要とすべきである。</p>		<p>事業主、事業所、運営管理機関及び資産管理機関の商号変更は、事務的な色彩が強く、加入者側の不利益になる事態は想定できない。また、変更のたびに、被用者年金被保険者の過半数(もしくは過半数の者で構成される組合)を代表する者の同意を得ることは、事業主の負担(代表者の選出事務や、同意が必要である旨の説明等の実施事務)も大きい。</p>	<p>確定拠出年金法第6条第1項 確定拠出年金法施行規則第5条、第7条</p>	厚生労働省年金局 企業年金国民年金基金課	<p>確定拠出年金法施行規則(以下「施行規則」)第5条に定める軽微な変更は、確定拠出年金法第6条第1項により変更の届出を行うこととされている。この届出を行う場合は、変更内容に関わらず、施行規則第7条第1項第2号により被用者年金被保険者等の過半数(もしくは過半数の者で構成される組合)を代表する者の同意が必要とされている。</p> <p>なお、2004年改正において、施行規則第5条第2項に定める事項は、特に軽微な変更として、同意不要の措置が図られたところである。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560046		(社)日本経済団体連合会	46	厚生年金基金の代行返上に伴う基本部分の上乗せ部分の一時金清算の承認	基本部分の上乗せ(いわゆる薄皮)部分については、年金支給額と経済的に等価な一時金(財政上の予定利率による過去の給付現価)を支給する仕組みを設けるならば、一律に一時金による清算を認めるべきである。		基本部分の上乗せ(いわゆる薄皮)部分については、選択による一時金給付の仕組みが設けられているが、一時金給付を選択しない者が残り続ける限り、事務的な負担は極めて重い。 また、受給者等にとっても、年金として支給を受けることが必ずしもプラスでない面もあり、一律に一時金給付を行ったとしても、必ずしも不当な扱いになるとは言えない。	「厚生年金基金から確定給付企業年金に移行(代行返上)する際の手続及び物納に係る要件・手続等について」(平成15年5月30日年企発第0530001号・年連発第0530001号)	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	代行返上し、新型企業年金に移行した場合、受給(種)者の基本部分の上乗せ(いわゆる薄皮)部分については、選択による一時金支給(清算)が認められているが、一律に一時金による清算が認められていない。
5056	50560047		(社)日本経済団体連合会	47	厚生年金基金の代行返上資産の物納要件緩和	代行返上資産にかかる物納要件について、国内株式の構成銘柄は、TOPIXの構成銘柄80%を下回る場合でも認めるべきである。		①物納要件の緩和により、小規模基金でも物納が可能となる。 ②物納が促進できれば、基金にとって株式売却に伴う費用を節減できるほか、マーケットインパクトも軽減でき、株価の安定に寄与する。	確定給付企業年金法施行規則第133条 「厚生年金基金から確定給付企業年金に移行(代行返上)する際の手続及び物納に係る要件・手続等について」(平成15年5月30日年企発第0530001号・年連発第0530001号)	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	代行返上の資産は、現金のほかに国内株式と国内債券による物納が認められているが、物納の要件(国内株式は、TOPIXの構成銘柄80%以上の銘柄で構成、推定トラックエラー0.2%以内)が厳しいことから、代行返上の際に物納を実施した基金は極めて少ない状況である。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560048		(社)日本経済団体連合会	48	会社分割による新会社や会社合併等における基金の連合設立認可要件の緩和	①労働契約承継法による基金の連合設立等に関する認可基準を緩和し、制度への継続加入について柔軟な対応ができるようにすべきである。 ②さらに、事業所編入認可申請時の必要資料等を簡略化し、事務負担の低減を図るべきである。		事業の分割・合併等が加速される中で、①事業の分割・合併等の形態が多様化していること、②企業間の資本関係についても、持ち株会社の介在等により直接的な関係とならないケースがあること、③外資系企業との合併の場合では、制度の統一そのものが難しい場合も想定されることなどから、事業再編等に対する制約ともなりかねない。	「厚生年金基金の設立要件について」(平成元年3月29日企年発第23号・年数発第4号)	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	労働契約承継法による分社会社等においては、分社後も従来の労働条件等を承継することが原則であり、企業年金制度においても何ら変わりがない中で、承継のための認可申請においては過度な手続きが必要となっている。
5056	50560049		(社)日本経済団体連合会	49	確定給付企業年金等の財政検証に伴う掛金追加拠出の要件緩和	代行返上等の制度間移行によって大幅に掛金負担が増加することがないように、非継続基準に抵触した場合の積立期限を弾力化すべきである(掛金拠出年数を延長する)。		厳しい運用環境の中で、企業年金を維持していこうとする基金や母体企業に対し、検証結果により新たな掛金拠出を求めることは、かえって年金制度存続の道を険しくすることに繋がるおそれがある。 企業年金制度は長期にわたって継続されることに鑑み、環境変動による制度運営負担を軽減する観点から、非継続基準抵触時の掛金拠出の要件緩和が求められる。	確定給付企業年金法施行規則第58条、第59条、第63条 「厚生年金保険の財政運営について」(平成8年6月27日年発第3321号)	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	確定給付企業年金及び厚生年金基金は、決算時に財政検証を実施し、制度間移行等の有無に関わらず、非継続基準の適用により一定期間内の積立基準確保が求められている。積立比率(積立金額/最低積立基準額)が0.8未満の部分は5年、0.8以上0.9未満の部分は10年、0.9以上の部分は15年で、それぞれ不足分を解消する必要がある。また、積立水準の回復計画を作成する方法も認められている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560050		(社)日本経済団体連合会	50	確定給付企業年金における加入者範囲の見直し[新規]	①厚生年金適用事業所単位の適用を廃止し、加入者の範囲については、当該企業及び従業員(労組)との合意に基づき決定することを可能とすべきである。または、②法第25条の「実施事業所に使用される被用者年金被保険者」の現行解釈を改め、実施事業所と雇用関係にあり、実施事業所以外の事業所で厚生年金の被保険者資格を取得している者(具体的には、企業外への出向者)についても加入者と認めるべきである。		確定給付企業年金制度は、退職金の一部として導入されることが多いにも関わらず、企業外への出向者は一旦脱退扱いとなることにより、企業は当該従業員の出向期間について掛金の拠出ができず、また、従業員の掛金拠出も停止される。企業側、従業員側の双方にとって不利益となるおそれがある。	確定給付企業年金法第2条、第25条、第27条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	確定給付企業年金は、企業と従業員によりその制度内容を決定する私的年金の一つであるにも関わらず、厚生年金適用事業所単位の実施となっていることから、企業外への出向者(出向先の厚生年金被保険者資格を取得することとなり、制度運営上の制約がある。
5056	50560051		(社)日本経済団体連合会	51	確定給付企業年金における加入資格の弾力化[新規]	確定給付企業年金について、勤続条件が5年以上の場合や、年齢条件が30歳以上の場合でも、加入資格を付与しないことを可能とすべきである。		実施中の退職一時金制度や適格退職年金制度に合わせた柔軟な制度設計を認めることで、制度間の円滑な移行を促進し、公的年金を補完する役割を担う各企業年金制度の普及、拡充への基盤整備を図ることになる。	確定給付企業年金法第4条、第26条 確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	適格退職年金では、加入待機期間の設定を弾力的に行うことが可能だが、確定給付企業年金については、5年を超える勤続条件や30歳を超える年齢条件を加入資格の要件として定めてはならないことになっている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560052		(社)日本経済団体連合会	52	確定給付企業年金(老齢給付金)における支給要件の弾力化【新規】	<p>① a) 50歳未満で退職した者についても、50歳以上60歳未満の規約に定める年齢に到達した時点で年金の支給開始を可能とすべきである。</p> <p>b) 60歳から65歳までの到達日以外の、例えば退職日などの規約に定める到達日から年金の支給開始を可能とすべきである。</p> <p>② 加入期間が20年以上の場合でも、老齢給付金を設定しない取扱いを可能とすべきである。</p>		<p>① a) 既に退職という事象が発生しており、かつ、50歳以上の規約に定める年齢到達という要件を満たした状態であるにもかかわらず、退職という事象の発生時期の問題のみによって年金支給を制限されることは、受給権者本人の納得が得られない。また、企業内における制度運営の観点から、50歳以上退職者との均衡を図る必要がある。さらには、ライフサイクルなどの観点からも、50歳未満退職者について、50歳～60歳の間における年金受給ニーズは高いと考えられる。b) 年金は退職後の所得保障を目的とするため、在職中に年金が開始することは制度の趣旨に合わない。また、弾力化の措置により事務負担の軽減を図ることができる。</p> <p>② 加入期間が20年以上の場合であっても、年金受給の資格を付与しないで、一時金だけの設定としたニーズが強い。また、制度設計の自由化により、適格退職年金など企業の退職金制度からの円滑な移行を促すことが期待できる。</p>	確定給付企業年金法第36条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	<p>① 老齢給付金の支給開始は、60歳～65歳の到達日であり、50歳以上で退職した場合には、退職時から年金受給が可能となっている。</p> <p>a) 50歳未満で退職(加入者資格の喪失)した場合は、60歳到達時まで年金の受給ができない。</p> <p>b) 企業の定年が、例えば年齢満60歳の誕生日以降に到来する3月末日である場合は、年金の開始(60歳誕生日)は在職中となってしまう。</p> <p>② 老齢給付金について、20年を超える加入期間を受給資格の要件として定めてはならないことになっている。</p>
5056	50560053		(社)日本経済団体連合会	53	確定給付企業年金におけるキャッシュバランスプランの選択肢の拡充【新規】	<p>退職一時金制度や適格退職年金からの円滑な移行を促進するために、以下のとおりキャッシュバランスプランに係る選択肢の拡充を行うべきである。</p> <p>① 給付額に下限を設けない制度の導入、あるいは、下限を設ける場合はさらなる運営の弾力化を行うこと</p> <p>② 市場インデックスなどを用い、従前の再評価率と組み合わせた再評価指標の拡大を行うこと</p>		<p>キャッシュバランスプランは、運用リスクの年金財政への影響軽減が可能となる有意義な方式であることから、確定給付型の企業年金における一層の普及・充実のためには、さらなる選択肢の拡充が必要である。</p>	確定給付企業年金法施行規則第26条、第28条、第29条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	<p>① あらかじめ定めた給付を算定する際の年金換算利率は通常、下限予定利率を用いるが、下限予定利率が低下した場合において年金換算利率の引下げを行うと、当初の下限利率で定める最低保証額を下回るケースがある。</p> <p>規制緩和により、規約に改定方法を示し、受給者の事前同意を得るなどの一定条件のもとで最低保証額の変動が可能となっている。</p> <p>② 再評価率については、規制緩和により、買金指数や物価指数も適用が可能となったが、市場連動する評価率は採用されていない。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560054		(社)日本経済団体連合会	54	確定給付企業年金における選択一時金の支給要件の緩和【新規】	選択一時金の支給上限に係る制限の緩和を行うべきである(例えば、選択一時金の支給上限である「保証期間に係る現価相当額」の計算に用いる割引率として、「一時金選択時に支給されている年金額または支給される予定の年金額の給付利率」を使用する取扱いを認める)。		次の事例では、不利益問題が生じることになる。①年金裁定(給付利率2%と仮定し、これに基づき計算された年金額の給付開始)②(その後の金利上昇により)下限予定利率が3%に上昇し、これに基づく財政計算実施③一時金選択の場合、この時点で、「前回の財政計算の下限予定利率」は3%ということになるが、本来、当該対象者の年金額は、給付利率2%により年金額に換算されたものである。この年金額を給付利率2%をもとに選択一時金を算出すれば、元の一時金とは等価ということになるが、3%をもとに選択一時金を算出すると、本来の原資と比較して等価にならない。現行では、上記計算に係る割引率として、「前回の財政計算の下限予定利率」を用いるように規定されていることから、今後これが給付利率を上回ると、一時金支給と年金の一時払いが不等価になってしまう。	確定給付企業年金法施行令23条 確定給付企業年金法施行規則第24条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	選択一時金の支給上限は、保証期間に係る現価相当額とされており、現価相当額を算出する際の割引率については、下限予定利率となっている。
5056	50560055		(社)日本経済団体連合会	55	確定給付型の企業年金における給付引下げに係る承認基準及び手続きの緩和	各年金制度における給付引下げについて、基本的に労使合意さえあれば、給付引下げの理由は問わないものとするべきである。		運用環境の低迷が長期化する中で、事業主の負担が非常に大きくなってきている。本業である事業収益以上の穴埋め負担は本末転倒であり、従業員の雇用を守るためにも、各企業労使において、自主的に給付引下げの意思決定ができる仕組みが必要である。	確定給付企業年金法第5条、第6条 確定給付企業年金法施行令第4条 確定給付企業年金法施行規則第5条、第6条 「厚生年金基金の設立認可について」(昭和41年9月27日年発第363号)	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	現行の制度では、給付引下げの認可基準が厳しいため、現状の運用環境下においても高い給付利率を維持しなければならない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560056		(社)日本経済団体連合会	56	受給(権)者の給付減額手続きにおける最低積立基準額相当の支給の見直し	給付減額時に受給(権)者が希望した場合の一時金清算については、制度上の選択一時金額とすることを認めるべきである。		<p>①退職一時金からの移行が一般的である実態を踏まえると、希望者に対する一時金清算を行う場合、労使が退職一時金として認識している制度上の選択一時金を用いるのが妥当である。</p> <p>② 現行の割引率を適用すると、最低積立基準額相当の支給額は、選択一時金ベースと比較して過大になり過ぎる。このため、受給(権)者の大多数が一時金清算を選択することが想定され、結果として、年金制度の維持という趣旨に合致しないだけでなく、年金財政に致命的な影響を及ぼしかねない。</p> <p>③ 例えば、現在、厚生年金基金の解散時には、当面の措置として「最低責任準備金以上、最低積立基準額以下で規約に定める額(労使合意した額)」の資産を保有していれば、一括拠出を行う必要がなく、最低積立基準額以下で規約に定める額(労使合意した額)から最低責任準備金を除いた金額を分配することが認められている。したがって、制度を継続するためなど、やむを得ない場合の給付減額時に、受給(権)者が希望した場合の一時金清算については、労使の合意に基づき制度上の選択一時金額とすることを認めるべきである。</p>	<p>確定給付企業年金法施行規則第6条 「厚生年金基金の設立認可について」(昭和41年9月27日発第363号)</p>	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	受給者等の給付減額を行う場合、当該受給者等が希望したときには、最低積立基準額相当を一時金として受け取ることができるなど、減額前の最低積立基準額が確保される措置が必要になっている。
5056	50560057		(社)日本経済団体連合会	57	確定給付企業年金における規約の承認・認可申請手続きの緩和(新規)	<p>一定の要件を充たす場合(例えば、転籍の発生に伴うポータブル pension の実施など)については、事前の承認・認可手続きを緩和し、事後届出制の導入及び届出を不要とする範囲の拡大を図るべきである。</p> <p>また、事前の承認・認可手続を要する場合においても、申請手続きに係る提出書類の簡素化が求められる。</p>		<p>現状の確定給付企業年金の承認・認可手続きにおいては、原則として事前の承認・認可手続きが必要とされており、過度の規制となっている。特に、適格退職年金では大多数が自主審査を経て受託機関が国税庁へ届出を行っているのに対し、確定給付企業年金では、事業主が厚生労働大臣へ承認・認可申請を行わなければならない、事業主の負担が増大している。</p> <p>また、厚生年金基金は、最多でも1,800基金程度であったために、認可申請制度でも可能であったと思われるが、適格退職年金(現在、50,000件以上)の一定割合が確定給付企業年金へ移行するにあたっては、スムーズな許認可運営を促すためにも、手続きの緩和が不可欠と考える。</p>	<p>確定給付企業年金法第5条、第6条、第12条、第16条</p>	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	<p>確定給付企業年金制度では、規約(制度)の制定・変更に係る承認・認可申請手続きについて、適格退職年金制度からの移行の場合を含め、原則として、厚生労働大臣へ申請書を提出し、事前に承認・認可を受けなければならない。また、申請に要する書類は多岐に亘っている。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560058		(社)日本経済団体連合会	58	適格退職年金から確定給付企業年金への移行における現物移管の適用拡大【新規】	適格退職年金を解除した際の分配金相当額を確定給付企業年金の過去勤務債務に充当する場合には、現物移管を容認すべきである。		現物移管は、不必要な現金化に伴うコスト負担の軽減に資するものであり、また、受給権者に不利益な取扱いとなるものではない。適格退職年金から確定給付企業年金への円滑な移行促進の観点から、権利義務の承継による移行の場合以外においても、同様の現物移管が可能となるように選択肢の拡大を図るべきである。移行手続方法の相違だけで、積立金の評価が(著しく)異なることは、公平性を欠くと云わざるを得ない。	確定給付企業年金法附則第25条 確定給付企業年金法施行規則附則第13条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	適格退職年金から確定給付企業年金への移行については、権利義務承継による移行の場合、現物移管が可能であり、実施企業等の負担軽減に寄与している。しかし、適年解除時の分配金相当額を確定給付企業年金の過去勤務債務に充当する場合、法人税法施行令により現物移管が認められていない。 適格退職年金を解除する方法を採るのは、確定給付企業年金制度への移行が認められていない制度設計を持つ場合や、予定利率を変更する場合などである。
5056	50560059		(社)日本経済団体連合会	59	任意継続被保険者制度の見直し	任意継続被保険者の資格取得要件について、喪失の日以前1年間に通算して6カ月以上の被保険者期間とすべきである。		①被用者保険の本人負担引上げに伴い制度間の差がなくなったことで、任意継続被保険者制度の意義が薄れつつある。同制度は、例外措置として、申請により暫定的に被保険者になることを認めるものであり、仮に、申請しなければ、国民健康保険の被保険者となる道も開かれている。②本年6月の規制改革要望集中受付月間において厚生労働省からは、医療保険と雇用保険とは趣旨が異なり、同様には論じられない旨の回答があった。しかし、傷病手当金は所得保障の役割を担っており、その観点から、労働者が失業したときの所得を保障する雇用保険制度と比較すると、資格取得要件について、制度間の不均衡が生じていることは問題である(雇用保険では、算定対象期間に通算して6カ月以上の被保険者期間が必要)。③現行制度を維持するための事務処理負担等が、健保組合の運営を圧迫していることから、見直しが求められる。	健康保険法第3条第4項、第37条、第38条、第47条、第165条 健康保険法施行令第49条	厚生労働省保険局保険課	継続して被保険者期間2カ月以上の者が資格喪失後、保険者に申し出ることで最長2年間、任意継続被保険者として資格が継続される。 現行制度では特に、被保険者期間が2カ月であるにもかかわらず、最長1年6カ月の間、傷病手当金が受給可能であるなど、合理的でない枠組みになっている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560060		(社)日本経済団体連合会	60	特例退職被保険者制度の資格喪失要件の緩和	<p>現行の資格喪失要件に次の項目を加えるべきである。</p> <p>①特退制度加入者の保険料が、年間収入の1000分の95を超える場合には、本人からの申出により資格喪失を認めること</p> <p>②2002年10月までの特退制度加入者に対しては、70歳到達時点で資格喪失もしくは継続加入の手続きを認めること</p>		<p>昨年11月の規制改革集中受付月間における厚生労働省の回答では、「退職時に保険料負担額、付加給付の有無などを勘案した上で、(中略)被用者保険に残ることを自ら選択しており、自己都合による資格喪失は認められない」とのことであるが、総報酬制の導入や老人保健制度の加入年齢引上げは、特退制度加入者にとって想定できない制度変更であり、次の場合など、自己都合による資格喪失を認める必要があると考える。</p> <p>①保険料は、特退制度加入者の年収にかかわらず、一般被保険者の年間総報酬に基づく算定方式で決められている。このため、一般被保険者の保険料負担上限は、健康保険法で1000分の95としているが、年金受給額の少ない特退制度加入者にとっては、1000分の120という事例もあり、国保制度との負担の整合性が図られていない。</p> <p>②2002年10月以前の既加入者は、最長でも70歳到達まで継続するとの制度説明を前提に加入している。よって、2002年10月の老人保健制度の加入年齢引上げにより、既加入者に対しては、70歳到達時に喪失か継続の選択権を与える必要がある。</p>	健康保険法附則第3条第6項 健康保険法第38条 国民健康保険法第8条の2第1項 老人保健法第25条	厚生労働省保険局保険課	<p>特例退職被保険者制度(以下「特退制度」)において、a) 死亡、b) 再就職、c) 被扶養者資格を満たしたとき、d) 海外に移住したとき、e) 生活保護を受給したとき、f) 老人保健制度に加入したときなどの事由以外に、脱退できない。</p> <p>また、保険料は、加入健保の全被保険者(除、特例退職被保険者)における前年の標準報酬月額額の平均額等の範囲内で規約により決めることができる。</p>
5056	50560061		(社)日本経済団体連合会	61	新規事業所編入(同一健保組合内事業所における会社設立)に関する規約変更の緩和	<p>当該健保組合に既に加している事業所が、会社設立により新規に編入する場合は、厚生労働大臣の認可を要しないことに変更すべきである(認可事項から届出事項への変更)。</p>		<p>①同一健保組合における会社設立の場合、資本関係や役員構成などについて一定の要件を満たすならば、届出を認める余地があると考えられる。</p> <p>②企業は国際競争力を維持するため、機動的な組織再編を行っており、それに伴って、健保組合への設立事業所の編入・統合が必要となる。とりわけ、同一健保組合における会社設立については、認可の前提となる登記簿等の準備の都合上、設立後に認可申請せざるを得ず、被保険者への被保険者証交付の遅れなど不都合が生じている。健保組合の認可手続きの負担が、企業の柔軟な組織再編の妨げとならないようにすることが求められている。</p>	健康保険法第16条 健康保険法施行規則第5条第2項	厚生労働省保険局保険課	<p>健康保険組合の規約に関して、健康保険法施行規則第5条第2項に規定されている事項(設立事業所の増加または減少)を行う場合には、厚生労働大臣の認可を要するとされている。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560062		(社)日本経済団体連合会	62	国民年金第3号被保険者の届出方法の一部見直し	第3号被保険者の住所変更届及び氏名変更届については、国民年金法第12条第3項に基づく住民基本台帳の届出があった際に当該届出があったものとみなすべきである。		昨年11月の規制改革集中受付月間における厚生労働省の回答では、「仮に、住民基本台帳ネットワークから必要な情報の提供を受ける仕組みを構築するとしても、被保険者記録の管理上基本となる基礎年金番号との突合をどのように行うかという問題がある」とのことであるが、4つの情報(氏名、性別、生年月日、住所)により、同一人物かどうかの確認は可能であると考える。また、届出漏れの対策として実施された法律改正の趣旨は、事業主の納得が得られない。事業主を経由しないことで、企業負担の軽減に資する。	国民年金法第12条第3項	厚生労働省年金局	2002年4月より、第3号被保険者の届出はすべて、配偶者が勤務している事業主を通じて行うことになった。このため、事業主は、第3号被保険者の年金手帳を預かったり、住所変更届を提出しなければならない。
5056	50560063		(社)日本経済団体連合会	63	「大規模小売店舗立地法」に係る届出前の事前協議を求める運用の廃止	経済産業省は、都道府県との連絡会議などにおいて、届出前の事前協議を求める地方自治体の運用の改善を図るように周知徹底するとともに、必要に応じて指導・勧告を行う等適切な処置を講ずるべきである。		「『全国規模での規制改革要望』に対する各省庁からの再回答について」(平成16年1月29日内閣府)において、「事前概要説明を義務化することのないよう周知徹底を図っている」との回答がなされたが、現実問題として多くの自治体では届け出する者に事前協議を求めており、運用の改善が図られていない。 例えば、東京都では届出前の計画概要書の提出を求めている。また、横浜市では届出前の計画書事前説明書の提出だけでなく、横浜市の関係部署、警察署との事前協議なども求めている。	大規模小売店舗立地法 大規模小売店舗立地法運用要綱など(各地方自治体)	経済産業省流通産業課	多くの自治体では、大規模小売店舗を設置しようとする場合、もしくは店舗に係る諸変更を行うとする場合、届出前に関係部局との協議などを義務付けている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560064		(社)日本経済団体連合会	64	酒類小売業免許の制限の緩和	①大型店舗酒類小売業免許取得後、直ちに国産ビール及び500ml以上の清酒を販売できるようにすべきである。 ②通信販売酒類小売業免許により販売できる酒類の制限を撤廃するとともに、宅配便等による受け渡しに加え、小売店舗における引取りを認めるなど、商品の引渡しに関する制限を撤廃するべきである。		「『全国規模での規制改革要望』に対する各省庁からの再回答について」(平成16年1月29日内閣府)において、通信販売酒類小売業免許の販売制限の緩和については、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(平成15年法律第34号)の施行状況等を踏まえ、平成17年までに検討することとされた。また、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月29日閣議決定)において、大型店舗酒類小売業免許に係る免許取得後3年間の販売制限等の特例措置については、平成17年度までに検討し、結論を得ることとされた。これらの免許制限の緩和について早期に結論を得て措置すべきである。	酒税法第9条、第10条 酒税法及び酒類行政関連法令等解釈通達の制定について(平成11年6月25日)	国税庁 課税部 酒税課	大型店舗酒類小売業免許を取得してから3年間は国産ビール及び500ml以上の清酒を販売することができない。通信販売酒類小売業免許では商品の引渡しに制限されているほか、販売できる酒類は次のものに制限されている。 【通信販売により販売できる酒類】(1)国産酒類。カタログ等の発行年月日の属する会計年度(4月から翌年3月までの期間をいう。以下同じ。)の前会計年度における酒類の種類ごと(品目のある種類の酒類については、品目ごと)の課税移出数量が、すべて1,000k l未満である酒類製造業者が製造、販売する酒類のうち以下のもの。イ 清酒は、特定名称等(吟醸酒、純米酒、本醸造酒、生酒、生貯蔵酒、原酒、古酒及び特殊な製法等により製造した、例えば梅酒、赤い酒、貴醸酒をいう。)の清酒のうち、前会計年度における課税移出数量が100k l未満の銘柄のもの。ロ 清酒以外の酒類は前会計年度における課
5056	50560065		(社)日本経済団体連合会	65	酒類販売における受払簿の記帳義務の見直し[新規]	酒類販売者については受払簿の記帳義務を見直すべきである。具体的には、酒類の販売に関する取引情報を逐一記載するのではなく、前回申告時の在庫量と、今回申告時の在庫量、その期間中の仕入れ実績から販売量を算出することとし、別途記帳することなく、そのデータをもとに申告・納税できるようにすべきである。		現状では受払簿の記帳に多大な労力が必要となっている。電子的な記帳・保管も可能であるが、国税庁にシステムに関する詳細な説明した上で、審査に3ヶ月近くかかることに加え、システムの導入は個人商店等にとって過大な負担となるため、依然として手書きで記帳しているケースも多い。酒類の取引情報を把握するには必ずしも受払簿を毎日記帳する必要なく、たとえば発注・納入の状況と棚卸在庫の差分を1ヶ月ごとに把握することで足りることから、受払簿の記帳義務を見直し、事務負担の軽減を図るべきである。	酒税法第46条 酒税法施行令第52条 酒税法施行規則第14条	国税庁課税部酒 税課	酒税法第46条において、「酒類製造者、酒母若しくはもろみの製造者、酒類の販売業者又は特例輸入者は、政令で定めるところにより、製造、貯蔵、販売(販売の代理又は媒介を含む。以下同じ。)又は保税地域からの引取りに関する事実を帳簿に記載しなければならない」とされ、酒類を販売するにあたっては取引情報(払い出した酒類の数量、及び、払い出しの年月日)を受払簿に記載しなければならない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560066		(社)日本経済団体連合会	66	食品(馬鈴薯以外)に対する放射線照射の容認	馬鈴薯以外の食品に対しても発芽防止、殺虫、殺菌処理、カビ防止などを目的とした放射線照射を認めるべきである。		タマネギの発芽防止、米および小麦の殺虫、ウインナーソーセージと水産練り製品の殺菌処理による貯蔵期間延長、みかんのかび防止について、原子力特定総合研究のプロジェクトとして、日本原子力研究所および国公立の研究機関や大学などがそれぞれ専門分野を担当した食品照射の研究がすでに終了しており、食品としての健全性はどの品目も問題がないことが明らかにされている。また、1981年にJECFI(WHO(世界保健機関)、FAO(国際連合食糧農業機関)、IAEA(国際原子力機関)の合同食品照射専門家委員会)は、「10kGy以下の総平均線量で、いかなる食品を照射しても、毒性的な危険性はまったく認められない。したがって、この線量以下では、毒性的試験をまはや行う必要はない」とし、さらに「10kGyまでの線量での照射食品の健全性に問題がない」ということを明確に結論づけている。なお、「健全性」には毒理学、栄養学、微生物学的な観点も含まれる。このJECFIの結論と勧告を受けて、コーデックス委員会(WHO、FAOの合同食品規格委員会)では平均線量10kGyまでの照射食品について国際規格を策定し、1983年に「照射食品に関する国際一般規格(Codex General Standards for Irradiated Foods)」として採択した。WHOやFAOも食品照射の実用化を各国に勧告しており、世界で食品照射を実用化している国は、2001年度のIAEAの資料によると、30ヶ国以上に達している(米国:香辛料、牛肉、鶏肉、果実など。フランス:香辛料、乾燥果実、鶏肉など。オランダ:香辛料、冷凍魚介類、チーズ。イギリス:病院食、香辛料、など。日本は馬鈴薯のみ)。	「食品、添加物等の規格基準」(厚生省告示第370号、昭和34年12月28日) 第1-B-1、第1-C-3、第1-D-「〇 穀類、豆類、果実、野菜、種実類、茶及びホップ」-4	厚生労働省 食品安全部	過失、故意を問わず国内で、食品衛生法で許可された以外の方法で食品を放射線で処理した場合、法律違反となり、違反食品の回収・廃棄を命じられるとともに、営業停止処分を受ける。さらに、場合によっては関係者などが懲役刑や罰金刑など相応の罰則が科せられる。輸入食品の場合、他の食品衛生法違反の場合と同様に、輸出元への積戻しか廃棄処分がとられる。 現在、日本において認可されている食品は、馬鈴薯のみである(但し、放射線の線源及び種類はコバルト60のガンマ線とすること、吸収線量が150グレイを超えてはならないこと、照射加工を行った馬鈴薯に対しては、再度照射してはならないことの規制あり)。
5056	50560067		(社)日本経済団体連合会	67	養殖海老(魚介類)に関するテトラサイクリン系抗生物質の残留基準の見直し(新規)	養殖海老(魚介類)について、テトラサイクリン系抗生物質の残留基準を、牛の肉などの畜産物と同様に、「オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンの和として0.6ppmまで」とするべきである。		次の例のように、性質的にほぼ同等の3種の抗生物質について、牛肉では3種類の合計量が基準値以内であれば残留しても安全であるとしているにも関わらず、養殖海老ではそのうちの1種のみ基準値を定めており、他の2種については基準値を設定していないため、僅かでも残留してはならないとされ、その検出作業が食品流通の妨げとなっている。 例)テトラサイクリン系抗生物質の残留基準(畜産物(例:牛の肉)の場合、オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンの和として0.6ppmまで 魚介類(例:養殖海老)の場合、オキシテトラサイクリンを0.2ppmまで 魚介類からクロルテトラサイクリン、テトラサイクリンは僅かでも検出されてはならない	食品安全基本法 食品衛生基準法 「食品、添加物等の規格基準」(厚生省告示第370号、昭和34年12月28日)	厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 基準審査課	平成15年5月に改正された食品衛生法(「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第55号、平成15年5月30日公布))に基づき、食品中に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物(以下「農薬等」という。)について、いわゆるポジティブリスト制(基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則として禁止する制度)が公布後3年以内に導入されることとなる。ポジティブリスト制施行に伴い、国民の健康保護を確保するとともに食品流通の無用の妨げとならないよう、国際基準などを参考に残留農薬等の暫定基準を設定することとし、その検討が行なわれている。しかし、抗生物質等については改正の対象とはしていないため、従前の通り個別に基準値が設定されたものを除き、ポジティブリストの施行に当たっても「含有してはならない」とこととされる。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560068		(社)日本経済団体連合会	68	揚げ油の廃棄基準の見直し【新規】	現行の揚げ油の廃棄基準として設定されている基準のうち、酸価値にかえて極性化合物量を採用するべきである。		我が国では揚げ油の管理基準となるものが昭和54年に制定された衛生規範における酸価値しかないため、現在でも酸価値により廃棄の判断がなされている。しかし、揚げ油は、酸価値の上昇の要因となる遊離脂肪酸（揚げ種の水分が加水分解されて増加する）だけではなく、空気との接触や過熱が原因となって生じる低分子分解物や重合物の増加によっても劣化する。これらの3種類の増加を測定できる極性化合物量を基準としたほうが、より総合的に油の劣化具合を判定することができることから、現行の揚げ油の廃棄基準として設定されている基準のうち、酸価値にかえて極性化合物量を採用するべきである。なお、欧州の主要国では既に極性化合物量を劣化の判断基準として採用している（イタリア、フランス、スペイン、ポルトガル等。ドイツは酸化値も基準としている。オランダは酸化値のみを基準としているが4.5以下としている）。	「弁当及びそうざいの衛生規範について」（昭和54年6月29日環食第161号）	厚生労働省環境衛生局食品衛生課	油脂による食品の揚げ処理を行なう場合、揚げ油の劣化を判断する基準として、発煙点が170度未満となったもの、酸価が2.5を超えたもの、カルボニル値が50を超えたもの、の3つがあり、いずれかに該当する場合はその揚げ油の全てを新しいものに替えることとされている。
5056	50560069		(社)日本経済団体連合会	69	保健所の営業許可におけるコンビニエンスストアの施設基準の設定【新規】	コンビニエンスストア用の施設基準を定めるべきである。具体的には、①カウンターの天井や壁の仕上げを特定のものに指定せず、売場と同じもので良いとすること、②倉庫等に大型冷蔵庫があれば調理場のすぐそばに小型の冷蔵庫を置かなくても良いこととするなど、実態に即した施設基準を定め、全国一律に適用すべきである。		コンビニエンスストアの施設基準がないため、飲食店など他の施設基準が適用されている。また、その適用にあたっては次の例のように、地域によっては過剰な負担を求められることがある。コンビニエンスストアのカウンター内における調理及び販売は飲食店よりも露店等に近く、また、コンビニエンスストアは全国に約5万店近くあるという実態を踏まえ、コンビニエンスストア用の施設基準を設けて全国一律に適用するべきである。 例) コンビニエンスストアの営業許可を申請するに当たり、一部の保健所では次のような要件を求められることがある。 ①カウンター内には、シンクと手洗いを、客用には別途お手洗いを設けているにも関わらず、売り場に一ヶ所さらに、手洗いを設けるように指導がある地域がある。無駄なコストと共にかえって不衛生な現場を生んでいる（新潟県、愛知県、千葉県、宮城県、山形県、福島県等）。 ②カウンター内を厨房とみなし、仕上げを特定のもので指定される地区がある（静岡県、京都市など）。③愛知県では、飲食店営業の許可基準として、原則従業員全員に検便を義務づけている。	食品衛生法第51条 食品衛生施行令第35条	厚生労働省・各都道府県食品衛生課・市町村保健所	現状の保健所の施設基準の取り決めでは、コンビニエンスストアは飲食店として扱われる為に、レストランや喫茶店としての施設を要望され、また細かい設備基準については、大型スーパーと同じ括りで設置設備を要求されている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560070		(社)日本経済団体連合会	70	特定電子メールによる広告規制の適用除外範囲の拡大[新規]	<p>電子メールによる広告規制について、「事業者が実質的に支配するグループ会社の従業員に対して行なう販売又は役務の提供」を行う場合も、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の適用除外とすべきである。</p> <p>特に、実質的に同一会社とみなすことのできる完全子会社の従業員に対しては、早期に同法の適用除外とすべきである。</p>		<p>「『全国規模での規制改革要望』に対する各省庁からの回答について」(平成15年7月28日)において、経済産業省は、事業者がその株式の過半数を保有する会社の従業員を法の適用除外とすることについて、「事業者とその株式の過半数を保有する会社の従業員との関係は、内部自治の問題であるとは言えず、同法の適用除外とすることは困難である」と回答している。経済産業省の説明によれば、「団体の内部自治」とは人事・組織のあり方や、利益分配の方法に関する裁量性といったものを指すとされているが、そうした観点からは親会社と親会社が実質的に支配するグループ会社の間も十分な内部自治が働いていると見ることができるところから、法の適用除外とすべきである。とりわけ、完全子会社の場合にあっては、実質的に親会社の一部とみなせるため、内部自治の観点上の問題はないことから、早期に法の適用除外とすべきである。</p> <p>なお、このような子会社の従業員に対して特定電子メールによる広告をしようとする際に、受信拒否の意思表示をした個人のみを送信しないことはシステム上難しく、その企業単位で送信することが出来なくなるため、同法の適用除外とすることが必要である。</p>	特定商取引に関する法律第12条の2 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第2条	総務省、経済産業省	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第2条第2項に規定する特定電子メールにより広告をする際は、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の規制を受けるが、団体の内部自治の観点から例外的に従業員については適用除外となっている。
5056	50560071		(社)日本経済団体連合会	71	景品類の提供に関する事項の制限の緩和	<p>景品類の提供に関する最高額、総額の制限を見直すべきである。具体的には、①総付け景品については、取引価額が1000円以下の際に200円までの景品を付けられるようにすること、②一般懸賞の際の景品総額を取引総額の10%まで可能とすること、の2点を認めるべきである。</p>		<p>景品を総付けする場合、取引価額の10%までに制限されているため、取引価額が1000円以内の場合は景品の価額は100円以内に制限される。原材料費・人件費等の上昇により、100円以内の景品製作は困難であり、また、100円以内の景品では消費者に価値を認めてもらいにくいことから、この制限を緩和するべきである。</p> <p>一般懸賞の場合、景品の総額が取引価額の2%に制限されるため、次に挙げる例のように当選確率が極端に低くなる。「殆ど当たらないにも関わらず、購入を誘引させる懸賞」を実施していると顧客が考え、企業に対して不信を抱く可能性があることから、この制限を緩和するべきである。</p> <p>例)おにぎりの購入者を対象に景品をプレゼントする場合。 ・1個120円で1日100個販売し、1週間実施した場合、期間内の販売金額は84,000円となる。景品可能総額は2%の1,680円であるから、例えば500円程度の景品を提供する場合、プレゼント可能数は3個までであり、当選確率はわずか0.4%となる。</p>	不当景品類及び不当表示防止法第3条、 「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年3月1日公正取引委員会告示第3号)、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年3月1日公正取引委員会告示第5号)	公正取引委員会	<p>不当景品類及び不当表示防止法第3条により、景品類の価格の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項が制限されている。具体的には、一般消費者に対して懸賞によらないで提供する景品類の価額は、景品類の提供に関する取引の価額の10分の1の金額(当該金額が1000円未満の場合にあっては、100円)の範囲内であって、正常な商慣習に照らして適当と認められる限度を超えてはならない。また、懸賞により提供する景品類の最高額は、懸賞に係る取引の価額の20倍の金額(当該金額が10万円を超える場合にあっては、10万円)を超えてはならず、総額は当該懸賞に係る取引総額の100分の2を超えてはならない。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560072		(社)日本経済団体連合会	72	たばこ販売の免許取得に関する距離規制の見直し	たばこ小売販売に係る需給調整上の参入規制となっている距離規制の見直しについて、今後のスケジュールを明示し、緩和に向けた具体的な検討を始めるべきである。		「『全国規模での規制改革要望』に対する各省庁からの再回答について」(平成16年1月29日内閣府)において、「たばこ小売販売に係る規制については、零細小売販売業者への激変緩和、未成年者の喫煙防止という社会的要請も考慮しつつ、中長期的にその在り方の検討を行なう」とされているが、具体的な検討スケジュールや内容については触れられていない。昭和60年の専売制廃止に伴い、零細小売店への激変緩和措置として小売定価制を導入してから既に20年近く経過していることも踏まえ、具体的な検討を直ちに開始すべきである。	たばこ事業法第22条、第23条	財務省理財局総務課たばこ塩事業室	たばこ販売における免許申請において、人的要件や距離基準等の規制が設けられており、基準を満たさない場合の申請が不可能となっている。
5056	50560073		(社)日本経済団体連合会	73	電気通信工事業者における監理技術者要件の拡大	監理技術者の申請要件として、従来の電気・電子部門とは別個に、電気通信工事業者に対する単独の技術検定を創設・設置すべきである。		建設業法の規定に基づく試験資格が許可等の要件の対象となっている電気工事業者など技術者の育成が容易となっている業種もある中で、当該要件は一部の事業に課せられた特別な規制となっている。電気通信工事業者にとって高度かつ専門的な電気・電力業の知識を必要とする資格を取得することは大変困難であるため、電気通信工事に必要な資格者が不足し、IT革命推進に向けたインフラ整備の大きな障壁となっている(現実的には実務経験充足による資格取得を目指すこととなるが、発注工事の小規模化が続く中、限られた工事の実務経験者という要件のみでは有資格者の不足は避けられない状況である)。	建設業法第15条の二、第26条第2項、第27条の一 建設業法施行令第27条の3 建設省告示第1317号 (昭和63年6月6日)	国土交通省総合政策局建設業課	①建設業法における特定建設業に該当する許可を受けるにあたり、工事業者は監理技術者を配置しなければならない。 ②その要件としては、イ. 国土交通大臣が定める技術検定又は免許の取得者、ロ. 指導監督的実務の経験者(注)、ハ. 大臣がイ.又はロ.の該当者と同等と認めたる者のいずれかに該当することとされているが、電気通信工事業者にはイ.における技術検定が単独では設置されておらず、代替として電気通信以外の内容も含む「電気・電子部門」の資格を取得することとされている。(注)電気通信工事の発注者から直接請け負い、その請負金額が450万円以上である工事に關し2年以上指導監督的な実務の経験を有する者。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560074		(社)日本経済団体連合会	74	主任技術者・監理技術者への出向者の就任制限の緩和	監理技術者・主任技術者の親子会社間の出向について、さらに規制を緩和し、親会社、子会社がともに経営事項審査を受けている場合でも監理技術者・主任技術者の出向を認めるべきである。		当該企業が属する建設業種に要請される技術者としての技量、経験、ノウハウを十分に保有する場合で、かつ連結納税制度を適用している親子間会社における出向者は出向先企業の指揮命令系統下で管理統率されることから、当該企業の技術者として、その職責を全うすることが十分可能である。「本規制緩和をすることでペーパーカンパニーが増加する」と国土交通省より見解が示されているが、これは建設業許可申請時の審査、経営事項審査を厳格にすることで対応可能な問題と考える。	建設業法第二十六条1項、2項、3項。「親会社及びその連結子会社間の出向社員に係わる主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取り扱い等について」(平成15年1月22日国総建第335号)。	国土交通省総合政策局建設業課	企業集団に属する建設業者間(親会社とその連結子会社)において、出向社員を出向先が工事現場に主任技術者又は監理技術者として配置する場合、当該出向社員と該出向先の会社との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うことについて平成15年1月に通知された。しかし、親会社又は連結子会社(その連結子会社が2つ以上ある場合には、それらのすべて)のいずれか一方が経営事項審査を受けていない者であることを、その要件の一つとしている。
5056	50560075		(社)日本経済団体連合会	75	オフィスビルの住宅転用を目的とした規制緩和	共同住宅(耐火構造)についても、オフィスビル(耐火構造)同様、5階以下の部分では、避難階の直上階については居室の床面積が400㎡を超える場合についてのみ2方向避難路の設置を義務付けるべきである。		防災対策、安全対策が十分取られる必要性についてはオフィスビルも共同住宅も全く同じである。よって、共同住宅とオフィスビルとで2方向避難路の設置が義務付けられる要件が同じでしかるべきである。要は、安全に避難階に達することができるよう設備が実質的に整っていることが大事なのであり、共同住宅(耐火構造)について居室の床面積が200㎡を超えているというだけの理由で2方向避難路の設置を義務付けるのはあまりにも画一的であると考え。建築ストックの有効活用が求められるなか、空室を抱えた既存の事務所ビルを住宅に転用することは、都市の活性化や省資源の観点からも有効な方策である。しかも、現在、都心において中型オフィスビル(200㎡以上、300㎡以下)の空室率が最も高く(約8%)、また、この程度のオフィスビルが規模的にも住宅転用に適している。オフィスビルと共同住宅との防災・安全基準が異なっていることが転用を妨げることないように、措置すべきである。	建築基準法施行令第121条第1項、2項	国土交通省住宅局建築指導課	オフィスビル(耐火構造)においては、5階以下の階で、且つ避難階の直上階にあっては、その階における居室の床面積の合計が400㎡未満の場合、2方向避難階段を設置しないでもよい。しかし、共同住宅(耐火構造)の場合、床面積の合計が200㎡を超える場合2方向避難階段の設置が義務付けられている。よって、5階以下の階で、且つ避難階の直上階の床面積合計が200㎡以上400㎡未満のオフィスビルはそのままで共同住宅への転用ができない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560076		(社)日本経済団体連合会	76	斜線制限の撤廃・緩和	基準容積率の拡充に伴い最大50mに引き上げられた商業地域内の道路斜線の適用距離について、従前どおり35m上限とする、あるいは、現在1.5と定められている数値を引き上げることで容積率の充足を可能とすべきである。		基準容積率が引き上げられたにも関わらず、道路斜線適用距離の引き上げによって容積率の充足が妨げられている。斜線規制は容積率の充足を妨げ、土地の高度利用を妨げるばかりか、土地の規模によって建築物の高さがまちまちなり、景観を損ねるといった弊害を孕んでいるといえる。特に、50m道路に面した街区がほとんど存在しないことに鑑みれば、50m上限自体が非現実的な数値である。また、道路反対側の採光、通風確保が可能な場合など、画一的な道路斜線制限自体が無意味な場合も多々存在することに留意されたい。	建築基準法52条1項3号、同56条、同別表3	国土交通省住宅局建築指導課	2003年1月の建築基準法改正により、商業地域内の建築物の基準容積率が1300%まで拡大されている(建築基準法52条1項3号)。しかし一方で道路斜線の適用距離が従前の35m上限から、容積率に応じて最大50mまで引き上げられており(建築基準法56条、同別表第3)、容積率の充足の妨げとなっている。
5056	50560077		(社)日本経済団体連合会	77	宅建業法上の仲介手数料の規制緩和	仲介手数料の上限規制を緩和すべきである。		「全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答(2004年1月29日)」において国土交通省から示された通り、一定範囲内の報酬を支払うことで基本的サービスが受けられることが重要である。しかし、どんなにサービス内容に付加価値をつけても仲介手数料は頭打ちということでは、仲介業者としても「仕事の質はともかく数をこなす」方が有利ということになり、顧客志向と離れた結果を招きかねない。そもそも仲介手数料はサービスの質の対価として市場が決定するものであり、仲介業者による不当利得を防止するための最低限の規制のみで十分であると考ええる。	宅建業法46条1項	国土交通省不動産課	宅建物取引業者が宅地・建物の売買、交換、貸借の代理・媒介に関して受けることのできる報酬の額は、国土交通大臣の定めるところによる(宅建業法46条1項)とされており、その上限は賃料1ヵ月分である。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560078		(社)日本経済団体連合会	78	定期借家制度の見直し	①定期借家制度導入前に締結された賃貸住宅契約についても既存の賃貸借契約を合意解約し、定期借家契約に変更できるようにすべきである。 ②定期借家契約に際し、書面交付・説明の義務を廃止すべきである。 ③床面積200㎡未満の居住用建物の借家人の中途解約権を見直すべきである。		①既存の借家契約を定期借家に切り替えることが出来ないことが定期借家制度普及のネックとなっている。 ②契約上定期借家である旨明記されていれば十分であり、別途書面交付・説明をすることは手続を煩雑にするだけである。 ③借家人の一方的な中途解約権は法的安定性を阻害し、定期借家制度普及のネックとなっている。	良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法附則第3条、借地借家法38条2項、38条5項	法務省民事局	①定期借家制度導入前に締結された賃貸住宅契約は、当分の間定期賃貸住宅契約への切換が認められない(良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法附則第3条)。 ②定期借家契約に際しては、契約の更新がなく、期間の満了とともに契約が終了する旨契約書とは別に書面を交付の上説明しなくてはならない(借地借家法38条2項)。 ③床面積200㎡未満の居住用建物の借家人は、当該住居がやむを得ない事情により生活の本拠とできなくなった場合、特約がなくても中途解約できる(借地借家法38条5項)。
5056	50560079		(社)日本経済団体連合会	79	一団地認定に際しての地権者全員同意要件の撤廃	都市再開発法に基づく市街地再開発事業については、建築基準法に基づく地権者の全員同意要件の適用対象から除外すべきである。		一団地認定(86条3項)の下、同一敷地内に複数の建物を建てようとしていたところ、地権者全員の同意が得られなかった場合、都市計画を変更する必要がある。確かに、平成14年1月23日の通達によって、「都市計画の変更等は建築計画に支障のないものとする」よう配慮されており、この点は評価できる。しかし、都市計画の変更には審議会に諮ったりする時間を要し、スケジュール的なロスになる。一団地認定がそのまま認められれば、そもそも都市計画の変更手続は不要であり、地権者全員同意の緩和が望まれる。 確かに、地権者全員の同意が得られる見込がないのならば、最初から「同一敷地に複数の建物を建築する」という一団地認定ではなく、「1敷地1建物」という通常の都市計画を策定すればよいという議論がある。しかし、一団地認定の方が自由度が高く、効率的である。例えば、一団地認定を受けていれば、都合によって建築計画を変更したい場合(例えば3棟のビル建設の予定を2棟の高層ビル建設に変更したい場合)、容積率等が許容された範囲で自由に変更できる。 しかし、通常の都市計画の場合、同じような建築計画の変更を行うには審議会を経た上で都市計画の変更をしなくてはならず、手続的にも時間的にも厄介である。	建築基準法第86条第3項、6項、都市再開発法第14条以下	国土交通省住宅局市街地建築課	1998年6月の建築基準法改正により、一団地の総合的設計を行う際にも、全地権者の同意が必要となった(86条6項)。これにより、市街地再開発事業において、一団地の総合的設計を活用して、複数建物を建築する場合は、権利調整手続きに加えて、上記建築基準法に基づく地権者の全員同意要件が課せられることとなった。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560080		(社)日本経済団体連合会	80	建築物の耐震改修計画の認定範囲拡大	純粋な床面積の増大を伴う増築についても、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」5条3項3号の対象とし、耐震関係規定以外の建築基準法、これに基づく命令、条例の規定に適合しなくても耐震計画の認定を可能とすべきである。		隣接する複数の建築物を構造的に連結して耐震改修する場合、一部の建築物に十分な体制を与える集中工事をすれば、他の建物が建築基準法等の規定に適合しなくても連結建築物群としての耐震性能を十分向上させることができる。むしろ建築物一つ一つに耐震工事を施すことはコストや使い勝手の面で非効率である。にも関わらず、複数の建物の連結工事(応力伝導を可能とすべく梁のみならず床を設置する連結工事)は「床面積が純粋に増大」に該当してしまうという形式的な理由のため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」5条3項3号の適用を受けられず、不合理である。	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」5条3項3号	国土交通省住宅局建築指導課	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」5条3項3号によると、耐震改修計画が①壁のない部分に壁を設けることで建築物の延べ床面積を増加させる増築、②大規模の改修、③大規模の模様替えを伴うものであるときは、耐震関係規定以外の建築基準法、これに基づく命令、条例の規定に適合しなくても認定されうるとしている。しかしながら、純粋な床面積の増大を伴う増築についてはその対象外となっている。
5056	50560081		(社)日本経済団体連合会	81	複合型分譲住宅における店舗の改修工事の要件緩和	「建物の区分所有等に関する法律」17条1項の決議の必要条件を(例えば過半数程度まで)緩和すべきである。		議決の必要条件の緩和によって、店舗等のリニューアルの際の時間・コストが節約できる。また、専有部分に影響を与える場合は当該専有部分の所有者の同意が必要とされており(同17条2項)、決議の要件を緩和しても所有者の保護の観点から問題はないと考える。	建物の区分所有等に関する法律4条、17条	国土交通省住宅局住宅総合整備課	一棟の建物に存在している住居、店舗、事務所、倉庫等は規約により当該建物の共用部分とすることができ(建物の区分所有等に関する法律4条2項)、共用部分の変更は区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議を要する(同17条1項)。このため、複合型分譲住宅内の店舗を改修する際、手続が煩雑で時間を要する。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560082		(社)日本経済団体連合会	82	鉄道抵当法に基づき抵当権が設定された施設への物権設定の実現【新規】	所有権以外の物権、賃借権等の設定を可能とすべく、鉄道抵当法4条を改正すべきである。		鉄道抵当法に基づき抵当権が設定された鉄道施設については、賃借権(定期借地権等)等の権利を設定しても登記ができないため形式的に権利が担保されない。定期借地権が担保されていない状況では、これを活用した駅前再開発事業等の事業者を募集することが事実上不可能であり、結果として鉄道施設の高度利用の妨げとなっている。なお、これまでに鉄道財団の抵当権が実行された事例は無く、特に定期借地による期限付きの事業を展開する分には実質上問題はない。 また、万一抵当権が実行されても、後順位の当該定期借地権は抵当権の実行に対抗できず、鉄道財団抵当権者は保護されるため、改正を行ったとしても問題は無いと考える。	鉄道抵当法4条	国土交通省鉄道局総務課	鉄道事業者がその所有する施設等に抵当権を設定すべく、鉄道抵当法に基づく鉄道財団を設けた場合、当該鉄道財団に属するものについては所有権以外の物権、差押、仮差押、仮処分目的とすることができない(鉄道抵当法4条)。
5056	50560083		(社)日本経済団体連合会	83	航空法による高さ制限の緩和【新規】	進入表面及び円錐表面の勾配を現状の1/50からICAO(国際民間航空機関)の国際標準である1/40に緩和すべきである。		羽田空港は都心に隣接していることに加えて航空法による高さ規制が国際標準に比べて厳しい為に、特に湾岸部などで土地の高度利用が制限されている。このため制限表面を国際標準並に緩和することで都心部での土地有効活用が促進される。本要望については東京都も航空政策基本方針の中で取り上げており、また六本木ヒルズや防衛庁跡地等例外も認めていることから、もはや国際標準よりも厳しく規制する理由はない。 例)羽田空港から8~9キロ離れた遊休地で超高層マンションを中心とする再開発を企画する場合、現行基準に従うと40階建て(約140m)程度が高さの限界だが、進入面の角度を1/40に緩和することで47階建て(約165m)程度にまで高層化し、消化容積率の向上及び建物計画の自由度の確保を図ることができる。	航空法第2条	国土交通省航空局	航空法で空港周辺建築物の高さ制限を定めている制限表面のうち、進入表面及び円錐表面の勾配が1/50となっている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560084		(社)日本経済団体連合会	84	開発行為における公園の無償譲渡が不要であることの明確化【新規】	公園等の公共側への無償譲渡が強制されないこと、各自治体に適宜で徹底すべきである。		そもそも無償譲渡の法的根拠はなく、開発行為に伴い公園等を整備した場合、自主管理とすれば十分である。将来にわたって公園として利用する旨協定等で定めれば担保性も確保できるので、無償譲渡の必要性は見あたらない。開発行為に伴って整備する公園を建築敷地に算入できれば、その部分の容積を利用した建築計画が可能であり、土地の有効利用に資する。なお、国土交通省「開発許可制度運用指針」Ⅲ-5-2は「大学等の建設を目的とした開発行為における公園等の整備については、学生・教員等の利用を想定した緑地の整備で足り、一般公共用の利用に供する公園の整備までは要求しない」としており、無償譲渡の必要性を否定している。この点を共同住宅等の建設を目的とした開発行為にも類推運用すべきである。	都市計画法施行令第25条6号、7号	国土交通省都市・地域整備局 都市計画課	都市計画法施行令第25条は、開発行為に伴い、開発区域の敷地の3%以上を公園、緑地または広場とすることを義務付けている。しかし、同施行令は公園等を公共側に無償譲渡することまでは求めていないにも関わらず、実際は、公園等の担保性を理由に無償譲渡が要求されることがある(例えば東京23区内)。
5056	50560085		(社)日本経済団体連合会	85	住居系用途地域における共同住宅の附属駐車場の面積制限及び階数制限の緩和【新規】	共同住宅に必要な駐車場を全て確保できるよう、住居系用途地域における共同住宅の附属駐車場の面積制限及び階数制限を緩和すべきである。		共同住宅の附属駐車場の面積は建物規模及び敷地規模にかかわらず絶対面積にて制限されている。従って共同住宅の規模が大きい場合、①駐車場の設置率を低くする、②敷地を細分化して利用する、③延べ面積に算入されない平面式駐車場を多くする、といった計画とせざるを得ない。その結果、①自動車収容しきれない、②土地の細分化が促進される、③敷地の大部分を平面式駐車場とするため緑地面積が減るといった弊害が生じている。また、共同住宅の附属駐車場の階数が2階以下に制限されていることによっても同じ弊害が生じている。確かに、一回地認定を取得した場合の緩和措置はあるものの、緩和された上でも、絶対面積制限があるため上記の弊害は生じている。もちろん、住環境を保護する上で、共同住宅等の規模に一定の制限を加えることは理解できる。しかし、一定規模の共同住宅の建設を認めておきながら、駐車場に関する独自の規制が存在するために、共同住宅の規模に見合った駐車場が確保できない、あるいは無理矢理確保するために土地の利用効率の悪い平面式駐車場を多くするといった事態が生ずることは本末転倒である。	建築基準法第48条別表第2 建築基準法施行令第130条の5、5の2、5の5、7の2	国土交通省住宅局 建築指導課	住居系用途地域において、共同住宅の附属駐車場の面積は低層住居系では600㎡以下、中高層住居系では3000㎡以下に制限されている。また階数についても、低層住居系では1階のみ、中高層住居系では2階以下に制限されている。これらの制限により、共同住宅に必要な不可欠な駐車場が確保できなかったり、緑地面積が少なくなる等の弊害が生じている

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560086		(社)日本経済団体連合会	86	建築制限等の解除手続の合理化[新規]	開発工事完了の公告を受ける前に建築行為が認められるよう、都市開発法36条、37条を改正すべきである。		そもそも、マンション建設等では開発工事と建築工事を分けることは現実的ではない。仮に開発工事と建築工事を明確に分けた場合、開発工事の時点で一度、盛土をし、建築工事ですそれを根切る等、無駄な工事が発生する。また道路の拡幅等についても、開発工事による整備後、建築工事後の補修が必要となる。また、36条第3項に基づき開発工事が完了した旨の公告がないと建築確認の手続きが進まないため、手続きに時間がかかる。 なお、開発工事の完了前に建築工事を許可しても、開発工事が完了しない限り、建築確認の手続きに基づき検査済証は発行されないため、不具合は発生しない。開発工事完了の公告を受ける前に建築工事を進めることができるようにすべきである。	都市計画法29条、36条、37条	国土交通省都市・地域整備局 都市計画課	都市計画法29条に基づく開発が許可された際、開発工事が完了した旨都道府県知事に届出た上で(36条1項)、工事完了の公告(同3項)を受けるまでには建築物を建築することができない(37条)。確かに、都道府県知事が支障ないと認めた場合は例外的に建築が認められるが(同条但書)、その申請手続きに時間を要する。
5056	50560087		(社)日本経済団体連合会	87	開発行為の該当要件の明文化[新規]	通達、ガイドラインを發布し、開発行為に該当する「区画形質の変更」の内容を明文化すべきである。また、その際、既成市街地での建替えに伴う小規模な工事は開発行為から除外すべきである。		分譲マンションを建築する際、当該計画が開発行為に該当するか否かは事業上非常に重要であり、土地取得段階から明確化する必要がある。これにより、ディベロッパーの事業リスク回避され、都市の健全な発展が推進される。現状では、「区画形質の変更」が明文化されていないため、各行政毎に基準を設け運用されている。また基準の内容はまちまちであり、該当行政毎に調査および事前相談が必要となっている。「区画形質の変更」が明文化されることで、行政間の差異が解消されると共に、ディベロッパーの事業リスクが回避されることとなる。また、既成市街地の建替えで、建築工事に伴う土木工事と比較し小規模な土木工事は、開発行為として独立するものではなく建築行為と一体的とみなすべきものである。従って、既成市街地での建替えに伴う小規模な工事は開発行為としないものとすべきである。	都市計画法4条	国土交通省都市・地域整備局 都市計画課	開発行為は「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう」(都市計画法4条)と規定されているが、「区画形質の変更」の具体的内容は都道府県知事の裁量にまかされており、計画が開発行為に該当するか否かの判断は行政によりまちまちである(例えば、神奈川県では2宅地を1宅地に統合することが区画の変更にあたりとされているが、他の自治体でそのような判断はない)。また、「区画形質の変更」の要件が厳しい行政では、既成市街地の建替えの際にも、細かな地盤レベルの変更を理由に、開発許可が必要となる。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560088		(社)日本経済団体連合会	88	公共工事標準請負契約における現場代理人常駐の定義の明確化[新規]	「公共工事標準請負契約約款」10条2項に関する解釈通達を発布し、 ①現場代理人は実工事期間のみ「常駐」すればよく、契約工期全般に亘る必要はないこと ②「常駐」とは、24時間、365日にわたって現場に張り付くことを要さないことを明確にすべきである。 公共工事に関する契約の大半が「公共工事標準請負契約約款」に倣って作成されている現状に鑑みれば、同約款の解釈を明確化する必要がある。		①契約工期に比べ、現場における実工事期間が著しく短いケースがある。例えば、エレベータの設置工事の場合、標準的な契約工期は1年であるが、そのうちの大半が設計・工場における機器製作に充てられ、現場におけるエレベータ設置の実工事は1ヶ月程度である。かかる場合、実工事期間の1ヶ月間だけ現場代理人を「常駐」させれば十分であり、何ら具体的な仕事がないにも関わらず、契約工期全般に亘って「常駐」させることは、受注者にとって人的資源の無駄遣いとなる。 ②また、携帯電話の普及など連絡手段が発達した今日、「常駐」を24時間・365日現場に張り付くことを意味すると捉える合理性は少なくなっている。＜参考＞「監理技術者資格者証運用マニュアル」(2004年3月改正)で監理技術者等の配置にあたっての特例装置として、「請負約款締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。)については、たとえ契約工期中であっても工事現場への専任は要しないとの解釈が示されている。現場代理人についても同様の措置が可能ではないか。	公共工事標準請負契約約款10条2項	国土交通省総合政策局建設業課	「公共工事標準請負契約約款」10条2項は、「現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行う」としている。この点に関して、「常駐」の定義が不明確なため、①契約工期全般にわたって現場代理人の駐在を強いられる。②現場代理人が24時間、365日にわたって現場に駐在することを強いられるといった事態が生じている。
5056	50560089		(社)日本経済団体連合会	89	エレベーター昇降路への配管設備の設置及び構造規制の緩和[新規]	エレベーターに関連しない配管設備であっても、安全性が確保できればエレベーター昇降路への「その他配管設備」の敷設を認めるべきである。		エレベーター昇降路は、建物内の数少ない縦抗であり、既存の建物の用途変更に伴う、インフラ整備に伴う配管配線の敷設に活用できることになれば、光ケーブルの縦線敷設が容易に、低価格に可能になり、既存建物におけるIT情報化を加速度的に進めることが可能になる。 本条項の目的は、エレベーターに必要な配管設備以外のものの設置によって、エレベーターの安全性を損なうことになることを懸念したものであるが、エレベーター用配管設備と同等の敷設構造をもたせることなどで、安全性を確保することは可能であり、本条項は不可欠なものではなくなっている。	建築基準法施行令第129条の2の5(給水、排水その他配管設備の設置及び構造)第1項第三号	国土交通省住宅局建築指導課	エレベーター昇降路には、給水、排水や、その他配管設備を設けてはいけないことになっており、「その他配管設備」には昇降機に關係の無い電気設備の配管、配線、風道等が該当するとされており、建物内の縦抗である事を活かした設備配管の敷設が禁止されている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560090		(社)日本経済団体連合会	90	監理技術者等の途中交替の弾力的運用(新規)	一定の基準(例えば当該契約期間中1回、あるいは、当該事業年度中1回等)を条件に、監理技術者の工事途中での交代を妨げるものではない旨の通達等を発布することで監理技術者の交代が弾力的にできるような措置すべきである。		監理技術者の途中交代が弾力的に行えることによって、効率的な人員配置が可能となる。	監理技術者制度運用マニュアル二二(4)	国土交通省総合政策局建設業課	監理技術者制度運用マニュアル(平成16年3月1日)二二(4)は、監理技術者の途中交代が認められる場合として、監理技術者の死亡、傷病または退職により真にやむを得ない場合に加えて、①受注者の責にやらない工期の延長の場合、②工場から現場へ工事現場が移動する時点、③大規模工事で一つの工期が多年に及ぶ場合が挙げられている。しかし、これら場合を除いて、発注者が工事を請け負った建設業者に対して工事途中での監理技術者交代を認めることは殆どないのが実情である。
5056	50560091		(社)日本経済団体連合会	91	白色ポルトランドセメント(ホワイトセメント)のJIS規格化(新規)	ホワイトセメントをJIS規格化することで、建築物の主要構造部に使用できるような措置すべきである。		ホワイトセメントが主要構造用資材として認可されることで、コンクリート打設と同時に化粧部の施工が可能となり、工期の短縮、経費の削減に貢献する。海外ではカラーコンクリート(ホワイトセメント使用)を主要構造部である構造壁等にも使用しており、わが国において主要構造部として使用することを妨げる理由はない。 ・主な効果(※要望書P.47参照)	建築基準法第37条 日本工業規格 JIS R5210、A5308等	経済産業省	①建築物の主要構造部に使用できるコンクリート材料(セメント、砂、砂利、混和剤、水等)は、JIS又はJASS規格品のみである(建築基準法第37条1号)。 ②現在JIS規格化されているセメントは、早強ポルトランドセメントほか計9種類に限られており、白色ポルトランドセメント(ホワイトセメント)はこれに含まれていない。 ③よって、ホワイトセメントは、早強ポルトランドセメントと同等の性能を有しながら、建築物の主要構造部には使用できず、意匠的な部分のみにしか使用できない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560092		(社)日本経済団体連合会	92	工場立地法における緑化面積率への屋上緑化部分の算入【新規】	屋上緑化部分が緑地・環境施設面積に算入されるよう、解釈通達等を発布すべきである。		屋上緑化は建築物が密集している地域において緑地を増加するのに有効な手段であり、ヒートアイランド現象の緩和等につながる。例えば横浜市「緑の環境をつくり育てる条例」は屋上緑化、人工地盤、プランター等を一定の割合まで緑地面積に算入することを認めており、このような解釈・運用が全国規模で徹底されるべきである。	工場立地法、「工場立地に関する準則」	経済産業省地域経済産業政策課	工場立地法に基づき、「工場立地に関する準則」は緑地面積等に関する区分ごとの基準を定めている。平成16年3月31日付の改定により、「第三種区域」が新設され、工業地域に関しては緑地面積率、環境施設面積率共に緩和されている(緑地面積率：15%以上⇒10%以上、環境施設面積率：20%以上⇒15%以上)。しかし、何が緑地面積率、環境施設面積率に算入されるのかは不明確である。
5056	50560093		(社)日本経済団体連合会	93	容積率算定の際のエレベーター及びエレベーターホール部分の延べ面積への不算入	エレベーター及びエレベーターホール部分の面積は容積率算定の際に延べ面積に算入しないよう措置すべきである。		エレベーターはもはや必要不可欠なインフラであるが、エレベーターが容積率算定時に延べ面積に算入されていることにより、例えばベンシルビルでは車イスの入る余裕もない狭いエレベーターが設置されていたり、低層マンション等ではエレベーターが設置されていないといった不都合が生じている。平成9年の建築基準法改正では共同住宅の共用の廊下・階段を容積率算定時の延べ面積に算入しない旨の改正を行うなど規制緩和の方向にあるが、今後の一層の高齢化を考えると、階段・廊下とエレベーターとは同等に考えるべきであり、少なくとも住宅については不算入にすべきである。	建築基準法第52条、昭和61年通達「床面積の算定方法について」	国土交通省建築指導課	容積率算定の際にエレベーター及びエレベーターホール部分も延べ面積に算入される。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560094		(社)日本経済団体連合会	94	地下電線の埋設深さの緩和【新規】	電力会社が実施する単独地中化においても、国が建設する電線共同溝と同レベルの浅層埋設化が図れるようにすべきである。		①電線共同溝において採用する管路については、国交省地方整備局と電力会社が協議のもと決めているものであり、電力会社が使用している管路材を広く使用しているが、浅層埋設を行っても道路構造の保全上支障が発生していないのが現状である。 ②当該管路は、電力が単独で管路を敷設する場合と同一若しくは同等性能のものであることから、単独地中化の場合の埋設深さについても、電線共同溝の場合と同等で全く問題はない。 ③また、電力自由化の進展に伴い電力会社を取り巻く経営環境がますます厳しさを増すなかで、今後更に無電柱化を推進していくことが必要ことから、より一層のコスト縮減を図る必要がある。	道路法施行令第11条7項、平成11年3月31日付け「建設省道政発第32号、建設省国道発第5号」、「電線共同溝マニュアル」	国土交通省道路局路政課、国道課	地下電線の埋設深さについては、道路構造の保全等の観点から車道では0.8m、歩道では0.6m以下としないよう定められている(道路法施行令第11条7項)。これに関連して、国が建設する電線共同溝については、道路部は舗装厚さ0.3m以上、歩道部では舗装厚さ0.2m以上で足りるとする措置が採られている(電線共同溝マニュアル)。しかし、同措置は電力事業者が実施する単独地中化については適用されない。 確かに、平成11年3月31日付け通達「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」(建設省道政発第32号、建設省国道発第5号)に基づき、電力会社が実施する単独地中化についても、道路部では0.6m以上かつ舗装厚さ0.3m以上、歩道部では0.5m以上とすれば足りるとの規制緩和が行われたが、国が建設する電線共同溝に比べると条件が厳しい。
5056	50560095		(社)日本経済団体連合会	95	無価値物のリサイクルを促進するための規制改革	①無価値あるいは逆有償であってもリサイクルできるものについては、リサイクルが促進されるよう、資源有効利用促進法および各種リサイクル法等を拡充し、廃棄物処理法を適用外とするなど、規制を緩和すべきである。 ②まずは少なくとも、有償で取引される物品について、輸送費を含めると逆有償になる場合であっても、引き取り先での処理内容を勘案し、リサイクルと同様に扱われる場合には、「有償物」と同様に取り扱われるべきである。規制改革・民間開放推進3か年計画(2004年3月)において平成16年度中に、『廃棄物』が否か判断する際の輸送費の取扱い等について統一的な解釈を示す旨盛り込まれたところであり、上記要望が実現されるよう、解釈を示すべきである。 ③さらに、逆有償であっても、明らかにマテリアルリサイクルとしてのビジネスが成立しているものについては、廃棄物処理法の適用除外とすべきである。		①現行廃棄物処理法は、廃棄物の適正処理、特に不法投棄の未然防止を重視しているため、「廃棄物」を広範囲に定義するとともに、廃棄物処理法に対して厳格な規制と煩雑な許認可手続きを規定している。このため、循環型社会の一層の推進が至上命題になっているにもかかわらず、廃棄物処理法は、資源循環・リサイクルに取り組む場合であっても、厳格な諸規制を一律的に課している。このことから、実際には、逆に、リサイクルを阻害している場合もある。廃棄物の適正処理とリサイクルを促進するために、「不法投棄は厳しく罰し、リサイクルは規制を緩和して推進する」ことが必要である。「受入時点で有償であったかどうか、廃棄物と判断する絶対的な基準ではない」旨示された、2004年1月の水戸地裁判決内容を、行政としても十分に斟酌すべきである。 ②少なくともまずは、資源循環・リサイクルする場合には、輸送費の扱いなど、「有償物」と「廃棄物」の区別を柔軟にすべきである。現在、製造業者がリサイクルを促進しようとして、リサイクル原料を安価に仕入れた場合に、近地からの仕入れについては廃棄物処理法の規制を受けずにリサイクルできるにもかかわらず、遠地からリサイクル原料を仕入れた場合には、輸送費がかさんだために「廃棄物」となり、産業廃棄物中間処理業の許可が必要となるといった事態が生じる。全く性状の同じ物品であっても、近地から運んだ場合は有償物、遠地から運んだ場合は廃棄物となるのは、循環型社会の促進といった趣旨に反する。 ③パーティクルボードの資源として利用される木屑、セメント原料として100%有効活用される珪物砂など、既にマテリアルリサイクルとしてのビジネスが成立しているものがある。このような物については、逆有償であっても、廃棄物処理法の対象外とすべきである。このような規制改革が行われれば、リサイクル事業者への参入が容易になり、循環型社会の推進につながる。	廃棄物処理法第2条 廃棄物処理法施行令第2条等	環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部	①資源循環・リサイクルに取り組む場合においても、廃棄物処理法上の「廃棄物」と定義された場合には、「廃棄物処理業」ならびに「廃棄物処理施設」の許可が必要になり、リサイクルされない場合と同様の厳しい規制が課せられる。現行廃棄物処理法の下で「廃棄物」が否かは、「物の性状や排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断する」とされているが、実務上「有償物」か「無償物」かによって判断されている。 ②また、有償で取引される物品であっても、運搬費用が買取金額より高くなる(運搬費の逆さや)など逆有償の場合には、行政指導によって、「有償物」ではなく、「廃棄物」に分類されてしまうため、当該物品を購入するリサイクル業者は、廃棄物処理業及び施設の許可が必要となる。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560096		(社)日本経済団体連合会	96	分社化等に対応した廃棄物処理法の見直し	近年における企業の分社化、連結グループ化等の取組みに鑑み、廃棄物処理法のあり方についても、企業の経営実態に対応した法規制に見直すべきである。具体的には、①資本関係、②処理対象物(親会社からの供給のみ等)、③収集運搬ないし処理の場所(同一敷地内等)の諸条件を勘案し、廃棄物の処理に係る管理監督においても実質的に支配関係にあると判断される場合には、別法人であっても、親会社による自己処理と同等の扱いとする特例措置を講じるべきである。少なくとも、排出事業者の連結子会社など一定以上の資本関係がある事業者が、当該排出事業者の構内(同一敷地内)のみにおいて、当該排出事業者の廃棄物の収集運搬のみを受託する場合であって、親会社が廃棄物処理全体を管理していることが明らかな場合には、「自己処理」と同等に位置付け、廃棄物収集運搬業の許可を不要とすべきである。その他、親会社の土地や設備を子会社が借用して事業活動を行い、親会社に所有権がある設備等を子会社が廃棄したい場合、子会社が排出事業者として、親会社の費用負担によって処理委託することについても認めるべきである。規制改革・民間開放推進3か年計画(2004年3月)において、「分社化等の企業経営の変化に対応して、排出事業者の補助者(排出事業者が廃棄物の処理を自ら行っているものとして許可の対象としない者)として認められる範囲」について、平成16年度中に、明確化する」とされたことは評価でき、経営実態に則して上記要望が実現されるよう、着実に措置すべきである。	近年、わが国企業は国際競争力強化・構造改革の一環として、分社化などグループ経営を促進しているが、廃棄物処理法の規定はこういった企業経営の変化に対応した規定となっていない。 とりわけ、構内のみ収集運搬を連結子会社が行う場合は、不法投棄が行われることは考えにくく、業許可は不要とすべきである。多くの企業では、事業所構内の緑化・美化・清掃ならびに廃棄物の収集運搬作業を連結子会社等に委託しているケースが一般的である。 許可業者は必ずしも適正業者ばかりではないという実態を踏まえると、外部の許可業者に委託する方が、連結子会社・関係会社に委託するよりも、不適正処理のリスクを負うといった不安がある。	廃棄物処理法 第7条第1項、第14条第1項、第14条の4第1項 廃棄物処理法施行規則 第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号、 第10条の3第2号 平成5年3月31日厚生省産業廃棄物対策室長通知(衛産36号)	環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課、産業廃棄物課	産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県(保健所設置市にあっては市長)の許可を受けなければならない。 行政通知により、排出事業者の関係会社が、当該排出事業者の構内のみ収集・運搬のみを行う場合であっても、法人格が異なる場合には、業の許可が必要とされている。	
5056	50560097		(社)日本経済団体連合会	97	産業廃棄物処理業の許可手続きの合理化・電子化(新規)	①都道府県・保健所設置市・特別区ごとに、産業廃棄物処理業の許可申請手続に係る書式がまちまちであり、書式を統一化するよう、環境省は地方自治体に指導・徹底を図るべきである。 ②廃棄物処理法上の行政手続について、環境省ならびに地方自治体間の情報化を推進し、民間事業者が行う許可申請手続をインターネットで行えるようにすべきである。その際、許可情報について地方自治体間で共有し、民間事業者が複数の地方自治体で許可を取得する場合には、ある一つの地方自治体に手続を行えば、その他の自治体への行政手続は大幅に簡素化できるようにする。また、廃棄物処理法に基づく各種届出業務(多量排出事業者による産業廃棄物処理計画・報告書、自治体条例に基づく情報提供等)を簡素化・統一化するなど、民間事業者の申請手続の情報化・合理化を推進すべきである。 ③産業廃棄物処理業に係る許可権限を広域化すべきであり、少なくとも都道府県および政令指定都市単位に集約すべきである。	①昨年度の規制改革要望を受けて、2004年4月に、先行許可証の活用など申請手続の一部簡素化の措置が講じられたことは評価するものの、依然として、廃棄物処理法に係る各種申請・届出に係る事務負担は大きい。とりわけ廃棄物収集運搬業の許可申請は、収集の場所と積卸目的地の場所が、許可権限の違う場所であれば、それぞれの許可を受ける必要がある。産業廃棄物収集運搬業は、廃棄物処理法上、都道府県知事の許可となっているが、 ②許可権限の広域ブロック化が難しい場合には、廃棄物処理法の許可手続きに係る全国的な情報システムを構築し、民間事業者がインターネットでの申請手続きを一括して行うことができれば(ワンストップサービス)、事務負担の大きな軽減に繋がる。行政手続に係る事務負担の軽減、電子政府化の推進等の観点から、民間事業者にとっても使い勝手のよい廃棄物処理法に係る情報システムを構築すべきである。 ③現在、保健所設置市は全国に60近くある。産業廃棄物処理権限をブロック単位とするなど、許可権限をより広域化することが望ましいが、せめて、都道府県および政令指定都市に集約化を図るべきである。	廃棄物処理法 第14条第1項	環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部	産業廃棄物処理業を行うにあたっては、当該業を行おうとする区域を所管する都道府県知事、保健所を設置する市の市長、特別区の区長の許可を個々に取得することが求められている。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560098		(社)日本経済団体連合会	98	多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定・報告義務の合理化	<p>①多量排出事業者の判定基準である「前年度の産業廃棄物発生量(特別管理産業廃棄物発生量)」について、その排出量は「外部へ処理委託する量」のみを加算すればよいこととし、自事業場内の処理施設で減量化・有効利用した廃棄物量は含めないことにすべきである。</p> <p>②また、多量排出事業者の判定基準に関し、建設現場からの建設廃棄物については、その業態特性に応じた判定基準を新たに設けるべきである。③加えて、本計画書の提出・実施状況の報告に係る内容・書式について、環境省が策定した「マニュアル」に沿った内容・書式とするよう、環境省は地方自治体に対して指導すべきである。</p>	<p>汚泥発生量999 tの全てを①平成12年の廃棄物処理法改正により、多量排出事業者に対する計画策定及び報告等が義務づけられたが、この改正趣旨には、埋立処分場残容量や産廃処理場の処理能力の逼迫を背景に、排出量の減量化促進が含意されていたと解される。現行規定では、例えば極端な例として、汚泥発生量1,000 tを事業場内の処理施設で脱水、焼却し、残さを有価で売却して廃棄物排出量を0 tとしている事業者には、多量排出事業者としての報告義務が課されるが、外部へ処理委託する事業者には当該報告義務は課されないといった不合理が生じている。よって、排出量を基準未滿に削減した事業者に対しては当該計画策定及び報告義務を課さないこととする。自事業場内の処理施設での減量化や有効利用を促進すべきである。②当該計画及び報告の内容・書式等については、環境省より「マニュアル」が示されているが、当該都道府県の数値に委ねられているため、実際には都道府県毎に異なっていることなどから、当該計画の策定及び報告に係る事務量は膨大なものとなっている。とりわけ建設業では、工事現場が対象事業場となるため、提出・報告先の都道府県毎に年々変わることで、産廃の種類・量も変動が大きいこと等から、過去の計画内容や実績取りまとめの内容が年々変化し、毎年新たな事務作業が生じている。当該事務量が膨大なため、かなりのコスト負担が生じていることのみならず、提出・報告の期限(毎年6月30日)に遅延が生じるとともに、煩雑な事務作業となってデータの信頼性も低下している。全国的にデータの共有化が図れば、産業廃棄物の適正処理・処分における広域的な検討が可能となるなど、効果的な利用が実現できる。</p>	<p>廃棄物処理法第12条第7項、第8項、第9項、第12条の2第8項、第9項、第10項 廃棄物処理法施行令第6条の3、第6条の7</p>	<p>環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 国土交通省 総合政策局</p>	<p>廃棄物処理法の平成12年改正によって、前年度の産業廃棄物発生量が1,000 t/年以上又は特別管理産業廃棄物が50 t/年以上の事業場を設置している事業者(多量排出事業者)は、当該事業場に係る「産業廃棄物の減量化や適正処理に関する処理計画及びその実施状況」の報告を作成し、当該地域を管轄する都道府県知事に提出しなければならないとなった。併せて、都道府県知事は、これらの処理計画やその実施状況について、1年間、公衆の縦覧に供する方式で公表することとされた。</p>	
5056	50560099		(社)日本経済団体連合会	99	廃棄物処理施設に係る許可の取消要件の見直し[新規]	<p>廃棄物処理を業として行っていない製造業者等が、万が一過失や事故によって、廃棄物処理法以外の環境関連法令の罰金刑を受けた場合については、自己処理のために使用する廃棄物処理施設に係る許可の取消要件から除外すべきである。少なくとも、同一法人・組織(グループ・会社等)の他の事業所に係る廃棄物処理施設まで許可の取消処分が及ぶことがないようにすべきである。</p>	<p>(1)法改正により、製造業等において下記のような事態が発生することになった。 ① 事業所内の製造プラントにおいて、何らかの過失や事故によってその他の環境関連法令違反を引き起こしてしまった場合に、廃棄物処理施設の許可を取り消されると、事業所内の廃棄物の自己処理ができなくなる。ひいては製造業等の事業活動そのものが継続できなくなる(事業所敷地内の各製造プラントから廃棄物処理施設まで一連のプロセスとなっていることから、廃棄物処理施設が使用できなくなった場合、川上の製造プラントまで停止しなければならない)。 ② 複数の事業所を有する製造業者の場合、ある一つの事業所の製造プラントにおいて、上記①のような事態が発生した場合、当該事業所のみならず、当該製造業者が有する全ての事業所の廃棄物処理施設の許可が取り消されるため、全事業所の廃棄物の自己処理ができなくなり、ひいては全事業活動そのものが継続できなくなる。(2) 環境省は「今回の廃棄物処理法改正の趣旨は質実な廃棄物処理業者の取締り強化にある」と公に解説しているところであり、廃棄物処理を業として行わない製造業者等が、過失や事故によってその他の環境関連法令違反を引き起こしてしまった場合に、事業所内の廃棄物の自己処理ひいては事業活動そのものが継続できなくなるというのは、行き過ぎた規制強化と考える。 (3) 製造業者等は、事業活動に伴って生じる排水等の廃棄物は、法が求める「自己処理の原則」に基づいて、極力、事業所内で処理・減少化して敷地外に出すように取り組んでいるところである。しかしながら、上記のように環境リスクが増大化すると、「環境負荷削減」や「廃棄物削減・再資源化」等に積極的に取り組む企業の姿勢に悪影響を及ぼしかねない。</p>	<p>廃棄物処理法 第15条の3第1項〔許可の取消〕 (第14条第5項第2号イ、第7条第5項4号ハ、同法施行令第4条の6)</p>	<p>環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部</p>	<p>平成15年12月施行の改正廃棄物処理法により、廃棄物処理業ならびに処理施設の許可の取消要件が強化された。その一つとして、事業者が、大気汚染防止法、騒音・振動規制法等の環境関連法令(※)違反で罰金刑を受けた場合、5年間にわたって「欠格要件」に該当することとなり、廃棄物処理業のみならず処理施設に係る許可も取り消されることとなった。加えて、5年間、廃棄物処理法に係る許可を新規に取得することもできない。 ※その他の環境関連法令： 大気汚染防止法、騒音・振動規制法、海洋汚染防止法、水質汚濁法、悪臭防止法、特定有害廃棄物の輸出入等規制に関する法律、ダイオキシン対策特別措置法、PCBの適正処理に関する特別措置法</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560100		(社)日本経済団体連合会	100	汚泥の脱水施設に関する廃棄物処理法の適用除外	<p>汚泥の脱水処理施設のなかには、水処理設備と一体となっており、生活環境に大きな負荷を与えない施設も多いことから、一定の要件を満たす施設については、廃棄物処理法上の施設許可を不要とすべきである。</p> <p>規制改革・民間開放推進3か年計画(2004年3月)において、平成16年度中に、「汚泥の脱水施設のうち、水処理施設と一体的に運転管理されるなど、独立した施設とはみなされない場合については、廃棄物処理法上の許可が必要な施設には含むものではないなど、当該施設に関する解釈を明確化する」旨明記されたことは評価でき、上記要望が実現するよう、着実に措置を講じるべきである。</p>	<p>脱水処理施設のなかには、自社の排水処理の一部として設置している脱水機等もあって、これは廃棄物の処理にはあらず、生活環境に大きな負荷を与えることもない。</p>	<p>廃棄物処理法第15条第1項 廃棄物処理法施行令第7条第1号</p>	<p>環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部</p>	<p>廃棄物処理法施行令第7条により、「汚泥の脱水施設であって、一日当りの処理能力が十立方メートルを超えるもの」については、産業廃棄物処理施設に該当するとして、施設の設置・変更にあたって、都道府県知事の許可を受ける必要がある。</p>	
5056	50560101		(社)日本経済団体連合会	101	貨物駅・港における産業廃棄物の収集・運搬に係る規制の見直し	<p>貨物駅や港において産業廃棄物がコンテナに密閉封印された状態のまま単にトラック等へ載せかえる作業については、廃棄物処理法上の「積替え・保管」に該当しないとする統一的な解釈を示し、各都道府県に対し通知すべきである。規制改革・民間開放推進3か年計画(2004年3月)において、「平成16年度中に、貨物駅等において、一定の条件の下で産業廃棄物が密閉封印されたコンテナをトラックに載せ替える作業は『積替え・保管』には該当しないなど、法令上の『積替え・保管』に関する解釈を明確化する」旨、盛り込まれたことは評価でき、上記要望が実現するよう、着実に措置すべきである。</p>	<p>(1) 鉄道コンテナによる一貫輸送においては、「排出地から発貨物駅」及び「着貨物駅から処理場」までの両端のトラック運搬を行う利用運送事業者は、それぞれ産業廃棄物収集運搬業許可を取得する必要があり、鉄道部分のみの運搬を実施する鉄道運送事業者に許可を要しないものとしても、廃棄物の適切な運搬は可能である。また、産業廃棄物の広域処理を行う場合、コスト面のみならず、環境負荷の軽減からも、鉄道による輸送が適している。安全で確実な鉄道コンテナによる一貫輸送の形態に鑑み、産業廃棄物収集運搬ネットワークの構築を促進すべく、規制を緩和すべきである。</p> <p>(2) 少なくとも、貨物駅における密閉封印されたコンテナの載せかえ作業は、廃棄物の飛散・流出等が生じるおそれはなく、廃棄物処理法で想定する「積替え・保管」の概念とは異なると解される。廃棄物処理法上の「積替え・保管」に該当すると、駅に囲いをつけなければならないが、公共の場所であり、対応が難しい。同時に、業許可の付与にあたって、住民同意を求め都道府県もあり、迅速な業許可の取得が困難となる。このことは、港におけるコンテナ等のトラックへの載せかえについても同様である。</p>	<p>廃棄物処理法 第14条 第14条の4 廃棄物処理法施行令第6条、第6条の5 廃棄物処理法施行規則第9条、第10条の11</p>	<p>環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部</p>	<p>(1) 産業廃棄物の収集・運搬を業として行う場合は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可が必要である。鉄道運送事業者が産業廃棄物を運搬する場合、発着の貨物駅で取り扱う廃棄物の品目ごとに、当該発着駅が所在する都道府県知事から、産業廃棄物収集運搬業の許可を取得しなければならない。</p> <p>(2) 産業廃棄物を密閉封印されたコンテナで、鉄道運送事業者や船舶運航事業者を介して運搬する場合、最終的に廃棄物処理場に搬入するまでに、駅や港で密閉封印されたコンテナをそのままトラックに載せかえる作業が発生する。このトラックに載せかえる作業を、都道府県によっては、産業廃棄物の「積替え・保管」に該当すると判断するところがある。</p> <p>① 駅や港における当該コンテナの載せかえ作業を、廃棄物処理法上の「積替え・保管」と判断された場合、同法の積替え・保管基準(積替え作業を行うスペースに囲いを設ける等)を満たす必要がある。</p> <p>② 加えて、同作業を廃棄物処理法上の「積替え・保管」と判断された場合、産業廃棄物収集運搬業の許可取得にあたって、条例等により周辺住民の同意等を求められるなど、業の許可の取得に非常に時間がかかる。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560102		(社)日本経済団体連合会	102	廃棄物を使用した試験研究に係る規制の明確化(新規)	廃棄物を使用した試験研究の扱い、とりわけ県外からの廃棄物を使用した試験研究の扱いについて、国が、廃棄物由来の供試材は有価物と同様扱いとする旨省令化するなど、地方自治体によって廃棄物処理法上の判断の差が生じないように、地方自治体に指導・徹底を図るべきである。		①試験研究等の供試物について、公共機関・団体から有価物として購入しようとしても、会計処理上の理由等により、販売してもらえないのが実情である。環境に配慮した要件等の理由により無償で提供を受けることが可能であっても、試験研究を実施する場所を所管する地方自治体において、廃棄物であるとの理由で廃棄物処理法上の許可等の規制を求めるとは、循環型社会の促進といった趣旨に反すると考える。②廃棄物処理に関する技術的向上やリサイクル化を阻害することのないよう、不法投棄等の違法行為には厳しく罰する一方で、適正に行う試験研究やリサイクル化には規制を緩和すべきである。	廃棄物処理法	環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部	廃棄物を使用した試験研究について、廃棄物処理法上の明確な規定がなく、都道府県等が過去の事例をもとに独自に判断しているため、都道府県によってその扱いが異なっているのが実情である。 例えば、ある県では、条例もしくは指導要綱に基づいて、県内で発生した廃棄物が県外で発生した廃棄物かを問わずに、生活環境の保全に配慮した試験研究計画書の提出を条件として、廃棄物を供試材として、あるいは有価物と同等の扱いとして、廃棄物を使用した試験研究が認められている。 他方、ある別の県では、条例や指導要綱の規定も存在しないまま、過去の慣例による規制・指導が行われている。この場合、県内発生廃棄物の場合は、試験計画書を提出すれば認められるが、県外発生廃棄物を供試材とする場合には、「県外廃棄物の取扱いに関する指導要綱」の規定に基づいて、供試材といえども元は廃棄物であることを理由に、廃棄物処理法の規制が適用されると判断される。 この結果、試験研究者ではなく、排出責任者が県と事前協議を行い、廃棄物処理法上の許可を取得しなければならないという、極めて煩雑な手続きが必要になる。
5056	50560103		(社)日本経済団体連合会	103	廃棄物処理法上の「建設汚泥」に関する取扱いの見直し	①建設汚泥のリサイクルを促進する観点から、「建設汚泥」に係る廃棄物処理法上の扱いを見直すべきである。建設汚泥改良土と建設発生土を一体化したリサイクルのルール作りを行うべきである。 ②とりわけ、泥水シールド工事における掘削泥の取扱いについて、現行のように、掘削泥から一定規模以上の砂分を除去した時点での性状で判定するのではなく、脱水処理後の性状によって、土砂か汚泥かを判定すべきである。また、高規格堤防の築造財に認められている、建設汚泥に係る環境大臣の再生利用認定特例制度について、再生利用技術の進歩等に伴って、その認定対象、認定方法について緩和する方向で見直すべきである。とりわけ、地方自治体が行う各種公共工事について、本制度の適用を積極的に認めていくべきである。		①建設汚泥は産業廃棄物として扱わなければならないため、改良すれば土砂と同様に再利用できるものが多いにもかかわらず、管理型最終処分場処分しなければならないため、リサイクルへの取組みが遅れている。建設汚泥と規定される物でも、性状が建設発生土と極めて類似しているものが多く、用途によって柔軟に使い分けることを可能とすべきである。 ②とりわけ、当該建設汚泥が有害な不要物であるか否かは、作業所等から排出する段階で判断すべきであり、杭工事等の掘削の最終段階等で汚泥と判断するのは早計である。特に自硬性汚泥については、建設資材としての利用価値が高い。掘削泥を脱水処理や安定処理等を行うことによって「200kN/m ³ 」の基準を満たすことは十分に可能であるにもかかわらず、現行規制の下では、作業所等で土質材料等として再利用できるものも「廃棄物」として処分せざるをえない状況にある。これは循環型社会の形成の趣旨に反する。 また、「有用物」か「不要物」かの判断が都道府県担当者によってまちまちである。さらに、高規格堤防の築造財として再生利用されるシールド工法の掘削工事等に伴って生じた建設汚泥については、環境大臣の認定を受けた場合の特例の対象とされているが、実際に認められた件数は10件程度の国の直轄工事のみと実績も少ない。再生利用技術は進歩してきており、生活環境の保全上の支障を生ぜず、使用場所の要求性能を満たす安定した品質を確保できるようになってきている。 とりわけ、国の公共工事のみならず、地方自治体の公共工事に積極的に適用するようにすべきである。また、構造物の裏込めや土地の造成等について、また、公共工事のみならず民間工事についても、特例対象として認定する方向で検討すべきである	廃棄物処理法第2条第4項第1号 「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成11年3月23日厚生省衛産第20号) 平成9年12月26日「厚生省告示第259号」 平成9年12月26日、改正平成11年2月22日「厚生省告示第261号」	国土交通省 総合政策局 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部	①廃棄物処理法上、「産業廃棄物」とは、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、汚泥等の廃棄物をいう」とされており、「建設汚泥」も産業廃棄物とされている。 ②コーン指数200kN/m ³ 以上であれば、汚泥ではなく土砂と定義され、産業廃棄物から外れるが、「土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点で行う」とされている(掘削泥から砂分を除去した時点での性状で判定)。「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成11年3月29日)

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560104		(社)日本経済団体連合会	104	「廃棄物処理法」に係る事前協議制の見直し	<p>地方公共団体による事前協議制を簡略化あるいは廃止するよう、環境省は地方公共団体に対して通知する等、引き続き指導していくべきである。</p> <p>少なくとも、「域外から産業廃棄物を搬入する場合であって、最終処分や単純焼却処理を行うのではなく、リサイクルなど資源循環を行う場合には、地方公共団体への届出で済むようにする」等、環境省は、資源循環型社会の形成の阻害要因となる行政指導等については見直すよう、地方公共団体に対して指導の徹底を図るべきである。</p>		<p>事前協議が必要となると、許可の取得に非常に時間がかかり、迅速な適正処理が困難となっている。とりわけ、産業廃棄物の域外からの搬入について、持ち込み予定の処理業者が、最終処分を行うリサイクル処理を行うかにかかわらず、一律の審査を受ける必要がある。昨今の環境意識の高まりにより、優良処理業者への域外からの処理依頼が増加しているが、そうしたものについても一律に取り扱われるため、事前協議の審査予約が取り難く、リサイクル処理が進まないのが実情である。</p> <p>こうしたことから、排出者がリサイクルを志向しても、事前協議の難しさから、結果的に近隣の最終処分場に向かうケースもあり、循環型社会の構築への流れを阻害する原因となっている。</p>	地方公共団体の指導要綱、行政指導	環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 地方公共団体	<p>廃棄物処理法上、「廃棄物処理施設の設置」や「域外からの産業廃棄物の搬入」等に当たって、地方公共団体との事前協議は求められていない。にもかかわらず、地方公共団体の行政指導等によって、各種許可の取得・更新の申請を行う際に、事前協議を行うことが義務付けられる。</p>
5056	50560105		(社)日本経済団体連合会	105	廃棄物処理施設の設置に伴う都市計画審議会の開催頻度の増大等	<p>廃棄物処理施設の設置に伴う都市計画審議会の開催を定期化するとともに、現状よりも開催頻度を増大するよう、環境省ならびに国土交通省は都道府県に対して、引き続き指導の徹底を図るなど、廃棄物処理施設が円滑に整備できるようにすべきである。</p>		<p>都市計画審議会の開催が不定期で、なかなか開催されないため、建築基準法に基づく諸手続きを経るのに非常に長い時間がかかり、廃棄物処理施設の建設が円滑に進まない。</p>	建築基準法第51条	国土交通省 住宅局市街地建築課 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部	<p>一定規模以上の廃棄物処理施設の建設にあたっては、廃棄物処理法に基づく許可申請のほか、建築基準法に基づいて、都道府県都市計画審議会の承認を得る必要がある。</p> <p>廃棄物処理施設に係る都市計画審議会の開催が不定期で、なかなか開催されないのが実情である。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560106		(社)日本経済団体連合会	106	水質汚濁防止法・大気汚染防止法における特定施設等に係る届出の緩和	水質汚濁防止法に基づく特定施設等ならびに大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設について、その設置や構造の変更等に係る届出は、原則、着工予定日の30日前に行えばよいこととし、届出施設の内容が特に複雑であるなど特に問題がある場合には、30日間に限って実施制限期間を延長できるようにすべきである。		①着工の約30日前まで施設内容が確定できない場合が多々あるため、着工予定日の60日前までに、設置及び変更等の届出を行うことが難しいのが現状である。 ②現行規定は、1960年代に設定されたものであり、現在のように、環境保全に関わる体勢が整った状況では過剰なものと考えられる。スピード経営が求められる時代において、60日間もの遅れは非常に大きな事業機会の損失になる。技術進歩や時代の要請に合わせて、自治体における審査も迅速化を図るべきである。 ③環境省は、平成11年4月の「大気汚染防止法および水質汚濁防止法に基づく届出対象施設の設置等に係る届出事務の処理について」に、実施制限期間の短縮措置を積極的に都道府県知事等に通知した。その結果、審査に要した日数が30日以内である割合がおおむね9割であり、ほとんどの届出が実質的に30日以内で審査を終えているとのことである(環境省「対応の状況」(2003年4月)より)。 このような状況を踏まえれば、「実施制限期間」は原則30日間とし、届出施設の内容が複雑である等の特別の場合に、その制限期間を30日間を上限として延長することとすべきである。企業は、着工予定日に向けて様々なスケジュールを組んでおり、法規定が「着工予定日の60日前までに届出をしなければいけない」というままでは、都道府県等の審査機関の短縮努力が、企業の実務上のメリットにつながらにくい。	水質汚濁防止法 第9条 大気汚染防止法 第10条、第18条の9	環境省 水環境部 環境管理課	水質汚濁防止法に基づく「特定施設」ならびに「大気汚染防止法」に基づくばい煙発生施設を新設・改造・変更・廃止する場合、都道府県知事に届出が必要とされる。法令上、事業者は、届出受理の日から60日間は、その届出に係る特定施設等の設置・変更等を行うことができない。
5056	50560107		(社)日本経済団体連合会	107	瀬戸内法に基づく総量規制対象事業所における排水処理施設に係る変更手続の緩和【新規】	①汚濁負荷量が規制値を大幅に下回っている場合(例えば総量規制の5割以下)には、事前評価の変更手続は不要(あるいは手続きの簡素化を図る)とすべきである。 ②総量規制の枠を大幅に下回っている場合には、ある項目の汚濁負荷量を削減するために、他の項目の値が多少変化したとしても、その項目に対する新たな濃度と負荷量の削減は求めないことにすべきである。 ③告示・縦覧が必要な場合でも、遅くとも30日以内に許可証が発行されるよう、手続きの迅速化を図るべきである。		①瀬戸内法制定当時と比較すれば、産業活動の汚濁源対策が非常に効果をあげている結果、汚濁源は産業系から生活系・内部生産系に移行していることから、現行の瀬戸内法の規制は現状にそぐわなくなっている。 ②工場の排水処理が改善されても、設置許可申請の都度、過度な改善を求められる規定となっており、企業の負担が大きい。 ③一つの自治体のなかで複数部署の審査があるため、非常に時間がかかり、迅速な事業展開が行えない。	瀬戸内海環境保全特別措置法 第5条3項、第8条 瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則 第7条第2項	環境省	(1)瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、排水水の汚濁負荷量に係る総量規制を受けている事業所において、総量規制の枠を大幅に下回っている状態を維持したまま、特定施設の構造等を変更する場合であっても、前回届出た事前評価書の記載値を超えたと、事前評価・告示縦覧といった手続が必要となり、時間と費用がかかる。 (2)具体的には、以下のような事例においても、前回届出た事前評価書の記載値超過とみなされ、事前評価・告示縦覧といった過度な対応を迫られる。 ①汚濁負荷量を削減するための改善措置を講じたことにより、排水量・負荷量ともに削減される場合であっても、汚濁物質濃度が従来値を超えた場合には、記載値超過とみなされる。 ②総量規制が設定されている複数の物質のうち、ある一つの物質に係る規制値および汚濁負荷量を削減できたとしても、他の一つの物質が微量でも増加した場合には、たとえ、総量規制の枠を大幅に下回っている状態を保持したままであったとしても、記載値超過とみなされる。 (3)一つの地方自治体において、指播担当部署と瀬戸内法担当部署と二つの部署があり、それぞれの部署で審査が行われるため、許可までに多大な日時を要し(複数部署との事前折衝から縦覧、許可書発行まで約2ヶ月所要している)、事業運営の機会損失となる。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560108		(社)日本経済団体連合会	108	騒音規制法ならびに振動規制法の特定施設の見直し【新規】	騒音規制法ならびに振動規制法が「特定施設」と規定する圧縮機のうち、スクリーュー式圧縮機を対象外とすべきである。		騒音規制法ならびに振動規制法が定められた1960~70年代に比べて、圧縮機の騒音・振動は格段に改善されている。特に、スクリーュー式コンプレッサーの開発によって、今では高効率、高静寂性が確保されている。 従って、特定施設の「圧縮機」の定義を見直し、スクリーュー式圧縮機は対象外とすべきである。	騒音規制法 第6条、同法施行令第1条別表第一 振動規制法 第6条、同法施行令第1条別表第一	環境省	①騒音規制法において、指定地域内における工場又は事業場において、著しい騒音を発生する施設であつて政令で定める「特定施設」を設置しようとする者は、特定施設の設置の工事の開始日の30日前までに、市町村長に届出なければならない。その「特定施設」として、圧縮機全般が指定されている。 ②同様に、振動規制法において、指定地域内における工場又は事業場において、著しい振動を発生する施設であつて政令で定める「特定施設」を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、市町村長に届出なければならない。その「特定施設」として、圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)が指定されている。
5056	50560109		(社)日本経済団体連合会	109	化学物質管理促進法に基づく届出手続の合理化【新規】	「電子情報処理施設組織使用届出書」の届出先について、インターネット上で届出ができるようにすべきである。また、本届出書の届出先について、「化学物質の排出量及び移動量の届出書」の提出先と同じとするなど、複数事業所を所有する企業においても「電子情報処理施設組織使用届出書」の届出先を一ヶ所に統合化すべきである。		複数事業所を所有する企業にとって、「電子情報処理施設組織使用届出書」を都道府県内の複数箇所に届出をしなければならない。地方自治体の条例に基づく情報提供も多く求められていることもあって、PRTRに係る届出事務は非常に多い。 今後、PRTR法の普及・定着を図るためには、企業の事務負担を極力軽減させ、円滑に利用できる仕組みを構築する必要がある。	化学物質管理促進法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)施行規則 第12条	環境省、経済産業省	①工場を有する企業は、PRTR法(化学物質管理促進法)に基づき、政府に対して「化学物質の排出量及び移動量の届出書」(化学物質の排出データ等)を提出しなければならない。本件については電子届出が可能となったが、電子届出を行うためには、事前に、「電子情報処理組織使用届出書」を都道府県PRTR担当窓口で書面で提出する必要がある。 ②県内に複数事業所を所有する企業において、「電子情報処理組織使用届出書」の提出先は、基本的に都道府県とされているものの、実際には県庁のみならず、県の出先機関や政令指定都市など、都道府県内の複数カ所に提出しなければならない場合もある。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560110		(社)日本経済団体連合会	110	保安法令の重複適用の排除	<p>装置を構成している一つ一つの機器・設備までが、複数の法令によって重複して規制を受けることのないよう、各法の適用範囲に係る指定基準を策定し、それに則って、重複適用を排除すべきである。</p> <p>少なくとも、さらなる合理化、整合化に向けた措置として、機器・設備に適用される適用法令を装置ごと一括して適用することとすべきである。</p> <p>第一段階として、例えば改造・増設を伴わない変更(維持補修等)については、法令の重複適用を解消すべきである。</p> <p>また、高度の保安管理体制の確立を前提として、以下の点につき検討すべきである。</p> <p>①設備設置・変更の許認可制(事前審査型規制)から規定遵守状況を適宜確認する方法(実行監視型保安規制)への移行②技術的事項(設備設置、検査等)について法令の性能規定化の下、民間企画の積極的活用③国際整合性のとれた保安規制の整備</p>	<p>コンビナート事業所の機器、設備は全体で一つのシステムとして機能しており、保安諸法はそれぞれ異なる目的と対象を有するものの、現状の規制はプラント全体の総合的な保安確保の目的には必ずしもそぐわないものとなっている。例えば、石油精製、石油化学のプロセスは、貯蔵タンクを除きほとんどが気液混合の、大気圧を超える状態であるため、消防法、高圧ガス保安法または労働安全衛生法が複数適用され、許可申請、完成検査(落成検査)、検査記録の作成・保存等において、重複して行うことになっている。(高圧ガス保安法と労働安全衛生法は運用上、適用区分されている。)[石油コンビナートに係る保安4法の合理化・整合化促進に関する実務者委員会]では、保安四法の重複適用を排除し、整合化等合理化を進めるとしているが、法改正を伴う抜本的な合理化は検討されていない。申請・届出書類の様式統一に止まらない合理化を実施すべきである。一設備または一装置について一法令の適用となれば、許認可にかかる手続が簡素化され、負担が軽減される。また、事業者の国際競争力の強化に寄与することが期待される。</p>	<p>消防法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法 石油コンビナート等災害防止法</p>	<p>総務省消防庁危険物保安室 経済産業省原子力安全保安院保安課 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課</p>	<p>石油コンビナートに適用される保安諸規制は、法ごとに異なる省庁が所管することから、技術基準、申請・立会要件等が異なり、重複規制を受けることとなっている。</p> <p>例えば、大気圧以上の機器について、消防法では「圧力タンク」、高圧ガス保安法では「ガス設備」、高圧ガス製造設備、労働安全衛生法では「圧力容器」と、異なる名称で規制され、装置を構成する一つひとつの機器・設備までが複数の法令により重複して規制されている。</p> <p>こうした規制の重複は、技術基準の性能規定化を推進する上で妨げとなっているほか、事業者は、基準の解釈と整合性の確保、申請手続き、検査への対応等、多大な負担を強いられることとなっている。</p>	
5056	50560111		(社)日本経済団体連合会	111	石油コンビナート等災害防止法の機能性規定化の推進	<p>防災資機材の技術は急速に進歩しており、石油コンビナートの防災体制の高度化を図るため、現在の仕様規定から性能規定へと転換し、新技術を導入可能とすべきである。</p> <p>規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月)においても、防災資機材については、随時必要に応じた見直しを行う等により、可能な限り事業者負担の軽減を図るよう的確に措置することとしており、早急に性能規定化を進めるべきである。</p>	<p>新しい技術を機動的に導入しようとしても、現行の仕様規定の下では、法の解釈や運用において限界があり不可能となっている。新技術の安全性や性能を証明するための実証実験、シミュレーション、消火実績をデータをもって説明しても活用できず、技術の進歩にあわせて防災体制の高度化を図ることができない。</p>	<p>石油コンビナート等災害防止法第8条、15条、16条 石油コンビナート等災害防止法施行令第7～13条、15条、16条、19条、20条 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織などに関する省令</p>	<p>総務省消防庁特殊災害室</p>	<p>防災資機材等の規定は仕様規定化されており、技術の進歩に即応した新技術の導入が極めて反映されにくい仕組みとなっている。安全性や性能の実証試験、シミュレーション、消火実績をデータで説明しても、仕様規定を満たしていないとの理由で、新技術を導入できないことがある。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560112		(社)日本経済団体連合会	112	1-S型泡放射砲のリング火災への適用[新規]	リング火災の消火に対して、1-S型泡放射砲の使用を認めるべきである。		<p>タンクのリング火災に対し、消防自動車で地上から放射しても、フォームダム内の火災状況や泡投入状況が見えないため、殆どの泡が浮き屋根に落下することとなり、浮き屋根の沈下に繋がりがねないなど、効率的な消火が困難である。</p> <p>1-S型泡放射砲は、タンクのトップアングルに設置できるため、フォームダムの火災に対してピンポイントの消火が可能であり、効率的な消火が可能となる。</p>	石油コンビナート等災害防止法施行令第8条	総務省消防庁特殊災害室	タンクのリング火災については、法令上3点セット(大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車)で消火するよう義務付けられている。
5056	50560113		(社)日本経済団体連合会	113	ボイラー及び圧力容器の性能検査周期の延長	ボイラー及び圧力容器の性能検査周期を2年に1回とすべきである。		<p>ボイラー及び圧力容器の性能検査周期は1年とされている。</p> <p>他方、操業条件が同等の気化器、熱交換器、容器等のガス工作物の自主検査周期は、ガス事業法では25ヶ月または37ヶ月を超えない時期に実施することとされており、規制の合理性に欠ける。</p>	労働安全衛生法第37条、第38条 ボイラー及び圧力容器安全規則	厚生労働省安全課	ボイラー及び圧力容器の性能検査の周期は1年1回と規定されている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560114		(社)日本経済団体連合会	114	ボイラー運転時性能検査の認定更新における手続の合理化[新規]	運転時性能検査の更新手続は、「ボイラー等の連続運転認定要領」に定める手続によることとされているが、変更点がない場合も同じ書類の再度添付が求められているが、重複し不必要な資料の提出は不要とすべきである。		運転時性能検査の認定を受けた際に提出した書類のうち、変更のないものを再度提出することとは単なる重複であり、再添付を不要とするべきである。	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則 ボイラー等の連続運転認定要領(基発第0329018号 平成14年3月29日)	厚生労働省	ボイラーの性能検査は毎年開放検査を行うことが基本であるが、運転時性能検査の認定を受けた場合、隔年で開放検査と運転時検査を行うことができる。
5056	50560115		(社)日本経済団体連合会	115	ボイラー点検項目の点検周期の延長[新規]	連続運転が求められるボイラーについては、短周期のボイラー停止を前提とする点検項目は、例えば起動・停止時や定期点検実施時等にあわせて点検を行うか、別の点検等で安全が担保できる場合は代替を認めるなど、実態に合った柔軟な対応が可能となるよう、指針・基準等を改訂すべきである。		ボイラーの点検は、下記の指針等に準拠して実施しているが、中にはボイラーの運転を停止しなければ確認できない項目があり、連続運転の求められるボイラーについて支障を来している。特に、運転時性能検査を認められたボイラーについては、停止を前提とする点検項目が短い周期で設定されていることは合理的ではなく、実態にあった柔軟な対応が求められる。	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則 ボイラーの低水位による事故の防止に関する技術上の指針 ボイラーの遠隔操作に関する基準 定期自主検査指針	厚生労働省	ボイラーの点検周期は、労働安全衛生法、ボイラー及び圧力容器安全規則等関連法令等に詳細に規定されている。しかし、項目によっては、ボイラーの運転を頻繁に停止させなければ実施不可能なものもあり、特に運用上頻繁な停止が困難なボイラーについて円滑な運転が困難となっている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560116		(社)日本経済団体連合会	116	第一種圧力容器の適用除外の拡大[新規]	クーラーの冷却水出口側にバルブを設けた場合でも、冷却水側に溶解栓または自動制御装置等の安全対策を講じた場合は第一種圧力容器の適用除外とすべきである。		クーラーのうち、石油精製プラントで用いるものについては、石油精製関係圧力容器一覧において第一種圧力容器の適用外とされているが、その他のクーラーについても、同じ使い方をすることは異なる取扱を行う理由はない。蒸気ボイラーから蒸気を受け入れて水を加熱する熱交換器は第一種圧力容器に該当するが、加熱された温水を受け入れて保有する温水ヘッダーについては、自動制御装置2個以上、または溶解栓2個以上、または溶解栓1個以上と自動制御装置1個以上を備え、内部の温度が常に100℃を超えないようにした場合、第一種圧力容器の適用除外とされており、クーラーについても同様の措置を講じた場合は、第一種圧力容器の適用除外としても問題ないと考えられる。	労働安全衛生法施行令第1条第5項イ (蒸気その他の熱媒を受け入れ、または蒸気を発生させて固体または液体を加熱する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの)	厚生労働省安全衛生部	クーラーのうち、石油精製プラントで用いられるもの以外は、第一種圧力容器とされている。
5056	50560117		(社)日本経済団体連合会	117	消防法の認定制度の範囲拡大及び自主検査の導入	<p><範囲の拡大> 認定の対象を、屋外貯蔵タンクについては容量制限を撤廃し、完成検査、完成検査前検査(溶接検査、基礎地盤検査)、水張り検査および保安検査まで拡大すべきである。</p> <p><自主検査の導入> さらに、上記の認定制度に自主検査を導入すべきである。 当面の措置として、事業者の検査結果で問題がない場合は、その時点で施設の仮使用を可能とすべきである。</p>	<p>高圧ガス保安法では、所有者、管理者等の自己責任原則の下、自主検査が認められている。他方、消防法では認定事業者制度が導入されているが、認定の範囲の狭さや、求められる要件、提出資料の多さから現状ではメリットが十分とはいえない。さらに、事業者が検査を完了しても市町村が交付する完成検査済書を得るまで、使用できない期間が長くなっている。</p> <p>経済産業省、厚生労働省、消防庁で検討された「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討会の最終報告(平成12年11月)でも、検査機関等の相互乗り入れ、民間検査機関への門戸開放、検査機関等の要件の共通化の方向で検討されることになっており、整合化を図るべきである。</p>	「危険物施設の変更工事にかかる完成検査等について」平成11年3月17日消防庁通達消防防第22号	総務省消防庁危険物保安室	<p><範囲の拡大> 消防法の認定制度では、屋外貯蔵タンクについてはその範囲が「完成検査」ならびに「完成検査前検査(水張り検査)に限定」されており、その対象も1,000kl未満のタンクに制限されている。</p> <p><自主検査の導入> 完成検査の認定制度は、事業者自身が検査した結果を活用し、市町村長などが可否を判断することとされており、高圧ガス保安法の認定制度のように、自ら検査を行った事業者が判断できない。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560118		(社)日本経済団体連合会	118	引火性液体危険物の定義の見直し	引火性液体危険物については、国際基準と整合化を図り、引火点の上限を93度に引き下げるべきである。 引火点区分については、国連で製造現場や消費段階を含む全ての段階において、世界共通で利用できる「化学物質の分類および表示の世界調和システム」の採用が決定するなどしており、各国並に見直すべきである。		世界各国(英、仏、独、蘭、米)の国内法では、100度前後を上限として、それ以上の引火点を有する物質に対して、引火性危険物としては事実上規制しておらず、その管理は事業者の自己管理に委ねられている。 他方、わが国では、規制に伴い、石油製品を消費する多くの産業において、貯蔵、製造、流通、管理等のコストが高み、負担となっている。昨年度要望に対しては、「日本における危険物保安の観点」から上限引き下げは困難とされているが、その根拠は不明確である。 わが国も参加している国連のシステム「GHS 化学物質の分類及び表示の世界調和システム」も2008年に採用が決定しており、危険物施設の火災事故と一般の火災事故の発生件数を比較し、また地震対策などの安全対策の推進状況を勘案しつつ、制度の国際整合化を図ることが望まれる。	消防法第2条(用語の例)	総務省消防庁危険物保安室	引火点の上限設定については、250度以上の引火性液体危険物は非危険物とされている。
5056	50560119		(社)日本経済団体連合会	119	危険物施設移設に伴う完成検査の見直し【新規】	移設前に完成品検査済証が発行されている危険物対象設備は、事前に各種の申請書類を提出しており、完成検査の短縮を図るとともに、検査対象項目を見直し、迅速な再稼動を可能とすべきである。		危険物施設を移設する場合、移設前に検査済証を発行されていても、変更に伴う検査済証の発行を受けるまで生産ができない。しかしながら、検査期間は地域により違いが大きく、円滑な生産に支障をきたしている。	消防法第11条第1項、第5項	総務省消防庁	使用中の危険物対象施設を移設する場合、市町村長等が行う完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、使用することができない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560120		(社)日本経済団体連合会	120	危険物一般取扱所の許認可における基準の統一【新規】	一般取扱所の位置、構造および設備の基準については、消防法ならびに危険物の規制に関する政令に定められたものであることを確認し、同一の基準に基づいて許可が行われるよう指導するとともに、提出書類についても明確にし、地方公共団体の裁量による上乘せ、横出しが行われないよう徹底すべきである。		許可基準の地域間格差が生じるとともに、申請先によって求められる提出資料の内容が異なる結果、過大な負担が生じており、競争上の不公平が生じている。	消防法第10条（危険物の基準）、11条（許認可権者） 危険物の規制に関する政令第9条、19条（位置、構造および設備の基準）	総務省消防庁	危険物一般取扱所の認可・変更については、消防法ならびに危険物の規制に関する政令において、当該施設の位置、構造および設備に関する基準が定められている。しかし、申請先の自治体の裁量によって、提出を求められる書類が異なっている。
5056	50560121		(社)日本経済団体連合会	121	移動タンク貯蔵所(タンクローリー)の最大ハッチ容量の緩和【新規】	タンクローリーのハッチについては、最大容量を現在の4klから拡大すべきである。		イギリス、オランダ等EU諸国では、4kl以上のハッチが可能となっており、わが国において4klに限定すべき理由はない。 ハッチ最大容量の緩和により、タンクローリー車体の軽量化による燃費改善、荷役作業時間短縮による配送効率の向上、荷役作業工程数の減少による荷役トラブルの抑制等の効果が期待される。	危険物の規制に関する政令第15条第1項第3号	総務省消防庁 危険物保安室	規制緩和の進展により、現在タンクローリーの最大積載容量は最大30klまでとなっているが、各ハッチの最大容量は、最大積載容量が20klであった時と同じ4klとなっている。このため、ハッチ数の多さ（最大8ハッチ）が荷役時間の長期化に繋がり、効率的な荷役作業を阻害することとなっている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560122		(社)日本経済団体連合会	122	タンク底板溶接部検査の省略[新規]	タンクの保安検査、内部点検は、底板溶接部の検査についてはタンク製作時または1度実施すればよいものとし、底板の厚さに関する検査のみとすべきである。		消防庁の「特定屋外タンク貯蔵所の開放周期の算定方法に関する調査検討委員会」で明らかになったように、タンクの安全性については、腐食の速度の方が割れの進展より支配的である。 応力集中部に生じた割れが進展してタンクを貫通するに至るまでの時間は、地震や通常の油の出し入れに伴う累積損傷疲労を考慮して破壊力学的に計算しても、100年要するとの結果が得られている。	消防法第14条の3、第14条の3の2 危険物の規制に関する政令第8条の4第6項 危険物の規制に関する規則第62条の5 「危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令等の施行について」(昭和52年3月30日消防令第56号)	総務省消防庁危険物保安室	タンクの底板溶接部については、開放検査ごとに磁粉探傷試験を実施することとされている。また、溶接線については、ほぼ全線(側板とアニュラ板の内側溶接継手、3枚重ね溶接継手及び3重点突合せ溶接継手)についてコーティングを剥離し、検査を行うこととなっている。
5056	50560123		(社)日本経済団体連合会	123	危険物施設の変更の際の非変更部分に係る仮使用許可申請の廃止[新規]	当該施設のうち変更を伴わない部分については、施設の変更申請時に、工事期間中に講じる火災予防上の措置についてあわせて審査することとし、仮使用許可申請は不要とすべきである。		施設の変更を行う際、高圧ガス保安法、労働安全衛生法では、当該部分の変更のみの申請を行い、変更を伴わない部分については引き続き使用することが可能となっている。消防法についてのみ、仮使用許可申請の承認が求められるのは合理的でなく、制度間の整合性を確保すべきである。	消防法第11条第5項 消防法危険物の規制に関する規則 第5条の2 (仮使用の承認申請)	総務省消防庁危険物保安室	危険物施設の変更工事の際には、変更申請を行うが、申請後は完成検査を受けるまで、当該施設全体が使用できなくなるため、施設のうち変更部分以外を使用するためには、仮使用許可申請を行い、市町村長などの承認を得る必要がある。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560124		(社)日本経済団体連合会	124	輸入完成LPガス自動車に関する相互承認制度の導入【新規】	海外メーカーで生産された完成LPガス自動車について、国連欧州経済委員会(UN・ECE)自動車基準67号に基づく承認を受けた燃料容器・付属品を採用するものについては、輸入時の容器・付属品検査を廃止または省略すべきである。 また、LPガス自動車に関する規制について、自動車部分(国土交通省)と燃料容器・付属品部分(経済産業省)間で、二重規制が生じないように調整を行うべきである。		海外の自動車メーカーがライン生産を行っているLPガス自動車を輸入しようとする場合、国際的な基準認証に合格しているにも関わらず、輸入時点で車両からいったん取り外し、日本国内で容器・付属品の検査を受けなくてはならない。その結果、国の型式認定を受けられなくなり、事実上輸入ができなくなっている。海外で生産され、わが国に輸入される可能性のあるLPガス自動車は、容器・付属品について、国連欧州経済委員会(UN・ECE)自動車基準67号に基づいて、生産国で認証を受けている。しかし、世界中の殆どの国がこの基準で認証を受けた自動車の輸入、型式認定等を認めている中、日本はこの基準から離れて規制を行っているため、消費者の自由な選択を妨げることとなっている。ECE基準の認定を受けた自動車部品を使用したLPガス自動車が、日本で保安上、道路交通安全上問題を生じるとは考えにくい。輸入の実現により、年間40億円規模のビジネスが創出されると見込まれるだけでなく、地球環境の観点からも貢献が期待される。また、日本製のLPガス自動車の開発促進と、海外市場を視野に入れたビジネス創出も期待される。	高圧ガス保安法容器保安規則第7条・17条 道路運送車両法第75条 道路運送車両の保安基準第17条2	経済産業省原子力・安全保安院 保安課 国土交通省自動車交通局 国際業務室	海外の自動車メーカーでライン生産されるLPガス自動車は、日本に輸入する時点で、燃料容器・容器付属品を取り外し、検査を受けなくてはならない。 また、取り外して検査を受けることにより、「製造国で完成された自動車」でなくなり、自動車型式認定を取得して販売することができない。
5056	50560125		(社)日本経済団体連合会	125	高圧ガス認定保安検査実施者の要件の緩和【新規】	商法上の役員に加え、取締役会において委任された者も可能とすべきである。		商法改正に伴い、商法上の役員数は減る傾向にある。取締役会の選任した者への保安・防災に関わる責任と権限の委任を可能とすることにより、より確実な保安・安全体制の整備が期待される。	高圧ガス保安法第39条の3(完成検査に係る認定基準等) コンビナート等保安規則第41条(完成検査に係る認定の基準等)別表第5、6	経済産業省	コンビナート等保安規則では、完成検査に係る認定の基準について、役員を長とする保安対策本部等の設置が求められている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560126		(社)日本経済団体連合会	126	高圧ガス設備の軽微な変更届の対象の拡大[新規]	同径・同材質・同強度の配管の取り替え、バルブの切り込み、D/C(ドレンコック)、V/C(ベントコック)の取り付け等で溶接する場合についても、軽微な変更として対象を拡大すべきである。		現在、軽微な変更ならびに手続が不要となる変更の範囲は極めて限定的となっている。技術上の基準を維持するための日常的な補修工事として行う、位置・構造の変更を伴わない溶接行為については、軽微な変更の対象とし、不必要な手続の負担を緩和すべきである。	高圧ガス保安法第14条第1項 コンビナート等保安規則第14条	経済産業省原子力安全・保安院 保安課	高圧ガス保安法では、高圧ガス設備の変更について、都道府県知事の許可を不要とする軽微な変更の工事について、コンビナート等保安規則において範囲を定めている。
5056	50560128		(社)日本経済団体連合会	128	2MHzから30MHzの短波帯を利用する高速電力線搬送通信(Power Line Communication)の商用化に向けた、関係法令の早期改正	2MHzから30MHzまでの周波数帯を用いる高速電力線搬送通信の商用化を早期に認めるべきである。総務省は、実証実験の結果を得た後、技術的条件の策定など活用方策の検討を行うとしているが、関係法令改正までの具体的なスケジュールを示し、早急に商用化に向けた手続を進めるべきである。なお、商用化においては、漏洩の影響が少ない住宅内利用を先行させるべきである。		家庭内の電力線の高速通信への活用は、既存のインフラである屋内電線を利用することから、新たな通信線を敷設する必要がなく、家庭内の各コンセントからのブロードバンドアクセスが可能となるなど、国家的課題である国民への早期のブロードバンド普及に大きく貢献することが期待される。また、その利便性から、高速電力線通信に対する国民の期待も高まってきている。高速電力線通信は早期のブロードバンド環境の実現や、デジタルデバイドの解消にも大きく貢献可能であり、実用化に向けての早期の法整備は国民的課題である。電力線搬送通信の使用が認められている現行の周波数帯(10kHzから450kHz)では、百数十キロビット/秒程度の低速度しか実現できないが、2MHzから30MHzの周波数帯を用いた高速電力線搬送通信では、最大200メガビット/秒程度を実現する可能性がある。「e-Japan重点計画-2004」(平成16年6月15日 IT戦略本部決定)においては、「世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成」の中で「家庭内の電力線の高速通信への活用」が盛り込まれている。「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁の取組み状況について」(平成16年9月13日 内閣府規制改革・民間開放推進室)においては、「実験データの取得が行われつつある現段階で、検討開始時期等具体的なスケジュールを設定することは、実験実施者に不要な制約を加えることになり不相当であると考え」とある。しかし、早期のブロードバンド普及、デジタルデバイド解消に向け、商用化の目標時期を明確にする必要がある。	電波法第100条、電波法施行規則第44条及び46条 無線設備規則第59条、第60条及び64条の2 平成16年総務省告示第87号	総務省 総合通信基盤局 電波部 電波環境課	電力線搬送通信は、無線設備規則第59条により、10kHzから450kHzの周波数帯に限定されているため、低速度しか実現できない。 平成16年1月26日の総務省告示第87号(電波法無線設備規則第59条及び60条の但書)により、2MHzから30MHzの周波数帯を利用した、漏洩電界強度の低減技術を検証するための、高速電力線搬送通信の実験のみが可能となっている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560129		(社)日本経済団体連合会	129	小電力セキュリティシステムに係る無線局の電気通信回線設備への接続前提の排除【新規】	電気通信回線設備との接続前提を排除し、他の小電力無線機器と同様に電気通信回線設備への接続を行わない場合の業務も認めるべきである。		セキュリティニーズの増加に対し、学校やマンションでの防犯など同一構内で自管設備として完結する小電力セキュリティシステムを認めることで、警備員が常駐するようなシステムでも、火災、盗難、その他非常の通報での利用を可能にすることができる。上記のようなシステムは既設の建築物に後付けするケースが多く、有線による工事では制約が多い。一方で、無線を用いた早急な解決を望む要望が増加している。またこの場合は、不要な電気通信回線設備との接続機能を無線局に搭載しなければならないうえ、電気通信回線設備としての申請や電気通信回線設備への接続も必要となり、利用者に多大なる負担を強いることになる。昨今、パーソナルコンピュータを介して、様々な処理をした後で電気通信回線設備に接続したいとの要望が増えているが、上記を含め本前提により煩雑なシステム構成を余儀なくされている。一方、他の小電力無線機器は電気通信回線設備に接続するものを含むという定義となっており、接続する場合に具備すべき条件が別途郵政省告示第424号等に規定されている。小電力無線システムも同様の扱いとすることは容易に変更可能と判断できる。	電波法施行規則 第6条第4項第三号 端末設備等規則 第9条 平成6年 郵政省告示第424号	総務省 総合通信基盤局 電波部 電波政策課	小電力セキュリティシステムは特定小電力無線局と異なり、電気通信回線設備に接続し、電気通信回線設備に通報することを前提としたシステムとなっている。そのため、使用方法が限定され、同一構内における自管設備としての通報等の用途に利用しにくい状況となっている。
5056	50560130		(社)日本経済団体連合会	130	ウルトラワイドバンド(UWB)に対応した周波数利用(3.1GHz~10.6GHz)の規制緩和	3.1GHz~10.6GHz帯においてUWB用途に微弱電波を使用するように、放射電力密度をFCC規則パート15 (FCC:米国連邦通信委員会)と同等の-41.3dBm/MHzまで引き上げるべきである(放射電力密度を-41.3dBm/MHzまで引き上げることは、電波法施行規則においては距離3mでの電界強度を毎メートル500マイクロボルトまで引き上げることに相当する)。		UWBとは、比帯域が20%以上あるいは絶対値で0.5GHzの帯域幅を占有する無線通信である。UWBは新たな周波数の割当が不要であり、限られた電波を有効活用できる。UWBはパーソナルコンピュータの周辺機器と無線で通信ができるなど、ユビキタスネットワーク社会の実現に向け大きな役割を果たしうる。UWB無線システム委員会中間報告(平成16年3月24日)においては、「I T U-R、I E E E等における検討状況を踏まえつつ、国際的な検討の整合を図ることが必要。また、技術的な検討によって得られた結果等については、I T U-Rの勧告等に反映していくべきである。」とされている。「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁の取り組み状況について」(平成16年9月13日 内閣府規制改革・民間開放推進室)においては、「国際的な検討動向を踏まえつつ、引き続き慎重な検討を行っている」とある。米国FCCにおいては、2002年2月に3.1GHz~10.6GHzの周波数帯がUWB用途に開放され、放射電力密度が-41.3dBm/MHz以下であるUWBのシステムが定められた。日本においてもユビキタスネットワーク社会の実現に向けて、米国に遅れをとらないよう、早期にUWBを利用できるように規制緩和するべきである。	電波法施行規則第6条第1項	総務省 総合通信基盤局 移動通信課	3.1GHz~10.6GHzの周波数帯においてUWBを利用するには微弱電波として扱うことになるが、電波法施行規則第6条第1項において、322MHzから10GHzにおける距離3mでの電界強度は毎メートル35マイクロボルト以下に制限されているため、UWBの実用化にとって十分な通信距離が確保できない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560131		(社)日本経済団体連合会	131	特定無線設備に係る技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大	<p>特定無線設備全てを技術基準適合自己確認制度の対象とするべきである。技術基準適合自己確認制度の対象から除外されている特定無線設備については、除外されている理由となる客観的なデータを開示し、正当な理由がない場合には、公正・透明に除外対象から外すべきである。</p> <p>具体的には、現在、特定無線設備の技術基準適合自己確認制度の対象は、携帯電話、PHS端末機、コードレス電話及びデジタルコードレス電話に限定されているが、これら以外の特定無線設備全てを技術基準適合自己確認制度の対象とするべきである。</p>		<p>「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁の取組み状況について」(平成16年9月13日 内閣府規制改革・民間開放推進室)において、本要望に対し、「今年度以降、当該制度の法令遵守の状況、市場における技術基準不適合機器の発生状況、登録証明機関が行う審査に持ち込まれた無線設備の技術基準への適合状況等の結果も勘案し、検討を行い、平成18年度までに一定の結論を得る」としている。</p> <p>しかし、この回答は技術基準適合自己確認制度の対象からの除外理由の説明になっていない。技術基準適合自己確認制度を導入した時点における、技術基準適合自己確認制度の対象を定めた基準及びその根拠となったデータを公表されたい。その上で、現時点における検討結果を公表し「平成18年度」以前に前倒しして結論を出すべきである。</p>	電波法第38条の33、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条2項	総務省 総合通信基盤局 電波部 電波環境課	<p>特定無線設備で技術基準適合自己確認制度の対象となるのは、現在、総務省令で特別特定無線設備として定められている携帯電話機、PHS端末機、コードレス電話及びデジタルコードレス電話のみに限定されている。</p>
5056	50560132		(社)日本経済団体連合会	132	電気通信機器に係る技術基準適合自己確認制度における届出の廃止	<p>技術基準適合自己確認制度における届出を廃止すべきである。</p> <p>なお、廃止に至る間においても、検証の際に用いた測定器等、届出の記載事項の大幅な削減を行うべきである。</p>		<p>技術基準自己確認制度の下では、企業が製品の品質に対する全責任を負っている。総務省は届出により必要な情報を把握する必要があるとしているが、現実には届出の様式のチェックだけで、技術的なデータはチェックされることがないので、届出自体が不要である。「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁の取組み状況について」(平成16年9月13日 内閣府規制改革・民間開放推進室)において、総務省は、「自己確認が行われた機器に関する情報を国が提供することにより、消費者が安心して端末機器や無線設備を利用できる環境の維持を確保する」として、「消費者保護」を理由に届出が必要としている。しかし、不適合機器が流通していても、現品確認でメーカーを特定して行政措置が可能であり、届出情報によりあらかじめ機器の情報を把握する必要性は乏しい。技術基準不適合機器が流通した場合には、基準不適合機器と製造者を公表し、製造者に罰則を課すこともできる。このような市場を監視する事後チェックにより、消費者保護は十分に図れ、「消費者保護」は届出を課す理由にはならない。この点、EUにおけるR&TTE指令では届出は不要とされており、日本もその事例にならうべきである。また、不要な届出項目及び届出事項の変更における煩雑さが技術基準適合自己確認制度の普及を阻害している面もあり、届出が廃止される間においても、早急に記載項目の削減が必要である。</p>	電波法第24条の2、第38条の33、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第39条、電気通信事業法第87条、第63条、端末機器の技術基準適合証明等に関する規則第41条	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課、総務省 総合通信基盤局 電波部 電波環境課	<p>電気通信機器の技術基準適合自己確認制度においては、届出を行わなければならない。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560133		(社)日本経済団体連合会	133	電気通信機器の技術基準適合認証に係る認証取扱業者、及び、技術基準適合自己確認制度における届出業者の検査記録の作成・保存義務の撤廃	技術基準適合認証に係る、認証取扱業者及び技術基準適合自己確認の届出業者の検査記録の作成・保存義務を撤廃すべきである。		①登録認定/証明機関を経由して技術基準適合認定の設計認証を行う場合においては、検査記録の作成・保存義務を課すことは妥当でない。なぜなら、企業は製品の品質管理に全ての責任を負っており、不適合機器が市場に流通した場合に備えて自ら必要な検査記録を作成・保存しているからである。もし検査記録を作成・保存せず、裁判等で責任が問題となった場合、不利なのは企業側である。②平成15年の電波法・電気通信事業法改正により技術基準適合自己確認制度が導入されたことは、企業の自己責任を重視する観点に基づくものである。その観点からは、企業は製品に対する自己責任の下で検査記録を作成・保存するものであり、作成・保存義務を課すことは不要である。検査記録を作成・保存しない場合に企業側が不利なのは①と同様である。総務省は「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁の取組み状況について」(平成16年9月13日 内閣府規制改革・民間開放推進会議)において、「技術基準不適合機器に対する迅速な原因究明及び所要の措置を講じることを可能にする」「技術基準不適合機器が発生し、妨害防止命令や妨害等防止命令を発する場合のために検査記録の保存義務が必要である」としているが、上記の理由により企業は自ら検査記録を作成・保存しており、作成・保存義務を課すことは不要である。また、技術基準不適合機器が発生した場合はまず現品確認を行うことで行政上の措置が可能になるため、消費者保護は図れる。	電気通信事業法第57条、第64条、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第21条2項、第42条第2項 電波法第38条の25、第38条の34、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第19条2項、第40条第2項	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課、 総務省 総合通信基盤局 電波環境課	端末設備、特定無線設備の技術基準適合認証においては、登録認定/証明機関を経由した認証取扱業者も、技術基準適合自己確認の届出業者も、検査を行い、その検査記録を作成して、検査の日から10年間検査記録を保存することが義務付けられている。
5056	50560134		(社)日本経済団体連合会	134	端末設備の接続の技術的条件の廃止	技術的条件を廃止し、既存の技術基準で担保できない条件については、民間の任意規格に委ねるべきである。		民間の任意規格に委ねることによって端末設備の円滑な接続が可能となる。総務省は技術的条件と技術基準には異なる存在意義があり、技術的条件があることによって「新サービスのよう」に過渡的なものに係る場合については、その迅速なサービス提供が可能になる」としているが、「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁の取組み状況について 平成16年9月13日 内閣府規制改革・民間開放推進室)、技術的条件には自己確認制度の適用が認められないため、企業による迅速なサービス提供の障害となりかねない。電気通信事業者、製造業者、試験事業者等が試験方法を協議し、民間の任意規格として作成公開し、それへの適合性を確認すれば、技術的条件は不要である。	電気通信事業法第52条、第69条、電気通信事業法施行規則第32条	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課	自己確認制度の対象は技術基準の定まった機器だけであり、技術的条件については第三者認証を受けることとなっている(電気通信事業者が検査の省路を公示したものは除く)。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560135		(社)日本経済団体連合会	135	電子申請における属性認証の統一的な方策の提示	法人の従業員等が電子申請を行う場合の属性認証に関する国としての統一的な方策を提示すべきである。その上で、地方公共団体に対する電子申請についても、国と同様の措置が講じられるようにすべきである。		書面による申請においては、法人の代表者ではなく、従業員等による手続が行われている場合がある。一方、電子的手段による申請においては、代表者以外の申請者の法人における属性を証明できないため、あらゆる手続において代表者の電子署名が必要となり、法人の公印管理部門の負担も大きくなることから、電子申請の積極的な利用が妨げられている。手続の内容によっては、代表者以外の者の電子署名があれば足りると考えられるものもあることから、そのような手続については、書面による申請と同様、従業員等による手続を行うことが可能となるよう、企業の従業員等の属性を証明する手段に関する統一的な方策が示されるべきである。これに関連して、「『e-Japan重点計画-2004』(案)に対する意見及びそれらについての考え方」(平成16年6月15日IT戦略本部資料)において、「政府においては、医師、弁護士等の資格保有等の電子的手段による証明の検討と併せて、企業の従業員等の属性認証についても検討しているところ」とされているが、具体的な検討スケジュールを明示すべきである。また、同資料において、「地方公共団体独自の申請手続については、それぞれの団体の判断に委ねられる」とされているが、「電子政府構築計画(改定)」(平成16年6月14日 各府省情報化統括責任者(010)連絡会議決定)においては、電子政府構築の原則の一つとして、「独立行政法人、地方公共団体、国会、裁判所等国の行政機関以外の機関との連携協力により、国民の利便性・サービスの向上等を総合的・一体的に推進する」とされているところであり、国・地方の緊密な連携による行政手続の情報化に向けた取組みの一環として、地方公共団体に対する電子申請についても、国と同様の措置が講じられることとすべきである。なお、「評価専門調査会第二次中間報告書」(平成16年9月10日 IT戦略本部資料)においても、「オンライン申請や届出の際、企業の従業員等の属性を確認する手段について、統一的な施策を示すべきである」とされている。	電子署名及び認証業務に関する法律施行規則 第6条8号 など	総務省ほか関係府省	法人の従業員等が電子申請を行う場合の役職、所属等の属性認証について統一的な方策が示されていない。
5056	50560136		(社)日本経済団体連合会	136	公的個人認証サービス制度の利便性向上【新規】	①電子証明書の有効期間を5年間に延長すべきである。 ②電子証明書の発行申請の受付日、受付時間の拡大を可能とすべきである。		①住民基本台帳カードの有効期間が10年であるのに対し、公的個人認証サービスにおける電子証明書の有効期間が3年となっていることから、住民基本台帳カードの有効期間内に3回の更新申請手続が必要となり、制度を利用する国民の負担を増大させている。公的個人認証サービスにおける電子証明書の有効期間を5年間に延長すれば、住民基本台帳カードの有効期間中の更新を1回で済ませることが可能になり、国民負担の軽減、制度の普及促進につながるものと思われる。 なお、「電子署名及び認証業務に関する法律施行規則」第6条4号においては、電子証明書の有効期間は、5年を超えないものであることとされている。②住民基本台帳ネットワークの運用時間、業務開始手続等については、都道府県知事、市町村長及び指定情報処理機関が相互に密接な連携を図り、計画を定めることとなっているが、現在、市町村での広域サービス提供の窓口時間帯が、住民基本台帳ネットワークの共通運用時間帯として全国統一されているため、それ以外の時間帯に公的個人認証サービスの申請をすることができない。市町村における広域サービス提供の窓口時間帯外に申請手続をすることが可能になれば、国民の利便性が向上し、制度の普及にも役立つと考えられる。	①電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 第5条 ②(1)電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年6月10日 総務省告示第334号) (ii)住民基本台帳ネットワークシステムの概要(住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会・住民基本台帳ネットワークシステム全国センター作成パンフレット)	総務省 自治行 政局	①平成16年1月29日にサービスが開始された公的個人認証サービスにおいて、電子証明書の有効期間が、発行の日から起算して3年とされている。 ②市町村での広域サービス提供の窓口時間帯が、住民基本台帳ネットワークの「共通運用時間帯」として全国統一されている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560137		(社)日本経済団体連合会	137	貸金業規制法に基づく書面交付の電子化	貸金業者等と債務者・保証人の双方が合意する場合、書面交付の代わりに、電子メール等の電子的手段を用いることを認めるべきである。		双方の合意を前提条件とすれば、書面交付の代わりに電子メール等の電子的手段を用いても、債務者・保証人の保護に支障が生じるとは考えにくい。これに関し、「e-Japan重点計画2004」(平成16年6月15日 IT戦略本部決定)では、「2006年末までに、貸付契約締結時及び債務弁済時における貸金業者から債務者等への書面交付の電子化について、貸金業制度の在り方の検討を踏まえて検討し、結論を得る」とあり、「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁の取組状況について」(平成16年9月13日 内閣府規制改革・民間開放推進室)においては、「貸金業制度の在り方については、平成16年1月1日に施行された新貸金業規制法附則において、施行後3年を目標として、新貸金業規制法の施行の状況、貸金業者の実態等を勘案して検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている」とされているが、貸金業者の業務効率改善と消費者の利便性向上を考慮し、検討を前倒しで行い、早期に必要な見直しを行うべきである。 なお、「貸金業に係る実態調査結果」(平成15年11月13日 金融庁)において、「本調査結果につきましては、今後の制度の企画・立案等の参考とさせていただきます」とあるが、調査結果に基づく検討の内容、およびその結果を公表すべきである。	貸金業の規制等に関する法律 第17条、第18条、第24条	金融庁 総務企画局 信用課	貸金業者は、貸付契約等を締結した時および、債権の全部または一部について弁済を受けた時は、所定の事項を記載した書面を債務者等に交付しなければならない。 また、貸金業者から貸付け債権を譲り受けた者も、同様の書面を債務者等に交付しなければならない。
5056	50560138		(社)日本経済団体連合会	138	地方公共団体の保有する財産に係る信託の容認【新規】	地方公共団体が保有する財産のうち、普通財産以外の財産についても信託を可能とすべきである。また、その場合に(普通財産の信託も含めて)流動化、証券化が可能となるような法的手当てをあわせて行うべきである。		①地方公共団体においても、資金調達が多様化のニーズが高まってきているところ、流動化、証券化を目的とした信託の設定が可能となることにより、当該ニーズを充足することが可能となる。 ②地方公共団体の資金調達手段が多様化が図られることは、地方の自主的な財政運営に資するものであり、また、地方分権の推進という国家施策にも合致するものである。 ③なお、地方公共団体が有する財産を流動化、証券化のために信託することは、地方公共団体にとって当該財産に係るリスクを解放するために行うものであり、地方公共団体の健全な財政運営にも資するものである。	地方自治法第237条、238条の4、238条の5	総務省	地方公共団体が保有する財産は、行政財産、普通財産、物品及び債権並びに基金に分けられるが、地方自治法により、普通財産以外を信託することは認められていない。 普通財産の信託についても、地方公共団体自身が受益者となる場合しか認められておらず、また、地方公共団体は公用又は公共用に供するためが必要が生じたときは信託期間中であっても信託契約を解除できるものとされている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560139		(社)日本経済団体連合会	139	投資一任契約のインターナル・クロス取引に係る規制の緩和【新規】	必要とされる双方の顧客の同意の形式を「包括的な同意」でも可能とすべきである。特に、恣意的裁量の入る余地がなく機械的に財産の運用が行われる、パッシブ・ファンド、モデル・ドリブン・ファンドについては、「包括的な同意」で可能とすべきである。		インターナル・クロス取引は、取引コストの削減、価格変動リスクの削減等を目的として行われるものであり、顧客の利益に資するものであるが、取引の度に個別に顧客の同意を得るのは実務上困難であり、また適切なタイミングでの取引が困難となる。 なお、米国のERISA法においては、個別の顧客の同意を要しない類型も認められており、国際的な整合性という観点からも取引条件が劣化する。	有価証券に係る投資顧問業者の規制等に関する法律施行規則第29条の2第1項第4号	金融庁	投資一任契約に係る信託財産と他の投資一任契約に係る信託財産との間のインターナル・クロス取引を行うには、あらかじめ個別の取引ごとに双方の顧客の同意を得る必要がある。
5056	50560140		(社)日本経済団体連合会	140	国家公務員共済組合の余裕金に係る運用規制の緩和【新規】	①②③を運用対象とする元本補てん契約のない金銭信託についても、運用対象とすべきである。		元本補てん契約のない金銭信託であっても、信託財産の運用対象を金融機関への預金、郵便貯金、元本補てん契約のある金銭信託、国債、地方債等に限定することにより、国家公務員共済組合の負うリスクは、これらのものに直接運用する場合と何ら変わらないものとなる。 また、例えば、債券を投資対象とする金銭信託に運用する場合、国家公務員共済組合が自ら債券投資を行う場合に生じる利金・償還金の收受、再投資に伴う事務等の全てを受託者たる信託会社・信託銀行が行うことになることから、国家公務員共済組合にとって事務の省力化にもつながる。なお、地方公務員等共済組合法においては、地方公務員等共済組合が元本補てん契約のない金銭信託に運用することを制限していない。	国家公務員共済組合法施行令第8条第1項	財務省	国家公務員共済組合法施行令第8条第1項により、国家公務員共済組合の業務上の余裕金の運用対象は、以下に限定されている。 ①銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金 ②信託会社（信託銀行を含む）への金銭信託で元本補てんの契約があるもの ③国債、地方債その他財務省令で定める有価証券

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560141		(社)日本経済団体連合会	141	貸付の代理、媒介業務を行う銀行代理店の事業法人への設置【新規】	金融機関及び保険会社以外の法人が、銀行の代理店として資金の貸付の代理(又は媒介)業務を行う場合については、專業規制を緩和すべきである。		ハウスメーカー等に対して、住宅購入(予定)者より、住宅ローンの相談がなされる事例等が多数存在するところであるが、銀行法施行規則に定める銀行の代理店の專業規制により、当該法人を銀行代理店とすることができず、顧客のニーズに迅速に対応できない。資金の貸付の代理(又は媒介)業務を行う場合について、銀行の代理店の專業規制を緩和することが可能となり、顧客のニーズに迅速に対応することが可能となり、顧客の利便性の向上に大いに資する。 なお、当該代理店において、金銭等の取扱いを禁止することで、兼業による弊害は防止し得るものと考ええる。	銀行法第8条、銀行法施行規則第9条の3、第10条	金融庁	金融機関以外の法人が銀行の代理店となる場合には、銀行法施行規則第9条の3第10号ハ(及び第10条)において、「代理業務を専ら営む法人であること」が求められている。なお、2004年4月1日付の銀行法施行規則の改正により、保険会社が銀行の代理店として資金の貸付の代理業務を行う場合には、当該專業規制が緩和されたところである。
5056	50560142		(社)日本経済団体連合会	142	投資信託及び投資法人に関する法律における投資信託の統合を可能とするための規定の新設【新規】	投資信託の統合を可能とするため、その基本理念、手続き等について、投信法に規定を新設すべきである。		①同様の運用方針を有し、資産規模をある程度有しているような他のファンドと統合する手続きが法制化されれば、迅速に統合を行うことが可能となりコスト削減につながることも、受益者に新たな選択肢を提供する機会が出来る。 ②先進主要国においてファンド統合は一般的になっており、会社型ファンドが主流のアメリカはもとより契約型ファンドが主体のイギリスにおいても統合は頻繁に行われている。 欧州大陸においても従来から統合が可能であったルクセンブルク、フランスに続いてドイツでも、改正法(2003年8月公表、2004年春に施行)において統合が可能になった。例えばイギリスでは、ファンドを償還させるよりも他のファンドとの統合について監督官庁から促されるケースもあり、「経済的理由(economic reason, economic scale)」が投資家のため、運用会社のためになると支持されている。	投資信託及び投資法人に関する法律	金融庁	現行の投信法には投資信託の統合手続きに関する規定がないため、ファンドの資産規模が縮小し当初の目的を達成できなくなった場合、現実には、投資主総会の決議を経て信託期間を変更することにより繰上げ償還を行うほか手段がない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560143		(社)日本経済団体連合会	143	複数受益証券の発行の容認[新規]	複数受益証券の発行を可能とすべきである。		投資家のニーズが多様化し、様々な信託報酬体系の投資信託が開発されている。 現状では、信託報酬体系の異なるものについては、別個に投資信託を設定する必要があるが、株式会社の種類株式のように、同一の投資信託であっても信託報酬が異なる種類の受益証券を発行することが可能となれば、目論見書の統一化等様々な費用削減が可能となる。	投資信託及び投資法人に関する法律第5条	金融庁	投資信託及び投資法人に関する法律において、「委託者指図型投資信託の受益権は、均等に分割し、その分割された受益権は、受益証券をもって表示しなければならない」(第5条第1項)、「委託者指図型投資信託の受益者は、信託の元本の償還及び収益の分配に関して、受益者の口数に応じて均等の権利を有するものとする」(第5条第3項)と規定されている。このため、一つの投資信託において信託報酬が異なる受益証券(複数受益証券)を発行することができない。
5056	50560144		(社)日本経済団体連合会	144	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	すべての国の機関及び地方自治体において、速やかに債権譲渡禁止特約を解除すべきである。		債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。このような状況を改善するため、経済産業省などの一部の国の機関においては、既に債権譲渡禁止特約の解除が行われている。		全省庁、地方自治体	国の機関及び地方自治体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されているため、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560145		(社)日本経済団体連合会	145	信託受益権の有価証券化に関する法規定の整備[新規]	信託受益権の有価証券化が可能となるよう、信託法に所要の規定を明記すべきである。また、可能なものについて、証券取引法上の有価証券とすべきである。		信託受益権の流通性、安全性が高まり、受益権の買い手が増加し、資産流動化市場が活性化される。	信託法、証券取引法第2条	法務省、金融庁	信託法において、信託受益権の有価証券化に関する規定がない。また、信託受益権は、証券法第2条に列挙するものを除き、有価証券として取り扱われていない。
5056	50560146		(社)日本経済団体連合会	146	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止[新規]	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律により金融業者のみに課せられている社債発行の登録手続を廃止し、証券取引法により、貸付債権を保有する発行会社に対して一律的な制度を構築すべきである。		貸金業者のみを社債発行の登録手続きの規制対象とする合理的理由に乏しいと考える。金融庁の回答では、「本法制定前は、出資法において、貸金業者等が「社債名義」を使って預金まがいの勧誘を行うことを防ぐため、貸金業者等が貸付資金に充てる目的で社債等を発行することが禁止されていたところ、本法の制定により社債の購入者等の保護を図りつつ解禁するに至ったものである。以上の経緯を踏まえ、社債の購入者等の保護に資する観点から、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律を廃止することは困難である。」とされた。しかし、「ノンバンクに関する懇談会」報告書(1997年5月)においては、「社債を含む有価証券に係る投資家保護は、証券取引法によるディスクロージャーや公正取引ルールによるのが基本」とされており、さらに「社債発行ノンバンクに対するディスクロージャーの義務づけについては、本来、証券取引法で行うべきではあるが、…当面、暫定的に、貸金業規制法等の他の法令で手当てするのでもよいのではないかと、との意見があった。」と記されている。なお、同法は1999年に施行されているが、附則において見直し期間が施行後5年とされており、見直しの時期となっている。	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	金融庁	貸金業者が社債を発行する際は、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律による規制を受ける。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560147		(社)日本経済団体連合会	147	資産流動化法の特定目的会社の借入先制限の緩和	特定目的会社の借入先に、貸金業規制法に基づく貸金業者を追加すべきである。		業として貸付を行う者に対して、投資家と同様の措置により保護を与える合理的な根拠はない。貸金業者にとっては、事業機会の拡大に繋がるメリットがある。「規制改革・民間開放推進3か年計画」(2004年3月)においては、「貸金業者等による特定目的会社への貸付に対するニーズについて調査を行い、結論を得る(平成16年度中に検討・結論)」とされた。また、金融庁からは、「…適格機関投資家に関する規制緩和を踏まえた上でのニーズについて十分調査した上で、16年度中に検討・結論」との回答が示されている(2004年8月)。	資産の流動化に関する法律第150条の6、施行規則第41条	金融庁総務企画局市場課	資産流動化法の特定目的会社の借入先は、銀行及び適格機関投資家に制限されている。
5056	50560148		(社)日本経済団体連合会	148	債権譲渡登記制度の拡充	オンライン申請のシステムを拡充し、情報量の制限を撤廃するとともに、手続の簡素化を図るべきである。また、出頭による申請窓口を各出張所に拡大すべきである。		e-Japan戦略の推進にあたっては、必要な施設等を先行的に整備しなければならない。しかし、情報量による制限が維持されており、オンライン申請の利便性が損なわれている。債権個数の上限を撤廃するだけでなく、情報量による上限を大幅に引上げるべきである。少なくとも、上限が維持されている現状においては、申請窓口の拡充を行うべきである。	債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例に関する法律	法務省	債権譲渡登記制度のオンライン申請について、情報量による制限が行われている。また、申請窓口についても東京法務局1ヶ所となっている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560149		(社)日本経済団体連合会	149	サービス法における商号規制の緩和[新規]	サービス会社が、「債権回収」にかえて、「サービス」を商号中に用いることを認めるべきである。		サービス会社では、通称として「サービス」を使用しているところも多く、「サービス」が定着している。「債権回収」には後ろ向きの印象が付きまとい、サービスの業務が拡大するなかで、円滑な事業展開を前向きに進めたい。	債権管理回収業に関する特別措置法第13条1項	法務省	サービスは、その商号中に債権回収という文字を用いなければならない。
5056	50560150		(社)日本経済団体連合会	150	サービスの取扱債権の拡大[新規]	サービスが一般事業法人の有する売掛債権、請負代金債権などの取扱ができるよう、特定金銭債権の範囲を拡大すべきである。		一般事業法人において、不良債権処理や債権管理回収業務のアウトソーシングのニーズが高い。	債権管理回収業に関する特別措置法第2条、同法施行令第1条、第2条、第3条	法務省	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560151		(社)日本経済団体連合会	151	サービサー法における兼業の承認制の緩和【新規】	債権管理回収業に係る貸金業、事業再生ビジネス、アセットマネジメント業務など、債権管理回収業にかかわる周辺業務については、承認制ではなく、届出制に緩和すべきである。		兼業承認を受けるまでのコスト・時間がかかり、迅速な業務展開ができない。 債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）は、金融機関等の不良債権処理の促進を図るための特別措置法という臨時的な位置付けで制定された法律であるが、資産流動化・証券化における債権管理回収業務は、常に一定のニーズのあるものであり、恒久的な制度として本制度を整備していくべきである。	債権管理回収業に関する特別措置法第12条	法務省	サービサーは、債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められるものについて、法第12条第1号、第2号以外の業務を兼業するためには、法務大臣の承認を受けることとされている。
5056	50560152		(社)日本経済団体連合会	152	貸金業規制法の抜本的見直し【新規】	貸金業制度のあり方の見直しについて、早急に検討のための審議の場を設定すべきである。		2003年8月に改正された貸金業規制法附則第12条第1項において、施行後3年を目途とする貸金業制度のあり方の見直しが規定されている。	貸金業の規制等に関する法律	金融庁	貸金業者が貸金業務を行う際、貸金業規制法の規制が課される。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560153		(社)日本経済団体連合会	153	資産対応証券の募集取扱要件の緩和	資産対応証券の発行時において、特定資産の譲渡人(オリジネーター)が自ら資産対応証券の募集等を行わない場合には、特定目的会社の取締役又は使用人が資産対応証券の募集等を可能とすべきである。		特定目的会社の取締役又は使用人が、当該資産対応証券の発行時において、資産対応証券の募集等ができれば、事業の促進とコストの削減につながり、より一層投資家利益に資することとなる。 2004年8月の金融庁の回答においては、「本規制は、発行証券の担保となる資産の取得が行われる見込みのないまま証券が発行されるという詐欺的行為を防止するため、特定目的会社の取締役等による募集を禁止し、第三者たる証券会社等による証券募集を義務付けることにより、スクリーニング機能の作用を期待しているものであり、投資家保護の観点から維持すべき」とされている。しかし、特定目的会社の取締役等は、資産対応証券の募集後も、流動化計画の終了まで事業に継続的に関与するものである。したがって、投資家に対して詐欺的行為を行いきいと考える。	資産の流動化に関する法律第150条の2	金融庁総務企画局市場課	特定目的会社の資産対応証券は証券取引法上の有価証券であり、原則、証券業者による募集・販売等が義務付けられている。例外的に特定資産の譲渡人が届出後に募集等を行う場合のみ、証券取引法の適用除外となっている。しかし、特定目的会社の取締役又は使用人は資産対応証券を募集できない。
5056	50560154		(社)日本経済団体連合会	154	特定持分信託の信託法第58条からの適用除外【新規】	資産流動化法の特定持分信託に関わる法文において、信託法第58条の適用が除外されることを明記すべきである。		実務上、信託法第58条の適用を避けるために、受益者を複数にするという、制度趣旨からすれば、およそ本質的でない手当てを求められることも多く、徒にスキームを煩雑化させている。	資産の流動化に関する法律第31条の2 信託法第58条	金融庁総務企画局市場課	資産流動化法の特定持分信託は、その制度趣旨上、投資家が不測の損害を被ることを予防する観点から、当然の要請として、信託契約を解除できないものとするのが求められ、法文上も「委託者または受益者が、信託期間中に解除を行わないこと」という条件を付すことが求められている。ただし、信託契約書にこのような条項を入れたとしても、信託法第58条の適用があるのかどうかは明らかでなく、制度趣旨が十分に活かされていない。弁護士の中には、信託法第58条の適用によって信託の解除が可能とする意見があり、格付の評価が難しくなっている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560155		(社)日本経済団体連合会	155	投資法人の資金調達手段の多様化	投資法人が発行できる債券として、投資法人債に加え、CP等の発行を可能とすべきである。		超短期の資金調達についてはCPが調達コストの点で一般借入に比べ低く、これが認められることにより資金調達コストの低下につながるとともに、投資家への配当原資の増加となり、ひいては投資家の利益につながる。また、資金調達にあたっての期間のマッチングという意味からも望ましい。	投資信託及び投資法人に関する法律第67条1項16号、同条7項、第139条の2、同法施行規則第103条第1項7号	金融庁総務企画局市場課	投資法人の資金調達手段は、借入れ及び投資法人債に限られており、超短期の資金を必要とする場合、調達期間とマッチせず、調達コストが高くなってしまふ。
5056	50560156		(社)日本経済団体連合会	156	担保附社債信託法の見直し[新規]	担保附社債信託法を抜本的に見直すべきである。		担保附社債に容易に優先劣後構造を設けることを可能としたり、簡易な手続きにより担保変更等を行えるようにするニーズが高まっている。	担保附社債信託法第71条、第75条、第75条の2ほか	金融庁	担保附社債信託法においては、「平等な担保利益の享受」(第71条)に基づき、同一の信託契約における社債権者の間では、担保利益を平等に分配する必要がある。また、担保の変更、及び、担保権の順位の変更または放棄には、社債権者集会の決議が必要とされている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560157		(社)日本経済団体連合会	157	投資法人の規約変更手続の緩和[新規]	規約に予め、租税特別措置法の適用を受ければ投資家にとって有利であることが明確な場合に官報への掲載により規約を変更できる旨、盛り込んでいる場合については、投資主総会を省略できるようにすべきである。		投資法人の規約変更は投資主総会の承認を要するため、租税の優遇措置など投資主に有利なことが明確であるにもかかわらず、租税法等の改正が行われた場合に機動的な規約変更ができない。	投資信託法第140条	金融庁総務企画局市場課	租税特別措置法の改正において、投資法人が優遇措置を受ける要件として規約への記載が求められる場合があるが、規約の変更には投資主総会の承認が必要となる。
5056	50560158		(社)日本経済団体連合会	158	資産流動化法における業務開始届出時の添付書類の簡素化	特定目的会社において土地を取得し不動産開発を行う「開発型証券化」を行う場合、締結済みの工事請負契約に代えて、プロジェクトマネジメント契約書等の請負契約に準ずる契約書の添付を認めるべきである。		特定目的会社において開発型証券化を行う場合、特定目的会社による土地取得前に、建築確認を経て予定建築物が確定し、工事請負契約の締結を完了することは困難な場合が多く、開発型証券化の阻害要因になっている。投資家による出資の時期を、例えば、土地相当額については特定目的会社による土地の取得後、建築工事費相当額については請負契約締結後などとするれば、投資家保護も図られると考える。 また、「規制改革推進3か年計画(再改定)」(2003年3月閣議決定)においても、「資産流動化を促進する観点から、資産流動化計画書、業務開始届出に係る添付書類の弾力化・簡略化を図ることについて所要の措置を講ずるとともに、引き続き検討する」(2003年度中検討)とされている。	資産の流動化に関する法律第3条3項3号、同法施行規則第7条1項2号	金融庁監督局銀行第2課	資産流動化法に基づく特定目的会社において、土地を取得し、不動産開発を行う場合、特定目的会社の業務開始届出の添付書類として、締結済みの工事請負契約書が必要とされている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560159		(社)日本経済団体連合会	159	投資法人による同一法人の株式取得制限の緩和【新規】	投資法人による同一法人の発行済株式の取得制限を緩和すべきである。		投資法人にとって、投資の選択肢が拡大する。また、流動化ビークルにとって、ニーズのある投資家に対して証券化商品の発行を拡大することが可能となり、より円滑な資産流動化にもつながる。	投資信託及び投資法人に関する法律第194条、同法施行規則第142条	金融庁	投資法人は、同一法人の発行済株式総数の2分の1を超える株式を取得することができない。
5056	50560160		(社)日本経済団体連合会	160	貸金業規制法に基づく受取証書交付義務の見直し【新規】	弁済をした者の請求があった場合に限り受取証書の交付義務を負う弁済として、コンビニエンスストアでの弁済を付け加えるべきである。		コンビニエンスストアでの弁済は、債務者にとって利便性が高い。また、コンビニエンスストアでは公共料金の入金も一般的に行われており、弁済をした者の請求があった場合に受取証書を交付することとしても、問題はないと考える。	貸金業の規制に関する法律第18条	金融庁金融会社室	貸金業者は債務者から弁済を受けた場合、債務者に対して受取証書を交付する必要がある。ただし、預金又は貯金の口座に対する払い込みその他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合は、当該弁済をした者の請求があった場合に限り、交付義務を負うこととされている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560161		(社)日本経済団体連合会	161	貸金業規制法に基づく債権譲渡通知義務の緩和【新規】	兼営認可を受けた金融機関などが債権流動化を目的として譲受人になるなど、債務者保護に適切な配慮がなされている場合、貸金業者から貸金債権を譲り受けた者の書面交付義務を不要とすべきである。		債権譲受人の書面交付に要するコスト削減につながる。また、貸金業者の資金調達の円滑化に資する。	貸金業の規制に関する法律第24条2項	金融庁	貸金業規制法に基づき、貸金業者から貸金債権を譲受けた者は、当該債権の債務者に対し、譲り受けた債権の内容を明らかにする書面を交付しなければならない。
5056	50560162		(社)日本経済団体連合会	162	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁	保険会社の付随業務として、既に銀行等で行われている信託業務(現行信託業法に規定する併営業務を含む)の代理や事務の代行を行うことを認めるべきである。		①保険会社が顧客に対して信託商品の提示を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャパシティ活用の観点から極めて有効である。 ②生命保険会社では、他の金融機関と共同してマスタートラスト業務等を行う信託銀行を設立しているケースがあるが、マスタートラスト業務等の代理を保険会社に認めることにより、当該信託銀行の顧客基盤拡充や経営効率化、保険会社の経営資源の有効活用が促進される。 ③なお、銀行等においては信託業務の代理が可能とされており、かかる点との公平性を図る必要がある。また、金融審議会「信託業のあり方に関する中間報告書(平成15年7月28日)」では、信託契約の取次ぎを行う者の範囲を幅広く認めることが適切とされている。	保険業法第98条、同施行規則第51条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第7条の2の2 信託業法案第67条、第70条	金融庁総務企画局企画課	保険会社が行うことのできる業務として、他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行が認められたが、その詳細を定める施行規則では、信託業務の代理や事務の代行は認められていない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560163		(社)日本経済団体連合会	163	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	保険会社の子会社の業務及び、保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務として不動産投資顧問業務を認めるべきである。		投資家のニーズが有価証券に係る投資顧問業務に限らず、不動産に係る投資顧問業務にまで多様化する中で、賃貸のみならず売買取引まで含めた不動産投資に係るノウハウを有する生命保険会社が、子会社において不動産投資顧問事業を行うことにより、投資家（特に年金基金等を想定）に提供するサービスの充実が図られる（保険持株会社の傘下で承認された実績がある）。	保険業法第106条、第271条の22 同施行規則第56条の2、第210条の7 事務ガイドライン1-8-1(2)⑥	金融庁総務企画局企画課、監督局保険課	保険会社の子会社の業務及び、保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務の中に、不動産投資顧問業務が含まれていない。
5056	50560164		(社)日本経済団体連合会	164	従属業務を営む保険会社の子会社等における従属業務に係る収入依存度規制の緩和	従属業務を営む保険会社の子会社等に係る収入依存度規制を緩和し、複数の保険会社や金融機関の共同出資による従属業務会社の設立、保有を認めるべきである。		従属業務を営む子会社等に係る全額出資規制が撤廃されたため、複数の保険会社等が共同出資を行う形で従属業務を営む子会社等を保有することが想定されるようになった。しかしながら、これら複数の出資保険会社等の各々について、50%以上の収入依存度規制を満たすことは不可能であり、実際に共同出資により従属業務を営む子会社等を保有することはできない。なお、保険会社や金融機関以外の会社との共同出資による従属業務を営む子会社等の設立、保有が実際に可能である一方で、保険会社や金融機関との共同出資が認められていないのは、規制の均衡を失っている。	金融庁告示第38号 事務ガイドライン（保険会社関係）1-8-1(1)(3)①	金融庁総務企画局企画課	保険会社の子会社等において従属業務を営む場合、当該従属業務については、親保険会社等からの収入額が総収入の50%を下回らないこととされている（収入依存度規制）。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560165		(社)日本経済団体連合会	165	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	特別勘定については、その財産的性格の相違、保険会社における負債性の相違から、100%の保全が行われるよう、保険業法等に必要な手当てを行うべきである。		特別勘定の責任準備金の価額は財産の価額の時価評価額とされ、資産の運用リスクが契約者に帰属するため、特別勘定は生命保険会社の経営破綻の原因とはなりにくい。我が国においては、特別勘定のように投資者のリスクテイクを前提とした商品については、信用リスクの所在を明確にするため、一定の分別管理がなされていることを要件として破綻リスクの遮断が図られている。 よって、生命保険会社が経営破綻に至った場合に、例えば信託と同程度の分別管理を行う等、特別勘定に属する資産が他の資産から特定可能な状態で管理されているときには、特別勘定の責任準備金の削減を行わないことが妥当と思われる。	保険業法（現在該当条項なし）	金融庁総務企画局企画課 法務省民事局	生命保険会社が経営破綻した場合、現行では、一般勘定、特別勘定とも同等に責任準備金の削減が行われることになっている。
5056	50560166		(社)日本経済団体連合会	166	保険会社本体による投資信託販売契約締結の代理もしくは媒介の解禁[新規]	保険会社の付随業務として、系列投信会社等における投信販売契約（投資信託委託業者が証券会社または登録金融機関との間で締結する「投資信託受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」）締結の代理もしくは媒介を行うことを認めるべきである。		保険会社はその顧客である証券会社や登録金融機関に対し系列投信会社等の投信商品を提示できることになれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャパシティ活用の観点から極めて有効である。 生命保険各社においては、グループ内の投信会社を活用した資産運用の高度化・効率化が図られているが、本体での投信販売契約締結の代理もしくは媒介が実現することにより、一層の顧客基盤の拡充と当該投信会社の経営効率化が促進される。	保険業法第98条、同施行規則第51条	金融庁総務企画局企画課、監督局保険課	保険会社が行うことのできる業務として、他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行が認められているが、その詳細を定める施行規則では、投信販売契約（投資信託委託業者が証券会社または登録金融機関との間で締結する「投資信託受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」）締結の代理もしくは媒介は認められていない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560167		(社)日本経済団体連合会	167	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘【新規】	保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認めるべきである。		現在、保険会社は、投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であるが、顧客のニーズに対してより能動的に対応する観点から、顧客の勧誘を行えることとすることが有効である。 企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャパシティ活用の観点から極めて有効である。	保険業法第98条、同施行規則第51条	金融庁総務企画局企画課、市場課	保険会社本体で、投資顧問契約又は投資一任契約の締結に関して、顧客の紹介を行うことは可能であるが、顧客の勧誘を行うことはできない。
5056	50560168		(社)日本経済団体連合会	168	保険会社の子会社による証券仲介業者への事務支援【新規】	保険会社の子会社である証券仲介業者が、他の証券仲介業者の事務支援を行うことを認めるべきである。		保険会社の子会社である証券仲介業者が、損保代理店が営む証券仲介業の相談・支援を行うことが可能となれば、証券仲介業者の普及促進、損保代理店の経営の効率化に資する。	保険業法第106条、同施行規則第56条第2項、第56条の2第2項、第3項	金融庁	2004年4月から証券仲介業者制度が創設され、一般事業会社である損保代理店が証券仲介業を営むことが可能となった。また、保険会社は子会社形態で、証券仲介業を営むことが可能となった。しかし、保険会社の子会社の業務の範囲には、証券仲介業者の事務支援が含まれていない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560169		(社)日本経済団体連合会	169	保険会社本体による証券仲介業者への事務支援【新規】	保険会社本体が証券仲介業者の事務支援を行うことを認めるべきである。		保険会社本体が、損保代理店が証券仲介業務を営む際の相談・支援を行うことが可能となれば、証券仲介業者の普及促進、損保代理店の経営の効率化に資する。	保険業法第98条第1項、第100条、同施行規則第51条	金融庁	2004年12月から保険会社は登録金融機関として証券仲介業務を営むことが可能となる。しかし、他業禁止の規定により、保険会社本体で、証券仲介業者に対する事務支援を行うことができない。
5056	50560170		(社)日本経済団体連合会	170	保険会社の代理代を行う子会社による証券仲介業務の実施【新規】	「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を営む保険会社の子会社が、証券仲介業務を兼営することを認める措置を、保険会社が証券仲介業務を営むことが可能となる2004年12月に合わせて、講じるべきである。		既に保険会社が有する「業務の代理又は事務の代行」子会社等が証券仲介業務を兼営することにより、子会社等を小規模な単位に分けることなく、顧客利便の向上及び保険会社経営の効率化を図ることができる。また、証券仲介業者の普及促進に資する。	保険業法第106条、同施行規則第56条の2第2項、第3項	金融庁	2004年12月から保険会社は登録金融機関として証券仲介業務を営むことが可能となる。しかし、保険会社の代理代を行う子会社は、兼業制限により、証券仲介業務を兼営することができない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560171		(社)日本経済団体連合会	171	一定の条件を満たすグループ会社間での「保険会社の業務の代理、事務の代行」を追加する場合の届出制への移行【新規】	一定の条件を満たすグループ会社(親子会社、持株会社の傘下の保険会社を含む。以下「グループ会社」という。)間であれば、一定の範囲(グループ(持株会社を含む)内の会社間において既に認められている業務・事務の範囲)を定め、業務の代理・事務の代行を行う場合、認可制から届出制とすべきである。		①グループ会社間においては、資本政策および各社間のリスク管理等を持株会社において一元管理しているケースが多い。そのため、グループ(持株会社を含む)内の会社間において既に認められている業務・事務の範囲で、新たにグループに加わった会社または新規に立ち上げた会社も含めたグループ内の会社間での代理・代行を行う場合に限り、認可制から届出制にすることにすれば、当局の適切なチェックを維持することが可能である。 ②認可折衝から認可申請・認可取得までには、時間を要することが多い(認可申請から認可取得まで、当局の審査期間は、保険業法施行規則246条より60日と定められている)。また、保険会社が既に特定の保険会社からの代理・代行を行う場合の認可を受けている場合にも、他の保険会社から代理・代行を行う場合には、改めて認可を受ける必要がある。届出制への移行により、認可申請する保険会社の事務ロードの軽減につながるとともに、ビジネスチャンスへの迅速な対応が可能となる。 ③生保・損保の兼営が禁止されている現状において、代理・代行の活用により、顧客に対してトータルの保障の提供等を行うことができる。また、他の保険会社の代理・代行は、経営資源の有効活用にも資する。届出制への移行により、さらに積極的に代理・代行制度を活用することができる。	保険業法第98条第1項第1号、同条第2項、同法施行規則第51条の2	金融庁総務企画局信用課保険企画室、監督局保険課	現在、保険会社が他の保険会社(外国保険業者を含む)その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行(内閣府令で定めるものに限る。)を行う場合は、その内容を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
5056	50560172		(社)日本経済団体連合会	172	主要株主規制の整理・緩和【新規】	既に主要株主規制以外で届出を行っている場合には、主要株主規制のもとでの届出を免除すべきである。		①2002年4月の銀行法等の改正により主要株主規制が順次導入されたが、既存の規制との関係が未整理のまま、届出対象が拡大されてきている。同一の所管官庁に対して、同一の法律のもと、同一内容に関して複数の届出を、違反の場合には行政罰を課してまで求めることは過剰である。 ②事業者及び行政双方の手續に係る管理コストの削減が図れる。	保険業法127条1項、271条の32第1項、333条1項34号、同法施行規則210条の14	金融庁	2002年4月の銀行法等の改正により主要株主規制が順次導入されたが、既存の規制との関係が未整理となっている。保険会社等の業法の規制を受ける会社が、他の保険会社等の主要株主である場合、所要の変更を行ったときには、自ら、業法の規定に基づき必要な届出を行うほか、別途、他の保険会社等の主要株主としても届け出が求められている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560173		(社)日本経済団体連合会	173	主要株主規制の整理・緩和 [新規]	銀行、保険会社等、既に業法上監督当局の規制を受ける業種については、証券取引法上の主要株主規制の対象外とするか、規制の対象を親会社である銀行、保険会社本体のみとすべきである。		①2002年4月の銀行法等の改正により主要株主規制が順次導入されたが、既存の規制との関係が未整理のまま、届出対象が拡大されてきている。しかし、主要株主規制の趣旨は主要株主の適格性にあると考えるべきであり、銀行法、保険業法等、業法において監督当局の規制を受ける業種については、同時に証券取引法における主要株主規制の対象とすることは過剰である。②事業者及び行政双方の手続に係る管理コストの削減を図ることができる。	証券取引法第28条の4第2項、33条の2	金融庁	2002年4月の銀行法等の改正により主要株主規制が順次導入されたが、既存の規制との関係が未整理となっている。主要株主規制は、銀行法、保険業法、証券取引法に見られるが、うち、証券取引法は、主要株主と特別の関係のある者についても「みなし主要株主」とし、規制の対象は他の2法と比べても幅広く、似て非なるものとなっている。例えば、銀行や保険会社がグループ内の傘下に証券会社があると、グループ内の各社も証券取引法上の「みなし主要株主」として規制の対象となる。
5056	50560174		(社)日本経済団体連合会	174	会員・組合員等の共済利用要件の厳格化[新規]	各種法令で認められている共済事業について、共済としての特定性を明確化するとともに、対象範囲を限定すべきである。具体的には①員外利用の禁止、②員外利用を直ちに廃止できない場合は員外利用比率管理に係る監督を強化、③「准組合員」制度の廃止、④「准組合員」制度が廃止できない場合は「准組合員」の基準厳格化、⑤検査の一元化、を行うべきである。		①特定の集団を対象にする共済事業においては、その特定性が明確でなければならない。また、員外利用や「准組合員」制度を認める合理的な理由はない。 ②上記要望項目の実現により、認可共済と民間保険会社の保険との間で、それぞれに適用される規制を特性に応じたものに揃える効果がある。	農業協同組合法、水産業協同組合法、中小企業協同組合法、農業災害補償法、森林組合法	農林水産省、経済産業省	特定の集団を対象にする共済事業において、その特定性が明確でない。また、員外利用や「准組合員」制度が合理的な理由なく認められている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560175		(社)日本経済団体連合会	175	株式交換等により完全子会社になった非上場会社に関する財務諸表開示の見直し[新規]	株式交換または株式移転の対象により、非公開会社を完全子会社化した場合は、完全子会社の最近2事業年度の財務諸表(最近2連結会計年度に係る連結財務諸表)の作成を不要とし、完全子会社の最終の貸借対照表と損益計算書(商法354③四、六)を記載すれば足りるとすべきである。		現在、株式交換により完全子会社となった会社については、最近2事業年度の財務諸表(最近2連結会計年度に係る連結財務諸表)を作成のうえ、親会社の有価証券報告書の所定欄に記載しているが、数ページにわたるため、投資家からは親会社自身の財務諸表とまぎらわしいとの批判が寄せられており、投資家にとって必要性の低い開示情報となっている。 一方、企業からすれば、完全子会社となった会社が非上場会社である場合、勘定科目等の項目を組み替えたものを過去に遡って算出のうえ、別途監査証明を受けたりする必要があるなど、当該財務諸表の開示に莫大な手間コストをかけている。(5人月くらい要するともいわれる。)したがって、完全子会社となった会社の最終の貸借対照表と損益計算書を記載すれば投資家保護の点からも十分であり、コストの点からも望ましい。	企業内容等の開示に関する内閣府令(第三号様式)	金融庁企業開示参事官室	株式交換又は株式移転による完全親会社として、2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による完全子会社となった会社(当該完全親会社の連結子会社であった場合を除く。)の最近2事業年度に係る財務諸表(連結財務諸表を作成している場合には最近2連結会計年度に係る連結財務諸表)を「2 財務諸表等」の「(3)その他」に記載しなければならない。
5056	50560176		(社)日本経済団体連合会	176	孫会社の役員に対するストックオプションの付与にかかる規制緩和[新規]	親持株会社が100%持つ中間持株会社が存在し、その中間持株会社100%保有する子会社(親会社から見ると孫会社)の取締役、執行役、監査役および使用人にストックオプションを付与した場合も、勧誘の相手方の人数の計算に含めないこととすべきである。		親持株会社が100%所有する中間持株会社が100%保有している子会社は、親会社が実質上100%所有しているといえる。したがって、このような孫会社については、完全子会社の場合と同様に、勧誘の相手方の人数の計算に含めないこととすべきである。	証券取引法施行令第1条の4第3項 証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第3条の3第2項	金融庁総務企画局市場課	現状では、ストックオプションの付与対象者が、「発行会社」および「その完全子会社」の取締役、執行役、監査役および使用人に限定されている場合は、勧誘の相手方の人数に含めないこととなっている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560177		(社)日本経済団体連合会	177	証券会社の商品勘定での自社株・親会社株式の買付・売却が可能であることの明確化【新規】	営業の目的をもって一時的に所有する商品有価証券である限り、自社株や親会社株式の所有も認められることを明確にすべきである。		証券会社は、取引所における有価証券売買の円滑な執行、公正な価格形成のために、顧客の売買の相手方となって、売り買いをしなければならないことがある(ディーラー業務)。万一、証券会社が自社株や親会社株式を自由に売買できないとなると、こうした証券の基本業務に支障を来すことになる。また、機関投資家とのバスケット取引や裁定取引において、自社株や親会社株式の売買が自由にできないとなると、株価指数とのトラッキング・エラーが生じ、外国証券との競争上不利となる。	商法210条の2(自己株式の取得の制限) 商法211条の2(子会社による親会社株式の取得の制限等)	法務省民事局	商法上、期末に資本の欠損が生ずるおそれがある場合の自己株式取得や、子会社による親会社株式の取得は禁止されている。したがって、商法を字句どおり解釈すると、自身または親会社が入場している証券会社は、機関投資家とのバスケット取引やそのポジション解消のための裁定取引において、自社株および親会社株式を自由に売買できない可能性がある。
5056	50560178		(社)日本経済団体連合会	178	金融子会社発行の短期社債に関する発行登録制度の利用適格条件の見直し【新規】	企業グループ内の金融子会社が発行する短期社債について、商法上の連結対象(一有価証券報告書提出大会社)である親会社が保証を行う場合は、継続開示要件を満たしていなくても、発行登録制度を利用できるようにすべきである。		親会社が保証している有価証券は、親会社も含めたグループで資力、返済能力、デフォルトの可能性等を判断すべきである。したがって、商法上の連結対象(一有価証券報告書提出大会社)である親会社が保証を行っている金融子会社の発行する短期社債については、グループ全体では継続開示条件を満たしていることから、発行登録制度の利用を認めることが制度の趣旨に適っている。 昨今の連結ベースでの決算・企業情報開示、金融業務の金融専門子会社化の流れにも沿っている。	証券取引法第23条の3	金融庁総務企画局市場課	短期社債は、日々発行するという商品特性上、募集には発行登録制度の利用が不可欠であるが、発行者自らが継続開示(1年間以上継続して有価証券報告書を提出)を行っていない場合は発行登録制度を利用することができない。 グループ内金融子会社は、親会社の株式保有比率が高く、自ら継続開示条件を満たしていない場合があるが、このとき発行登録制度が利用できず、結果として短期社債の発行ができない状況となっている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560179		(社)日本経済団体連合会	179	発行登録制度の発行予定期間に関する見直し(新規)	発行登録制度に関して、発行予定期間が連続している(前の発行予定期間終了後、即、次の発行予定期間がスタートする)ことを条件として、募集・売出しの条件決定から払込が前後の発行予定期間にまたがることも認めるべきである。		発行登録制度に関して、前後の発行予定期間の連続性を条件として、募集・売出しの条件決定から払込が前後の発行予定期間にまたがることと認められると、発行予定期間の終了を意識することなく、自由なタイミングで条件決定をすることができ、市中金利の動向を睨んだ機動的な資金調達が可能となる。募集・売出しの条件決定から払込までは長くても1ヵ月程度であり、条件決定が発行予定期間内に行われている以上、たまたま払込みが当該発行予定期間を過ぎてなされても、発行登録制度の趣旨は失われない。 更に、前後の発行予定期間の連続性を条件とすることにより、募集・売出しに関する何らかの行為が未登録期間に行われるということも防止できる。イギリスやアメリカの発行登録制度も本要望と同様の仕組みとなっており、資金調達における日本市場の不利な状況を解消する必要がある。	証券取引法第23条の6、第23条の7	金融庁総務企画局市場課	発行登録制度は、届け出た発行予定期間内に、各募集・売出しの条件決定から払込までを終えなければならない仕組みとなっている(証取法23の6、23の7)。したがって、発行予定期間終了近くになると、払込日が期間内に収まるように日程調整する結果、条件決定期間が限定されてしまい、金利動向を睨んだ機動的な条件決定ができない。
5056	50560180		(社)日本経済団体連合会	180	現先取引にかかる売買規制の適用除外	売現先だけでなく、買現先についても適用除外とすべきである。		資金の調達と運用は密接に結びついており、現先取引においても売現先と買現先の片方のみが行われることは、実務上想定され得ない。売現先が適用除外となっている以上、買現先についても適用除外とすべきである。	投資信託及び投資法人に関する法律第33条、第58条、第59条、第220条	金融庁総務企画局市場課	現在、現先取引については、売現先だけが、証取法163、164条の適用除外として認められている(上場会社証券売買令4条9号、5条)。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560181		(社)日本経済団体連合会	181	適格機関投資家の範囲拡大	<p>事業会社について、上記の金額制限を、たとえば5億円程度とすることを検討すべきである。</p> <p>また、個人投資家についても、資力に一定の制限(例:投資資産1億円以上)をつけた上で、届出を行ったものについては適格機関投資家を付与すべきである。</p>		<p>わが国資本市場の一層の発展と経済活性化のためには、様々なニーズに対応した金融商品の開発と普及が不可欠であり、投資家の専門的知識をベースに機動的・迅速に募集できる私募市場の拡大がその鍵を握っている。私募市場の投資家としては、従来の金融機関では積極的なリスクリックに限界があることから、資力とその意志ある事業会社、個人投資家を増やしてことが市場の厚みにつながる。</p>	証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第4条	金融庁総務企画局市場課	<p>現在、適格機関投資家は銀行等の金融機関や一部の事業会社に限定されている。このうち、事業会社については、以前は貸借対照表の「有価証券」及び「投資有価証券」の金額が100億円以上のもので金融庁長官に届出を行ったものとされている(定義府令4①二十一)。</p> <p>また、個人投資家は、適格機関投資家(有価証券に対する投資に係る専門的知識を有する者として内閣府令に定めるもの(法3①一))として、認められていない。</p>
5056	50560182		(社)日本経済団体連合会	182	信託受益権の振替制度の利用可能化[新規]	<p>一般の信託受益権について、口座簿の記載により権利が定まり、振替により権利移転できるように法制度を整えるべきである。</p>		<p>近年、住宅ローンの証券化商品(RMBS)は顕著に増えており(03年度は前年度の倍以上、04年度も半期にして既に前年度水準を上回っており9月末時点で8000億円強)、その大半が一般の信託受益権方式によるものである。この市場を更に拡大するには、流通市場の拡大が不可欠である(注)。しかしながら、発行市場の盛況と比較して、流通市場は未だ未成熟である。その理由の1つとして、一般の信託受益権の譲渡手続の煩雑さが指摘されている。一般の信託受益権についても、振替制度を導入することにより、流通市場の厚みが増し、それによる発行市場の更なる拡大が期待できる。なお、現行法制下で振替制度の対象となっている特定目的信託方式の信託受益権は、流動化計画の届出、税にかかわる導管性、信託自体のガバナンス条件等制約条件が多く、住宅ローンの証券化における利用は皆無に近い。(注)住宅ローンは一般に長期のものであり、投資家は長期固定金利のリスクを回避する傾向があることから、「売り」によって投資資金を回収できる方法が整備される必要がある。</p>	社債等振替法第6章その他の社債等の振替等	金融庁総務企画局市場課	<p>民法上は資産流動化法に定める特定目的信託の受益権は、社債等振替法の適用の対象となっているが(社振法125)、一般の信託受益権は、証券法第2条第1項に定める「みなし有価証券」であっても、社債等振替法の対象となっていない。</p> <p>一般の信託受益権の譲渡は、民法上は指名債権譲渡として取り扱われるため、通常は、売買当事者間で受益権譲渡契約を取り交わし、債務者(信託の受託者)の異議なき承諾により對抗要件を取得して(民法467)、権利の移転を行っており、大変煩雑な手続となっている。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560183		(社)日本経済団体連合会	183	外国で上場されている「外国投資信託」、「外国投資証券」の国内販売における規制緩和	外国で上場されている「外国投資信託」、「外国投資証券」については、国内投資家の注文を取次ぐ責任を負う国内販売事業者の販売の届出を行わせる方法を選択肢として導入すべきである。併せて、発行者による運用報告書に代えて、国内販売事業者が投資家保護に必要な不可欠な事項のディスクロージャーを行うことを可能とすべきである。		①外国で上場されている「外国投資信託」、「外国投信」の中には、国内で募集・売出が行われていなくても、国内投資家の購入希望の多い商品があるが、「外国投資信託」、「外国投信」の発行者が事前届出義務や「運用報告書」の作成義務を履行していない場合には、投資家は当該商品を国内で購入することができず、投資家ニーズに十分に応えられていないのが実情である。②左記に提案する方法によっても、投資家保護は十分図られ、また、監督当局による事情把握も可能である。③投資信託よりも一般的にリスクが高い外国株式については、国内で募集・売出が行われていなければ、その販売取次ぎを行うにあたり、発行者に届出義務や運用報告書作成義務は課せられていないことと比較しても、本規定は不合理である。	投資信託及び投資法人に関する法律第33条、第58条、第59条、第220条	金融庁総務企画局市場課	「外国投資信託」、「外国投資証券」を国内販売する場合、外国の発行者に、事前届出義務(投信法33.59)、「運用報告書」の交付義務(投信法58.220)が課せられている。
5056	50560184		(社)日本経済団体連合会	184	新株発行に係る軽微基準の見直し[新規]	公開買付に係る重要事実の軽微基準も踏まえ、年間に発行する新株が、発行済株式総数の一定割合(例えば、2.5%未満)であれば、重要事実にあたらないとすべきである。		新株発行が株価に影響を与えるのは、議決権の希釈化等が生じるためであり、資本金の規模の大小と無関係に発行価額の総額を基準とすることは合理的ではない。因みに、公開買付の軽微基準は年間の買い集め株数が発行済み株式数の2.5%未満とされており、これを株式需給関連の情報についての軽微基準と位置付けることも可能と考えられる。	会社関係者等の有価証券の取引規制に関する内閣府令第1条の二第一号	金融庁総務企画局市場課	現行法上、新株発行に関しては、発行価額の総額が1億円未満の場合には、軽微基準に該当し、重要事実にあたらないとされている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560185		(社)日本経済団体連合会	185	自己株式の取得・処分に係る軽微基準の創設【新規】	自己株式の取得・処分について、軽微基準を設けるべきである(例えば、発行済株式総数の2.5%)。		自己株式の処分と類似の性格を有する新株発行については軽微基準が設けられていることと比べ、均衡を失っており、これにより、発行体による株主への利益還元が制約されているとともに、資本政策の機動的な展開が阻害されている。	会社関係者等の有価証券の取引規制に関する内閣府令	金融庁総務企画局市場課	現行法上、自己株式の取得・処分に關しては軽微基準が設けられていない。
5056	50560186		(社)日本経済団体連合会	186	子会社の解散に係る軽微基準の創設【新規】	営業または事業の全部又は一部の休止又は廃止と同様、当該子会社の解散により減少する連結ベースの売上高が、解散後3事業年度にわたり、当該子会社解散前の事業年度の連結ベースの売上高の一定割合(例えば、10%未満)であると見込まれる場合には、重要事実にあたらないとすべきである。		営業または事業の全部又は一部の休止又は廃止について軽微基準が設けられていることと比べ、均衡を失っており、また、結果として、機動的な事業の再編が阻害されている。	会社関係者等の有価証券の取引規制に関する内閣府令	金融庁総務企画局市場課	現行法上、子会社の解散に關しては、軽微基準が設けられていない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560187		(社)日本経済団体連合会	187	上場子会社等の業績予想の変動の重要事実からの削除[新規]	上場子会社等の業績予想の変動については、親会社側にとっての重要事実から削除すべきである。		親会社にとって重要でない小さな上場子会社であっても、当該会社にとって大きな業績予想の変動であれば、すべて親会社側の重要事実となることとなり、合理的ではない。親会社の属する企業集団の業績予想等の変動は親会社の会社関係者にとって引き続き重要事実であり、特段の弊害はない。	会社関係者等の有価証券の取引規制に関する内閣府令第4条の四	金融庁総務企画局市場課	現行法上、上場子会社等の業績予想の変動については、軽微基準に該当しない限り、親会社の会社関係者にとっての重要事実とされている。また、当該軽微基準は、当該子会社単体ベースで設定されている。
5056	50560188		(社)日本経済団体連合会	188	インサイダー取引規制に関するセーフハーバーの拡大[新規]	①重要事実の存在や、その発生を知る前に作成した計画(「知る前計画」)に基づく株式売買(継続的な売買でない売買を含む)、②投資顧問会社、信託銀行、証券会社等に運用を委託している株式売買、③取引先持株会による株式の買入れも、セーフハーバー(適用除外取引)に追加すべきである。		適用除外となっている役員・従業員持株会による取得と同様に、恣意が入る余地がない取引であることが明確な場合には、インサイダー取引規制の適用除外とするのが合理的である。	会社関係者等の有価証券の取引規制に関する内閣府令第6条	金融庁総務企画局市場課	現行法上、インサイダー取引規制に係る適用除外取引は、内閣府令で限定列挙されている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560189		(社)日本経済団体連合会	189	自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象拡大	<p>自動車保有関係手続のワンストップサービス化は、規制改革・民間開放推進3か年計画に基づき、平成17年の稼働開始に向け、検討及び一部で試験運用が行われているが、より利便性の高いサービスを実現するため、以下の事項を早急に検討・具体化していくべきである。(1)検査・登録等諸手続①軽自動車の検査・届出手続等の電子化②納税証明書の添付に代わる電子化の検討③抹消・移転登録手続の電子化④原付のワンストップサービス対象化(2)自動車関連税手続①自動車取得税・自動車税・軽自動車税・自動車重量税の納付手続等の電子化および電子化に向けた手続の合理化②納税に係る行政と所有者の有する電子情報の交換(3)保管場所証明申請手続</p> <p>①保管場所申請手続の電子化及び電子化に向けた申請手続の全国統一化、添付書類の簡素化等(4)自賠責保険手続①付保手続の電子化及び電子化に向けた手続の合理化</p> <p>②自賠責解約時における当該車両の状況(滅失・解体など)確認の合理化(具体的には、保険会社がネットワーク上で確認出来ることとした上で、当該確認をもって必要書類(登録事項等証明書や抹消登録証明書)の取付に代えることを可能とすること。【「規制改革・民間開放推進3か年計画」Ⅲ分野別措置事項1「I」関係工⑩b関連】)(5)所有者に対する所有自動車に係る登録事項等の電子的開示(6)自動車大量所有者の事務手続等を踏まえた運用</p>		<p>手続申請の電子化がなされていないため、その手続の申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いている。また、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要がある。電子化の検討に際しては、利用者の意見を十分に反映させることによって、電子化による混乱等が生じないよう配慮する必要がある。平成17年中のシステム稼働を目指してワンストップサービス化が実用化される予定だが、軽自動車の登録管理に加え、原付車両についても接続のインターフェースを統一化する等、ユーザー(申請者)負担の軽減を目指すべきである。また、年間の自賠責解約手続きは各保険会社とも膨大な件数となっているが、本要望の実現により契約者・保険会社双方の負担が大幅に軽減される。</p>	<p>道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例等</p>	<p>国土交通省、財務省、総務省、警察庁、地方自治体</p>	<p>自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続は、書類により行うとともに、複数省庁にまたがるため、極めて煩雑である。</p> <p>現在、政府の「規制改革・民間開放推進3か年計画」に基づき、平成17年中のシステム稼働に向けて、自動車保有関係手続のワンストップサービスの推進に係る検討および試験運用が進められているが、地方自治体への届出制となっている原付などの車両についてはワンストップサービスの対象外である等、一定の制限がある。</p>
5056	50560190		(社)日本経済団体連合会	190	駆動軸重の軸重規制緩和	<p>2軸トラクタの軸重規制について、「2軸トラクタの駆動軸重に関する試験及び判定方法」により適合したトラクタについては、フル積載対応海上コンテナけん引用か否かの別に関係なく、軸重制限を11.5トンまでとすべきである。</p> <p>この点、2004年6月の規制改革集中月間の回答によれば、「平成17年度までに緩和の可能性について検討を行う」とされているが、早急に検討・実施すべきである。</p>		<p>フル積載対応海上コンテナけん引の2軸トラクタは、「2軸トラクタの駆動軸重に関する試験及び判定方法」により適合した場合、軸重11.5トンまで走行が認められている。</p> <p>軸重制限の緩和により、物流効率化の促進及び物流コストの低減が期待できる。</p>	<p>道路運送車両の保安基準4条の2第1項、車両制限令第3条第1項第二号ロ</p>	<p>国土交通省道路局</p>	<p>現在、軸重の制限値は、フル積載対応海上コンテナけん引の2軸トラクタを除き、「2軸トラクタの駆動軸重に関する試験及び判定方法」により適合した場合でも、10トン以下とされている。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560191		(社)日本経済団体連合会	191	特殊車両の通行許可申請手数料の軽減ならびに許可期間の延長	<p>本年6月の規制改革集中受付月間の回答において「平成17年度までに行うこととして検討を進めている」とされた。申請手数料の見直しを早急を実施すべきである。</p> <p>特殊車両の通行許可期間を延長すべきである。</p>		申請事業者および行政事務に係る事務負担とコストを軽減できる。	道路法第47条の2、車両の通行許可の手続き等を定める省令第6条	国土交通省道路局	<p>一般的制限値を超える車両が道路を通行する場合には、車両の構造または車両に積載する貨物が特殊であるため道路管理者がやむを得ないと認める場合には、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、車両の通行を許可することとなっている。本年3月から特殊車両通行許可の「オンライン申請システム」が導入されたことにより、申請手続の簡素化が図られたが、申請手数料については、本年6月の規制改革集中受付月間の回答において「見直しを平成17年度までに行うこととして検討を進めている」とされた。一旦許可を得ても、許可期間(6ヶ月~1年)の更新が生じた場合は更新申請が、また、申請者及び申請経路等の変更が生じた場合は変更申請が、それぞれ必要となり、申請費用も別途必要となる。</p> <p>トラックヘッドとシャーシの使用に際しても、両方の許可を得なければならない。</p>
5056	50560192		(社)日本経済団体連合会	192	大量車両登録変更のための特例措置(新規)	<p>大量車両所有者の行う車両登録変更等を効率化する観点から、以下の措置を講じるべきである。</p> <p>①申請時の車検証原本の提出を不要とするともに、電子的な方法による申請を認めること。</p> <p>②上記の点を踏まえ、先行して変更登録や移転登録を行った車両については、次回車検時まで車検証の記載事項を変更すればよいとすること。</p> <p>③自動車登録番号の変更を伴わなければ、各自動車の登録地に関係なく、現所有者の最寄の陸運事務所にて申請可能とすること。</p> <p>④真の所有者を即座に確認し得るよう、変更登録などの情報が全国どここの運輸局でも即座に入手できるような全国統一的なデータベースを構築すること。</p>		<p>リース車の台数は、近年増加しているものの、現行道路運送車両法に基づく登録関係諸手続きは、自動車リース会社のような大量車両所有者による変更登録、もしくは移転登録を想定したものとはなっていない【注】。</p> <p>最近の経済情勢により、リース会社や自動車ディーラーのように大量に車両を所有する会社においても、企業統合、会社移転、名称変更などが増加し、それに伴い車両登録変更もしくは移転登録申請などを行わなければならないケースが増えている。</p> <p>現在、自動車リース会社のような大量車両所有者が、移転などにより車両の変更登録や移転登録を大量に行わなければならない場合、各地に散在する車両使用者(借主)から車検証原本を回収しなければならず、なおかつ、15日以内に登録申請も行わなければならないため、膨大な事務的な労力を要している。</p> <p>昨今のIT分野の目覚ましい進捗を踏まえ、全国的なデータベースの活用を図ることにより、車両の真の所有者を即座に特定することは十分可能と思われる。また、こうした取組みは、e-政府の方針に一致するものである。</p> <p>【注】・リース車両数(国土交通省調査) 1980年 18万台 1990年 119万台 2000年 236万台 2003年 267万台 ・リース車両を5千台以上保有する会社(日本自動車リース協会連合会会員調査) 2000年 75社 2003年 71社</p>	道路運送車両法第12条、第13条、第66条、第67条	国土交通省自動車交通局技術安全部管理課	<p>車両所有者が、社名変更や住所変更をおこなったり、車両を他企業に譲渡した場合、事由発生から15日以内に、変更登録の申請(道路運送車両法12条1項)、または移転登録の申請(道路運送車両法13条1項)を行わなければならない。所有者による上記申請は、申請時に自動車検査証の原本を提出して行われる車両の使用者による自動車検査証記載事項変更の申請と同時に進行することが義務づけられている(道路運送車両法12条、2項、13条3項及び67条)。</p> <p>一方車両を道路上において運行する場合は、常に車両内に自動車検査証原本を保管することが義務づけられている(道路運送車両法66条)。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560193		(社)日本経済団体連合会	193	繁忙期における営業所間の車両移動の更なる弾力化[新規]	<p>通達の「繁忙期」に、「年度末繁忙期」として、「2月5日～4月5日」を追加すべきである。</p> <p>また、「一定期間」に関しても、「30日以内」から「60日以内」へ延長すべきである。</p>		<p>自動車業界では、2～3月にかけての年度末納期が最も多いが、通達の範囲外であるため、配車前と、配車後に、事業計画変更の事前届出や、道路運送車両法に基づく変更登録を行っている。</p> <p>そのため、当期間が通達で指定する繁忙期と認められれば、需要に即した機敏な応答が各所で可能となる。</p> <p>また、この期間は、2ヶ月間を通して繁忙期となるため、30日以内しか認められないと、当制度のメリットが生かしきれない状況にある。当制度の更なる効果的運用のためにも、一定期間の期間延長が必要である。</p>	<p>通達「貨物自動車運送事業に係る繁忙期における営業所間の車両移動の弾力化について」(H5年11月10日 自貨第97号)</p>	国土交通省自動車交通局	<p>繁忙期におけるトラック輸送対策として、通達で指定された繁忙期のうち、一定期間(30日以内)に限り、事業計画変更の事前届出や、道路運送車両法に基づく変更登録の申請を伴わずに、同一事業者の他の営業所に事業用自動車を提供することが認められている。(引越しシーズン：3月15日～4月15日、夏季繁忙期：6月20日～8月20日、秋期繁忙期：9月1日～11月30日、年末年始繁忙期：11月10日～1月10日)</p>
5056	50560194		(社)日本経済団体連合会	194	繁忙期における貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用制限の緩和[新規]	<p>貨物自動車運送事業者が、引越しシーズンだけでなく、夏期及び年末年始の贈答シーズン、秋の収穫シーズンを含め、毎年の繁忙期にレンタカーを使用できるよう認めるべきである。また、事故修理及び整備・点検の代車におけるレンタカー利用を認めるべきである。</p>		<p>物流の需要が極端に増大する時期に対応するためには、事業用自動車の臨時増車などもあるが、短期的な需要に対応するためには、レンタカーを簡便な手続きにより調達し利用するほうが容易である。現在、短期的な需要や臨時の需要が発生した場合に対応するために、貨物自動車運送事業者とレンタカー事業者は、多大な負担を強いられる。具体的には、レンタカーのナンバーを廃止(減車)し、その車を貨物自動車運送事業者への短期リース車として青ナンバーを取得し、使用後にレンタカーのナンバーに戻す(増車)、ということが各地で行われており、車検の取り直し、許可申請手続き、任意保険の付保変更を含め、多くの手数と費用がかかっている。</p> <p>貨物運送業界の競争が激化する今日では、運送事業者の効率的な経営体質への転換が急務であることから、短期的な需要や臨時の需要が発生した場合にレンタカーの使用が認められれば、増車による固定費の増加を防止でき、スリムな経営が実現可能となる。</p> <p>レンタカーの貨物車は、事業用貨物車と同一の点検基準により点検整備が実施されており、安全面での問題はないと考えられる。</p> <p>物流の需要が極端に増大し、事業用自動車のみではその輸送力の確保が困難となる時期は、年度末及び年度当初の引越しシーズンだけではなく、夏期及び年末年始の贈答シーズン、秋の収穫シーズンなどの時期にもあてはまる。</p>	<p>道路運送法第80条2、貨物自動車運送事業法第4条3、貨物自動車運送事業法施行規則第2条4、自動車局長通達(昭和44年10月6日付・自貨第231号・自通第143号)、自動車交通局貨物課長通達(平成12年2月8日付・自貨第17号)</p>	国土交通省自動車交通局貨物課	<p>年度末及び年度当初において人事異動等に伴う引越し輸送が極端に増大し、事業用自動車のみではその輸送力の確保が困難となっているため、引越しに係る輸送力を確保し、利用者のニーズに的確に対応するために、貨物自動車運送事業者が、3月15日から4月15日までの間に限り、15日未満の借受け期間で、且つ延長しないことを条件に、引越し輸送にレンタカーを使用することが認められている。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560195		(社)日本経済団体連合会	195	レンタカーにおける貸渡簿への走行キロ数記載規制の廃止[新規]	貸渡簿への走行キロ数の記載規制を廃止すべきである。		「環境にやさしいレンタカー型カーシェアリング特区」制度が創設され、その中で無人の事務所における自家用車の貸渡しが認められたが、無人で走行キロ数を把握するためには、貸渡す自家用車1台ずつ全てに相当の走行キロ数管理システムを搭載する必要が生じ、初期投資が多くなるため、事業参入への障壁の一つとなっている。	「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについて(平成7年6月13日付け自旅第138号)」2.(7)	国土交通省自動車交通局旅客課	レンタカーにおいては、貸渡簿を備え、貸渡しの状況を的確に記録するとともに、少なくとも2年以上保存しなければならない、とされているが、この貸渡簿の記載事項として借受人の氏名又は名称及び住所や運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号などと並んで、走行キロ数があげられている。
5056	50560197		(社)日本経済団体連合会	197	運行管理者制度に係る規制の緩和[新規]	①別陸運会社の別営業所であっても、管理業務が同様で、営業所が隣接している等の条件を充たしていれば、車両台数を限定して、運行管理業務を受委託できる様にすべきである。 ②運行管理者の一般講習受講間隔の期間を2年に1度から4年に1度に延長すべきである。		運行管理業の受委託により、運行管理業務の効率化と、それに伴う運行管理コストの低減を促進できると共に、安全面において危険情報などの共有化も図られる。 運行管理者の一般講習受講日には業務代行者を充てる必要があることから、受講頻度を減らすことにより業務代行者の手配や業務への負荷軽減を図られる。 ※受講間隔の延長により以下の効果が期待される。 ①運行管理者が受講に係る拘束時間が減少する。(現状、平日昼間8時間/回/2年)②運行管理者受講時における業務代行者の手配軽減③受講費用の軽減(一般講習費用 3,000円/回/人)一般講習の内容は、行政動向等の周知や運転者の健康管理等であり、受講期間延長に伴う弊害は少ないと思われる。	貨物自動車運送事業法第18条第1項 貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条 独立法人自動車事故対策機構法第13条	国土交通省自動車交通局	現在、運行車両が例え1台であっても、当該車両が稼働している限り、営業所毎に所定数の運行管理者を選任しなければならない(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条、独立法人自動車事故対策機構法第13条)。 ＜一般講習の受講対象者＞ 既に運行管理者として選任されている方又は運行管理者の補助者として運行管理の業務をされている方を対象。 ①運行管理者(前年度に実施した一般講習の未受講者) ②当年度中に初めて選任届出をした運行管理者の方

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)																
5056	50560198		(社)日本経済団体連合会	198	道路占用料金の適正化[新規]	<p>2003年度が固定資産税評価額の評価替の年であったのを機に、最新の地価を反映させた(評価替後評価額にもとづいた)占用料とすべく、単価の見直しを図るべきである。</p> <p>地方公共団体の市、区によっては、占用料金が政令に定める国道の占用料金に対して著しく高い占用料金となっており、平成8年に出された通達の内容に明らかに反していることから、その見直しを図るべく、各自治体に対し、道路関係法令および通達の周知徹底を図るべきである。</p>		<p>現在の道路占用料単価は、地価公示価額の7割評価となった平成6年の固定資産税評価額を基に定められ、以降見直しされていないが、近年の地価(固定資産税評価額)動向は、平成6年当時と比べ、大きな乖離が生じているものと考えられる。</p> <p>【参考】固定資産税評価額の推移(円/m)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成6年</td> <td>平成12年</td> <td>平成15年</td> </tr> <tr> <td>全国計平均価額</td> <td>8,729</td> <td>4,910</td> <td>44,731</td> </tr> <tr> <td>変動率※</td> <td></td> <td>△43.8%</td> <td>△48.1%</td> </tr> <tr> <td>宅地平均価額</td> <td>86,168</td> <td>53,362</td> <td></td> </tr> </table> <p>※平成6年から平成15年迄の変動率</p> <p>地方自治体の占用料は、条例で定められているが、近年、国道などの占用料に比べると、著しく高額の占用料を設定している地方自治体がある。本来、道路占用料は、道路占用の適切な対価であるべきとの観点から、政令に定める占用料と均衡を失しないよう取り扱うべきである。</p> <p>政府においても、天然ガス普及促進のためのパイプライン整備が重要事項とされていることから、今後の天然ガスインフラの整備促進を図るためにも、占用料金を適正に見直すべきである。</p> <p>市町村合併によって所在地区分が格上げされるケースが増えてきており、以前と同じ場所で継続して占用しているも、所在地区分の格上げに伴い占用料金が値上げとなってしまふ。</p>		平成6年	平成12年	平成15年	全国計平均価額	8,729	4,910	44,731	変動率※		△43.8%	△48.1%	宅地平均価額	86,168	53,362		<p>道路法第39条の2 道路法施行令第19条の2 通達「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」(平成8年1月26日建設省道政発第2号の4)</p>	国土交通省道路局路政課	<p>道路法第39条の2(占用料の徴収)により、占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例で定める。ただし、(中略)全国にわたる事業で政令で定めるものについては、政令で定める基準の範囲を超えてはならないとされ、道路法施行令第19条の2(指定区間内の国道に係る占用料の額)が、指定区間内の国道に係る占用料の額を定めている。現在の道路占用料単価は、平成6年の固定資産評価額を基にしている。</p> <p>通達「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」(平成8年1月26日建設省道政発第2号の4)」で、水道事業、ガス事業、電気事業、第一種電気通信事業の占用物件に係る占用料については、政令に定める占用料の額と均衡を失しないよう努めることとされている。しかしながら、所在区分地(市、区、町)によっては、政令に定める占用料の額と著しく乖離している場合がある。</p>
	平成6年	平成12年	平成15年																								
全国計平均価額	8,729	4,910	44,731																								
変動率※		△43.8%	△48.1%																								
宅地平均価額	86,168	53,362																									
5056	50560199		(社)日本経済団体連合会	199	車両乗入幅に係る審査基準の徹底[新規]	<p>個別地域の特殊性は踏まえつつも、車両出入り及び道路通行上の安全を図る観点から、各自治体の行う車両出入口の乗り入れ幅に関する審査基準の作成、あるいは承認にあたっては、トレーラートラックやタンクローリー等大型車両の安全な進入を十分考慮の上取扱うべく、各自治体へ通達(一般的な審査基準)の周知徹底を図るべきである。</p>		<p>国が示した一般的審査基準を下回る基準を採用する地域においては、トレーラートラックやタンクローリー等大型車両の給油所への安全な進入という点で、十分な乗入幅が確保できていないケースが見られる。その結果、以下のような安全上の不具合事例が報告されている。①トレーラートラックやタンクローリー等大型車両が歩道部に乗り上げて進入せざるをえない事例。②車両前方からの進入が困難なため、バックからの進入を余儀なくされ、車両と給油所側施設との接触が生じた事例。③道路センターラインを超えての進入を余儀なくされる事例(対面通行車との衝突事故のリスクが生じる)。幸い人身事故の報告はないが、ガソリン等可燃性危険物を取扱うタンクローリーが給油所乗入口周辺において物損事故を起せば火災・爆発事故につながるおそれがあることから、安全な進入を確保し、物損事故、人身事故の危険性を低減すべきである。</p> <p>車両制限令等の改正(平成5年11月25日施行)及び消防法の改正(平成6年4月1日施行)により、タンクローリーの大型化が図られるようになり、業界の物流合理化は進展したものの、他方で、十分な乗入幅が確保できない自治体管理道路においては、規制改革の成果を具体化するにあたり、安全上の支障が生じている。トレーラートラックやタンクローリー等大型車両の安全な進入という観点から、給油所への大型車両の進入に関しては、全国的に第49号通知と同等レベルの審査基準が適用されるべきである。</p>	<p>道路法(第24条:道路管理者以外の者の行う工事)、建設省道政発第49号「道路法第24条の承認及び第91条第1項の許可に係る審査基準について」(平成6年9月30日)関連法令(道路構造令等)</p>	国土交通省道路局	<p>道路管理者以外の者(給油所運営者等)が、給油所への車両の出入口を目的とする歩道改築工事を行う場合は、道路法(第24条:道路管理者以外の者の行う工事)に基づき、各々の道路の道路管理者から承認を受けることとされている。</p> <p>車両出入口の乗入幅については、平成6年9月30日付建設省道政発第49号「道路法第24条の承認及び第91条第1項の許可に係る審査基準について」(以下、第49号通知と略)にて、一般的な審査基準が示されているものの、自治体(都道府県、市町村)が定める承認審査基準には、第49号通知の基準値を下回っているものも多く、給油所が行う車両出入口の歩道改築工事にあたって、十分な乗り入れ幅が確保できないケースが少なからず発生している。</p>																

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560200		(社)日本経済団体連合会	200	自動車保管場所標章の廃止[新規]	自動車保管場所標章の貼付を廃止すべくである。		<p>標章購入コストを削減できる。</p> <p>自動車の保管場所の確保は、道路運送車両法第4条に定める新規登録および同法第12条に定める変更登録の要件となっている。したがって、道路運送車両法において自動車登録ファイルに登録を受け、運行の用に供される自動車は、その時点では、すべて保管場所が確保されていることが確認されていることから、各省庁間のデータの共有化が図られれば、その他に改めて車両に貼付し、保管場所が確保されている旨を明示する標章に個別の機能はなく、貼付は不要である。</p>	自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条	警察庁都市交通対策課	自動車には、国家公安委員会規則に基づき、自動車保管場所標章を表示(後部ガラスに貼付)しなければならない。
5056	50560201		(社)日本経済団体連合会	201	発電車の緊急自動車指定[新規]	発電車は、緊急性・公益性の観点から、道路交通法で定める緊急自動車として指定許可すべきである。		<p>ライフライン復旧活動ならびに仮設救護施設等への電源確保による後方支援や国・地方公共団体等の重要設備への電力安定供給など、地震などによる広域停電災害発生時にライフラインの緊急対応を行ううえで発電車は最低限必要であり、緊急性・公益性の観点から、緊急自動車として指定許可すべきである。また、事故や災害により停電が発生した場合、病院等(ICUを備えた中規模医療施設等)での救急医療設備の停止等が想定され、その影響が人命に係わるような場合、発電車で緊急的な停電解消が必要となる。</p> <p>道路交通法施行令第13条では、緊急自動車には消防用自動車、救急用自動車などが指定されており、公益性・緊急性の観点から、人命に係わるような停電が発生した場合、これを解消する応急作業に使用する車両についても、救急用自動車等と同様に取り扱われることが妥当である。発電車が緊急自動車として指定許可されていないことにより、緊急時に渋滞に巻き込まれ、復旧作業に時間を要するなどの事例が発生している。</p>	道路交通法施行令第13条	警察庁	<p>道路交通法で定める緊急自動車は、道路交通法施行令第13条で「電気事業、ガス事業その他の公益事業において、危険防止のための応急作業に使用する自動車」となっており、電力会社が保有する車両のうち、火災時の危険防止や電力設備の保安上の緊急復旧に使用する車両は各都道府県の公安委員会から指定許可を受けている。</p> <p>一方、電力会社が保有する発電車は、事故や災害により停電が発生した場合、緊急的に電気を供給するために使用しているが、その用務が危険防止のための応急作業にあたらぬとして、指定許可を受けていない。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560202		(社)日本経済団体連合会	202	車庫申請、登録申請の代行委任に係る規制緩和(新規)	<p>総務省令で定められる「定期的かつ容易に行える手続」に、道路運送車両法に基づく登録申請手続および自動車保管場所法に基づく保管場所証明の申請手続を含めるべきである。</p> <p>また、総務省令で定められる「相当の経験又は能力を有する者」に、自動車販売業に携わる者を含めるべきである。</p>		<p>平成17年より開始される自動車登録申請手続のワンストップサービス化により、登録申請手続は簡易に行えることとなるが、総務省令で定める「定期的かつ容易に行える手続」に道路運送車両法に基づく手続と自動車保管場所法に基づく手続の両方が指定され、かつ、「相当の経験又は能力を有する者」に自動車販売業に携わる者が指定されなければ、ワンストップサービスの円滑な運用が期待できない。</p> <p>手続費用の削減が期待できる。</p>	行政書士法第1条の2 行政書士法第19条	総務省行政課	<p>他人の依頼を受け、業として、道路運送車両法に基づく自動車の登録申請書を作成すること、また、自動車の保管場所に関する法律に基づく保管場所証明の申請書を作成することは、官公署への提出書類の作成であることから、行政書士の専管業務となっていたところである。</p> <p>平成14年に行われた行政書士法の改正により、「定期的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続」については「相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者」が電磁的記録を作成する場合は、適用除外となったところである。</p>
5056	50560203		(社)日本経済団体連合会	203	危険物積載船舶の特定港入港におけるGRT(総トン数)制限の撤廃	<p>危険物積載船舶の特定港への入港時の港長の許可を受けるための規制項目から、総トン数(GRT)の制約を外すべきである。</p>		<p>平成16年3月の「規制改革・民間開放推進3か年計画」では、本件に関し、平成16年中に検討・結論を得ることとなっているが、以下の点を踏まえて、早急に対応すべきである。</p> <p>総トン数は、船舶の大きさを示す標準的なトン数であるが、主に各種の手数料や税金の算定基準として用いられているものである。危険物積載船入港時の安全については、最大積載重量、最大積載量、喫水、各種船型長等の定められた制限を遵守することで確保できる。</p>	港則法第23条	国土交通省海上保安庁航行安全課	<p>危険物積載船舶が特定港に入港・荷卸をする場合には、港長の許可を受けることが必要とされている(港則法第23条)。</p> <p>許可を受けるための遵守必要事項として、全長・船巾・載貨重量トン数・喫水・積載量等の制限とともに総トン数(GRT: Gross Registered Tonnage)も制約事項のひとつとして運用されている。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560204		(社)日本経済団体連合会	204	保税船用重油の包括申請に関する運用の緩和	<p>船用重油に限定して、包括申請の条件を緩和すべきである。</p> <p>現行どおりの事前申請の場合でも、申請内容(数量、船名等)の仮申請を行い、事後に実績修正を入れることを認めるなど、運用の柔軟性を高めるべきである。</p>		<p>平成16年3月の「規制改革・民間開放推進3か年計画」では、本件に関し、平成16年中に検討・結論を得て措置することになっており、以下の点を踏まえて、早急に対応すべきである。</p> <p>実際の運用においては、包括事前申請制度を活用できないため、1回毎の申請が必要となっており、結局、申請作業を毎日しなければならぬ。その都度作業を行なう事は非常に非効率であると同時に、事務的なコストもかさむ。</p> <p>保税船用重油販売については、国際協力が経済的、運用的にも重要であるが、特に海外市場との比較を強いられる日本の現状は、その点国際的に劣後している。</p>	関税法第23条第1項、関税法施行令第21条の2第1項	財務省 関税局	<p>保税船用重油の税関申請については、1ヶ月単位での包括申請が認められているが、運用上では、出荷明細が出荷日の1週間程度前に確定するため、結局1回毎の申請とならざるを得ず、包括申請そのものが運用上利用できていない。</p>
5056	50560205		(社)日本経済団体連合会	205	内航海運暫定措置事業の早期解消	<p>暫定措置事業を早期に解消する施策を検討すべきである。</p>		<p>計算上は納交付金の収支の目処は立つものの、建造状況の如何によっては、同事業の解消ができないことも考えられる。</p> <p>新規参入時に多額の納付金が必要のため、コストが高くなり参入の障害となっていること、また既存業者のリース時も納付金の差額納付が必要とされリースの障害となっていることから、コスト競争力のある事業者が生まれにくくなっている。</p> <p>また、同事業をそのまま実施すると全船リースした場合は余剰金発生が見込まれるが、実際は、リース時に支払う納交付金差額が平成14年度以降漸増し、船主の建造時の負担が大きくなると見込まれるため、リース建造費が確保できずに廃業する船主が多数発生し、輸送能力不足に陥る懸念がある。先の国会において審議された「海上運送活性化3法案」の付帯決議の中で、「暫定措置事業の円滑かつ着実な実施」が謳われていたが、このままでは抜本的な解決にならない。</p>	内航海運組合法 第8条(事業)、第12条(調整規定の認可)、第57条(調整規定の総合調整等)、内航海運暫定措置事業規程	国土交通省海事局	<p>船腹調整事業の解消に伴い、平成10年5月から、内航総連が船舶を解撤する船主に解撤交付金を支払うとともに、新規に建造する船主からは建造納付金を徴収することを柱とする「暫定措置事業」が認可された。</p> <p>同事業は納交付金の収支が相償った時点で解消することとなっているが、多数の解撤に対して建造が少なく、事業解消時期の目処がたっていない。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560206		(社)日本経済団体連合会	206	沿海船航行可能海域の拡大	①沿海船の航行可能海域の拡大を実施し、最短距離による航行を可能とすべきである。 ②本州～沖縄航路において沿海船による航行を可能とすべきである。		海岸から20海里以内の沿海に沿ってジグザグ航海となるため、距離が長くなり、その分多くの時間と燃料を必要とし、物流効率化の妨げとなる。近海船の建造、または沿海船から限定近海船への改造は、船舶設備及び救命・消防設備の仕様が沿海船に比べ過大となり、建造費または改造費が多額となる。近海船及び限定近海船の船員の配乗は、沿海船の配乗より上級免許保有職員の配乗が必要となり、船員費用が増大する。 規制緩和により、以下の効果が見込まれる。 ①要望海域まで沿海区域が拡大された場合の航行コスト削減効果②設備費のコスト低減効果③船員数削減による人件費の削減効果 通信設備のインフラ整備が進むなど、航海機器の発達と船舶の堪航能力アップにより、沿海船においても、近海区域の航海は十分可能である。	船舶安全法、船舶設備規程、船舶防火構造規則、船舶救命設備規則、船舶消防設備規則	国土交通省	船舶はその船舶の保有する資格により航海できる海域が制限されており、「沿海資格船(沿海船)」は、沿岸から20海里までを線で囲んだ海域より遠い海域は航海できない(但し、平成8年12月に(イ)内浦湾沖、(ロ)石巻湾沖、(ハ)伊勢湾沖、(ニ)紀伊水道、(ホ)土佐湾沖、(ヘ)豊後水道沖、(ト)若狭湾沖の7沿海区域の境界については直線化が実施済み)。なお、本州～沖縄間には「近海」海域があるため、沿海船での航海はできない。 国際航海に従事しない船舶として、平成8年7月に新規に「限定近海船」が創設され、沖縄、八丈島、宮古～襟裳岬間(青森県東岸沖)の航行が可能となるとともに、近海船に比し、防火構造要件、消防設備、非常電源・電話などの安全基準が簡素化されたが、まだ一定の安全設備は具備しなければならない。
5056	50560207		(社)日本経済団体連合会	207	盗難自動車対策の強化	盗難自動車対策については、政府の国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームが発足し、不正輸出防止対策など様々な対策が取られつつある。こうした対策の実効性をさらに上げるために、法整備、イモビライザーの普及促進等に加え、旅具通関対象の見直し(船員旅具通関制度の廃止または中古車持ち出し台数制限)等を図ることが必要である。		2003年(暦年)の自動車盗難件数は64,000件を数え、ここ3年続けて60,000件を超えて高止まりの傾向を示している。また、自動車盗難に関する支払保険金は毎年600億円弱に達し、経済的な面からも深刻な社会問題となっている。盗難防止対策を施すことにより、自動車盗難件数が減少すれば社会的損失の低減に大きく寄与することになる。 (定量的評価は困難であるが、03年度の自動車盗難保険金は約583億円であり、車両保険の普及率35%で単純に計算すると日本全体でおおよそ1,600億円の被害と推定できる。仮に被害が1%削減された場合でも、約16億円の効果となる。)2004年6月の規制改革集中受付月間の回答によれば、実施の可否を含め検討中とのことであるが、要望内容を踏まえて早急に検討・実施すべきである。	関税法、関税法基本通達67-2-7(旅具通関扱いする輸出貨物)、同通達67-2-2(旅具通関扱いする貨物の輸出申告)	内閣府国際組織犯罪等対策推進本部	近年急増している自動車盗難は、専門的かつ組織的な犯罪集団による盗難車の海外売却を狙ったものが多い。防犯や盗難防止装置(イモビライザー等)の普及などを通じて盗難自体の防止が必要であるが、その効果には限界がある。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560208		(社)日本経済団体連合会	208	船舶の検査期間の延長及び検査内容の簡素化【新規】	造船技術の向上、船舶機器の改善による船舶の耐久性向上に対応し、内航船の検査期間を定期検査6年毎、中間検査3年毎に延長すべきである。 検査内容の見直しを行い、簡素化すべきである。		船舶の定期検査証書の有効期間は内航・外航及び航行区域の区別なく5年毎に、また中間検査は定期検査と定期検査の間に1回行うと定められているため、定期検査及び中間検査に多くの費用と日数を要することから、物流コスト削減の妨げとなっている。船舶機器の改善等により、船舶の耐久性は飛躍的に向上しており、検査期間を5年に1回から6年に1回としても安全確保は十分に可能である。検査項目についても現状にそぐわないものがあることから、簡素化に向けて検査項目の見直しをはかるべきである。規制緩和により、以下の効果が期待できる。①検査申請費用等の削減効果②ドック入り日数減少による機会損失低減効果	船舶安全法	国土交通省海事局検査測度課	船舶は5年に1回定期検査を、また定期検査と定期検査の間に中間検査を受けなければならない。 外航船には、船舶の定期検査等の検査間隔は「主官庁の定める5年を超えない間隔」にて実施することとするSOLAS条約の適用があるが、内航船に同条約の適用は無い。 <参考> ア. 船舶の定期検査について 1997年7月より、船舶検査証書の有効期間は4年から5年に延長された。また中間検査についても中間検査の時期に一定期間を設け、その受検の時期の弾力化が図られた。 イ. 検査内容の見直し、簡素化について 推進用機関及び発電用機関については、1997年6月より、中間検査における開放検査に代えて、保守整備記録及び効力試験によることとなった。
5056	50560209		(社)日本経済団体連合会	209	夜間入港制限対象船の総トン数の緩和【新規】	入港制限の対象船を750総トン以上とすべきである。		①安全性については、499総トン、749総トンも変わりなく、問題は無い。 ②夜間入港船の港外待機時間削減により運航効率が向上する。 ③平成13年4月の規制緩和で、運輸局へ事前届出にて入港は可能となっているが、毎回の事務処理が頻繁となり、事務コスト増に繋がっているため、事前届出の廃止により、事務処理業務の削減が期待できる。 <参考> (※要望書P.107参照)	港則法第6条 港則法施行規則第4条	国土交通省海事局	特定港(函館、京浜、大阪、神戸、関門、長崎、佐世保)の7港では、総トン数500トン以上(関門港若松区は300総トン以上)の船舶は、夜間(日没から日出まで)の入港が原則禁止されている。 平成13年4月23日から包括許可制度が導入され、事前届出により、入港は可能となった。港によって運用の違いはあるが、以下の条件をクリアしていれば夜間入港は可能である。 (参考) 夜間入港条件 関門 同港への入港実績(1回/半年or3回/1年) 大阪・堺 荷主からのお願い書(工場を停止しない為等)

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560210		(社)日本経済団体連合会	210	港湾関係工事手続の合理化[新規]	<p>港湾関係工事の届出窓口を一本化すべきである。</p> <p>申請書類の締切日を1ヶ月前程度(60→30日)に短縮させ、さらに電子申請等の導入により届出業務を簡素化すべきである。</p> <p>届出対象工事を明確にし、例えば次のような軽微な海上作業の届出は不要とする等の合理化を図るべきである。</p> <p>①既設設備上あるいは小型船舶による簡易作業(目視確認、測量)程度の工事 ②工事期間が7日程度以内の工事 ③海上汚染、落下等の恐れのない工事</p>	<p>棧橋、パース、護岸等工事の届出回数は、1社の例をあげると年40〜50回程度に及んでおり、届出に向くために要する往復の移動時間も含め3〜4時間/回を要している。届出窓口が一本化され、さらに電子申請等が導入されれば、届出に要する人件費あるいは業務委託費を削減できる。</p>	<p>港湾法、港則法、地方自治体条例</p>	<p>国土交通省港湾局、海上保安庁、地方自治体</p>	<p>港湾区域内で工事を行う際、工事発注者と受注者は、同内容の工事許可申請資料を異なる様式で作成し、港湾管理者(港湾事務所)と海上保安庁(海上保安部)へそれぞれ届け出なければならない(*届出資料のボリュームとしては1案件作成につき、1人区×1〜2週間(内容・規模により違いがある。))。また、先に港湾管理者の許可を得てから、海上保安部の許可を受けなければならないため、両者の許可を得るまでに60日程度のリードタイムを余儀なくされている。</p> <p>工事内容によっては、届出先が追加され、異なる申請書類を作成することが必要となる場合がある。(例えば、浚渫作業では埠頭公社建設発生土受入事務所、埠頭事務所、航行安全管理事務所が追加される。)</p> <p>届出対象となる工事の範囲が明確ではないため、軽微な海上作業も含めて全て届け出なければならない。</p>	
5056	50560211		(社)日本経済団体連合会	211	危険物容器検査及び手数料徴収の方法の見直し[新規]	<p>検査有効期間を延長すべきである。</p> <p>検査手数料の設定根拠(何のために徴収するのか)を明確化し、透明性の高い手数料体系に見直すべきである。例えば、申請型式当りの検査料又は一回の検査当り検査料とする、または、現在の検査料体系のもとで、出荷実績にもとづいた実績払いとするなどの検討を行うべきである。</p>	<p>1年以内に危険物容器に変更があるケースは少なく、検査有効期間を延長しても問題ない。</p> <p>検査手数料の設定根拠が明確でない、本来は、申請個数に応じた手数料体系ではなく、検査内容に応じた手数料体系とするか、検査が検査個数に殆ど関係ない場合は、検査回数や検査日数に応じた一定額の手数料体系とした方が合理的である。</p> <p>現在は、検査申請個数に応じた手数料でありながら、検査申請個数に充たない場合に、払い戻しが無い。</p>	<p>危険物船舶運送及び貯蔵規則 船舶による危険物の運送基準等を定める告示 危険物の容器及び包装の検査に関する規定 危険物の容器及び包装の検査に関する手数料等を定める規定</p>	<p>国土交通省海事局検査測定課</p>	<p>危険物を船舶運送するときを使う容器(危険物容器)については、地方運輸局または(財)日本船用品検査協会が検査(性能試験及び工場検査)を行うことになっており、危険物の種類に応じて必要な強度を確保していなければならない。</p> <p>この検査は、1年間または検査申請時に申請した個数を製造終了したときのいずれか早い時期までに行うこととされている(1年のうちに申請個数を超えて容器を使用するときは、再び検査申請を行い検査を受けなければならない)。</p> <p>検査申請個数に応じて検査手数料(検査手数料は容器100個当たり284円・手数料が25,000円未満/回の場合は25,000円が最低料金)及び旅費相当額(交通費、日当、宿泊費等)を前払いしなければならない。</p> <p>1年間の使用個数が検査申請個数に満たない場合でも、前払いした費用の払い戻しはされない。</p> <p>検査申請から検査証交付までに最低でも2週間以上を要する。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560212		(社)日本経済団体連合会	212	中型航空機の事業運航基準の見直し	事業運航基準を飛行機の重量・座席数・運航目的等によって細分化し、より運航実態に則したものとすべきである。		<p>中型機には、あまりにも過大な事業運航基準を要求され、実態にそぐわない。わが国航空法令の立場は、必ずしも国際標準を完全に準拠しているというのではなく、国際標準を踏まえつつも、実情に応じた取扱をしているものと考えられる。本件に関しても、シカゴ条約附属書に定める国際標準を踏まえつつも、実態に即した基準の細分化を図ることは国際標準の趣旨に抵触するものではない。</p> <p>平成15年5月の内閣府「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」では、当要望に関して検討の必要が回答されており、民間サイドから具体的緩和要求事項を文書にて当局に提出したものの、その後、検討の状況や結論に関して、何ら明らかにされていない。</p>	航空法/航空法施行規則/運航規程審査要領	国土交通省航空局	2000年の法改正により、不定期航空運送事業が無くなり、航空運送事業に統一されたため、5.7t以上の旅客機については、大型旅客機が中型ビジネスジェット機を問わず、同一の基準が一律に適用されている。シカゴ条約附属書に定める国際標準に航空機の最大離陸重量5.7tで安全基準の区分けがなされている。
5056	50560213		(社)日本経済団体連合会	213	航空機の航行援助施設利用料の見直し【新規】	15t以上100t未満の重量カテゴリーを細分化し、きめ細かい料金設定をすべきである。		<p>30tクラスの中型航空機への負担が大き過ぎる。</p> <p>座席数の少ないビジネスジェット機の航行援助施設利用料の利用者負担を軽減し、需要の拡大を図る必要がある。</p> <p>シカゴ条約やICAOの理事会声明などの徴収原則には、重量カテゴリーまでの取り決めはなく、各国できめ細かな料金設定は可能である。</p> <p>米国等に於いては、航行援助施設利用料は一切徴収していない。</p>	航行援助施設利用料に関する告示	国土交通省航空局	国際運航の航行援助施設利用料は、15t未満120円/回、15~100t未満180,000円/回となっており、最大離陸重量15t以上~100t未満が一律基準となっている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560214		(社)日本経済団体連合会	214	ハイサルファーC重油に係る関税の早期撤廃	平成18年度以降のハイサルファーC重油関税のあり方について、平成17年度までの間に、C重油の需要家の過大な負担が是正されるよう見直しを検討することとなっている。実質上の輸入障壁となっている暫定税率を早急に廃止するべきである。		ハイサルファーC重油に対して高率の関税が課されていることにより、ハイサルファーC重油の輸入が非常に困難になっており、結果として国内供給源に依存せざるを得ない状況である。そのため、ハイサルファーC重油の国内消費の5割を占める国内製造業の高コスト構造改善や燃料調達ソースの多様化の大きな障害となっている。国際市場価格での燃料資材調達を可能とし、海外事業者と対等の立場で公平な国際競争を行なえるよう、早急に高率の暫定税率を廃止する必要がある。	関税暫定措置法第2条第1項(平成18年3月31日まで)別表第1:暫定関税率表(2710.19一、(三)B(2)(ii))	経済産業省 資源エネルギー庁 燃料部石油精製備蓄課	ハイサルファーC重油には輸入に際して、基本の石油税(2,040円/キロリットル)に加え、関税暫定措置法により高率の関税(3,202円/キロリットル)が課されている。
5056	50560215		(社)日本経済団体連合会	215	ハイサルファーC重油に係る備蓄義務の免除・軽減	自家消費を目的とする需要家に対する備蓄義務を免除・緩和し、事業者の負担軽減を図るべきである。		備蓄のコストが製造業の国際競争力の低下を招いている。なお、平成8年1月に、石油公団内に空タンク情報の提供を行う「石油タンク情報センター」が設置され、また、備蓄石油購入資金に対する低利融資が実施されているほか、既存の備蓄会社のキャパシティを活用して、小規模の備蓄義務者が容易に義務を履行できるスキームが公団内で既に実施されており、備蓄義務者の負担軽減のための対策が図られている。しかし、これらを利用しても結局のところメーカーがそのコスト分を負担せざるを得ない。	石油の備蓄の確保等に関する法律第5条、第6条、第7条、第10条	経済産業省 資源エネルギー庁 石油精製備蓄課	ハイサルファーC重油を輸入する際には、自家消費を目的とする需要家にも70日分の備蓄義務が課されている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560216		(社)日本経済団体連合会	216	発電用水利設備における安全管理審査の見直し【新規】	発電用水利設備の設置・変更の工事のうち、電気事業法に基づき工事の工程中に行なわれている安全管理審査を廃止し、工事完了時に行う安全管理審査に一本化すべきである。		ダム、貯水池及び調整池に関しては、河川法に基づき、工事の工程中に検査を受検しており、電気事業法における所要の機能を満足していることを確認している。具体的には、電気事業法の法定使用前自主検査のうち、基礎地盤、ダム及び洪水吐、洪水吐ゲートその他放流設備、貯水池又は調整池、湛水計画などの検査が、河川法の基礎地盤検査あるいは完成検査と重複している。これらを工事完了時に行う安全管理審査に一本化することで大幅な負担削減が可能になる。	電気事業法第50条の2 電気事業法施行規則第73条の2の2～4 電気事業法施行規則第73条の4の解釈について (12資公電技第15号)	経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課	発電用水利設備の設置・変更の工事においては、電気事業法に基づく法定自主検査（岩盤検査、湛水検査、一部使用検査、工事完了時検査）を実施し、これに関する安全管理審査を受審しているが、これらのうち、ダム、貯水池及び調整池に関するものについては、河川法に基づく検査（基礎地盤検査、一部使用検査、完成検査）も受検している。
5056	50560217		(社)日本経済団体連合会	217	休止中の火力発電所における主任技術者不選任の容認【新規】	休止期間中の火力発電所の電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者について、選任を不要とすべきである。		休止期間中の火力発電所は、①燃料装置内の残処理を確実にこなす等の対策処置を実施しており、休止期間中は稼働することがないため、電力の供給支障など運用に関する保安上の問題を起こすことは考えられず、②維持に関しては、運転再開に向けた工事を実施する際には主任技術者を選任し、設備診断及び対策工事を行なうこと、などから、休止期間中の火力発電所における主任技術者については、不選任としても保安上の問題はない。	電気事業法第43条 電気事業法施行規則第52条 電気事業関係通達「主任技術者制度の運用について(内規)」第3項	経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課	発電所が休止中であっても、保安上支障がないように電気工作物を維持するため、主任技術者を選任しなければならない。火力発電所の場合、電気主任技術者とボイラー・タービン主任技術者について、それぞれ要求されている技術分野が異なること等の理由から別々に選任することとされている。電気主任技術者については一定の範囲内で離れた事業所間の兼務が認められているが、ボイラー・タービン主任技術者については既に選任されている事業所と兼務する事業所が同一または隣接の構内である場合に限り兼務が認められている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560218		(社)日本経済団体連合会	218	放射性同位元素を取り扱う現場での内部被ばくに関わる規制の明確化【新規】	放射性物質の有意な摂取については、測定器の感度を上げることによりごく微量であっても検出することが可能であるため、医師による速やかな診察及び処置が必要となる合理的なレベルの在り方について検討の上、速やかに明示すべきである。		現在の電離放射線障害防止規則の規定によれば、ごくわずかな内部摂取であっても、医師による速やかな診察及び処置が必要となるため、人体への影響が考えられないレベルであるにも関わらず、当該作業者に精神的・肉体的負担がかかっている。合理的な被ばく量の下限レベルを、外部被ばくの場合と同様、設定する必要がある。	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生法施行令第22条、別表第2 電離放射線障害防止規則第44条	厚生労働省 労働基準局 労働衛生課	事業者は、放射性物質を誤って吸入摂取し、または経口摂取した労働者に対して速やかに医師の診察または処置を受けさせる義務を負っているが、放射性物質の取り込み量につき、医師の診察を受けるべき下限レベルが設定されていないため、人体への影響が考えられないごく微量のレベルであっても速やかに医師の診察を受けることと解釈されている。
5056	50560219		(社)日本経済団体連合会	219	ナトリウム・硫黄電池の貯蔵に関する特例の適用【新規】	危険物保安技術協会で安全性に関する性能が確認(型式認定)されているモジュール電池の保管について、設置の場合に認められたのと同様の特例を適用すべきである。		「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物一般取扱所」については、危険物施設の技術上の基準等に特例が適用されており、保有空地や消火設備、建築物の構造などについて緩和された設備基準が適用されている。ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物一般取扱所より危険度が低いと考えられる、ナトリウム・硫黄電池を保管する「危険物屋内貯蔵所」についても、一般取扱所と同様の特例を適用し、設備基準を緩和することが望ましい。	消防法第10条 危険物の規制に関する政令第10条、第24条、第25条、第26条 消防庁通知(ナトリウム・硫黄電池関連)「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について」(消防危第53号 平成11年6月2日)	総務省 消防庁 危険物保安室	ナトリウム・硫黄電池の組み立て検査完了品(モジュール電池)の保管場所については、保管するモジュール電池に内蔵される危険物(ナトリウム及び硫黄)の量に応じ、「危険物屋内貯蔵所」として、保有空地の確保、消火設備の配置等を行なうこととされている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560220		(社)日本経済団体連合会	220	随時巡回式発電所における委託電気主任技術者による点検回数の見直し【新規】	電気設備の技術基準の解釈第51条第1項に規定される発電所(以下、随時巡回式発電所)として認められている発電所では、電気主任技術者を選任しない事業所における委託電気主任技術者による点検は随時とし、点検回数は電気主任技術者が保安上必要とする回数とするべきである。		随時巡回式発電所は、技術員の監視がなくとも異常が生じた場合に安全かつ確実に停止する保護装置の設置が義務付けられていることにより(電気設備に関する技術基準を定める省令第46条及び「電気設備の技術基準の解釈について」第51条)、電気主任技術者が担保すべき保安を確保している。また、委託電気主任技術者の点検項目は、原動機の潤滑油の圧力・温度、燃料使用量、燃料ガス圧、及び、発電機の回転数、電圧、電流、軸受け固定子の温度等(関東電気保安協会の例)となっており、これらの項目に着目して発電設備の運転状況を確認している。当該発電所が随時巡回式発電所である場合は、これらの項目に異常が生じたとき、前述の保護装置により安全かつ確実に停止するので、点検を随時としても保安の確保が出来る。保護装置自体の保全についても、使用者が行う日常点検、製造者が定めるメニューに基づいて製造者及びメンテナンス会社が行う定期点検の対象となっている。	電気事業法施行規則第53条第2項第5号 電気設備に関する技術基準を定める省令第46条 経済産業省告示第249号 電気設備技術基準の解釈第51条	経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課	委託電気主任技術者による発電所(小出力発電設備を除く)の点検回数は、次のように定められている。 内燃機発電所・ガスタービン発電所・水力発電所：毎月2回以上。 燃料電池発電所・風力発電所：毎月1回以上。 太陽電池発電所 100キロワット以上：隔月1回以上、100キロワット未満：毎年2回以上。
5056	50560221		(社)日本経済団体連合会	221	放射線業務に係る労働時間延長制限の撤廃	放射線業務にかかる労働時間の延長が2時間までという制限を撤廃するべきである。 具体的には、 ①労働基準法施行規則第18条から、該当条文である「ラテウム放射線、エックス線その他の有害放射線に曝される業務」を外すべきである。 ②労働基準法施行規則第18条に但書として、「個人の暴露量を把握し、関連法令で定める限度を超えないこと」が明らかな場合にはこの限りではない。」旨、追記するべきである。		昨年度の要望では、国際標準との相違理由、特に放射線業務に対して一律に制限を設けることについて科学的合理性のある回答を求めたところであるが、「そもそも放射線は微量であっても有害性を持つものであり、労働者が放射線を受けることを出来るだけ少なくしなければならない」(「『全国規模での規制改革要望』に対する各省庁からの再回答について」(平成16年1月29日内閣府))という回答がなされている。これは、要望に対する直接的な回答ではなく、放射線業務を労働基準法施行規則第18条に定める他の業務と一律に健康上特に有害な業務として労働時間の延長を制限する合理的な理由はない。そもそも、同規則第18条は労働者の健康安全を維持するために有害な業務を行なう場合の労働時間の延長を制限するものであるが、放射線業務の場合、労働時間が長いからといって、放射線量が健康に影響を与える程度が大きくなるわけではない。放射線については、法令により、個人の線量限度が定められており、計測技術の進化により、個人の管理区域入域毎の線量がきめ細かく把握でき、作業場所の線量測定とあわせて、個人の線量が法令の限度を超えないよう、適正な管理が可能であり、実施されている。その結果、現状において、放射線業務従事者の線量は、法令の線量限度と比較して、十分低い水準に管理されている。原子力発電所における労働実績を十分に踏まえ、関係省庁間で調整を図り、見直すべきである。	労働基準法第36条 労働基準法施行規則第18条	厚生労働省 労働基準局	原子力発電所では放射線業務従事者の管理区域入域時間が規制されていることから、放射線をほとんど受けない場合であっても作業時間の制約を受けており、これに起因して定期検査時における作業効率の低下、あるいは急を要するトラブル時の対応が制限されている状況にある。このことは他の放射線施設及び原子力施設でも同様である。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560222		(社)日本経済団体連合会	222	使用済み燃料輸送容器等の事業所外運搬時の原子力災害対策特別措置法による通報義務の適用除外	原子力緊急事態に該当する漏えいが理論的に発生しないA型輸送物と原子力災害対策特別措置法施行規則第21条第2号で原子力緊急事態から除外されている低比放射性物質(IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物)の運搬についても、L型とIP-1型輸送物と同様に、原子力災害対策特別措置法第10条の通報対象から除外すべきである。		原子力災害対策特別措置法は、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的としており、事態が進展しても原子力災害が発生しない事象にまで通報を求めるのは法の目的を超えるものである。 「『全国規模での規制改革要望』に対する各省庁からの再回答について」(平成16年1月29日内閣府)において、「A型輸送物、IP-2型輸送物、IP-3型輸送物については、漏えいが100%ありえないとは言いつれないので除外することは困難」という回答があったが、要望理由は、原子力災害対策特別措置法第10条の通報基準(漏えいのおそれがある)に該当する可能性を否定しているのではない。原子力災害対策特別措置法第15条の原子力緊急事態(一定以上の漏えいのおそれがある)に該当する可能性がない輸送物に対してまで、通報義務を課すことは、法の目的の範囲を超える規制であると考えるから、上記の要望を行なっている。 なお、A型輸送物にはA2値(原子力緊急事態となる漏えい量)を超える放射性物質は含まれていないため、万が一漏えいがあったとしても原子力災害が発生する可能性はない。また、IP型からの漏えいについても、もし漏えいが発生したとしても、法令上、原子力緊急事態に該当しない。	原子力災害対策特別措置法第10条、第15条 原子力災害対策特別措置法施行令第4条、第6条 原子力災害対策特別措置法施行規則第9条、第21条 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則	経済産業省 原子力安全・保安院 原子力防災課	原子力緊急事態(原子力災害対策特別措置法の第15条で定義)に至る恐れのない、低レベル放射性廃棄物や中ら使用済み燃料が入っていない使用済み燃料輸送容器を輸送する場合にも、原子力災害対策特別措置法第10条に基づく関係機関への通報が義務付けられている。特に、事業所外運搬の際には、周辺に影響のない極微量の放射性物質の漏えいであっても、通報をすることとなっている。
5056	50560223		(社)日本経済団体連合会	223	原子力災害対策特別措置法の関係隣接都道府県の定義変更	原子力災害対策特別措置法の第7条第2項の「関係隣接都道府県」に関する記載「当該原子力事業所の区域をその区域に含む市町村に隣接する市町村を包括する都道府県の都道府県知事」を、防災指針で定められているEPZのような距離の概念を入れ、実際に対策が必要な都道府県が含まれるように「当該原子力事業所の防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲を含む市町村を包括する都道府県の都道府県知事」のような規制に変更すべきである。 なお、この場合、「関係隣接都道府県」から「関係周辺都道府県」へと名称を変更することが適切である。		原子力事業所の「当該原子力事業所の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」に含まれる市町村を有する都道府県でも、その都道府県が所在市町村に隣接していない場合、原子力事業者からの原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報を受ける権利がないので、住民の安全対策上問題が多い。「『全国規模での規制改革要望』に対する各省庁からの再回答について」(平成16年1月29日内閣府)において、本要望に対して、「防災業務計画等において対応するのが望ましい」という回答があったが、関係隣接都道府県でない都道府県は、原子力事業者防災業務計画の協議対象ではないため、都道府県が独自に地域防災計画等で対策を定めても、それを原子力事業者防災業務計画に効果的に反映できる体制となっていない。また、現在、都道府県境を有していない事業所所在市町村が、都道府県境を有している周辺市町村と合併することにより、隣接する都道府県が新たに関係隣接都道府県となることは、合併の前後で行政区分が違っただけで防災上の対応の必要性の有無が変わる、という不合理な事態になる。この件について、昨年度の回答では「市町村合併に伴う通報等の必要性の有無については、防災業務計画等において、地域の特性に応じ柔軟に対応することが望ましい」との内容であったが、通報は法令に基づいた措置であり、防災業務計画等で通報しないことを定めることは出来ず、柔軟な対応は行なえない。	原子力災害対策特別措置法第7条第2項	経済産業省 原子力安全・保安院 原子力防災課	原子力災害対策特別措置法上の関係隣接都道府県は、原子力事業者からの距離に関係なく定められる。 このため、原子力事業所から遠く離れていても関係隣接都道府県になる可能性がある一方、原子力事業所の近く(防災指針において定められた「当該原子力事業所の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(EPZ)」の目安の距離内)でも、関係隣接都道府県に入らないケースがある。 更に、合併等で市町村の境界が変更された場合、原子力事業所の設備等に何ら変更がなくても、関係隣接都道府県が変更になる可能性がある。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560224		(社)日本経済団体連合会	224	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)における対象エネルギー(中小水力発電)の見直し(新規)	<p>RPS法の対象となる中小水力発電については、1,000キロワット以下の水路式水力発電所に限られているが、下記については環境負荷も小さいことから、対象を拡大するべきである。</p> <p>①RPS法対象範囲外の発電所であっても、新たなダム開発を伴わない次の場合には、その出力が対象範囲内であればRPS対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持流量、未利用落差を利用した発電設備 ・増設した発電設備(例)発電所全体の出力が5,000キロワットの水路式水力発電所において、新たに水路を増設せずに、既設水路から分岐して700キロワットの水力発電機を増設した場合、増設分の700キロワットをRPS対象とする。 ②既設のRPS認定発電所が、設備の更新・リプレイスによって対象範囲を超えた場合、対象範囲以下の分についてはRPS対象とする。 <p>(例)1,000キロワットのRPS認定発電所が、設備の老朽に伴う更新の結果、1,100キロワットとなった場合、発電所出力のうち1,000キロワットまではRPS対象とする。</p>		<p>現状のRPS対象範囲では、環境面・コスト面から新規に開発できる地点が少ない。そのため、クリーンかつ再生可能エネルギーの主力である水力開発のインセンティブが働かず、水力のプライオリティも低下することが予想される。</p>	<p>電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法) 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行令第1条</p>	<p>経済産業省 資源エネルギー庁 新エネルギー等電気利用推進室</p>	<p>平成15年4月から電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)が施行され、中小水力発電のRPS対象については、1,000キロワット以下の水路式に限定されている。</p>
5056	50560225		(社)日本経済団体連合会	225	都市公園における22(33)キロボルト配電用変圧器の地上設置の容認	<p>都市公園における22(33)キロボルト配電用変圧器の地上設置を認めるべきである。</p>		<p>「『全国規模での規制改革要望』に対する各省庁からの再回答について」(平成16年1月29日内閣府)において、都市公園は、都市を緑化して都市環境の向上を図るとともに、空地を確保して、避難、防火等の災害の防止に資することを目的として設置される都市の貴重なオープンスペースであり、①公園施設については、建蔽率は原則として2%以内とされているところであり、公園施設以外の占用物件については、必要やむを得ないものに限定、②変電所については、それ自体の危険性等を考慮して、地下に設け、変電所頂部と地面との距離は、原則として3メートル以下としない、という回答があった。22(33)キロボルト配電用変圧器は、占有面積は約4㎡と非常にコンパクトであり、かつ電気設備の技術基準に基づいて設置されており安全性も担保される(現に、不特定多数が往来する場所にも設置されている)。したがって、必ずしも、保安上、地下設置の必要性はない。また、都市公園法施行令第12条で、公園への地上占用が認められている派出所(30㎡以内)、天体、気象又は土地観測用施設(10㎡以内)に加え、占用可能となっている高架道路や高架鉄道などの橋脚については、当該変圧器に比べると占有面積が大きくなるが予想されるが、これらについては公園面積の下限規定はない。このように22(33)キロボルト配電用変圧器の占有面積については、他に認められている施設と同程度以下と十分コンパクトであり、一律に公園面積の下限を設けて制限する必要がない。なお、22(33)キロボルト配電用変圧器を都市公園に設置するには、都市公園が5ヘクタール以上の敷地面積を有することとされているが、占有面積は約4㎡であり、公園施設の建蔽率2%以下という基準を十分クリアできる占有面積である。</p>	<p>都市公園法第7条 都市公園法施行令第12条、第16条</p>	<p>国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地課</p>	<p>都市公園法第7条では、「工作物その他の物件又は施設の都市公園への占用が、公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであって、政令で定める技術的基準に適合する場合に限っては許可を与えることができる」となっており、22(33)キロボルト配電用変圧器についてもこの対象となっている。</p> <p>但し、都市公園法施行令第12条、第16条では、都市公園への22(33)キロボルト配電用変圧器の占用に関する制限として、①地下に設けること、②変電所頂部と地面との距離が原則として3メートル以下としないこと、が定められている。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560226		(社)日本経済団体連合会	226	電力保安通信用非常用予備発電装置に関する届出先の見直し[新規]	工事計画の届出先を、電圧区分に関係なく管轄地域の経済産業局長とするべきである。		平成7年の電気事業法改正前は、電力保安通信用設備に関わる工事は、事業用電気工作物の付帯設備として届出が義務付けられていたため、当該事業用電気工作物の電圧区分に合わせた届出先が指定されていた。しかし、現在は、事業用電気工作物としての届出(電気事業法施行規則別表第2)の対象外であり、非常用予備発電装置は、ばい煙発生施設に該当する電気工作物にあたる場合に工事の届出が義務付けられている(電気事業法施行規則別表第4)。ばい煙発生施設であるために届け出をすることが義務づけられているのであれば、その燃焼能力等の大気汚染防止法に基づく基準が意味を持つものであり、付帯先である電気工作物の電圧階級の区分で届出先を変更する必要はないはずである。	電気事業法第48条 電気事業法施行規則第65条第1項第2号、別表第4(一の7) 電気事業法施行令第9条九(七) 電気関係報告規則第4条	経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課	電力保安通信用の非常用予備発電装置については、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設に該当する場合、その設置・変更について工事計画の届出、また、その廃止について廃止の届出がそれぞれ必要である。設置・変更の届出先は、電圧30万ボルト未満の電力系統に係る保安通信用の工事に係るもののみが設置場所を管轄する経済産業局長であり、それ以外は経済産業大臣となっている。なお、廃止については、電圧区分に関係なく経済産業局長となっている。
5056	50560227		(社)日本経済団体連合会	227	鉱業法に定める試掘鉱区の面積制限見直し	既に海洋における探掘鉱区においては、鉱物を本格的に探掘する上でやむを得ないと判断された場合、面積の拡大が個別に認められている。鉱物の有無、品質、鉱量等の探査を目的とする海洋試掘鉱区についても、鉱業法上の規定を「陸上鉱区は350ヘクタール、海洋鉱区は3500ヘクタールを超えないことが出来ない」と改めて、鉱区面積制限を緩和すべきである。		海洋における石油開発は巨額な投資を必要とすることから、探掘対象についても期待埋蔵量規模の大きな広がり大きい構造が対象となるため、広範囲に鉱区を設定し探掘作業を進めるのが国際的に通常となっている。現行の鉱業法では、試掘鉱区は面積上限が350ヘクタールとされており、その結果として保有する試掘鉱区数が増え、探掘段階における鉱区税を含む鉱区維持管理費用の負担が非常に高額になっている。探掘事業そのものが出油成功率の極めて低い事業であり、特に海洋探掘は巨額な探掘投資を必要とする上、石油の販売収入のない探掘段階において、高額な鉱区維持関連費用を負担することは探掘促進の大きな足かせとなっている。従来、試掘・探掘鉱区を問わず鉱区面積の拡大を要望してきたところ、経済産業省からは、探掘鉱区は面積に関してのみ鉱床の状況に応じて拡大に応じるとの回答を得ているが、試掘鉱区は面積に関してはいまだ認められていない。海洋における試掘段階における鉱区維持費用の負担が非常に大きいことから、試掘鉱区は面積の拡大を強く要望する。	鉱業法第14条(鉱区及びその面積)	経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部政策課	鉱業法の適用を受ける鉱物資源の中で、石炭、石油、アスファルト及び可燃性天然ガスの鉱区面積は、15ヘクタール以上350ヘクタール以内、但し、鉱物の合理的開発上やむを得ない時はこの限りでない、とされている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560228		(社)日本経済団体連合会	228	ボイラータービン主任技術者のアウトソーシング[新規]	ボイラータービン主任技術者について、設備受託事業者等の事業用電気工作物を設置する者以外から選任できるようにすべきである。		マイクロガスタービンの市場への普及が進み、ボイラータービン主任技術者について事業用電気工作物を設置する事業者の従業員以外から選任できるようにしてほしいというニーズが高まっている。設備受託事業、ESCO事業者(エネルギーサービス事業者)等の新しい事業形態も生まれ、これらの事業者が必要家のガスタービン発電設備の運転管理を行うことも含めて包括的なエネルギーサービスを提供することは、エネルギーの効率供給にも資するものである。電気主任技術者について既に認められているのと同様に、これらの事業者と設置者との間で保安管理業務について委託契約を締結し、ボイラータービン主任技術者選任を事業者にアウトソーシングできるようにすべきである。	電気事業法第43条 電気事業法施行規則第52条 「主任技術者の制度の運用について(内規)」 (平成15年9月11日原院第1号)	経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部政策課	ボイラータービン主任技術者は、事業用電気工作物を設置する者が、その従業員から選任しなければならない。
5056	50560229		(社)日本経済団体連合会	229	「電気事業の運営に利用するための気象の観測」に用いる気象測器の検定有効期間の見直し	気象測器検定規則の第15条において、指定する機器について「検定の有効期間」が設定されているが、定期的な点検により校正を実施していれば、検定の有効期間を設けないこととすべきである。		気象測器を検定する際には、観測の継続を確保するため、検定期間中に代替の機器を設置するか、新規観測機器に更新するといった対応を実施しており、検定に要する手間・コストを余計に費やしているのが実態である。気象業務法においては、直近の法改正により、原則として検定の有効期間を設けないことになったが、国土交通省令で定める気象測器については、未だ検定の有効期限が設定されている。省令で検定の有効期限が設定されている気象測器についても、観測機器の性能が向上したことにより、事業者が実施する点検で校正することによって、事業者が要求する観測精度を十分担保できることから、検定の有効期限を設ける必要はない。	気象業務法第6条第2項、第9条、第31条 気象測器検定規則第15条	気象庁 観測部 観測課	電気事業の運営に利用するための気象の観測装置は、気象業務法において設置の届出が必要であり、省令で指定する機器については、定められた頻度(5年に1回程度)の検定が義務付けられている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560230		(社)日本経済団体連合会	230	炉頂圧ガスタービンの定期自主検査の周期延長	定期自主検査時期の延長承認において、1回の検査で認められる延長期間の限度を、炉頂圧ガスタービンについては、運転が開始された日または前回の検査後4年とし、他の自主検査制度との整合化を図るべきである。		わが国産業の国際競争力強化の観点から、石油精製装置に関する規制緩和が進み、高圧ガス設備の連続運転期間は2年から4年に(高圧ガス保安法)、ボイラー—圧容器の連続運転期間も2年から4年に延長された(労働安全衛生法)。しかし、電気事業法において、炉頂圧ガスタービンの定期自主検査の周期の見直しが進んでいないため、2年または3年で装置全体を停止せざるを得ず、規制緩和の成果を活用できない状態となっている。	電気事業法施行規則 第94条、第94条の2 第1項2号・3号、第94条の3 火力設備における電気事業法施行規則第94条の2 第2項第1号に規定する定期自主検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について(平成15年3月31日平成15・02・19院第6号)	経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課	炉頂圧ガスタービンの定期自主検査の周期は、出力1,000キロワット以上10,000キロワット未満のものについては3年、出力10,000キロワット以上のものについては2年とされている。
5056	50560231		(社)日本経済団体連合会	231	製油所装置内における特別高圧電気設備の設置【新規】	石油精製事業所の装置内において、可燃性ガス等に着火する恐れがないように措置された電気設備は、特別高圧であっても設置、使用できるよう措置すべきである。		新しいプロセス技術の登場、設備の大型化に伴い、特別高圧設備が必要となる。この条項で特別高圧の電気設備の設置を禁止する理由は、「特別高圧設備では充電状態で放電することが多い」としているが、現在は絶縁材料ならびに絶縁技術の改善により、たとえ特別高圧といえども適切な措置を行えばその心配はない。参考までに、防爆電気設備に関する国際規格であるIEC60079シリーズにおいては、電圧による制限はない。	電気事業法第39条、第56条 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年3月27日 通商産業省令第52号)第68条、第69条、第72条	経済産業省原子力安全・保安院 電力安全課	「電気設備に関する技術基準を定める省令」第72条により、特別高圧の電気設備は、省令第68条及び第69条の規定する場所には、設置してはならないとされている。ただし、同条但し書きで、可燃性ガス等に着火する恐れがないような措置が講じられた静電塗装装置及びこれに電気を供給する電気設備を設置するときは、この限りではないと定められているにも関わらず、石油精製事業所の装置内で特別高圧の電気設備が使用できない状況にある。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560232		(社)日本経済団体連合会	232	優良事業者認定制度の導入による「研修」査証発給の簡素化・迅速化【新規】	在外公館等における「研修」査証申請において、優良事業者（例えば、過去数年間に渡り、不許可となつたことがない企業又は、東京証券取引所上場企業若しくはこれと同等の規模を有し、過去において査証関連事故が発生した事例がない企業等）を認定する制度を設け、当該企業において「研修」を行うことを目的として在留資格認定証明書を取得し、当該事業者の現地法人（合併会社を含む）社員が、「研修」査証を申請する場合には、特別に簡素かつ迅速な発給手続きを行うこととすべきである。		企業の国際競争力を高めるため、進出国への技術、知識、ノウハウの移転は必要不可欠であり、企業によっては、例えば東南アジア諸国に設置した現地法人を対世界市場、地域市場向けの生産拠点として位置付け、年に複数回、新製品等の生産を開始することも少なくない。その際に、当該現地法人の外国籍技術者を日本に招聘し、これら新製品の生産に必要な技能を習得させるべく研修を実施するケースが増えている。また、一人の技術者が複数製品を担当したり、更なる高度技術を習得するため年に複数回研修を受ける必要がある場合がある。さらに実施のタイミングは、顧客ニーズや販売動向など市場環境に合わせて臨機応変に決定される。そのため、研修予定が決定した段階で在留資格認定証明書を取得し、「研修」査証を申請することになるが、昨年の当会要望に基づき導入された在留資格認定証明書の発給手続きの簡素化・迅速化措置を活用したとしても、査証発給手続きが遅延すれば、円滑な事業活動のための高度人材の移動が実現できない。従って、在留資格認定証明書と同趣旨の簡素化・迅速化措置を講じるべきである。	外務省設置法第4条13	外務省	現地法人の外国籍社員を日本に招聘して実施する企業単独型の研修を行うため、「研修」査証申請をする場合、査証取得までに長期間を要したり、ASEAN諸国の在外公館によっては、「研修」査証の再申請については、帰国後1年以上経過しないと申請できないと指導され、申請が受理されないといった不透明な運用がなされることがある。
5056	50560233		(社)日本経済団体連合会	233	優良事業者認定制度の導入による中国人等の「短期滞在」査証発給の迅速化【新規】	在中国日本大使館等における短期商用目的での「短期滞在」査証申請において、優良事業者（例えば、過去数年間に渡り、不許可となつたことがない企業又は、東京証券取引所上場企業若しくはこれと同等の規模を有し、過去に査証関連事故が発生した事例がない企業等）を認定する制度を設け、当該事業者が「身元保証書」等を発出し、当該事業者の在外中国現地法人（合併会社を含む）等に所属する中国籍社員等が、商用目的で「短期滞在」査証を申請する場合には、迅速な発給手続きを行うこととすべきである。 例えば、査証申請から発給までに要する日数を2～3日程度に短縮し、渡航予定日までに5日のワーキングデーが確保されていない場合も申請を受け付けるものとする。また、ASEAN諸国においても同様の趣旨の制度を設け、優良事業者に対しては迅速な発給手続きを行うこととすべきである。		わが国企業の現地法人に所属する中国籍社員が、短期商用目的で「短期滞在」査証を申請する際、申請日の翌日から渡航予定日までにワーキングデー（土日、休館日を除く）が5日間確保されない場合は申請が受理されず、また、ASEAN諸国にあるわが国の在外公館によっては「短期滞在」査証発給までに10日間程度を要することから、日々変化する事業環境に基づく急な出張ニーズなどに対応できず、円滑な事業活動のための高度人材の移動が実現できない。 なお、法務省の在留資格認定証明書の発給手続きに関しては、昨年度の当会要望に基づき、優良事業者に対する迅速化措置が講じられている。	外務省設置法第4条13	外務省	中国にあるわが国在外公館において、中国籍社員が、短期商用目的で「短期滞在」査証を申請する場合、申請日の翌日から渡航予定日までにワーキングデー（土日、休館日を除く）が5日間確保されない場合は、申請が受理されない。また、ASEAN諸国にある在外公館でも、「短期滞在」査証の発給までに10日間程度を要する場合がある。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560234		(社)日本経済団体連合会	234	優良事業者認定制度の導入による中国人の「短期滞在」査証発給の簡素化【新規】	<p>在上海、広州、瀋陽総領事館等における短期商用目的での「短期滞在」査証申請において、北京の日本大使館と同様に戸口簿の添付を不要とすべきである。あるいは、優良事業者（例えば、過去数年間に渡り不許可とならなかったことがない企業又は、東京証券取引所上場企業若しくはこれと同等の規模を有し、過去において査証関連事故が発生した事例がない企業）を認定する制度を設け、当該事業者が「身元保証書」等を発出し、当該事業者の在中國現地法人（合弁会社を含む）に所属する中国籍社員が、商用目的で「短期滞在」査証を申請する場合には、特別に発給手続きの簡素化を行うこととすべきである。</p> <p>具体的には、戸口簿における職業欄と現在の職業が異なる場合であっても、当該事業者が発出する身元保証書と、当該事業者の在中國現地法人（合弁会社を含む）が発出する在職証明書等をもって、本人の職業を証明するものとし、申請を受け付け審査することとすべきである。</p>	<p>中国籍社員が、在上海、広州、瀋陽総領事館において短期商用目的で「短期滞在」査証を申請する場合、提出を求められている戸口簿には、職業を記載する欄（服務処所）がある。中国においては、転職などによる職業変更の届けは、とりわけ本籍地と勤務地が異なる場合、その煩雑さから行われにくいことも少なくない。また、旧国有企業に勤務している場合は、社名のほか役職、党籍、資格なども併せて記載されるが、旧国有企業から日系を含む外資系企業に転職した際、社名のみ記載となるため、中国籍社員が党籍などを戸口簿に残したい場合には、積極的に変更届けが行われていない。そのため、戸口簿上の職業欄と現在の職業が異なることがあり、たとえ身元保証書や在職証明書等で現在の職業を証明することができても拒否処分されてしまい、渡航を断念せざるを得ないケースがあり、円滑な事業活動のための高度人材の移動が実現できない。</p>	外務省設置法第4条13	外務省	中国にある在外公館（在上海、広州、瀋陽総領事館等）において、中国籍社員が、短期商用目的で「短期滞在」査証を申請する場合、戸口簿（戸籍簿）写しを添付書類として提出することが求められており、その職業欄まで細部に渡る審査が行われ、申請が不許可になることがある。なお、北京の日本大使館領事部において、同様の申請をする際には、戸口簿写しの添付は求められていない。	
5056	50560235		(社)日本経済団体連合会	235	外国企業との契約に基づく専門的・技術的分野の外国人の受入に係る在留資格の整備【新規】	<p>当該外国人を円滑に受け入れられるよう、在留資格を整備すべきである。</p> <p>例えば、わが国企業と外国企業間の契約をもって、あるいは、わが国企業と当該外国人とが何らかの覚書を交わすことにより、在留資格「技術」「人文知識・国際業務」における「本邦の公私の機関との契約に基づく」との要件を満たすこと等を含め、検討する必要がある。</p>	<p>近年、わが国企業の更なる国際競争力強化に向けて、共同研究・開発、マーケティングやコンサルティングのアウトソーシング化等、国境を越えた様々な協力や事業再編等が増えている中、上記外国人を受け入れるための在留資格の整備が不可欠である。しかしながら、現状では、外国企業がわが国に本店、支店、その他の事業所を有しないことから、在留資格「企業内転勤」は使えず、また、わが国企業と当該外国人の間には契約が存しないことから、在留資格「技術」「人文知識・国際業務」の要件も満たさない。</p> <p>さらに、在留資格「短期滞在」では、在留期間が90日以内とされていることから長期に渡り滞在することはできず、在留資格「研修」では、実務研修を伴う場合座学を行うことが求められる。</p>	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	法務省入国管理局	わが国企業と、わが国に本店、支店、その他の事業所がない外国企業とが一定の契約を締結した際、同契約を履行するにあたり、同契約に基づき外国企業の専門的・技術的分野の外国人を一定期間、わが国に受け入れる必要性が高まっている（例えば、わが国企業と、わが国に本店、支店、その他の事業所がない外国企業とが、共同研究・開発契約を締結し、先端技術に関する共同研究・開発を行うにあたり、外国企業の技術者に数年間、わが国企業の本社研究部門において、わが国企業の研究者と共同研究を進めさせる等。その際、当該外国人の給与は外国企業より支給される。その指揮下におかれる。しかしながら、出入国管理難民認定法・同第七条第一項第二号の基準を定める省令においては、上記に対応する在留資格が規定されていない。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560236		(社)日本経済団体連合会	236	外国人のわが国看護師資格試験の受験資格要件の緩和【新規】	外国で看護業務に関する学校・養成所を卒業した者または外国で看護師資格に相当する資格を得た者であり、かつ外国での教育内容が日本における教育内容との同等性が認められる場合には、EPA/FTA交渉において合意した場合に限らず、既に日本での就労資格を有していなくても、わが国看護師試験の受験を認めるべきである。		看護は、少子化・高齢化が進む中、将来的に労働力不足が深刻化すると予想される分野であり、わが国の看護水準の維持・充実の観点から、諸外国から優秀な人材を受け入れることが重要である。現行制度においては、看護師でないものは、看護師業務に従事することが認められていないことから、同分野における外国人人材の受け入れ拡充のためには、看護師資格の取得に係る各種規制の緩和は不可欠である。現在、わが国とのEPAの交渉が行われているフィリピン等から、同分野における労働市場の開放が強く要望されており、交渉相手国との互恵的なEPA締結の観点から、EPA/FTA交渉において合意した場合、同合意に基づき、看護師の取得条件を緩和することは必要である。加えて、広く高度人材をわが国に受け入れるとの観点から、EPA締結国に限らず、受験資格要件を緩和することが重要である。	保健師助産師看護師法第21条4項等	厚生労働省医政局看護課	日本の看護師国家試験を受験する場合、外国で看護業務に関する学校・養成所を卒業した者または外国で看護師資格に相当する資格を得た者については、日本の看護大学・養成所を卒業していなくても、外国での教育内容が日本における教育内容との同等性が認められる場合には、厚生労働大臣の承認を前提として、受験資格が認められている。しかし、その承認条件として、厚生労働省の規則により、既に日本での就労資格を有している(永住資格所有者等)ことが条件とされ、非常に限定的となっている。
5056	50560237		(社)日本経済団体連合会	237	看護分野での外国人労働者の就労制限の緩和【新規】	わが国看護師試験に合格した外国人が「医療」分野での在留資格で看護師として活動する場合、EPA/FTA交渉において合意した場合に限らず、4年間の研修目的としての業務のみ認めるといった制限を撤廃すべきである。		看護は、少子化・高齢化が進む中、将来的に労働力不足が深刻化すると予想される分野であり、わが国の看護水準の維持・充実の観点から、日本人と外国人の就労機会における公平性を図りつつ、諸外国から優秀な人材を受け入れることが重要である。現在、わが国とのEPAの交渉が行われているフィリピン等から、同分野における労働市場の開放が強く要望されており、交渉相手国との互恵的なEPA締結の観点から、EPA/FTA交渉において合意した場合、同合意に基づき一定の手続きを経て在留資格を取得した外国人看護師の就労制限を廃止することは必要である。加えて、それに限定することなく、広く高度人材をわが国に受け入れるとの観点からも、「医療」分野で在留資格を取得する外国人看護師についても、就労制限を廃止することが重要である。	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令(平成12年5月24日法務省令第16号)	法務省出入国管理局	わが国の看護師国家試験に合格した外国人が看護師として「医療」分野での在留資格で活動する場合は、4年間のみの研修目的としての業務に制限されている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560238		(社)日本経済団体連合会	238	外国人の介護分野での在留資格の整備(新規)	介護福祉士の資格取得者や外国における隣接職種の資格者で一定の日本語能力を有する者等については、例えば「技術」や「技能」の在留資格として、わが国における介護分野での就労を認めるべきである。		介護は、少子化・高齢化が進む中、将来的に労働力不足が深刻化すると予想される分野であり、わが国の介護サービスの維持・充実の観点から、諸外国から優秀な人材を受け入れることが重要である。とりわけ、わが国の介護福祉士資格等取得する等、高度な専門性が認められる外国人については、日本人と外国人の就労機会における公平性を図る観点からも、例えば「技術」や「技能」の在留資格として、わが国における介護分野での就労を認めるべきである。	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令(平成12年5月24日法務省令第16号)	法務省出入国管理局	介護分野での外国人の就労については、現行の入管制度には該当する在留資格がないため、介護を目的としての入国・就労は認められていない。
5056	50560239		(社)日本経済団体連合会	239	WTO政府調達協定の適用対象機関からのNTTグループ各社の除外	NTTグループ各社(NTT持株会社、NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ)、特に完全な民間企業となっているNTTコミュニケーションズ社を、政府調達に関する協定の適用対象機関から除外すべく必要な働きかけを行うべきである。		NTTグループ各社は、通信業界におけるグローバルな競争が急速に進展している中での事業展開を余儀なくされており、また経営努力により一層の合理化、コストダウンを求められている。こうしたなか、NTTグループ各社は、政府調達協定の対象機関として、煩雑な手続きを行うことにより、購入に至るまで2.4~5.5カ月という長期間を要したり、海外製品の調達額の集計を求められる等、多大な負担を強いられている。こうした手続きは、機動的なビジネスを阻害し、諸外国の企業に比べて非常に不利な状態となっている。 対象機関から除外されれば、ビジネスのニーズに合わせて迅速で柔軟な調達ができるようになる。	政府調達に関する協定(1996年)付属書I付表3	総務省事業政策課	NTTグループ各社は、民営化され市場の監視を受けているにもかかわらず、「WTO政府調達に関する協定」において、中央政府、地方政府及び他の特殊法人と並んで同協定の適用対象機関として定められ、協定で定める手続きに従って調達手法を進めることが義務付けられている。 また、わが国は、自主的措置として、政府調達における供給者の利便性向上等の観点から、「物品に係わる政府調達手続き」等を定めており、協定対象機関には、より詳細な調達手続きが求められている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560240		(社)日本経済団体連合会	240	輸出規制品目の項番の欧米コードとの対照化および国際標準化	輸出規制品目に係る現行体系の一覧性を確保するとともに、欧米コードとの対比表を策定することによって対照化させ、事務負担の軽減を図るべきである。さらに中長期的には欧米先進国と同様の国際基準のコード(例えばECCNなど)への統一化を検討する必要がある。		例えば海外子会社に輸出管理の指導をする際、国際水準である欧米コードで指導を行うため常に日本と欧米コードの対照が求められるが、遺漏防止のために厳密に対比を行う必要があり、非常に手間を要する。コードの対照化により、該当する規制品目の判定が的確に行える上、事務効率が向上する。昨年度も同趣旨の要望を提出したところ、回答では欧米のコードへの統一を望むのは一部の企業であるとされている。しかし欧米コードへの対照化をするだけならば、体系の抜本的な変更とはならず、現行体系を基にシステムを構築している企業の負担を増やすことにはならない。なお、国際的ハーモナイゼーションが主流となっている現状において、輸出を営む企業のほとんどは中長期的な視点から項番が国際基準で体系化されることを望んでいる。我が国体系の欧米コードへの統一化に向け、早期に検討を開始すべきである。	輸出貿易管理令別表第1 外国為替令別表	経済産業省安全 保障貿易管理課	日本における安全保障輸出管理に係る輸出令別表第1と外為令別表の項番は、欧米先進国のコード(例えばECCN)と全く異なる独自の項番として採用されている。しかも省令、通達などを併せ読まなければ解釈できない複雑なシステムになっている。
5056	50560241		(社)日本経済団体連合会	241	中華人民共和国の国際輸出管理レジーム加盟に伴う第1種一般包括輸出許可及び第1種一般包括役務取引許可の適用範囲の拡大(新規)	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の2の項に該当する貨物・技術、すなわち、中華人民共和国が加盟した原子力供給国グループ(NSG)の規制対象となっている原子力関連機材・技術を同国へ輸出・提供する際に、第1種一般包括輸出許可及び第1種一般包括役務取引許可が適用できるよう、「一般包括輸出許可等について」を早急に改めるべきである。		6月10日にNSGに新たに加盟した中華人民共和国は、原子力関連の輸出管理において、加盟国である我が国や欧米諸国と同様の体制となった。このことは、NSG加盟国が中華人民共和国に対して、原子力関連製品の輸出を規制するのではなく、核不拡散政策のパートナーとして国際協力していくことを示している。そのため、中国に対して、2000年のベラルーシ、2001年のスロヴェニア、2002年のカザフスタンのNSG加盟時同様、NSG規制品目に対応している輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の2の項について、第1種一般包括輸出許可及び第1種一般包括役務取引許可の適用範囲を見直すべきである。「一般包括輸出許可等について」が迅速に改正されなければ、過剰な規制となり、輸出規制上、先に対応するであろう欧米諸国に比べてわが国が不利な状況になることが予想される。	一般包括輸出許可等について(平成15年12月24日8貿局第376号 輸出注意事項8第21号)	経済産業省貿易 管理安全保障 貿易管理課	第1種一般包括輸出許可は特定の地域を仕向地とする特定の貨物の輸出について経済産業大臣が一括して許可を行うものであり、第1種一般包括役務取引許可は特定の地域において特定の技術を提供することを目的とする取引について経済産業大臣が一括して許可を行うものである。「一般包括輸出許可等について」において、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の該当項目ごとに適用できる仕向地、提供地域が規定されている。現在、仕向地・提供地域を中華人民共和国とする輸出・技術提供については、第1種一般包括輸出許可及び第1種一般包括役務取引許可において適用できる該当項目が大幅に制限されている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560242		(社)日本経済団体連合会	242	外国産小麦の政府売り渡し価格の引下げ	外国産小麦の政府売渡価格を、小麦粉調製品・小麦二次加工製品の関税水準(約20%)を目途に、計画的かつ継続的に、1.2倍程度にまで引き下げるべきである。		小麦については国家貿易が行なわれており、わが国の小麦需要量の約9割を外国産小麦が占めている。「規制の現状」にある通り、外国産小麦には70-80%の関税が課せられているのと同様の状況であり、関税率20%前後の安価な小麦粉調製品等の輸入が増加する中で、製粉企業は国際競争力の面で非常に不利な状況に置かれている。また、消費者負担型の価格支持制度は、消費者の視点を重視すべき農政改革に逆行している。 「麦政策の再構築に向けた中間論点整理」(2004年8月11日)において、「現行のコストプールの方式については、国内産麦に係る財政負担の急増への対応と、安価な小麦粉調製品・小麦二次加工製品の輸入増の中での製粉企業の国際競争力の確保への対応をいかに図るかという課題がある」とされていることを踏まえ、検討すべきである。	主要食糧の需給および価格の安定に関する法律第68条 同法施行令第43条	農林水産省	生産者手取りの約7割を占める麦作経営安定資金の財源は、いわゆるコストプール方式によって外国産小麦の売買取差益で賄われており、その結果、製粉企業への外国産小麦の政府売渡価格は輸入価格の1.7-1.8倍となっている。
5056	50560243		(社)日本経済団体連合会	243	とうもろこしの関税割当制度の見直し	コーンスターチ用とうもろこしの国産いも澱粉との抱き合わせ比率を緩和するべきである。		同様の要望に対する6月集中受付月間の農林水産省回答には、「でん粉原料用のばれいしょ及びびかんしょは、北海道及び南九州の畑作農業にとって不可欠な作物であり、その再生産を確保するため、一定の国境措置が必要である」とあるが、WTO国際交渉の進展等も踏まえ、今後はわが国農業の構造改革を推進し、競争力のある農業経営が相当なシェアを担う農業構造をつくっていかなければならない。よって、関税等の国境措置は縮小・廃止する方向で見直すことが必要である。 なお、これらが縮小・廃止された場合に影響を受ける一定の農業経営に対しては、所得減を補償する品目横断的な直接支払いなど、既存の農業予算の組換えにより、国内措置として新たな支援策を導入するべきである。	とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第6条	農林水産省	コーンスターチ用とうもろこしの関税は、譲許税率では50%または12円/kgであるが、関税割当制度のもとで、国産いも澱粉の購入を条件として、コーンスターチ用とうもろこしの関税を無税とする措置が講じられている(国産いも澱粉1の購入に対して12のコーンスターチ用とうもろこしの関税割当枠)。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560244		(社)日本経済団体連合会	244	砂糖の価格制度の更なる見直し	<p>現行の調整金徴収制度を見直すとともに、国内産糖の位置づけ、国内産糖の生産振興とその費用負担のあり方などについて検討を深め、最低生産者価格、及び国内砂糖価格の引下げを実現すべきである。</p>		<p>「新たな砂糖・甘味資源政策大綱」に基づいた種々の見直しは、市場を踏まえた適正な価格形成という観点から、一定の評価はできる。しかしながら、現行制度の下では、大きな内外価格差が残るものと考えられ、さらなる見直しが求められる。従って、価格制度を抜本的に見直し、消費者・ユーザーに合理的な価格で安定的に砂糖を供給するため、より適正な価格形成が行われるようにすべきである。</p>	糖価調整制度 砂糖の価格調整に関する法律	農林水産省生産局特産振興課	<p>砂糖の内外価格差を縮小し、国内消費を拡大するため、1999年9月に策定された「新たな砂糖・甘味資源政策大綱」に基づき、粗糖関税の撤廃、及び糖価安定資金を財源とした価格引下げなど砂糖価格制度の見直しが進められている。しかし、生産農家対策等の対策コストを調整金として徴収し、結果として多大な消費者負担により国内砂糖価格を支持するという基本的な枠組みは改善されておらず、今後、制度のさらなる見直しを図る必要がある。</p>
5056	50560245		(社)日本経済団体連合会	245	農業生産法人以外の株式会社の農業への参入	<p>①農業経営主体としての株式会社に関する規制を撤廃すべきである。 ②少なくとも、構造改革特別区域においては、農業生産法人以外の株式会社による農地の取得・保有を認めるべきである。 ③現在、構造改革特別区域法で認められたリース方式による株式会社の農業への参入を全国に適用される一般的な制度とするべきである。</p>		<p>株式会社形態での農業経営は、農業経営基盤強化の観点から、資金調達面や人材確保面、コスト面などさまざまな面で有利であるが、出資比率、役員構成などについて制約が多く、株式会社形態の有利性を十分発揮することが困難である。新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けた「中間論点整理」において、「農地の権利移動規制については、i) 農地の権利取得時に求められる要件が厳しく、意欲ある人材の農業への参入の阻害要因となっていることから、要件を緩和すべきである。ii) 農業生産法人制度についても、事業範囲等についての要件が厳しく、事業の多角化や農業への参入の阻害要因となっていることから、要件を緩和すべきである、等の意見を踏まえ、農地の効率的な利用を促進する観点から、規制の在り方の検討を行なう必要がある」とされていることを踏まえ、要望の早期実現を要望する。</p>	農地法 構造改革特別区域法	農林水産省経営局構造改善課	<p>農地法では、法人による農地の所有は、農業生産法人にのみ認められている。株式会社形態の農業生産法人も認められているが、株式譲渡制限、出資比率、役員構成などに関して厳しい要件が課されている。 構造改革特別区域法により、農業生産法人以外の株式会社によるリース方式による農業への参入の道が開かれたが、対象地域が耕作放棄地や効率的利用を図る必要がある農地等が相当程度存在する地域に限定されるなど制約が多い。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560246		(社)日本経済団体連合会	246	国産ビール大麦の品質規格の見直し	農産物規格規程のビール大麦の品位規格において、 ①粗蛋白含量の項目を新たに導入すべきである。 ②整粒歩合を95%以上(2.5mm縦目ふるい)に強化すべきである。 ③等級から「等外上」を削除すべきである。		国産ビール大麦の品質向上につながり、業界の望む品質の原料を入手することが可能になる。	農産物検査法 農産物規格規程	農林水産省	ビール大麦の品質に関する国の規格と、業界と生産者団体間の契約(※)に定めた規格の整合性が取れていない。具体的には、ビール業界と生産者団体間の契約において定めた品質規格を国の規格が下回っているため、生産者における品質改善の取組が遅れる原因になっている。また、等外上麦は災害等やむを得ない状況で発生した場合のみ購入する契約となっているが、国の検査でビール大麦として合格しているため、買入れざるを得ない状況にある。 ※ビール酒造組合、全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会および全国主食集荷協同組合連合会は、国産ビール大麦の品質向上を目指して、3年毎に、ビール大麦の契約栽培基本条件に関する覚書を交わしている。
5056	50560247		(社)日本経済団体連合会	247	農業用ガラス温室の建設に係る適用基準の緩和	①少なくとも農地に建てられる農業用ガラス温室については、大規模のものであっても、建築基準法(第2条第1項、第37条)が適用されないことを明確にすべきである。 ②仮に建築基準法が適用されるのであれば、建築基準法において、一般の建物とは別に農業用ガラス温室向けの基準を定めるべきである。		①について 農業用ガラス温室は屋根及び柱を有しているが、人間が常時生活する空間ではなく、しかも、使われる部材のサイズ・重量が一般の建物と比べ、格段に軽薄なため、万一の災害時にも人間の生命・身体への危険性はほとんどない。また、平屋であるため、万一倒壊しても、公道をふさいだり、第三者へ危害を与える怖れはない。よって、一般の建物に対する基準を適用する必要はない。 ②について 仮にどうしても建築基準法の適用を免れない場合には、一般の建物と同等の基準を一律に適用するのではなく、農業用ガラス温室として必要な基準を別途定めるべきである。 現状の建築基準法がそのまま適用されることにより、農業用温室の建設コストがかさむとともに、海外の優れたシステムの導入の障害となり、輸入野菜に対して国産農作物の競争力が損なわれる。優れた温室のシステムが普及すれば、低農薬で安定した価格の農産物の供給につながる。また、天候等に左右されない安定した農業経営が可能となり、しかも、作業環境も改善されるため若者の就農の増加が見込まれる。	建築基準法第2条第1号、第37条	国土交通省	農業用ガラス温室は、最近の行政判断としては建築物として取り扱われている。しかし、適用法規である建築基準法には、農業用ガラス温室を想定した基準が設けられておらず、一般の建物に関する基準(建築基準法第2条第1号、第37条)が適用される可能性がある。本件につき国土交通省からは、「建築基準法は、国民の生命、財産等を保護するため、安全上及び防火上等の観点から、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の敷地、構造及び用途等に関する最低基準を定めているものである。したがって、ご要望に係る農業用温室についても、当該建築物の所有者の財産保護、作業従事者の人命の安全確保や周辺への延焼防止の観点から、建築物として構造や防火避難等に係る最低基準への適合性について確認する必要があるものであり、ご要望の提案の実現は困難」との見解が示された。なお、最近の行政判断では、ガラスを使用しない農業用温室については、建築物ではない、という取り扱いになっている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560248		(社)日本経済団体連合会	248	農業用設備の設置に係る適用基準の緩和【新規】	①灌水設備工事が、建設業法上の「建設工事」に該当するか否かを明確にすべきである。 ②海外の温室システム導入の際には、日本の建設業許可を取得した者の監督を前提として、海外の作業員が直接施工作業に携わることを認めるべきである。		①について 灌水工事業者の中には「建設工事」の許可を取得していない者もあり、法遵守を慎重に考える事業者は、灌水工事の発注に際して技術力を最優先できない。 ②について 海外の優れたシステムを導入するためには、施工まで一体的に取り扱う必要がある。現状は、日本の作業員が施工に携わっているが、当該システムを熟知していないため作業の効率が悪く、危険性が高い。コストも高くなり、その結果、消費者に安価な農産物を提供することが出来ない。 オランダの農業用温室は、現在、世界の最先端の技術を備えたシステムである。この温室の施工には専用の施工機械・工具が使われる等、高度に専門的な作業が必要であり、施工も含めた一体的なシステムとして完成している。よって、これを導入する際には、施工も含めて専用の体制で取り組むことができるようにすべきである。	建設業法第2条1号(別表1)	国土交通省	①農業用設備の内、灌水設備(作物に水や肥料を施すための設備)の設置工事は、建設業法第2条第1項に定める建設工事に該当するかどうか明らかでない。 ②海外の温室システムの一式導入は、建屋や暖房設備の施工等があるため、一般的には「建設工事」とみなされており、施工者は建設業許可の取得が必要となる。よって、海外の専門の作業員による施工を行なうことができない。
5056	50560249		(社)日本経済団体連合会	249	住宅着工統計公表時期の前倒し【新規】	集計作業の電子化や民間開放等により、集計作業の一層の効率化をはかり、住宅着工統計の公表時期を半月程度、前倒しすべきである。		市場動向や市場における自社の位置付けを把握するためには、住宅着工統計のより迅速な集計・公表が望まれる。 規則上、各都道府県知事から国土交通大臣への調査票の提出締切は翌月13日、国土交通大臣による集計・公表締切は翌月末となっているが、電子化の進展した現在、集計作業の民間開放等を通じて集計期間を短縮することは可能と考えられる。	建築動態統計調査規則第7条、第11条	国土交通省	住宅着工統計は、国土交通大臣が都道府県の建築主事等経由で調査票を収集し、毎月分について翌月末までに集計を行ない、公表している。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560250		(社)日本経済団体連合会	250	コンビニエンスストアの多機能コピー機を利用した住民票発行サービスの実施【新規】	個人情報保護のためのセキュリティ基準の確保を前提に、自動交付機に加え、コンビニエンスストアの多機能コピー機を利用した住民票発行サービスの実施を認めるべきである。		コンビニエンスストアA社が実施した2003年顧客調査の結果、コンビニエンスストアで提供するニーズが高いと考えられるサービスとして、回答の約35%が「住民票、戸籍謄本等の引渡し」を挙げており、調査の中で最もニーズの高い項目となっている。 コンビニエンスストアに既に備え付けてある多機能コピー機を住民票発行サービスに活用することにより、地方自治体は、自動交付機設置に比べると非常に安価なコスト負担で、住民サービスの向上を実現することができる。	住民基本台帳法第3条、第36条の2	総務省	9月10日の構造改革特別区域推進本部決定により、特区における特例措置であった「住民票の写しの自動交付機の設置場所拡大事業」の全国展開が認められ、個人情報保護のためのセキュリティ基準を満たした上で、市町村の自主的な判断による設置が可能となった。
5056	50560251		(社)日本経済団体連合会	251	食鳥検査業務における指定検査機関の指定基準の見直し【新規】	市場への新鮮な鶏肉の供給を可能とするために、指定検査機関の指定基準を見直し、民間企業の参入を可能とすべきである。		365日供給を要求する市場に対応するためには、賞味期限の短い鶏肉は、週末にも食鳥処理を実施することが望ましい。しかし、現在、食鳥検査の週末受け入れが十分行なわれていないために、曜日によっては新鮮な鶏肉の供給が困難となる場合がある。指定検査機関への民間企業の参入が可能になれば、週末受け入れ等市場のニーズに対応したサービスの提供が可能になる。	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第22条第2項第1号	厚生労働省	食鳥処理業者は、食鳥を処理する際、都道府県知事が行なう食鳥検査を受けなければならない。都道府県知事は、厚生労働大臣の指定する者(指定検査機関)に、食鳥検査の全部又は一部を行なわせることができる。なお、民法34条の規定により設立された法人以外の者は指定検査機関になることができない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560252		(社)日本経済団体連合会	252	インターネットを利用した公図・地積測量図の閲覧の実現【新規】	公図、地積測量図についても、登記情報同様、インターネットでの閲覧を実現すべきである。		現在、公図、地積測量図の閲覧のためには管轄の登記所に出向なくてはならない。インターネットでの閲覧が可能になれば、大いに利便性が高まる。	不動産登記法	法務省	登記所に備え付けてある公図、地積測量図は公開されており、必要事項を記入した申請書を提出すれば、これら図面の閲覧又は写しの交付を請求することができる。 現在、登記所が保管する登記情報については、インターネットを通じて請求・入手すること(有料)が可能となっている。
5056	50560253		(社)日本経済団体連合会	253	旅券申請・交付受付窓口の拡大【新規】	旅券の交付・申請に係る事務を民間開放し受付窓口を増やす、あるいは、区役所等最寄りの地方自治体窓口でも手続きが可能ないようにすべきである。		旅券の発給には厳格な本人確認が必要とされており、申請者は申請時と受領時の計2回、窓口に出向なくてはならない。各都道府県にある旅券の申請窓口は数が少なく、利用者利便性が低い。(東京都4ヶ所、神奈川県8ヶ所、千葉県11ヶ所、埼玉県6ヶ所など)	旅券法第21条の3	外務省	旅券の交付・申請に係る事務は法定受託事務であることから、地方自治法の定めにより業務の全部を外部委託することはできない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560254		(社)日本経済団体連合会	254	自動車運転免許証更新手続の受付時間の拡大[新規]	更新に係る窓口業務の民間開放も視野に入れ、自動車運転免許証更新の受付時間を拡大すべきである。		<p>地方自治体により異なるが、更新手続の受付時間が短く、平日のみ受付を行なっている地方自治体もある。運転免許証の保有者数は年々増加していることを踏まえ、更新手続業務の民間開放も含めて、利用者の利便性の向上を検討すべきである。</p> <p>例) いずれも一般運転者講習該当者の場合。 東京都⇒平日8:30-15:00、日曜日8:30-11:00、13:00-15:00。 神奈川県⇒平日のみ 8:30-12:00、13:00-17:00</p>	道路交通法101条	警察庁	免許証の有効期間の更新を受けようとする者は、住所地を管轄する公安委員会に申請書を提出しなければならない。受付時間は都道府県によって異なる。
5056	50560255		(社)日本経済団体連合会	255	防衛庁向債権の譲渡に関する事務手続の簡素化[新規]	防衛庁との単年度(予算)工事契約に係る債権譲渡について、 ①契約に債権譲渡禁止条項を設けない ②債権譲渡手続の簡素化を図る ③債権譲渡時の第三者対抗要件について債権譲渡登記の利用を可能とする方向で見直しを行なうべきである。		<p>支払条件が比較的短い官公庁向債権の譲渡については、譲渡手続を短期間で完了させる必要があるが、現在のような個別案件毎の申請・承諾方式では迅速な対応は困難であり、債権譲渡を行なう際の障害の一つになっている。短期債権(契約履行後の債権)については債権債務の帰属関係が明確であり、債権の譲渡期間(債権譲渡時点から防衛庁の支払時点まで)が比較的短期間となることから、実施条件の緩和によるデメリットは少ないと考えられる。</p> <p>企業にとって使い勝手のより債権譲渡制度が構築され、防衛庁向債権の流動化が進めば、結果的に企業の支払い利息低減による装備品の調達コスト・ライフサイクルコストの抑制、企業体質の強化による供給能力の向上、供給の安定化等の効果も期待される。</p>	中央調達に係る契約相手方が有する債権の譲渡の承認手続要領について(通達; 2001年12月27日)	防衛庁契約本部	<p>防衛庁は、事前の承諾を得ることを条件として、契約相手方の企業が防衛庁向債権を譲渡することを認めており、債権譲渡の際の具体的な承認手続要領を規定している。</p> <p>政府向債権の譲渡については、近年、各省庁において売買契約等に債権譲渡禁止条項を設けない等の動きが進められており、企業における売掛債権を活用した資金調達の支援・促進を図っている。</p> <p>一方、防衛庁向の債権譲渡については、個別案件毎に申請及び債権譲渡を行なうことになっており、また個別案件毎に譲渡先(債権の譲受人)の登記簿謄本、有価証券報告書等多くの資料を申請書に添付せねばならず、手続が煩雑であり、手間がかかる。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560256		(社)日本経済団体連合会	256	下請法の適用会社の見直し	①下請法の適用基準について、「資本金額」という画一的、形式的な基準のみによって規定するのではなく、売上高や従業員数など企業規模を実質的に反映し得る指標も勘案した上で保護の対象を定め、適用会社の適正化を図るべきである。②VMI倉庫内の下請法対象会社資産に対する事前品質確認のための先行検査を実施可能とすべきである。③引き取り責任を明確にした上で引き取り時期の柔軟対応を図るべきである。④下請事業者への部材の有償支給代金の相殺について、双方の合意の下、一品ごとの符合ではなく、一定期間における符合とすべきである。		グローバル化等の進展により、現在では、親事業者、下請事業者を問わず、国際競争に晒される中で、小規模会社でも独自の技術力を持って高い競争力を獲得する事業者も現れている。そのため、従来のように、下請事業者を資本金額のみによって一律に保護の対象と見なし、過度な保護下に据えることは、日本の国際競争力を殺ぐ行為である。また、下請法では、親事業者に対し、発注書面の交付時期や給付内容など厳格な書面交付義務が課せられている。そのため、親事業者には、必要以上に事務処理が発生するとともに、下請事業者においても特別な事務処理が必要となっている。また、新しいビジネスモデルであるVMI（ベンダー・マネージド・インベントリー）にこれらの規制が合致せず、下請法対象会社のVMIへの参加の障壁となっている。	下請代金支払遅延等防止法第2条8項、第3条、第4条、第5条	公正取引委員会 経済取引局企業取引課	下請法の適用会社（下請事業者）は、資本金額が1億円以下の事業者から3億円以下の事業者に引上げられ、適用範囲が拡大された（2000年改正）。下請事業者が部品等の製造委託や修理委託を行なう際には、下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法等を記載した書面を交付することや、親事業者の遵守事項として、下請事業者の給付の受領を拒むこと等が禁止されている。
5056	50560257		(社)日本経済団体連合会	257	大規模会社の事業報告書の廃止	事業報告書の提出を廃止すべきであり、少なくとも、報告書の記載事項は、会社が直接株式を保有する子会社の報告に限定すべきである。		企業がより競争力ある活動を展開する上で、費用対効果の観点から、一律かつ形式的な報告は、企業側に不必要な負担を強いるため、できる限り削減すべきである。とくに会社が間接に議決権を保有する、いわゆる孫会社まで議決権保有割合、総資産、売上高を調査するのは煩雑であり、提出期限以内に提出することが困難な状態にある。	独占禁止法第9条5項	公正取引委員会 経済取引局企業総合課	会社およびその子会社の総資産の合計額が報告基準額（①持株会社は6,000億円、②金融会社は8兆円、③一般事業会社は2兆円）を超える会社は、毎事業年度終了の日から3月以内に、自社およびその子会社の事業報告書の提出義務が課せられる。かかる報告書においては、当該企業が直接のみならず間接に議決権を保有する（25%超）会社を列挙し、議決権保有割合の他、一定の要件を満たす場合には、当該子会社・孫会社の総資産、事業分野、当該事業分野における1年間の売上額を記載することが必要となっている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560258		(社)日本経済団体連合会	258	信託財産に係る議決権保有規制の見直し	信託財産として所有等する議決権の増加割合の算出においては、自己株式の取得に拘わらず、認可申請時点で把握可能な総議決権数(認可申請書に記載されたもの)を基準に行う等、柔軟な対応を図るべきである。		平成15年9月の商法改正により、平成16年度から定款変更により、自己株式の取得が取締役会決議で可能となった。このため、当該定款変更を行った会社については、総議決権数の把握が困難になるとともに、予期せぬ自己株式の取得により、ガイドラインに定める認可基準に抵触する可能性が増したことに伴い、基準遵守のために信託財産の運用による株式の取得を慎重に行わざるを得ず、信託財産の効率的な運用を阻害するおそれがある。	独占禁止法第11条第2項、公正取引委員会ガイドライン「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」	公正取引委員会 経済取引局企業取引課	銀行業を営む会社は、独占禁止法11条2項の認可を受けることにより、信託財産として総株主の議決権の5%を超える議決権を1年超保有することができる。その認可基準は公取委ガイドラインに示されているが、「信託財産として所有等する議決権の増加割合が年1%以下であること」とされている。
5056	50560259		(社)日本経済団体連合会	259	公開買付けの際の事前相談制度の見直し【新規】	公開買付けの特殊性に応じた、事前相談の際の詳細審査の非公表措置等の審査プロセス及びスケジュールの明確化、限定された情報を考慮した審査、公開買付けに対応した迅速な審査を行うべきである。		上場株式等の議決権の3分の1以上の取得には公開買付けが証券取引法上義務付けられているが、その取引形態は株式の取得であり、取得割合が不確定なため、公開買付け終了後の株式取得後において、独占禁止法上の株式所有報告書を提出することになる。企業結合審査の結果問題が指摘されても多くの投資家からの株式取得を止めることはできないので、問題解消の方法次第で不測の損害が発生するリスクがある。したがって、事前相談をすることが考えられるが、公表までは公開買付けの情報は極秘情報であり、事前相談に必要な具体的情報の収集が困難である。また、事前相談の結果、「詳細審査の公表」がなされた場合、公開買付け計画が事実上公表されてしまう。さらに、公開買付けの公表と詳細審査の公表を同時にした場合、詳細審査の期間が90日に対して、公開買付け期間も60日と法定されている。そのため公開買付け期間中には審査結果が出ないまま株式を取得することになってしまう。	独占禁止法第10条、企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針	公正取引委員会 経済取引局企業結合課	会社が他の会社の株式を保有することとなった場合、一定の場合には、議決権保有比率が、10%、25%又は50%を超えることとなった日から30日以内に株式所有報告書を提出する必要がある。さらに一定の場合には、企業結合審査の対象となる。他方、当事会社から企業結合計画に関する事前相談があった場合には、資料が提出された日から原則として30日以内に、独占禁止法上問題がない旨またはさらに詳細審査が必要な旨を当事会社に通知する。詳細審査が必要な旨通知する場合には、公取委において詳細審査を行う旨を公表することを原則とする。また詳細審査の結果の通知までは90日となっている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560260		(社)日本経済団体連合会	260	企業グループ内における有償での法務サービス提供の解禁【新規】	<p>企業グループ内における有償での法務サービス、法務部門による自社の訴訟代理を解禁すべきである。</p> <p>ここで企業グループ内における有償での法務サービスとは以下のものである。</p> <p>①親会社の法務担当者による子会社または関連会社に対する法務サービスの提供 ②子会社または関連会社の法務担当者による親会社に対する法務サービスの提供 ③子会社または関連会社の法務担当者による他の子会社または関連会社(いわゆる兄弟会社)に対する法務サービスの提供</p>		<p>近年、各企業は、経営資源の大幅な見直しを行い、経理、財務、総務、人事などの業務については、親会社あるいは専門の子会社が、有償で企業グループ内の各社にサービスを提供する体制を構築している。しかしながら、法務業務については、弁護士法の規定により、そのようなサービスの提供が禁止されており、経営資源の適切な集中による企業経営の効率化が図れない。</p> <p>また、そもそも弁護士法の規制の趣旨は、適切でない者が法務サービスを有償で引き受けることを防止し、もって法律サービスの依頼者を保護するものと考えられるが、グループ内の法律サービスの提供により依頼者の利益が害される恐れはない。</p>	弁護士法第72条、第77条第3号	法務省	<p>弁護士法第72条は、弁護士資格のない者が、報酬を得る目的で他人の法律事務を取り扱うことを禁じている。同条は、親会社の法務担当者が子会社の法律事務を取り扱うことも禁止されていると解釈されている。この点については、平成15年12月8日に示された法務省の見解によって、コピー代等の実費は報酬にあらず、「法律事務」に該当するためには、事件性が必要という方針が明らかにされ、企業グループ内における法務サービスの提供に一定の理解が示された。</p> <p>しかしながら、完全子会社であっても、法人格を別にする以上あくまでも「他人」であることが明確にされた。また、同見解によっても、子会社から報酬を得て具体的な紛争に関連した法務サービスを提供することは、依然として弁護士法第72条に抵触することになる。</p>
5056	50560261		(社)日本経済団体連合会	261	民事裁判のオンライン申請の早期実現【新規】	「民事訴訟手続等の申し立て等のオンライン化」を早期に実現すべきである。		<p>民事裁判の尚一層の迅速化と、事務処理の効率化のため、インターネット等を利用したオンラインによる申し立てを要望する。</p> <p>特に知的財産権に関わる裁判は、一般事件より迅速に解決されることが望ましく、知的財産高等裁判所設置法の施行(平成17年4月)にあわせ、オンライン申請を認めることが望ましいと考える。</p>	民事訴訟法第133条	法務省民事局、最高裁判所	<p>行政手続については、「行政手続オンライン法」(平成15年2月施行)により、オンライン化の共通規定の整備が進められているが、裁判手続等については一律に適用対象から外されている。</p> <p>本件についてはオンライン化の実現を目指し、「民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案」が第159回通常国会に提出されたが、継続審議となっている。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560262		(社)日本経済団体連合会	262	公共工事等のコスト削減に向けた官公需法等の見直し	中小企業者向け契約目標比率は、官公需施策発足当時の1966年度の27%弱から、2003年度には45%強に上昇しており、VFM（バリュー・フォー・マネー）の観点から、段階的に適正化することが必要である。中でも、直接的な請負（納品）業者を対象に限定している契約目標額・目標比率の算定基準を見直し、二次以下の請負（納品）業者を対象に加えることについて検討すべきである。		中小企業者の受注機会増大のための措置として広く行なわれている分離・分割発注は、公共工事等のコスト・アップと非効率性（工期の長期化等）を助長するおそれが強い。分離・分割発注の是正により、公共工事等の分野における技術力やコストに着目した健全な企業間競争が実現し、国等や地方公共団体は低廉で質の高い社会資本の整備等が可能となる。	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律 中小企業者に関する国等の契約の方針 各地方公共団体の競争入札実施要領	中小企業庁事業 環境部取引課 地方公共団体	官公需法第4条に基づき、国は、毎年度、国等の契約に関し、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成し、閣議決定している（平成15年度の中小企業者向けの契約目標は約4兆8450億円となっており、官公需総予算額の約45%を占めている）。この目標を達成するため、国等が行う公共工事等の発注は、高度な技術力やマネジメント力、品質保証等を要求される大規模公共工事等を含め、広く分離・分割されるため、公共事業の非効率性が改善されていない。
5056	50560263		(社)日本経済団体連合会	263	郵便物(信書以外)の輸出入通関に関する優遇措置の根拠の明確化[新規]	郵便物に賦課課税方式を認めている理由を明らかにすべきである。		公社が取扱う信書を除く郵便物には簡易な通関が認められる一方、民間事業者のメール便、小包には簡易な通関が認められない理由が明確でないため。	関税法第6条の2、第76条	財務省関税局関税課	郵便物に対する関税は、その特殊性を考慮して、賦課課税方式（納付すべき税額が専ら税関長の処分により確定する方式）によるものとされている。他方、一般の貨物は、申告納税方式（納付すべき税額又は当該税額がないことが納税義務者の申告により確定する方式）となっている。この結果、輸出され、又は輸入される信書を除く国際郵便物は、一般貨物と異なり輸出及び輸入申告を必要とせずに通関することが認められている。税関長は、輸出され、又は輸入される郵便物中にある信書以外の物について、日本郵政公社（以下「公社」という。）の職員の立会のもとで、税関職員に必要な検査をさせるものとされているが、現場では、税関職員が当該貨物に貼付してある税関告知書等に記載された金額を見て任意に課税を行っているのが現状である。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560264		(社)日本経済団体連合会	264	行政機関における長期継続契約としてのリース契約の容認	<p>国の行政機関においても、地方公共団体と同様に長期継続契約の対象にリース契約を含めるべきである。</p> <p>また、地方公共団体については、長期継続契約の対象としてOA機器のリース契約のほか、自動車、医療機器などのリース契約を含めるよう検討すべきである。</p>		<p>本年6月の規制改革集中受付月間における財務省の回答から、国庫債務負担行為としてのリース契約の積極的な活用が周知徹底されていることは評価できる。こうした政府の取組みをさらに進め、地方公共団体と同様に長期継続契約の対象としてリース契約を含めることを検討し、早期に措置すべきである。</p> <p>また、本年5月26日に公布された改正地方自治法によって、リース契約が長期継続契約の対象にされることとなったが、具体的なリース契約の対象については、政令で定められることになっている。政令の策定にあたっては、OA機器に加え、自動車、医療機器など、対象となる物品を幅広く認めるよう求めたい。</p>	<p>財政法第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2、地方自治法第234の3</p>	<p>財務省主計局法規課 総務省自治行政局行政課</p>	<p>国の行政機関がOA機器等の物品や自動車のリース契約をする場合には、予め予算を以って債務負担行為として定めておかなければならない。</p> <p>また、地方公共団体が長期継続契約として締結できるリース契約の対象は、本年11月を以て公表される政令で定めることとされている。</p>
5056	50560265		(社)日本経済団体連合会	265	指定管理者の指定を受けた営利法人への地方公務員の派遣解禁【新規】	<p>指定管理者の指定を受けた営利法人についても、地方公務員の派遣を認めるべきである。また、形式的に退職が求められる営利法人への派遣について、公益法人等への派遣制度と同様に、退職せずに派遣できるよう見直しを図るべきである。</p>		<p>指定管理者制度のもとで、地方公共団体の事務・事業を民間委託する場合、当該事務事業に従事する地方公務員の処遇が大きな課題となっている。地方公共団体の創意工夫の発揮によって、官民のパートナーシップの推進が模索される中、民間企業へ地方公務員を派遣させることができれば、こうした課題解決に資することに加え、当該事務・事業の連続性(安全かつ安定的なサービスの供給)の維持が可能となる。</p>	<p>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条</p>	<p>総務省自治行政局公務員部公務員課</p>	<p>一般職の地方公務員の派遣は、公益法人や一部の営利法人(地方公共団体が出資している株式会社又は有限会社のうち、その業務が公益の増進に寄与するとともに、地方公共団体の事務・事業と密接な関連を有し、施策推進を図るための援助が必要なものとして、条例で定めるもの)に限定されている。</p> <p>また、営利法人に派遣される場合には、形式的に一旦退職する必要がある。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560266		(社)日本経済団体連合会	266	国家公務員等の採用試験における受験資格としての年齢制限の撤廃【新規】	国家公務員採用試験(Ⅰ種～Ⅲ種)及び政府関係諸機関の職員採用試験(国税専門官等)における受験資格としての年齢制限を撤廃すべきである。		雇用対策法第7条では、「事業主は労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められたときは、労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわらず均等な機会を与えるように努めなければならない」とされている。一方、国家公務員及び政府関係機関職員の採用においては、人事院規則によって、年齢制限が課せられており、採用にかかる官民のイコールフットイングが図られていない。人事院は平成15年度年次報告書の中で、受験資格としての年齢制限について、「年齢にかかわらず均等な受験機会を確保するという観点から、撤廃する方向で検討を行っている」との見解を示していることから、早期に結論を得て、措置することを求めたい。	人事院規則8-18第7条(別表3)	人事院人材局	人事院規則8-18(採用試験)第7条では、国家公務員等の採用試験における受験資格としての年齢制限を課している。例えば国家公務員Ⅰ種試験を受験できるのは、採用試験の告知の日の属する年度の4月1日における年齢が21歳以上33歳未満の者とされている。
5056	50560267		(社)日本経済団体連合会	267	時間帯別電力量計の検定の見直し	1つの検出部で計量した値を時間帯ごとに区分・表示する場合には、一つの検出部の計量の確からしさを検定すれば、各時間帯ごとにおいても計量の確からしさを担保できることから、全日計量値以外の各時間帯別計量値の検定を廃止すべきである。		電子式時間帯別の時間帯別計量値は、1つの検出部が計量した値を時間帯別に区分した値であるため、1つの検出部の計量機能の確からしさが担保されれば、機構上時間帯別の計量値に誤差は生じない。また、こうした機構上の特質の確認は、計器の型式試験において確認することが可能である。 従って、電子式時間帯別計器については、型式試験によって機構を確認することに加え、検定において共通する検出部の計量機能の確からしさを確認することによって、時間帯別計量値の確からしさを担保できることから、個々の時間帯別計量値の検定は廃止すべきである。 なお、昨年11月の規制改革集中受付月間における経済産業省の回答では、本件について措置困難(現行の検定コストに係る割引率を引き上げることが可能)という見解が示されているが、上記の理由を踏まえ、重複部分の検定の廃止について再考し、早期に検討を行い措置すべきである。	計量法第16条 特定計量器検定検査規則 第13条	経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部市場整備課	複数の表示機構を有する特定計量器は、全ての表示機構について検定に合格する必要があり、一つの計器で複数の時間帯の電力量等を計量する場合にも時間帯ごとに検定を受けることが義務付けられている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560268		(社)日本経済団体連合会	268	電子式複合計器における最大需要電力計の検定試験方法の見直し	検定試験作業の効率化を図るため、電子式複合計器の構造や動作原理に応じた新たな検定方法の採用を検討し、早期に結論を得るべきである。		電子式複合計器は、機械式の電子計器と異なり、計器本体と最大需要電力計が分離されており、1つの電子回路と演算を行うソフトウェアによって計量しているため、表示誤差や機構誤差は生じない。従って、電子複合計器の最大需要電力計部の確からしさの確認を行った上で、電力量計部との表示の整合性が確認されれば検定試験の目的は十分達成できる。 なお、昨年11月の規制改革集中受付月間における経済産業省の回答では、特定計量器検定検査規則のJIS化の骨格が固まった段階で検討するとの見解が示されているが、機械式分離型計器を前提とした検定方法を、電子式複合計器の構造・動作原理に応じた試験方法に見直すことと、特定計量器検査規則のJIS化とは切り離して考えるべきである。	計量法第16条、第71条 特定計量器検定検査規則 第659条、第679条	経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部 市場整備課	機械式の電気計器は、計器本体と分離型の最大需要電力表示装置で構成されており、計器本体と最大需要電力表示装置との間でパルスを受け渡すため、表示誤差と機構誤差について検定を行うことが義務付けられている。また、こうした検定方法は、計器本体と最大需要電力表示装置が一体となっている電子式複合計器にも義務付けられている。この結果、最大需要電力の検定試験では、表示誤差と機構誤差を確認するため、30分ごとの計量データの平均値をとる必要があり、検定試験作業に過度な時間を要している。
5056	50560269		(社)日本経済団体連合会	269	指定給水装置工事事業者以外が取り付けることのできる水栓金具の対象の明確化【新規】	省令の基準を満たす湯水混合タイプ並びに電動作動式の給水栓であれば、指定給水装置工事事業者以外であっても取り付け工事が可能となる旨を周知徹底すべきである。		第三者認証や自己認証によって、省令の基準を満たすことが確認されている給水栓であれば、水道の安全性は担保されることから、対象機器を単独水栓等に限定する必要はない。	水道法第16条、第16条の2、水道法施行令第5条、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令	厚生労働省健康局水道課	給水装置の工事ができる者は、水道事業者から指定された指定給水装置工事事業者に限られ、水道水の供給を受ける者の給水装置が指定事業者の施工した給水装置工事でないときは、水道事業者は給水契約申し込みの拒否や給水の停止を行うことができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が政令(水道法施行令)及び省令(給水装置の構造及び材質の基準に関する省令)で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでないとしている。しかし、実際には、水道事業者によって、この基準に適合しているか否かの判断が異なり、単独水栓のみに対象機器を限定する運用が行われているところがある。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	50560270		(社)日本経済団体連合会	270	消費税免税指定店舗申請の簡素化[新規]	店舗ごとの申請ではなく、会社全体として申請ができるよう手続面の見直しを図るべきである。		本年6月の規制改革集中受付月間において財務省は、同一の事業者が複数の店舗の申請を行う場合には、一枚の申請書に指定を受けようとする店舗を列記等することにより一括で指定を行い、手続面の簡素化に配慮していると回答している。 その一方、外務省の回答では、現在の手続により確保できている各国公館が求める各指定店舗のカテゴリー、名称、住所と連絡先の情報が会社全体として認定を受けた後に当該会社の店舗を別途届出することでも確保され、かつ、それが手続の簡素化になるのであれば、申請手続上、問題がないという見解が示されている。財務省としても外務省の見解を踏まえ、再度、手続の簡素化に向けた検討を行うべきである。	租税特別措置法施行令第45条の4 外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免税の取り扱いについて(平成8年4月1日課消2-8例規)	国税庁消費税室、外務省大臣官房儀典官室特権免除班	外国公館等との免税取引を行うにあたり、事業者は店舗ごとに「外国公館等に対する消費税免税指定店舗申請書」を外務省に提出し、認定を受けなければならない。
5057	50570001		長野県	1	焼酎の製造免許の取得要件緩和	酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第2編酒税法第10条第11号関係の2の「次に掲げる酒類」から(4)の「しょうちゅう乙類」に関する記述を削除し、「しょうちゅう乙類」について、原料や特産品の特性に限らず新規免許の取得を認める。	長野県内において、新規の焼酎免許の取得を推進し、県が実施する長野県原産地呼称管理制度等の施策の実施により長野県産焼酎の振興を図る。	焼酎の製造免許の取得については、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達により、特に穀物を原料とした焼酎について免許の新規取得が認められない状況となっている。 長野県では、長野県を代表する特産品である「そば」を始め、地域の特性を有する原料を用いた焼酎の振興を進めており、規制改革が求められる。 規制改革により、低迷している中小製造業者の事業展開に新たな選択肢が与えられ、農家への支援にもつながる。また、清酒製造事業者の従業員の通年雇用への移行も期待される。	酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第2編酒税法第10条第11号関係の2の(4)	財務省・国税庁	添付資料 ・別紙1(焼酎製造免許の取得要件の緩和について) ・別紙2(酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達抜粋)

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5057	50570002		長野県	2	看護師等の資格を有するホームヘルパーによる医療行為の容認	医療的ケアを必要とする在宅の高齢者、障害者等に対し、保健師又は看護師資格を有するホームヘルパーが医療行為を行うことができるようにする。	医療的ケアを必要とする在宅の高齢者、障害者等に対し、訪問看護制度では足りない医療的ケアについて、保健師又は看護師の資格を有するホームヘルパーが身体介護業務を行う場合は、酸素吸入、痰の吸引、導尿等の特定の医療行為を行うことができることとする。	高度医療の発達により、急性期を過ぎ在宅生活が可能となった高齢者、障害者等においては、特定の医療行為を伴うケアが必要になる場合が多い。 この医療的ケアは、現在、訪問看護制度における看護師等又は家族しか行うことができない。 しかし、現在の訪問看護制度だけでは、このような在宅要介護者の介護ニーズに十分に答えられず、家族の負担に拠るところが大きくなっている。 そこで、保健師、看護師及び准看護師資格を有するホームヘルパーが身体介護業務を行う場合、①本人及び家族の同意を得ること、②医療行為を行った理由、時間、状態等を記す帳簿を備えること等の条件の下、特定の医療行為を行うことを容認する。	医師法(昭和23年7月30日法律201号)第17条 保健師助産師看護師法(昭和23年7月30日)第29条、第31条、第32条	厚生労働省	
5057	50570003		長野県	3	ホームヘルパー2級以上を保有するホームヘルパーによる簡易な医療行為の容認	医療的ケアを必要とする在宅の高齢者、障害者等に対し、ホームヘルパー2級以上を有するホームヘルパーが、簡易な医療行為を行うことができるようにする。	医療的ケアを必要とする在宅の高齢者、障害者等に対し、訪問看護制度では足りない医療的ケアについて、ホームヘルパー2級以上の資格を有するホームヘルパーが身体介護業務を行う場合は、血圧測定、外用薬の塗布、点眼、つめ切り等の簡易な特定の医療行為を行うことができることとする。	高度医療の発達により、急性期を過ぎ在宅生活が可能となった高齢者、障害者等においては、特定の簡易な医療行為を伴うケアが必要になる場合が多い。 この特定の簡易な医療的ケアは、現在、訪問看護制度における看護師等又は家族しか行うことができない。 しかし、現在の訪問看護制度だけでは、このような在宅要介護者の介護ニーズに十分に答えられず、家族の負担に拠るところが大きくなっている。 そこで、ホームヘルパー2級以上の資格を有するホームヘルパーが身体介護業務を行う場合、①医療に関する研修を受けること、②本人及び家族の同意を得ること、③医療行為を行った理由、時間、状態等を記す帳簿を備えること等の条件の下、特定の簡易な医療行為を行うことを容認する。	医師法(昭和23年7月30日法律201号)第17条 保健師助産師看護師法(昭和23年7月30日)第29条、第31条、第32条	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5057	50570004		長野県	4	住宅困窮者円滑入居賃貸住宅の登録・閲覧制度	住宅困窮者のうち、高齢者については、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録・閲覧制度により、賃貸住宅に関する情報提供がなされている。しかし、障害者、外国人、母子家庭等他の住宅困窮者については、同様の制度がないため、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録・閲覧制度における登録事項に、他の住宅困窮者に係る事項を自治体独自で追加できるようにする。	高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿に、自治体独自の判断で住宅困窮者に係る事項を付け加え、高齢者以外の住宅困窮者にも情報提供を行う。	高齢者以外にも、賃貸住宅への入居を一律に拒まれる住宅困窮者がおり、賃貸住宅に係る情報提供の必要性があることから、高齢者への情報提供と合わせて実施できるようにしたい。	高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条及び6条 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第3条	国土交通省	
5057	50570005		長野県	5	住宅困窮者円滑入居賃貸住宅に係る家賃債務保証	「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき高齢者居住支援センターが実施する家賃債務保証制度において、対象となる入居者の要件を拡大し、住宅困窮者円滑入居賃貸住宅に入居する住宅困窮者のうち一定の者を対象とすることができるようにする。	住宅困窮者円滑入居賃貸住宅に登録する賃貸住宅の賃貸人の不安を解消するため、高齢者円滑入居賃貸住宅と同様の家賃債務保証制度を利用できるようにする。	住宅困窮者円滑入居賃貸住宅制度を有効なものとするためには、高齢者円滑入居賃貸住宅制度と同様、制度に協力する賃貸人が家賃債務保証制度を利用できるようにし、賃貸人の不安を解消する必要があるため。	高齢者の居住の安定確保に関する法律第11条 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第5条	国土交通省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5058	50580001		民間企業	1	一般廃棄物処理施設(ごみ焼却場)における運営管理の民間開放	<p>本来、行政が行うべく廃棄物施設の運営から管理までを民間による一括管理を行う。</p> <p>ごみ収集を除く、ごみの受入管理から施設全般に係わる運転及び管理、適正な処理を持続させる為の補修工事まで、一括管理を行う。</p>	<p>管理を行う民間企業は、処理委託(運営)費を、収入源とし、一般廃棄物の適正な処理を行う。民間の企業努力により従来の維持管理費用の軽減が可能である。</p> <p>(ex)人件費 ユティリティー費 オーバーホール費</p>	<p>年間多額の費用を必要とする廃棄物処理施設の管理を、民間の技術力や経営ノウハウを駆使し、本来行政が行うべく廃棄物処理という住民サービスを、質を低下させる事無く、行政の財政負担の低減を目的とする。</p> <p>且つ、長期契約する事により自治体が捻出していた年間維持管理費及び処理費用の平準化が可能となる</p>		環境省	
5059	50590001		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	1	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	<p>(保険業法による規制の撤廃事項) 預金取扱金融機関を対象に講じられている非公開情報保護措置を撤廃する。</p>	<p>会員・顧客の情報を活用することができれば、会員・顧客のライフプランに応じた、より適切な保険募集が可能となる。</p>	<p>①個人情報保護法の施行後においては、非公開情報と個人情報を分ける意味が薄れる。すなわち、個人情報保護法等の定めにしたがい、取得する個人情報の利用目的を顧客に通知・公表することで、顧客の情報が保険募集若しくは他の業務に利用されることは明らかなものとなる。</p> <p>②非公開情報保護措置では、原則として書面への明示的な同意(すなわち署名等)が必要とされているが、署名等がなされた当該書面は個人情報を含む媒体となるので、別途個人情報を保護するための手当てが必要になるという悪循環が発生する可能性がある。</p>	<p>保険業法第275条第1項第1号、保険業法施行規則第211条第1項第2号</p>	金融庁	新規

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5059	50590002		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	2	信託業務の拡大	(信託兼営法による規制の撤廃) 信託代理店(信金本体の場合も同様。以下同じ。)の取扱い業務として、遺言関連については早期実施、不動産関連業務は解禁する。	信託業務の取り扱い拡大により、地域の高齢化の進展と会員・顧客のライフプランに応じた最適なバランスシートづくりが可能となる。	信用金庫の会員・顧客には高齢者が比較的多く、信託代理店となっている信用金庫では、会員・顧客から遺言関連業務の取扱いニーズが高くなっている。また信用金庫では、金融商品の多様化を受け、顧客起点のビジネスとして、会員・顧客のライフステージにあった最適なバランスシートづくりを基本としている。そこで、不動産関連業務(遺言関連に関する不動産関連業務も含む)の取扱いが可能とならなければ、こうしたサービス提供が完結しない。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項、同法施行令第2条の2、同法施行規則第2条の2第1項	金融庁	新規
5059	50590003		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	3	信用金庫の子会社等による信用保証業務の拡大	(信用金庫法による規制の撤廃) 信用金庫の子会社等で信用保証業務を営む会社の事業範囲について、事業性資金に係る保証業務を解禁する。	子会社等において事業性資金に係る信用保証業務が可能となることにより、会員である中小企業者のニーズに即した柔軟な商品設計が可能となる。また親金庫で培った中小企業金融に関するノウハウが子会社等でも活用でき、信用コスト及びコミットメントコストの縮減化にもつながってくるものと考えられる。	現在の監督指針では、子会社等による信用保証業務は、原則として住宅ローン等消費者ローンに限定されている。しかし、リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(個人事業主も含む)の再生を図るためには、他の保証機関との連携だけでなく、自金庫のグループ会社である信用保証会社の経営資源も有効に活用した、担保・保証に過度に依存しない融資の仕組みを開発することができる。	信用金庫法施行規則第10条の5第2項第3号、告示第33号(平成14年3月29日)、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-7-1(3)①	金融庁	新規

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5059	50590004		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	4	従属業務における収入依存度規制の緩和	(信用金庫法による規制の緩和) 親金庫からの50%収入依存度規制を緩和する。	例えば、一の信用金庫の従属業務子会社が近隣の信用金庫の従属業務を引き受ける場合等、信用金庫同士、会員中小企業等との協働事業として従属業務を営むことができるようになる。	信用金庫同士、会員中小企業等との協働事業として、従属業務子会社による協働事業、親金庫・子会社一体によるより効率的な地域貢献ができるようになる。	信用金庫法第54条の15第8項、告示第16号(平成16年3月31日)	金融庁	新規
5059	50590005		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	5	預積金を担保にした員外貸出の拡大	(信用金庫法による規制の緩和) 員外貸出のなかに、第三者名義預金を担保にした資金の貸付を含める。	協働組織性を阻害しない範囲内(会員への貸出に支障が出ない範囲内)で、会員以外の者に対する貸出ができるようにすることによって、地域金融機関としての役割も果たし、持続可能性のある地域社会づくりに向けて、広く貢献できるようにする。	地域社会では現在、NPO法人やワーカーズ・コレクティブ等様々な形態のソーシャル・ベンチャー(市民活動)が礎となり、地域社会の課題解決に向けて自発的に取組み、実績を出している。そしてこうしたソーシャル・ベンチャーは、共通の認識を持った者同士が資金を持ち寄って事業を運営する場合が多くなっている。そこで、ソーシャル・ベンチャーの代表者(会員以外の者)が、自己の預金以外に、運営に共感するその他の会員以外の者が持っている預金を担保に信用金庫から借入することができるようになれば、信用金庫の経営支援、ネットワークの活用等も含めた事業支援が可能となってくる。なお、この場合であっても、信用金庫法施行令第8条第2項の規制がかかるため、会員への業務遂行を妨げるものではない。	信用金庫法第53条第2項、施行令第8条第1項第1号	金融庁	新規

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5059	50590006		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	6	確定拠出年金の年金資産の中途引出し要件の緩和	(確定拠出年金法の規制の緩和) 右記同様	現状の脱退一時金制度のほか、加入者が一定の課税条件(ペナルティ課税)を甘受することにより、年金資産の中途引出しを行なうことを可能とする。	確定拠出年金は、国民が公的年金に上乗せする老後生活資金を確保するため、税制優遇措置を付して設けられている制度であり、そのため中途引出しは原則不可とされている。しかし、現実には、長期に渡る加入期間中に不測の事態が生じて中途引出しができないことに不安感を抱き、加入希望者であっても加入を躊躇するケースが考えられる。来年度、年金資産が50万円までであれば脱退一時金を受け取れるようにする等の緩和措置が見込まれているが、この脱退一時金制度とは別に、金額や時期に拘わらず加入者の任意で中途引出しができるように制度を緩和すれば、女性や若年層を含むより多くの国民が安心して確定拠出年金に加入するようになり、国民の老後生活に対する不安感の軽減につながるものと考えられる。	確定拠出年金法附則第3条	厚生労働省	新規
5059	50590007		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	7	劣後債の発行	(信用金庫法による規制の撤廃) 自己資本の充実策として、社債の一種である劣後債の発行を認める。	劣後債は、資金の出し手との相対交渉によって決まる劣後ローンに比べて流通性が高く、投資家も投資しやすい。また、環境変化に対応した資金調達手段の多様化の観点から、将来的には普通社債の発行を視野に入れた法整備を図る。社債の発行は、信用金庫の協同組織性を阻害するものではなく、資本調達力及び資金供給力をさらに高めるものである。	信用金庫の自己資本充実策としては、普通出資、優先出資、劣後ローンの3種類がある。現行のBIS規制のみならず、2006年度末から適用を予定している新BIS規制においては、リスクバッファとしての自己資本を起点としたマネジメントが重視される傾向にある。そこで、協同組織制度の根幹に抵触しない範囲で、資本充実手段の多様化に向けた環境整備を図る必要がある。これにより、信用金庫の資本政策がより柔軟になり、会員向け金融サービスがより充実できるようになる。	信金法に社債発行の規定もしくは商法の社債に関する規定の準用がない。	金融庁	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5059	50590008		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	8	普通出資の消却	(信用金庫法による規制の撤廃) 普通出資の消却制度は、協同組織の互恵互助の機能をより高めていくものである。	「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」で一部手当てされたが、組織再編成に限らず、商法第212条、第213条の趣旨を準用し、普通出資金の消却ができるよう、信用金庫法に手当てを行う。	信用金庫は、会員による互恵互助を基本とした協同組織金融機関である。したがって信用金庫の資本政策上、普通出資の増強が必要となる場合には会員に増口を依頼することとなる。しかしその後、資本が充実し剰余資金がある場合には、それを増口に応じた会員に返却する(消却)ことは、会員の自益権を害するものではなく、また協同組織の運営上もありうる選択肢である。また、会員は口数にかかわらず1個の自益権を有していることから、上記ケース以外の場合においても、剰余資金の範囲内かつ健全性が中長期的にも維持できる範囲内で、普通出資の消却が可能となれば、信用金庫の資本政策の選択肢も広がることとなる。	信金法第16条、第21条、第51条、第52条、(参考条文)商法第48条、第212条、第213条	金融庁	継続
5059	50590009		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	9	出資による配当の導入	(信用金庫法の規制の緩和) 現金配当のほか、出資による配当も選択できるようにする。	総(代)会の決議で出資による配当を可能とする。	信用金庫は、会員による互恵互助を基本とした協同組織金融機関である。したがって、会員による自治に基づき、総(代)会の決議において、現金配当のほか出資による配当ができるようになれば、会員による自治がより強固なものとなる。	信金法第57条、(参考条文)信金法第55条の2、商法第293条ノ2	金融庁	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5059	50590010		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	10	自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入限度額の引上げ	(信用金庫法による規制の緩和) 右記同様	自己資本算出上の算入割合を国際統一基準行と同レベル(1.25%)まで緩和する。	償却・引当基準が国際統一基準金融機関と同一であること、また、1988年のBIS合意では、「一般貸倒れ引当金は、…特定資産に充てられず、かつ、特定の資産における評価額の減少を反映していない場合は、これらの準備金は自己資本としての適格性を有しており、…」となっていることから、自己資本算出上の算入割合を国際統一基準行と同レベル(1.25%)まで緩和する。	大蔵省告示第62号(平5.3.31)	金融庁	継続
5059	50590011		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	11	会員の法定脱退事由の拡大	(信用金庫法の規制の緩和) 協同組織の原点である「会員による自治」を活かした枠組みとする。	会員の法定脱退事由に「定款に定める事由の発生」を追加する。	信用金庫は、会員による自治に基づいて運営されている協同組織金融機関である。したがって、総(代)会決議によって定められる定款に会員の法定脱退事由を定めることは、協同組織の本質と整合性がある。また、現行の法定脱退事由では「破産」のみを規定していることから、民事再生法等再建型倒産法制を活用して再起を図る場合、引き続き会員として残ることとなる。この場合でも法定脱退とすれば借入金を減らすことができるようになる。なお民事再生決定後は、改めて会員になることで資金調達に支障が生じなくなる。	信金法第17条、(参考条文) 商法第85条第1号	金融庁	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5059	50590012		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	12	業務報告書の総(代)会承認制の廃止	(信用金庫法の規制の撤廃)総(代)会承認となっている業務報告書を報告事項とする。	信金法で定める業務報告書を総代会の報告事項とする。	貸借対照表等の公告義務がないことが報告事項とできない理由に挙げられている。しかし、信用金庫法では銀行法と同様に、貸借対照表等については法定開示項目として開示することとなっており、商法で義務付けられている公告義務と同等の効果がある。	信金法第37条第7項、(参考条文)商法第283条	金融庁	継続
5059	50590013		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	13	附属明細書の総(代)会報告の廃止	(信用金庫法の規制の撤廃)附属明細書を総(代)会の報告対象計算書類から除く。	株式会社の附属明細書の取扱いとは、商法第281条で取締役会の承認事項とし、同法第283条では定時総会の承認・報告の対象とはなっていない。そこで、信用金庫においても株式会社と同様の取扱いとする。	信用金庫は、商法特例法で定める「大会社」と同様に、会計士監査、常任監事の設置といった同じ組織構造を法的に義務付けられているとともに、決算承認手続においても何ら変わりがない。このように、附属明細書の取扱いにあたって、信用金庫と株式会社とで異なる積極的理由はなく、また協同組織性からも導くことができないものである。	信金法第37条第7項、(参考条文)商法第281条、第283条	金融庁	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5059	50590014		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	14	会員及び債権者による理事会議事録閲覧・謄写請求権の制限	(信用金庫法の規制の撤廃) 会員及び債権者による理事会議事録の閲覧・謄写請求手続きについて、公的機関の関与を設ける。	会員及び債権者による理事会議事録の閲覧・謄写請求については、裁判所の許可を必要とする。	理事会は最終的な業務執行機関であり、そこでは、金庫の経営にかかわる重大な秘密事項も検討される。しかし、正当な理由の判断基準について判例上確立されていないことから、現状の法制度では、金庫は理事会で重要事項を討議せず、常務会等の法定外機関で実質的な決定をする等ガバナンス機能を弱める可能性がある。また、裁判所の許可制度にすることにより、会員等による権利濫用的な閲覧請求が防止できる。なお指摘がありました「株式と異なり出資の譲渡には制限が付されていること」が措置困難の理由に挙げられているが、信金法第16条で、株式と同じ自由譲渡性がある。	信金法第36条、(参考条文) 商法第260条ノ4	金融庁	継続
5059	50590015		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	15	信用金庫における書面または電磁的方法による議決権の行使	(信用金庫法の規制緩和) 右記同様	信用金庫及び信用金庫連合会の会員についても、信用組合や株式会社と同様に電磁的方法で議決権が行使できるようにする。	信用組合では、中小企業等協同組合法第55条により、総会に代えて総代会を設けることができるようになっている。また、同法第11条第3項では、定款の定めるところにより、書面に代えて、電磁的方法により議決権を行使できるようになっている。	商法第232条第2項、第239条の3、中小企業等協同組合法第11条第3項、第55条、信金法第12条、第47条	金融庁	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5059	50590016		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	16	信用金庫における計算書類・定款・理事会の議事録・会員名簿の電磁的方法による対応	(信用金庫法による規制の緩和) 右記同様	信用金庫及び信用金庫連合会についても、株式会社と同様に、電磁的記録の作成をもって商業帳簿等の作成に代えることができるようにする。	信用金庫法上必要とされる書類の作成を電磁的方法によることができるようになれば、信用金庫等の書類作成費及び管理費等のコスト削減にもつながる。	(参考条文) 商法第33条ノ2、第166条3項、第281条2項・3項、第260条ノ4第6項第2号、第263条1項等	金融庁	継続
5059	50590017		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	17	協同組織金融機関が発行する優先出資に係る1口に満たない優先出資制度の創設	(優先出資法の規制の撤廃) 右記同様の	協同組織金融機関が発行する優先出資に関して、端株制度に準じた1口に満たない優先出資の制度を創設する。	協同組織金融機関の発行する優先出資については、1口に満たない優先出資の制度がないため、優先出資の分割を実施するにつき支障を生ずるおそれがある。 なお、会社法制の現代化のための商法改正により、端株制度が廃止され、単元株制度に一本化された場合には、優先出資について単元株に相当する制度の創設を検討すべきである。	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	金融庁	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5059	50590018		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	18	商法第280条/2第5項および同法第280条/3/2の優先出資への準用	(優先出資法の規制の緩和) 右記同様	協同組織金融機関の優先出資発行に係る決定事項および公告・通知事項のうち発行価額については、市場価格がある優先出資を公正な価額で発行する場合には、株式会社と同様、発行価額の決定方法を定めれば足りることとする。	平成13年10月1日に施行された改正商法により、新株発行に係る取締役会決議事項および公告・通知事項のうち発行価額については、市場価格がある株式を公正な価額で発行する場合には、具体的な発行価額まで決定・公告等をする必要はなく、その決定の方法を定めれば足りることとされた。これらの規定が優先出資の発行にも準用されることとなれば、発行価額の決定から払込みまでの期間を相当短縮して、その期間内の価格変動リスクを軽減することができる。現在行われている公募増資の実務では、ブックビルディング方式により発行価額を決定する旨を定める方法で短縮した発行スケジュールを採用することが一般的になっている。	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第5条第1項第3号、同法第8条	金融庁	継続
5059	50590019		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	19	新優先出資予約権および新優先出資予約権付債券の発行解禁	(優先出資法の規制の撤廃) 右記同様	協同組織金融機関が発行する優先出資に関して、株式会社が発行する新株予約権および新株予約権付社債に相当する制度を導入する。	株式会社については、従来から転換社債および新株引受権付社債の発行が認められ、また、平成14年4月からは新株予約権の発行が解禁されている。協同組織金融機関についても、新優先出資予約権および新優先出資予約権付債券の発行を解禁することにより、資金調達手段の多様化等を図ることができる。	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	金融庁	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5059	50590020		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	20	信用金庫による保険募集可能商品の範囲の拡大等	(保険業法の規制の撤廃) 保険募集可能商品の制限を早期に全面撤廃し、地域の会員・顧客ニーズに総合的に対応できるようにする。	保険募集できる商品を限定せず、原則として全ての保険商品を募集できるようにする。 とくにワンストップ・ショッピングに関する利用者ニーズが高い第3分野及び小口の保障性商品をはじめとする個人分野の保険商品についてはできる限り早期に解禁する。 なお、金融審議会金融分科会第2部会報告(平成16年3月31日)で示された新たに考えられる弊害防止措置に関しては、過剰な規制とならないようにする。	信用金庫の保険募集を制限する根拠として、預金・融資情報等の不当な利用や優越的地位を不当に利用した募集行為などの弊害が挙げられているが、保険業法及び金融商品販売法並びに個人情報保護法等の法整備が進んでいることから、信用金庫が保険募集を行うために考えられる弊害防止措置は整っている。第3分野などの保険商品は、消費者ニーズが顕在化しているために契約件数は増加しているが、現状の契約加入率は相対的に高くないため、利用者利便の向上に資する。融資の条件として保険募集を行う行為は、抱合せ販売として既に禁止されているなど、過剰な弊害防止措置は利用者利便を損なう。	保険業法第275条 保険業法施行規則第211条 保険業法施行規則第234条等	金融庁	継続
5059	50590021		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	21	保険募集の総代理店制度の創設	(保険業法の規制の撤廃) 総代理店制度を創設する。	保険会社との委託契約を受け、保険会社の固有業務である保険の引受け以外の代理店管理等の業務を外都委託する総代理店制度を創設する。	保険会社の代理店は、保険会社との直接の委託契約以外認められていない。	保険業法第2条、第275条等	金融庁	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5059	50590022		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	22	生命保険の構成員契約規制等の撤廃	(保険業法の規制の撤廃) 生命保険の構成員契約規制を撤廃する。	業務上の地位等を不当に利用するなどの圧力募集を未然に防止する観点で設けられている生命保険の構成員契約規制については信用金庫への適用を除外する。	信用金庫における保険募集は、通常の生命保険募集人と異なり、非公開情報保護措置、優越的地位を利用した募集禁止、他の金融取引への影響の排除など、事前に様々な行為規制が保険業法等で適用されており、業務上の地位等を不当に利用する等の圧力募集を未然に防止する措置が既にとられている。	大蔵省告示第238号	金融庁	継続
5059	50590023		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	23	保険会社破綻時の特別勘定の保全	(保険業法の規制の撤廃) 特別勘定の保全措置を設ける。	保険会社が経営破綻した場合に、特別勘定については100%保全する。	保険会社が経営破綻した場合、一般勘定と特別勘定ともに同等に取扱われているが、特別勘定については、その資産が一般勘定とは明確に分離しており、個々に独立した運用がされている。	保険業法第118条等	金融庁	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5059	50590024		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	24	卒業生金融制度の見直し	(信用金庫法の規制の緩和) 右記同様	会員であった者が会員たる資格を有しなくなったことによる脱退した者(卒業生)が金庫との取引を望む場合には、総貸出の100分の20に相当する金額の範囲内で運用できるよう所要の措置を講ずる。	中小企業から中堅・大企業にまで成長した卒業生は地域経済の中核的存在であり、地域内の会員企業の育成や仕事の創造等地域社会で果たすべき役割は大きいものと考えられる。総貸出の100分の20の範囲内であれば、卒業生との取引関係を継続しても、会員への金融サービスの遂行を妨げるものではないし、地域内資金循環を通じた地域の内発的発展に貢献できるものと考えられる。	大蔵省告示第71号(昭43.6.1)、信金法施行令第8条第1項第2号	金融庁	継続
5059	50590025		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	25	信用金庫の債務保証に係る大口信用供与規制の緩和	(信用金庫法の規制の緩和) 信金中金代理貸付制度における信用金庫の債務保証分を大口信用供与規制の対象から除外する。	信金中央金庫代理貸付に係る債務保証について、大口信用供与規制の対象から除外する。	信金中金代理貸付制度は、系統金融機関特有の制度である。そしてこの仕組みでは、信金中金と信用金庫とによる二重の審査及び途中管理により、信用リスクの縮減効果が高いものとなっている。	信金法施行規則第16条の2第1項第2号	金融庁	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5059	50590026		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	26	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	(特定融資枠契約法の規制の緩和) 対象企業を拡大する。	コミットメントライン契約(特例融資枠契約)の適用対象を拡大し、①中小企業(資本金3億円以下等)、②地方公共団体や特別法で定められた地方公社等をその範囲に含める。	コミットメントライン契約(特例融資枠契約)の適用対象を拡大することにより、中小企業の資金調達が多様化が図られる。	特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁	継続
5059	50590027		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	27	電子認証業務の「その他の付随業務」への該当可能性の明確化	(信用金庫法の規制の緩和) 右記同様	電子認証業務が付随業務に該当すること、および固有業務と切り離して電子認証業務を行うことを明確化する。	電子認証業務は、金融機関の固有業務との関連性および親近性が高く、金融機関が当該業務を行うことについて問題はないものと考えられる。また、金融機関がよりセキュアかつ信頼性の高いサービスを提供することにより、電子的な方法による決済その他の電子取引等の利用者利便に資する。 電子認証業務が付随業務に該当することの明確化にあたっては、当該業務への参入を阻害しないようにする観点から、ノーアクションレターによる個別対応ではなく、必要に応じ当該業務に係る留意点等を示す等の方法を検討すべきである。	信用金庫法第53条、同法第54条、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-2	金融庁	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5059	50590028		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	28	員外貸出先の拡充	(信用金庫法の規制の緩和) 地公体事業に準ずるPFI事業に係る貸出を員外貸出として認める。	PFI法上の「選定事業者」を信金法施行令第8条による員外貸出先のひとつに加える。	民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行うため、平成11年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(いわゆる「PFI法」)が制定された。このように、PFI法の枠組みで創設される「選定事業者」は極めて公共性の高い事業を営む者であること、地域経済の活性化に貢献するというリレーションシップバンキングの趣旨に沿うものであること、さらには会員に対する業務の遂行を妨げるものでもないことから、「選定事業者」への貸出については、地方公共団体や地方住宅供給公社	信金法第53条第2項、信金法施行令第8条、告示	金融庁	継続
5059	50590029		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	29	定款への従たる事務所の記載の廃止	(信用金庫法の規制の撤廃) 定款の絶対的記載事項を見直す。	信用金庫の本店(主たる事務所)のみを、定款の絶対必要記載事項とする。	事務所を定款の絶対的記載事項とするのは、会員による自治によって事務所を設定すべきであるとの趣旨である。しかし、市場原理に基づく監督行政が行われるようになった現在では、出店、廃店、統合を迅速にすすめることができない等、これまでの法益を守ることによる弊害が生じてきている。また、絶対的記載事項とせずとも、会員をメンバーシップとする協同組織である限り、実質的に会員のニーズを無視した店舗政策はあり得ない。したがって店舗政策は、会員から経営陣に委託している範囲内で経営の自由度を高めたほうが、会員のニーズにそう経営ができるものと考ええる。	信金法第23条第2項(参考条文) 商法第166条	金融庁	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5059	50590030		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	30	事業用不動産の有効活用に関する規制緩和の徹底(他業禁止の判断基準の明確化)	(信用金庫法の運用の明確化) 事業用不動産の有効活用の運用を明確化する。	事業用不動産の有効活用については原則自由であることとし、他業禁止規制の範囲を明確にする。	監督指針で明確化しているとするが、類似の事例にもかかわらず、財務局によって運用が異なる等、必ずしも明確化しているとは言えない。	監督指針Ⅲ-2-2	金融庁	継続
5059	50590031		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	31	業務取扱時間変更届出の簡素化	(信用金庫法の規制の緩和) 右記同様	インストアブランチなど出店先の営業時間の変更に伴う業務取扱時間変更届出の不要、もしくは半期ごとの一括届出の対象とする。	インストアブランチなど出店先の営業時間の変更に伴う業務取扱時間の変更に対応するため。	信金法施行規則第14条第1項第20号、第14条第3項	金融庁	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5059	50590032		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	32	法人代理店の100%出資規制の緩和	(信金法の規制の緩和) 法人代理店の有効活用が図れるようにする。	法人代理店に対する100%出資規制を緩和する。	現在信用金庫の法人代理店は、代理業務を委任する金庫が100%出資する法人でなくてはならない。そのため他の地域金融機関や一般事業会社、あるいは委任金庫を退職した職員と共同出資することにより代理店をもつことが不可能である。	信金法施行規則第15条の2第6号	金融庁	継続
5059	50590033		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	33	代理店業務の拡大	(信用金庫法の規制の緩和) 右記同様	信用金庫の代理店として行うことができる業務の範囲を、現行規制よりも拡大し、代理店の展開が柔軟にできるようにする。	「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」の趣旨に鑑み、地域のお客様・会員への更なる利便性の提供と収益力の確保を両立させていくためには、従来の枠組みを超えた柔軟な店舗戦略が不可欠となっている。そのひとつが、店舗戦略における代理店の有効活用である。	信金法施行規則第15条の2第4号、告示(平成14年3月29日告示第41号)	金融庁	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5059	50590034		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	34	信用金庫法に基づく証券業務に関する業務内容方法書の廃止		信用金庫が国債等の募集の取扱い業務の認可又は有価証券に係る引受け、募集若しくは売出しの取扱い、売買その他の業務の認可を受けようとするときに、当該業務の内容及び方法を記載した書類(業務内容方法書)を定めて認可申請書に添付することは不要とする。	信用金庫が証券取引法第65条第2項に定める証券業務を行おうとするときは、信用金庫法上の認可のほかに、証券取引法上の登録申請書に業務内容方法書等を添付して内閣総理大臣の登録を受けることとされており(認可又は変更届出もあり)、証券取引法に基づく業務内容方法書に信用金庫法に基づく業務内容方法書の内容は含まれていることから、信用金庫法に基づく業務内容方法書を存置させる必要性はない。	信金法第53条第9項、第11項、信用金庫法施行規則第8条の3	金融庁	継続
5059	50590035		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	35	登録等証券業務(公共債ディーリング業務)の本部担当職員の特任制の廃止又は緩和	右記同様	公共債ディーリング業務に係る組織、業務分掌及び職務権限について投資目的の売買業務及び融資業務からの分離、独立を不要とし、また、担当職員についても投資目的の売買業務及び融資業務との兼任を可能とする。	信用金庫の多くは本部部門の人員を縮小しており、経営の効率性などの観点からも必ずしも専任者を配置しなければならない必要性は乏しい。	金融庁「事務ガイドライン(証券会社等関係)」5-2(2)	金融庁	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5059	50590036		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	36	投資信託の目論見書等の電子交付における投資家の利便性向上及び提供者の実務負担軽減	右記同様	最終取引日以後5年間の目論見書等の改ざん防止を交付者が直接的に担保するのではなく、正当な目論見書を監督当局が確保することによって担保するよう制度の改変を行う。	現在の規制は投資家の手元で目論見書が保管できることを究極的には求め、ウェブサイトの閲覧による場合には、目論見書等が改ざんされない状態を交付者が担保することを義務づけている。そこで、正当な目論見書を監督当局に電子交付し、それが投資家の閲覧に供される制度に改めることになれば、投資家保護が確保されるとともに、交付者の実務負担が軽減されることとなる。	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第36条ノ2第2項第4号	金融庁	継続
5059	50590037		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	37	有価証券指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大	右記同様	株価指数先物取引の対象有価証券に協同組織金融機関の発行する優先出資証券を加える。	投資家による有価証券投資の対象は多様化が進んでいることから、株券以外の有価証券についても有価証券指数の対象として認めることが望ましい。	証券取引法第2条第21項、証券先物取引等に関する内閣府令第1条	金融庁	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5059	50590038		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	38	確定拠出年金個人型年金の加入資格の緩和	(確定拠出年金法の規制の緩和) 右記同様	確定拠出年金個人型年金の加入対象者に、専業主婦など第3号被保険者を加えるよう確定拠出年金個人型年金の加入資格を緩和する。	例えば、拠出期間が短い加入者が退職し、専業主婦等になった場合、拠出の継続が認められないため、少額の給付しか得られないことが想定されるが、極力多くの国民が確定拠出年金制度の目的である「自助努力による老後資金の確保への支援」を受けられるようにするため、改善されるべきである。	確定拠出年金法第19条	金融庁	継続
5059	50590039		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	39	確定拠出年金の受給権を担保とした借入れの許容	(確定拠出年金法の規制の緩和) 右記同様	確定拠出年金の受給権を担保とした借入れができるようにする。	確定拠出年金制度は、一部の例外を除き中途換金ができない制度であることを勘案すると、加入者が受給資格を満たす時期までに生活困窮等に陥り生活資金を必要とするケース等を想定しておくことが肝要である。	確定拠出年金法附則第3条	金融庁	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5059	50590040		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	40	確定拠出年金企業型年金の資格喪失者に対する個人型年金加入者としての継続加入条件の緩和	(確定拠出年金法の規制の緩和) 右記同様	確定拠出年金企業型年金の資格喪失者についても個人型年金の加入者として継続的に掛金の拠出を行うことを選択できるようにする。	個人型年金の運用指図者は、それまで積み立てた資産を個人型年金に移換したうえで引き続き資産の運用を行うことはできるが、新たに掛金を拠出することはできないため、個人型運用指図者にならざるをえない転職者は、当初の資産形成プランを実現できないことはもちろんのこと、拠出期間を長期に分散させることによる運用リスクの軽減化を図ることもできず、健全な資産形成に支障をきたす懸念がある。	確定拠出年金法第62条第1項	金融庁	継続
5059	50590041		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	41	確定拠出年金運営管理業務にかかる金融商品営業担当者による兼務禁止の緩和	(確定拠出年金法の規制の緩和) 右記同様	金融機関の金融商品営業担当者について、確定拠出年金運営管理業務のうちの運用関連業務の兼務禁止を緩和する。兼務禁止の緩和に際しては、営業担当者が加入者に対して中立的な立場で運用関連業務を行うことを前提とする。	確定拠出年金業務を取り扱う金融機関の体制整備において、本兼務禁止措置の緩和は、確定拠出年金の普及に資するものと考えられる。	確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号	厚生労働省	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5059	50590042		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	42	確定拠出年金拠出限度額の引上げ	(確定拠出年金法の規制の緩和) 右記同様	確定拠出年金拠出限度額の引上げを行う。特に、そのうち個人型年金第2号加入者の拠出限度額の引上げを行う。	<p>確定拠出年金は、国民が公的年金に上乘せする老後生活資金を確保するため、税制優遇措置を付して設けられている制度であり、そのため中途引出しは原則不可とされている。しかし、現実には、長期に渡る加入期間中に不測の事態が生じて中途引出しができないことに不安感を抱き、加入希望者であっても加入を躊躇するケースが考えられる。</p> <p>来年度、年金資産が50万円までであれば脱退一時金を受け取れるようにする等の緩和措置が見込まれているが、この脱退一時金制度とは別に、金額や時期に拘わらず加入者の任意で中途引出しができるように制度を緩和すれば、女性や若年層を含むより多くの国民が安心して確定拠出年金に加入するようになり、国民の老後生活に対する不安感の軽減につながるものと考えられる。なお、中途引出しを行った場合における税制上の公平性を確保するための方策として、中途引出しに当たっては、それまでの間に当該加入者が享受した税制上の優遇分をペナルティとして上乘せ課税する方法が考えられる。</p>	確定拠出年金法施行令第36条第2項	厚生労働省	新規
5059	50590043		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	43	信金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示の一本化	(各法で定められている情報開示の一本化) 情報開示を一本化する。	信金法に基づくリスク管理債権の開示を廃止し、金融再生法に基づく資産査定の開示に一本化する。	<p>信金法に基づくリスク管理債権と、金融再生法に基づく資産査定とは、開示の対象となる債権とその開示基準が異なっており、事務上煩雑であるとともに、顧客にとってもわかりにくい開示内容となっている。</p>	信金法第89条で準用する銀行法第21条 信金法施行規則第20条の2から第20条の4 金融再生法第6条、第7条 金融再生委員会規則第2条から第6条	金融庁	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5059	50590044		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	44	業務方法書の廃止	(信金法の規制の撤廃)信用金庫法で定める業務方法書を廃止する。	信用金庫法で定める業務方法書を廃止する。	業務方法書は、規制監督の手段として協同組織金融機関に限り設けられている制度である。また、金融機関に対する規制監督のあり方が、各金融機関の自己責任原則の観点から、当局指導型から事後監視型に移行しているなかにあつて、現状では業務方法書を存続させる必要性は乏しいため、これを廃止する。	信金法第31条、信金法施行規則第4条	金融庁	継続
5059	50590045		(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	45	独立行政法人の余裕金の運用先に係る制限緩和	独立行政法人の余裕金の運用先に「信用金庫及び信用金庫連合会」を加える。		独立行政法人が余裕金の運用にあたり信用金庫又は信用金庫連合会への預金を行うには、主務大臣の指定が必要とされている。また、政府関係機関等の余裕金の運用先の拡大については、「規制緩和推進3か年計画」において「信用金庫及び信用金庫連合会」を追加する旨の閣議決定がなされており、独立行政法人についても同様の規定とするよう独立行政法人通則法の改正を要望する。	独立行政法人通則法第47条	総務省	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5059	50590046		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	46	一般職員の兼業・兼職制限の廃止	(信金法の規制の撤廃) 一般職員について兼業及び兼職の制限を廃止する。	一般職員について兼業及び兼職の制限を廃止する。	信用組合では、協同組合による金融事業に関する法律第5条の2で、代表理事と常務役員が兼業・兼業禁止の対象となっている。また、銀行では、銀行法第7条で、常務取締役が対象となっている。このように、預金取扱い金融機関のうち一般職員の兼業及び兼職の制限が課せられているのは、信用金庫及び信用金庫連合会(以下「金庫」という。)だけであるが、金庫についてのみ厳格な規制を課す理由はなく、一般職員の兼業及び兼職の制限を廃止する。	信金法第33条、(参考条文) 協同組合による金融事業に関する法律第5条の2、銀行法第7条	金融庁	継続
5059	50590047		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	47	一定の民間事業者がタイムスタンプを付した電子データへの確定日付ある証書としての効力の付与	(民法施行法の規制の緩和) 右記同様	電子署名法上の認定を受けた認証事業者等一定水準以上の技術的信頼性を有する民間事業者がタイムスタンプを付した電子データについて、電子公証制度における電子確定日付と同様に、確定日付ある証書とみなすこととする。	電子公証制度による電子確定日付は、債権譲渡等の電子取引をシームレスで瞬時に行うシステムに適さない。また、電子署名法上の認定を受けた認証事業者等にも電子確定日付の付与を許容することにより、一定水準以上の技術的信頼性を確保しつつ、利用者利便の向上を期待することができる。確定日付付与の民間開放にあたっては、必要最小限度の範囲内で公証人に対する監督に準じた規制に服することとする等による対応も可能であると思われる。	民法施行法第5条	法務省	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5059	50590048		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	48	「業務の代理」先の拡充	(信金法の規制の緩和) 業務の代理先に金融機関を加える。	協同組織としての地区制限の趣旨に反しない範囲で、信用金庫が民間金融機関の業務の代理をできるようにする。	信用金庫が他の信用金庫等民間金融機関の代理ができるようになれば、現在一部の信用金庫で取扱われている預金の取次ぎ事務が簡略化され、顧客利便にも資するようになる	信金法第53条第3項第7号、告示、銀行法第10条第2項第8号、銀行法施行規則第13条	金融庁	継続
5060	50600001		(社) 日本損害保険協会	1	保険会社による証券仲介業者への事務支援等	①保険会社の子会社「証券仲介専門会社」による証券仲介業者支援業務を認めていただきたい(金融関連業務に、保険会社と代理店委託関係のある証券仲介業者の事務支援業務も追加していただきたい) ②保険会社本体による証券仲介業者の事務支援業務を認めていただきたい(証券仲介業者及び証券会社からの業務・事務の代理・代行を認めていただきたい) ③今般の証券取引法の改正により保険会社にも解禁されることとなった証券仲介業について、当該改正法施行までに「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を営む保険会社の子会社等の兼営可能業務として認めていただきたい。	【実施内容】 ・保険会社子会社あるいは本体による証券仲介業を営む損保代理店の事務サポート ・「業務の代理又は事務の代行」子会社等による証券仲介業の兼営【効果】 ・証券仲介業者の普及促進 ・会社経営の効率化	<①②について> ・04年4月から証券仲介業者制度が創設され、一般事業会社は本体で、金融機関は子会社形態で、証券仲介業を営むことが可能となった。損保会社は子会社を設置して自ら証券仲介業を営むことができるが、本業で一般事業会社である代理店を通じた保険商品販売を行っているため、損保代理店が証券仲介業者を営む場合の相談・支援を行うことが期待される。しかしながら、損保会社の子会社は兼営できる業務範囲が限られており、兼営可能な金融関連業務の範囲に証券仲介業者の事務支援業務が含まれていない。 ・子会社形態ではなく本体で証券仲介業者への相談・支援を行うことも考えられる。04年12月から損保会社は登録金融機関として証券仲介業を営むことが可能となるため、損保会社本体で損保代理店への相談・支援を行う方が効率的とも考えられる。しかしながら、損保会社は他業禁止の規定により当該業務は実施できない。 ・これらの具体的内容としては、i) 資格取得・商品知識習得に係る支援、ii) 申込書等の取次ぎ・点検支援、iii) 事務のシステム化の支援、iv) 各種法定帳簿作成の補助、v) 営業推進活動への支援などの実施を想定している。保険契約と有価証券という販売の対象となる商品に違いはあるものの、業務を類型化した場合、現在でも保険会社が損保代理店に対して実施している内容であり、保険業務との関連性はあるものと思料する。(保険業務を行う中で、実施することが可能である) <③について> ・159回国会において「証券取引法等の一部を改正する法律」が成立し、本年12月より保険会社本体での証券仲介業が解禁されることとなったが、既に保険会社が有する「業務の代理又は事務の代行」子会社等が当該業務を兼営することによって子会社等を小規模な単位に分けることなく顧客利便の向上及び保険会社経営の効率化を図ることが出来る。	保険業法第98条①、100条、106条、同施行規則第51条、56条②、56条の2②、③	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5060	50600002		(社)日本損害保険協会	2	保険議決権大量保有者の「変更報告書」提出事由の簡素化	保険議決権大量保有者が提出を行う「変更報告書」の届出事由から、保険会社が自社株を購入した場合を除き除外していただきたい。(あるいは届出の猶予期間を設定していただきたい)	変更の都度提出する「変更報告書」届出事務の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・保険会社の総議決権の5%超の議決権を保有する者(保険議決権大量保有者)は、議決権保有割合の変更が生じた場合には、5日以内に「変更報告書」を提出しなければならないとされているが、保険会社が自社株を購入した場合の割合変更については、保険議決権大量保有者にとって5日以内での把握・対応が困難である。 ・一方、証券取引法の「株券等の大量保有の状況に関する開示(5%ルール)」では、変更報告書の提出は「保有株券等の総数の増加又は減少を伴わない場合を除く」とあり、株券の発行者である会社の行為により生じた議決権保有割合の変更事由にまで届出義務は課されていない。 ・保険業法と証券取引法とは5%保有に係る規制の趣旨・目的が異なるという点は理解できるが、自社株を取得した保険会社に保険議決権大量保有者への通知義務は課されておらず、株主総会の招集通知を受けるか有価証券報告書などを確認する以外に、実際に保険議決権大量保有者が自社株取得後の保有割合を把握できる法的担保はない。もともと、保険会社による自社株取得の場合で、それ程大きな割合変更が生じる事態はあまり想定されないものであるから、仮に1%を超える割合変更であったとしても本件について行政が行うべき監督の意義は少ないものと考ええる。 ・また、株主権の行使や人的関係により保険会社経営に実質的影響を及ぼし得る株主を当局がチェックするという保険業法の趣旨からすれば、5%超の議決権を保有しているという事実は既に届出されているのであるから、当局が行うべき株主の株式取得後の保有割合のチェックについては、証券取引法が想定する「株価の乱高下」よりも緊急性が高いとは考えにくい。 ・については、保険議決権大量保有者の保有株券の総数が増加・減少しない場合の保有割合変更については届出義務の免除をお願いしたい。(少なくとも、保険会社の行為による保有割合変更については届出猶予期間を設定するなどの配慮をお願いしたい) 	保険業法271の4④、証券法27の25	金融庁総務企画局企画課、監督局保険課	
5060	50600003		(社)日本損害保険協会	3	積立勘定における株式の代物弁済	<p>保険会社は、金融庁長官の承認により金銭を他の勘定に振り替える場合を除き、財産の勘定間振り替えを行うことが出来ない。株式保有が出来ない積立勘定に区分されている貸付金については、以下のようなやむを得ない場合に限り、当該貸付金を事前に一般勘定に振り替えることで、株式の代物弁済が行えるようにしていただきたい。</p> <p>①DES(債務の株式化)の適用により株式を受け入れる場合</p> <p>②株式を担保取得している場合 なお、財産(貸付金)による勘定間振り替えを行う代わりに、いったん株式を一般勘定で受け入れて、即時に当該積立勘定に金銭を振り替えることでも構わない。</p>	DES(債務の株式化)等を用いた再建計画の応諾が可能となり、債務者である経営不振企業の再生が期待出来る。また、株式を担保取得している場合で代物弁済を受けざるを得ない場合の対応が可能となる。	<ul style="list-style-type: none"> ・積立勘定による株式の受け入れが出来ないため、経営不振企業のDES(債務の株式化)を用いた再建計画に対し、損保会社のみ応諾出来ないおそれがあるため。 ・なお、要望は、積立勘定の資産運用として融資を行った結果として、不可避的に株式を担保取得せざるを得なくなったケースやDESを要請されたケースに限定して、積立勘定とその他の勘定間の振り替えを行うことを求めるものである。勘定間の振り替えを行う際には、認可が必要であることから、その審査の際に振り替えの内容や経緯を審査することが可能であり、積立勘定の安定的な運用が行われていたかどうかのチェックが可能である。 	保険業法施行規則第26条、第63条	金融庁総務企画局企画課、監督局保険課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5060	50600004		(社) 日本損害保険協会	4	保険会社本体による介護・福祉業務の遂行	現在、民間の損保会社では介護分野でのサービス提供業務が認められていないが、損保会社本体でのケアプラン作成業務等介護・福祉関連業務を損保会社本体で行うことを認めていただきたい。	社会的ニーズの高い介護分野において、保険商品・給付の延長線上でサービスの提供を行うことはお客様・保険会社双方に効果・効率的であり、さらに保険会社のこれまでのノウハウを活かしたサービスの提供により、お客様の満足度を高めることができる。	<p>損保会社は従前から介護費用保険等の保険商品の販売を行っており、当該保険給付事業が発生した際に損保本体でケアプラン作成業務ができれば、お客様、保険会社ともに得られるメリットが大きい。</p> <p>また、以下の4つの観点から損保会社本体で行っても差し支えないと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損保会社では、保険業法第98条第1項第1号および施行規則第51条第2号により、損害査定代理が認められている。ケアプラン作成業務等介護・福祉関連業務は、この損害査定業務に伴い遂行可能な業務であり、かつ、類似するものである。 ・ケアプラン作成業務等介護・福祉関連業務は、介護費用保険などの給付金の支払業務に伴い遂行可能な業務であり、損保会社の固有業務の規模に比べ大きくなることはなく、また当該保険の引き受けという固有業務による収益に比べ過大なものとはならない。 ・ケアプラン作成業務等介護・福祉関連業務は、公的介護保険制度の運営に伴い発生する業務であるが、損保の介護保険は公的介護保険の給付に連動して給付金支払いを行うものもあり、親近性があると認められる。また、損保本体でケアプランの作成業務ができれば、お客様の当該給付金を含めた経済状態を把握した上でプランを作成できる、あるいは多様な損保ネットワークを利用したプラン作成が提供できる等、お客様、保険会社ともに得られるメリットが大きいことから、親近性があると認められる。リスク面では、契約不履行リスクの発生が想定されるが、これは商慣行上一般的な契約においても発生するリスクであり、他の一般的なケースと同様に対応できるので、問題ないと考える。 ・保険会社では、保険会社の固有業務として介護費用保険などの引き受けを行っており、当該保険の給付事業が発生した場合には、自社にて各種の事故調査を行ったうえで、当該給付金の支払可否・内容を決定している。ケアプラン作成業務等介護・福祉関連業務はこうした給付金の支払業務に伴い遂行可能な業務であり、新たに大きな追加コストが必要ではなく、「保険会社が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用」業務であると考えられる。 	保険業法第98条、第99条	金融庁総務企画局企画課、厚生労働省	
5060	50600005		(社) 日本損害保険協会	5	原付二輪車の届出関係事務の統一とワンストップサービスへの取り込み	原付の届出・変更等に関して市町村ごとに差異のある書類の名称や様式、手続きを統一したうえで、届出事項・廃車申告・標識返納などの手続きや証明書類の取り寄せが容易となるよう、ワンストップサービスのインフラに市町村が加わる仕組みを検討して頂きたい。	自賠責保険の異動・解約事務の必要書類の取り寄せが確実・簡易に行えることにより、契約者サービスの向上と事務効率化が図られる。	<p>自賠責保険の異動・解約においては、証明書とともに、異動・解約事由を証明する書類を求めている。原付の場合、登録ではなく、届出市町村ごとに管理されており、様式や請求方法も統一されないこともあって、転居・移転を伴う場合や契約者が遠方の場合など取り付けに支障を来すことがある。たとえば、廃車による解約では、市町村で「廃車申告受付証」を証拠書類として取り付けているが、名称がことなる場合がある。直接の窓口が市町村であっても、実務上の便宜のために統一を図るとともに、市町村をネットワークでつなぐことは主務官庁により検討可能な事柄と考える。</p>	各市町村の条例	総務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5060	50600006		(社)日本損害保険協会	6	盗難自動車対策の強化	<p>盗難自動車対策については、政府の国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームが発足し、不正輸出防止対策など様々な対策が取られてつづつある。こうした対策の実効性をさらに上げるために、法整備、イモビライザの普及促進等に加え、以下のような制度の見直し等を図ることが必要である。</p> <p>①盗難自動車の海外不正流出防止のための旅具通関対象の制限(船員旅具通関制度の廃止または中古車持ち出し台数制限)の早期実施と実施に向けたスケジュールの明確化</p> <p>②通関における中古車チェックの強化(盗難多発車を中心とした、抹消登録証明書記載の車台番号と中古自動車に刻印された車台番号の照合)</p> <p>③コンテナ一語込み時における公認検数検定機関による確認の徹底(公認検数検定機関による品名・数量確認、施封の徹底)</p> <p>④登録事項等証明書交付請求者等の本人確認の強化(偽造書類のコピー保存および窓口への監視カメラの設置)</p> <p>⑤インターネットオークションにおける盗難自動車の流通防止(古物営業法21条の3の申告義務違反に対する行政処分(の制度強化))</p> <p>⑥政府において決定されている「犯罪に強い社会の実現のための行動計画(平成15年12月 犯罪対策閣僚会議)」において、重点課題とされている自動車盗難関連事項について、可能な限り数値目標化するとともに、自動車盗難年間台数について数値目標を設定してほしい。</p>	<p>2003年(暦年)の自動車盗難件数は64,000件を数え、ここ3年続けて60,000件を超えて高止まりの傾向を示している。また、自動車盗難に関する支払保険金は毎年600億円弱に達し、経済的な面からも深刻な社会問題となっている。</p> <p>①旅具通関においては、手荷物扱いとして持ち出される中古自動車のほとんどがビジネスとしての輸出用途であり、旅具通関本来の趣旨から外れている。については、検討中の旅具通関制度の見直しについて、自動車盗難防止効果を効果的に推進できるよう、早期に実施に向けた検討、配慮をいただきたい。</p> <p>②申請された抹消登録証明書と輸出される中古自動車と、実際のものが一致しているかを正確には把握できない。例えば、1. 特に盗難の多い車種の選定(例:「ランドクルーザー」、「セルシオ」、「アリスタ」等)、2. 特定仕向地の選定、3. 特定業者の選定(例:登録以降2年未満の業者)を行うなど、限定して輸出車の現物チェックを実施することでも、大幅な改善が図られる。現在でも「提示された抹消登録証明書原本と当該中古自動車の車台番号等との照合を可能な限り行っている」とのことであるが、一定基準以上のチェックを制度化して実施していただきたい。</p> <p>③コンテナへの積み込みの際に、盗難車を他の貨物と偽って、または車両本体を解体して積み込むことにより、不正輸出する手口がある。コンテナを使用する不正輸出を防ぐためには、コンテナの内容物を確認して、盗難自動車が紛れ込んでいないかどうかを厳重に確認することは極めて効果的である。例えば、仕向地、輸業者(不特定多数の荷主を扱うなど)を限定して公認検数検定機関によるコンテナ確認の徹底(公認検数検定機関の確認があったコンテナの通関事務を迅速化する運用も考えられる。)をすることも、大幅な改善が図られるものと考えられる。</p>	<p>①関税法基本通達67-2-7(旅具通関扱いする輸出貨物)、同通達67-2-2(旅具通関扱いをする貨物の輸出申告)</p> <p>②関税法</p> <p>③関税法基本通達67-1-20(輸出貨物コンテナ扱い)</p> <p>④道路運送車両法</p> <p>⑤古物営業法第21条の3</p> <p>⑥「犯罪に強い社会の実現のための行動計画(平成15年12月 犯罪対策閣僚会議決定)」</p>	<p>内閣府国際組織犯罪等対策推進本部</p> <p>財務省関税局監視課、業務課</p> <p>国土交通省警察庁</p> <p>犯罪対策閣僚会議</p>	<p>(要望理由より続き)</p> <p>④登録事項等証明書の交付請求者、自動車検査証再交付申請者等の本人確認のため、交付請求者に対し、ア.運転免許証、イ.被用者保険証、国民健康保険被保険者証、ウ.パスポート、外国人登録証明書、エ.顔写真付き身分証明書、いずれかの提示が求められているが、窃盗団は巧妙な偽造証明書等で不正に登録事項等証明書等を取寄せ、盗難のねらいを定めた自動車の保管場所割り出しに利用している可能性がある。チェック機能を強化する手段として、本人確認書類のコピー保存および全窓口への監視カメラの設置等について、具体的に検討いただきたい。</p> <p>⑤インターネットオークションに、書類や車台番号のない自動車が出品されており、盗難車流通経路の一つとなっている。自主規制的なものではなく強制的に盗難車を流通させないような手段を講じさせるため、オークション事業者の申告義務違反に対する罰則を強化していただきたい。</p> <p>⑥経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(平成16年6月4日閣議決定)」において、「当該計画について(中略)成果目標を可能な限り数値化しつつ(以下略)」とされている。</p>	
5060	50600007		(社)日本損害保険協会	7	確定拠出年金の加入対象者の拡大(第3号被保険者、公務員)	<p>確定拠出年金制度において、個人型年金への専業主婦、公務員の加入を認めていただきたい。</p>	<p>確定拠出年金の制度普及が図られる。専業主婦、公務員個人の自助努力による老後資金形成の促進に寄与する。少子高齢化の進展、高齢者の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する効果がある。</p>	<p>確定拠出年金制度に加入できないものが存在することにより、確定拠出年金のポータビリティが確保されず、十分なものとならない。(現状)</p> <p>確定拠出年金において、個人型への専業主婦(第3号被保険者)、公務員の加入が認められていない。</p>	<p>確定拠出年金法第62条、法人税法、所得税法</p>	<p>厚生労働省、財務省</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5060	50600008		(社) 日本損害保険協会	8	確定拠出年金の企業型における拠出限度額の枠内での個人による上乗せ拠出の容認	(要望) 拠出限度額の枠内で企業型に対する個人の上乗せ拠出を認めていただきたい。	確定拠出年金の制度普及が図られる。従業員の自助努力による老後資金形成の促進に寄与する。少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する効果がある。	(理由) ・拠出限度額の枠内で、個人による自助努力を認めることによって確定拠出年金制度の普及を促進する。米国の確定拠出年金では個人による上乗せ拠出が認められている。 ・現状、中小企業を中心として、企業型の拠出額は拠出限度額の一部に止まっており、勤労者の老後の資産形成ニーズを満たすためには、拠出限度額の枠内での自助努力による個人の上乗せ拠出が必要のため。 (現状) 企業型の場合、企業による拠出しか認められておらず、個人が上乗せ拠出できない。	確定拠出年金第19条、第20条、確定拠出年金法施行令第11条、法人税法、所得税法	厚生労働省、財務省	
5060	50600009		(社) 日本損害保険協会	9	確定拠出年金の経済的困窮時における年金資産取り崩しの容認	経済的困窮時においては、米国の401k制度の様に、①税のペナルティを課した上での年金資産の取り崩し、②年金資産を担保としたローン制度を認めるようにしていただきたい。	確定拠出年金の制度普及が図られる。少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する効果がある。	確定拠出年金では60歳までは高度障害時を除き理由の如何を問わず、年金資産の取り崩しが認められていない。 困窮時の年金資産取り崩しニーズは高く、このままでは確定拠出年金普及を阻害する。	確定拠出年金法第28条、法人税法、所得税法	厚生労働省、財務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5060	50600010		(社)日本損害保険協会	10	確定拠出年金の拠出限度額の更なる拡大	確定拠出年金の拠出限度額を更に拡大していただきたい。特に、個人型の第2号被保険者について、少なくとも企業型(企業無)と同額となるよう限度額の拡大を認めていただきたい。	確定拠出年金の制度普及が図られる。 少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する効果がある。	(理由) 2004年10月より拠出限度額が拡大したが、例えば個人型(2号)は180,000円から216,000円へ拡大したに過ぎない。少なくとも企業型(企業無)と同額となるよう限度額の拡大によって確定拠出年金制度の普及を促進する。 (現状) 現在の年間拠出限度額は以下のとおり。 企業型(企業有) 276,000円 企業型(企業無) 552,000円 個人型(1号) 816,000円 個人型(2号) 216,000円	確定拠出年金法第20条、第69条 確定拠出年金法施行令第11条および第36条、法人税法、所得税法	厚生労働省、財務省	
5060	50600011		(社)日本損害保険協会	11	確定拠出年金の老齢給付金の支給要件の緩和	老齢給付金の通算加入者等期間による受給開始年齢の制限を撤廃していただきたい。現在の法令では、通算加入者等期間が10年に満たない場合には、60歳から老齢給付金の支給を受けることができない。	制度の普及に寄与する。	制度導入時において、50歳以上の従業員の加入を阻害する要因になる。また、本来企業の退職金制度の一環として導入した制度であるのに、従業員からすると60歳で定年退職した際に受給権がないというのは制度の趣旨に反する。	確定拠出年金法第33条	厚生労働省 金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5060	50600012		(社)日本損害保険協会	12	確定拠出年金の原簿記録事項の緩和	企業型年金実施事業主または加入者・運用指図者から通知を義務付けている他年金等の資格の得喪および支給に関する情報に関し、原簿の記録事項から除外してほしい。	確定拠出年金におけるコストの削減に繋がりを、手数料等の引き下げが可能となる。	退職所得の課税計算に使用するとされるこれらの事項は、実際には退職所得の受給に関する申告書の提出を受けた際に本人から確認すればよい事項であり、制度加入時に事業主・加入者等に提出を求めかつ記録関連運営管理機関が長期にわたって記録を保存しなければならないのは、制度を煩雑にし、かつ記録関連コストの増加につながり加入者利益に反する。	確定拠出年金法第18条、第67条 確定拠出年金法施行規則第15条、第56条	厚生労働省 金融庁	
5060	50600013		(社)日本損害保険協会	13	独禁法上の議決権保有割合規制(10%規制)における総株主等の議決権の算定方法の緩和	独禁法では、保険会社が国内の会社の株式を、その株主の議決権の10%を超えて保有することを規制している。したがって議決権保有割合規制については、特に自己株式の取得による分母の減少を考慮する必要があるが、一方で、非上場会社の中には、自己株式の取得の把握、すなわち正確な「総株主等の議決権」の把握が困難なケースもあることから、議決権株式数の算定方法について、運用上の対応を緩和していただきたい(自己株式の取得等により10%を超えた場合には例外規定が設けられており、1年以内であれば規制の対象外となっているものの、そもそも把握が困難であることから本要望を行うもの)。具体的には、小規模非上場会社等で株主総会等の招集通知に「総株主等の議決権」の記載がなく、把握が困難な場合には、「発行済株式等の総数」等を「総株主等の議決権」とみなすことを可能としていただきたい。	議決権保有割合点検作業の効率化	近年の商法改正により、従来、原則、取得が認められていなかった自己株式の取得が認められることになったことに加え、種類株式の発行が可能となり様々な形態の株式が発行されることとなったこと等を背景に、議決権株式の把握が困難な状況となっている。具体的には議決権保有割合規制の遵守については発行会社からの株主総会等の招集通知等の開示資料を基に点検を行っているが、非上場会社については、上場会社と異なり開示資料の中で「総株主等の議決権」が記載されていないケースも散見され、また、発行会社へのアンケート調査も実施しているが未回答や誤回答のケースもあり、総株主等の議決権をすべて正確に把握するのは困難な状況である。従って、「総株主等の議決権」の把握が困難なケースでは、「発行済株式等の総数」等を「総株主等の議決権」とみなすことを可能とするようしていただきたい(なお、保険業法の事務が「ド」イン別紙様式40の記載要領の中では、上記みなし規定が設けられている)。	独占禁止法第11条(金融会社の株式保有の制限)	公正取引委員会	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5060	50600014		(社) 日本損害保険協会	14	電磁的方法による保険証券交付の容認	商法上の規定に基づき保険契約者から保険証券の交付を求められた場合において、電磁的方法による交付が可能となるよう規定を整備して欲しい。	保険証券のペーパーレス化により、印刷コスト・郵送コストが軽減される	現在、保険証券の交付は書面によりなされることを要すると解されているが、損保は1年契約が大宗を占めており、毎年の保険証券発行・郵送に係るコストが負担となっている。また既に社債や株券等のペーパーレス化が実現されている中、いわゆる証拠証券たる保険証券についても事業者のコスト削減といった同様の観点から規制緩和をする意義はあると思われる。	商法第649条、683条、815条第2項	法務省	
5060	50600015		(社) 日本損害保険協会	15	保険会社の海外子会社等(保険現法以外)の業務範囲の緩和	金融庁事務ガイドライン1-8-3において、保険業を行う会社以外の会社(例えば保険募集を行う会社や保険事故その他の保険契約にかかる事項の調査を行う会社等)の業務範囲についても、保険業法の趣旨を逸脱しない限り原則として容認されるようにしていただきたい。	現地の会社への出資がよりスムーズかつ柔軟に行えるようになる。	現地の会社への出資がよりスムーズかつ柔軟に行えるようになる。	金融庁事務ガイドライン1-8-3	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5060	50600016		(社)日本損害保険協会	16	自賠責保険異動処理手続の柔軟化	異動申請を受けた場合、保険証明書に直接異動事項を記載するのではなく、後日異動承認書を交付することを可能として欲しい(契約者はオリジナルの証明書と当該異動承認書を携行する)。	契約者は異動処理期間中でも車両の運行が可能となり、利便性を高めることができる。	異動処理の際、自賠責保険では証明書本紙を必要としているが、他の保険と同様に本紙なしでの処理を可能にしたい。	自賠法第7条第2項 自賠法第8条	国土交通省 金融庁	
5060	50600017		(社)日本損害保険協会	17	自賠責保険重複契約解約規定の緩和	当該契約の終期にかかわらず、他の契約の終期が車検満了日より遅ければ、当該契約を解約できることとして欲しい。また、原付、軽等の車検の無い車両は、いずれの契約でも解約できることとして欲しい。	契約者意思による選択肢が増えるため、利便性を高めることができる。	契約者が終期の遅いほうの契約を解約することを希望するケースがある。また、車検のある車両の場合、解約されない自賠責保険の終期が車検期間満了日より遅いことが前提なので、車検制度との関係上も問題がない。	自賠法20条の2第1項第3号	国土交通省 金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5060	50600018		(社) 日本損害保険協会	18	印紙税書式納付に係る申告要件の緩和等	①微小な文言修正時には修正申告を不要として欲しい。 ②枠線の丸みを禁止する条項などを撤廃して欲しい。 ③修正申告に対する承認及び適用開始までに要する時間を短縮して欲しい。	保険証券レイアウト変更時の改定ロード削減、及び改定期間の確保が図られる。	現行規制においては、書式納付の申告・承認要件が極めて厳格に定められているため、実質的な内容変更を伴わない保険証券レイアウトの些少の変更等であっても修正申告を要し、事業者において改定ロードと時間を要している。	印紙税法第11条第3項、 印紙税法施行規則第4条・同別表第5 印紙税法基本通達第78条	国税庁	
5061	50610001		社団法人 日本自動車工業会	1	確定拠出金の途中引出しについて	転職時に企業型確定拠出年金を移せない場合や、海外に居住することとなった者など、個人が運用指図者にならざるを得ない者については、60歳到達前の中途引出しを可能とするよう要望する。	60歳まで途中引出しは出来ないことになっている。 (障害及び死亡の場合を除く)	60歳まで途中引出しが認められていないため、転職時に年金を移せない場合は、個人が運用指図者となり、管理コストを払い続けながら運用していかなければならない。	確定拠出年金法 第28条、第33条、附則第3条	厚生労働省	・重点要望項目 ・平成15年11月度の再要望

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5061	50610002		社団法人 日本自動車工業会	2	企業型確定拠出年金における個人拠出について	自助努力、自己責任という確定拠出年金法の目的からすると、個人拠出ができる仕組みが必要であり、事業主の拠出に加えて個人拠出ができる「マッチング拠出制度」の認可を要望する。また、個人拠出ができることにより利便性が向上し、制度普及にもつながると考える。	現状の制度では、会社拠出しか認められておらず、従業員の自律的な定年後の準備に対し、事業主として全く支援ができない。	厚生年金の受給開始年齢の引き上げに加え、将来の公的年金受け取り額の減少が避けられない中、給与所得者の自律的に定年後の準備を進めたいという意欲をそぐことになる。	確定拠出年金法第19条	厚生労働省	・重点要望項目 ・平成15年11月度の再要望
5061	50610003		社団法人 日本自動車工業会	3	週休2日制の場合のフレックスタイム制度の適用について	適用にならない日のみ、フレックスタイムの除外日を設定するなどが必要となり、労働時間管理の煩雑さが生じるだけでなく、そもそも、フレックスタイム制度を導入することの効果自体が薄れてしまうことから、通達の4つの要件を緩和することを要望する。この厳格な要件がある為に、フレックスタイム制度の運用そのものに支障が生じていると考えている。	1ヶ月のフレックスタイム制度においては、清算期間における法定労働時間の総枠は「40時間×清算期間の暦日数÷7」により計算するものとされており、完全週休2日制で労働する場合でも、暦日数や休日数に差異があることにより、計算上法定労働時間の総枠を超えることがある。一方、完全週休2日制を実施し、4つの要件を満たす場合は、時間外労働として扱わなくても差し支えないと通達されている。	通達で、時間外労働として扱わなくても差し支えないとされている要件は、特定期間については実際の労働時間の和が、週法定時間(40時間)を超えるものではないなど、厳しいものとなっている。このため、実際問題としては、暦日数の多い月でフレックスタイムの除外日の設定などの対応が必要になってくる。	労働基準法第32条の3 労働基準法施行規則第12条の3 平成9年3月31日基発第228号	厚生労働省	・重点要望項目 ・本年6月度の再要望

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5061	50610004		社団法人 日本自動車工業会	4	有期労働契約に係る規制の緩和	働く側の立場からは、就業意識の多様化に対応するための選択肢の拡大が望まれ、企業側の立場からは、プロジェクトなど中長期的な観点での要員のニーズが高まってきており、双方のニーズに応えるためには、有期雇用契約期間制限の更なる緩和を要望する。さらに、就業意識や雇用形態の多様化が急速に進み、変化のスピードが早まっている現状においては、早急に制限が緩和されることが望まれる。また、制限の緩和により、新たな雇用の創出と、企業活動の活性化を図ることにもつながると考える。	期間の定めのある労働契約については、契約期間の上限を3年に制限されている。	働き方・雇用形態の多様化に充分対応できず、企業と労働者双方のニーズに応えられない。	労働基準法第14条	厚生労働省	・重点要望項目 ・本年6月度の再要望
5061	50610005		社団法人 日本自動車工業会	5	労働者派遣法における派遣期間制度の見直し(製造業)	派遣は、製造業における生産量の変動に対応するための選択肢の一つとして、短期的なものから中長期的なものまでを含めた、要員対応の手段として非常に有効なものである。厳しい国際競争下で、市場動向や国際情勢の影響をすぐに受ける状況の中、生産量の変動への素早い対応が望まれており、そのためにも早期に派遣期間制限を緩和することを要望する。また、雇用の多様化に対応していくという観点からも、「物の製造」業務だけ制限を設けるのは相応しくないと考える。	改正労働者派遣法で、製造業務への派遣は可能になったが、経過措置として施行後3年間は派遣期間を1年としている。	製造業では、市場動向に伴う要員変動への対応として、短期のみならず中長期の派遣社員を活用するというニーズがあるが、それに対応できない。	労働者派遣法第40条の2	厚生労働省	・重点要望項目 ・本年6月度の再要望

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5061	50610006		社団法人 日本自動車工業会	6	労働者派遣法における派遣期間制度の見直し(通常派遣)	派遣は、業務量の変動に対応するための選択肢の一つとして、短期的なものから中長期的なものまでを含めた、要員対応の手段として非常に有効なものである。厳しい国際競争下で、各企業を取り巻く状況の激しい変化による業務量の変動に対応していくためにも、早期に派遣期間制限を緩和することを要望する。また、就業形態の幅を広げ、雇用の多様化に対応していくという観点からも、派遣期間の規制を無くすことを要望する。	特定26業種以外については、3年を超える期間継続して労働者を派遣することは出来ない。	業務量の変化に対して、フレキシブルに対応出来ない。また、短期のみならず、中長期の派遣社員を活用するニーズに対応できない。	労働者派遣法第40条の2	厚生労働省	・重点要望項目 ・本年6月度の再要望
5061	50610007		社団法人 日本自動車工業会	7	確定拠出年金における拠出限度額の引き上げ	拠出限度額の大幅な引き上げを要望する。さらには、確定拠出年金のみで現行の年金制度の給付水準を確保できる拠出限度額まで引き上げるべきであると考え。	現行の企業型確定拠出年金の拠出限度額は、企業年金に加入している場合で月額18,000円、企業年金に加入していない場合で月額36,000円と制約されている。また、個人型確定拠出年金の拠出限度額は、企業年金・企業型確定拠出年金のない企業の従業員の場 合で月額15,000円、自営業者の場合で月額68,000円と制約されている。	確定拠出年金の拠出限度額が低く、老後の安定した生活を保障するには十分ではない。自助努力、自己責任による生活保障の確保を支援するためには、拠出限度額の引き上げが必要である。	確定拠出年金法 第20条、第69条 確定拠出年金法施行令第11条、第36条	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5061	50610008		社団法人 日本自動車工業会	8	労働者派遣法の見直し	労働者派遣法 第40条の5に定める、雇用契約申込み義務を撤廃することを要望する。 撤廃が不可能な場合は、努力義務とする、あるいは、雇用しない理由を書面で明示すれば雇用契約申込み義務を免れる制度とするよう要望する。	同一の業務に同一の派遣労働者を3年を超えて受入れており、その業務に新たに労働者を雇入れようとするときは、派遣先は、その派遣労働者に対して雇用契約の申込みをすることが義務付けられている。	派遣受入期間の制限がない業務で、派遣労働者を受入れているにもかかわらず、3年を超える期間受入れたという事実をもって、雇用契約の申込みを義務付けることは、企業の採用の自由を不当に制約している。	労働者派遣法 第40条の5	厚生労働省	
5061	50610009		社団法人 日本自動車工業会	9	労働時間管理における法規制緩和	労働時間管理規制の適用除外対象者を拡大し、裁量性の高い労働者については適用除外とすることを要望する。 さらには、ホワイトカラーエグゼンプション制度の導入を検討することを要望する。 (今要望は、日本経済団体連合会からも過去から要望を出している内容でもあります。)	管理・監督の地位にある者等、最も裁量があると考えられるものについては、労働基準法第41条第2号により労働時間規制の適用除外となっている。 しかし、裁量性が高く、労働時間管理になじまない、非定型的で企画・判断業務に従事しているホワイトカラーでも、管理・監督の地位でない限り、労働時間管理の規制が適用されることになっている。	業務改革が進み、効果・効率が求められる現状においては、労働時間の長さイコール仕事の成果・質とはならない状況になっている。 裁量労働制も対象業務や、みなし労働時間等の制約が多く、適用が限定的になっているのが現状である。 さらに、働く者の意識が多様化していることに対応できない状況にある。	労働基準法 第41条	厚生労働省	・重点要望項目

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5061	50610010		社団法人 日本自動車工業会	10	裁量労働制に関する労働時間の規制緩和	就労形態を労働者に委ねる裁量労働制においては、休日・深夜など時間を規定する規制の適用を除外することを要望する。	裁量労働制においても、休日労働・深夜労働に関しては、割増賃金の計算対象となっている。	生活の多様化、就業意識の多様化、業務内容等から、労働者自らが休日・深夜帯での勤務を望むことがあり得るにもかかわらず、この規定では個人の裁量範囲を制限することになる。	労働基準法 第38条の3、第38条の4	厚生労働省	・重点要望項目
5061	50610011		社団法人 日本自動車工業会	11	管理・監督の地位にある者の深夜・休日労働について	管理監督者については、時間を規定する規制の適用を除外することを要望する。	管理監督者もしくは管理の地位にある者については、労働時間の規定の適用は除外されるものの、深夜・休日労働についての規定の適用は除外されていない。	管理監督者の地位にある者については、自己の勤務時間について自由裁量権を有する者として解されているにもかかわらず、このような時間管理を前提とした規定があることはそぐわない。	労働基準法 第41条、第37条	厚生労働省	・重点要望項目

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5061	50610012		社団法人 日本自動車工業会	12	解雇に関する法整理	解雇無効となった場合、復職以外にも金銭での解決も可能とする法の整理が望まれる。	裁判により解雇無効とされた場合には、復職する事となっている。	解雇が無効とされ復職したとしても、長期間離職しているケースが想定されるなどして、実態にそぐわない。	労働基準法 第20条	厚生労働省	・重点要望項目
5061	50610013		社団法人 日本自動車工業会	13	持株会社規制における総資産基準の撤廃	持株会社は原則自由とし、少なくとも、総資産基準による一律規制は撤廃すべきである。 企業結合による競争制限効果は、個別の市場毎に検証され、問題ある場合にのみ是正措置が講じられるべきである。	H9年独禁法改正により持株会社は原則解禁となったが、過度の経済集中を招くものを禁止するとして、ガイドラインで具体的なケース(3類型)を示している。昨年5月、独禁法9条が改正されたが、3類型は基本的に維持されている。 * 禁止類型(3類型)： (a) 総資産15兆円超かつ5以上の事業分野を傘下とする持株会社 (b) 大規模金融会社(総資産15兆円超)と大規模な一般事業会社(単体総資産3,000億円超)を傘下とする金融持株会社 (c) 相互関連する5以上の事業分野で有力な会社(シェア10%超又は3位以内)を傘下とする持株会社	①企業結合による競争制限効果を測るためには、本来、個別の市場毎に検証するのが筋である。グループとしての資産規模による一律な規制を行う必要があるかは極めて疑問がある。 ②そもそも持株会社規制については、「(一律的)事前規制」でなくとも、「(個別的)事後チェック」により十分に効果を挙げることができるはずである。万一、例外(問題)が生じた場合でも、「合併」の場合は、一旦は一体化した企業を分離することは現実問題として困難を伴うものの、「持株会社」については、株式放出命令等による是正措置が可能と思われる。	独占禁止法第9条1、2項 事業力集中規制ガイドライン	公正取引委員会	・平成13年度の再要望

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5061	50610014		社団法人 日本自動車工業会	14	シェル砂再生炉の廃掃法、ダイオキシン類対策特別措置法の適用緩和	<p>シェル砂再生炉は資源の有効利用の観点から使用している施設であり、自工程から発生する極めて安定した中子のみを処理すること、排ガスの排出濃度はアルミ溶解炉等の生産施設よりも良好であること、自工程で発生した中子を工程内で100%再生利用するため、中子の場外への搬出入は一切なく、周辺環境への影響が極めて小さいことから、自社同一敷地内の工程内リサイクル利用再生炉については、廃掃法の廃棄物焼却炉の構造基準、管理基準を順守する前提で①アセスメント、住民説明②廃棄物処理施設審査会の対象外施設とし、設置申請期間の短縮化による合理化を図っていただきたい。</p> <p>ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設であるアルミ溶解炉において、同一事業所の圧延工程から発生したアルミニウムくずを原料とする施設についてはアルミニウム合金製造施設に該当しないと判断があり、今回の再生炉も同一工程から発生した中子を全量再生利用する観点から、自社同一敷地内の工程内リサイクル利用再生炉についてはダイオキシン類対策特別措置法の廃棄物焼却炉から適用除外いただきたい。</p>	<p>社内に設置されたシェル砂再生炉は鋳物工程から発生する中子を再生しシェル砂として全量再利用することが目的の施設(再生しない場合は埋立処分となる)。社では従来、工場内に大型の再生炉を設置し複数ラインの中子を回収、再生していたが、生産量が落ち込んだ部分負荷運転時は熱効率や生産性が悪化する問題があったため、近年の多品種少量生産に合わせ、各製品ごとの生産ラインに小規模の再生炉を生産施設の一部として設置、ライン単位で完結する少量生産対応型の高効率施設に今後更新していく予定。</p> <p>廃棄物焼却炉を新設する場合には、構造基準の遵守が必須であるが、シェル砂再生炉はシェル砂の中に結合材として1.5%混入しているレジン(フェノール樹脂)を焼却するという解釈から廃棄物焼却炉(廃プラ)扱いとなっている(平成12年の都道府県・政令指定都市化学物質担当課長会議時に疑義として口頭で示された。今後の新設分は廃棄物焼却炉の設置申請が必要)</p>	<p>ライン計画は生産計画に基づいて数ヶ月の期間(3~6ヶ月)で企画、立ち上げなければならない中で、廃棄物焼却炉の設置申請(アセスメント)に約2年の期間を要する場合は埋立処分となる。社では従来、生産計画に基づいた対応ができず、企業活動に大きな支障を及ぼしている問題がある。処理業としての廃棄物焼却炉は様々な廃棄物を受け入れ、焼却し周辺環境に対する影響が大きいことからアセスメント、住民説明の実施、及び設置申請を行う点は理解できるが、シェル砂再生炉は焼却対象がシェル砂の中に結合材として1.5%混入しているレジンが対象で、処理物も自工程からの発生分のみが対象であるため、焼却対象としての性状は一般的な廃棄物焼却炉の焼却対象に比べ極めて安定したものである。また、ダイオキシンの発生源である塩素はレジン中に含まれないために、2次燃焼器がない既存炉煙突でのダイオキシン濃度は小数点5桁オーダーで規制値に比べても限りなくゼロに近い値となっている(炉内温度は再生砂の品質上600℃)。</p> <p>ダイオキシン類対策特別措置法で特定施設に規定されているアルミ溶解炉は特定施設の設置届出のみの手続き(着工の60日前に申請)で許可されるが、排ガス濃度がアルミ溶解炉よりも良好な再生炉は廃棄物焼却炉の適用を受けるがゆえに2年の期間が必要である点は設置申請手続きの合理性から見て疑問。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の二(許可の基準等)</p>	<p>環境省</p>	<p>・重点要望項目 ・本年6月度の再要望</p>
5061	50610015		社団法人 日本自動車工業会	15	化学物質管理促進法における窓口の一元化	<p>・「電子情報処理組織使用届出書」の「届出書」の提出先を一元化し、郵送による提出も認めていただきたい。</p> <p>・もしくは、届出書もインターネット上で申請できるようにする等、企業の負担軽減の方向で制度を見直していただきたい。</p> <p>・データ収集の体制に関しても、企業の負担軽減を考慮し、国、自治体が連携を図り、一元化を進めていただきたい。</p>	<p>・工場を有する企業は、PRTR法(化学物質管理促進法)に基づき、国に「電子情報処理組織使用届出書」(化学物質の排出データ等)を提出している。</p> <p>・「電子情報処理組織使用届出書」の申請は、インターネット上で入力できることになっているが、事前に都道府県知事に届出書(氏名、住所等の申請者情報と申請者押印)を提出することになっている。</p> <p>・複数事業所を所有する企業では、届出書の提出先が異なる可能性があり、また行政により提出先の基準が異なる(都道府県/市)等、企業にとって煩雑で負担がかかっている。</p> <p>・また、国への提出データと同様のものを、再度自治体に提出するケースも多く、非効率な体制となっている。</p>	<p>・今後、PRTR法は、対象企業を拡大させていく動きがあるが、普及、定着のためにも、企業の負担を極力軽減させ、円滑に利用できる仕組みを構築することが必須である。</p>	<p>・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化学物質管理促進法)施行規則 第12条 電子情報処理組織を使用し、第5条第2項の規定による届出をしようとする者は、様式第41による届出書を都道府県知事にあらかじめ提出しなければならない。</p>	<p>環境省 環境保健部環境安全課 経済産業省 製造産業局化学物質管理課</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5061	50610016		社団法人 日本自動車工業会	16	車高規制緩和による高さ4.1m走行ルートの更なる拡充	今後とも、4.1m走行ルートの更なる拡充をお願いしたい。	本年3月の道路交通法施行令及び車両制限令改正により、都道府県公安委員会又は、道路管理者が指定する道路については、高さ4.1mの車両の自由走行が認められ、昨年度、海上コンテナ特認ルート及びキャリアカー走行100ルート弱が通行可能となった。	昨今のユーザーニーズの多様化により、RV車及び大型車の出荷量は年々増加しており、セダンタイプも含めて背高・大容量化傾向にある。同時に、車両輸送分野においても、積載車両・トレーラーの積載効率を図る為に、高さ4.1mルートの更なる拡大が必要。	道路交通法第47条、47条の2、道路交通法第57条、道路交通法施行令第22条、車両制限令第3条	国土交通省 道路局道路交通管理課・企画課 警察庁 交通局交通規制課	・平成14年度の再要望
5061	50610017		社団法人 日本自動車工業会	17	特殊車両通行許可申請における手数料設定の見直し	・個別申請化： 現行の5経路1バックを、1経路単位での申請に変更して頂きたい。	現行手数料は5経路を1バックとして、1～5経路＝1,500円、6～10経路＝3,000円と定められている。	更新(継続)申請も、新規と変わらない手数料である……手数料(工数)に応じた手数料になっていない。	・道路法第47条の2第二項 ・車両制限令第16条	国土交通省 自動車交通局、道路局	・本年6月度の再要望

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5061	50610018		社団法人 日本自動車工業会	18	危険物容器検査及び手数料徴収の方法の見直し	検査期間を延長してほしい。 検査手数料の設定根拠(何のために徴収するのか)を明確化し、透明性の高い手数料体系としてほしい。	危険物を出荷するときに使う容器(危険物容器)については、地方運輸局または(財)日本船用品検定協会が検査(性能試験及び工場検査)を行うこととなっており、危険物の種類に応じて必要な強度を確保してなければならない。 この検査は、1年間または検査申請時に申請した個数を製造終了したときのいずれか早い時期までに行うこととされている(1年のうちに申請個数を超えて容器を使用するときは、再び検査申請を行い検査を受けなければならない)。 検査申請個数に応じて検査手数料(検査手数料は容器100個当たり284円・手数料が25,000円未満/回の場合は25,000円が最低料金)及び旅費相当額(交通費、日当、宿泊費等)を前払いしなければならない。1年間の使用個数が検査申請個数に満たない場合でも、前払いした費用の払い戻しはされない。 検査申請から検査証交付までに最低でも2週間以上を要する。	1年以内に危険物容器に変更があるケースは少なく、検査期間を延長しても問題ないと思われる。 検査手数料の設定根拠は明らかにされていない。仮に検査手数料が検査官の人的費用であり、一定額を徴収すべきであり、検査申請個数に応じて料金設定すべきではない。また検査手数料は前払いしか認められず、使用実績が全く考慮されないことは納得しがたい。	危険物船舶運送及び貯蔵規則第111条、113条、114条 船舶による危険物の運送基準等を定める告示 危険物の容器及び包装の検査に関する規定 危険物の容器及び包装の検査に関する手数料等を定める規定	国土交通省 海事局検査測度課	
5061	50610019		社団法人 日本自動車工業会	19	繁忙期における営業時間の更なる弾力化	・通達の運用を実情に合わせて 1)繁忙期の時期の追加 毎年2月5日から同年4月5日までと追加 2)繁忙期の期間延長 30日以内を60日以内と延長 以上をお願いしたい。	・2.3月の繁忙期に、一部の地域では車両(トレーラー)が不足するため、他の余剰地区の営業所から車両を移動させる等の応援体制を実施する。 しかしながら、期間が二ヶ月であっても、各営業所において増車・減車の届出を所轄の運輸支局に行うと共に、登録ナンバーを変更、終了時には、又同様の手続きを行う必要がある。	・営業所間で車両を移動させる必要がある期間には、限られているが増減車の手続きを都度実施しなければならない。	通達：「貨物自動車運送事業に係る繁忙期における営業所間の車両移動の弾力化について」 (H5年11月10日 自貨 第97号)	国土交通省自動車交通局	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5061	50610020		社団法人 日本自動車工業会	20	営業所毎に配置する最低車両台数の緩和	・営業所毎に最低車両台数の規制をすることは無く、エリア内(各運輸支局管轄内)の複数の営業所、で同一の運輸支局内であれば、2営業所の事業用自動車の和が10台以上であれば認めるような、寛大な措置をお願いしたい。	・一般貨物自動車運送事業を営業者の場合、その営業所には事業用自動車を最低5台以上の配置が必要(許認可の条件)	・荷量変化に対応のため営業所間で、増減手続きをする場合、1営業所当たりの事業用車両が5台以下になる場合は、手続きを許可されない。 結果として、費用が余分にかかる。	・貨物自動車運送事業法第4条第1項、第3項 ・貨物自動車運送事業法施行規則 第2条第3項 ・通達：(平15、2、14国自貨77) 「一般貨物自動車運送事業及び特定自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請などの処理について 1(2)①②と 4(2)③	国土交通省 自動車交通局	
5061	50610021		社団法人 日本自動車工業会	21	SEA - NACCS	制限を拡大又は廃止し、1件で申告できるよう対応して頂きたい。	1輸出管理番号に対する輸出統計品目番号が35欄、又はコンテナ本数が90本を超える申告については、NACCS申告が2申告以上に分割される。	・通関件数の増加(コストアップ要因)。 ・分割にかかわるシステム開発などの対応。	関税法第67条 電子情報処理組織による税関手続きの特例に関する法律	財務省関税局	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5061	50610022		社団法人 日本自動車工業会	22	危険物収納検査料の見直し	<p>1. 危険物船舶運送及び貯蔵規則を改定し、引火性液体類の少量危険物の場合、コンテナ収納検査の廃止</p> <p>2. 1が困難な場合、最低基本料金及び交通費の軽減</p>	<p>コンテナ収納検査が必要な貨物はコンテナ収納時に検査機関の立会い検査が実施され検査料及び交通費を支払う。</p>	<p>・補修ペイント等の少量貨物であっても最低基本料金と交通費が掛かり、経費増となっている。</p> <p>・検査機関の拡大及び申請料の軽減（IT申請の場合）は実施されているが、基本料の軽減がなされていない。</p>	「危険物船舶運送及び貯蔵規則」第129条の2第1項	国土交通省海事局検査測度課	
5061	50610023		社団法人 日本自動車工業会	23	ハイキューコンテナ(背高コンテナ)への対応	<p>・国際コンテナであるので背高コンテナの申請が出されたら速やかに、国内運送をお認めいただきたい。(道路・橋梁・トンネルなどに支障のないルートについて)</p>	<p>・ISO規格国際コンテナ40FEUは、本年の規制緩和で、ほぼ初期の目的を達成した(3.8M⇒4.1M)</p> <p>・欧米の一部で使用されている背高コンテナ(40FEUコンテナより全高が30CM高い)は、道路、橋梁、トンネルなどの整備が完全でなく国内を自由に走行できない。(日本では普及が遅れている)</p>	<p>・特殊車両通行許可書の申請等の事務手続きが煩雑である。</p> <p>・道路・橋梁・トンネルなどの整備が必要</p>	<p>・道路法第47条(通行の禁止又は制限)</p> <p>・車両制限令第3条(車両の幅等の最高限度)</p>	国土交通省道路局	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5061	50610024		社団法人 日本自動車工業会	24	経済特区での外国貨物保税運送手続きの撤廃	経済特区内では、可能な限り税関手続きは簡素化すべきである。	経済特区内の輸送であっても、外国貨物の移動は事前に税関の承認が必要。	経済特区は、大きな保税地域と考えれば、外国貨物の移動は、原則として自由であるべきではないでしょうか。(経済特区のメリット創出にもつながる)	関税法第63条	財務省関税局	
5061	50610025		社団法人 日本自動車工業会	25	保税蔵置場の許可手数料軽減又は撤廃について	被許可者の責任と負担により(税関の指導や監督・監査はあるが)運営されている「保税蔵置場」に係る許可手数料は、見直しまたは撤廃などの措置を考慮していただきたい。	保税蔵置場は税関許可面積により、毎月税関あて「許可手数料」を納めねばならない。	旧来の税関主導による管理から現在は被許可者の責任による管理体制に移行した。従って、業務監査も被許可者自体で行う事が指導されている。故に、従来同様の許可手数料は見直しが必要では。	・関税法第100条 ・税関関係手数料令第2条(保税蔵置場又は保税展示場の許可手数料)	財務省関税局	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5061	50610026		社団法人 日本自動車工業会	26	二輪独自の高速道路通行料金設定	二輪車と四輪車とを車両占有面積や道路損傷度の面から比較し、その結果を反映した二輪独自の通行料金を設定されることを要望。	二輪車の高速道路通行料金は軽自動車と同額になっている。	四輪車と比較して、占有面積・道路損傷度の小さい二輪車が、高速道路通行料金の根拠である「車種区分」ならびに「車種間料金比較」に二輪車区分がないため、二輪車専用料金の設定がない。これは二輪車ユーザーに必要以上の経済的負担を強いている。	道路整備特別設置法 施行令	国土交通省(道路公団)	・重点要望項目 ・本年6月度の再要望
5061	50610027		社団法人 日本自動車工業会	27	自動二輪車の駐車場整備	駐車場法の対象に大型自動二輪車、普通自動二輪車を含ませていただきたい。	自動二輪車(50ccを超えるもの)を受け入れる駐車場が僅少である。	原動機付自転車(50cc以下)は、平成5年の自転車法の改正で自転車に原付自転車が含まれることになったため、自転車駐輪場への受け入れが可能になり、駐車スペースは徐々に増えつつある。しかし、自動二輪車(50ccを超えるもの)は、「自転車法」の対象外であるだけでなく、「駐車場法」からも除外されているため、自動二輪車の駐車可能な駐車場の設置及び改善が進まず、自動二輪車のユーザーの多くは、心ならずも路上駐車を余儀なくされるなど、その行動を阻害する要因となっている。	駐車場法	国土交通省 警察庁	・重点要望項目 ・本年6月度の再要望

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5061	50610028		社団法人 日本自動車工業会	28	身体障害者等の利用に供する自動車に対する自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免措置申請における運用緩和	一生計一減免の考え方の基本は守るとして、また税の減免適用を前提として、健常者が車両を購入する場合と同様、車両買い替え時の空白期間が無くなるよう、新車登録後旧車登録抹消できるような柔軟な運用としていただきたい。	一生計一減免の考え方に基づいているため、旧車を登録抹消した後新車登録しないと税の減免措置が受けられない。(1都1道2県は運用で1ヶ月程度の猶予が設けられている)	税の減免適用を前提として、身体障害者等が車両を買い換える場合、旧車登録抹消から新車登録までの間、車両での移動ができなくなる。(健常者の場合は代替手段があるが、身体障害者等では他の手段がない)	地方税通達 「身体障害者等の利用に供する自動車に対する自動車税・軽自動車税又は自動車取得税の減免について」	総務省 都道府県税課・市町村税課、(厚生労働省)	・重点要望項目 ・〈参考資料〉参照
5061	50610029		社団法人 日本自動車工業会	29	ISO海上コンテナ積載緩和と分割可能な貨物を輸送するセミトレーラの基準緩和の法規制の整理統合化	海コンフル積載緩和とバラ積み緩和の保安基準及び車限令の整理統合を進め、届出業務の効率化を図ることを要望する。また、物流効率化の観点からも、少なくとも海コンフル積載と車両仕様が同一ならば、バラ積み緩和車の通行条件の向上が図れるよう要望する。	保安基準上、海コンフル積載緩和はエアサスに限り駆動軸重を11.5tまで緩和が認められる。一方、バラ積み緩和についてはコンテナを含む特例8車種について、サスペンション型式に拘らず(実質エアサスのみ届出可)トレーラGVW36tまで緩和が認められている。以上の2つの緩和は法規上の条件は異なるが、実際の運用上では、トレーラGVW、GCW、軸重等はほぼ同様の緩和内容が該当車両に与えられる。また、車限令上、海コンフル積載とバラ積みの貨物は同様な重量、寸法ながら、実際の通行許可は、海コンフル積載の方が有利な通行条件が認められる。逆に言えば、バラ積みを海コンフル積載と同等の通行条件にするには約3~7トンの積載量が減トンとなる。	・保安基準：メーカーサイドから見れば、トラックは同一車型にも拘らず届出の分類が異なる事により、類別の増加、トレーラとの連結検討の増加等、非効率な届出業務が発生している。 ・車限令：駆動軸重、軸間距離、懸架装置等の車両仕様が同一(=道路への被害度が同一)であるにも拘わらず、積載物品により通行条件が異なる。その結果、バラ積み緩和車は減トンする必要があり、バラ積み緩和メリットを十分に生かしきれていない。	保安基準、 車両制限令 (車限令)	国土交通省	・重点要望項目 ・〈参考資料〉参照

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5062	50620001		鳥取県倉吉市	1	選挙権年齢の18歳以上への引き下げ	衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会議員、長の選挙権年齢を18歳以上に引き下げることとする。	選挙権年齢を18歳以上に引き下げることにより、 (1)若者の政治参加を促し、社会的な責任感を醸成する。 (2)若者の多様な意見を政治に反映させ、活性化させる。	若者の投票率低下が憂慮される一方で、少子高齢化が進む日本では、高齢者に比べ、若者の意見がますます政治に反映しにくい状況になっている。若者の投票率低下の原因の一つに、中学・高校の授業で選挙の大切さを学んでいながら、選挙権が20歳以上であるため、空白の期間が発生することが挙げられる。高校を卒業する18歳といえば、自動車免許の取得や婚姻などで「成年」扱いとなっており、また経済的な自立も可能である。このような状況から選挙権年齢を見直し、18歳以上に引き下げる。	地方自治法第18条 公職選挙法第9条第1項 及び第2項	総務省	本市が本年1月に実施した市町村合併に関する住民意向調査において、対象年齢を18歳以上にしたところ65%を超える高い回答率が得られ、合併を推進する住民の意思が反映できた。 市町村合併について住民意思を問う住民投票において、その投票資格を18歳以上とされた例が、20歳以上とされた例より多い。 与党「18歳選挙権問題」検討チームが発足し、検討されている。 本年執行された参議院選挙のマニフェストで、18歳選挙権の実現を掲げた政党が複数ある。
5062	50620002		鳥取県倉吉市	2	住民の直接請求権の拡大	住民の直接請求権に地方税の賦課徴収等に関する条例の制定又は改廃を加えることにより、 (1)住民の税への関心を高め、行政サービスに対する受益と負担の意識の醸成を図る。 (2)特定の政策の推進とそのための財源確保、あるいは税政策による規制・抑制を住民が発案できるようにする。	住民の直接請求権に地方税の賦課徴収等に関する条例の制定又は改廃を加えることにより、 (1)住民の税への関心を高め、行政サービスに対する受益と負担の意識の醸成を図る。 (2)特定の政策の推進とそのための財源確保、あるいは税政策による規制・抑制を住民が発案できるようにする。	地方税の賦課徴収等に関する条例の制定又は改廃については住民の直接請求の対象から除外されている。これは昭和23年の地方自治法の改正により、追加されたものであるが、今なお法の中で制約されているということは、現在の住民自治の進展等から考えて、時代にそぐわないものであり、住民の直接請求権に地方税の賦課徴収に関する条例の制定又は改廃を加えるものである。	地方自治法第74条第1項	総務省	平成12年4月1日施行の地方分権一括法による地方税法改正で法定外目的税が創設され、地方自治体の課税自主権が拡充された。 国・地方を通じての財政難の中、住民に受益と負担の意識が芽生え始めている。 国民健康保険料の賦課徴収に関する条例の制定又は改廃は直接請求の対象となる(昭和41・5行政課決定)。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5063	50630001		在日米国商工会議所 (ACCJ)	1	銀行等の保険募集に係る保険商品の全面解禁	銀行の保険募集につき、現在の商品規制を撤廃し、民間の保険会社が提供する全種類の保険商品の販売を認めるよう求める。		全面的な解禁は、銀行による保険販売の自由化が日本の消費者にもたらす利益を最大化し、外国保険会社を含むすべての保険会社にとっての公平性を確保するために必要不可欠である。消費者利益の観点からも、保険商品の全面解禁により、銀行における金融商品の販売方法は、これまでの金融商品の説明に重点をおくものから、顧客のニーズに基づいたコンサルティングを行い最も適切な金融商品を推奨する販売手法への変化が促進される。特に、消費者保護及び市場監督のいずれの観点から見ても、銀行が販売できる保険商品の自由化を商品で区切って段階的に行うべき根拠は存在しない。	保険業法第275条 保険業法施行規則第211条（及び、同条の2、同条の3）	金融庁	
5063	50630002		在日米国商工会議所 (ACCJ)	2	銀行の保険募集に係る「非公開情報保護措置」の撤廃	「非公開情報保護措置」により、銀行等が知り得た顧客情報を有効活用した保険募集をすることが妨げられていることから、撤廃すべきである。		銀行等による保険募集については、保険業法に基づきその適正な募集と契約者保護が図られることに加え、保険の購入が当該銀行とその他の取引に影響しないことの明示など銀行等がその優越的地位を使いたいいわゆる圧力募集等の弊害防止措置がすでに講じられている。加えて、当該規制により、銀行等がその行う業務（保険募集に係るものを除く）に際し知り得た顧客に関する非公開情報を保険募集に利用することにつき事前に当該顧客から書面による同意を取得しなければ、銀行等は保険募集を行うことができない。 かかる規制は圧力募集等の弊害防止という規制の趣旨に照らして過度の規制となっている。もしも銀行等の金融商品販売に圧力募集等の弊害があるのであれば、銀行等が保険以外の金融商品を販売する場合にも同様の非公開情報保護措置が義務付けられるべきであるが、保険以外の金融商品の販売につきそうした規制は存在しない。	保険業法施行規則第211条第1項第2号（及び、同条の2第1項第2号、同条の3第1項第2号）	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5063	50630003		在日米商工会議所 (ACCJ)	3	銀行等の保険募集に係る「非公開情報保護措置」の即時明確化	<p>万が一、当該規制の撤廃が遅れる場合は、金融庁は事務ガイドライン等において規制内容を、以下のとおり、直ちに明確にすべきである。</p> <p>1. 保険募集に利用されると弊害が発生するおそれの高い「非公開情報」を具体的に例示すること。又、顧客の氏名・性別・年齢・住所・電話番号・メールアドレス等は銀行等の「特別の情報」ではなく、銀行等が保険募集に利用し得る情報であることを明確にすること。</p> <p>2. 同意取得方法について、銀行等がその取引に伴い得た顧客情報を保険募集に利用することを明示し、顧客がかかる利用を望まないこと意思表示をしたときにこれに応ずる方法も「その他の適切な方法による同意」に該当することを明確にすること。</p> <p>3. 銀行等における保険商品の販売方法がこれまでの対面販売から郵送・電話・インターネットなど他の方法に拡大することが予想されることから、販売方法ごとの弊害発生の可能性に基づいた同意取得方法・時期につき明示すること。</p> <p>4. 本措置につき、文書による開示と説明を行い、第一回目の保険販売が終了するまでに当該顧客からの同意を取得することが、「その他の適切な方法」のひとつに該当することを明確にすること。</p>	<p>個人・顧客の権利利益の保護は個人・顧客情報の有用性とのバランスの上で図られるべき（個人情報保護に関する法律第1条参照）ところ、当該「非公開情報保護措置」においては、非公開情報の範囲や同意取得時期・方法が明確でないため、銀行は顧客氏名・住所等を含めて非公開情報として事前の同意取得につき厳格な対応をしており、その結果、この非公開情報保護措置が銀行の保険販売におけるその顧客情報の有効利用にとって過度の障害となっている。金融庁は、「契約者保護の観点から当該措置が講じられておりその観点から検討を行うことが必要」と回答しているものの、一定の期限内で具体的な検討を行い結論を出すべきである。金融庁が「非公開情報」の範囲を示さないこと等から当該ルールが不明確になっているだけでなく、「顧客の預金、為替取引、資金の借り入れ等にかかる情報その他の特別の情報」と定義されている「非公開情報」に名前や住所等の個人情報が入り込んでしまっている結果、不当な過剰規制となっている。</p>	<p>保険業法施行規則第211条第1項第2号（及び、同条の2第1項第2号、同条の3第1項第2号）</p>	<p>金融庁</p>		
5064	50640001		尾身昭良	1	スパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律の改正	<p>スパイクタイヤは必要である。冬季節舗装路面に新雪が降っても積雪が20センチか25センチくらいまでの高さならスタッドレスタイヤの走行は容易であると考えられるが、車の走行台数が増えて時間が経つにつれ該路面は次第にスタッドレスタイヤのトレッドによって踏み固められて圧雪化するのが通常の状態であり、圧雪の状態でもタイヤのトレッドのサイブ（刻み）で特有のグリップ、アンド、ブローの作用ができるうちは、ある程度スムーズに走行できるが、車の荷重による圧力によって加圧されると、スタッドレスタイヤのトレッドのサイブによるグリップ、アンド、ブローが効きにくくなる。こうなると該タイヤははじめは少したが空転（スリップ）しながら走行する。こうなればもう一つ踏める路面製造の序曲で車の走行台数が増える程つるつる化が促進拡大されて、本来のつるつる路面になると考えられる。勿論これに外気温及び湿度という条件が加味されるのはいうまでもない。従って前述の如くスタッドレス自体が造るつるつる路面を無くすには、このつるつるが始まる前の段階でこのメカニズムを壊す作用がどうしても必要で、その方法のひとつとしてスパイクピンが効果的と考えられるが、これが従来のスパイクタイヤのスパイクピンの構造（単一形態の硬直性ロッド）であってならない。必要なのは舗装路面を損傷しないスパイクタイヤのスパイクピンの構造である。（改正すべき法律案の内容は別紙の通り）</p>	<p>粉じんを出さないスパイクタイヤはできる。従来のスパイクタイヤが粉じんを発生したのは、該タイヤに装着（固定）されたスパイクピンが原因なのは衆知の如くであるが、その構造（単一形態の硬直性ロッド）を変えて、材質が金属でも舗装路面を損傷しないことは物理的にいっても明確であることは数多くの実験及びテストによって確定している。本法律は、従来のスパイクタイヤが舗装路面を損傷（粉じん発生）したのは金属製のスパイクピンであったことから、全ての金属製その他これに類する物を固定したタイヤの使用（舗装道路）を禁止したのは正しい。本来は粉じんの発生原因を追及し、そのメカニズムを解明した上で規制すべきところを単なる目視のみによって、金属が原因と断定したものも推測されるが、この誤りを速やかに是正するには、本考案のニュースパイク（ブレーキピン）を使用（タイヤに固定）したスパイクタイヤを直ちに認めるべきである。</p> <p>スタッドレスタイヤにニュースパイク（ブレーキピン）をトレッドに固定すれば、粉じんの発生しないスパイクタイヤになることは容易である。国がタイヤメーカーに行政指導をすれば解決されるものとする。またタイヤメーカーにしても、スタッドレスタイヤのサイブを減らし、その部分にブレーキピンを固定するブロックを設けることで解決されよう。何れにしても、国は一日も早くつるつる路面を解決するよう善処されることを切に望むものである。</p>	<p>本法律が発令された最大の理由は、スパイクタイヤによる粉じんを発生させないためだが、その結果は交通事故等の増大を余儀なくしている。しかも、本法律の規制内容が、科学的、物理的根拠に欠けているばかりでなく、これを改善するための提案や研究開発等も著しく阻害する根本的な要因となっている。故に、これを改善するには本法律の部分的な手直しでは不可能であり、ほぼ全面的に改正する必要があると判断したものである。</p>	<p>スパイクタイヤ粉じん発生防止に関する法律（平成2年6月27日法律第55号）</p>		<p>（要望理由より続き） 本法律が改正されない限り、スタッドレスタイヤではつるつる路面を解消することは不可能に近い。何故ならつるつる路面を製造しているのは当のスタッドレス自体であるからである。善しも、この間に疑問を持つ人がいるなら説明しよう。このスタッドレスタイヤの以前は問題のスパイクタイヤである。それより以前は金属製のタイヤチェーンである。さらに、以前はスノータイヤであることは、50歳以上の年配者なら承知のことと思う。何故スノータイヤからタイヤチェーンにしたかという点、路面がつるつるになり危険で車が走れないので、金属製のタイヤチェーンが雪道には必要であったがこれが走行中は騒音がひどく、しかも切れ易くかつ装着に手間がかかるので敬遠されがちで、間もなくスパイクタイヤが登場すると、誰もが装着を常態とされた。だが粉じんの発生で、本法律第55号の発令により（平成2年6月27日）以来金属製スパイクピン装着のスパイクタイヤの使用が現在も禁止されている状況にある。このように、スノータイヤではつるつる路面で車の走行は困難であったからスパイクタイヤに変わった過去の経緯を考えれば、スタッドレスでもゴムだけのトレッドではつるつる路面になるのは当然の帰結である。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5065	50650001		財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー、 沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合	1	東京都、埼玉県の公立高等学校の修学旅行費用上限額指導の撤廃	<p>沖縄県地域は、その独特の歴史文化、沖縄戦の経験、自然環境から、中学生・高校生等があらためて自らの社会の姿や、自然の素晴らしさを生き生きと認識・体験できる修学旅行の目的地として近年全国的に注目されており、平成15年には県外1,795校より33万5,859人の生徒が修学旅行目的で沖縄を訪れている。</p> <p>修学旅行の費用については、私立学校の場合は各校の判断に委ねられている模様であるが、東京都立高校については「学校徴収金」等に係わる取扱について(通知)(別紙参照)により1人当たり85,000円を所要上限経費とされ、これが平成15年3月に「修学旅行の生徒1人当たり経費の上限額の見直しについて(通知)」により76,000円に更に切り下げられている。なお、海外への修学旅行費用は10万円まで認められている模様。また、埼玉県では平成9年4月に「埼玉県立高等学校が行う修学旅行について(通知)」に基づき81,000円の基準額が通知されたものの、その後も体験学習、班別行動等はこれを超えて実施されていたようであるが、最近では、全費用を基準額内に収めるよう指導がなされている模様である。</p> <p>修学旅行の目的から、簡素で低廉な計画により教育効果を高めるべき事は当然の要請であるが、費用上限額の設定により各学校の自主的な選択の余地が制限されること、全国で沖縄県地域だけが結果として排除される(距離のうえで同様な韓国等には10万円まで認められる)ことについては疑問なしとせず、規制緩和、観光立国推進及び沖縄振興の観点から費用上限額指導の撤廃又は緩和を要望したい。</p>	<p>沖縄における観光産業は、リーディング産業と位置付けられ、観光客の誘致は官民挙げて取り組んでいるところであり、また、沖縄県地域は、その独特の歴史文化、沖縄戦の経験、自然環境等から、中学生・高校生等の修学旅行にあっては貴重な体験のできる地域である。修学旅行費用上限額指導の撤廃又は緩和により、修学旅行の誘致が積極的に図れる。</p>	<p>・沖縄の観光振興にあつては、特に米国同時多発テロ事件の影響を考慮して、扇国土交通大臣(当時)が主催する「沖縄観光振興会議」の開催、修学旅行関係者の沖縄招聘事業の実施、各都道府県知事あてに沖縄への修学旅行を求める3大臣(尾見沖縄及び北方対策担当大臣、扇国土交通大臣、遠山文部科学大臣(当時))連名の文書発出等の支援措置を講じてきた経緯もあり、修学旅行費用上限額の設定により各学校の自主的な選択の余地が制限されること、全国で沖縄県地域だけが結果として排除されることについては疑問なしとせず、規制緩和、観光立国推進及び沖縄振興の観点から費用上限額指導の撤廃又は緩和を要望したい。</p>	<p>「学校徴収金」等に係わる取扱について(通知)(東京都教育庁)、修学旅行の生徒1人当たり経費の上限額の見直しについて(通知)(東京都教育庁)、埼玉県立高等学校が行う修学旅行について(通知)(埼玉県教育委員会教育長)</p>	文部科学省、東京都、埼玉県	「学校徴収金」等に係わる取扱について(通知)
5066	50660001		社会保険労務士 斎藤 一雄	1	公共職業安定所の窓口業務を午後5時までとすること	<p>公共職業安定所の窓口業務の一つに、被保険者の取得喪失がある。この業務が午後4時でストップしてしまう。午後5時まで手続きをしてほしい</p>		<p>公共職業安定所の窓口ではコンピューターが午後4時で動かなくなるので、午後4時以降の手続きをしない。法令を守って業務をしてほしい</p>	<p>官庁執務時間並休職に関する件(昭25.2.25総理府令四) 国家公務員法98条</p>	厚生労働省	納税者である国民が困っている問題であり、すみやかに善処を希望する

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5067	50670001		石油化学工業協会	1	コンビナート事業所施設に対する一体システムとしての保安規制	<p>高圧ガスや危険物等を多量に扱う石油コンビナート事業所の保安確保の将来のあり方として、設備全体を一つのシステムとして管理する合理的な法体系の検討を行い、保安規制のより一層の合理化を進めていただきたい。</p> <p>検討に当たっては、社会に開かれた高度の保安管理体制の確立を前提とし、次の点に主眼をおかれたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備設置・変更の許認可制(事前審査型規制)から規定遵守状況を適宜確認する方式(実行監視型保安規制)に移行する。 ・技術的事項(設備設置、検査等)について法令の性能規定化のもとに民間規格の積極的活用を推進する。 ・リスクの大小を考慮し国際整合性のとれた保安規制とする。 	<p>石油コンビナートに適用される保安諸規制は、法規ごとに各省庁に分割所管されているため、技術基準、申請・立会要件等が異なり、技術基準の性能規定化を推進する上で妨げとなっているほか、事業者は基準の解釈と整合性の確保、申請手続き、官庁検査への対応などに多大の労力が必要。</p> <p>また法規が性能規定化されても採用が認められる技術基準(規格)は個別法規毎に異なったものとなる例が多い。</p> <p>現行法規の枠内での保安四法の合理化、整合化については保安四法実務者検討委員会の報告に基づき、改善がなされつつあるが、法改正などを伴う抜本的な合理化・整合化の検討は当時の検討の対象外とされた。</p> <p>このような日本の規制の現状は、欧米における1970年以前の状況に類似している。</p>	<p>コンビナート事業所の各機器は全体でひとつのシステムとして機能する。現在の保安諸法はこれを高圧ガス、危険物、压力容器、レイアウト等に分けて規制している。各法は、それぞれ異なる目的と対象を有しているものの、コンビナート事業所に関する限り、所内の人と設備の安全及び地域の安寧の確保という目的は共通であり、これを分割規制するのはプラント全体の総合的保安確保の目的にはそぐわない。コンビナート事業者に設備配置や自衛防災組織を義務づける石炭法と併せて、設備全体を一つのシステムとして管理し合理的な保安規制とする法体系が必要である。特に、事業の国際化により事業者は柔軟な技術基準の採用が必要になっているが、保安四法の規制対象が技術基準に及んでおりその制定・維持管理に官民とも多大な労力と費用を要している。なお、コンビナート事業所に対する日本の規制の現状は、英米における1970年以前の状況に類似しており、日本においても現在の社会と産業の実態に即したものと見なされていない。</p> <p>【効果】効果的な保安規制とすることができ、事業者の国際競争力の強化に寄与する。</p>	<p>消防法：(目的)火災の予防・警戒・鎮圧、国民の生命・身体・財産の保護、被害の軽減。安寧秩序の保持と社会公共の福祉の増進。</p> <p>石炭法：(目的)災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進</p> <p>高圧ガス保安法：(目的)高圧ガス保安のための製造等を規制、自主活動推進</p> <p>労安法：ボイラー及び第一種压力容器構造規格等</p>	経済産業省原子力安全・保安院、総務省消防庁、厚生労働省	
5067	50670002		石油化学工業協会	2	コンビナート地区における移送取扱所の距離規制の緩和	<p>石炭法の適用を受けているコンビナート内の事業所に対しては、消防法に基づく規制の緩和を要望する。過去からの提案に対して、消防庁の意見は「第三者の敷地等に設置するため、災害発生時にその地域に与える影響が大きい」として、規制緩和は認められないとのことである。しかしながら、コンビナート地域は、第3者用地とは言っても工業専用地域、或は、企業内用地であり、一般の地域をバイブラインが通過している訳ではない。競争力強化の切り札として進められているコンビナートネットワーク計画では原料・製品等の企業間の連絡配管の敷設が必要となってくるが、現状では保有空地・保安距離の問題から、配管の敷設が制限されてしまう。</p> <p>①対象を、工業専用地域内の石油コンビナート指定地区(例えば京葉臨海工業地域)の内の企業間及び棧橋と出入荷施設間の危険物配管とする。</p> <p>②対象配管についての保有空地・保安距離については、一般の危険物配管と同等の規制とする。その他、安全対策として緊急遮断弁の設置など、危険物の規制に関する規則に示されている「移送取扱所の技術上の基準」に基づく対応をとる。</p>	<p>コンビナート事業所は通常工業専用地域に設置されているにもかかわらず、また、石炭法による規制を受けているにもかかわらず、移送取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、一般事業所と同様に個別法である消防法や石油・バイブライン事業法の基準に準じて厳しく定められて過大な規制になっている。また、高圧ガス配管(導管)との間には保安距離規制も適用され二重の規制となっている。このため、円滑な事業計画が阻害され、国際競争上の不利益を受けている。</p>	<p>コンビナート地域では、事業所間移送のための危険物や高圧ガス各種配管が多数敷設されている。また、コンビナート内の各企業の国際的競争力強化のためには、1企業で合理化を目指すことは殆ど不可能となっており、コンビナート全体での対応が不可欠となっている。このため、コンビナートネットワーク計画が進められているが、現状では、隣接以外の事業所間での危険物配管は移送取扱所となり、保安距離等の問題で配管の敷設ができなくなり、計画が成り立たなくなること考えられる。</p> <p>なお、石油コンビナート地域事業所間の配管は、敷設場所が通常限定されており、保安管理のためのパトロールも効率的に実施されている。</p> <p>一方、棧橋と間の配管については、漏洩時の拡散防止のための防油堤の設置など移送取扱所の基準を満たすことで保安は確保できる。したがって、コンビナート地域の移送取扱所配管の保有空地・保安距離については規制緩和を実施してもらいたい。</p>	<p>危険物の規制に関する政令第18条の2</p> <p>危険物の規制に関する規則 第28条の16</p> <p>危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第32条</p>	総務省消防庁危険物保安室	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5067	50670003		石油化学工業協会	3	労働安全衛生法の認定制度の合理化(自主検査化及び対象機器の整合化)	<p>① ボイラー等の連続運転を認定された事業場は、運転時検査を自主検査ベースで実施可能とする。なお、検査結果については性能検査代行機関への報告を義務化することでも安全担保できると考える。</p> <p>② ボイラー等の連続運転を認定された事業場が、機器の追加・変更等を行う場合も、既に認定されている機器と同程度の(またはそれ以上の安全性を持つ)形式・材料・性能・使用条件等であれば、連続運転が可能な制度とする。</p>	<p>① 連続運転を認定されたボイラー等の有効期間内における運転時検査にあっても、性能検査代行機関による現地審査を必要としている。</p> <p>② 認定事業者が認定された既存機器と同等な機器を新設する場合でも、性能検査2回の合格の実績を有し、申請時点で運転を開始した日から2年を経過していることが必要である。</p>	<p>① 関係法令を遵守し自己管理・自己責任のもとで、日常の運転管理・設備管理にあたる事業者自身が、総合的見地から自主検査を行うことが安全確保上必要不可欠である。</p> <p>② 現行の機器個々の認定制度は、機器の追加や仕様変更等を行った機器は対象外とされ、プラントの連続運転を阻害することとなる。国際的なコスト競争力強化のために、プラントの連続運転が必須条件となっている現在、事業者にとって効果ある制度とする必要がある。なお現行でも、ボイラー等を交換する場合は、新品であり、交換前と同種同形式で材料・性能・使用条件が同程度であれば連続運転の対象となるよう認められている。</p> <p>【効果】事業者の国際競争力の強化に寄与する。</p>	<p>① ボイラー及び压力容器安全規則(第38条、第73条)</p> <p>② 労働省労働基準局長通達(S47.12.8 基発第780号)</p>	厚生労働省労働衛生部安全課	
5067	50670004		石油化学工業協会	4	消防法の認定制度の合理化及び適用範囲の拡大	<p>危険物施設に関する完成検査認定事業者制度において、認定工事対象範囲を次のように拡大する。</p> <p>a) タンク容量1万kl未満までの特定屋外貯蔵タンクを認定対象範囲に含める。</p> <p>b) 「製造プロセスに著しい変更をもたらすもの又は製造施設の処理能力に著しい増加をもたらすもの」を「製造プロセスの新設又は製造施設の貯蔵取扱指定数量の増加が20%を超えるもの」に変更する。</p> <p>c) 上記認定対象内であれば保安距離又は保有空地に変更を伴うものも認定制度対象に含める。</p> <p>また、事業者の検査結果で問題のない場合、その時点で施設の仮使用を可能とする形式とされたい。</p> <p>a) 保安距離又は保有空地に変更を伴うもの</p> <p>b) 製造プロセスに著しい変更をもたらすもの又は製造施設の処理能力に著しい増加をもたらすもの</p>	<p>危険物施設に係る認定事業者制度は、石油コンビナート等特別防災区域内等の事業所のうち、市町村長等が、工事管理を含む保安のための優れた体制を有することが実績からも明らかであると認める事業所については、当該事業所が行う危険物施設の特定の変更工事に係る完成検査又は完成検査前検査について、当該市町村長等が当該事業所の自主検査結果を活用して、完成検査又は完成検査前検査を実施することができる制度である。</p> <p>対象となる変更工事のうち、タンクについては、タンク容量1,000kl未満に限定されている。その他についても下記項目は適用範囲外となっている。</p>	<p>危険物施設の保安管理には、一定要件を備えた事業者が自ら検査を行う認定事業者制度は極めて有効であるが、認定の範囲が狭く、求められる要件や提出資料等が多く、現状での制度の活用ではメリットがなく、認定取得事業者が極めて少ない。また、自主検査実施後も報告書受理まで施設の使用が出来ないため受理待ちによるスタートの遅れがある。</p> <p>本制度の適用範囲を特定タンク等に拡充することで、事業者のニーズに応じた最適な時期にタンク等の施設変更や改修後の検査を実施できるようになり、自主保安推進による保安管理レベルの向上が図れ、また検査待ちや報告受理待ちによる無駄な検査費用の削減にも寄与する。</p>	<p>認定対象範囲：危険物施設の変更工事に係る完成検査等について(消防庁危険物規制課長通達H11.3.17消防危第22号)</p>	総務省消防庁・危険物保安室	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5067	50670005		石油化学工業協会	5	第一種圧力容器の適用範囲の見直し	第一種圧力容器は、圧力に応じて分類し、その分類に応じた規制を行う。 なお、毒性蒸気を発生するものは現状どおりとする。 (単位: BarG) 容器内圧力 ≥ 0.50 第一種圧力容器 $0.50 >$ 容器内圧力 ≥ 0.20 第二種圧力容器の規制を準用	労働安全衛生法施行令第1条5号にて容器内の圧力が大気圧を超えるものや沸点を超える液体を保有する容器は第一種圧力容器として適用をうけている。	1. 当局はリスク・マネジメントを産業界に奨励している。リスク・マネジメントは、リスクの程度に応じて安全規制なり管理なりを行うものである。 ①したがって、大気圧を超える沸点の熱液体保有する容器を一律に規制するのは不合理であり、リスクに応じた規制にすべきである。 ②EU指令では0.5Barを超える容器は、圧力による著しい潜在危険はなく、圧力容器の範囲を0.5BarG(50kpaG)を超えるものとしている。 2. 容器のベントラインに安全対策(例: 大気との縁切りやフレアーラインにおける他のライン流体との縁切りのためのシールボットの設置、など)を講じると容器内は大気圧を超えることになる。安全対策を施すことにより規制が適用されるようになるのは不合理である。 3. つぎのことで、安全が十分担保される ①圧力容器構造規格が日本工業規格と整合化されることにもない、許認可対象外の圧力容器を日本工業規格に基づき設計製作する。 ②事業者の責務は、労安法第3条に規定されており、0.5Bar以下の容器を直接規制しなくても事業者は安全確保義務がある。 【効果】国際整合化、申請業務の効率化など	規制根拠法令等: 労働安全衛生法施行令第1条5号	厚生労働省労働衛生部安全課	
5067	50670006		石油化学工業協会	6	圧力容器の安全弁吹き出し配管への閉止弁設置規制の緩和	複数の圧力容器の安全弁放出物質を共通の除害塔、フレアー等で処理後大気放出するケースを考慮した法規運用としていただきたい。具体的には、運転時検査を認めた事業場において一定の安全対策を講じた場合等には、安全弁吹き出し側の閉止装置についても、安全弁一次側閉止弁の場合と同様の適用除外として、閉止装置の設置に関する法的根拠を明確にした運用としていただきたい。	第一種圧力容器安全弁の前後に設置する止め弁その他の閉止装置については、 ・前弁は法的に設置禁止(ただし、一定の安全対策を講じた場合などは適用除外) ・後弁については法的な記述はないが、安全弁吹き出し配管には閉止装置を設けないことを原則とした運用がなされている。 吹き出し口を共有する複数の圧力容器において、各装置の検査周期が異なる場合、その縁切りが必要となる。従来、安全弁下流ラインを共通の吹き出し口につないでいる場合は、縁切り弁として安全弁下流弁を設置しており、労働基準監督署は特例として認めていた。 しかしながら、平成16年1月に行われた、「ボイラー等の構造規格等説明会」における労働局の説明資料において、「安全弁の吹き出し配管にはバルブ等の閉止設備を設けないこと」が文書で示された。労働基準監督署も、第一種圧力容器安全弁吹き出しライン閉止弁設置の「特例措置」は今後認めないの方針を明確に示した。	プロセス上の理由から一圧機器安全弁の吹き出しラインを共通の除害塔、フレアーにつなぎこむケースがあるが、安全弁吹き出しラインに縁切り弁の設置が認められない場合、プラント点検周期(時期)もしくは他の一圧機器点検周期と当該一圧機器点検周期(時期)が異なる際、プラントを停止して一圧機器点検する、もしくは機器毎に除害設備を設置する等の措置が必要であり大きな支障をきたす。 ボイラー・一圧連続運転認定対象が増加してきているが、機器単位認定となっているため、2年・4年認定への移行の際、プラント停止等の不具合をきたすケースが発生する。	ボイラー及び圧力容器安全規則第75条他 圧力容器構造規格第64条、基発第0430004号	厚生労働省労働衛生部安全課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5067	50670007		石油化学工業協会	7	屋外タンク貯蔵所の底板板厚の維持管理の緩和	最低板厚または安全性評価(技術援助)をした値以下にならないように管理することとして、採用板厚の80%の項目を削除する。	貯槽の底板板厚は、設計(使用)板厚の80%又は次回開放時に最低板厚が維持できる板厚のいずれか厚い板厚以上を維持する必要がある。	採用板厚を9tとすると、維持すべき板厚は、 $9t \times 0.8 = 7.2t$ となる。ところが板厚に余裕をみて12tを採用すると、維持すべき板厚は9.6tとなる。その差は2.4tであり補修のタイミングとして20年以上の差となり、コスト増になるし、かつ不合理である。実例として、5000KL(1970年6月設置)、3000KL(1974年5月設置)の両タンクについて、上記理由によりそれぞれ底板12枚、7枚を取り替えた。	消防法 消防令第16号 9号通達	総務省消防庁危険物保安室	
5067	50670008		石油化学工業協会	8	危険物施設の安全弁点検周期の延長	安全弁開放点検周期は4年に変更する。	消防法の危険物関係通達において、一律に危険物施設の安全弁開放点検(作動確認)は毎年行うことと定めている。	1. 毎年の開放検査で内部の汚れの発生はなく、開放点検周期を4年に延長しても問題はない。 2. 高圧ガス保安法、および労働安全衛生法のボイラー・圧容器の認定取得プラントにおいて安全弁開放点検周期は既に4年迄認められており、危険物についても問題がない。 3. 安全の担保 危険物施設の日常パトロールおよび定期点検(1/Y)時に外観検査で異常の有無を確認できる。異常の発生があれば、開放点検し、整備することができる。	・消防法第14条の3の2に基づく製造所等の定期点検 ・危険物の規制に関する規則62条の4 ・平成3年5月28日消防令第48号「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」	総務省消防庁危険物保安室	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5067	50670009		石油化学工業協会	9	ISO規格コンテナフル積載時の内外格差の整合	30.48トン積載時、外貨はトラクター2軸(駆動軸11.5トン)、内貨は3軸(駆動軸10.0トン)であるので、内貨についてもEU諸国並みの駆動軸重11.5トンにし、内外格差を是正する。		内貨であるか外貨であるかは貨物の実態とは関係なく、判別の根拠も乏しいといえる。そのため貨物の実態とは関係のない内貨、外貨で異なる車輛を使わざるをえないのは整合性に欠ける。 内貨と外貨を運ぶ際の駆動軸重に差が設けられており、いわゆるダブルスタンダードが認められてしまっている。	道路法一車輛制限令	国土交通省	
5067	50670010		石油化学工業協会	10	労働者派遣に関する製造業務への対象の拡大・派遣期間制限の撤廃	現状制度は、物の製造業務の労働者派遣事業については、現在1年が上限であり、来年度以降も3年間で上限となっているが、期間の上限を定めずに労働者派遣事業を認めていただきたい。		○技術の変化・進化が激しく、一方技術・技能習得に一定の期間が必要な部門については、1年あるいは3年という上限期間の設定は国際競争力の向上を図る上で障害となっている。 ○柔軟な労働者派遣の導入により、各企業の雇用数増加を促し、高失業率を下げる効果が見込まれる。	労働者派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5067	50670011		石油化学工業協会	11	工業用水の責任水量変更	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の生産体制変更に伴い工業用水の必要量が減った場合には、責任水量の減量を認める。 ・責任水量と実使用水量に大幅な差が出ている場合の削減措置を法制化する。他の地域でも同様と考えられるが、具体的要望事項として、 ①福岡県においては、県工業用水道利用規程の本来の趣旨に沿い、責任水量制の定期的見直しを実施していただきたい。 ②鹿島地区での責任水量の減量を認めて欲しい。それが出来ないのであれば鹿島地区の余剰工業用水の千葉県等への売却と湯西川ダム建設中止により責任水量の減量が可能となるようにして欲しい。 	工業用水事業は、公営事業として常に企業経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するように運営されなければならないところ、現行の硬直した責任水量制により利用者から乖離した運営が行われている。利用者の事業内容の変化や合理化努力により、現在は基本使用水量と実際の使用水量に少なからぬ乖離が出て、これが継続しているのが実態であるが、基本使用水量の減量ができないため、利用者が中・長期的に国際競争力強化を進めるうえで障害となっている。余剰工水のコストを安易に企業に負担させ続けるのではなく県や国もこの問題の合理的解決に努力して欲しい。	工業用水事業法（経済産業省） 地方公営企業法（総務省） 福岡県工業用水道管理規程 第7条 他 茨城県工業用水道条例 他	経済産業省 総務省 厚生労働省 国土交通省 福岡県企業局 茨城県企画部 水・土地計画課	責任水量制の定期的見直しとしては、例えば、基本使用水量部分で購う割合を引き下げ、現行の超過料金制度の運用を工夫することにより、収支の健全性を維持しながら利用者の自助努力を反映できる制度への変更が考えられる。また、前述②については、契約後既に30年以上経過したが、茨城県としてはコンビナート等から撤退した場合でも他社の肩代わりや契約企業が倒産しない限り、『永久に』各企業の責任水量減が認められない。工業用水購入契約をした各企業の経営判断誤りに端を発している問題であるがその責任を『永久に』に背負わせるとするのは社会通念に反する。	
5067	50670012		石油化学工業協会	12	工場立地に伴う緑地確保の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・工場立地法に定める緑地面積については必要最小限に引き下げていただきたい。 ・生産設備に見合う緑地の確保は、工場が立地されている市町村等の自治体の範囲内等において当該事業敷地に限らず、広域的に確保すればよいものとしていただきたい。 ・平成9年の改正は評価するも更なる緩和措置が必要である。 	工場立地法では規定の緑地面積を保有しない事業所は、生産施設を新設する時に準則計算に基づき緑地を新設する必要があるが、法施行以前から存在する事業所はその緑地の確保が困難である。そのため、①新規事業の導入の際、緑地確保が足かせとなっており効率的な建屋建設に支障をきたしている。 ②生産施設を新設、増設する場合に緑地率が高いため、断念せざるを得ない場合や新規参入をしにくい状況にあり、産業の活性化を阻害される。 ③一方、飛地による緑地では共同管理等などにより維持管理コストを低減できる可能性がありメリットがある。	工場立地法	経済産業省		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5067	50670013		石油化学工業協会	13	食品衛生法 乳等省令変更	PET(ポリエチレングレイト)樹脂の適用範囲を拡大して欲しい。乳等に用いるプラスチック製容器包装にPET樹脂でのボトル形状を認めて欲しい。		乳等省令ではPET樹脂は発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料まで使用できる。しかし未だ、牛乳、特別牛乳等(1群)へのPET樹脂の使用は認められていない。1群は容器形状が紙・PE加工紙orPE貼合わせでボトル形状は認められておらず、唯一、ボトルが形状が認められているのはPE樹脂だけである。PET樹脂の市場拡大を目的にボトル形状での追加を願いたい。	食品衛生法(法律233号)乳等省令	厚生労働省	乳等省令において近年PET樹脂が追加になったが、清涼飲料、酒、醤油、発酵乳で広く使用されているにもかかわらず、生乳には使用制限がある。従来、PET樹脂の使用は乳等省令では調整粉乳の容器のみであった。H14年12月20日省令164号で乳等省令が改正となり、第2群発酵乳、乳酸菌飲料まで拡大も、未だ第1群の生乳には使用制限がある。
5067	50670014		石油化学工業協会	14	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」許可取消規定の見直し	次のいずれかの規制緩和をしていただきたい。①環境関係法令違反を欠格要件から外す。 ②環境関係法令違反により取消すケースは、故意の場合等、著しく悪質なケースに限定する。 ③自己処理(敷地外に排出する廃棄物を減量する)のための産業廃棄物処理施設については、取消しの対象から外す。		排水等廃棄物は、極力、事業所内で処理・減量した後に敷地外へ出している。事業所敷地内の各製造プラントから、廃棄物処理施設までは、配管等で接続され、一連の流れになっており、廃棄物処理施設が使用できなくなった場合、川上の製造プラントまで停止する。仮に過失や事故によって、環境法令違反を引起し、罰金等の刑罰を受けた場合、廃棄物処理施設の許可が取消され、事業所内の廃棄物の自己処理ができなくなり、ひいては、事業活動そのものの継続ができなくなることは、非常に不合理であるため、何らかの法律上・制度上の手当てをお願いしたい。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第七条第五項第四号、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第四条の六	環境省	現状、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反した訳ではなくとも、大気汚染防止法、騒音規制法、水質汚濁防止法等の、環境関係法令違反により罰金刑を受けた場合は、5年の間、「欠格要件」に該当し、産業廃棄物処理施設、処理業について、都道府県知事は「許可を取消さなければならぬ」となっている。また、その間は、施設新規設置の許可、変更の許可、業の更新許可等、本法に係る全ての許可を受けられない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5067	50670015		石油化学工業協会	15	港湾法37条に基づく(川崎市の占用水域内等での工事許可の運用	工事等により水域占有面積に変更が生じる場合を除き、使用者名義による工事許可申請を認めていただきたい。		自然災害ならびにその他の突発事故に起因する復旧工事等で緊急を要する場合に、許可受人名義でしか申請できないとすれば速やかに復旧工事に着手することが出来ず、それが二次災害を生む危険性がある。よって、水域占有面積に変更を生じない場合に限り、使用者名義での工事許可申請を要望するものである。	・港湾法・第37条第1項(港湾区域内の工事等の許可) ・港湾法施行令 ・港湾法施行規則 ・川崎港港区域内及び港湾隣接地域内における工事等の規制等に関する規則・第5条(工事の許可申請)	川崎市港湾局 港湾振興部 管理課	港湾法第37条では、港湾区域内並びに港湾隣接地域内において水域占有等行為には港湾管理者(地方自治体)の許可を要件としている。川崎市では、占有水域内の工事に関して「川崎港港区域内及び港湾隣接地域内における工事等の規制等に関する規則」を定め、対象区域内の工事は占有許可受人名義の工事許可申請を指導している。これは、占有許可受人が港湾施設の使用者であることを想定しているためと推察するが、実際にはA社が設置した棧橋に、賃貸借契約を結んだうえでB社が出荷設備を設置する場合もあり(その逆もあり)、占有許可受人が使用者ではないケースがある。
5067	50670016		石油化学工業協会	16	持株会の規制緩和について	上場親会社株式の取得を目的とする子会社持株会については、ガイドラインの規制を緩和していただきたい。		・子会社役員の親会社株式購入については、親会社の役員とは異なり、未公表の親会社の重要事実を知得する機会が極めて少なく、インサイダー規制の観点からも個人での購入は、比較的自由に行える状態であることから、発行会社の役員持株会設置の趣旨と異なる扱いをすべきであると考え。 ・一方、子会社役員にも、従業員と同様の財産形成目的の上場親会社株式持株会を組成するニーズがあることから、親会社(株主)の承認(役員報酬)を前提に、奨励金を付与することを認めても問題はないと考え。	「持株会制度に関するガイドライン」(日本証券業協会)	金融庁、日本証券業協会	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5068	50680001		和歌山県	1	・臨港道路、農道、林道における、建築基準法の接道規制の緩和。	・港湾法、漁港漁場整備法、土地改良法、森林業基本法並びに森林法による道路については、特定行政庁の許可を経ずに建築確認ができるよう、建築基準法に基づく道路として、法第42条第1項に付加されたい。	・建築基準法第42条第1項に付加されることにより、申請者にとっては、建築確認申請手続きが速やかにおこなわれる。	・建築基準法に規定する道路は、道路法、都市計画法、土地区画法等による道路等で、4m以上の幅員が必要。 ・臨港道路、農道、林道については、建築基準法で規定している道路に該当しないため、農林業用施設、戸建住宅等を建築する場合であっても、建築ができない。 ・建築する場合は、建築確認とは別に、個別建築物ごとに特定行政庁の許可が必要である。	・建築基準法第42条第1項(道路の定義) ・建築基準法第43条第1項(敷地等と道路との関係)	国土交通省 住宅局	
5069	50690001		特定非営利活動法人 瀬戸内医療福祉団	1	地域高度密着病院の新設と保険医療機関の指定及び給付に係る制定	・地域高度密着病院の新設を要望する。当該病院は、医療計画における一般病床、療養病床、結核、精神、感染症の病床数算定において、地域内の一般病床数を療養病床の算定に準じて算出し、その数を超えない範囲で、一定の紹介率と一定の住民要望者数、その他、法令で定められた構造設備と人員配置の各要件を満たす有床診療所と病院であって、市町村長が推薦し、都道府県知事が承認した病床数50床以下の高度に地域へ密着した医療サービスを提供する有床診療所または病院を称するものである。 ・当該病院は、保険医療機関または特定承認保険医療機関として、有床診療所の診療報酬基準に基づく一部負担金と新たに厚生労働大臣が定める全般医療技術評価の選定療養を含む特定療養に係る費用を受領する。	・地域高度密着病院の新設に伴う医療変革 1) 既存の有床診療所及び病院のうち、保険医療機関として一般病床を活用し医療活動を行ってきたが社会保険診療の様々な矛盾や不便さに対応している多くの医療機関が、住民要望と地域内の他の医療機関との連携実績を背景に、有床診療所の設備施設基準と人員配置で一定の病床数を確保するために申請が集中するものと予測される。また保険診療において、病院に比し制約が緩やかなことと、個別に任意設定できる「全般医療技術」を特定療養として受領できることは、医療計画の中で地域高度密着病院が広く全国へ展開する要因になると思われる。2) 新規に開設する診療所では、一定数以上の地域住民や近隣医療機関の信頼を得ることが当面の課題となり、医療技術や安全性といたった総合的な医療サービスの持続的な高い評価が求められる。住民に益するところは大きい。その実績を踏まえて申請を行い地域高度密着病院を称することへの道が開かれる。3) 新規に病院を開設するにあたっては、医療計画による病床数制の地域であっても、或る期間の実績をもとに有床診療所から地域高度密着病院への参入に道が開かれる。その過程における住民の医療選択が新たな医療施設間の競争を生み、地域医療の質向上をもたらし、地域高度密着病院の参入に道が開かれる。4) 地域内の競争を促し、競争を背景とする大規模病院のダウンサイジング化と小規模医療施設の相対的増加が医療の地域間格差や不均等を是正する。5) 地域内で互いの専門性や技術力、経営力を認め合うことから生まれる全国へ連携し地域医療の効率性と医療費の無駄を排し、安全で高品質、低価格な医療が地域に根ざす。6) 地域に密着した質の高い小規模医療施設の増加と連携は、わが国の風土や文化にあった独自の医療提供体制を構築する。7) 施設完結型で低い診療報酬基準をもって診療にあたる保険医療機関の増加は、高齢社会における社会保障関連費の増加を抑え、国家財政の持続した安定運用をもたらす。8) 高品質医療機関の診療変革と活動が地域に根ざし、医療の本質である「生の尊厳性」への理解と認識の高まりを背景に在宅医療、在宅介護における倫理的必然性が生まれ、世代間交流の推進を通じた少子化対策に繋がる。	現行の医療に係る保険制度と提供体制は世界に例を見ない高齢化と乳幼児の低死亡率をもたらしたし、国民はその恩恵に浴している。しかし、深まる高齢社会が費やす医療費は毎年増加の一途を辿り、このままでは日本の医療制度はいずれ破綻する。この破綻を回避するには、現行制度を維持しながら医療の無駄を排し、全国に均等な医療の量的再整備を促し、あわせて質向上を図る策を講じる必要がある。それが地域高度密着病院であり、住民と医師による評価こそ最優先と位置付けた医療技術やサービスを提供できる医療機関を広く普及させることにある。これにより医療計画に阻まれ、病院事業に算入出来なかった個人や団体、法人にも道が開かれ、又、その競争を含む努力の過程で地域住民は多くの恩恵をこうむる。また小規模で専門性、技術力、安全性、透明性に秀でた病院の台頭が、現実には境界の無い医療と福祉の間や、医療そのものに無駄の無い確かなルールを持ち込み、受益者重視のなかで国民医療費の高騰を抑え、将来的に国、国民、医療関係者の何れの立場からも望ましい医療の流れを築く。	・医療法 ・健康保険法 ・療養担当規則	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5069	50690002		特定非営利活動法人 瀬戸内医療福祉団	2	療養を受ける者の選定療養に全般的医療技術評価に係る種類の追加	<p>・第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養に「全般医療技術(仮称)」の評価に係る特定療養費の種類を追加する。当該療養についての基準は留意事項通知をもって実施し、費用の額の算定は政令で定める要件に該当する有床診療所または病院が任意に定め提示する。受領にあたっては十分な情報提供と自由な選択と同意を証する文書をもって確認し、療養担当規則に従った定期報告を行うものとする。</p> <p>・当該選定療養は医療法で承認を要する有床診療所および病院に限定する根拠条文をもって定め、この要件を満たすもの限り承認されるものとする。</p>	<p>現行の健康保険法と療養担当規則では、実費徴収のサービスとして入院環境、医療材料、検査、薬剤等が認められていない。しかし、医療の根幹である手技においては、同一手技にもかかわらず所要時間の違いや技術上の難易度の評価がなされていない。また手技を支える医療材料においては、報酬の大半を材料費が占めるなど、例をあげれば枚挙に遑が無い。こういった材料費を含む医療技術の評価を成功報酬として医療機関が個別に適正基準を決めて提示し、現行制度内で実費徴収できる取り扱いとすれば、医療機関の良い意味での公平な競争と地域社会での適正な評価が芽生え、医療機関が行う多様なサービスの拡大にもつながる。</p>	<p>医療機関が任意に徴収できる、いわゆる実費については、保険(医療)給付と重複する保険負担の是正について(平成4年4月8日老健第79条)、厚生大臣の定める揭示事項、特定承認保険医療機関に係る厚生労働大臣の定める報告事項(平成6年3月厚生省告示第57号)、保険医療機関及び保険医療療養担当規則の一部改正等に伴う実施上の留意事項について(平成6年3月16日保険発第26号)、療養担当規則及び薬担規則並びに療養担当基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等、選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等、による規制により認められていない。しかし、分かり易い実例として、全例ではないにしても、ある種の腫瘍治療の事例をあげれば、治療の手技料が53,600円で購入する材料費が59,000円、その差額が-5,400円である。医師や看護師、他の技術者など多くの医療関係者が時間を割いて神経をすり減らしながら努力した報酬としてはあり得ないと言わざるを得ない。こういった事例のように国と患者にとって医療費の軽減につながるある種の努力へのインセンティブが、然程ハードルの高くない要件を満たす医療機関にも働くようにしていくことは将来的に不可避であり、医療技術の評価する新たな療養を定めることは決して時代の流れに逆行しない望ましい改定である。</p>	<p>・健康保険法 ・療養担当規則</p>	厚生労働省	
5070	50700001		細井健一	1	全国のグリーンピアの再生。民間貸地住宅建設。民間貸地商業、工業店舗、工場建設。	<p>①60歳以上の国民への貸地による住宅建設。 ②60歳以上の国民への貸地による商店街建設。 ③60歳以上の国民への貸地による農工業、特産物生産拠点建設。</p>	<p>①居住用、各50坪←月額1万円で貸地。 ②商業地各50坪←月額1万円で貸地。 ③工場地←月額1万円で貸地。 ④農用地←月額1万円で貸地。 ⑤地域防災公共スペース、運営は自治会組織、商、工、農。各都自治会単位にて運営。 ⑥居住、就業者とも60歳以上に限定。</p>	<p>・年金で豊かに暮らせる住宅と商・工・農の就労条件を備えた新しい街を作る。 ・自治会運営を基本に相互扶助と就労の機会ある文化的な街を建設する。 ・年金での住居確保と60歳以上の就労確保。 ・若年世代に60歳からの豊かな年金生活環境のモデルを示し、年金不払い傾向に対する新しい希望を与える。 グリーンピア遊休地活用により賃地料、年間5億4千万円と居宅建設、商、工、農の産業育成により、新しい経済効果を生む。</p>			別送付済み。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5071	50710001		日本行政書士会連合会	1	商業・法人登記の行政書士への解放	司法書士法第3条により、法務局又は地方司法書士に提出する書類の作成と手続は司法書士の専管業務とされているが、商法の全面改正を踏まえて中小企業の会社法制に変更が生ずることが考えられるので、商業登記申請に限り行政書士、税理士、中小企業診断士等にも手続が行えるよう規制を緩和されたい。	商業・法人登記手続を行政書士等に認めることにより、依頼者(国民)は迅速・確実・廉価なサービスを受けやすくなり、依頼者の利便性が増す。なお、平成15年における登記事件は20,402,695件であり、商業・法人登記は2,032,610件(10%)を数える。	法人設立では、定款、総会議事録等は行政書士が作成し、登記のみ本人申請、あるいは司法書士に依頼することになる。依頼者は、一連の業務として迅速かつ廉価を望む中で、制限があるため、手続の煩雑さと負担を強いられている。当該手続を行政書士等にも行えるようにすることで、依頼者たる国民は迅速・確実・廉価なサービスを受けやすくなり、依頼者の利便性が増す。	司法書士法第3条第一、二号	法務省	
5072	50720001		・ 隠岐広域連合 (・ 島根県)	1	不要な国有財産を関係自治体に無償譲渡出来るよう法規制の改革を行うこと	隠岐空港では、現在実施中の空港整備事業に併せた新航空局庁舎建設が進められており、この供用後は、現在の航空局庁舎が不要となるため、平成17年度に国において取り壊される計画である。当該庁舎を関係自治体である隠岐広域連合が無償で譲り受け、連合の機能集中化整備構想に合わせた消防庁舎として有効活用を図りたいと希望している。そのため、現在当庁舎を所管する大阪航空局と協議を重ねているが、国有財産法では、建物の存置による無償譲渡を認めていないため、協議が行き詰まっているため、規制改革をお願いしたい。	日本海に浮かぶ隠岐島は先般合併により誕生した隠岐の島町を中心に4ヶ町村で構成され、少子高齢化が進行し、地域の財政状況も疲弊している。この状況の下、隠岐4ヶ町村と島根県が広域連合を結成し、病院の運営、介護保険、消防などの事務を行っている。この中核施設である消防庁舎をはじめ、各庁舎が狭隘・老朽化による建て替えなどが必要となっているが、島根故の立地場所の制限や経済的理由から困難を極めている。そのため、隠岐空港整備事業完成後の現空港跡地に各機能を集中させることにより合理的な連合運営が可能となる。	当該庁舎は平成17年度に国において取り壊される予定となっているが、左記の通り隠岐広域連合が無償譲渡を受け消防庁舎として有効利用を希望している。要望が実現すれば、連合としては庁舎建設費が節約出来るばかりでなく、国においても取り壊し費用が不要となり、経済的である。なお、当庁舎は島根県有地にあり、用途廃止後は更地で返還することになっているが、島根県としては現状による返還を了解することとしているにもかかわらず、国有財産法では存置を認めていないため、この規制を改革して欲しい。	国有財産法	・ 国土交通省 (航空局) ・ 財務省	当該庁舎の取り壊しには相当規模の費用が必要であると聞いており、また、連合が計画している消防庁舎建設には約6億円必要と見込まれている。要望が実現した場合、連合としては機能に合わせた改修費程度で済むことになり、国、連合ともに経費節減となり、規制改革の意義が広く説明出来ると考えられる。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5073	50730001		移動サービス・ネットワークみやぎ	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	すでに神奈川県大和市でセダン特区の評価がされている。特区の認定を受けなくても運輸支局に届出が出来る制度の全国展開を要望する。	道路運送法第80条第1項の通達 国自旅第240号(許可要件)「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限る」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5073	50730002		移動サービス・ネットワークみやぎ	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令による規制の撤廃	使用車両に「セダン車等の一般車両」の記載	90%がセダン型車両を占める当ネットワークに参加のNPO団体はセダン型車両が認められないと活動を止めなければならず、移動困難者の移動の自由が危機に瀕する。	道路運送法第80条第1項の通達 国自旅第240号(許可要件)「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限る」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5073	50730003		移動サービス・ネットワークみやぎ	3	ボランティアによる福祉有償運送	運送の対象者に乳幼児・児童を明示。	運送の対象者に乳幼児・児童を追加する。	乳幼児や保護者が同行できない児童は単独での移動が困難である。少子高齢化の時代に子育てを支援することは国をあげての重要な課題であり、これをサポートする市民団体の活動を応援していただきたい。	道路運送法第80条第1項の通達 国自旅第240号(許可要件)「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であってあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5073	50730004		移動サービス・ネットワークみやぎ	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会設置義務の明示	地方公共団体はNPO等から申請があった場合運営協議会の設置を拒むことはできない。	運営協議会は必要とする市町村団体担当者の発言がある。運営協議会を拒否する事はできない旨明記願いたい。	道路運送法第80条第1項の通達 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者「運営協議会は原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5073	50730005		移動サービス・ネットワークみやぎ	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令による規制の撤廃	道路運送法第4条又は43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と、非営利法人が第80条の有償運送許可を得る場合の差別を撤廃していただきたい。	道路運送法第4条又は43条による事業許可を得た営利法人の事業所が訪問介護員の持込車両を一括登録という容易な方法で使用でき、非営利法人が許可申請しなければならないのは不公平である。	国自旅第241号「様式2」「様式3」及び国自旅240号「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5074	50740001		個人	1	各地方自治体が法定受託事務事業として実施している生活保護事業	生活保護法の第26条、第27条、第28条等で謳われている保護受給者への指導・指示や相談・調査業務、保護の廃止などの官制業務は極めて硬直的であるため規制緩和・規制改革を構ることが必要であると思われる。	民間の受託事業者等が一定の期間内に被保護者に対する相談・指導・助言などのサービスを施し、期間満了とともに原則保護廃止をするというのが本事業内容。本事業により保護受給者の自立や財政負担軽減といった点で改善が図れると期待できる。保護受給者を自立させ保護廃止となれば報奨金を出すなどのインセンティブを予算措置する必要もある。保護適用の期間は1年から2年が妥当。ただどのようなケースであっても保護受給者復活の道は留保されており、保護が廃止となっても理由があれば再適用可能。	現行の生活保護事業は、稼働年齢層に限れば、いわば保護受給権の既得権化による労働能力の不活用や社会生活への不参加といった問題を引き起こす一方、既に最低生活費を下回り本来保護を受けるべき人が前時代的規制で受けられないなど公的扶助サービスの提供における不公平感も増している。保護の適正化や公正化等の観点からこれ以上官である福祉事務所に任せておく訳にはいかないというのが本要望理由。もちろん民間事業者が参入する以上、関係者の秘密を守るなどプライバシーには配慮しなければならない。	生活保護法第19条により、当該事業については民間事業者の参入は認められていないと思われる。	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5075	50750001		外国損害保険協会 (FNLIA)	1	銀行等の保険募集に係る「非公開情報保護措置」の撤廃	「非公開情報保護措置」により銀行等が知り得た顧客に関する情報を有効活用した保険募集が妨げられているので、これを撤廃する。		銀行等による保険募集は保険業法により適正な募集と契約者保護が図られている。 又 銀行等による保険の募集が当該銀行等との他の取引に影響を及ぼさない様 いわゆる圧力募集等の弊害防止措置が講じられている。 更に 銀行等がその行う業務に際して知り得た顧客に関する非公開情報を保険募集に利用する場合は、事前に当該顧客の書面その他適切な方法による同意を求めている。 しかるに「非公開情報保護措置」は 保険募集についてのみに講じられる措置であり銀行等が営む業務全体に関しては この様な規制は存在していない。 金融庁は、「契約者保護の観点から当該措置が講じられておりその観点から検討を行うことが必要」と回答しているものの、一定の期限内で具体的な検討を行い結論を出すことを目指しているとは理解できない。 金融庁が「非公開情報」の範囲を示さないこと等から当該ルールが不明確になっているだけでなく、「顧客の預金、為替取引、資金の借り入れ等にかかる情報その他の特別の情報」と定義されている「非公開情報」に名前や住所等の個人情報すべて含まれるという解釈を金融庁が示している結果、不当な過剰規制となっている。	保険業法施行規則第211条第1項第2号（及び、同条の2第1項第2号、同条の3第1項第2号）	金融庁	
5075	50750002		外国損害保険協会 (FNLIA)	2	銀行等の保険募集に係る「非公開情報保護措置」の即時明確化	金融庁は 本措置に係る内容を事務ガイドライン等で明確化する必要がある。 具体的には、 1. 保険募集に利用される弊害が発生する恐れの高い非公開情報を具体的に例示すること。 2. 顧客の氏名・性別・年齢・住所・電話番号・Eメールアドレス等の非金融非健康情報は、銀行等の「特別の情報」ではないことを確認すること。 3. 銀行等の保険募集が対面募集だけでなく、郵便・電話・インターネット等他の募集方法に拡大することも考えられるので、募集方法毎の顧客同意取得方法それにその時期を明確にすること。 4. 本措置につき、文書による開示と説明を行い、第一回目の保険販売が終了するまでに当該顧客からの同意を取得することが、「その他の適切な方法」のひとつであることを確認すること。		個人情報保護法では「個人情報の有用性に配慮しつつ 個人の権利利益を保護すること」としているが「非公開情報保護措置」は非公開情報の特定、同意取得の時期、その方法が厳格に規定されていない。 したがって銀行等は 顧客の氏名・住所等をも非公開情報としており、その結果 銀行等の保険募集における顧客情報の有効利用が阻害されている。	保険業法施行規則第211条第1項第2号（及び、同条の2第1項第2号、同条の3第1項第2号）	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5075	50750003		外国損害保険協会(FNLIA)	3	日本貿易保険と日本機械輸出組合が実施している包括保険制度の規制撤廃	貿易保険、日本機械輸出組合等における包括保険による官製カルテルの排除	組合包括保険において他保険加入禁止の規定を改めることにより、日本機械輸出組合等の構成員に対し民間保険会社が貿易保険(輸出信用保険)を販売可能とする事。	現状規制の見直しの中で経産省は貿易保険分野に係わる民間保険会社の参入を図としている。しかし、現実には主な顧客は日本機械輸出組合等の包括保険という官製カルテルに囲い込まれており、この規制が撤廃されなければ民間保険会社が実質的な市場参入を果たすことはできない。当該業務における健全な競争に基づく利用者の利便性の向上と選択の自由、信用リスク管理の向上と輸出取引の促進を期して、かかる公益法人によるカルテルを撤廃し、民間企業の参入を促したい。	独占禁止法 貿易保険法	経済産業省	
5075	50750004		外国損害保険協会(FNLIA)	4	日本貿易保険における引受け上のクロスサブシディの停止	貿易保険業界における健全な引受け節度確立の為、短期保険、長期保険間のクロスサブシディを停止すること	長期保険、短期保険各々において採算ベースに基づく健全な引受け料率で日本貿易保険が営業することを求める。	民間企業への開放がなされる貿易保険(輸出信用保険)においては、主要な引き受け手である日本貿易保険において短期保険、長期保険間でクロスサブシディが既成事実となっている。利用者利便性と引受け能力確保との名目で実施されるかかる慣行は、その節度を欠いた引受けの為当該業界の今後の健全な発展を阻害し、健全な企業間競争を成立せしめない。不可視の補助金(クロスサブシディ)を排除し、当該ビジネスの健全かつ安定的な運用の為、公的機関による引受けの節度を求めるものである。	独占禁止法 貿易保険法	経済産業省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5076	50760001		社団法人日本船主協会	1	港湾関係諸税ならびに諸料金の適正化	港湾関係諸税(とん税、特別とん税、船舶固定資産税)並びに諸料金(入港料、公共岸壁使用料等)の徴収の目的ならびに考え方を明確にした上で、諸外国と同等となるよう制度の適正化を図ること。		外航船はわが国港湾への入港毎に港湾関係諸税である「とん税」、「特別とん税」、「固定資産税」(固定資産税は日本籍船のみに負荷)を負担している。このうち、とん税は諸外国ではその徴収目的が港湾の維持・改修費用など使途が明確であるが、わが国では、一般財源に繰り入れられ、目的も使途も不明確である。また、わが国において、例えば神戸港・名古屋港・東京港の3港に外航船が入港する場合、それら3港全てでとん税が都度徴収されるが、米国などにおいては、とん税の徴収は最初に寄港した港のみで、次港以降は徴収されていない。さらに、「入港料」などの港湾諸料金も負担しており、港湾入港に伴う経費は著しく割高で、わが国港湾の国際競争力喪失の一因となっているので、徴収の目的ならびに考え方を整理し、諸外国と水準が同等となるよう制度を適正にすべきである。	とん税法第1条、特別とん税法第1条、地方税法第389条、港湾法第44条2項等	財務省、総務省、国土交通省等	
5076	50760002		社団法人日本船主協会	2	外貿埠頭会社の埠頭等賃付料の適正化	原価主義に基づく料金の妥当性の検証及び、荷動きの実態や公共埠頭料金との格差等を勘案した、より弾力的で国際競争力のある料金設定を可能とすること	外貿埠頭会社における岸壁等の賃付料の額は減価償却、修繕費、管理費、災害復旧引当金、貸倒引当金、支払利息等の費用額の合計を基準とし、かつ、岸壁等に係る外貿埠頭の建設に要した資金の償還を考慮して、埠頭会社が定めている。	昭和55年12月16日の港湾審議会答申では外貿埠頭公団の業務の移管に関して、『・・・・外貿埠頭の管理運営という公共的かつ国家的に重要な業務を行うものであるので前述の通りこれを適切かつ確実に運営していくことが出来るような財団法人を国が指定するとともに、指定された財団法人に対しても法人の指定に伴う通常の監督のほか、国の海運政策及び港湾政策との整合性の取れた外貿埠頭の整備及び管理が行われるよう国の監督措置が必要となる。たとえば、賃付料の適正な水準の確保、外貿埠頭施設の処分などの制限、需給バランスと港湾間の機能分担を考慮した外貿埠頭の整備などのための措置が挙げられる。』とした。国はこの答弁を充分尊重し、原価主義に基づく料金の妥当性の検証、及び荷動きの実態や公共埠頭料金との格差等も充分勘案、弾力的で国際競争力を有する料金設定とするように各埠頭会社を指導すべきである。	外貿埠頭公団の解散及び業務承継に関する法律施行規則第5条第1項	国土交通省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5076	50760003		社団法人日本船主協会	3	港湾・輸出入手続き等の一層の簡素化	全ての港湾・輸出入関連手続きを対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、さらに省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続きを徹底的に削減・簡素化するよう要望する。		2003年7月23日より輸出入・港湾諸手続のシングルウィンドウ化が関係省庁により実現されているが、実態は各種申請・手続の見直しや簡素化がなされず、単に既存のシステムが接続されただけのものであるため、利便性の向上には結びついていない。従って、全ての関連手続きを対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できるも項目、更に省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続きを徹底的に削減・簡素化することを要望する。	関税法、港湾法、出入国管理及び難民認定法等	国土交通省、財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、地方自治体等	
5076	50760004		社団法人日本船主協会	4	日本籍船でのカジノの自由化	日本籍船では現行刑法が適用されるため、公海上であってもカジノが禁止されているが、カジノの運営が合法法とならないよう所用の法整備を行う。		国民への健全な娯楽を提供し、クルーズ客船事業の振興を図るため、日本籍船でのカジノの自由化を行うこと。	刑法第185条、186条	警察庁、法務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5076	50760005		社団法人日本船主協会	5	解撤等のために輸出される船舶のバーゼル法に基づく輸出手続きの廃止	現在「特定有害物質等の輸出入等の規制に関する法律」(以下、バーゼル法)を所管する各省庁は、平成11年5月の通達により、解撤等を目的とした日本籍船の輸出について当該船舶がアスベスト等の有害廃棄物を含む場合、輸出申請等の手続きが必要としている。このバーゼル法に基づいた輸出申請等手続きの廃止を要望する。		バーゼル条約を船舶に適用した場合、廃棄物と何ら関係のない「寄港国」が「輸出国」になるほか、安全運航に必要な船舶の構造や設備機器から有害物質の除去を求められる可能性があるなど多くの実行・実効上の問題が生じる。このためバーゼル条約締約国会議(COP)では同条約の規定を船舶に適用することについては明確な結論を出しておらず、今後国際海事機関、国際労働機関と協調しつつ環境上適切な船舶解撤のための現実的な解決策を検討することとしている。本年10月下旬に開催されたCOP7についても、同条約事務局は”The Secretariat of the Basel Convention wishes to stress that, at present, while individual countries can make their own dispositions under national law, COP7 did not adopt a legally binding decision requiring the 163 Parties to the Basel Convention to control the export of ships under the terms of the Convention and to prohibit exports without the consent of recipient countries.”との異例のコメントを同条約ウェブサイトで公表している。このような状況下、多くの国が慎重な対応をとる中、わが国では、平成11年5月の通達により同条約の日本籍船への適用を決定しており、実質的に同籍船の解撤目的での輸出が困難となっている。従って、日本籍船につきまとうこのハンディキャップを除去し円滑な解撤を確保するために、同通達の廃止を求める。	バーゼル法第2条第1項、輸出貿易管理令別表第2の35の2、バーゼル法第4条第1項、外国為替及び外国貿易法第48条第3項、関税法第67条、および関係通達	環境省、経済産業省、国土交通省	
5076	50760006		社団法人日本船主協会	6	内航輸送用トレーラー・シャーシの車検制度の緩和	内航輸送用のトレーラー・シャーシに対する車検制度を現行の1年から3年にする。また、国土交通省では、平成16年度中に安全確保、環境保全、技術進歩の面から有効期間の延長を判断する調査を実施することとなっているが、これを早急に取りまとめ、その結果に基づき所要の措置を講じられたい。		内航輸送用のトレーラー・シャーシに対する自動車検査証の有効期限は、毎日陸上輸送している一般のトラック同様1年である。主に海上輸送用であるトレーラー・シャーシは、本船船内または港頭地区駐車場に停車している状態が長く、陸上走行距離が短いものとなっている。また、シャーシ自体は動力を持たず、トレーラー(ヘッド)に牽引されるだけである。このような使用実態に即し、内航輸送用のトレーラー・シャーシに対する車検制度を現行の1年から3年にすべきである。	道路運送車両法第61条(自動車検査証の有効期限)	国土交通省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5076	50760007		社団法人日本船主協会	7	内航輸送用トレーラー・シャーシの車庫に関する規定の見直し	内航輸送用シャーシ運用上においては、登録用車庫確保の負担が所有者に強いられる一方、その車庫はほとんど利用されておらず、現在の規制は利用実態にそぐわない。ため、内航輸送用シャーシについては、車庫一台のスペースで複数台登録できるようにするべきである。		自動車の保有者は車庫法により保管場所を確保しなくてはならないが、海上輸送用トレーラー・シャーシについても一般のトラック同様、同法が適用されている。しかし、内航輸送用シャーシの車庫の利用実態は、船内及び港頭地区の駐車場に限られ、かつ運用上常時海上輸送のものもある。トレーラーヘッド、シャーシ夫々1台ずつの車庫取得に加え、港頭地区におけるヤードの確保が仕出し地/仕向け地両方で必要となり、実質取扱いトレーラー・シャーシの約4倍の車庫の確保が必要となる。このため、内航輸送用に利用されるシャーシについては、利用実態に合わせて車庫に関する規制を見直し、車庫一台のスペースで複数台登録できるようにすべきである。	車庫法第3条、貨物自動車運送事業法第4条	国土交通省、警察庁	
5077	50770001		石狩市	1	歳入の徴収又は収納の委託範囲の拡大	歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託できる項目として「学校給食費」を新たに追加する。	当市では現在、市が事業主体となつて学校給食を実施しており、全業務のうち、食材購入、調理業務、施設維持・管理、配膳業務を民間事業者に一括委託しているが、さらに「学校給食費」を徴収、収納させ全部委託にすることによって、民間活力を活かす幅がさらに広がり、創意工夫が図れるとともに、市としても一層のアウトソーシングが期待できる。	現施行令では、使用料、手数料、賃料、貸付金の元利償還金、前提条件を満たした地方税のみが私人に徴収又は収納の事務を委託できる歳入としているが、「学校給食費」についても、民間活力による創意工夫で、市財政の改善が期待でき、結果として住民の便益の増進に寄与すると認められるため。なお、前回の提案では、「諸収入」を新たな追加項目としたが、諸収入の中には過料等も含まれることを踏まえ、「当該収入の性質等を勘案し適宜検討することとしたい」との回答を得ていた。	地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条・第158条の2	総務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5078	50780001		・NPO 日本テクノマート	1	・発明協会のNPO化	<ul style="list-style-type: none"> ・発明協会への委託ではなく成果主義の出来高払いとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明協会への要望依頼への支払いは実績や成果の上がった時に与えられ、実績や成果がなければ支払いを必要としない ・NPO日本テクノマートの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット普及により人的パワーがあまり必要でなくなってきた。 ・少数精鋭でも仕事をこなせる様になってきた。少人数であれば個人の支払いを増やせ、より能力の高い人を集められる。人数が減れば発明協会のトータルコストも下げられる。 		・特許庁	NPO 日本テクノマートパンフレット
5078	50780002		・NPO 日本テクノマート	2	・特許流用の 情報の付加と活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・特許内容の説明だけでなくそれを流用する時に必要な情報である、流通値段、需要予測、初期投資、利益などの項目を加える。 ・特許アドバイザー業務のNPO化 	<ul style="list-style-type: none"> ・サイトの立ち上げ(楽天方式の構築) ・専門家(アドバイザー)の組織化 ・専門家(アドバイザー)の認可業務の構築と認可代行 ・NPO日本テクノマートの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・特許を取るだけで利用しなければその意味がなく無駄になってしまう。特許を利用したい人が知りたい情報を付け加え、利用する側の判断を容易にすれば利用される機会が増える。そして利益が出るとわかれば積極的に利用する。 ・専門家(アドバイザー)が少ない ・引退した専門家の有効利用 		・特許庁	NPO 日本テクノマートパンフレット

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5079	50790001		・特定非営利活動法人「日本一般労働派遣協会」	1	・派遣法に伴い行政サービス(NPO日本一般派遣労働者協会扱い)	<ul style="list-style-type: none"> ・法改正により派遣できる労働者の範囲が拡大し専門的技術を持った優秀な人材が市場に流通。 ・企業の要求する人材供給のため研修、教育等スキルアップを図っている。 ・法改正の後押しによる企業ニーズのアップ。今後ますます派遣業界は成長。 ・大きな財産を有効活用して行くために企業側の労働者受け入れ体制の整備が急務、よって①3者にとって自由な活動の障壁となっている規制事項。諸制度すなわち「労働者派遣関連規則」の遵守及び整備指導 <ul style="list-style-type: none"> イ) 就業規則の確立 ロ) 社会保険の適用 ハ) 事業税 ニ) 福利厚生の実施 ②各指針を定めそれぞれ講じるべき措置を明確にする 	<ul style="list-style-type: none"> ・「許認可業務」を代行し申請手続きの簡素化 ・指針の作成し明確化後推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の円滑化と効率化を図る意味から「非営利活動法人 日本一般派遣労働者協会」を活用し運営を委託されたし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法 ・労働者派遣法 ・雇用対策法 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省 	
5080	50800001		・株式会社 ジェイテック	1	・理工系専門の公共職業安定所行政サービスの委託。	<ol style="list-style-type: none"> ① 技術者派遣で培ったノウハウを活かした職業紹介を行う。 ② 現状では1人の担当者が事務、技術など見ているが、それぞれの専門家がきめ細かく、合った就職先をアドバイスする。当社としては、技術—機械設計、電子回路設計、制御ソフトウェア開発などを行う。 ③ 求人会社側の要望をつかみ、適確に紹介する。このような業務の委託を受けて当社として技術専門紹介、あるいは他社との共同(事務系、建設などそれぞれの専門)で、委託事業を運営していく。雇用保険支払い等の業務はそれぞれの専門で行う。 	<ol style="list-style-type: none"> ① ベテラン技術系アドバイザーの常駐による求職、求人の紹介業務を行う。 ② 求職者へコンサルティングと必要とされる技術教育の提供を行う。面談、24時間テレビ電話による ③ 求人企業とのマッチングはコンピュータにより、その後アドバイザーによる最適なコーディネートを行う。 ④ 紹介後、入社後のフォローを行う。 	<ol style="list-style-type: none"> ① それぞれ専門の会社が請け負うことで、現状よりも効率的に処理され。費用が削減される。 ② 仕事が細分化、専門化されることで、仕事の質が上がる。ミスマッチを防ぐ。 ③ 当社ではマッチングのための技術要素、業務区分などのデータベースが用意されている。 ④ 紹介後、入社後のフォローにより、経歴履歴のデータベースの構築と転職時の適切なアドバイスが可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法 ・雇用対策法 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省 	<p><添付資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品分野コード一覧表 ・技術要素区分コード表 ・業務区分コード表 ・業務実績等級コード表 ・アウトプットコード表 ・会社ハット

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5080	50800002		株式会社 ジェイテック	2	・ポリテクが行っている離職者用職業訓練サービスの委託	<p>①技術者派遣で培ったノウハウ、情報を活かし、技術教育を行う。</p> <p>②社会的ニーズのある技術を、場所や時間に制約なく、教育を受けられるようにする。</p> <p>③一人一人のレベルに合った教育を行う。教育事業の委託を国から受けることにより、離職者に最適な教育を行う。</p> <p>④ハローワーク業務との連動により、就職先の紹介等も可能である。(職業紹介業務と技術教育を一体化したサービスができる)</p>	<p>①駅前などの便利な所に教室を設け、夜間も行うようにする。</p> <p>②企業が必要とするカリキュラムを用意し、実習は企業を利用する。</p> <p>③具体的にe-ラーニングなど活用する。</p> <p>④技術レベルのデータベース化を行い紹介等に生かす。</p>	<p>①ポリテクセンターは場所が遠い、利用できる講座が少ない、時間が合わないなどの問題がある。</p> <p>②受講者が少ない。教育効果が少ないなどの問題あり。</p> <p>③教育の後のフォローがなされていない。</p> <p>④設備にお金をかけている割には効果的な教育ができていない。十分利用しないうちに陳腐化している状況である。</p>	・職業能力開発促進法	<p>・厚生労働省</p> <p>・雇用・能力開発機構</p>	<p><添付資料></p> <p>・製品分野コード一覧表</p> <p>・技術要素区分コード表</p> <p>・業務区分コード表</p> <p>・業務実績等級コード表</p> <p>・7at「アット」コード表</p> <p>・会社パンフレット</p>
5081	50810001		山梨県	1	道路掘削抑制期間の緩和について	<p>県では、国土交通省の情報ボックス等を利用して平成16年度～17年度に民間への開放を見越した光ファイバ網による情報ハイウェイを整備している。</p> <p>その敷設時及び敷設後において、情報ハイウェイへ接続するために道路を掘削する場合について、掘削抑制期間の緩和を求めるもの。</p> <p>道路の掘削抑制期間は、3年～5年とされているが、情報ハイウェイの敷設及び接続にかかる掘削の場合については抑制期間を1年以内に緩和して頂きたい。</p>	<p>県の出先施設等が情報ハイウェイに接続する場合や情報ハイウェイの民間開放により民間施設が接続する場合に道路を掘削して、地中(情報ボックス等)から光ファイバを取り出し電柱等に立ち上げる必要がある。</p> <p>接続における制限が軽減されることにより情報ハイウェイの活用が図られ、テレビ放送デジタル化への対応、県内の通信格差の是正、県内産業の振興が推進される。</p>	<p>光ファイバの敷設時および敷設後に情報ハイウェイへ接続するためには、情報ボックスのハンドホール(マンホール)内から光ファイバを取り出し、道路を掘削して取出管を埋設し最寄りの電柱等に立ち上げる必要がある。</p> <p>道路には掘削抑制期間があり、その期間内には原則的に道路の掘削ができないことから、設計・施工を進める中で、意図するハンドホール(マンホール)から取り出せない事例が多くみられ、事業の進行に支障をきたしている。</p>		国土交通省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5081	50810002		山梨県	2	道路管理施設の利用について	情報ハイウェイへ接続するために情報ボックスから光ファイバを取り出す場合において、近くに電柱が無いが道路管理施設(道路標識設置用柱、照明柱等)がある場合には、利用上支障が無い範囲において道路管理施設に立上管を設置して光ファイバを立ち上げることができるようにして頂きたい。	情報ハイウェイに県の出先施設や民間施設等を接続するにあたり、地中(情報ボックス等)から光ファイバを取り出す場合、ハンドホール(マンホール)の近くの電柱もしくは道路管理施設(道路標識設置用柱、照明柱等)を利用して光ファイバを立ち上げる。 近くにある道路管理施設を利用して立ち上げることにより、接続にかかる経費が抑えられるとともに、道路の掘削を最低限に抑えられる。 また、道路占有物(電柱)の数を抑えられる。	県の情報ハイウェイへ接続するためには、情報ボックスのハンドホール(マンホール)内にあるクロージャから光ファイバを取り出し、道路を掘削して取出管を埋設することにより最寄りの電柱において立ち上げる必要がある。 しかし、近くに電柱が無い場合には、自営柱を建てるか、遠くにある電柱まで道路を掘削しなければならず、設計・施工を進める中で、予想外の経費がかかることとなり、事業の進行に支障をきたしている。 このような場合において、近くに立ち上げ可能と思われる道路管理施設(道路標識設置用柱、照明柱等)がある場合が多い。	道路法32条	国土交通省	
5082	50820001		大阪府開発指導行政協議会開発許可等権限市連絡調整会議	1	都市計画法に基づく開発許可における道路の基準の弾力化	開発許可の基準で、開発区域内の敷地が接する道路については、施行令第25条第2号により最低幅員が規定されており、当該道路が既存道路である場合は、ただし書に基づく施行規則第20条の2により緩和措置が講じられている。しかしながら、当該緩和措置は、限定的であるので、許可権者が地域の実情に応じた対応が可能となるよう改正していただきたい。	施行令第25条第2号ただし書は、敷地が接する道路が既存道路である場合に、周辺にすでに建築物が建ち並んでいるなど、道路拡幅整備が著しく困難であることが想定されることから措置されたものであるが、具体的な取扱いを定めた施行規則は、最低幅員を4mとするなど極めて限定的であり、様々な事例(例えば、他の道路に至るまでに部分的に4m未満の箇所がある場合)に対応できない。 結果として、開発行為の規制を避けるための小規模な開発を生じせしめることとなり、かえって都市の秩序ある整備に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。	都市計画法第33条第1項第2号 都市計画法施行令第25条第2号 都市計画法施行規則第20条の2	国土交通省都市・地域整備局都市計画課開発企画調査室	要望理由補足説明資料	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5083	50830001		アルゴノート株式会社	1	タイ人看護師の実務研修生受入れ促進	・外国人看護師の「研修」の在留資格をスムーズに発行して欲しい。	帰国後、タイでロングステイする日本人シニア向け看護にあたる。	・看護六法第一編基本法令及び通知第二章基本通知「医療分野における外国人労働者の受入れにおける留意事項」にては、外国人看護師も「研修」の在留資格が取得できることになっている。東京入国管理局に相談すると、担当官によっては、臨床修練指定病院であれば外国人医師同様、研修が受けれるというが、別の担当官は臨床修練病院云々は関係ないと言う。”日本でしか受けれない”看護の研修との定義付け難しく前例がないと判断されるなど見解がバラバラである。日本人向け看護を学ぶには、日本で実際に現場で学ぶことが必須。ルールに基づく、許可をお願いしたい。外国人看護師の就労問題と問題を同一視されている。	看護六法第一編基本法令及び通知第二章基本通知「医療分野における外国人労働者の受入れにおける留意事項」	法務省／入国管理局	
5083	50830002		アルゴノート株式会社	2	タイ人介護士の実務研修受入れ及び就業査証の発行	現在、認められていない介護士の実務研修を受け入れて欲しい。また就業査証を発行して欲しい。	帰国後、タイでロングステイする日本人シニア向け介護にあたる。	日本人向けの介護は、「同一の作業の反復によって修得できる技術」と認定されるが、日本人のメンタリティにあった介護は日本人を対象にしないと修得できない。	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(抄)の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の第一号	法務省／入国管理局	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5083	50830003		アルゴノート株式会社	3	タイ人ITエンジニアの就業査証発行の緩和	タイ人エンジニアを日本で就労させるには、タイ国での10年以上の経験が要求される。	日本語ソフトに対応できる技術を身につけ、帰国後、日系企業にて勤務し、日系企業の発展に寄与する。	タイに進出した日系企業は日本語の分かるエンジニアの確保に苦勞しており、一から訓練が必要。また日本語ソフトの開発には日本人の思考、日本人の生活様式に造詣が必要。	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(抄)の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の第一号	法務省/入国管理局	
5084	50840001		特定非営利活動法人アイセック・ジャパン	1	外国学生の実習に係る「特定活動」の在留資格取得要件の緩和	<p>特定活動告示12項を以下のように緩和する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「外国の大学に在籍する者および大学卒業後3年が経過しない者」への緩和 ・「当該大学の指定する」を削除 ・「3月を超えない」を「18月を超えない」に緩和 ・同一時期に1つの企業において5名までに制限 <p>また立証資料を以下のようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書もしくは卒業証明書 ・活動に係る資料 ■ 処遇を証明する資料 ■ 実習の目的および具体的計画に関する資料 ■ 仲介機関および受け入れ機関の実績に関する資料 ■ 本人と仲介機関、仲介機関と企業との契約内容に関する資料もしくは本人と企業との契約内容に関する資料(写し) 	<p>本法人の89カ国からなる国際的ネットワーク(http://www.aiesec.org)を活用し、他国の学生に対して、日本の企業・NGOなどの機関において期間2ヶ月から18ヶ月のインターンシップ・プログラムに参加する機会を提供するとともに、日本の学生に対しても、他国において同様の機会を提供する。</p>	<p>海外の大学生に関しては、休学もしくは卒業の後に1年などの長期のインターンシップ・プログラムに参加することも一般的で、また、本人の在籍大学とは関係なく独自に申し込んだり、民間団体・企業を通じて参加したりする例が多いです。</p> <p>現時点ではインターン生の来日時に「研修」の在留資格を申請していますが、昨年より在留資格認定証明書が不交付となるケースが多発しています(以前は支障なく交付されていたので、入国管理局が運用方針を変更したものと考えている)。他団体の例を見ても、インターンシップに係る特定活動ビザの取得要件が緩和された後も「研修」「文化活動」などの在留資格を利用しているのが現状です。</p> <p>国際インターンシップ・プログラムは、インターン生本人にとって日本をより深く理解し、能力を身につける機会となるだけでなく、日本企業にとっても、海外の優秀な人材を活用して社内の国際化や海外市場への展開を図る契機となるなどメリットがあります。</p>	<p>平成2年5月24日法務省告示第131号「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件」(特定活動告示)</p>	法務省	<p>大学に在籍もしくは卒業後3年以内という制限を付し、期間の制限を設け、実習活動の具体的内容を提出するものとし、一つ企業において5名以内としているため、「実習活動に名を借り、外国人を低賃金労働者、単純労働者として雇用することに道を開く」ことにはなりにくいと考えており、学生が在籍する大学と本邦受け入れ機関の契約に関する書面がなくとも、偽装滞在問題を深刻化することにはつながらないと考えています。</p> <p>なお、主管官庁の対応に言及のあった実習の内容と学生の専攻科目の関連性についても問うことを検討しましたが、関連性の具体的評価基準を設定し得ないので、「実習の目的」をもつて代替しました。また、制度の悪用を防ぐため、仲介機関および受け入れ機関の実績についても審査するものとしています。</p> <p>添付資料:「研修」ビザが不交付になったケースの例</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5085	50850001		生命保険協会	1	保険会社本体による信託業務(現行信託業法に規定する併營業務を含む)の代理又は事務代行の解禁	保険会社の付随業務として、既に銀行等で行われている信託業務の代理や事務の代行を行うことを認める。		<p>保険会社が顧客に対して信託商品の提示を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスキャパシティ活用の観点から極めて有効である。生命保険会社では、他の金融機関と共同してマスタートラスト業務等を行う信託銀行を設立しているケースがあるが、マスタートラスト業務等の代理を保険会社に認めることにより、当該信託銀行の顧客基盤拡充や経営効率化、保険会社の経営資源の有効活用が促進される。なお、銀行等においては信託業務の代理が可能とされており、かかる点との公平性を図る必要がある。また、金融審議会「信託業のあり方に関する中間報告書(H15.7.28)」では、信託契約の取次ぎを行う者の範囲を幅広く認めることが適切とされている。</p>	<p>保険業法第98条、同施行規則第51条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第7条の2の2 ※根拠法令については、信託業法改正案の内容によって変動する余地あり。</p>	金融庁総務企画局企画課	
5085	50850002		生命保険協会	2	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	保険会社の子会社で行うことのできる業務及び保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務として不動産投資顧問業務を認める。		<p>投資家のニーズが有価証券に係る投資顧問業務に限らず、不動産に係る投資顧問業務にまで多様化する中で、生命保険会社はオフィスビル・商業施設等の長期保有・賃貸のみならず売買取引まで含めた不動産投資に係るノウハウを有している。さらに不動産投資顧問業務は、既に保険会社の子会社に解禁されている不動産投資信託委託業務と投資家のために不動産運用業務を行うという点において親近性を有している。以上を踏まえれば、保険会社の業務と不動産投資顧問業務は関連性・親近性を有しており、子会社において不動産投資顧問業務を行うことにより、投資家(特に年金基金等を想定)に提供するサービスの充実が図られる(保険持株会社の傘下で承認された実績がある)。</p>	<p>保険業法第106条、第271条の22同施行規則第56条の2、第210条の7事務ガイドライン1-8-1(2)⑥</p>	金融庁総務企画局企画課監督局保険課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5085	50850003		生命保険協会	3	従属業務を営む保険会社の子会社等における従属業務に係る収入依存度規制の緩和	従属業務を営む保険会社の子会社等に係る収入依存度規制を緩和し、複数の保険会社や金融機関の共同出資による従属業務会社の設立、保有を認める。		従属業務を営む子会社等に係る全額出資規制が撤廃され、複数の保険会社等が共同出資を行う形で従属業務を営む子会社等を保有することが想定される。しかしながら、これら複数の出資保険会社等の各々について、50%以上の収入依存度規制を満たすことは不可能であり、実際に共同出資により従属業務を営む子会社等を保有することはできない。なお、保険会社や金融機関以外の会社との共同出資による従属業務を営む子会社等の設立、保有が実際に可能である一方で、保険会社や金融機関との共同出資が認められていないのは、規制の均衡を失している。	金融庁告示第38号事務ガイドライン1-8-1(1)(3)①	金融庁総務企画局企画課	
5085	50850004		生命保険協会	4	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	特別勘定については、その財産的性格の相違、保険会社における負債性の相違から、100%の保全が行われるよう、保険業法等に必要な手当てを行う。		特別勘定の責任準備金の価額は財産の価額の時価評価額とされ、資産の運用リスクが契約者に帰属するため、特別勘定は生命保険会社の経営破綻の原因とはなりにくい。我が国においては、特別勘定のように投資者のリスクテイクを前提とした商品については、信用リスクの所在を明確にするため、一定の分別管理がなされていることを要件として破綻リスクの遮断が図られている。よって、生命保険会社が経営破綻に至った場合に、例えば信託と同程度の分別管理を行う等、特別勘定に属する資産が他の資産から特定可能な状態で管理されているときには、特別勘定の責任準備金の削減を行わないことが妥当と思われる。	保険業法（現在該当条項なし）	金融庁総務企画局企画課法務省民事局	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5085	50850005		生命保険協会	5	共済事業にかかる契約者保護ルールの整備	<p><根拠法のある共済>消費者保護の観点から、消費生活協同組合法を抜本的に改正し、経営の健全性規制(責任準備金の積立基準、共済計理人の設置、ソルベンシーマージン基準および早期是正措置等)、情報開示規制、募集規制等について、保険業法、農業協同組合法と整合的な規制を整備する。また、商品規制については、行政の透明性の観点から、現行の最高限度額や許可基準等にかかる通知を法令で規定する。</p> <p><根拠法のない共済>保険業法における「保険業」の定義を明確化し、「保険業」に該当する共済事業については、保険業法を適用する。</p>		<p><根拠法のある共済>本年6月の集中受付月間における厚生労働省の回答において「組合員自身が自らルールを決めて、それを利用するという責任を負っているため、契約者保護の観点からは、保険業や農協の共済事業と同一である必要はない」という認識が示されているが、「保険」「共済」ともに一般消費者から見た保障の確実性に対する期待に変わりはない。また、対象を組合員に限定している生協であっても、生協の大規模化、商品の高額化・多様化といった実態を考慮すれば、左記の消費者保護のための規制は必要不可欠である。さらに、現行の契約者保護ルールは法令ではなく、通達に規定されているため、法的実効性に欠けるうえ、改正の際にパブリックコメント手続に付されないなど、行政の透明性に欠けている。</p> <p><根拠法のない共済>保険業法上の「保険業」の定義における「不特定の者」の基準が曖昧であるため、共済業者が実質的に「保険業」を行っていても、公的な監督が及ばないという問題がある。</p>	消費生活協同組合法等保険業法	厚生労働省社会援護局地域福祉課金融庁総務企画局企画課 等	
5085	50850006		生命保険協会	6	保険会社本体による信託業務の実施	<p>保険会社本体で、保険金信託以外の信託業務が行えるよう、保険会社本体の業務範囲を見直す。</p>		<p>保険と信託の親近性に鑑み、信託商品に対する潜在的ニーズがあり、生命保険会社が資産運用に係るノウハウを活用して信託商品を取り扱うことができれば、顧客利便性の向上、保険会社の収益性向上等の観点から有効である。なお、銀行等については、既に本体での信託業務の兼営による参入が認められている。</p>	<p>保険業法第99条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条、同施行令第2条</p>	<p>金融庁総務企画局企画課・市場課</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5085	50850007		生命保険協会	7	保険会社本体による投信販社契約締結の代理もしくは媒介の解禁	保険会社の付随業務として、系列投信会社等における投信販社契約(投資信託委託業者が証券会社または登録金融機関との間で締結する「投資信託受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」)締結の代理もしくは媒介を行うことを認める。		保険会社は、登録金融機関として投資信託委託業者と投信販社契約を締結し、投資信託の募集・販売等を行っており、投資信託の募集・販売の取扱い等のノウハウを十分に有していることから、投信販社契約の締結の代理もしくは媒介を行うことは保険会社の業務と関連性・親近性を有している。保険会社がその顧客である証券会社や登録金融機関に対し系列投信会社等の投信商品を提示できることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャパシティ活用の観点から極めて有効であり、一層の顧客基盤の拡充と当該投信会社の経営効率化が促進される。	保険業法第98条、同施行規則第51条	金融庁総務企画局企画課監督局保険課	
5085	50850008		生命保険協会	8	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘	保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認める。		○顧客ニーズ・保険会社の経営の効率性企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャパシティ活用の観点から極めて有効である。 ○投資顧問業法上の観点 金融市場におけるリスクマネーの必要性が唱えられる中、投資顧問契約等に係る顧客ニーズの高まりを考えれば、顧客と投資顧問業者との間で当該契約の締結を代理・媒介する行為を、新たに独立した業として認めることは意義が大きいと考えられる。保険会社がかかる業務を行う際には、保険会社を当該業者として監督当局の認可又は登録に係らしめ、所要の行為規制、監督規制を適用することとすれば、保険会社が行う当該行為が同法に抵触することはないと考えられる。 ○保険業法上の観点 現在、保険会社は、投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であり、顧客のニーズにより能動的に対応する観点からその勧誘を行える事としても、保険会社の業務範囲の中に現在行える業務と異質のものが混入する訳ではない。また、信託銀行による投資助言業務・投資一任業務の本体兼営が可能とされた中、信託銀行と同様に企業年金受託機関として投資顧問業との親近性を有する保険会社について、投資顧問契約等の締結の勧誘を認めることは、規制の均衡という観点からも妥当なものと考えられる。	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第2条等、保険業法第98条、同施行規則第51条	金融庁総務企画局市場課・企画課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5085	50850009		生命保険協会	9	その他金融業を行う者の資金の貸付(住宅ローン)の代理業務に係る規制の緩和	定められた施設以外での契約締結の媒介(勧誘行為を含む)を認める。(渉外業務を行うことを認める。)		保険会社が行うことのできる業務として、その他金融業を行う者の資金の貸付けの業務の代理が認められたにも拘わらず、定められた施設以外での契約締結の媒介(勧誘行為を含む)を行うことができないことは、渉外業務ができないことであり、事業促進において極めて大きな阻害要因となる。よって、保険会社が、定められた施設以外での契約締結の媒介(勧誘行為を含む)を行うことが可能となれば、事業促進の向上はもとより、顧客利便性の向上の観点からも極めて有効である。	金融庁告示第20号	金融庁監督局銀行第1課総務企画局企画課	
5085	50850010		生命保険協会	10	確定拠出年金制度における支給要件の緩和	企業型では退職時にも受給できるように要件を緩和する。		昨今の雇用の流動化を背景に退職時の資金ニーズは今後より一層高まることが予想され、特に退職金規定からの全面移行ニーズの強い中小企業等への更なる制度普及を促進するためにも、支給要件の緩和は非常に有効である。企業年金制度は一般的に退職金制度からの移行となっているのが現状であり、厚生年金基金、確定給付企業年金等の企業年金制度では中途脱退に伴う給付が認められている。これらの制度との整合性の欠如から、円滑な制度間移行および制度普及の障害となっている。	確定拠出年金法第28条、第33条	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5085	50850011		生命保険協会	11	確定給付企業年金における老齢給付金の支給要件の緩和	65歳超で定年年齢が設定されている場合、65歳超の規約で定める年齢に到達した時点で年金の受給開始を可能とする。60歳から65歳の到達日からの支給だけではなく、規約で定める日(到達日以降1年未満)からの支給を可能とする。50歳未満で退職した者についても、50歳以上60歳未満の規約に定める年齢に到達した時点で年金の受給開始を可能とする。加入20年以上でも規約に定める年齢未満の中途退職の場合は、老齢給付金を設定しない取扱を可能とする。		退職金制度からの円滑な移行を望む企業ニーズが高まっており、柔軟な給付設計が可能となることで、多様な企業ニーズに応えることができ、また、従業員にとっても多様な退職後の生活設計が可能となる。特に、退職金制度から移行している適格退職年金制度からの移行促進が期待され、確定給付企業年金制度の更なる普及促進につながる。	確定給付企業年金法第36条	厚生労働省企業年金国民年金基金課	
5085	50850012		生命保険協会	12	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管	株、債券等の現物資産による保険料受入、移受管を可能とすべく法令上措置する。		新会計基準の適用に伴い、企業サイドでは、保有している株式を当該企業の年金制度に現物で拠出することにより、退職給付に係る積立不足額を解消したいというニーズが高まっており、企業の保有株式の年金制度への現物拠出は、企業間の持合株式を市場に悪影響を与えずに解消できる手段として有効視されている。現金化のコストは顧客にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物をそのまま移管できれば資産価値を減じることなく移管が可能となる。現金化に伴い、大量の株式の売却が行われた場合、株式相場等の下振れ要因になる。信託については、厚生年金保険法の改正により以上の取扱いが可能であるが、生保が法的な解釈を理由に取扱いえないと利用者利便が著しく阻害される。	保険業法第97条、第118条、附則第1条の13他	金融庁総務企画局企画課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5086	50860001		社団法人リース事業協会	1	国のリース契約の取扱いについて	国とのリース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること。		現在、各省庁がOA機器や車両を導入するに際しては、複数年度の使用が明白であっても、手続きの煩雑さゆえに国庫債務負担行為として扱わずに、単年度リース契約を更新している。この単年度リース契約は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、現行制度が実質的にリース会社のリスク負担を強めている。	財政法第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2	財務省	
5086	50860002		社団法人リース事業協会	2	リースが不利となる諸制度の改善等	リースによって設備を使用する顧客等は、次のような設備投資に係る優遇税制等を利用することができない。また、リース会社間の競争条件が不公平なものがある。①税制(IT投資促進税制)リース利用による税額控除制度は資本金3億円超の法人は利用できないなど、②補助金制度(クリーンエネルギー車導入補助金)法定耐用年数の使用が条件となるが、車検期間の関係により、リース期間を法定耐用年数より短く設定した場合、制度の適用が受けられないなど)	ユーザーの設備の利用・調達形態の選択肢が拡大する。	リースが取得と比べ競争条件で不利となっている。	租税特別措置法ほか	関係省庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5086	50860003		社団法人リース事業協会	3	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律により貸金業者のみに課せられている社債発行の登録手続を廃止し、証券取引法により、貸付債権を保有する発行会社に対して一律的な制度を構築することを要望する。		貸付債権のリスクは他の事業会社が行う業として行うものではない貸付においても内在するリスクであり、金融業者の貸付業務に固有なものではない。したがって、規制の目的が投資家保護にあるのであれば、貸金業規制法に規定する貸金業者等のみを規制の対象とする合理的な理由はない。本年6月、同要望に対して、金融庁から「本法制定前は、出資法において、貸金業者等が「社債名義」を使って預金まがいの勧誘を行うことを防ぐため、貸金業者等が貸付資金に充てる目的で社債等を発行することが禁止されていたところ、本法の制定により社債の購入者等の保護を図りつつ解禁するに至ったものである。以上の経緯を踏まえ、社債の購入者等の保護に資する観点から、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律を廃止することは困難である。」と従前と同様の回答が示された。平成9年5月「ノンバンクに関する懇談会」報告書 5. (2) 「デイトレードの強化」には、「社債を含む有価証券に係る投資家保護は、証券取引法によるデイトレードや公正取引ルールによるのが基本」としており、さらに「社債発行ノンバンクに対するデイトレードの義務づけについては、本来、証券取引法で行うべきではあるが、…〈省略〉…当面、暫定的に、貸金業規正法等の他の法令で手当てするのでもよいのではないか、との意見があった。」と「当面、暫定的に」と明記されている。上記措置困難の回答は、報告書の内容に反するものであり、遺憾な回答である。すでに法施行から5年が経過しており、見直しの時期となっている。	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	金融庁	
5086	50860004		社団法人リース事業協会	4	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	出資法1, 2条の立法論的妥当性を検討し、過剰規制を廃して、詐欺的金融犯罪の取締制度を改めて整備するべきである。〈*1〉【参考】「1999/7金融審議会第一部会中間整理(第一次)」東大・神田教授意見発表資料『いわゆる悪質商品の取扱いをどうすべきかという問題がある。この点については、我が国におけるこれまでの歴史に鑑みると、その対応等の面において類型的に別物として取扱ってきた面もある。基本的方向性としては、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取締ることを検討することが望ましい(現在では、いわゆる出資法で一部取締りが可能であるが、出資法のように預り金を一律に禁止するような法律は、その立法論的な妥当性につき再検討する必要がある)。』	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、匿名組合契約による出資受入などにおいて、出資金の全部または一部について営業者が保証する。・エスクロー事業(当事者の取引のクローリングにあたり、第三者が資金を預かって管理することにより、取引上の危険を転換して取引を円滑にするもの)〈*2〉 	<ul style="list-style-type: none"> 1条は、そもそも全面禁止されるべきものではない。出資者の認識と保証者の支払能力の問題であり、不当表示規制や金融商品販売規制として整理されるべきではないか。・金融庁は、「安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の被害を被ることを防止する趣旨」とし、法務省は、「誤解を与える危険性が高く、これを一般的に許容した場合、一般大衆に不測の損害を与える危険が多分にある」とする。しかし、誤信によるものであれば、誤信しないように表示、説明をさせるという規制であるべきであろう。また、誤解を与える危険が多分にあるというのも、決して難しい話ではないのであって、おかしい。これを全面的に禁止し、仮に被害が発生していない場合でも3年以下の懲役という重い刑罰の対象となるというのは、果たして制度として妥当であるといえるのであろうか。・一般大衆の被害・損害というものは、実際は騙しによって起こっているのであり、問題の捉え方を誤っている。つまり、禁止・処罰の対象は、金融商品において約束された運用行為等が現実に行われていないことであり、この点に焦点を当てた新たな規制を構築すべきである。・2条は、預り金の概念が曖昧あるいは広すぎる。刑罰があり、罪刑法定主義の観点から妥当性に疑問がある。〈*3〉法務省は、「その意義が明確に規定されており、その概念が不明確であるとは言えない」とするが、預金と同様の経済的性質を有するものということの解釈の幅は相当広い。また、「無条件に許容した場合、一般大衆に不測の損害を及ぼす」というのも、1条と同様に騙しによって起こっている問題である。・戒厳令型・前時代的処罰法規は、金融取引その他サービスの発展に目に見えにくい悪影響を及ぼしている。・「金融サービス法」等の金融関連法制と出資法との係わり合い、適用関係等が、経済社会情勢の進展に対応し、その発展に貢献するものとなるよう、引き続き制度整備の努力をしていくことが必要である。 	出資法第1条、第2条	金融庁、法務省、警察庁	<p>〈*1〉出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な処罰と思われ、これは不当な表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を独禁法の枠組みから切離して整備し、罰則強化、警察管轄とすることは検討できないか。相手方の属性(個人か法人か)の観点も必要と思われる。〈*2〉エスクロー事業が出資法2条に抵触するの判断にせよ、抵触するとの解釈も表明されており、事業を行おうとする際の重大な障害となる。〈*3〉例えば、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5086	50860005		社団法人リース事業協会	5	貸金業規制法の抜本的見直し等	①昨年8月改正の貸金業法附則第12条第1項に規定された施行後3年を目途とする貸金業制度のあり方の見直しについて、早急に検討のための審議の場を設定することを要望する。②銀行等がシンジケートローンのエージェントとなり、貸金業者が貸付人として参加する場合における、貸金業者の貸金業規制法の適用除外を要望する。③貸金業者間の貸金取引については貸金業規制法の適用除外を要望する。		①昨年8月改正の貸金業法附則第12条第1項に規定された施行後3年を目途とする貸金業制度のあり方の見直しについて、早急に検討のための審議の場を設定することを要望する。②銀行等のエージェントに対し、銀行法等の法令により、より厳格な業務に対する監督が行われている場合には、単に参加貸付人として参加する貸金業者に貸金業規制法の規制を課す必要性は認められない。また、参加貸付人は原則として借入人と接触することは想定されていないため、貸金業規制法の規定の一部を遵守することは困難である。③貸金業者間の貸金取引については、宅地建物取引業法(第78条第2項)に倣い、貸金業規制法の適用除外とすべきである。	貸金業の規制等に関する法律	金融庁	
5086	50860006		社団法人リース事業協会	6	貸金業規制法の法定書面の電子化	貸金業規制法17条書面、18条書面の電子受送信を可能とするよう要望する。	貸金業規制法43条のみなし弁済規定の適用を受ける手段が多様化する。	資金需要者に資金借入れに関する簡易性・利便性や秘匿性のニーズが強く、自宅宛の郵便物は無断で送付できないことが多い。顧客が携帯ATMをご利用された場合、別途書面を郵送する必要が生じている。	貸金業の規制等に関する法律	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5086	50860007		社団法人リース事業協会	7	銀行法の代理店規制 / 貸付業務に限定した代理店の貸金業者への解禁	【規制内容】銀行の業務の全部又は一部を代理する者は、金融機関を除く法人にあつては、委任銀行の100%子会社またはその銀行持株会社の子会社でなければならない。【改革要望内容】銀行業務のうち貸付業務に限り、貸金業者(貸金業規制法の登録を受けた者)の代理を認める。	貸金業者が独自の営業店網で接触する顧客に対し、銀行ローンの契約の成約業務を行う。	貸金業者は、貸金業規制法の規制のもと、金銭貸借の媒介を行いうところ(※1)、銀行の貸付けについては、媒介は可能としても代理ができない。これからの貸金業者は、いろいろな営業形態の展開が考えられるべきであり、それにより資金需要者のニーズに応え、融資事業の正常化が図られる必要がある。その場合の形態として、貸金業者が貸付金を自己の資産とし、代理業を行い手数料を取得する形態がある。これは銀行にとっても貸付を拡大する手法となるし、不適切な者には委任しなければよいので問題もない。本年6月、同要望に対して金融庁から「代理店制度については、金融機関の健全性及び決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係等について見直しを行うこととし、16年度中に検討を行い、措置することとする。」と回答が示された。早急な措置を期待する。	銀行法施行規則10条が引用する同9条の3第2項8号	金融庁	
5086	50860008		社団法人リース事業協会	8	信託法第58条の見直し・信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設	信託法58条の規定により、受益者が単独の場合においては信託の解除リスクがあるため、証券化のスキーム上問題になることがある。信託法58条の改正を望む。また、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設を望む。	証券化のスキーム上倒産隔離性が高く税制上も優遇性が確保できるビークルとして資産流動化法上の特定目的会社(以下TMK)の制度があるがTMKへの出資金を保有する者としては、いまだにケイマンSPCが使われることが多い。(特定持分信託の制度は、左記の理由からリーガル的には若干のリスクが残ると解されており、複数のものを受益者にする必要があるので使い勝手が悪くなってしまう。)。	上記の通り、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストに代わる仕組みとして、資産流動化法上の特定持分信託や中間法人が利用されることがあるが、使い勝手などの理由からいまだにケイマンSPCが使われるケースが多い。信託法の見直しなどを行うことで証券化の仕組み上、より使い勝手がよく、低コストで国内完結しやすくなる制度の創設を望む。本年6月、同要望に対して金融庁及び法務省から「法務省において、平成17年度中に信託法の全面的な改正について関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っていく予定であり、信託宣言やチャリタブル・トラストの制度の創設の可否についても、その中で検討されるものと承知。」との回答が示された。早急な見直しを期待する。	信託法第1条、同法第58条、資産の流動化に関する法律第31条の2	金融庁、法務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5086	50860009		社団法人リース事業協会	9	信託業法改正の早期成立	信託業務の改正を行い、事業会社の信託業、信託代理店への参入を可能にする。現在、信託業、信託代理店は、金融機関に限られている。	信託業務について、競争が促進されるとともに、顧客への提案等の機会が増え、市場の発展、顧客の利便性の向上に役立つ。	信託業法の改正案が、国会に提出されたが、未だ成立していない。早期に成立され、信託業務の市場の発展、顧客の利便性の向上が実現されることを要望する。	信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則 第7条の2の2	金融庁	
5086	50860010		社団法人リース事業協会	10	全ての金融機関について不動産処分型信託の全面解禁	信託子会社に処分型不動産信託の取扱いを認めることを要望する。	信託業務について、競争が促進されるとともに、顧客への提案等の機会が増え、市場の発展、顧客の利便性の向上に役立つ。	従前に認可を受けた信託銀行には取扱いが認められている業務について、一定の時期以降に認可を受けた信託銀行には認められていないのは合理的な理由がない。本年6月、同要望に対して金融庁から「金融機関に課されている他業制限や金融機関の業務との関連性等を踏まえ検討することとする。」との回答が示された。処分型不動産信託は、顧客のニーズも高く、規制を緩和することにより、子会社信託銀行の事業機会を増やし、信託の市場が広がることにつながることから、早期に検討が開始され、措置がとられることを期待する。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第2条の2	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5086	50860011		社団法人リース事業協会	11	証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大	現在、適格機関投資家は銀行等の金融機関や一部の事業会社に限定されている。このうち、事業会社については、以前は貸借対照表の「有価証券」及び「投資有価証券」の金額が100億円以上のもので金融庁長官に届出を行ったものとされている(過去は金額制限が500億円以上であったが、金融審議会での議論を踏まえ引き下げられた)。この範囲を、事業法人については保有有価証券の金額制限を更に5億円程度へと引下げ、また個人投資家についても資力に一定の制限(例:1億円以上)をつけた上で、届出を行ったものについては適格機関投資家の資格を付与すべき。	資本市場の活性化	本年6月、同要望に対して金融庁から「証券取引法のディスクロージャー制度は、投資家が投資判断を行うために必要な情報の開示を発行者等に義務づけ、投資家はその情報を元に自己の責任において投資判断を行うための機会を与えることにより、投資家保護を図ろうとするものであり、こうした自己責任原則に基づいた市場を構築することが最大の課題とされている。このため、適切なディスクロージャーを確保することが必要である。こうした観点から、適格機関投資家としての事業会社の範囲の更なる拡大については、金融審議会での検討や米国の現状を踏まえ、平成15年4月1日に適格機関投資家の範囲を拡大したところであり、更なる適格機関投資家の範囲の拡大は措置困難である。また、個人投資者を「適格機関投資家」の範囲に加えることについては、平成14年12月の金融審議会第一部会報告において、「従来の適格機関投資家である金融機関等への対応と個人投資家への対応は大きく異なることなどを考慮し、当分の間は、ベンチャーキャピタル会社等への拡大の実情を評価することとし、現時点において、個人投資家を適格機関投資家の範囲に加えることは時期尚早と考えられる」とされたところである。まず、ベンチャーキャピタル会社等への拡大について、実情を評価することが先決であるが、昨年度から導入されたものであり、今後の実績を考慮し、また、米国の現状を踏まえながら評価する必要があるため、個人投資家について適格機関投資家の範囲に加えることは措置困難。」との回答が示された。しかしながら、わが国資本市場の一層の発展と経済活性化のためには、様々なニーズに対応した金融商品の普及が不可欠である。現行の公募ルールでは新しい商品に対する柔軟性に欠けるため、まずは私募市場の拡大が喫緊の課題と考えるが、従来の金融機関では積極的なリスクテイクに限界があり、資力とその意志ある投資家を増やすことが市場の厚みに繋がる。届出制をとることで、自己責任原則が徹底でき、また、法人については、事業を通じて様々なリスク判断を行っていることから、私募であっても十分な情報開示がなされなければ投資は行わない。なお、個人については米国のも、資産規模等の制限をつけた上で適格機関投資家の範囲に含めている。投資経験を加味したうえで一定の要件を満たした個人を適格投資家とすることは投資者にとっても投資機会の拡大に繋がる。	証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第4条	金融庁	
5086	50860012		社団法人リース事業協会	12	生命保険募集人が使用人に対して行なう保険契約の申込をさせる行為の規制の見直し	法人である生命保険募集人又は保険仲立人が使用人に対して生命保険契約の申込みをさせる行為をすることを可能にすることを要望する。		構成員契約規制については、1997年12月に行政改革委員会が内閣総理大臣に提出した最終意見の中で「①圧力募集の防止措置として過剰規制である。②販売チャネルについて消費者の選択を狭めるものである。③法的根拠が明確でない。したがって、構成員契約規制は妥当ではなく、廃止すべきである」と指摘されていた。本年6月、同要望に対して金融庁から「構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画において『金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。』とされているところであり、検討の方向性及びスケジュール(結論時期)を示すことは困難であるが、前回回答のとおり、引き続き検討を行う。」との回答が示された。早急な見直しを期待する。	保険業法第300条第1項第9号、保険業法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5086	50860013		社団法人リース事業協会	13	生命保険の自己契約及び特定契約に係る規制の明確化	生命保険代理店が行なう、自己または自己と密接な関係を有する法人の保険契約の募集については、その募集が保険料の割引、割戻しを目的としない限りは、代理店手数料の支払が可能であることを明示することを要望する。併せて、「保険料の割引、割戻しを目的とする保険募集」の判断基準を示すことを要望する。		<p><要旨>1. 代理店の自己・特定契約の取扱い、とりわけ手数料の取扱いについて、生損保間で規制内容に格差が存在する。2. 損害保険では取扱いを全体保険料の50%以下に制限しているものの、手数料の支払いは認められているのに対し、生命保険では一切の手数料支払いが禁止されている。3. 保険業法で規制している損害保険と比べてより厳しい制限を、法令等の根拠がない事務ガイドラインで設けることは問題がある。<内容>損害保険の自己契約に関しては、保険業法第295条で全体保険料の50%を超える取扱いが禁止される一方で、50%以内の範囲内においては手数料の支払いが認められている。また、特定契約についても、事務ガイドライン3-1-2(1)②で同様の規制がなされている。これに対し、生命保険の自己・特定契約に関しては、保険業法に明文の規定がなく、事務ガイドライン2-2(3)②ロで「生命保険会社は法人である生命保険募集人に対し、自己又は当該生命保険募集人と密接な関係を有する法人を保険契約者とする場合には、手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行なうことがないよう指導及び管理等の措置を講じているか。」と記されているのみである。ところで、事務ガイドラインが定められる1998年以前は、生命保険会社の業務運営に関しては蔵銀第50号により規制がなされていたが、自己・特定契約について「法人である生命保険募集人が自己又は当該生命保険募集従事者と密接な関係を有する者として以下に掲げる法人を保険契約者とする保険募集を行った場合は、生命保険会社は当該保険募集に関し、手数料、報酬その他の対価を支払わないものとする。」と規定し、手数料支払いを禁止していた。当該事務ガイドラインを蔵銀第50号と照らし合わせると、表現の差こそあれ、両者の規制内容は実質的に同一であると言わざるを得ず、これにより現在も自己・特定契約に係る手数料支払いは禁止という規制が事実として存在している。以上により、自己・特定契約に係る手数料の取扱いは生損保間で格差があり、生命保険については法令等に拠らないで損害保険より厳しい制限がなされ、一切の手数料支払いが禁止されていることから、適用基準の明確化と規制の緩和を求めてきた。当方の要望に対し、「自己・特定契約の規制は募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われまいよ」との趣旨から設けられているものであり、こうした</p>	保険業法第295条第1項、第2項、同法第300条第1項第5号、事務ガイドライン2-2(3)②ロ、同3-1-2(1)②、生命保険会社の業務運営について(蔵銀第500号)	金融庁	
5086	50860014		社団法人リース事業協会	14	銀行が販売する住宅ローン関連の長期火災保険について事業の用に供する建物も対象に含めること	平成13年4月、住宅ローン関連の長期火災保険、債務返済支援保険、信用生命保険、海外旅行傷害保険の銀行等による窓口販売が可能になった。しかしながら、住宅ローン関連の長期火災保険の販売については、居住の用に供する建物の建設等に係るローン関連の保険は対象とするが、賃貸住宅など事業の用に供する建物については対象としていない。	<p>事業の用に供する建物の取得にあたっては、居住用建物の取得と同じく銀行の資金融資を利用するケースは多い。取得目的の如何に関わらず住宅ローンの融資にあたっては当該担保物件の損害保険住宅ローン関連の長期火災保険についても銀行が代理店となることで融資実行と同時に保険付保が可能となり、事前に火災保険を手配する手間がなくなり、銀行窓口でのワンストップ手続きが可能になる。</p>	<p>現在、一部の保険について「保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合」として銀行による販売が認められているが、その他の保険については銀行が販売することが「保険契約者等の保護に欠ける」とは思われず、一方で、銀行の収益機会を奪い、契約者にとっても得るべき利便性が阻害されている。本年6月、同要望に対して金融庁から「銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画(16年3月19日)、金融審議会金融分科会第二部会における報告(16年3月31日)を踏まえて、前回回答のとおり、引き続き検討を行っているところ。」との回答が示された。早急な見直しを期待する。</p>	保険業法第275条、保険業法施行規則第211条第1項第1号	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5086	50860015		社団法人リース事業協会	15	中小事業者に対する債務保証制度の見直し	中小事業者に対する債務保証制度を見直すことを要望する。	中小事業者の資金調達の円滑化が期待できる。	健全な経営を行う中小事業者や新規事業者の資金調達の円滑化を図る施策は必要であるが、公的機関の債務保証制度については、民間金融機関のモラルハザードを防止するための措置を講じる必要がある。また、資金の供給者を特定の金融機関に限定する現行の制度は、金融サービスを提供する事業者のイコールフットイングという観点から見直すべきである。本年6月、同要望に対して経済産業省から「現在、信用補完制度のあり方全体の検討の中で、部分保証の是非、導入するとすればその具体的な手法、導入時期についても検討しているところである。部分保証については、金融機関との適切なリスク分担を図る観点からその推進が求められており、これまでも一部制度で部分保証を導入してきたところであるが、中小企業者への影響にも十分に配慮して検討を行う。また、譲渡対象先の拡大についても、中小企業者への影響にも十分に配慮しつつ検討を行う。」との回答が示された。早急な見直しを期待する。	中小企業信用保険法、中小企業信用保険法施行令	経済産業省、中小企業庁	
5086	50860016		社団法人リース事業協会	16	機械類信用保険(リース信用保険)及び信用保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大	①機械類信用保険は、平成14年12月、「中小企業総合事業団及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律」が成立し、新規保険契約の引受けが停止し、廃止が決定した。廃止が決定しているにも拘らず、回収業務は以前実施しており、業務効率化が阻害されている。機械類信用保険付先の債権売却を容認することにより、保険関係を早期に終結させるとともに、不良債権処理を促進する必要がある。②中小企業保険法により信用保証協会保証付債権の譲渡の相手方としては銀行等の金融機関と整理回収機構・産業再生機構に限定されている。現在、金融庁策定の「リージョンシップ・バンク」の「アクションプラン」、金融再生プログラム等に基づき、各金融機関は「ネット型の再生ファンド」、サービス会社などを活用し、債務者の再生を図ることを積極的に企図しているが、再生ファンド、サービス会社に保証付債権の売却ができないことが、金融機関の不良債権の早期処理、債務者の再生にとって大きな阻害要因となっている。一方で、保証付債権が整理回収機構・産業再生機構に譲渡された債務者に対しては同じく中小企業保険法により「クレジット保証」の拡充が図られており、官民格差が大きい。よって、法改正あるいは、一定の条件(例えば、再生支援協議会が認定した再生計画案に基づく、債権譲渡であれば認める)を付したうえで、信用保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大を強く要望するもの。本年6月、同要望に対して経済産業省から「金融機関の不良債権の円滑な処理や債務者の再生については、今後とも促進を図っていく必要がある。一方で、保証付債権の譲渡対象先を広げることが、中小企業者をはじめとした関係者にどのような影響を及ぼすのかについては、慎重に見極める必要がある。今後、関係機関との協議等を通して、適切な制度のあり方を検討してまいりたい。」との回答が示された。早急な検討、措置を要望する。	①不良債権処理の促進、例えば、債権売却により回収した額の50%を回収金として中小企業金融公庫に納付することで、保険関係を終結させる。②債務者の再生を前提とした信用保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大により、金融機関の不良債権の早期処理、債務者の再生が加速化することが期待できる。	①機械類信用保険付先の債権売却は容認されていないことから、リース会社の不良債権処理の大きな阻害要因となっている。この取扱いはサービサー法等債権回収業務が法的にも認知され、不良債権処理の有効な手段となっている現状にそぐわないものとする。本件を容認することにより、リース会社及び中小企業金融公庫にとっても現実的な回収の実現及び回収業務の効率化が図れる。②具体的要望内容に記載。	①中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律ほか ②中小企業保険法施行令第1条の3ほか	①経済産業省、 ②経済産業省、 中小企業庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5086	50860017		社団法人リース事業協会	17	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の撤廃	「金融商品の販売等に関する法律」に列挙される金融商品においては、読んで聞かせる説明義務を課しておらず、不動産特定共同事業法の説明義務の過度な規制を緩和すべきである。	不動産特定共同事業商品の販売の効率化とマーケットの拡大に寄与する。	「説明」の概念の定義が法律上存在しないが、現在の運用は宅地建物取引業法第35条の重要事項説明と同等と解釈されているのが一般的となっており、実務上のコストは多大なものである。本年6月、同要望に対して国土交通省及び金融庁から「不動産特定共同事業商品の契約の申込者が、契約の内容等について十分知らないままに契約締結を行うと、後々のトラブルの原因となる可能性があることから、適切に情報が開示されていることが不可欠であり、契約成立前にその内容等について書面を交付して説明することが、消費者保護やトラブル未然防止の観点から必要と考えられる。また、説明内容に關しても不動産特定共同事業商品は不動産としての性格が強い商品であることから、金融商品販売法上要求される説明事項に加えて、不動産特定共同事業法上要求される個々の対象不動産に関する独自の説明(賃貸状況等)がなされること消費者保護の観点からも不可欠である。との回答が示された。「金融商品の販売等に関する法律」においては説明義務を販売業者に課しているが、対面による説明まで要求しているものではない。REITを含めた投資信託や商品ファンド等他の金融商品を販売する場合には書面の交付義務こそあれ、読んで聞かせるような説明義務までは課していない。多数の不動産をパッケージしている不動産特定共同事業はREITを含めた投資信託や商品ファンドと同様に金融商品であり、同等の書面の交付義務を課すことで投資家保護は図られる。	不動産特定共同事業法第24条第1項	国土交通省、金融庁	
5086	50860018		社団法人リース事業協会	18	特定目的会社の借入先制限の緩和	S P Cの借入先について貸金業規制法に基づく貸金業者などを追加する措置が講じられることを要望する。	プレイヤーの増加により、資産流動化が促進される。特に不良債権処理に貢献するものと思われる。	S P Cに対して貸付を行う者に対して投資者保護措置と同様の保護を与える根拠はない。むしろ貸金業者にとっては事業機会の拡大に繋がるメリットがある。本年6月、同要望に対して金融庁から「特定目的借入は、他の特定資産取得のための資金調達手段(特定社債、優先出資等の証券発行)と異なり、取置法が適用されない等、より高度なリスク判断・管理能力を要するものとなっていることから、その対象を適格機関投資家に制限しているもの。適格機関投資家については15年4月にその範囲を拡大する規制緩和が行われ、有価証券報告書を提出している内国会社(貸金業者も含まれる)で貸借対照表上の「有価証券」「投資有価証券」の合計が100億円以上(従来は500億円以上)のものも適格機関投資家に含まれることとされ、特定目的会社の特定目的借入に応じることが可能となっている。零細な個人業者が少なくない等の貸金業者実態に鑑みれば、特定目的借入先として必要なリスク判断・管理能力を備えていない者も含まれており、引き続き規制は必要。上記適格機関投資家に関する規制緩和を踏まえた上でのニーズについて十分調査した上で、16年度中に検討・結論。」との回答が示された。しかしながら、業として貸付を行っている貸金業者がまさに本業の貸付を行うことについて「必要なリスク判断・管理能力を備えていない者も含まれている。」という基本認識は妥当とは思われない。また、ニーズというものは制度が変わることで生まれることもあり、現段階におけるニーズの有無を判断したうえで制度改正の必要性を見極めるのではなく、規制の必要性がないのであれば、規制をなくす、あるいは緩和するという考え方を採るべきではないかと思われる。	資産の流動化に関する法律第150条の6、施行規則第41条	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5086	50860019		社団法人リース事業協会	19	特定目的会社の資金調達手段の拡大	匿名組合契約に基づく出資などを追加し、その担い手を増やすべきである。	プレイヤーの増加により、資産流動化が促進される。特に不良債権処理に貢献するものと思われる。	金融機関、特定の事業会社が特定目的会社に貸付を行なうことが認められていることに鑑みれば、証券市場の発展への寄与を理由に匿名組合出資を認めない理由にはならない。また、例えば、特定目的会社に貸付を行なう企業が匿名組合出資を行なうことを認めることは、投資家保護に欠けるものではない。本年6月、同要望に対して金融庁から「本年6月の証取法改正で、匿名組合出資を新たに有価証券とみなすこととしたのは、投資家保護の観点から証取法上の規制を課す必要があることによるもの。同改正によって、匿名組合出資の法的性質が転々流通性を有する有価証券に変化するものではない。他方、特定目的会社は、原則として転々流通する有価証券の発行により資金調達を行うという基本スキームに基づくものであり、税制上の優遇もこのようなスキームを前提に認められている。仮に匿名組合出資を特定目的会社の資金調達手段として追加することとする場合は、税制上の優遇の前提となる現行のスキームの性格を根本的に見直すことにつながるものであり、措置困難である。」との回答が示された。資産流動化促進の観点から、税制上の優遇範囲の拡大も含めて再度検討願いたい。	資産の流動化に関する法律第2条第2項	金融庁	
5086	50860020		社団法人リース事業協会	20	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(年金の運用制限緩和)	年金給付等積立金の運用方法として、商品ファンド法上の商品ファンド(商品投資受益件)による運用を明示的に認めることを要望する。具体的には、年金給付等積立金の運用方法として、①厚生年金保険法136条の3の三の投資顧問業者の定義に商品投資顧問業者を加えること、ならびに②同136条の3の四のイロハニに追加、ホとして商品ファンド法上の商品ファンド(商品投資受益権)による運用を加えることを要望する。	年金資金の運用、商品ファンドの運用に投資顧問の起用	多くの年金基金が株式相場下落によって3期連続のマイナス運用に苦しんでいる状況において、既存の有価証券のみに運用対象を限定しておく根拠は無い。商品先物投資は年金資金運用の選択肢を増やし、リスク分散の観点から運用成績の安定化への寄与も期待できる。本年6月、同要望に対して厚生労働省から「厚生年金基金の運用は、専ら加入者等の利益のために、受託者責任を遵守し、安全かつ効率的に行わなければならないとされているところである。また、厚生年金基金の積立金は、中長期的な視点で、安定的な収益を確保できるよう運用される必要がある。商品ファンドは、投資家から資金を集め、専門家が農産物や鉱物など様々な商品に投資し、その収益を投資家に還元するものである。その運用方法は、商品先物・オプション取引を基本としているため、少ない資金(証拠金)で非常に高い収益を上げること(レバレッジ効果)が可能である一方、投資元本をすべて失う可能性もあるハイリスク・ハイリターン投資対象である。さらに、証券市場との相関関係が低いことから短期的には効率的な運用となる可能性はあるものの、リスク管理が難しいこと、農産物や鉱物などの商品を投資対象としているため長期的には経済成長に見合った収益を得ることができないことから、長期的に保持する対象とはならないと考えている。」との回答が示された。商品ファンドの大半は、Modern Portfolio Theory理論に基づき、総合的にリスクをコントロールすることが特徴であり、「リスク管理が難しい」という認識は改めるべきである。また、年金資金の運用は、全てが一律に長期運用とするわけではなく、年金受給者の人数等の状況やMarketの状況により、期間の長短、リスクの大小等を組替えることが必要となるのではないか。年金基金は、プロの投資家であり、証券投資信託においても金融先物や為替先物で運用しているものやレバレッジを用いてハイリスク&ハイリターンとなっているものも多く、各基金の選択に委ねるべきである。	厚生年金保険法第136条の3	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5086	50860021		社団法人リース事業協会	21	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(契約成立時交付書面の撤廃)	「契約成立時交付書面」の全面撤廃を要望する。	バックオフィス業務の簡素化、商品ファンドの運用コストの軽減	<p>契約成立時書面の撤廃は、リスク商品の情報開示後退と取られる可能性もあるために措置が難しい項目であると考えられるが、この契約成立時書面を交付する直前に、より詳細な目録見書(契約成立前書面)を交付しており、同等以下の内容の書面を再度交付することは、投資家に時間的・金銭的コストを負担させるだけで、情報開示には役立っていない。契約成立時の書面の交付義務は証取法など、他の類似の法律においては存在せず、明らかに過剰規制である。いち早く撤廃をすべきである。本年6月、同要望に対して金融庁・農林水産省・経済産業省から「契約成立時交付書面(17条書面)とは、商品投資契約が成立した場合に、後日当事者間にその内容を巡る紛争が発生することを回避するため、成立した契約の内容を書面に記載し、顧客に対し交付することにより、その明確化を図る趣旨から交付を求めているものである。また、契約成立前交付書面(16条書面)とは、投資家が商品投資契約を締結するか否かを判断する際の材料として、当該契約の内容(商品ファンドの概要)を記載した書面を事前に交付することにより、投資家の理解を促す趣旨から交付を求めているものである。上記のとおり、これらは各々が違う役割を持っており、投資家と販売業者間の紛争を回避し、法目的である投資家保護を徹底していると考えている。よって、契約成立時交付書面(17条書面)を撤廃することは、顧客が契約内容を把握できなくなる等、投資家保護上問題があり対応は困難である。」との回答が示された。しかしながら、実際には顧客は契約書によって契約内容を把握しており、契約成立時交付書面(17条書面)を撤廃したとしても投資家保護上問題があるとは思われない。早急な措置を要望する。</p>	商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁、農林水産省、経済産業省	
5086	50860022		社団法人リース事業協会	22	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(クーリングオフの義務撤廃)	大半の金融商品にはクーリングオフは無く、運用開始と同時に資金の純資産価値が変動する資金運用には馴染まない概念である。	バックオフィス業務の簡素化、商品ファンドの運用コストの軽減	<p>商品ファンド募集の実務においては、資料請求、申し込み、契約締結、資金の払込と投資家が能動的に判断する局面が多く、契約締結後、投資を取りやめるケースは時折存在する。一方、クーリングオフ制度を活用した資金払込後の契約撤回は、ほとんど利用されていない現状である。クーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。合理的理由が存在するならば、投資信託にも即刻クーリングオフを適用すべきである。本年6月、同要望に対して金融庁・農林水産省・経済産業省から「商品投資契約においてクーリングオフ規定を設けているのは、商品投資の仕組みが複雑であるため一般の投資者がそれを十分に理解しないまま契約を締結したり、販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意思決定の再確認をしようとする時間的余裕を与えることとするためである。このため、商品ファンドの多くが一般の投資家に広く販売されている現状において、法目的である投資家保護の観点から、クーリングオフ規定を撤廃することは困難である。なお、金融商品販売法に規定する事業者の事前説明義務事項には、クーリングオフに関する事項も含まれており、同法の施行がクーリングオフ制度を撤廃する合理的理由とはならない。」との回答が示された。しかしながら、回答は投資信託には設けられていない制度を商品ファンドに設けることに対する十分な説明とは思われず、実際には、投資家が能動的に投資の是非を判断する局面が多いことからクーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。早急な措置を要望する。</p>	商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁、農林水産省、経済産業省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5086	50860023		社団法人リース事業協会	23	商品ファンドに関する投信法の規制について	商品先物および商品オプションの組入れ比率が全体の資産の1/3超で1/2以下の商品ファンドにおいて、残余資産を普通預金や定期預金で運用している商品ファンドは投信法の規制が及ばないことを明確にすることを要望する。	投資家への多様な商品の提供	商品先物および商品オプションの組入れ比率が全体の資産の1/3超で1/2以下の商品ファンドにおいて、残余資産を当座預金、普通預金、定期預金で運用しているファンドは商品ファンド法の規定により商品ファンドと定義され、投資家保護を含めた商品ファンド法の様々な規制の対象になっている。一方、上記構成のファンドを信託型で組成した場合、現行の投資信託及び投資法人に関する法律の規定では銀行預金が特定資産となっているため、投資信託にも該当するという解釈が成り立ち、規制が二重に掛かることになる。商品ファンドである限りは、商品ファンド法の規制に従って組成および販売が行われていけば投資家保護上問題はないはずであり、さらに投資信託及び投資法人に関する法律の規制に係るのは不合理であり過剰規制である。従って、商品ファンドについては投資信託及び投資法人に関する法律の規制の対象外にすべきである。具体的には、先物取引、オプション取引では委託証拠金制度等によりレバレッジを効かせた運用が可能であることから、残余資産を銀行預金でリザーブして置くこととなる。主たる運用は、あくまで商品先物取引であるため、商品ファンド法のみ規制とすべきである。	投資信託及び投資法人に関する法律第2条	金融庁総務企画局市場課、同庁監督局銀行第2課金融会社室	
5086	50860024		社団法人リース事業協会	24	短期社債に対する支払い調書提出義務化について	平成16年度税制改正要綱にある「平成18年4月からの短期社債等の譲渡及び償還等に係る支払調書の提出義務化」を見送ること。	発行体(リース会社等)、金融機関、振替機関のいずれか又は全ては、対応のための事務体制整備、システム投資等の負担が新たに発生する懸念がある。	・短期社債は手形CPを電子化したもので、流動性が高まることが期待されているが、本件が導入されるとディーラーである金融機関の負担が多くなる可能性が高く、流動性が低下することが懸念される。・流動性の低下は発行残高の減少や機動的な発行の妨げともなり、CPを主要な調達手段とする会社の影響は大きい。	平成16年度税制改正の要綱(平成16年1月16日)	財務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5086	50860025		社団法人リース事業協会	25	自社リース物件に係る動産総合保険の取扱の容認	銀行持株会社の子会社が営むことができる保険業務は、銀行法施行規則第17条の3第2項第3号の4に列挙されている保険契約の締結の代理又は媒介に限定されているが、取扱可能な保険契約に、自社リース物件に係る動産総合保険を追加する。	自社リース物件に係る動産総合保険の代理店業務の開始	銀行に対する保険業務の規制は、融資の見返りや顧客に対する優越的地位の濫用等への懸念が要因となっている。これに対し、リース会社における動産総合保険は、リース会社が自社リース物件に付保するものであり、また、銀行系以外のリース会社では通常の業務として取扱っているにも拘らず、問題となる事態は発生していないことから、そのような懸念はないものと思われる。加えて、本取扱を容認することで、取引先へのリースに係る、新たな保険を使ったサービス内容の充実が図られ、取引先の利便が向上する。	銀行法施行規則第17条の3第2項第3号の4	金融庁	
5086	50860026		社団法人リース事業協会	26	従属業務を営む子会社の銀行からの収入条項の廃止	銀行持株会社又はその子会社等の従属業務を営む会社は、各事業年度においてその営む各々の従属業務につき、当該銀行持株会社の子銀行からの収入があることが定められているが、銀行からの収入の条項を廃止し、業務の自由度を高めるもの。	銀行持株会社の子会社の事務受託業務、福利厚生業務(本体の業務を子会社にアウトソーシングすることにより、業務の効率化が図れる。又、同種業務を他社から受託することにより事業拡大が見込まれ、雇用拡大等に寄与する。)	銀行持株会社の子会社(甲)は、銀行法で認められた銀行業以外の業務(リース業務等)を営んでいる。甲にとっても、従属業務を営む会社(乙)を活用した業務の効率化が求められている。その従属業務は、銀行法上、甲にとっても認められた業務であり、乙はその一部を分担することにも拘らず、甲にとっての兄弟会社である当該銀行持株会社の子銀行からの収入を必要とすることができず、業務の効率化及び適正な人員配置が図れない。	平成14年3月29日金融庁告示第34号第6条 銀行法第16条の2第7項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5086	50860027		社団法人リース事業協会	27	銀行法第10条第2項に規定される「その他の付随業務」の取扱範囲の拡大	「その他の付随業務」として列挙されている、コンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、M&Aに関する業務、事務委託業務については、銀行持株会社の子会社においても、その取扱が容認されている。しかし、その業務を取扱う際、その対象は銀行の取引先企業と限定されている。銀行持株会社の子会社が上記業務を営む際は、その対象を当該子会社の取引先企業とする。	ビジネスマッチング業務、事務受託業務（設備投資に係るメーカー・ディーラー等の紹介、他社の事務受託等、業務の拡大に寄与する。）	銀行持株会社の子会社を持つビジネスノウハウ及び経営資源を有効活用することにより、事業の拡大及び人員の適正配置等が可能となり、経営の効率化等が図れる。	銀行法施行規則第17条の3第2項第3号	金融庁	
5086	50860028		社団法人リース事業協会	28	短期社債の公募発行に関する証券取引法上の開示内容の見直し	証券取引法上の発行登録や情報開示の規定を改正し、企業グループ内の金融子会社が発行する公募CPについて、発行会社の親会社が債務履行に関する保証を行う社債について、連結ベースでの開示により発行が可能となるようにすべきである。	資本市場の拡大・活性化。	短期社債についても、原則として証券取引法上の公募の概念が適用されるが、CPは日々の発行が行われるため、届出書方式で対応することは現実的でなく、発行登録方式で対応せざるを得ない。一方で発行登録制度を利用できるのは、原則として、有価証券報告書提出会社等であるため、現状、継続開示を行っていない格付けの高い会社がCPを事実上公募できない。日々発行されるCPの商品特性、連結ベースでの決算・企業情報開示、更に今後の金融業務の本体からの金融専門子会社への移行の流れを鑑みると、企業グループ内の金融子会社による公募を可能とするよう措置が講じられるべきである。本年6月、同要望に対して金融庁から「投資者保護を図るためには、有価証券届出書、有価証券報告書等により有価証券の発行者の財務内容、事業内容等を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与えることが必要である。」との回答が示された。現在、有価証券報告書における連結経営情報の開示内容が拡充されていることから、100%出資の親会社が連結ベースでの決算・企業情報を開示する場合は、当該発行会社が個別の情報（個別企業の財務情報のほか、資力、返済能力、デフォルトの可能性等を含む。）を開示することは義務付けないことに弊害はないと思われる。	証取法23条の3、社債等の振替に関する法律2条	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5086	50860029		社団法人リース事業協会	29	社振法における「短期社債」の要件見直し	社振法第66条1項イにおいて「契約により社債の総額が引受けられるものであること」が短期社債の要件のひとつとして挙げられている。本要件の削除および短期社債における「社債申込証」の取得不要措置を要望する。	ダイレクトCPの公募発行の普及および発行手続の簡素化	社債発行の際、商法により社債申込証の作成が必要とされているが、商法302条において「契約により社債/総額引受/クモ場合ニハ必ず適用せず」と規定されている。短期社債の機動的な発行を担保するため(申込証の作成を不要とするため)、立法の過程で「(商法における)総額引受」を短期社債の要件としたものと考えらるが、実務において円滑な発行を妨げる要因となり得るため当該要件の削除を希望するものである。発行登録制度において、証取法第23条の8第2項は、「短期社債の募集」の場合には、一定の条件を満たせば通常必要とされる「追補書類」の提出が必要とされている。一方社振法において短期社債は「総額引受」が要件とされているが、ダイレクトCPを発行体自らが募集(公募)を行うおとす場合には「総額引受」に該当しない場合も起こり得る。社振法及び証取法の関連法令が予定している「短期社債の募集」の発行形態は、発行体が引受人であるディーラー・投資者毎に短期社債の発行条件を交渉することとし、両者が合意する都度投資者による短期社債の引受があり、かつ発行体による短期社債の発行があるという形態と考えられているため、発行実務においても、ディーラー・投資者毎に別個の総額引受契約を取り交わす煩雑さが発生している。とりわけダイレクトCPの公募発行においては、一般債の公募における引受人(アンダーライター)が存在しないため、「発行総額」を確定させようとして投資者の募集を行うことは事実上不可能である(ディーラーが一旦総額を引受ける公募発行においてはこの問題は生じない)。一方、「総額」が確定しないことによる弊害は、予定していた調達額に募集金額が満たないケースが想定されるが、それは発行体のリスクであり、発行体はそのリスクを承知で募集を行うのであれば特段問題はないものと思われる。一律の条件で投資者への勧誘を行わず、個別投資者毎に条件を設定して発行(引受)を行うという行為は非効率的であり、公募発行の利点を生かせない。この点は大きな弊害であり早急に改善が必要な点と考える。発行したCPが「総額引受」でないという理由で社振法上の「短期社債」と見なされなくなると、普通社債同様社債原簿の作成や社債管理会社の設置が必要となり、実務上発行は不可能となる。短期社債の発行の機動性を担保(短期社債の適格要件を充足)するため、社振法において短期社債適用要件(短期社債の総額引受要件の削除並びに社債申込証の取得不要措置)の見直しを要望するものである。本年6月、同要望に	社債等の振替に関する法律、商法、証券取引法	金融庁	
5086	50860030		社団法人リース事業協会	30	登記情報の電子化促進	商業登記・不動産登記の電子化の拡大を要望するもの。		閲覧可能範囲の拡大による時間的節約が図れる。	商業登記法、不動産登記法	法務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5086	50860031		社団法人リース事業協会	31	サービサー法に関する改正要望	特定金銭債権に「売掛金」を含めること。平成13年9月1日施行改正法により、貸金業者の有する貸付債権、法的倒産手続中の者が有する金銭債権も扱えるようになったが、現存する債権で最も金額が多い通常の売掛金がまだ認められていない。	特定金銭債権の範囲が拡大されることにより、依頼者(顧客)満足度が向上する。	特定の企業グループ各社、取引先等が有する売掛金(商品、資材等の売買代金等)の請求、集金代行(口座振替)業務を各社から受託しているが、上記債権が扱えないため、業務拡大を行うことができない。	債権管理回収業に関する特別措置法	法務省	
5086	50860032		社団法人リース事業協会	32	債権譲渡登記制度の拡充	①出頭による申請窓口を各出張所に広げること。②オンライン申請のシステム拡充、手続の簡素化を図ること。	・債権流動化市場の発展に寄与する。	「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画」(2004年3月19日)においては、「オンライン申請について、債権個数の上限は廃止し、情報量による制限のみとする」とされている。しかし、情報量による制限が維持される限り、オンライン申請の利便性が改善するとは言いがたい。債権個数の上限を撤廃するだけでなく、情報量による上限を大幅に引上げるべきである。併せて、申請窓口の拡充も行うべきである。また、本年6月に提出した同要望に対する、規制改革・民間開放推進室からの再検討要請に対し、「引き続き検討することとなる」と回答しているが、速やかに検討を行うこと。	債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例に関する法律	法務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5086	50860033		社団法人リース事業協会	33	信託受益権の有価証券化	信託受益権を有価証券指定し、流通性を付与する。	・信託受益権の公募発行が可能となる。 ・特定目的会社が不要となるため、調達コストの削減効果がある。	流動化商品は広く投資家に浸透してきており、ABSと比較してもその商品性にほとんど差はないものと考えられる。一方、投資家側にとっても運用難の状況が続いており、流動化商品は投資対象としてのニーズは高いものの、社内規程あるいはB/S上の開示の問題から、受益権には投資できないという投資家も存在する。	信託法、証券取引法第2条	法務省、金融庁	
5086	50860034		社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一的就済かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		本年6月に同要望を提出したが、各省庁の対応が異なり、統一的な対応が求められる。		各省庁、地方自治体	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5086	50860035		社団法人リース事業協会	35	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録~国、車庫証明・納税~地方、自賠責保険確認~国)等の電子化は、新車の新規登録については平成17年12月から稼働とされ、その他の手続は平成20年を目途に段階的に進めるとされているが、早急に検討・具体化していくこと。なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たっての検討等を行うこと。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いている。また、リース会社の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要があると考えられる。電子化の検討に際しては、利用者の意見を充分に反映させることによって、電子化による混乱等が生じないよう配慮する必要がある。	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例等	国土交通省、財務省、総務省、警察庁 地方自治体	
5086	50860036		社団法人リース事業協会	36	変更登録及び移転登録に係る特例措置の創設について	・大量の車両を所有する者が変更登録・移転登録を行うことを前提として、「所有者に係る自動車検査証の記載事項に変更事由(所有者の合併、名称・住所変更等)が生じた場合、特段の理由がある限りにおいては、特例として大量一括処理を効率的に行えるための申請手続きについて認める。」等の措置を講じること。	・厳しい経済環境に 대응するための企業の組織再編等が容易となる。 ・リース会社の申請及び自動車検査証を収集するための過重な事務負担と経済的負担等が緩和される。	・リース車両数は急速に拡大※1しているが、道路運送車両法における登録関係諸手続き等はリース会社のような大量の車両を所有する者※2を想定した手続きが講じられていない。 ・厳しい経済環境の中、リース会社においても企業の組織再編等が増加※3、また、経費削減等の観点から本社移転が行われている。 ・これら経済環境の変化が著しいなか、大量の車両を所有するリース会社に合併、名称・住所変更等の変更登録・移転登録の事由及び自動車検査証の記載事項の変更事由が生じた場合、変更登録・移転登録の申請及び自動車検査証を収集するための過重な事務負担と経済的負担等がかかる。 ・自動車の登録制度について高く評価するため、リース会社のような大量の車両を所有する者に変更事由が生じた場合、特段の理由がある限りにおいては、特例として大量一括処理を効率的に行えるための申請手続きについて認める等の措置を講じること。 ※1 リース車両数(国土交通省調査) 1966年 1,489台 1980年 18万台 1990年 119万台 2003年 267万台※2 リース車両を1万台以上保有する会社数とシェア(日本自動車リース協会連合会調査) 1992年 37社・71.3% 2003年 41社・82.7%※3 社団法人リース事業協会の会員数 1998年度末 370社 2003年度末 294社 減少(退会)の要因は合併・営業譲渡等	道路運送車両法第12条、第13条、第66条、第67条	国土交通省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5086	50860037		社団法人リース事業協会	37	自動車登録情報の電子的開示について	自動車登録情報について、所有者に限定して、電子的に開示すること。また、6月に同要望を行った際の回答として、「16年度中を目途に検討結果をとりまとめる」とされているが、電子的開示を行う方向で検討されることが望まれる。	リース会社が自動車登録情報を活用することにより、自動車に係る環境対策・安全対策等の公益の増進に資する。	「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画」(平成16年3月19日閣議決定)において、利便性の向上、個人情報の保護の観点からその方法、範囲について検討し、結論を得る(平成17年度中)とされている。個人情報の保護の観点については、所有者自身が電子的な情報開示を望んでいること、使用者については、例えば、リース契約と同時にユーザー＝使用者本人の同意を得ることができるなど懸念は極めて少ないと考えられる。また、本件が「自動車ワンストップサービスシステム」の機能の一つとして盛り込まれることにより、「自動車ワンストップサービスシステム」の利便性がさらに向上すると思われる。	道路運送車両法第22条	国土交通省	
5086	50860038		社団法人リース事業協会	38	改正薬事法について	改正薬事法では販売業者及び賃貸業者に「管理者」の設置を義務付けているが、一定の取引については管理者の設置要件を緩和等すること。		医療機器を直接扱わない事業者においては、例えば、設置の免除、他の営業所との兼務を認めるなどの措置を要望する。	薬事法	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5086	50860039		社団法人リース事業協会	39	放射線障害防止法について	放射線発生装置をリースする場合、リース会社に使用の許可が求められているが、当該規制を撤廃すること。	高額な医療機器(放射線発生装置)等についてリースによる円滑な導入が可能となる。	平成15年10月10日「放射線障害防止法に係る規制改革要望について」に対する回答において、一定レベル以上の放射線発生装置を賃貸する場合は、リース会社は使用の許可を取得することが求められているが、本来、放射線発生装置の販売及び賃貸に規制はないため、当該規制を撤廃すること。	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、平成15年10月10日「放射線障害防止法に係る規制改革要望について」に対する回答	文部科学省	
5086	50860040		社団法人リース事業協会	40	古物営業法の許可申請及び変更届出の簡素化について	古物営業法の許可及び変更届出については、営業所所在地の都道府県公安委員会宛に行くとされているが、①本店所在地を所管する公安委員会の許可を得られれば、他の都道府県に所在する営業所においても古物営業が行えるようにすること、②営業所などの人事異動に伴って変更届を行う際、各々の公安委員会で手続きを行うが、本店所在地の公安委員会で一括して届出を行えるようにすること。		①各都道府県公安委員会の許可を得ることで、変更届等は各々の公安委員会に行うことになり煩雑である、②代表者・役員の変更については、一の公安委員会への届け出ることとされているが、営業所の管理者についても同様の取扱いとすることが望まれる。	古物営業法第3条、第7条	警察庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5086	50860041		社団法人リース事業協会	41	指定業者登録様式の統一化	地方自治体等への指名業者登録に関し、様式の統一性が無く、登録を行う際、その都度、登録を行う自治体等から所定の申込書を購入しなければならない。業務効率化を図るために登録様式を統一化すること。		各地方自治体の様式はそれぞれ異なっているが、記載内容に大きな差異がない。様式統一化により、登録に係る事務効率化が図れる。		総務省、地方自治体	
5086	50860042		社団法人リース事業協会	42	労働者派遣期間規制の撤廃	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2の規定を撤廃し、派遣期間制限を完全に無くすことを要望する。仮に同規定の撤廃について措置が難しい合理的な理由があるとすれば、少なくとも雇用対策臨時特例法による中高年労働者に対する制限期間の延長措置を恒久化することを要望する。	雇用流動化時代を迎え、失業率が高止まりするなか、労働力需給調整システムの一翼を担い、労働力の再配置、失業なき労働移動に寄与する産業であるべき人材派遣業において、多様化する雇用形態・職種、柔軟な作業場・労働時間を実現する多様なワークスタイルに 대응していくことが使命であり、業界発展へのキーである。雇用機会拡大の実現を確かなものにしていくには上記規制の緩和・撤廃を求める。	現行は、指定された26業務以外の自由化業務に派遣期間に制限が設けられている。また、45歳以上の中高年労働者については業務内容に関わらず、3年までの派遣ができるが、平成17年までの時限措置になっている。派遣の業務ニーズは特に中高年において多様化しており、26業務に当てはまらない職種も多く、制限が人材活用の足かせとなっている。さらに、派遣期間経過後に派遣先には派遣者の直接雇用の努力義務が課せられている。直接雇用をすることがか否かは当事者間で決定されるべきであり、現行の義務規定は優秀な派遣社員を失う派遣会社の立場を全く考慮していないと思われる。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5086	50860043		社団法人リース事業協会	43	派遣社員の事前面接の自由化	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第26条第7項を廃止し、事前面接を紹介予定派遣以外でも可能にすることを要望する。	雇用流動化時代を迎え、失業率が高止まりするなか、労働力需給調整システムの一翼を担い、労働力の再配置、失業なき労働移動に寄与する産業であるべき人材派遣業において、多様化する雇用形態・職種、柔軟な作業場・労働時間を実現する多様なワークスタイルに応えていくことが使命であり、業界発展へのキーである。雇用機会拡大の実現を確かなものにしていくには上記規制の緩和・撤廃を求める。	派遣登録者、派遣先がともに就業前の事前面接を希望するケースが大半である。本年6月に提出した同要望に対して、厚生労働省から「労働政策審議会における建議(平成14年12月26日)及び「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)を踏まえ、まずは、平成16年3月に施行された新制度の実施状況等を把握する必要があると考えている。このため、当該実施状況等を勘案しつつ、平成17年度中に検討を開始することとしているが、現時点でその結論を得る時期等を明確化することは困難である。」との回答が示された。検討を踏まえて早急に措置がされることを期待する。	労働者派遣法第26条第7項、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(平成11年労働省告示第137号)、派遣先が講ずべき措置に関する指針(平成11年労働省告示第138号)	厚生労働省	
5087	50870001		有限会社 永愛ヒューマンリソース	1	一般労働者派遣事業の許可要件の緩和・特例措置	労働者派遣業の許可要件のうち、一般労働者派遣業の財産的基礎に関する以下の規制緩和、特例措置を要望。 1) 基礎的財産の金額的許可要件を撤廃 2) 上記の代替要件として、事業の成長性、事業主の評価などを追加	財産的基礎ができあがった企業だけでなく、財産的基礎は現状低いが今後作りうる企業に対しても、一般労働者派遣業の認可を行う。これにより、新規参入事業者を広げ、また、その事業者の財産的基礎を作る間接的な助成とする。このことで、現状問題となっているニートなどの未活性労働力の掘り起こし、活性化を図る。	当資料の次項「根拠法令等」に示すように、現状、一般労働者派遣を事業として行うためには、10社に対して派遣する場合1億円以上の財産的基礎が必要となる。このため、財産的基礎の低い事業者は、特定労働者派遣業の認可しか取得できず、自社の正社員のみしか派遣の対象者として扱えない。派遣先から要望があるたび正社員を無期限で雇用する必要があり、人件費が収益を圧迫する要因となっている。(一般労働者派遣事業は登録制によって、派遣者を費用なく確保できる。)	労働者派遣法第7条第1項第4号(財産的基礎に関する判断) 現状の労働者派遣法では、第7条第1項第4号に示されるように、「資産の総額から負債の総額を控除した額が1千万円に当該事業者が一般労働者派遣事業を行う事業所の数を乗じた額以上であること」及び「事業資金として自己名義の現金・預貯金額が8百万円に当該事業者が一般労働者派遣事業を行う事業所の数を乗じた額以上であること」とされている。	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5087	50870002		有限会社 永愛ヒューマンリソース	2	有料職業紹介事業を行う事業所の認定に関する緩和または特例措置	有料職業紹介事業の許可要件のうち、財産的基礎に関する以下の規制緩和、特例措置を要望。 1) 基礎的財産の金額的許可要件を撤廃 2) 上記の代替要件として、事業の成長性、事業主の評価などを追加	現在、厚生労働省(各地方労働局管轄の職業安定所・職業訓練校など)が行っている職業紹介、職業訓練事業を民間が主体または請負で実施する。特に現状できていない、①ニートなどの浮動・未活性労働力掘り起こしのための調査・対象者の教育②既職業紹介者の追跡調査(離職率など)③企業へのワークシェアリング、トライアル雇用、インターンシップなどの最適な運営方法に関するアドバイス・提案など④求職者の適性診断・カウンセリング⑤求職者のモチベーションアップ、などの実施。	現状では、雇用確保・労働力確保のバランスがとれておらず、次のような問題があると思われる。 ①今後おとずれの団塊世代定年後及び少子化による労働力不足対策②企業の人的リストラ後の技術力低下対策④ニートなど浮動・未活性労働力の掘り起こし・活性化に関する対策⑤企業の経営に踏み込んだ雇用確保(特に身体障害者・若年者・高齢者など)に関する知的・経験的助成(ワークシェアリング、トライアル雇用、インターンシップなどの最適な運営方法に関するアドバイス・提案など)	職業安定法第31条第1項第1号(次のいずれにも該当し、有料職業紹介事業を的確、安定的に遂行するに足りる財産的基礎を有すること。(1)資産(繰延資産及び営業権を除く。)の総額から負債の総額を控除した額(以下「基準資産額」という。))が500万円に申請者が有料紹介事業を行おうとする事業所の数に乗じて得た額以上であること。(2)事業資金として自己名義の現金・預貯金の額が150万円に申請者が有料職業紹介事業を行おうとする事業所の数から1を減じた数に60万円を乗じた額を加えて得た額以上となること。)	厚生労働省	
5088	50880001		イーレックス株式会社	1	廃止された事業のために行われた環境影響評価の新規事業者への引き継ぎ	廃止された事業のために行われた環境影響評価を新規事業者へ引き継ぐことを可能とする。	—	環境影響評価は引き継ぐことが可能である。同様に廃止された事業のための環境影響評価を引き継ぐことが可能であれば、新規事業者が事業を行う場合、より効率的な環境影響評価が行えるため。	環境影響評価法/発電所の設置又は変更の工事に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令	環境省・経済産業省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5088	50880002		イーレックス株式会社	2	廃止された事業のために行われた環境影響評価の復活	廃止された事業のために行われた環境影響評価を復活させ、そのまま用いて同様な事業を実施する。	廃止された事業のために行われた環境影響評価を用いて、環境影響の程度が小さいことが明らかな発電事業を同じ地区で実施する。	環境影響の程度は明らかに小さく、新たな環境影響評価は不要と考えられるため。	環境影響評価法30条等	環境省・経済産業省	
5088	50880003		イーレックス株式会社	3	同一地区の環境影響評価データを利用した環境影響評価の手順の短縮化	同一地区で過去に実施された環境影響評価データを利用し、環境影響評価の手順を短縮する。	廃止された事業のために行われた環境影響評価データを利用して、環境影響の程度が小さいことが明らかな発電事業の環境影響評価の手順を短縮する。	環境影響の程度は明らかに小さく、データの利用は問題ないと判断できるため。	環境影響評価法/発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令	環境省・経済産業省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5089	50890001		社団法人 日本化学工業協会	1	危険物取扱者免状所有者の法定保安講習周期延長	保安監督者等の現行3年毎の保安講習を5年に変更		高圧ガス保安法での高圧ガス保安係員講習は3年毎から5年毎に変更されているが、大きな問題は発生していない。危険物についても同様に周期延長してほしい。	消防法	総務省	
5089	50890002		社団法人 日本化学工業協会	2	廃棄物焼却炉からのダイオキシン類等排出実績報告の一本化	廃棄物焼却炉について廃棄物処理法とダイオキシン法と二本立てとなっている報告を一本化してほしい。		ダイオキシン法施行に伴い、廃棄物処理法の改正と重複する部分が多い。廃棄物焼却炉からのダイオキシン類などの排出実績報告は同じデータを様式をかえて数種類の報告を行っている。提出する事業者も受け取る行政担当者も時間と手間を要しており、一本化すれば効率があがる。	廃棄物処理法、ダイオキシン法	厚生労働省、環境省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5089	50890003		社団法人 日本化学工業協会	3	電気事業法溶接安全管理審査の合理化	電気事業法施行規則79条にて溶接安全管理審査の対象となる容器・管を定めているが、この対象範囲を見直し(縮小)してほしい		溶接安全管理の対象となる容器・管の基準は30年以上前からほとんど変更されていない。しかし、その間での溶接技術の進歩は目覚しく信頼性も大幅に向上しているため緩和しても保安上支障のない状況となっている。 現行、蒸気や熱水(100℃以上)の場合、口径150mm以上の配管では圧力980kPa(10kg/cm ²)以上が溶接安全管理審査の対象であるが、口径300mm以上、5880kPa(60kg/cm ²)以上に緩和してほしい。	電気事業法	経済産業省	
5089	50890004		社団法人 日本化学工業協会	4	化学物質の名称に必ずCAS番号を併記する。	法律に規制されているリスト等に掲載されている化学物質の名称に必ずCAS番号を併記すること。 対象の法律は化学物質名称を記載されている全ての法律である。	CAS番号併記により、化学物質の調査と検索が容易になり、調査時間の短縮とともに間違いが少なくなる。 社内で化学物質一覧表等を作成し管理する場合、CAS番号を付与することで管理がし易く、間違いが少なくなる。	化学物質の名称表記は数文字の短い物質を除き1通りではなく幾つもある場合が多い。現在は化学物質名称だけで照合しており、化学物質の同等等の調査に長時間を要する上に間違いも発生している。 他社も同じで、CAS番号併記ではないため調査・検索に苦勞している。 IT時代にCAS番号での検索は必須である。	化学物質の名称が記載されている法律全部に記載されている化学物質名称： 化審法 安衛法 毒劇法 消防法 PRTR法 廃掃法 化学兵器法 海洋汚染防止法 航空法 船舶安全法 港則法 モンリオール議定書 POPs バーゼル条約	経済産業省 厚生労働省 環境省 総務省 国土交通省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5089	50890005		社団法人 日本化学工業協会	5	ソーダ工業における電力の石油石炭税 免税制度の創設	食塩の電気分解によって各種ソーダ製品、塩素製品を製造するソーダ工業において、原料として使用する食塩電解用電力への課税の免除。		①ソーダ工業では、電力によって食塩(塩化ナトリウム)をソーダ(ナトリウム)と塩素に分ける製法(食塩電解法)が採られ、電力は水、食塩とともに代替不可能な原料のひとつである。原料である電力は製造コストの半分を占める。②ソーダ工業は、さまざまな工業製品の製造に用いられる基礎化学品、中間原料として利用される苛性ソーダをはじめ飲料水、医薬品、生活用品で幅広く活躍する塩素製品を供給している。コスト上昇に基づく価格上昇の社会的インパクトは小さくない。③東アジアにおいて益々の厳しい国際競争にさらされている。国際競争力の維持、強化から、世界と同等の条件で競争できる場の整備・確保が急務である。鉄鋼におけるコークス、セメント製造における石炭並みの免税措置を希望する。	・石油石炭税(特に、租税特別措置法第90条に関連)	経済産業省	
5089	50890006		社団法人 日本化学工業協会	6	エネルギー管理の一元化	省エネ法に基づき、エネルギー指定工場では、定期報告書を各地産業局に提出して管理を受けている。一方、環境省の指導下各地方自治体は、地域推進計画を作り、地域事業者温室効果ガスの排出量の実績を求めることを開始した。このエネルギー管理と温室効果ガス管理は、事実上同一である、管理の一元化を求める。		事実上同じ内容のものを産業局と各自治体に提出する必要があり、煩雑である。	省エネ法第11条、地球温暖化対策推進法第20条	経済産業省、環境省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5089	50890007		社団法人 日本化学工業協会	7	汚染賦課金の過去分の見直し	汚染賦課金制度は導入から30年、'87年の改訂からも17年が経過している。欧米の事例、大気汚染に係る環境保健サーベランス等の考え方も入れ、見直すことを提案する。		汚染賦課金の過去分については制度の主旨から見直しの時期にきていると考える。	公害健康被害の補償等に関する法律	環境省	
5089	50890008		社団法人 日本化学工業協会	8	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」欠格要件該当の場合の許可取消しに関する規定の見直し	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反した訳でなくても、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の環境関係法令違反により罰金刑を受けた場合は、5年間「欠格要件」に該当し、都道府県知事は、産業廃棄物処理施設、処理業について「許可を取り消さなければならない」ほか、その間は施設新規設置許可、変更許可、業の更新許可等同法に係る全ての許可を受けられないこととなっている。この規制を次のいずれかの形で緩和することを要望する。</p> <p>①環境関係法令違反を欠格要件から除外 ②環境関係法令違反により許可を取り消すケースを、故意の場合等著しく悪質なケースに限定 ③自己処理のための産業廃棄物処理施設については取消しの対象から除外</p>		<p>事業活動に伴って生じる排水等の廃棄物は、極力事業所内で処理・減量した後に敷地外に排出している。</p> <p>事業所敷地内の各製造プラントから廃棄物処理施設までは配管等で接続され、一連の流れになっているので、廃棄物処理施設が使用できなくなった場合には川上の製造プラントまで停止を余儀なくされる。</p> <p>過失や事故により環境法令違反を引き起こし罰金等の刑罰を受けるに至った場合に、廃棄物処理施設の許可が取り消され、事業所内の廃棄物の自己処理ができなくなり、その結果として、事業活動自体の継続ができなくなることは非常に不合理であり、何らかの法律上・制度上の手当てをお願いしたい。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6</p>	環境省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5090	50900001		1) 三井物産株式会社 2) ヒューマンホールディングス株式会社 3) 株式会社東京リーガルマインド 4) 株式会社メディカルアソシア	1	フィリピンにおける看護師養成所卒業者乃至看護実務経験者への我が国の看護師・介護福祉士国家試験の受験資格付与	①フィリピンにおいて指定の看護師養成所を卒業した者乃至一定期間看護実務を経験した者につき、厚生労働大臣が、保健師助産師看護師法21条第4項に基づき、看護師国家試験の受験資格を認めること。②上記の者及びフィリピンにおいて指定の介護士養成所を卒業した者乃至一定期間介護実務を経験した者が、我が国の介護福祉士試験の受験資格も認められるよう、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第21条に「四 外国において看護師免許、又は介護士資格に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの」を付加すること	海外における看護師・介護福祉士・訪問介護員養成及び受入れ事業	少子高齢化の進展に伴い看護・介護労働力の不足が見込まれるなか、東南アジア等諸国から看護・介護の専門的知識・技術を持った人材を安定的に受け入れていくシステムの構築が望まれる。そのためには、我国の看護師・介護福祉士の資格を海外でも取得することを可能とし、右資格を取得した外国人に在留資格を付与していくことが望ましい。しかし、現行の看護師国家試験及び介護福祉士国家試験は、我が国の養成施設の卒業や我が国における長期の実務経験を受験資格とし、事実上外国人の受験を不可能にしている。そこで、これらの国家試験の受験資格を、海外における同等の免許を有する者にも幅広く付与し、日本語によるコミュニケーション能力を前提として、外国人の我が国における看護師・介護福祉士資格の取得を可能化していくことを提案する。	保健師助産師看護師法21条第4項、社会福祉士及び介護福祉士法第40条2項2号、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第21条	厚生労働省	
5090	50900002		1) 三井物産株式会社 2) ヒューマンホールディングス株式会社 3) 株式会社東京リーガルマインド 4) 株式会社メディカルアソシア	2	海外における訪問介護員養成制度の整備	介護保険法施行令第3条を改正し、海外において訪問介護員養成研修を実施する予定の事業者についても、訪問介護員養成研修事業者の指定を受けることができるようにすること。	海外における看護師・介護福祉士・訪問介護員養成及び受入れ事業	少子高齢化の進展に伴い介護労働力の不足が見込まれるなか、東南アジア等諸国から介護の専門的知識・技術を持った人材を安定的に受け入れていくシステムの構築が望まれる。そのためには、我国の訪問介護員の資格を海外でも取得することを可能とし、右資格を取得した外国人に在留資格を付与していくことが望ましい。しかし、現行の訪問介護員養成制度は、都道府県単位で研修事業者の指定を行う仕組みになっているため、海外で研修を実施することを予定している事業者は、事実上いずれの都道府県でも指定を受けられない状況となっている。そこで、介護保険法施行令第3条を改正し、海外において研修の実施を予定している事業者についても、訪問介護員養成研修事業者の指定を受けることが可能となるよう、制度を再構築することを提案する。	介護保険法第7条6項、介護保険法施行令第3条	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5090	50900003		1) 三井物産株式会社 2) ヒューマンホールディングス株式会社 3) 株式会社東京リーガルマインド 4) 株式会社メディカルアソシア	3	我が国の看護師・介護福祉士・訪問介護員の資格を有する者に対する在留資格の付与	①出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の「医療」活動に、「介護士、訪問介護員としての業務」を含め、且つ②我が国の看護師・訪問介護員の資格を取得した者については、「研修目的で最大4年」という在留制限を撤廃するよう、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」を改正すること。	海外における看護師・介護福祉士・訪問介護員養成及び受入れ事業	来るべき高齢化社会において、充分な看護・介護人材を確保していくためには海外からの人材の受入れが不可欠である。しかし、介護分野については、現在の入国管理制度では該当する在留資格がなく、介護を目的とする入国・就労は認められていない。また、看護師についても、日本の看護学校を出て看護師資格を得る必要があるうえ、在留資格は研修目的で最大4年しか認められていない。そこで、①出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の「医療」活動に、「介護士、訪問介護員としての業務」を含めるとともに、②我が国の看護師・介護福祉士・訪問介護員の資格を取得した者については、日本語によるコミュニケーション能力を前提として、「研修目的で4年以内」という現在の在留制限を設けない形で、在留資格が認められるよう、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」を改正することを提案する。	入国管理法別表第1の2、同法第7条第1項第2号の基準を定める省令	法務省	
5090	50900004		1) 三井物産株式会社 2) ヒューマンホールディングス株式会社 3) 株式会社東京リーガルマインド 4) 株式会社メディカルアソシア	4	医療関係業務の労働者派遣の容認	現行法令上、「何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない」(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第4条)として、「三・・・その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣により派遣労働者に従事させることが適当でない」と認められる業務・・・」で、「保健師助産師看護師法・・・に規定する業務」(同法施行令第2条)とある。これについて、医療の提供に際し支障が生じない範囲において、この制限の適用を除外し、通常の労働者派遣を可能とする。	海外における看護師・介護福祉士・訪問介護員養成及び受入れ事業	高齢化に伴い介護や医療への需要は増大しつつある一方、少子化に伴い労働人口は減少しつつあり、殊に介護・看護分野についてはその労働力の不足が顕著なものとすることが予想される。現状、看護業務の労働者派遣については6ヶ月間の紹介予定派遣のみが認められているところ(平成11年労働省告示第137号、138号)であるが、今後の医療分野における人材不足を見据えると、紹介予定派遣のみでは臨時的・一時的な労働力需給のニーズに適切に対応することはできないと考える。国内の看護師においては、例えば、結婚等の理由で退職した人が、再び看護業務への従事を希望しても、技術に優れ知識や経験が豊富であるにもかかわらず、就労時間等の理由により、再就労できずにいるケースが多く存在する。このような問題を解決するためには、雇用形態をこれまで以上に多様化、労働力の効率的活用を図ることが必須である。病院等においても、派遣スタッフの活用により、臨時的・一時的な労働力需給のニーズに適切に対応することができるほか、人材研修や労務等の事務等を外部委託することによりコストダウンの効果も期待することができる。海外からの看護師の受入という面では、スタッフの住居の手配やその他厚生面の管理は人材派遣会社が得意とするところであり、効率的な管理が期待できる。また、責任の所在や派遣労働者のコミュニケーション能力等について派遣先の医療機関と合意し、提携を結んでいけば、チーム医療は可能であり、適切な医療の提供に支障をきたすものではないと考える。	○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第4条第1項第3号 ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第2条 ○派遣元事業者が講ずべき措置に関する指針(平成11年労働省告示第137号)第二 派遣元事業者が講ずべき措置 12 (1) ○派遣先事業者が講ずべき措置に関する指針(平成11年労働省告示第138号)第二 派遣先事業者が講ずべき措置 18 (1)	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5091	50910001		日本テレコム株式会社	1	緊急通報機関への接続にかかるシステム・対応の統一化	緊急通報機関(特に消防機関)について、①電気通信事業者からの要望受付窓口の全国化、②緊急通報システムの統一化、③電気通信事業者から要請があった場合の接続義務化、④接続にかかる費用負担方法の統一化を要望します。	N T T東西の交換機を利用しない直収電話サービスの提供を準備中(本年12月よりサービス開始予定)	O A B～J番号を利用した電話サービスを提供するにあたっては、緊急通報機関への接続が法令上の義務となっている。このため、サービス提供事業者は緊急通報機関との接続が必要となるが、下記の状況により準備に多大な労力・費用を要する。このため、緊急通報機関への接続が円滑に行われず、新規参入事業者にとって参入障壁の一つとなっている。 具体的事例：①全国の消防本部と個別に協議及び契約を行う必要がある、②各消防本部により利用するシステムが異なり、複数の方式に対応する必要がある、③消防本部によっては、N T T東西以外の事業者からの接続に消極的である、④接続に関する費用負担について消防本部により考え方が異なる。	消防法第24条 電気通信番号規則 別表第二(指定要件)第5欄	総務省 消防庁	
5092	50920001		オリックス株式会社	1	労働者派遣期間規制の撤廃	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2の規定を撤廃し、派遣期間制限を完全に無くすことを要望する。仮に同規定の撤廃について措置が難しい合理的な理由があるとすれば、少なくとも雇用対策臨時特例法による中高年労働者に対する制限期間の延長措置を恒久化することを要望する。	雇用流動化時代を迎え、失業率が高止まりするなか、労働力需給調整システムの一翼を担い、労働力の再配置、失業なき労働移動に寄与する産業であるべき人材派遣業において、多様化する雇用形態・職種、柔軟な作業場・労働時間を実現する多様なワークスタイルに 대응していくことが使命であり、業界発展へのキーである。雇用機会拡大の実現を確かなものにしていくには上記規制の緩和・撤廃を求むる。	現在は、指定された26業務以外の自由化業務に派遣期間に制限が設けられている。また、45歳以上の中高年労働者については業務内容に関わらず、3年までの派遣ができるが、平成17年までの時限措置になっている。派遣の業務ニーズは特に中高年において多様化しており、26業務に当てはまらない職種も多く、制限が人材活用の足かせとなっている。さらに、派遣期間経過後に派遣先には派遣者の直接雇用の努力義務が課せられている。直接雇用をやるかどうかは当事者間で決定されるべきであり、現行の義務規定は優秀な派遣社員を失う派遣会社の立場を全く考慮していないと思われる。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5092	50920004		オリックス株式会社	4	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	<p>出資法1,2条の立法論的妥当性を検討し、過剰規制を廃して、詐欺的金融犯罪の取締制度を改めて整備するべきである。<＊1>【参考】「1999/7金融審議会第一部会中間整理(第一次)」東大・神田教授意見発表資料『いわゆる悪質商品の取扱いをどうすべきかという問題がある。この点については、我が国におけるこれまでの歴史に鑑みると、その対応等の面において典型的に別物として取扱ってきた面もあるので、基本的方向性としては、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取締ることを検討することが望ましい(現在では、いわゆる出資法の一部取締りが可能であるが、出資法のように預り金を一律に禁止するような法律は、その立法論的妥当性につき再検討する必要がある)。』</p>	<p>例えば、匿名組合契約による出資受入などにおいて、出資金の全部または一部について営業者が保証する。・エスクロー事業(二当事者の取引のクロージングにあたり、第三者が資金を預かって管理することにより、取引上の危険を転換して取引を円滑にするもの)<＊2></p>	<p>・1条は、そもそも全面禁止されるべきものではない。出資者の認識と保証者の支払能力の問題であり、不当表示規制や金融商品販売規制として整理されるべきではないか。・金融庁は、「安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の被害を被ることを防止する趣旨」とし、法務省は、「誤解を与える危険性が高く、これを一般的に許容した場合、一般大衆に不測の損害を与える危険が多分にある」とする。しかし、誤信によるものであれば、誤信しないように表示、説明をさせるという規制であるべきであろう。また、誤解を与える危険が多分にあるというも、決して難しい話ではないのであって、おかししい。これを全面的に禁止し、仮に被害が発生していない場合でも3年以下の懲役という重い刑罰の対象となるというのは、果たして制度として妥当であるといえるのであろうか。・一般大衆の被害・損害というものは、実際は騙しによって起こっているのであり、問題の捉え方を誤っている。つまり、禁止・処罰の対象は、金融商品において約束された運用行為等が現実に行われていないことであり、この点に焦点を当てた新たな規制を構築すべきである。・2条は、預り金の概念が曖昧あるいは広すぎる。刑罰があり、罪刑法定主義の観点から妥当性に疑問ある。<＊3>・法務省は、「その意義が明確に規定されており、その概念が不明確であるとは言いがたい」とするが、預金と同様の経済的性質を有するものということの解釈の幅は相当広い。また、「無条件に許容した場合、一般大衆に不測の損害を及ぼす」というのも、1条と同様に騙しによって起こっている問題である。・戒厳令型・前時代的処罰法規は、金融取引その他サービスの発展に目に見えにくい悪影響を及ぼしている。・「金融サービス法」等の金融関連法制と出資法との係わり合い、適用関係等が、経済社会情勢の進展に対応し、その発展に貢献するものとなるよう、引き続き制度整備の努力をしていくことが必要である。</p>	出資法1条、2条	金融庁、法務省、警察庁	<p><＊1>出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な処罰と思われ、これは不当な表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を独禁法の枠組みから分離して整備し、罰則強化、警察管轄とすることは検討できないか。相手方の属性(個人かプロか)の観点も必要と思われる。<＊2>エスクロー事業が出資法2条に抵触するのかが判断とせず、抵触するとの解釈も表明される際の重大な障害となる。<＊3>例えば、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。</p>
5092	50920005		オリックス株式会社	5	貸金業規制法の抜本的見直し	<p>昨年8月改正の貸金業法附則第12条第1項に規定された施行後3年を目途とする貸金業制度のあり方の見直しについて、早急に検討のための審議の場を設定することを要望する。</p>		<p>昨年8月改正の貸金業法附則第12条第1項に規定された施行後3年を目途とする貸金業制度のあり方の見直しについて、早急に検討のための審議の場を設定することを要望する。</p>	貸金業の規制等に関する法律	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5092	50920006		オリックス株式会社	6	貸金業規制法の法定書面の電子化	貸金業規制法17条書面、18条書面の電子受送信を可能とするよう要望する。	貸金業規制法43条のみなし弁済規定の適用を受ける手段が多様化する。	資金需要者に資金借入れに関する簡易性・利便性や秘匿性のニーズが強く、自宅宛の郵便物は無断で送付できないことが多い。顧客が携帯ATMをご利用された場合、別途書面を郵送する必要が生じている。	貸金業規制法	金融庁、経済産業省	
5092	50920007		オリックス株式会社	7	銀行法の代理店規制 / 貸付業務に限定した代理店の貸金業者への解禁	【規制内容】銀行の業務の全部又は一部を代理する者は、金融機関を除く法人にあっては、委任銀行の100%子会社またはその銀行持株会社の子会社でなければならない。【改革要望内容】銀行業務のうち貸付業務に限り、貸金業者(貸金業規制法の登録を受けた者)の代理を認める。	貸金業者が独自の営業店網で接触する顧客に対し、銀行ローンの契約の成約業務を行う。	貸金業者は、貸金業規制法の規制のもと、金銭貸借の媒介を行いうところ*1)、銀行の貸付けについては、媒介は可能としても代理ができない。これからの貸金業者は、いろいろな営業形態の展開が考えられるべきであり、それにより資金需要者のニーズに応え、融資事業の正常化が図られる必要がある。その場合の形態として、貸金業者が貸付金を自己の資産としないで代理業を行い手数料を取得する形態がある。これは銀行にとっても貸付を拡大する手法となるし、不適切な者には委任しなければよいので問題もない。本年6月、同要望に対して金融庁から「代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係等について見直しを行うこととし、16年度中に検討を行い、措置することとする。」と回答が示された。早急な措置を期待する。	銀行法施行規則10条が引用する同9条の3第2項8号	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5092	50920008		オリックス株式会社	8	信託法第58条の見直し・信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設	信託法58条の規定により、受益者が単独の場合においては信託の解除リスクがあるため、証券化のスキーム上問題になることがある。信託法58条の改正を望む。また、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設を望む。	証券化のスキーム上倒産隔離性が高く税制上も優遇性が確保できるビークルとして資産流動化法上の特定目的会社(以下TMK)の制度があるがTMKへの出資金を保有する者としては、いまだにケイマンSPCが使われることが多い。(特定持分信託の制度は、左記の理由からリーガル的には若干のリスクが残ると解されており、複数ものを受益者にする必要があるので使い勝手が悪くなってしまっている。)	上記の通り、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストに代わる仕組みとして、資産流動化法上の特定持分信託や中間法人が利用されることがあるが、使い勝手などの理由からいまだにケイマンSPCが使われるケースが多い。信託法の見直しなどを行うことで証券化の仕組み上、より使い勝手がよく、低コストで国内完結しやすくなる制度の創設を望む。本年6月、同要望に対して金融庁及び法務省から「法務省において、平成17年度中に信託法の全面的な改正について関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っていく予定であり、信託宣言やチャリタブル・トラストの制度の創設の可否についても、その中で検討されるものと承知。」との回答が示された。早急な見直しを期待する。	信託法第1条、同法第58条、資産の流動化に関する法律第31条の2	金融庁、法務省	
5092	50920009		オリックス株式会社	9	信託業法改正の早期成立	信託業務の改正を行い、事業会社の信託業、信託代理店への参入を可能にする。現在、信託業、信託代理店は、金融機関に限られている。	信託業務について、競争が促進されるとともに、顧客への提案等の機会が増え、市場の発展、顧客の利便性の向上に役立つ。	信託業法の改正案が、国会に提出されたが、未だ成立していない。早期に成立され、信託業務の市場の発展、顧客の利便性の向上が実現されることを要望する。	信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則 第7条の2	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5092	50920010		オリックス株式会社	10	全ての金融機関について不動産処分型信託の全面解禁	信託子会社に処分型不動産信託の取扱いを認めることを要望する。	信託業務について、競争が促進されるとともに、顧客への提案等の機会が増え、市場の発展、顧客の利便性の向上に役立つ。	従前に認可を受けた信託銀行には取扱いが認められている業務について、一定の時期以降に認可を受けた信託銀行には認められていないのは合理的な理由がない。本年6月、同要望に対して金融庁から「金融機関に課されている他業制限や金融機関の業務との関連性等を踏まえ検討することとする。」との回答が示された。処分型の不動産信託は、顧客のニーズも高く、規制を緩和することにより、子会社信託銀行の事業機会を増やし、信託の市場が広がることにつながることから、早期に検討が開始され、措置がとられることを期待する。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第2条の2	金融庁	
5092	50920011		オリックス株式会社	11	証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大	現在、適格機関投資家は銀行等の金融機関や一部の事業会社に限定されている。このうち、事業会社については、以前は貸借対照表の「有価証券」及び「投資有価証券」の金額が100億円以上のもので金融庁長官に届出を行ったものとされている(過去は金額制限が500億円以上であったが、金融審議会での議論を踏まえ引き下げられた)。この範囲を、事業法人については保有有価証券の金額制限を更に5億円程度へと引下げ、また個人投資家についても資力に一定の制限(例:1億円以上)をつけた上で、届出を行ったものについては適格機関投資家の資格を付与すべき。	資本市場の活性化	本年6月、同要望に対して金融庁から「証券取引法のディスクロージャー制度は、投資家が投資判断を行うために必要な情報の開示を発行者等に義務づけ、投資家はその情報を元に自己の責任において投資判断を行うための機会を与えることにより、投資家保護を図ろうとするものであり、こうした自己責任原則に基づいた市場を構築することが最大の課題とされている。このため、適切なディスクロージャーを確保することが必要である。こうした観点から、適格機関投資家としての事業会社の範囲の更なる拡大については、金融審議会での検討や米国の現状を踏まえ、平成15年4月1日に適格機関投資家の範囲を拡大したところであり、更なる適格機関投資家の範囲の拡大は措置困難である。また、個人投資者を「適格機関投資家」の範囲に加えることについては、平成14年12月の金融審議会第一部会報告において、「従来の適格機関投資家である金融機関等への対応と個人投資家への対応は大きく異なることなどを考慮し、当分の間は、ベンチャーキャピタル会社等への拡大の実情を評価することとし、現時点において、個人投資家を適格機関投資家の範囲に加えることは時期尚早と考えられる」とされたところである。まず、ベンチャーキャピタル会社等への拡大について、実情を評価することが先決であるが、昨年度から導入されたものであり、今後の実績を考慮し、また、米国の現状を踏まえながら評価する必要があるため、個人投資家について適格機関投資家の範囲に加えることは措置困難。」との回答が示された。しかしながら、わが国資本市場の発展と経済活性化のためには、様々なニーズに対応した金融商品の普及が不可欠である。現行の公募ルールでは新しい商品に対する柔軟性に欠けるため、まずは私募市場の拡大が喫緊の課題と考えられるが、従来の金融機関では積極的なリスクテイクに限界があり、資力とその意志ある投資家を増やすことが市場の厚みに繋がる。届出制をとることで、自己責任原則は徹底でき、また、法人については、事業を通じて様々なリスク判断を行っていることから、私募であっても十分な情報開示がなされなければ投資は行わない。なお、個人については米国でも、資産規模等の制限をつけた上で適格機関投資家の範囲に含めている。投資経験を加味したうえで一定の要件を満たした個人を適格投資家とすることは投資者にとっても投資機会の拡大に繋がる。	証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第4条	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5092	50920012		オリックス株式会社	12	生命保険募集人が使用人に対して行なう保険契約の申込をさせる行為の規制の見直し	法人である生命保険募集人又は保険仲立人が使用人に対して生命保険契約の申込みをさせる行為をすることを可能にすることを要望する。		構成員契約規制については、1997年12月に行政改革委員会が内閣総理大臣に提出した最終意見の中で「①圧力募集の防止措置として過剰規制である。②販売チャネルについて消費者の選択を狭めるものである。③法的根拠が明確でない。したがって、構成員契約規制は妥当ではなく、廃止すべきである」と指摘されていた。本年6月、同要望に対して金融庁から「構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画において『金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。』とされているところであり、検討の方向性及びスケジュール(結論時期)を示すことは困難であるが、前回回答のとおり、引き続き検討を行う。」との回答が示された。早急な見直しを期待する。	保険業法第300条第1項第9号、保険業法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号	金融庁	
5092	50920013		オリックス株式会社	13	生命保険の自己契約及び特定契約に係る規制の明確化	生命保険代理店が行なう、自己または自己と密接な関係を有する法人の保険契約の募集については、その募集が保険料の割引、割戻しを目的としない限りは、代理店手数料の支払が可能であることを明示することを要望する。併せて、「保険料の割引、割戻しを目的とする保険募集」の判断基準を示すことを要望する。		<要旨>1. 代理店の自己・特定契約の取扱い、とりわけ手数料の取扱いについては、生損保間で規制内容に格差が存在する。2. 損害保険では取扱いを全体保険料の50%以下に制限しているもの、手数料の支払いは認められているのに対し、生命保険では一切の手数料支払いが禁止されている。3. 保険業法で規制している損害保険と比べてより厳しい制限を、法令等の根拠がない事務ガイドラインで設けることは問題がある。<内容>損害保険の自己契約に関しては、保険業法第295条で全体保険料の50%を超える取扱いが禁止される一方で、50%以内の範囲内においては手数料の支払いが認められている。また、特定契約についても、事務ガイドライン3-1-2(1)②で同様の規制がなされている。これに対し、生命保険の自己・特定契約に関しては、保険業法に明文の規定がなく、事務ガイドライン2-2(3)②ロで「生命保険会社は法人である生命保険募集人に対し、自己又は当該生命保険募集人と密接な関係を有する法人を保険契約者とする場合には、手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行なうことがないよう指導及び管理等の措置を講じているか。」と記されているのみである。ところで、事務ガイドラインが定められる1998年以前は、生命保険会社の業務運営に関しては蔵銀第500号により規制がなされていたが、自己・特定契約については「法人である生命保険募集人が自己又は当該生命保険募集従事者と密接な関係を有する者として以下に掲げる法人を保険契約者とする保険募集を行った場合は、生命保険会社は当該保険募集に関し、手数料、報酬その他の対価を支払わないものとする。」と規定し、手数料支払いを禁止していた。当該事務ガイドラインを蔵銀第500号と照らし合わせると、表現の差こそあれ、両者の規制内容は実質的に同一であると云わざるを得ず、これにより現在も自己・特定契約に係る手数料支払いは禁止という規制が事実として存在している。以上により、自己・特定契約に係る手数料の取扱いは生損保間で格差があり、生命保険については法令等に拠らないう損害保険より厳しい制限がなされ、一切の手数料支払いが禁止されていることから、適用基準の明確化と規制の緩和を求めてきた。当方の要望に対し、「自己・特定契約の規制は募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないようにとの趣旨から設けられているものであり、こうした	保険業法第295条第1項、第2項、同法第300条第1項第5号、事務ガイドライン2-2(3)②ロ、同3-1-2(1)②、生命保険会社の業務運営について(蔵銀第500号)	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5092	50920014		オリックス株式会社	14	銀行が販売する住宅ローン関連の長期火災保険について事業の用に供する建物も対象に含めること	平成13年4月、住宅ローン関連の長期火災保険、債務返済支援保険、信用生命保険、海外旅行傷害保険の銀行等による窓口販売が可能になった。しかしながら、住宅ローン関連の長期火災保険の販売については、居住の用に供する建物の建設等に係るローン関連の保険は対象とするが、賃貸住宅など事業の用に供する建物については対象としていない。	事業の用に供する建物の取得にあっても、居住用建物の取得と同じく銀行の資金融資を利用するケースは多い。取得目的の如何に関わらず住宅ローンの融資にあたっては当該担保物件の損害保険金請求権への質権設定が必須となる場合がほとんどである。事業用建物に関する火災保険についても銀行が代理店となることで融資実行と同時に保険付保が可能となり、事前に火災保険を手配する手間が無くなり、銀行窓口でのワンストップ手続きが可能になる。	現在、一部の保険について「保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合」として銀行による販売が認められているが、その他の保険について銀行が販売することが「保険契約者等の保護に欠ける」とは思われず、一方で、銀行の収益機会を奪い、契約者にとっても得るべき利便性が阻害されている。本年6月、同要望に対して金融庁から「銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画(16年3月19日)、金融審議会金融分科会第二部会における報告(16年3月31日)を踏まえて、前回回答のとおり、引き続き検討を行っているところ。」との回答が示された。早急な見直しを期待する。	保険業法第275条 保険業法施行規則第211条第1項第1号	金融庁	
5092	50920015		オリックス株式会社	15	中小事業者に対する債務保証制度の見直し	中小事業者に対する債務保証制度を見直すことを要望する。	中小事業者の資金調達円滑化が期待できる。	健全な経営を行う中小事業者や新規事業者の資金調達の円滑化を図る施策は必要であるが、公的機関の債務保証制度については、民間金融機関のモラルハザードを防止するための措置を講じる必要がある。また、資金の供給者を特定の金融機関に限定する現行の制度は、金融サービスを提供する事業者のイコールフットイングという観点から見直すべきである。本年6月、同要望に対して経済産業省から「現在、信用補完制度のあり方全体の検討の中で、部分保証の是非、導入するとすればその具体的な手法、導入時期についても検討しているところである。部分保証については、金融機関との適切なリスク分担を図る観点からその推進が求められており、これまで一部制度で部分保証を導入してきたところであるが、中小企業者への影響にも十分に配慮して検討を行う。また、譲渡対象先の拡大についても、中小企業者への影響にも十分に配慮しつつ検討を行う。」との回答が示された。早急な見直しを期待する。	中小企業信用保険法 中小企業信用保険法施行令	経済産業省産、中小企業庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5092	50920016		オリックス株式会社	16	信用保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大	中小企業保険法により信用保証協会保証付債権の譲渡の相手方としては銀行等の金融機関と整理回収機構・産業再生機構に限定されている。現在、金融庁策定の「レゾリューション・バンク」の「アカウンタブル」金融再生「ロガ」弘等に基づき、各金融機関は「デット型の再生ファンド」・「サービス会社」などを活用し、債務者の再生を図ることを積極的に企図しているが、再生ファンド、サービス会社に保証付債権の売却ができないことが、金融機関の不良債権の早期処理、債務者の再生にとって大きな阻害要因となっている。一方で、保証付債権が整理回収機構・産業再生機構に譲渡された債務者に対しては同じく中小企業保険法により「セーフティネット保証」の拡充が図られており、官民格差が大きい。よって、法改正あるいは、一定の条件（例：再生支援協議会が認定した再生計画案に基づく、債権譲渡であれば認める）を付したうえで、信用保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大を強く要望するもの。本年6月、同要望に対して経済産業省から「金融機関の不良債権の円滑な処理や債務者の再生については、今後とも促進を図っていく必要がある。一方で、保証付債権の譲渡対象先を広げることが、中小企業者をはじめとした関係者にどのような影響を及ぼすのかについては、慎重に見極める必要がある。今後、関係機関との協議等を通して、適切な制度のあり方を検討してまいりたい。」との回答が示された。早急な検討、措置を要望する。	債務者の再生を前提とした信用保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大により、金融機関の不良債権の早期処理、債務者の再生が加速化することが期待できる。	具体的要望内容に記載。	中小企業保険法施行令第1条の3ほか	経済産業省産、中小企業庁	
5092	50920017		オリックス株式会社	17	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の撤廃	「金融商品の販売等に関する法律」に列挙される金融商品においては、読んで聞かせる説明義務を課しておらず、不動産特定共同事業法の説明義務の過度な規制を緩和すべきである。	不動産特定共同事業商品の販売の効率化とマーケットの拡大に寄与する。	「説明」の概念の定義が法律上存在しないが、現在の運用は宅地建物取引業法第35条の重要事項説明と同等と解釈されているのが一般的となっており、実務上のコストは多大なものである。本年6月、同要望に対して国土交通省及び金融庁から「不動産特定共同事業商品の契約の申込者が、契約の内容等について十分知らないままに契約締結を行うと、後々のトラブルの原因となる可能性があることから、適切に情報が開示されていることが不可欠であり、契約成立前にその内容等について書面を交付して説明することが、消費者保護やトラブル未然防止の観点から必要と考えられる。また、説明内容に關しても不動産特定共同事業商品は不動産としての性格が強い商品であることから、金融商品販売法上要求される説明事項に加えて、不動産特定共同事業法上要求される個々の対象不動産に関する独自の説明（賃貸状況等）がなされること消費者保護の観点からも不可欠である。との回答が示された。「金融商品の販売等に関する法律」においては説明義務を販売業者に課しているが、対面による説明まで要求しているものではない。REITを含めた投資信託や商品ファンド等他の金融商品を販売する場合には書面の交付義務こそあれ、読んで聞かせるような説明義務までは課していない。多数の不動産をパッケージしている不動産特定共同事業はREITを含めた投資信託や商品ファンドと同様に金融商品であり、同等の書面の交付義務を課することで投資家保護は図られる。	不動産特定共同事業法第24条第1項	国土交通省、金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5092	50920018		オリックス株式会社	18	特定目的会社の借入先制限の緩和	S P Cの借入先について貸金業規制法に基づく貸金業者などを追加する措置が講じられることを要望する。	プレーヤーの増加により、資産流動化が促進される。特に不良債権処理に貢献するものと思われる。	S P Cに対して貸付を行う者に対して投資者保護措置と同様の保護を与える根拠はない。むしろ貸金業者にとっては事業機会の拡大に繋がるメリットがある。本年6月、同要望に対して金融庁から「特定目的借入は、他の特定資産取得のための資金調達手段(特定社債、優先出資等の証券発行)と異なり、証取法が適用されない等、より高度なリスク判断・管理能力を要するものとなっていることから、その対象を適格機関投資家に制限しているもの。適格機関投資家については15年4月にその範囲を拡大する規制緩和が行われ、有価証券報告書を提出している内国会社(貸金業者も含まれる)で貸借対照表上の「有価証券」「投資有価証券」の合計が100億円以上(従来は500億円以上)のものも適格機関投資家に含まれることとされ、特定目的会社の特定目的借入に応じることが可能となっている。詳細な個人業者が少なくない等の貸金業者実態に鑑みれば、特定目的借入先として必要なリスク判断・管理能力を備えていない者も含まれており、引き続き規制は必要。上記適格機関投資家に関する規制緩和を踏まえた上でのニーズについて十分調査した上で、16年度中に検討・結論。」との回答が示された。しかしながら、業として貸付を行っている貸金業者がまさに本業の貸付を行うことについて「必要なリスク判断・管理能力を備えていない者も含まれている。」という基本認識は妥当とは思われない。また、ニーズというものは制度が変わることで生まれることもあり、現段階におけるニーズの有無を判断したうえで制度改正の必要性を見極めるのではなく、規制の必要性がないのであれば、規制をなくす、あるいは緩和するという考え方を採るべきではないと思われる。	資産の流動化に関する法律第150条の6、施行規則第41条	金融庁	
5092	50920019		オリックス株式会社	19	特定目的会社の資金調達手段の拡大	匿名組合契約に基づく出資などを追加し、その担い手を増やすべきである。	プレーヤーの増加により、資産流動化が促進される。特に不良債権処理に貢献するものと思われる。	金融機関、特定の事業会社が特定目的会社に貸付を行なうことが認められていることに鑑みれば、証券市場の発展への寄与を理由に匿名組合出資を認めない理由にはならない。また、例えば、特定目的会社に貸付を行なう企業が匿名組合出資を行なうことを認めることは、投資家保護に欠けるものではない。本年6月、同要望に対して金融庁から「本年6月の証取法改正で、匿名組合出資を新たに有価証券とみなすこととしたのは、投資家保護の観点から証取法上の規制を課す必要があることによるもの。同改正によって、匿名組合出資の法的性質が日々流通性を有する有価証券に変化するものではない。他方、特定目的会社は、原則として日々流通する有価証券の発行により資金調達を行うという基本スキームに基づくものであり、税制上の優遇もこのようなスキームを前提に認められている。仮に匿名組合出資を特定目的会社の資金調達手段として追加することとする場合は、税制上の優遇の前提となる現行のスキームの性格を根本的に見直すことにつながるものであり、措置困難である。」との回答が示された。資産流動化促進の観点から、税制上の優遇範囲の拡大も含めて再度検討願いたい。	資産の流動化に関する法律第2条第2項	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5092	50920020		オリックス株式会社	20	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(年金の運用制限緩和)	年金給付等積立金の運用方法として、商品ファンド法上の商品ファンド(商品投資受益件)による運用を明示的に認めることを要望する。具体的には、年金給付等積立金の運用方法として、①厚生年金保険法136条の3の三の投資顧問業者の定義に商品投資顧問業者を加えること、ならびに②同136条の3の四のイロハニに追加、ホとして商品ファンド法上の商品ファンド(商品投資受益権)による運用を加えることを要望する。	年金資金の運用、商品ファンドの運用に投資顧問の起用	多くの年金基金が株式相場下落によって3期連続のマイナス運用に苦しんでいる状況において、既存の有価証券のみに運用対象を限定しておく根拠は無い。商品先物投資は年金資金運用の選択肢を増やし、リスク分散の観点から運用成績の安定化への寄与も期待できる。本年6月、同要望に対して厚生労働省から「厚生年金基金の運用は、専ら加入者等の利益のために、受託者責任を遵守し、安全かつ効率的に行わなければならないとされているところである。また、厚生年金基金の積立金は、中長期的な視点で、安定的な収益を確保できるよう運用される必要がある。商品ファンドは、投資家から資金を集め、専門家が農産物や鉱物など様々な商品に投資し、その収益を投資家に還元するものである。その運用方法は、商品先物・オプション取引を基本としているため、少ない資金(証拠金)で非常に高い収益を上げること(レバレッジ効果)が可能である一方、投資元本をすべて失う可能性もあるハイリスク・ハイリターン投資対象である。さらに、証券市場との相関関係が低いことから短期的には効率的な運用となる可能性はあるものの、リスク管理が難しいこと、農産物や鉱物などの商品を投資対象としているため長期的には経済成長に見合った収益を得ることができないことから、長期的に保持する対象とはならないと考えている。」との回答が示された。商品ファンドの大半は、Modern Portfolio Theory理論に基づき、総合的にリスクをコントロールすることが特徴であり、「リスク管理が難しい」という認識は改めるべきである。また、年金資金の運用は、全てが一律に長期運用とするわけではなく、年金受給者の人数等の状況やMarketの状況により、期間の長短、リスクの大小等を経替えることが必要となるのではないか。年金基金は、プロの投資家であり、証券投資信託においても金融先物や為替先物で運用しているものやレバレッジを用いてハイリスク&ハイリターンとなっているものも多く、各基金の選択に委ねるべきである。	厚生年金保険法第136条の3	厚生労働省	
5092	50920021		オリックス株式会社	21	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(契約成立時交付書面の撤廃)	「契約成立時交付書面」の全面撤廃を要望する。	バックオフィス業務の簡素化、商品ファンドの運用コストの軽減	契約成立時書面の撤廃は、リスク商品の情報開示後退と取られる可能性もあるために措置が難しい項目であると考えられるが、この契約成立時書面を交付する直前に、より詳細な目録見書(契約成立前書面)を交付しており、同等以下の内容の書面を再度交付することは、投資家に時間的・金銭的成本を負担させるだけで、情報開示には役立っていない。契約成立時の書面の交付義務は証取法など、他の類似の法律においては存在せず、明らかに過剰規制である。いち早く撤廃をすべきである。本年6月、同要望に対して金融庁・農林水産省・経済産業省から「契約成立時交付書面(17条書面)とは、商品投資契約が成立した場合に、後日当事者間にその内容を巡る紛争が発生することを回避するため、成立した契約の内容を書面に記載し、顧客に対し交付することにより、その明確化を図る趣旨から交付を求めているものである。また、契約成立前交付書面(16条書面)とは、投資家が商品投資契約を締結するか否かを判断する際の材料として、当該契約の内容(商品ファンドの概要)を記載した書面を事前に交付することにより、投資家の理解を促す趣旨から交付を求めているものである。上記のとおり、これらは各々が違う役割を持っており、投資家と販売業者間の紛争を回避し、法目的である投資家保護を徹底していると考えている。よって、契約成立時交付書面(17条書面)を撤廃することは、顧客が契約内容を把握できなくなる等、投資家保護上問題があり対応は困難である。」との回答が示された。しかしながら、実際には顧客は契約書によって契約内容を把握しており、契約成立時交付書面(17条書面)を撤廃したとしても投資家保護上問題があるとは思われない。早急な措置を要望する。	商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁、農林水産省、経済産業省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5092	50920022		オリックス株式会社	22	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(クーリングオフの義務撤廃)	大半の金融商品にはクーリングオフは無く、運用開始と同時に資金の純資産価値が変動する資金運用には馴染まない概念である。	バックオフィス業務の簡素化、商品ファンドの運用コストの軽減	商品ファンド募集の実務においては、資料請求、申し込み、契約締結、資金の払込と投資家が能動的に判断する局面が多く、契約締結後、投資を取りやめるケースは時折存在する。一方、クーリングオフ制度を活用した資金払込後の契約撤回は、ほとんど利用されていない現状である。クーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。合理的理由が存在するならば、投資信託にも即刻クーリングオフを適用すべきである。本年6月、同要望に対して金融庁・農林水産省・経済産業省から「商品投資契約においてクーリングオフ規定を設けているのは、商品投資の仕組みが複雑であるため一般の投資者がそれを十分に理解しないまま契約を締結したり、販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意思決定の再確認をうける時間的余裕を与えることとするためである。このため、商品ファンドの多くが一般の投資家に広く販売されている現状において、法目的である投資家保護の観点から、クーリングオフ規定を撤廃することは困難である。なお、金融商品販売法に規定する事業者の事前説明義務事項には、クーリングオフに関する事項も含まれており、同法の施行がクーリングオフ制度を撤廃する合理的理由とはならない。」との回答が示された。しかしながら、回答は投資信託には設けられていない制度を商品ファンドに設けることに対する十分な説明とは思われず、実際には、投資家が能動的に投資の是非を判断する局面が多いことからクーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。早急な措置を要望する。	商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁、農林水産省、経済産業省	
5092	50920023		オリックス株式会社	23	商品ファンドに関する投信法の規制について	商品先物および商品オプションの組入れ比率が全体の資産の1/3を超えて1/2以下の商品ファンドにおいて、残余資産を普通預金や定期預金で運用している商品ファンドは投信法の規制が及ばないことを明確にすることを要望する。	投資家への多様な商品の提供	商品先物および商品オプションの組入れ比率が全体の資産の1/3を超えて1/2以下の商品ファンドにおいて、残余資産を当座預金、普通預金、定期預金で運用しているファンドは商品ファンド法の規定により商品ファンドと定義され、投資家保護を含めた商品ファンド法の様々な規制の対象になっている。一方、上記構成のファンドを信託型で組成した場合、現行の投資信託及び投資法人に関する法律の規定では銀行預金が特定資産となっているため、投資信託にも該当するという解釈が成り立ち、規制が二重に掛かることになる。商品ファンドである限りは、商品ファンド法の規制に従って組成および販売が行われていれば投資家保護上問題はないはずであり、さらに投資信託及び投資法人に関する法律の規制に係るのとは不合理であり過剰規制である。従って、商品ファンドについては投資信託及び投資法人に関する法律の規制の対象外にすべきである。具体的には、先物取引、オプション取引では委託証拠金制度等によりレバレッジを効かせた運用が可能であることから、残余資産を銀行預金でリザーブして置くこととなる。主たる運用は、あくまで商品先物取引であるため、商品ファンド法のみ規制とすべきである。	投資信託及び投資法人に関する法律第2条	金融庁総務企画局市場課、同庁監督局銀行第2課金融会社室	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5092	50920024		オリックス株式会社	24	短期社債の公募発行に関する証券取引法上の開示内容の見直し	証券取引法上の発行登録や情報開示の規定を改正し、企業グループ内の金融子会社が発行する公募CPについて、発行会社の親会社が債務履行に関する保証を行う社債について、連結ベースでの開示により発行が可能となるようにすべきである。	資本市場の拡大・活性化。	短期社債についても、原則として証券取引法上の公募の概念が適用されるが、CPは日々の発行が行われるため、届出書方式で対応することは現実的でなく、発行登録方式で対応せざるを得ない。一方で発行登録制度を利用できるのは、原則として、有価証券報告書提出会社等であるため、現状、継続開示を行っていない格付けの高い会社がCPを事実上公募できない。日々発行されるCPの商品特性、連結ベースでの決算・企業情報開示、更に今後の金融業務の本体からの金融専門子会社への移行の流れを鑑みると、企業グループ内の金融子会社による公募を可能とするよう措置が講じられるべきである。本年6月、同要望に対して金融庁から「投資者保護を図るためには、有価証券届出書、有価証券報告書等により有価証券の発行者の財務内容、事業内容等を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与えることが必要である。」との回答が示された。現在、有価証券報告書における連結経営情報の開示内容が拡充されていることから、100%出資の親会社が連結ベースでの決算・企業情報を開示する場合は、当該発行会社が個別の情報(個別企業の財務情報のほか、資力、返済能力、デフォルトの可能性等を含む。)を開示することは義務付けないことに弊害はないと思われる。	証券法23条の3、社債等の振替に関する法律2条	金融庁	
5092	50920025		オリックス株式会社	25	社振法における「短期社債」の要件見直し	社振法第66条1項イにおいて「契約により社債の総額が引受けられるものであること」が短期社債の要件のひとつとして挙げられている。本要件の削除および短期社債における「社債申込証」の取得不要措置を要望する。	ダイレクトCPの公募発行の普及および発行手続の簡素化	社債発行の際、商法により社債申込証の作成が必要とされているが、商法302条において「契約により社債の総額が引受けられること」が規定されている。短期社債の機動的な発行を担保するため(申込証の作成を不要とするため)、立法の過程で「(商法における)総額引受」を短期社債の要件としたものと考えらるが、実務において円滑な発行を妨げる要因となり得るため当該要件の削除を希望するものである。発行登録制度において、証券法第23条の8第2項は、「短期社債の募集」の場合には、一定の条件を満たせば通常必要とされる「届出書類」の提出が不要とされている。一方社振法において短期社債は「総額引受」が要件とされているが、ダイレクトCPを発行体自らが募集(公募)を行うおうとする場合には「総額引受」に該当しない場合も起こり得る。社振法及び証券法の関連法令が予定している「短期社債の募集」の発行形態は、発行体が引受であるディーラー・投資者毎に短期社債の発行条件を交渉することとし、両者が合意する都度投資者による短期社債の引受があり、かつ発行体による短期社債の発行があるという形態と考えられているため、発行実務においても、ディーラー・投資者毎に別個の総額引受契約を取り交わす煩雑さが発生している。とりわけダイレクトCPの公募発行においては、一般債の公募における引受人(アンダーライター)が存在しないため、「発行総額」を確定させようとして投資者の募集を行うことは事実上不可能である(ディーラーが一旦総額を引受ける公募発行においてはこの問題は生じない)。一方、「総額」が確定しないことによる弊害は、予定していた調達額に募集金額が満たないケースが想定されるが、それは発行体のリスクであり、発行体がそのリスクを承知で募集を行うのであれば特段問題はないものと思われる。一律の条件で投資者への勧誘を行わず、個別投資者毎に条件を設定して発行(引受)を行うという行為は非効率的であり、公募発行の利点を生かさない。この点は大きな弊害であり早急に改善が必要だと考える。発行したCPが「総額引受」でないという理由で社振法上の「短期社債」と見なされなくなると、普通社債同様社債原簿の作成や社債管理会社の設置が必要となり、実務上発行は不可能となる。短期社債の発行の機動性を担保(短期社債の適格要件を充足)するため、社振法において短期社債適用要件(短期社債の総額引受要件の削除並びに社債申込証の取得不要措置)の見直しを要望するものである。本年6月、同要望に	社債等の振替に関する法律、商法、証券取引法	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5093	50930001		(仮称)健康関連E.C協議会	1	医薬品のインターネット販売の規制の緩和もしくは撤廃	<p>○問題の所在は、家庭用の医薬品を販売することが許されている薬店であっても、インターネットを利用した販売については厚生労働省の通知によって範囲が著しく狭められており、風邪薬、頭痛薬などの国民の健康管理のために家庭に常備されているような重要な医薬品の販売さえ認められていないところにあります。</p> <p>○現在の厚生労働省の通知を緩和もしくは撤廃し、豊富な情報提供が可能であり、相互の情報交換が自由に行えるインターネットという環境を活用することによって、必要な医薬品を的確に消費者に届けるとともにその医薬品に関する正しい情報を国民に普及していくことにより国民自身の健康管理(セルフメディケーション)の向上を図ることを提案いたします。</p> <p>また、規制の緩和にあたっては、1)自治体の指導の適正化・均質化のための措置・2)事業者による自主的な秩序維持を図るためのガイドライン制定、をあわせて講じるよう要望いたします。</p>	<p>○問題の所在は、家庭用の医薬品を販売することが許されている薬店であっても、インターネットを利用した販売については厚生労働省の通知によって範囲が著しく狭められており、風邪薬、頭痛薬などの国民の健康管理のために家庭に常備されているような重要な医薬品の販売さえ認められていないところにあります。</p> <p>○現在の厚生労働省の通知を緩和もしくは撤廃し、豊富な情報提供が可能であり、相互の情報交換が自由に行えるインターネットという環境を活用することによって、必要な医薬品を的確に消費者に届けるとともにその医薬品に関する正しい情報を国民に普及していくことにより国民自身の健康管理(セルフメディケーション)の向上を図ることを提案いたします。</p> <p>○上記の提案と併せて、上記のような取組を国民の健康管理という観点からさらに安定的・継続的に進めていくために、セルフメディケーションの向上を図っていくうえで重要な役割を担うことになる医薬品と情報を消費者に受け渡す窓口となる事業者、セルフメディケーションの当事者である消費者の代表、客観的にリスクを評価できる専門家、薬事法の所管部署である厚生労働省からなる委員会を設立し、次のような活動を行うことを提案いたします。</p>	<p>【現状の問題点】</p> <p>1) 現在は昭和63年当時のカタログ販売を念頭に置いた通知によって規制されています。ある時点の情報を限られた大きさの紙面に印刷したカタログを用い、事業者から消費者へ一方通行の情報提供を前提としたカタログ販売のための通達を、紙面の制約がなく最新の情報を提供することができ、且つ、相互に自由な情報交換を行うことができるインターネット販売にそのまま流用しているために、販売できる医薬品の範囲が限定されているだけではなく、国民に対する正しい医薬品の情報伝達という手段そのものの利用や普及にまで影響を及ぼしています。</p> <p>2) 同規制では、例えば胃腸薬の通販は認められておりますが、同じ一般的な家庭薬である例えば風邪薬、頭痛薬、解熱鎮痛薬の販売は認められておりません。消費者にとっては、どちらも常備薬でありながら、規制上の取扱に差異があるために、インターネットでの購入が妨げられてしまっています。</p> <p>3) また、以下のような消費者の方々には、現状では自らの求める家庭薬を薬店で購入することが難しくなっています。利便性向上のため、インターネット販売を求める要望が少なからずあがっています。</p> <p>a) 富山の置き薬、関西地区のカイゲン、ケロン、ヒヤキオーガン、九州地区の後藤散、ヘデクハウダーといった伝統薬で、当該地域ではごく一般的だが他地域では入手が困難なものを求める方。</p> <p>b) 過疎地等、薬店が少なく、商品の品揃えも乏しい地域にお住まいの方。</p> <p>c) お年寄り、育児中の主婦など、外出して薬店に向かうのを避けたい消費者の方。</p> <p>さらに、日本大薬工業協会による「第28回消費者意識調査報告書」でも、かかりつけ薬局を持たない理由として3.5%の人が近くに薬局がないことを挙げており、インターネットを利用した薬局・薬店による販売が確保されていることが重要だと考えます。</p> <p>4) 同通知に基づいた解釈・運用は各自自治体に委ねられていますが、各自自治体での解釈・運用が異なるために、インターネットを利用する事業者の同じホームページに対して、ある自治体からは問題がないという指摘がなされる一方、他の自治体から問題があるというような指摘がなされるなど指導の一貫性が保てておらず、当の事業者としては最終的にどちらの指導に従えばよいのか戸惑っています。全国レベルで一貫した解釈・運用を促すことを強く要望いたします。</p>	<p>昭和63年3月31日薬監第11号 厚生省薬務局監視指導課長通知</p>	厚生労働省	<p>参考資料</p> <p>1) 2004/10/2 週刊ダイヤモンド「ネット販売問題で再燃する医薬品規制緩和論争の行方」</p> <p>2) 2004/8/29 朝日新聞「ネット薬局急成長」</p> <p>3) 2004/9/7 日経新聞「医薬品のネット販売」</p> <p>4) 2004/9/16 毎日新聞 東京夕刊「薬ネット販売規制へ」</p> <p>5) 2004/8/25 FujiSankei Business i.「ネットで医薬品販売許可 英政府、イングランド限定で」</p>
5093	50930002		(仮称)健康関連E.C協議会	2	健康食品のインターネット販売に対する広告表現規制の明確化	<p>○問題の所在は、広告表現規制を適用するルールが明確でないため、新しい表現をしようとする場合に事業者がどこまでの表現であれば許されるかを個別表現について詳細にわたって都道府県の業務担当窓口を確認しない限りの確把握できない状態に置かれており、さらに、表現規制違反に対しても監視指導が行き届いていないために、大多数の事業者が広告規制を遵守していない状況のまま放置されているところにあります。</p> <p>○そこで、一例として、個々の広告表現についてその一語一句を監督指導するという現行の方策ではなく、ISOのように業界標準を設け優良事業者の認証制度を導入するなどして、各事業者が消費者保護と事業者責任を理解し、自主的に改善に取り組み、さらに事業者間で相互に監視を図るような仕組み(※)を採用することなどの方策を講ずることを提案いたします。(※:イメージについては添付図参照)。</p>	<p>【現状の問題点】</p> <p>1) 健康食品のインターネット販売に対する広告表現に対する規制は、複数の法令、通達に基づいて指導・監督がなされていますが、その解釈や適用の基準(ルール)があいまいであるためにごく一部の事業者を除いて、大多数の事業者が規制を遵守できない状態のまま野放しとなっています。</p> <p>2) 例えば、健康食品は「機能・効果」を謳ったり、示唆することが禁止されていますが、「美白」「血圧の気になる方」「きれいなお肌」「お腹の中もスッキリキレイ」「血液をサラサラ」「ドロドロ血」「肌荒れ防止」「脂肪燃焼」「疲労回復」「バランスを整える」のようなテレビ等を通じて世の中に氾濫している表現について使用できなかったり、「肩こり」「冷え性」「〇〇症候群」「生活習慣病」のような疾病名を説明文に使うことができないなど、薬事法や健康増進法などを充分に理解していない。(薬局・薬店以外の)一般の事業者にとっては、個別表現について一つ一つ行政庁の担当課に相談しない限り判断ができない結果となってしまっています。つまり、事業者は何を遵守すれば良いのかわからない状態に置かれてしまっているということができます。加えて、上記のような表現は行政庁内でさえ判断が分かれるため、6者協(厚生労働省と主要5都府県の業務担当者の会議)で調整を行わずに得ない実態が生じており、調整がなされるまでの間は各自自治体の各地の担当部署毎の判断に委ねられている結果、全国をカバーしているインターネット販売を行う事業者は矛盾した行政判断の陥穽に落ちている状況にあります。</p> <p>3) 何をもって「機能・効果」表現であると判断すべきかは、厳に守られている言葉や表現の状況、使われ方などを総合的に判断して初めてできることであって、実態を無視して「言葉狩り」を行っても、誰も守らないし、守ることができないのだと認識しています。一方で、国民の健康や安全を守るためには、正しい表現規制が行われ、それが徹底されることも不可欠だと考えます。</p> <p>4) そこで、流動化する情報や氾濫する情報を社会全体の意識を反映させてどのように基準を適用すべきかというルールを明確化したガイドラインを作成するとともに、それらのガイドラインを事業者が遵守できるような仕組みを早急に用意することが喫緊の課題だと考えます。</p> <p>5) 加えて、特にインターネットを活用した事業者数は急増する一方で、各自自治体の各地の担当部署の体制は限られたままであるため、従来の仕組みでは行政の手が行き届かない、もしくは行き届いたとしても時間がかかり過ぎるような点も、自治体の担当者の中には、既に効力を失ったはずのこうした状況を踏まえ、事業者の自主的な取組を促進し</p>	<p>薬事法第68条(承認前医薬品等の広告の禁止)</p> <p>食品衛生法</p> <p>健康増進法第31条(栄養表示基準)</p> <p>同第32条の2(誇大表示の禁止)</p> <p>景品表示法第4条(不当な表示の禁止)</p>	厚生労働省 他	<p>参考資料</p> <p>1) 2004年11月14日朝日新聞「ダイエット広告規制へ」</p> <p>2) 2004年10月24日日経新聞「サプリメント人気の背景は? 残る規制、市場ゆがめる」</p> <p>3) 新体制の案(図:PPTファイル)</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5094	50940001		ソニー株式会社	1	輸出入申告の審査区分1のものシステムによる許可	NACCSのシステムが稼働する時間であればいつでも入力できることとし、区分1で許可されるものについてはシステムで許可という選定をした時点で許可手続の運用を完了させる。		<p>通関システム(NACCS)において、審査により許可とされたもの(輸出)、または自動的に審査が終了したもの(輸入)という審査区分の種類(区分1)が設けられており、区分1として許可された申告については必要に応じて事後点検を実施するとされている。しかし、実際には審査官が見る時間でなければシステムへの入力ができず、システムによって区分1になるものであっても審査官の執務時間でなければ許可されていない。</p> <p>区分1のものに関してそもそも審査官により点検を必要としないですむようなものを選定すべくプログラムされているのであるから、区分1で許可されたものについてはシステムで許可という選定をした時点で許可の手続を完了させることが適当である。実際に事後点検で問題になることは稀であるが、いずれにせよ税関は許可後に調査することができ権限を有しており、システムが許可していても必要な権限は担保されている。これにより、区分1のものについてはNACCSのシステムが稼働できる時間(1年365日、1日24時間のうちメンテナンスの時間を除く)であればいつでも許可することとする。(区分1のものについては臨時開庁を必要としない。)税関の審査官の執務時間に関わるのは区分2と区分3の場合だけとなる。</p>	電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第2、3条。同施行令第4条。通達「システム導入官署における輸出入通関事務処理体制について」、「システム導入官署における輸入通関事務処理体制について」	財務省関税局	
5094	50940002		ソニー株式会社	2	プロバイダ責任制限法における発信者情報開示請求制度の改善	プロバイダ責任制限法に基づいて、開示請求者が発信者情報の開示請求を行なう場合、裁判所の許可を得た上で開示関係発信者情報に発信者情報の開示請求を行なうなど、同法第4条第1項の法定要件を満たすか否かの判断を開示関係発信者提供者に課さない発信者情報開示請求制度に改められたい。		<p>特定電気通信役務提供者に対して発信者情報の開示請求が行われた場合、その都度、役務提供者は自ら、①発信情報の権利侵害の明白性、②開示すべき正当事由の有無について判断せざるを得ない。この判断は憲法で保障された発信者の表現の自由やプライバシーという、重大な権利利益に関する問題である。いったん開示されてしまうと原状回復は不可能である。したがって裁判所の判断を待ずに一企業の独断で開示・非開示の決定を行うことは困難であるといわざるを得ない。(仮に役務提供者の判断で開示をし、後に裁判でその判断が誤りであったとされた場合、役務提供者は損害賠償責任を負わねばならない。免責規定なし。)</p> <p>その為、免責規定が設けられているという消極的な理由から、役務提供者は発信者情報の非開示を選択することになるが、当然に要求を満たさない開示請求者によって、発信者情報の開示を求める裁判が提起されることになる。役務提供者は被告となるが、裁判上何の主張もせず、ただ形式的に裁判に参加することになる(情報が発信された事実を知っているのみで、上記①②の要件については当事者間の問題であり、役務提供者にとっては不知)。</p> <p>このように、個人の表現の自由には直接影響を及ぼす判断をせざるを得ない点、仮に役務提供者の判断で開示をした場合に免責されない点、紛争の当事者ではない役務提供者が過度の応訴負担を負う点などに鑑みると、上記①②の要件を満たしているかどうかの判断を役務提供者に課さない制度に改められることが切望される。</p> <p>その例として例えば、開示請求者が非訟事件手続きなどの簡便な方法による裁判所の許可を得た上で、役務提供者に対し開示請求を行うなどの制度を設けることが考えられる。(この場合、裁判所において上記①②の判断がされ許可されるため、役務提供者が発信者情報を開示したことによる賠償の責めは負わないと推論される)</p> <p>役務提供者に作為義務が生ずるのか否か明確でなかった状況の中で、プロバイダ責任制限法の立法化により、役務提供者の作為・不作為義務にかかる一定の指針が与えられたことは評価されるが、一方で、上記①②の法定要件をあらかじめ裁判所で判断しない限り、迅速な開示要求に積極的に応じていくことは困難であり、プロバイダ責任制限法の立法趣旨にもそぐわないものと考えられる。</p>	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)第4条	総務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5094	50940003		ソニー株式会社	3	2400MHz帯小電力データ通信システム (Bluetooth) の完全相互認証の実現		各国、各地域のいずれかで認証を取得すれば、他でそれが転用できるように、完全なる相互認証を実現してもらいたい。	Bluetoothはほとんどの国、地域で同一周波数、同一規格で運用されているデータ通信システムである。しかし各国、各地域で認証方法の統一がなされていないため、同じ製品（搭載されているBluetoothも同じ仕様）にもかかわらず個別に認証取得する必要が生じている。要望が実現によりコストが低減でき、Bluetooth製品の普及にもつなげることが可能となる。	電波法設備規則	総務省	
5094	50940004		ソニー株式会社	4	小電力データ通信システムの無線局における、占有周波数帯幅の許容値の緩和	占有周波数帯幅の許容値を下記のように緩和すべき。 ①2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム OFDM、DS : 40MHz ②5GHz帯小電力データ通信システム 40MHz		無線LANシステム（小電力データ通信システムの無線局）における技術基準において占有周波数帯幅の許容値が下記のように定められている。 ①2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム OFDM、DS : 26MHz ②5GHz帯小電力データ通信システム 18MHz 占有周波数帯幅の許容値が上述のように1チャンネル相当分に制限されているため、通信速度の高速化が図れない。また例えば諸外国には、米国等既に2チャンネル使用が認められ高速化通信が実用化されている国もある。要望が実現されることで高速化が図れると共に、次世代の規格（IEEE802.11nなど）にも道を開くものであると考えられる。	無線設備規則	総務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5094	50940005		ソニー株式会社	5	小電力データ通信システムの無線局における空中線の追加認証の廃止もしくは認証番号変更の廃止	<p>①一定の基準を満たす空中線(例 EIRP100mW以下)の追加の場合には、追加申請自体を撤廃すべき</p> <p>②①が改善されない場合には、空中線追加申請毎に認証番号の変更を廃止とし不変なものとするべき</p>		<p>①ノートPC内蔵の空中線は機種毎にその形状が異なっているのが実情であり、その都度変更申請を行う事により時間的にも工数的にも損失が発生する。多くの諸外国(アメリカ、韓国を除く)ではこのような変更申請が必要ないと聞く。</p> <p>②空中線の追加申請毎に認証番号が変更されることは珍しく、上述のアメリカと韓国においては追加申請が必要であるが認証番号は不変である。さらに日本では認証番号の全桁表示を義務付けられていることから機種ごとに異なった認証番号ラベルを用意する必要があり、ノートPCの量産性において大きな障害となっている。</p>	<p>・特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則</p> <p>・無線設備規則第49条の20(小電力データ通信システムの無線局の無線設備)</p>	総務省	
5094	50940006		ソニー株式会社	6	小電力データ通信システムの無線局における認証番号の表示の廃止	無線LANシステム(小電力データ通信システムの無線局)における技術基準適合証明の場合、認証番号の表示を廃止し、マークだけの表示とするべき		<p>無線LANシステム(小電力データ通信システムの無線局)における技術基準適合証明の場合、証明ラベル(マーク及び認証番号)を表示しなくてはならない。</p> <p>空中線の追加申請毎に認証番号が変更されることは珍しく、アメリカと韓国においては追加申請が必要ではあるが認証番号は不変である。日本では認証番号の全桁表示を義務付けられていることから機種ごとに異なった認証番号ラベルを用意する必要があり、ノートPCの量産性において大きな障害となっている。</p>	<p>特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則</p>	総務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5094	50940007		ソニー株式会社	7	有線LAN(Ethernet)通信端末機器の電気通信端末認証・認定対象からの除外	有線LAN(Ethernet)通信端末は電気通信端末認証・認定機器の対象から除外すべきである。		<p>パーソナルコンピューター等の有線LAN(Ethernet)通信端末機器は電気通信事業者の電気通信回線設備に接続される通信端末機器と見なされ、電気通信端末認証・認定機器として、各機種毎に書類等による審査を試験機関より受けなければいけないとされている。</p> <p>有線LAN(Ethernet)通信端末は電気通信事業者の電気通信回線設備に直接、接続される事はなく、ADSLモデム等を介して電気通信回線設備に接続される。従って、電気通信回線設備との分界点はADSLモデム側にあるとみなされる。よって有線LAN(Ethernet)通信端末は電気通信端末認証・認定機器の対象から除外されるべきである</p> <p>要望が実現されることで、電気通信端末機器の認証・認定審査に必要な書類を作成するのに要する工数、審査費用を削減する事が出来る。</p>	電気通信事業法第52条 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則 第3条	総務省	
5094	50940008		ソニー株式会社	8	電気通信端末認証・認定におけるモデムのモジュール認証・認定適用範囲拡大	モデムを搭載している通信端末機器においてモジュール認証・認定されているモデムを使用した時、ユーザーがモデムモジュールを取り外し不可能な構造の場合でもモジュール認証・認定適用範囲内と見なし、モデムに関する審査を省略するべきである。		<p>パーソナルコンピューター等モデムを搭載している通信端末機器においてモジュール認証されているモデムを使用し、ユーザーがモデムモジュールを取り外し可能な構造の場合は電気通信端末認証・認定におけるモジュール認証・認定が適用され、モデムに関する審査は省略されるが、ユーザーが取り外し不可能な構造の場合はモジュール認証・認定適用外と見なされ、モデムに関する審査が必要であるとされている。</p> <p>モジュール認証・認定されているモデムは、そのモジュール単体で通信端末機器の技術基準を満足して、技術基準適合認定を受けているので、ユーザーがモデムモジュールを取り外す事の可、不可をモジュール認証・認定適用範囲の条件にする事は適当ではない。</p> <p>アメリカ、ヨーロッパ等の諸外国ではユーザーがモデムモジュールを取り外す事の可、不可をモジュール認証・認定適用範囲の条件にはしていない(取り外しが不可能な構造でもモジュール認証・認定が適用される)。</p> <p>要望が実現されることによって、電気通信端末機器の認証・認定審査に必要な書類を作成するのに要する工数、審査費用を削減する事が出来る。</p>	電気通信事業法第52条 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第3条	総務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5094	50940009		ソニー株式会社	9	その他金融業を行う者の資金の貸付(住宅ローン)の代理業務に係る規制の緩和	定められた施設以外での契約締結の媒介(勧誘行為を含む)を認めていただきたく(渉外業務を行うことを認める)。		保険会社が行うことのできる業務として、その他金融業を行う者の資金の貸付の業務の代理が認められたにも拘わらず、定められた施設以外での契約締結の媒介(勧誘行為を含む)を行うことができないことは、渉外業務ができないことであり、事業促進において極めて大きな阻害要因となる。よって、保険会社が、定められた施設以外での契約締結の媒介(勧誘行為を含む)を行うことが可能となれば、事業促進の向上はもとより、顧客利便性の向上の観点からも極めて有効である。	保険業法第98条第1項第1号、保険業法施行規則第51条第1項第3号、銀行法第8条第1項、銀行法施行規則第8条第1項、金融庁告示第20号	金融庁	
5094	50940010		ソニー株式会社	10	生命保険の構成員契約規制の廃止	生命保険の構成員契約規制を早期に廃止すべきである。		当該規制は、従業員等への圧力販売を防止するための措置として講じられているものであるが、行政改革委員会「最終意見」(平成9年12月)では、「今後、保険業法において、消費者の意見を踏まえつつ、「圧力募集」に対処する他の実効性のある透明なルールを検討するとともに、構成員契約規制の撤廃の可否を含めた検討を行っていくべきである」と述べられている。また、「規制改革推進3か年計画(改訂)」(平成14年3月29日閣議決定)では、金融審議会において引き続き検討を進めることとされているに加え、平成16年3月19日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」でも平成16年において、「結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされている。募集代理店が自社ないしグループ企業の従業員に保険を販売する際には常に圧力募集が行われるというわけではない。むしろ、かかる販売自体を制限することは、競争原理に反することといえる。かかる圧力募集は、商品に関する説明義務や優越的地位の濫用禁止等にかかる規制の適用ならびに、例えば公益通報者保護制度等のチェック機能の利用等により、防止可能と思われる。	保険業法第300条、保険業法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5094	50940011		ソニー株式会社	11	事業系一般廃棄物(木くず)の処理方法	事業系一般廃棄物(木くず)の処理方法について、ある一定規模の排出がある場合においては産業廃棄物とみなし、産業廃棄物処理と同等の処理方法の適用が可能となよう、規制改革を望む。		現在、木くずについては、“建設業”および“木材又は木製品の製造業”を除き、一般廃棄物として処理される。従って、木材パレットなど、事業所から出る木くずについて、産業廃棄物処理業者による処理が不可能となっている。この結果、当該廃棄物の処理には、①自治体の運営する処理施設へ直接搬入する、②一般廃棄物業者に廃棄を委託する、のいずれかの方法が必要であり、自治体を越えた処理も困難であるなどの制約もあって、業務遂行上のコスト要因となっている。そもそも、同じ材質であるにもかかわらず、排出業種による分類がなされるのはおかしい。また、一般廃棄物として処理される場合、行政によっては、単純な焼却処理ケースもあり、資源循環という観点からも望ましくない。廃棄物の資源循環という観点も加味した、規制改革が必要だと考える。	廃棄物の処理および清掃に関する法律(廃棄物処理法)、および施行令(廃棄物処理法 第2条第2項・第4項、施行令第2条)	環境省	
5095	50950001		株式会社クレディセゾン・ジェービーエヌ債権回収株式会社・株式会社富士通総研	1	地方税の徴収・回収業務支援	地方自治法243条(私人の公金取扱いの制限)「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせるはならない」の部分に関して規制緩和・規制改革を講ずることが必要。また債権管理回収業に関する特別措置法第一章第二条(定義)についても弁護士法72条に対する配慮をお願いしたい。	文書・電話催告、現地調査支援、訴状作成支援等	債権回収業者(サービサー)は、さまざまな回収に対し、確実な実績をあげるノウハウを有している。公権力の行使の部分以外の文書・電話催告、現地調査や訴状作成などのサポートを行うことで、徴収・回収業務の効率化を図り、徴収率の向上と職員負荷の軽減に寄与することができる。現在は文書・電話催告、現地調査や訴状作成などの支援を行いたくとも、地方自治法243条において「公金の徴収もしくは収納は私人に委任し、または私人をして行なわせるはならない」となっており行うことができない。よって、私人も行うことができるように緩和していただきたい。また、債権管理回収業に関する特別措置法第一章第二条(定義)についても現在定義にないので弁護士法72条に対してご配慮いただきたい。	地方自治法243条(私人の公金取扱いの制限)、債権管理回収業に関する特別措置法第一章第二条(定義)	総務省、法務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5095	50950002		株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	2	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払で行うことに対する規制緩和をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替払や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	これまで各職員が個別に行っていた精算業務をクレジットカード支払で行うことで会計処理の簡素化と事務の効率化を図ることができる。具体的には職員の精算業務の効率化、仮払・立替等の出納業務の削減、決算の簡素化、振込手数料の削減などが実現できると考えているため、クレジットカードによる支払業務を行いたい。現在の各省庁の会計規則上問題があれば、行えるように緩和していただきたい。制度上問題がなければ、その旨を明示していただきたい。現在、内閣府、財務省、経済産業省、警察庁で部分的に導入されている。したがって実務的に問題がないと考える。	各省庁の会計にかかる規則や運用	各省庁	
5095	50950003		株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	3	国税の支払(納付)代行業務	クレジットカードの立替払いによる支払(納付)代行を行う上で、現行の法令や制度において不可能であれば、緩和して認めていただきたい。制度上問題がなく、現在可能であるならば、その旨を明示していただきたい。	クレジットカード決済による立替払い	国民の利便性や収納の確実性を考えると、公金支払(納付)においてクレジットカードの立替払いによる支払(納付)代行を行いたい。現行の法令や制度において、これを妨げるものがあれば緩和を要望。もし制度上問題がなければ、その旨を明示していただきたい。国税通則法第41条では、第三者による国税納付が認められており、クレジットカードによる立替払いも一般的に可能と考える。	現在想定される法令は国税通則法第41条(第三者の納付及びその地位)であるが、その他法令もあれば含む。	国税庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5095	50950004		株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	4	社会保険料の支払(納付)代行業務	クレジットカードの立替払いによる支払(納付)代行を行う上で、現行の法令や制度において不可能であれば、緩和して認めていただきたい。制度上問題がなく、現在可能であるならば、その旨を明示していただきたい。	クレジットカード決済による立替払い	国民の利便性や収納の確実性を考えると、公金支払(納付)においてクレジットカードの立替払いによる支払(納付)代行を行いたい。現行の法令や制度において、これを妨げるものがあれば緩和を要望。もし制度上問題がなければ、その旨を明示していただきたい。	現在想定される法令はであるが、国民健康保険法第78条その他法令もあれば含む。	社会保険庁	
5095	50950005		株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	5	国民年金の支払(納付)代行業務	クレジットカードの立替払いによる支払(納付)代行を行う上で、現行の法令や制度において不可能であれば、緩和して認めていただきたい。制度上問題がなく、現在可能であるならば、その旨を明示していただきたい。国民年金施行規則第72条において保険料の収納を委託できるものとして「公共料金に関する事務処理実績を有する者」と規定していることから、既に電気/ガス料金等の決済サービスを提供しているクレジットカード会社も対象となるのではないかと考える。	クレジットカード決済による立替払い	国民の利便性や収納の確実性を考えると、公金支払(納付)においてクレジットカードの立替払いによる支払(納付)代行を行いたい。立替払いの導入は十分可能であると考え、現行法令の規定が明確でない。国民年金施行規則第72条において保険料の収納を委託できるものとして「公共料金に関する事務処理実績を有する者」と規定していることから、既に電気/ガス料金等の決済サービスを提供しているクレジットカード会社も対象となるのではないかと考える。現行の法令や制度において、これを妨げるものがあれば緩和を要望する。もし制度上問題がなければ、その旨を明示していただきたい。	現在想定される法令は国民年金法92条の3(保険料の納付委託)、国民年金施行規則第72条及びこの規程に基づく関係法令、であるが、その他法令もあれば含む。	社会保険庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5095	50950006		株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	6	雇用保険料の支払(納付)代行業務	クレジットカードの立替払いによる支払(納付)代行を行う上で、現行の法令や制度において不可能であれば、緩和して認めていただきたい。制度上問題がなく、現在可能であるならば、その旨を明示していただきたい。	クレジットカード決済による立替払い	国民の利便性や収納の確実性を考えると、公金支払(納付)においてクレジットカードの立替払いによる支払(納付)代行を行いたい。現行の法令や制度において、これを妨げるものがあれば緩和を要望。もし制度上問題がなければ、その旨を明示していただきたい。	現在想定される法令は労働保険の保険料の徴収等に関する法律第29条であるが、その他法令もあれば含む。	社会保険庁	
5095	50950007		株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	7	国立大学・高等専門学校等の受験料・授業料の支払(納付)代行業務	各国立大学の「財務及び会計に関する事項についての基準」(会計規程)で「クレジットカード決済も行う」といった追加をしていただきたい。	クレジットカード決済による立替払い	学生及び学生の両親等の支払(納付)方法の多様化による利便性と収納率の向上を図るため、クレジットカードの立替払いによる支払(納付)代行を行いたい。各国立大学等の「財務及び会計に関する事項についての基準」において、クレジットカードの立替払いを認めていただきたい。もし現行制度上問題がなければ、その旨を明示していただきたい。	各国立大学で「財務及び会計に関する事項についての基準」(会計規程)	文部科学省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5095	50950008		株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	8	反則金の支払(納付)代行業務	反則金のクレジットによる立替払いを行いたいのをこれを可能とすることとしていただきたい。もし現在可能であるならば、その旨を明らかにしていただきたい。可能でない場合はこれを可能とするように改めていただきたい。	クレジットカード決済による立替払い	現在、反則金は滞納が数多く発生している。したがって滞納の軽減と払込者の利便性のため、クレジットカードの立替払いを行いたい。道路交通法128条(反則金の納付)や道路交通法施行令52条(反則金の納付)及び仮納付)2項において、クレジットカードによる立替払いを可能とすることとしていただきたい。もし現在可能であるならば、その旨を明らかにしていただきたい。可能でない場合、これを可能としていただきたい	道路交通法128条、道路交通法施行令52条2項	警察庁	
5095	50950009		株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	9	税理士試験の受験料の支払(納付)代行業務	税理士法施行規則第4条(受験手数料等)「法第九条第一項の受験手数料又は同条第二項の認定手数料は、それぞれ第二条第一項の税理士試験受験願書又は同条第三項の研究認定申請書若しくは前条第二項の研究認定申請書兼税理士試験免除申請書に収入印紙をはって納付しなければならない。」の部分を規制緩和していただきたい。	クレジットカード決済による立替払い	現在、税理士試験の受験手数料は印紙で払うが、受験者の利便性を考慮しクレジットカードによる立替払いを行いたい。したがって税理士法施行規則第4条(受験手数料等)「法第九条第一項の受験手数料又は同条第二項の認定手数料は、それぞれ第二条第一項の税理士試験受験願書又は同条第三項の研究認定申請書若しくは前条第二項の研究認定申請書兼税理士試験免除申請書に収入印紙をはって納付しなければならない。」の部分を規制緩和していただきたい。	税理士法施行規則第4条(受験手数料等)	国税庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5095	50950010		株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	10	特許・実用新案・商標・意匠の申請手数料の支払(納付)代行業務	特許法107条(特許料)5項「第一項の特許料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。」の部分を規制緩和していただきたい。	クレジットカード決済による立替払い	現在、特許・実用新案・商標・意匠の申請手数料は印紙で払うが、申請者の利便性を考慮しクレジットカードによる立替払いを行いたい。したがって特許法107条(特許料)5項「第一項の特許料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてなければならない。ただし、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。」の部分を規制緩和していただきたい。	特許法107条(特許料)5項	特許庁	
5095	50950011		株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	11	司法書士試験の受験料の支払(納付)代行業務	司法書士法施行規則第3条3項(受験手続)「法第六条第四項に規定する受験手数料は、受験申請書に受験手数料の額に相当する額の収入印紙をはつて納付しなければならない。」の部分を規制緩和していただきたい。	クレジットカード決済による立替払い	現在、司法書士試験の受験手数料は印紙で払うが、受験者の利便性を考慮しクレジットカードによる立替払いを行いたい。したがって司法書士法施行規則第3条3項(受験手続)「法第六条第四項に規定する受験手数料は、受験申請書に受験手数料の額に相当する額の収入印紙をはつて納付しなければならない。」の部分を規制緩和していただきたい。	司法書士法施行規則第3条3項(受験手続)	法務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5095	50950012		株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	12	弁理士試験の受験料の支払(納付)代行業務	弁理士法施行規則第7条(受験手数料)「法第十五条第一項に規定する受験手数料は、受験願書に、特許印紙を貼って、これを納付しなければならない。」の部分を規制緩和していただきたい。	クレジットカード決済による立替払い	現在、弁理士の受験手数料は印紙で払うが、受験者の利便性を考慮しクレジットカードによる立替払いを行いたい。したがって弁理士法施行規則第7条(受験手数料)「法第十五条第一項に規定する受験手数料は、受験願書に、特許印紙を貼って、これを納付しなければならない。」の部分を規制緩和をしていただきたい。	弁理士法施行規則第7条(受験手数料)	特許庁	
5096	50960001		社団法人信託協会	1	国・地方公共団体の保有する財産について流動化、証券化を目的とした信託を可能とすること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国が保有する財産は、行政財産、普通財産、物品及び債権に分類される。また、地方公共団体が保有する財産は、行政財産、普通財産、物品及び債権並びに基金に分類される。しかし、ともに、普通財産である土地(及びその定着物)以外を信託することは認められていない。 ・ また、普通財産である土地(及びその定着物)の信託についても、国・地方公共団体自らが受益者となる場合しか認められておらず、また、地方公共団体の場合は公用又は公共用に供するために必要が生じたときは信託期間中であっても信託契約を解除できるものとされている。 ・ そこで、国・地方公共団体が保有する財産のうち、普通財産である土地(及びその定着物)以外の財産についても信託を可能とすること、及び、その場合に(普通財産である土地(及びその定着物)の信託も含めて)流動化、証券化が可能となるような法的手当てをあわせて行うことを要望するもの。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び地方公共団体いずれにおいても、早期の財政健全化の必要性が叫ばれている現在において、保有する財産の売却を中心に財政の健全化に向けた取組みがなされているところ、その財産によっては、購入に多額の資金を必要とするために、売却先が現れない場合も想定される。斯かる場合において、その保有する財産を流動化、証券化のために信託することにより、当該信託により生じる受益権を小口化し、多数の投資家に売却することで資金調達が可能となり、早期の財政健全化が図られることとなる。 ・ また、地方公共団体において、資金調達手段の多様化が図られることは、地方分権の推進という国家施策にも合致するものである。なお、一部の地方公共団体においては、保有する金銭債権をローン・パーティシパーション方式で流動化した実例が存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国有財産法等 ・ 地方自治法第237条、238条の4及び238条の5 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務省 ・ 総務省 	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5096	50960002		社団法人信託協会	2	国内の年金ファンド等による海外REITの組入れを容易にすること	<ul style="list-style-type: none"> 主として不動産に投資を行う海外REIT(米国REIT、豪州プロパティ・トラスト等)は、「投資信託及び投資法人に関する法律」における外国投資信託あるいは外国投資証券に該当するものと解されている。なお、外国投資信託及び外国投資証券については、発行者等による内閣総理大臣への届出がない場合、国内の証券会社は募集、売買、媒介、取次ぎ等を行うことができないこととなっている。ここで、海外REITについては、当該届出がなされていないものが一般的であることから、国内の証券会社は取扱いができない。 例えば、以下のような場合については、投資家保護上、特段の問題は生じないと考えられることから、海外REITで発行者による届出がないものについて国内の証券会社による取扱いを可能とする手当てを要望するもの。 <ol style="list-style-type: none"> ① 売買の発注者が適格機関投資家である場合 ② 海外の市場に上場されている等の一定の基準を満たすものである場合 ③ 設定された国の法令に基づき承認等を取得している場合 なお、②③については、特定の国・地域の市場に上場されている、あるいは特定の国・地域の法令に基づき承認等を取得しているREITに限定して、取扱いを可能とする手当てもあり得る。 		<ul style="list-style-type: none"> 海外REITは、外国株式の主要インデックスの構成銘柄として一定比率含まれており、当該指標をベンチマークとするパッシブ型の信託財産(特に年金資産)運用において、組み入れが必須となっている。 ここにおいて、国内証券会社を通じた売買の発注ができないため、運用実績がベンチマークと乖離する要因になっており、結果、投資家の利益を害するものとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 投資信託及び投資法人に関する法律第58条及び第220条 	・金融庁	
5096	50960003		社団法人信託協会	3	信託銀行による投資信託の効率的運用を阻害する規制を撤廃すること(その1)	<ul style="list-style-type: none"> 投資一任業務の認可を受けた信託銀行が、委託者指図型投資信託あるいは投資法人より投資信託財産の運用に係る権限の委託を受ける場合において、当該信託銀行が自ら受託者となっている投資信託財産については、「主として有価証券」に運用することができない。 投資一任業務の認可を受けた信託銀行が、投資信託財産の運用に係る権限の委託を制約なく受けられるようにすることを要望するもの。 証券投資信託以外の投資信託、例えば不動産投資信託については、斯様な規制はなく、制度間の規制に論理的整合性がない。 「主として有価証券」に投資する投資信託財産の運用と管理を同一の者が行う場合は、有価証券の値動きを利用して、受託者自らあるいは当該投資信託の受益者以外の第三者を利するような行為を行うというような弊害の発生の可能性が高いということであれば、当該弊害を防止するための行為規制を課すことで対応は可能である。 但し、現在国会上程中の信託業法改正案において、受託者には忠実義務(第28条第1項)、善管注意義務(同条第2項)、分別管理義務(同条第3項)が課されるとともに、信託財産に係る行為準則(第29条第1項)及び自己取引に係る行為準則(第29条第2項)が設けられており、加えての行為規制は不要である。 なお、会社型投資信託において、証券業を兼業する投資信託委託業者は、投資法人の資産の運用と当該投資法人の資産の保管をあわせて受任することができることから、上記の規制には理屈がないことが明らかであることから、早期の撤廃を要望するものである。 		<ul style="list-style-type: none"> 投資一任業務の認可を受けた信託銀行は、「認可投資顧問業者」として、有価証券運用に係る専門的な知識・経験を有する者である。当該規制の撤廃により、斯かる知識・経験が存分に発揮され、運用機関間の競争が一段と促進されることにより、多様な運用サービスの提供、多様な投資信託商品の組成が可能となり、商品選択の選択肢の拡大等、投資家の利益に大いに資するものである。 また、投資家による投資信託商品取引の拡大により、有価証券取引が拡大し、有価証券取引市場の活性化、安定的な成長も図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第2条 	・金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5096	50960004		社団法人信託協会	4	信託銀行による投資信託の効率的運用を阻害する規制を撤廃すること(その2)	<ul style="list-style-type: none"> 委託者非指図型投資信託について、信託銀行が信託財産を「主として有価証券」に運用することができない。 斯かる規制の撤廃を要望するもの。 委託者非指図型投資信託の受託者たる信託銀行は、信託法等の規律の適用を受けけるものであり、諸規律を遵守すべく十分な運営・管理体制を整備・構築している。 「主として有価証券」に投資する投資信託財産の運用と管理を同一の者が行う場合は、有価証券の値動きを利用して、受託者自らあるいは当該投資信託の受益者以外の第三者を利するような行為を行うというような弊害の発生の蓋然性が高いということであれば、当該弊害を防止するための行為規制を課すことで対応は可能である。 但し、現在国会上程中の信託業法改正案において、受託者には忠実義務(第28条第1項)、善管注意義務(同条第2項)、分別管理義務(同条第3項)が課されるとともに、信託財産に係る行為準則(第29条第1項)及び自己取引に係る行為準則(第29条第2項)が設けられているところであり、加えての行為規制は不要である。 また、そもそも信託財産の運用対象は信託契約により決定されるべきものであり、法令による規制は多様な商品設計の阻害要因以外のなものでもないことから、早期の撤廃を要望するもの。 		<ul style="list-style-type: none"> 信託銀行は、有価証券運用に係る専門的な知識・経験を有している。当該規制の撤廃により、斯かる知識・経験が十分に発揮され、運用機関間の競争が一段と促進されることにより、多様な運用サービスの提供、多様な投資信託商品の組成が可能となり、商品選択の選択肢の拡大等、投資家の利益に大いに資するものである。 また、投資家による投資信託商品取引の拡大により、有価証券取引が拡大し、有価証券取引市場の活性化、安定的な成長も図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 投資信託及び投信法人に関する法律第49条の3 	・金融庁	
5096	50960005		社団法人信託協会	5	財産の効率的運用に資するインターナショナル・クロス取引に係る規制を緩和すること	<ul style="list-style-type: none"> 投資一任契約に係る信託財産と他の投資一任契約に係る信託財産との間のインターナショナル・クロス取引を行うには、「あらかじめ個別の取引ごとに双方の顧客の同意を得」る必要がある。 ここで、当該インターナショナル・クロス取引を信託業法案第29条第2項及び第3項の規律を参考に、以下の要件により行うことを可能とするよう、要望するもの。 ① 投資一任契約においてインターナショナル・クロス取引を行う旨及び当該取引の概要についての定めがあること ② 取引が公正なものであること ③ 取引後に当該取引に係る開示がなされること 特に、恣意的裁量の入る余地がなく機械的に財産の運用が行われる、パッシブ・ファンド、モデル・ドリブン・ファンドについては、少なくとも上記の要件により可能として頂きたい。 		<ul style="list-style-type: none"> インターナショナル・クロス取引は、取引コストの削減、価格変動リスクの削減等を目的として行われるものであり、顧客の利益に資するものである。しかし、現行の規制に従い、当該取引を行う都度、事前にかつ個別に顧客の同意を得ることは実務上困難であり、当該取引を禁止しているのに事実上等しく、無用な取引コストが発生し、顧客の利益を害する結果を招来している。 当該取引は、同一の運用者が複数の投資一任契約に係る信託財産間で有価証券の売買を行うものであることから、利益相反を生む余地を孕んでおり、一定の弊害防止措置を講じる必要があることは事実であるが、当該取引を行うにあたって、要望内容に記載の要件を課すことで、運用者の恣意の排除、取引の透明性の確保が可能であり、利益相反という弊害が生じる惧れは十分に排除できるものと考えられる。 今後、信託銀行に運用裁量権のある信託が、投資一任業者に運用裁量権がある信託に切替わっていく可能性を勘案すれば、信託業法案第29条第2項及び第3項の規律を採用することが相当である。 なお、米国のERISA法においては、パッシブ・ファンド及びモデル・ドリブン・ファンドについて、一定の要件(トリガー・イベントの特定による運用者の恣意性の排除、適時の情報開示、記録の保管等)のもと、取引を行う都度の顧客の個別の同意を要しないこととしており、規制の国際的な整合性という観点からも取引条件が劣後することから、上記の対応を求めるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券に係る投資顧問業者の規制等に関する法律施行規則第29条の2第1項第4号 	・金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5096	50960006		社団法人信託協会	6	信託財産に係る議決権保有規制の緩和(独占禁止法)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独占禁止法では、銀行業を営む会社は、同法第11条第2項の認可を受けることにより、信託財産として総株主の議決権の5%を超える議決権を1年超保有することができる。なお、その認可基準は公正取引委員会ガイドライン「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」に定められているところである。 ・ 同ガイドライン中、“信託財産として所有等する議決権の増加割合が年1%以下であること”という認可基準につき、規制の緩和を求めているもの。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ アクティブ・ファンドにおける運用計画に沿った銘柄の新規組入れ、追加取得、あるいは運用計画の変更に伴う新規組入れ等により、個別銘柄によって議決権保有割合が短期間で大幅に増加する実例が存在する。 ・ 斯かる実例が存在するところ、“信託財産として所有等する議決権の増加割合が年1%以下であること”という基準により、信託財産の効率的な運用を阻害し、投資家の利益を害する結果を招来している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独占禁止法第11条 ・ 公正取引委員会ガイドライン「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公正取引委員会 	
5096	50960007		社団法人信託協会	7	投資顧問業者の役員または投資顧問業法施行令第3条に規定する使用人の住所に関する公衆縦覧の廃止および住所変更に伴う変更の届出の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資顧問業者登録簿には、投資顧問業者の役員または投資顧問業法施行令第3条に規定する使用人(以下、「重要な使用人」という。)の住所が記載されており、それらは公衆の縦覧に供されている。 ・ また、役員または重要な使用人の住所に変更が生じた場合には変更の届出を行っている。 ・ この「住所」に関する公衆縦覧の廃止と、住所変更に伴う変更の届出を廃止していただきたい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資顧問業者の役員または重要な使用人として届け出ている以上、住所までを開示する必要性は乏しく、住所などの個人情報を公衆の縦覧に供することは、プライバシーおよびセキュリティ上の問題もあることから要望するもの。 ・ また、住所に関する公衆縦覧が廃止されることにより、住所変更の届出も不要であると考えられるため、当該事由による変更の届出の廃止を要望するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第6条および第8条 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融庁 	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5096	50960008		社団法人信託協会	8	投資顧問業法第8条第1項および第29条第1項第6号に基づく変更届出書の提出期限の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可投資顧問業者は、投資顧問業者登録簿に記載されている事項、投資判断者等に異動が生じた場合および営業所に変更があった場合などにおいて、変更の届出を2週間以内に行うこととされているが、この期限を弾力化していただき、例えば1ヵ月としていただきたい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 2週間に以内に会社の登記簿謄本、個人の住民票等の公的書類を準備し、変更届出書に添付することは実務上困難な場合もあるため、緩和を要望するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第8条第1項および第29条第1項第6号 	・ 金融庁	
5096	50960009		社団法人信託協会	9	確定給付企業年金・厚生年金基金における制度設計の自由度向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確定給付企業年金では、適格退職年金や退職一時金において認められている加入資格、給付設計等の要件について適用できないものがある。また、キャッシュバランスプランに係る要件、老齢給付金支給要件、選択一時金支給要件等により、円滑な制度移行や、高齢者に係る勤務形態の多様化への対応に支障をきたすケースが生じている。 ・ 退職一時金制度や適格退職年金からの円滑な移行を促進するために、以下の項目についての制限を緩和ないし弾力化すること。 ① 加入者期間・加入待期間に係る制限の緩和 ② 給付における完全調整の容認 ③ キャッシュバランスプランに係る選択肢の拡大(給付額に下限を設けない制度の導入、下限を設ける場合の運営の弾力化、再評価指標の拡大) ④ 確定給付企業年金法における老齢給付金の支給要件の緩和(例えば、60歳以上の退職を支給要件とすることを可能とすること。) ⑤ 選択一時金の支給上限に係る制限の緩和(例えば、選択一時金の支給上限である「保証期間に係る現価相当額」の計算に用いる割引率として、「一時金選択時に支給されている年金額または支給される予定の年金額の給付利率」を使用する取扱いを認めること。) 		<ul style="list-style-type: none"> ・ ①・②顧客ニーズに合わせた柔軟な制度要件による制度間の円滑な移行を促進し、公的年金を補完する役割を負っている各企業年金制度の普及・拡充への基盤を整備するもの。 ・ ③キャッシュバランスプランは、運用リスクの年金財政への影響軽減が可能となる有意義な方式であり、確定給付型の企業年金の一層の普及・充実にため更なる選択肢の拡充を求めるもの。 ・ ④現状、老齢給付金支給要件は60歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達したときとされている。高齢者に係る勤務形態が多様化するなかで、年金か雇用かの選択肢を設けたい企業もあり、年齢のみを要件とすると支障が生じるため、例えば60歳以上の退職を支給要件とする等の措置を要望するもの。 ・ ⑤現状、上記計算に係る割引率として、「前回の財政計算の下限予定利率」を用いることとされており、今後これが給付利率を上回ると一時金支給が年金支給に対し不利となるため、一時金支給への制限緩和を要望するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 確定給付企業年金法、厚生年金保険法、関連政省令・通知 	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5096	50960010		社団法人信託協会	10	確定給付企業年金・厚生年金基金における財政運営の自由度向上	<ul style="list-style-type: none"> 確定給付企業年金及び厚生年金基金については、制度間移行等の有無に関わらず、非継続基準の適用により一定期間内の積立基準確保が求められている。 代行返上等の制度間移行によって大幅に掛金負担が増加することがないよう、非継続基準に抵触した場合の積立期限を弾力化していただきたい。 		<ul style="list-style-type: none"> 企業年金制度は長期に亘って継続されることに鑑み、環境変動による制度運営負担を軽減する観点から、非継続基準抵触時の積立期限の延長を求めるもの。 	確定給付企業年金法、厚生年金保険法、関連政省令・通知	厚生労働省	
5096	50960011		社団法人信託協会	11	確定給付企業年金における規約の承認・認可申請手続の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 確定給付企業年金制度では、規約(制度)の制定・変更にかかる承認・認可申請手続について、適格退職年金制度からの移行の場合を含め、原則として、厚生労働大臣へ申請書を提出し、事前に承認・認可を受ける手続を行わなければならない。(届出で足りる範囲は限定的である。)また、申請に要する書類は多岐に亘っている。このため、円滑な規約の制定・変更に支障をきたす恐れがある。 一定の要件を充たす場合(転籍の発生に伴うポータブルペンションの実施等)については、事前の承認・認可手続を緩和し、事後の届出で足りる範囲及び届出を不要とする範囲を拡大することを認めていただきたい。 また、事前の承認・認可手続を要する場合においても、申請手続に係る提出書類の簡素化を図っていただきたい。 		<ul style="list-style-type: none"> 現状の確定給付企業年金の承認・認可手続においては、原則として事前の承認・認可手続が必要とされており、過度の規制となっていると考えられる。特に、適格年金では大多数が自主審査を経て受託機関が国税庁へ届出を行っているのに対し、確定給付企業年金では事業主が厚生労働大臣へ承認・認可申請を行わなければならない、委託者の負担が大きく増加している。 また、厚生年金基金は最多でも1,800基金程度であったため認可申請制度でも可能であったと思われるが、現在の50,000件以上の適格年金(100人以上でも10,000件超)が確定給付企業年金へ移行するにあたっては、スムーズな許認可運営のためにも、手続きの緩和が不可欠と考える。 上記を勘案し、かつ、現在の適格年金の運営を鑑み、転籍の発生に伴うポータブルペンションの実施等一定の条件を充たす場合につき、事後届出制を導入すること、及び、届出不要とする範囲を拡大することを要望するもの。併せて、事前の承認・認可手続を要する場合についても提出書類の簡素化を要望するもの。 	確定給付企業年金法第5条・第6条・第12条・第16条	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5096	50960012		社団法人信託協会	12	確定拠出年金法 災害時等の一時金引出しの追加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 60歳未満での一時金の引出しは、障害になった場合の給付、死亡一時金を除くと、脱退一時金しか認められていない。 ・ 災害時等においては引出しを可能とする措置を設けていただきたい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 確定拠出年金は、厚生年金基金、適格退職年金等の従来の企業年金と異なり、各人毎の保有資産・残高管理されており、随時これを知ることが出来る。そのため、各人は自身の資産との意識が高く、災害時等においてはその引出しを希望する可能性が高いと考える。 ・ また、こうした解約の道を作ることは、個人型、企業型ともに、制度の普及にも資するものと考えられる。 	確定拠出年金法	厚生労働省	
5097	50970001		岐阜県多治見市	1	育児に係る部分休業の時間数の弾力化	1日2時間まで取得できる育児のための部分休業の時間数の弾力化	育児のための部分休業の時間数について、「勤務時間の始め又は終わりにおいての2時間」を例えば「1週間を通じて20時間を超えない範囲内」などとし、制度の多様な活用を図る。	<p>①子を養育する職員の育児・託児の態様から、1日2時間の部分休業形態は積極的な活用が図りにくいとの意見があること。②育児は地方公務員のみならず、国家公務員、民間企業労働者にも共通する事項と認識している。したがって、次世代育成支援の観点からも育児休業制度を全国的な規模で活用しやすい制度にすべきことが急務であること。③国との権衡を考慮して、国の育児休業制度に準じて定めるものとの意見は理解できるが、平成16年6月9日に公布された「地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律(法律第85号)」においては、国家公務員にない制度を地方公務員制度に導入された例(高齢者部分休業及び修学部分休業制度の創設)もあることから、必ずしも国の育児休業制度に準じなければならないとはいきれないこと。</p>	<p>①国家公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第109号)第3条、第4条、第11条 ②地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)第2条、第3条、第9条 ③人事院規則19-0(職員の育児休業等)第15条 ④地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項</p>	総務省	構造改革特区第5次提案(規制特例提案事項管理番号16371010)

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5097	50970002		岐阜県多治見市	2	育児休業期間の弾力化	育児休業期間について、例えば1週間のうち2日間や隔日勤務などを可能にする育児休業形態の弾力化	育児休業は子が3歳になるまでの間で、「育児休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして承認の請求をするもの」とされており、継続的な休業制度から、例えば「1週間のうち2日間勤務」や「隔日勤務」などに変更するなど育児休業制度の多様な活用を図る。	①承認された期間を継続的に休業する(断続的な勤務が認められない)ことから、職場復帰への不安が大きいとの意見があること。②育児は地方公務員のみならず、国家公務員、民間企業労働者にも共通する事項と認識している。したがって、次世代育成支援の観点からも育児休業制度を全国的な規模で活用しやすい制度にすべきことが急務であること。③国との権衡を考慮して、国の育児休業制度に準じて定めるものとの意見は理解できるが、平成16年6月9日に公布された「地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律(法律第85号)」においては、国家公務員にない制度を地方公務員制度に導入された例(高齢者部分休業及び修学部分休業制度の創設)もあることから、必ずしも国の育児休業制度に準じなければならないとはいきえないこと。	①国家公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第109号)第3条、第4条、第11条 ②地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)第2条、第3条、第9条 ③人事院規則19-0(職員の育児休業等)第15条 ④地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項	総務省	構造改革特区第5次提案(規制特例提案事項管理番号16371020)
5097	50970003		岐阜県多治見市	3	地方自治法第96条第1項第12号の和解及び同項第13号の損害賠償の額を定めることに関する議会の議決範囲の緩和	地方自治法第96条第1項第12号の和解及び同項第13号の損害賠償の額を定めることに関する議会の議決範囲の緩和	交通事故等による小額な損害賠償については、保険で対応が可能であり、地方公共団体にとって異例の支出義務を負うものでないにもかかわらず、その都度同法180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告しなければならない。 したがって、事務の合理化を図る観点から「政令で定める金額以内で条例に定める金額」としては、地方自治法第96条第1項第13号の議会の議決要件から除くこととする。 また、「示談」に当たる同法第96条第1項第12号の「和解」についても同趣旨で、「法律上その義務に属する損害賠償に関わるものについては、政令で定める金額以内で条例で定める金額」を除外することとする。		地方自治法第96条第1項第12号及び同項第13号	総務省	昨年本市において、地方自治法180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告した損害賠償の額を定める件数は10件で、1件当たりの平均額は63,276円である。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5097	50970004		岐阜県多治見市	4	勤務実績を反映した給与処遇制度の創設	勤務評価結果に基づき、給料月額に一定割合を加算し、又は減額することができる制度の構築を提案したい。一定期間、一定割合の加算、減算を行うことにより、勤務実績を給料に柔軟に反映させることを目的とする。現行の給料表、給与体系を維持したうえで給料に勤務評価結果を反映させたい。	勤務評価結果に基づき、特に成績優秀であった者に対しては給料月額に一定割合を加算、また、成績が特に良くない者に対しては一定割合を減額することとし、次の評定期間の成績次第では本来受けるべき給料月額に戻ったり、又はこれに加算、減算されたりする制度を構築するよう提案したい。級・号給を変更することなく、法又は条例で定める一定期間、一定割合の加算、減算を行うことにより、勤務実績を給料に柔軟に反映させることを目的とする。現行制度において同様の効果を求めようとする、同一人に対して特別昇給や降給を繰り返すこととなり現実的ではない。あくまでも現行の給料表、給与体系を維持したうえで給料に勤務評価結果を反映させたい。	①「働かなくても同じ給料」は是正すべき。②職員が高い士気をもって働くためには、その「働き」を適切に給料に反映させることが必要。③民間においても成果主義の給与体系が導入されつつあること。	①地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条 ②同法第25条第3項 ③同法第27条及び第28条	総務省	構造改革特区第5次提案(規制特例提案事項管理番号16381010)。本提案の趣旨に鑑みれば一部の地域においてのみ適用されるより、むしろ全国的に実施することができるよう措置することが適当であると考えられることから、特区における規制の特例措置の提案ではなく、全国で実施すべき規制改革・民間開放要望において提案を行うものである。
5097	50970005		岐阜県多治見市	5	執行機関の条例による設置	地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第1項によれば、普通地方公共団体の執行機関の設置は、法律によることとされている。本提案は、普通地方公共団体の執行機関を当該普通地方公共団体の条例により設置することができるものとするものである。	本市では、行政改革の観点から、苦情処理に限らず、行政改善の手法として、オンブズパーソンを設置を検討していくこととしており、市民からも設置すべきとの意見を頂いているところである。オンブズパーソンの実効性を高めていくには、高い独立性を持ち、独自の権限を持つ機関として設置する必要がある。しかしながら、現行法の枠組みでは、執行機関の附属機関として設置するしかなく、条例により執行機関として設置できることとするよう提案するものである。	オンブズパーソンを設置手法として、執行機関の附属機関と執行機関を比較すると次のとおりである。 (1)執行機関の附属機関 附属機関は、執行機関に対して、拘束力を持たず、また、その運営についても、独立性が無い。 また、その設置目的については、調停、審査、諮問又は調査とされている。 (2)執行機関の設置 執行機関は、その権限の範囲内で、自ら意思決定が可能であり、拘束力を持つことも可能であり、また、その運営についても、独立性が担保される。 そもそも、執行権限が一の機関に集中されることなく、複数の執行機関が設けられている趣旨を期するとともに、住民の直接参加による機関により行政の民主化を確保するためである。 本提案の趣旨も、これと異なるところはない。 既に、多くの地方公共団体において、オンブズパーソン制度が確立されている。これらについては、現行法の制限により、執行機関として設置することができず、執行機関の附属機関として設置しているところであるが、独立性の確保については、その任命に当たり、議会の同意を要件とするなどにより担保してきているに過ぎない。従って、執行機関に対する附属機関の意見の拘束力については、自ずから限界がある。 これらのことから、オンブズパーソンの実効性を高めていくため、執行機関としての設置が有効であると考ええる。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第1項	総務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5098	50980001		H. C. G. 研究所	1	スクール・カウンセラーの業務独占資格の廃止	スクール・カウンセラー（SCと略す）の選考の基準の中、第4条の「ただし書き」の全文（3行）を削除する。	日本各地の教育委員会は、この削除により、学校のニーズ・学区の教育予算にあった、SCとSCに準ずる者を自由に採用することができる。これにより以下の効果が生まれる。 ①教育委員会の人事は臨床心理士に限定せず、広く人材を採用し、活用することができる。 ②準ずる者に就職と活躍の機会と希望を与える ③臨床心理学以外の心理学（教育、学習発達、等）を学ぶ多数の大学生に準ずる者になれる希望と就職の道を開く。 ④退職教員、現場の教師の中に、準ずる者を希望する有能なカウンセラーが多い。	①SCに対する学校の要望は、不登校・いじめ、学習不調、学級崩壊、反社会的行動、キャリア相談等がある。これには臨床心理士よりも、教育カウンセラー、学校心理士の方が適していることが実証されてきた。②臨床心理士は1対1の対応は訓練されているが、小集団、学級集団への対応は訓練されていない。③文科省がSCを臨床心理士に事実上独占させているので、教育現場心理学界・心理系の学部、大学院の文科省に対する不満と差別感が大きい。④SCがスタートして7年文科省は臨床心理士以外の資格者への配慮を示すべきである	スクール・カウンセラー活用事業補助 平成13年4月2日初等中等局長裁定第4条（ただし書き）	文部科学省 初等中等局	* 資料1(初等中等教育局長平成13年4月2日通達)
5099	50990001		個人	1	氏名に関する人権侵害を防ぐ為に必要な欧文表記を戸籍に記載する特例制度	氏名に関する国民の基本的な人権がとりわけその欧文表記に関して侵害される事実が認められ、その是正のために本人が特定の欧文表記を以って正当な氏名として生涯責任を負う旨の宣誓手続きを申し出た場合には、戸籍にその個人の「氏名の欧文表記」として記載する。かかる表記は元来の和文表記を駆逐するものではない。記載後の変更には家裁による手続きを要件とする。1. いわゆるローマ字諸派の流儀により「本人が忌避する不正確な呼称」や「性別錯誤など氏名として忌避すべき価値の連想」を惹起する恐れが否定できず、2. 本人が定める欧文表記の「本人にとり重要な欧文言語」による呼称が「戸籍に記載された和文氏名表記の呼称」と一致又は最近似する場合にこれを認めるものとする。	国内外を問わず、氏名の人権侵害を甘受せずに生活し活躍できる社会基盤を構築する。1. 報道(含外国語放送等) 2. 医療(CTなど欧文入力機器) 3. 保険・金融・通信等事業や資本の国際化に伴う顧客のdata baseの欧文化 4. 知的所有権情報の国際化 5. 治安・税務情報の国際的共有化 6. 電子的通信網(Internet)による国際的な不特定多数による情報流布 7. 旅券や国際免許等、のすべてに亘り、故意に本人の意思に反する表記を成し流布する者に対し、不法行為法をもって保護される欧文表記を明示できるようになる。これにより、報道被害などの恐れから解放されて大胆に行動の自由、表現の自由を行使できるようになる。国際的な取引、役務提供、補償・賠償請求、婚姻、相続などで尊厳を確保し易くなる。	1. 1988年2月16日最高裁判所第3小法廷は「人はその氏名を正確に呼称されることについて不法行為法上の保護を受けるべき重大な利益を有する」と判決し、「出身国の内外を問わず」と認め一方、「正しく読めない表記なら仕方ない」として賠償請求を棄却した。よって「欧文においても正しく呼称される表記で名乗り記す権利と責任があり、これを保証せず人権侵害を放置・誘発する行政は判決の趣旨に反し違法」である。2. 2004年7月28日の那覇地裁以来、性同一性障害者に戸籍の性別変更を認める判決が続く。然らば性別錯誤を防ぐ為に本要望を実現することは緊要かつ妥当である。3. 1993年8月からの「悪魔くん」命名事件は「尊厳を毀損する名は受理を拒否してでも阻止」する前例とされ大胆に行動の自由、表現の自由、氏名の人権侵害防止のためには戸籍法の施行に特例も有りうべきことを実証した。(右欄へ続く)	4. 氏名に関して堅持すべき伝統的価値とは「男に女の名や愛玩動物まがいの名はつけない」「国語正字法一般則から外れても正しい呼称と文化的付加価値を尊重することである。戸籍から欧文を排斥するあまり、ローマ字諸派の専横にまかせ、珍奇で不正確な呼称と性別錯誤、愛玩物・まがいの物的印象の欧文表記による尊厳の毀損に対し無防備に放置することを好ずることは「倒錯した偽の伝統主義」である。5. かかる事態は「日本人ならそれによってする侮りや差別による。世界人権宣言第2条は人種、出身国、出生上の地位や社会的身分による差別を禁じ、諸国政府にその防止を義務付けている。現状はそのすべてに違反する。6. 本人の意思に反する欧文表記の流布を許容し、受忍と服従を強いることは思想・表現の自由と個人の尊厳、幸福追求の権利をも侵害し、日本国憲法に違反する。委細添付資料、根拠法令は右欄参照	法務省民事局民事第一課 (根拠法令は戸籍法施行規則および法務省民事局長通達平成六年十一月十六日付法務省民二第7005号第3「名」の傍訓の取扱い)などが該当する。戸籍の記載事項の変更は、資料と異なる。資料として、本要望の詳細と各種関連事例を添付する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5099	50990002		個人	2	内閣告示第一号を改め、氏名に関する人権や知的所有権など文化的付加価値と尊厳を優先すべきことを明記する。	内閣告示第一号及び内閣訓示第一号(共に1954年12月9日付内閣総理大臣吉田茂名で発令)を改め、次の通り加える。1. 氏名の欧文表記については、不正確な呼称や性別錯誤等忌避すべき連想の惹起など、氏名に関する人権の侵害を防止するため、本人の意思に拠る表記を尊重することとし、本表をもってこれを侵害してはならない。2. 知的所有権等、当事者の文化的資産としての固有な名詞の欧文表記についても、当事者の意思と尊厳を尊重するものとし、本表をもって当事者の権利を侵害してはならない。	少なからぬ国民が自ら欧文を使いこなして表現し、文化的付加価値を創造し享受する現代の日本にふさわしく、「特定のつづりに固有の付加価値を宿す固有な名詞の欧文表記については、当事者の憲法上の権利が何よりも優先されるべきこと」を国の基本方針として明示することにより、第三者による勝手な書き成しによる国民の権利の侵害を排除する根拠とする。氏名、商標、社名、地名・自治体名・駅等施設名などの欧文表記について当事者の基本的権利を侵害する不当表記を防ぐために、戸籍・住民票・保険証・各種登録登記制度の施行規則にも優先する指針として明示することにより、不法行為法上の保護を確立する基盤を整える。	1954年以来改正されぬままの告示と訓令は「事務の効率化」のみを優先すべき価値としてあがり、当事者の権利尊重に触れないため、第三者に対し、氏名など国民の文化的所産としての固有な名詞に当事者の権利を無視して差し支えないとの解釈を誘発している。例えばIS03602は図書検索や各種名簿などのdata base、地図などの作成にあたり、「正しく発音できないつづりでも効率化のためならよい」として当事者の権利を無視するべきとしている。これは、欧文を解せぬ被征服国民の氏名欧文表記と同じ扱いであり、かかる人権侵害を放置する根拠となる告示と訓令の改正は緊要である。主権国の法治の基本は氏名に関する人権の尊重である。氏名等固有な名詞に国として侵害から保護する責務を負う価値とは「国語正字法の一般則から外れても固有の表記と呼称に宿る文化的付加価値を尊重する」ことである。	内閣告示第一号及び内閣訓示第一号(共に1954年12月9日付内閣総理大臣吉田茂名で発令)	内閣府	本要望は次項「内閣告示第一号の改正」および住民票、健康保険証に欧文氏名を記載する特例制度を求める要望と関連する。ただし、個別にすみやかに実現することを目指し、他の要望の実現遅延をもって本要望の実現を遅延させるべきものではない。資料として、本要望の詳細と各種関連事例を添付する。
5099	50990003		個人	3	氏名に関する人権侵害を防ぐ為に必要な欧文表記を住民票に記載する特例制度	氏名に関する住民の基本的権利がとりわけその欧文表記に関して侵害される事実が認められ、その是正のために本人が特定の欧文表記を以って正当な氏名として生涯責任を負う旨の宣誓手続きを申し出た場合には、住民票にその個人の「氏名の欧文表記」として記載する。かかる表記は元来の和文表記を駆逐するものではない。1. いわゆるローマ字諸派の流儀により「本人が忌避する不正確な呼称」や「性別錯誤など氏名として忌避すべき価値の連想」を惹起する恐れが否定できず、2. 本人が定める欧文表記の「本人にとり最重要な欧文言語」による呼称が「住民票に記載された和文氏名表記の呼称」と一致又は最も近似する場合にこれを認めるものとする。	国内外を問わず、氏名の人権侵害を甘受せずに生活し活躍できる社会基盤を構築する。1. 報道(含外国語放送等) 2. 医療(CTなど欧文入力機器) 3. 保険・金融・通信等事業や資本の国際化に伴う顧客のdata baseの欧文化 4. 知的所有権情報の国際化 5. 治安・税務情報の国際的共有化 6. 世界的電子通信網(Internet)による国際的な不特定多数による情報流布 7. 旅券や国際免許等、のすべてに亘り「同一性障害者に戸籍の性別変更も認める判決が続き、然らば性別錯誤を防ぐ為に本要望を実現することは緊要かつ妥当である。3. 1993年8月からの「悪魔くん」命名事件は「尊厳を毀損しうる名は受理を拒否してでも阻止」する前例であり、氏名の人権侵害防止のためには戸籍法をはじめ諸法の施行に特例も有りうべきことを実証した。よって戸籍には記載されない振り仮名の記載も基本台帳法施行の通達で推奨する住民票に欧文氏名表記を記載する(右欄へ続く)	1. 1988年2月16日最高裁判所第3小法廷は「人はその氏名を正確に呼称されることについて不法行為法上の保護を受けるべき重大な利益を有する」と判決し、「出身国の内外を問わず」と認め、一方、「正しく読めない表記なら仕方ない」として賠償請求を棄却した。よって「欧文において正しく呼称される表記で名乗り記す権利と責任があり、これを保証せず人権侵害を放置・誘発する行政は判決の趣旨に反し違法」である。2. 2004年7月28日の那覇地裁以来、性同一性障害者に戸籍の性別変更も認める判決が続き、然らば性別錯誤を防ぐ為に本要望を実現することは緊要かつ妥当である。3. 1993年8月からの「悪魔くん」命名事件は「尊厳を毀損しうる名は受理を拒否してでも阻止」する前例であり、氏名の人権侵害防止のためには戸籍法をはじめ諸法の施行に特例も有りうべきことを実証した。よって戸籍には記載されない振り仮名の記載も基本台帳法施行の通達で推奨する住民票に欧文氏名表記を記載する(右欄へ続く)	特別新設は妥当かつ緊要である。4. 氏名に関して堅持すべき伝統的価値とは「男に女の名や愛玩動物まがいの名はつけない」「国語正字法一般則から外れても正しい呼称と固有表記の文化的付加価値を尊重する」ことである。住民票から欧文を排斥するあまり、ローマ字諸派の専横にまかせ、珍奇で不正確な呼称と性別錯誤、愛玩物・まがいの物的印象の欧文表記による尊厳の毀損に対し無防備に放置することを好まざることは「倒錯した偽の伝統主義」である。5. かかる事実は「日本人ならそれによい」とする侮り差別による。世界人権宣言第2条は人種、出身国、出生上の地位や社会的身分による差別を禁止し、諸国政府にその抑止義務を付けている。現状はそのすべてに違反する。6. 本人の意思に反する欧文表記の流布を許容し、受忍と服従を強いることは思想・表現の自由と個人の尊厳、幸福追求の権利をも侵害し、日本国憲法に違反する。委細添付資料、根拠法令は右欄参照	総務省住民基本台帳係 根拠法令は1967年(昭和42年)10月4日付け自治省行政局長通知「住民基本台帳事務処理要項」(振り仮名を記載することが望ましい、とする事項、および、振り仮名は本人の申し出どおりに、とする方針)	本要望は次項「内閣告示第一号の改正」および住民票、健康保険証に欧文氏名を記載する特例制度を求める要望と関連する。ただし、個別にすみやかに実現することを目指し、他の要望の実現遅延をもって本要望の実現を遅延させるべきものではない。資料として、本要望の詳細と各種関連事例を添付する。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5099	50990004		個人	4	氏名に関する人権侵害を防ぐ為に必要な欧文表記を健康保険証に記載する特例制度	氏名に関する被保険者の基本的な人権がとりわけその欧文表記に関して侵害される事実が認められ、その是正のために本人が特定の欧文表記を以て正当な氏名として生涯責任を負う旨の宣誓手続きを申し出た場合には健康保険証にその個人の「氏名の欧文表記」として記載する。かかる表記は元来の和文表記を駆逐するものではない。1. いわゆるローマ字諸派の流儀により「本人が忌避する不正確な呼称」や「性別錯誤など氏名として忌避すべき価値の連想」を惹起する恐れが否定できず、2. 本人が定める欧文表記の「本人にとり最重要な欧文言語」による呼称が「住民票に記載された和文氏名表記の呼称」と一致又は最も近似する場合にこれを認めるものとする。	CTやMRIなど欧文で氏名を表記し出力する機器の受診を含む医療現場をはじめ、保険証による身元確認を伴う諸領域で氏名の人権侵害を甘受せずに生活し活躍できる社会基盤を構築する。1. 保険・金融・携帯電話などの通信等、事業や資本の国際化に伴う顧客のdata baseの欧文化 2. 信用・税務情報の国際的共有化 など現代生活に不可欠な諸領域に亘り、故意に本人の意思に反する表記を成し流布する者に対し、不法行為法をもって保護される欧文表記を明示できるようにする。これにより、報道被害などの恐れから解放されて大胆に行動の自由、表現の自由を行使できるようになる。国際的な契約・取引、役務提供、補償・賠償、給付金請求、受取相続などで尊厳を確保し易くなる。	CTやMRIなどの受診を必要とする事態の場合、患者は自己の氏名に関する人権をはじめ患者としての権利を医療機関に強く主張しにくい状態である可能性が高い。さらに、闘病生活は正常の生活に比べひときわ自身の狭小な範囲に意識が集中する。かかる状態において、自身が忌避する欧文表記を氏名として記載した画像診断を自己のものとして受け入れないと医療が受けられない状況を生むことは極めて残酷な精神の拷問である。医療はもとより身体のみならず精神の衛生福祉をも旨とし、CTやMRIを必要とする病状の場合、ことに緊要である。救急車による入院の場合、保険証に記載が無ければ正しい欧文表記を主張する能力が一時的に喪失されたまま一方的にCTなどにかける場合もある。たとえ、医療関係者にはどうでもいいことでも、患者本人には特に苦痛がひどい場合、「こんな目にあつてまで生きたくない」と思うほど重大な問題である。	本要請の根拠となる判例や日本国憲法および世界人権宣言に拠る必要性については、関連する要請すなわち、戸籍ならびに住民票に氏名に関する人権侵害防止のために必要な欧文表記を記載する特例制度を求める要請「1」「3」、および内閣告示第一号の改正を求める要請「2」を必ず参照されたい。	厚生労働省	本要請は次項「内閣告示第一号の改正」および住民票、健康保険証に欧文氏名を記載する特例制度を求める要望と関連する。ただし、個別にすみやかに実現することを目指し、他の要望の実現遅延をもって本要請の実現を遅延させるべきものではない。資料として、本要請の詳細と各種関連事例を添付する。
5099	50990005		個人	5	氏名に関する人権侵害を防ぐ必要にかんがみ非ヘボン式欧文表記のみを旅券に記載する特例制度	氏名に関する国民の基本的な人権がとりわけそのヘボン式ローマ字表記に関して侵害される事実が認められ、その是正のために本人が特定の欧文表記を以て正当な氏名として生涯責任を負う旨の宣誓手続きを申し出た場合には、旅券にその個人の「氏名の欧文表記」としては本人の定める表記のみを記載する。記載後の変更には家裁による手続きを要件とする。1. ヘボン式等ローマ字諸派の流儀により「本人が忌避する不正確な呼称」や「性別錯誤など氏名として忌避すべき価値の連想」を惹起する恐れが否定できず、2. 本人が定める欧文表記の「本人にとり最重要な欧文言語」による呼称が「戸籍に記載された和文氏名表記の呼称」と一致又は最も近似する場合にこれを認めるものとする。片親が外国出身である者のみに認めている同様の特例制度を両親とも日本人の者に広げ、出生上の差別を解消する。	国内でもたとえばアメリカ大使館での税務手続きなどに旅券が必要となる。国内外を問わず、氏名の人権侵害を甘受せずに生活し活躍できる社会基盤を構築する。1. 報道(含外国語放送等) 2. 医療(CTなど欧文入力機器) 3. 保険・金融・通信等事業や資本の国際化に伴う顧客のdata baseの欧文化 4. 知的所有権情報の国際化 5. 治安・税務情報の国際的共有化 6. Internetによる国際的な不特定多数による情報流布 7. 旅券や国際免許等、のすべてに亘り、故意に本人の意思に反する表記を成し流布する者に対し、不法行為法をもって保護される欧文表記を明示できるようにする。これにより、報道被害などの恐れから解放されて大胆に行動の自由、表現の自由を行使できるようになる。国際的な取引、役務提供、補償・賠償請求、婚姻、相続などで尊厳を確保し易くなる。	現行制度は片親が外国出身の者と差別して、非ヘボン式表記を括弧書きの通称扱いでずらして表示し、戸籍にもない、不正確な呼称と性別錯誤などを生むヘボン式表記を氏名として記載するため、違法である。1. 1988年2月16日最高裁判所第3小法廷は「人はその氏名を正確に呼称されることについて不法行為法上の保護を受けべき重大な利益を有する」と判決し、「出身国の内外を問わず」と認め、一方、「正しく読めない表記なら仕方ない」として賠償請求を棄却した。よって「欧文においても正しく呼称される表記で名乗り記す権利と責任があり、これを保証せず人権侵害を放置・誘発する行政は判決の趣旨に反し違法」である。2. 2004年7月28日の那覇地裁以来、性同一性障害者に戸籍の性別変更を認める判決が続く。然らば性別錯誤を防ぐ為に本要請を実現することは緊要かつ妥当である。3. 1993年8月からの「悪魔くん」命名事件は「尊厳を毀損しうる名は受理を拒否してでも阻止」する前例となり、(右欄へ続く)	氏名の人権侵害防止のためには戸籍法をはじめ法の施行に特例も有りうべきことを裏証した。4. 氏名に関して堅持すべき伝統的価値とは「男に女の名や愛玩動物まがいの名はつけない」「国語正字法一般則から外れても正しい呼称を尊重することである。公文書から外来名を排斥するあまり、ヘボン式ローマ字により一方的に書き成し、珍奇で不正確な呼称と性別錯誤、愛玩物・まがいの物的印象を流布し、尊厳を毀損することを好むことは「倒錯した倫の伝統主義」である。5. かかる事態は「日本人ならそれだけでよい」とする偏見と差別による。世界人権宣言第2条は人種、出身国、出生上の地位や社会的身分による差別を禁じ、諸国政府にその防止を義務付けている。現状はそのすべてに違反する。6. 本人の意思に反する欧文表記の流布を許容し、受忍と服従を強いることは思想・表現の自由と個人の尊厳、幸福追求の権利をも侵害し、日本国憲法に違反する。委細添付資料、根拠法令は右欄参照	外務省旅券課管理班および総務省根拠法令は旅券施行規則第五条の例外的対象に言及した「法定受託にあつての処理基準」	本要請は前項「内閣告示第一号の改正」および戸籍、住民票、健康保険証に欧文氏名を記載する特例制度を求める要望と関連する。ただし、個別にすみやかに実現することを目指し、他の要望の実現遅延をもって本要請の実現を遅延させるべきものではない。資料として、本要請の詳細と各種関連事例を添付する。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5100	51000001		(社) 全日本トラック協会	1	高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制の緩和	高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制の緩和	高速道路における大型貨物自動車の最高速度→80km/h	高速自動車国道における最高速度は、大型トラックと牽引装置により牽引状態にある車両のみが80km/hに抑えられており、同一の走行車線に速度の異なる車両が混在して走行することは、車両の安全走行を妨げるばかりか、事故を誘発する一因にもなりかねない。他の交通と合わせ、高速道路の円滑な走行を確保する観点から、高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制を現行の80km/hから100km/hに引き上げるなど見直しをお願いしたい。	道路交通法施行令第27条の2第1項	警察庁	
5100	51000002		(社) 全日本トラック協会	2	「中型運転免許」創設に伴う各種規制の見直しについて	「中型運転免許」創設に伴う各種規制の見直し	普通免許→車両重量5トン、車両総重量8トン	道路交通法改正により、貨物自動車に係る運転免許制度は、「大型免許」を車両総重量11トン以上とし、同じく5トンから11トンを「中型免許」として創設されましたが、運転免許制度の基準と同様にその他の規制及び有料道路の通行料金区分等について、「大型」は車両総重量11トン以上とするよう見直しをされたい。		国土交通省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5100	51000003		(社) 全日本トラック協会	3	駆動軸重の軸重規制緩和	駆動軸重の軸重規制緩和	自動車の軸重→最大10トン	軸重規制については、今般フル積載対応海上コンテナ用トレーラをけん引するトラクタのうち、必要な条件を満たす2軸トラクタについては、駆動軸重11.5トン以下まで認められたところであるが、物流効率化の促進及び物流コストの低減に資する観点から、フル積載対応海上コンテナけん引以外の2軸トラクタの軸重規制についても、「2軸トラクタの駆動軸重に関する試験及び判定方法」による判定に適合したトラクタについては、フル積載対応海上コンテナけん引用2軸トラクタと同様の取扱いとしていただきたい。	道路運送車両の保安基準4条の2第1項、車両制限令第3条第1項第二号ロ	国土交通省	
5100	51000004		(社) 全日本トラック協会	4	高さ指定道路の延長拡充について	高さ指定道路の延長拡充について	指定道路については、4.1mまで	平成16年3月22日付車両制限令改正により、主に今までの国際海上コンテナ陸上輸送に係る通行指定経路(約2600ルート)が「高さ指定道路」として公表され、国際海上コンテナ車両以外の車両についても通行が可能となった。しかし、新たに9フィート6インチ国際海上コンテナを取り扱う港が増えており、国際海上コンテナ陸送業者からは、更なる「高さ指定道路」の延長が求められている。また、新たな輸送ニーズの開拓に繋がるとして、他の陸送業者も同様に延長を求めていることから、「高さ指定道路」の延長・拡充を図りたい。	国土交通省 車両制限令第3条第1項第3号	国土交通省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5100	51000005		(社) 全日本トラック協会	5	特殊車両の通行許可申請手数料の軽減について	特殊車両の通行許可申請手数料の軽減並びに許可期間の延長について	申請手数料→1,500円/台、許可期間→1年	平成16年3月末より特殊車両通行許可の「オンライン申請システム」が導入されたことにより、申請手続きの簡素化が図られたが、申請手数料については道路管理者間協議の時間・費用等の実態並びに手数料計算方法について調査を実施し検討するとされている。この検討をできるだけ速やかに実施し手数料を軽減されたい。	道路法第47条の2、車両の通行の許可の手続等を定める省令第6条	国土交通省	
5100	51000006		(社) 全日本トラック協会	6	3軸車25トンまでの規制緩和	3軸車26トンまでの規制緩和	軸重5.5m未満の自動車の車両→総重量20トン	公共事業等の建設資材等の運搬を行っているダンプカー、コンクリートミキサー車等については、輸送の効率化等に資するため、車長、軸距にかかわらず3軸車25トンまでの車両総重量規制の緩和を図られたい。	道路運送車両の保安基準第4条、車両制限令第3条第1項第二号イ	国土交通省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5100	51000007		(社) 全日本トラック協会	7	土砂等を運搬する大型自動車に係る規制の緩和	土砂等を運搬する大型自動車に係る規制の緩和	土砂等を運搬する大型自動車を使用するものは、当該車両について表示番号の指定を受け、また表示番号を表示しなければならない。土砂等を運搬する大型自動車を使用するものは、当該車両に積載重量の自重計を取り付けなければならない。	「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(ダンプ規制法)」等に基づく以下の規制について、物流コストの軽減等を図る観点から、早期に緩和されたい。(1) 貨物自動車運送事業法において営業用貨物自動車には、使用者の名称等の表示が義務付けられており、さらに、ダンプ規制法による「表示番号の指定」及び「表示番号の表示」の表示番号制度の義務がなされており二重規制となり、これの車体への表示に1台約数万円の費用負担が必要となる。また、表示番号制度は運転者・使用者の無謀な運転に対する自戒自粛を促すことが主旨とされているが営業用ダンプカーについては、貨物自動車運送事業輸送安全規則等による運行管理等が義務付けられ遵守をしていることから、営業用ダンプカーについては「表示番号の指定」及び「表示番号の表示」義務について廃止されたい。(2) ダンプカーへの「積載重量の自重計」の取付け義務について、営業用については貨物自動車運送事業輸送安全規則等による過積載の防止など運行管理等の規程を遵守しており、また、物流コストの軽減を図る観点からも積載重量の自重計取付け義務を早期に廃止されたい。国土交通省よりダンプカーの過積載義務違反の多さが指摘されているが、営業用、自家用別に義務違反件数を公表されたい。	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第3条第2項・第4条、第6条	国土交通省	
5100	51000008		(社) 全日本トラック協会	8	フォークリフトの特定自主検査期間の延長	フォークリフトの特定自主検査期間の延長	フォークリフトの特定自主検査期間→1年に1回	トラック運送事業者においては、労働安全衛生規則等に基づき、日々の作業前点検、毎月の定期自主点検等を適正に実施しているところであり、フォークリフトの特定自主検査期間については、道路運送車両法、自動車検査の有効期間と同様に1年から2年とされたい。厚生労働省より、新車使用後1年目の特定自主検査において、不良項目が多数発生したとの回答であるが、不良箇所、メーカー名、特定自主検査実施機関を公表されたい。	労働安全衛生法第45条、労働安全衛生規則第151条の21	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5100	51000009		(社)全日本トラック協会	9	障害者雇用に係る「除外率」の見直し	障害者雇用に係る「除外率」の見直し	道路貨物運送業の障害者雇用除外率→40% (道路旅客運送業の障害者雇用除外率→75%)	トラック運送事業者の約8割は現場作業員であり、貨物の集荷、集配作業等労働負担が多い。この事は、厚生労働省所管の委員会においてアンケート、ヒアリング等により明らかである。当協会としても、障害者雇用について今後も業界内において啓発等々を実施しているが、少なくとも、除外率を少なくともバス・タクシーと同程度にしていだきたい。	障害者の雇用の促進に関する法律第14条	厚生労働省	
5101	51010001		財団法人光和英学院(新名称財団法人 国際福祉教育財団)	1	不登校生徒の公教育の補完として教育実践を認可してもらいたい。	①開設時、英語教育を主体の各種学校でスタートしたが、現在、小学校・中学校・高校の児童生徒で不登校生の学習補完の学習指導の授業を行っている。 ②インターネットテレビ電話会議(授業)システムを用いている為、学生が自宅にいながら指導を受けるので、施設が不要なため学校教育法の施設に関する条項に緩和を求めたい	①インターネットテレビ授業システムを用いて、全国の小学生から高校生の不登校の生徒を対象に、双方向でリアルタイムで学習指導を行い、学校の授業の補完教育を行い、復帰後の学力の遅れ等が無いように指導を行います。 ②パソコンを所有していない場合は、廉価でのPCレンタル制度を準備し、保護者の負担がかからないようにしております。	①開設時の英語教育以外をやってはいけない、又施設がないとやってはいけないという制度の枠をはずしてもらいたい。②インターネットを利用することで、施設が要らない。③また、通学区の規制が無いことから、県域を越えた指導が可能とな為、各種学校という枠をはずしての教育を行うことの認可を受けたい。	学校教育法第83条 各種学校の規定	文部科学省 県教育委員会	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5102	51020001		松山市	1	厚生省告示による補助事業等により取得した児童施設・高齢者施設の財産の処分制限期間の緩和について	児童福祉施設・高齢者施設の建て替えによる施設整備を円滑に行うことができるよう、厚生省告示による補助事業等により取得した財産の処分制限期間の短縮をする。		補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に定める財産処分の制限を適用しないとされている。その期間は(昭和40年厚生省告示第350号)により、大部分の高齢者・児童の社会福祉施設等については鉄筋鉄骨コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で65年とされている。なお、平成12年厚生省告示第105号により平成10年以後建設については50年となっているが、相変わらず期間が長期間となっている。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号	厚生労働省	添付資料1-1 補足説明 添付資料1-2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 添付資料1-3 補助金等により取得した財産の処分制限期間を定める告示の改正について(通知) 添付資料1-4 減価償却資産の耐用年数等に関する省令 添付資料1-5 概要説明
5102	51020002		松山市	2	都市計画決定主体の選択制の導入	都道府県決定のうち、市町村の意向を踏まえ、都道府県が支障のないものと判断した事業は、市町村決定とする。	計画手続が簡素化されることにより事業着手までの期間が短縮され、速やかな事業進捗を図ることができる。都道府県の同意は必要であることから、都道府県による広域的判断は可能と考える。平成17年度都市計画決定予定の松山駅周辺地区画整理事業地内の都市計画道路は、市施工となるが、4車線以上ある4本の都市計画道路を、県決定から市決定の県同意とし、手続きの簡素化を図りたい。	都市計画事業の円滑な推進を図るために、施工者が市町村である都市施設については、市町村決定とする。また、管理をしている施設の変更決定も同様とする。	都市計画法第15条第1項 同施行令第9条、第10条	国土交通省	添付資料2-1 都市計画法 添付資料2-2 都市計画法施行令 添付資料2-3 概要説明

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5102	51020003		松山市	3	道路内不法占用物件の簡易除却制度の創設	道路管理者が、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼしていると判断した場合で、占有者等が撤去指導に従わなかったとき、道路管理者自ら違法放置物件を撤去できる簡易除却制度が必要である。	違法放置物件の占有者、所有者その他当該違法放置物件について権限を有する者の氏名及び住所を知ることができないときに限って、道路管理者自らが撤去できる場合を、道路管理者が違法放置物件により道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼしていると判断した場合で、占有者等に撤去指導し、これに従わなかった場合も道路管理者が自ら撤去できるよう規制を緩和する。	現行道路法では、違法放置物件に対し、占有者等を知ることが出来ないときは、道路管理者自ら当該違法放置物件を除去できるという規定がある。一方、占有者等の氏名及び住所を知ることができた場合には、『交通への危険を防止するための緊急避難的に必要な措置を行うことを妨げるものでないこと。』（課長通知）と、限定的かつ必要最小限の行為を行うことしか認められていない。氏名等が判明した場合は、弁明の付与後、除去命令を行い、占有者等が撤去しない場合に行政代執行法の手続にて除去することがはじめて可能となる。仮に代執行を行うとしても、違法放置物件が、移動可能なものであれば、代執行後再度放置される可能性が高く、そうなれば、悪質で度重なる違反行為への効果的対応ができない。市民からの苦情に即応できず、適法に占用許可を受けた者からは不満が発生し、現地指導に支障が生じるなど、市民からの信頼を失うこととなる。	道路法第44条の2	国土交通省	添付資料3-1 道路法 添付資料3-2 概要説明
5102	51020004		松山市	4	建築基準法の規定による工作物への標準規定の適用除外について	建築基準法施行令第138条第1項に定める工作物の内、他法令により審査・検査等の措置がなされるものについては、建築基準法第6条から第7条の5まで、第18条（第1項及び第14項を除く。）及び第89条の適用を除外する。	現在、適用除外となる工作物は、建築基準法第88条第4項に規定する宅地造成等規制法第6条第1項の規定による許可を受けなければならない擁壁のみである。しかし、都市計画法に基づく開発許可の擁壁、労働安全衛生法の規定によるクレーン（鉄柱）、道路交通法に基づく道路標識などが工作物の申請対象となっている。他法令での許可・規制等の対象となるものについては、これらを適用除外としても、安全性の確保は可能と考える。	申請者の負担や事務処理の軽減が図られる。	建築基準法第88条第1項及び第4項、政令第138条第1項	国土交通省	添付資料4-1 建築基準法 添付資料4-2 建築基準法施行令 添付資料4-3 概要説明

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5102	51020005		松山市	5	下水道処理汚泥等の産業廃棄物の運搬および処分に関する委託の特例	汚泥等の運搬及び処分の許可を持っていない運転・維持管理業者であっても産業廃棄物処理業の許可業者に再委託するのであれば、運転・維持管理に含めて汚泥等の運搬や処分が委託できるようにする特例。	下水処理場の運転・維持管理業務の包括的民間委託の実施を検討しているが、汚泥等の運搬・処分についても民間事業者の技術力や創意工夫により改善される余地がある。汚泥処理・運搬も含めて、包括的に委託できれば維持管理コストの軽減や業務の効率化がいっそう進むものと考えられる。	国土交通省が指導している、下水処理場の運転管理を包括的に委託する場合、汚泥処理関係の委託が包括的にできない。懸念されている排出者責任については、下水道法において、下水処理の責任は自治体にあると明記されていることから、排出者責任は松山市にあり処理業者の指導も松山市が行う。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項、第4項、第14条第13項 施行令第6条の2第1項、第2項	環境省	当提案は、構造改革特区の2次提案、3次提案を実施し、「C」、「D-1」の案件である。経過は別記のとおり。 添付資料5-1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 添付資料5-2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 添付資料5-3 過去における提案の経緯 添付資料5-4 第3次構造改革特区構想提案書 添付資料5-5 第3次規制特例再提案書 添付資料5-6 概要説明
5102	51020006		松山市	6	2級河川及び準用河川などの小規模河川の縦断占用許可基準の緩和	河川敷地占用許可準則第八-2-5で「工作物は、原則として河川の縦断方向に設けない」としているが、河川管理上の支障と住民生活の向上とを比較考慮し、一定条件下で規制の緩和を要望する。できれば一定条件を例示していただきたい。	河川管理用道路が唯一の管路(下水道管渠等)接続経路となっている家屋へのサービスが可能となる。	現状では管路(下水道管渠等)の縦断占用が基本的に認められないため、河川管理用道路が唯一の接続経路となっている家屋へのサービスが困難となっている。公共下水道事業認可区域内であるにもかかわらず整備できない状況にあり苦慮している。 そこで、下記のような一定条件を満たす案件について緩和を要望するものである。 (一定条件の例) 1. 河川幅10~20m以下等の中小河川 2. 他に埋設場所がない 3. 河川改修済み又は河川管理者の撤去命令に応じる 4. 無堤部河川(掘込河道等) 5. 道路法上の道路である その他	河川法第26条第1項、第27条第1項 河川敷地占用許可準則第八-2-5	国土交通省	当提案は、再提出案件である。 ・今回は主に河川計画堤防内への埋設の要望であると共に、主に河川幅が10~20m以下の中小河川について緩和を要望している。 また、河川管理者側が許可しやすい条件提示を要望している。 添付資料6-1 河川法 添付資料6-2 河川敷地占用許可準則 添付資料6-3 河川縦断占用の参考図 添付資料6-4 概要説明

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5102	51020007		松山市	7	「私道」への公共下水道施設の保護規定の創設	下水道法第10条の規定により、私道への下水道整備は個人施工が原則であるが、松山市においては、私道所有者の承諾及び隣接関係者の同意等を条件に、申請により下水道整備を公費にて実施しているところであるが、私道の権利形態が一律でなく私道所有者の同意が得られない箇所があり、私道の隣接関係者が全員下水道利用を希望しても下水道整備ができない状況が存在している。 私道への下水道整備を隣接関係者（排水設備設置義務者を含む、いわゆる土地所有者・家屋所有者・居住者）全員の同意だけで整備できるように下水道事業者の権原を強化し、私道所有者の了承がなくても公共下水道施設を設置し、公益施設である下水道施設の保護の規定が適用されるよう要望するものである。なお、下水道施設の所有権は市にあり、下水道使用者が存在している間は、敷設されていることへの私道所有者の不同意は受けつけないものとする。	私道への下水道整備における保護規定が適用されると、下水道の受益を受け、下水道を使用する住民の要望で下水道の計画、実施が可能となり、水洗化率の向上に寄与するものである。	(事例) 私道への下水道整備を要望している地区があり、隣接関係者の全員の同意が得られているにもかかわらず、私道の共有所有者の中で、27人のうち2名の同意が得られず、下水道の整備を断念している例がある。 私道の所有者が法人の場合で、承諾をしない場合・所在不明で商業簿本に記載されている住所に役員が不在の場合・私道所有者が故人となっており、相続されておらず法定相続人が不明、もしくは、多数存在しており、承諾が得られない場合等もある。	民法第206条、第207条 下水道法第10条第二項	法務省 国土交通省	添付資料7-1 民法 添付資料7-2 下水道法 添付資料7-3 イメージ図 添付資料7-4 概要説明
5102	51020008		松山市	8	河川管理計画による水利使用規則の弾力的な運用緩和	水利使用規則で最大取水量のほか、月毎の月平均取水量が定められている河川において、降雨による河川増水時には、最大取水量を上限として月平均取水量を超える取水を可能とする。	一級河川石手川からの大雨時の割増取水が可能となる。	降雨による河川増水時には、最大取水量の範囲内で月平均取水を超えた取水が可能となれば、海に流れている河川水の有効利用が図られる。事故時における水の相互融通や安価な水源の使用による電力量の削減が期待できる。	河川法第23条、第35条第1項、第36条第1項、第38条	国土交通省	添付資料8-1 河川法 添付資料8-2 水利使用規則 添付資料8-3 概要説明

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5103	51030001		神奈川県小田原市	1	特許権取得の簡素化、迅速化	特許権の取得に関しては、その審査の中で客観的な証明を必要とするため、特許出願から実際に特許権が認められるまで長い時間を必要としている。 そこで、実用新案登録と同様、所定の書式どおりであれば特許権を付与する書面審査方式に変更し、処理を迅速化する。		特許を前提とした、企業の国際的な産業競争力の強化に資する。	特許法	経済産業省	
5104	51040001		稲城市	1	身体障害者等のNHK受信料減免手続の簡素化	身体障害者等に対して、NHKの受信料減免の制度が用意されており、当制度においては障害者等がNHKに申請書を送付することになっているが、当該申請書に市町村の福祉事務所長等の押印を必要としているため、身体障害者等は市町村窓口に出向く必要が生じているので、これを例えば身体障害者手帳のコピーや課税証明書のコピーをNHKが直接受付することとし身体障害者等の利便の向上を図られたい。	市町村などにおける確認、押印作業を省略し、身体障害者等の利便の向上と市町村の事務の簡素化によるコスト低減を図りたい。また、個人情報の提供問題も解決したい。	NHKの受信料減免において要求している条件は身体障害者手帳等の提示で概ね確認できるはずであるにもかかわらず、NHKが直接に確認せず市町村に確認を求めているが為に身体障害者等は市町村に出向く手間が生じている。同様に市町村においても本来NHKの事務といえるものを負担し全体として非効率とも考えられる。また、市町村ではNHKから身体障害者等の現状を確認されることもあるが個人情報の提供に苦慮するところである。	昭和43年4月11日、社更第75号、厚生省社会局通知	厚生労働省、総務省(NHK)	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5104	51040002		稲城市	2	身体障害者等の有料道路割引手続の簡素化	身体障害者等に対して、有料道路等の割引の制度があるが、当制度においては身体障害者手帳の中に市町村の福祉事務所長等の確認印を必要としているために、身体障害者等は市町村に出向く必要が生じているので、これを不要とし、身体障害者等の利便の向上を図りたい。ETC利用の場合も前もって市町村の証明印を押し印した証明書を道路事業者に送付することを要しているが、手帳の写しなどを証明書に添付するのみで要件を満たすようにされたい。	市町村などにおける確認、押印作業を省略し、身体障害者等の利便の向上と市町村の事務の簡素化によるコスト低減を図りたい。	有料道路の通行料の割引制度の要件は、料金所における身体障害者手帳などの提示と車検証の提示などで確認できるにもかかわらず、市町村での確認を条件としているために身体障害者などは市町村に出向く必要が生じている。これにより利便が悪くなっており、また市町村の負担がその他福祉事務の負担になっている。	平成15年11月6日、降発第1106002号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知	厚生労働省、国土交通省(日本道路公団等)	
5105	51050001		株式会社ノヴァ	1	業者登録制度の緩和	民間事業者が地方自治体の事業を請負うためには、事前の業者登録により参加資格を得なければなりません。この業者登録制度の集約化、または資本金・従業員数・キャッシュフロー等の基準を設け、基準以上の企業については登録免除とします。	【具体的な提案】 各自治体が必要とする登録情報を1つにまとめたものを「業者登録共通フォーム」とし、全国の自治体の業者登録の際に使用します。 ※各自治体が必要とする登録の情報については添付の資料を参照ください。各自治体に共通する割合が高い情報については*をつけておきます。 ※添付の資料のように、各自治体が求める情報のうち、共通する割合が高いものを「業者登録共通フォーム」に盛り込みます。 ※事情によりどうしても特定の情報が必要である場合に限り、例外措置を認めることにすれば、地域の実状を踏まえる事も可能です。	現状の業者登録は、官民ともに非常に手間とコストがかかる仕組みになっており、実質的に登録の制限につながっております。具体的には、①各市区町村ごとに必要な書類が異なる。②書類の様式が異なる。③自治体によっては、申請書を現地に購入に行かねばならない。④申請書交付時期、提出期間が各市区町村ごとに異なり、企業自ら常に確認しなければならない。⑤約半数の自治体は、申請書を現地に提出に行かねばならない。⑥多くの自治体は当日の書類提出に、半日を要する。⑦以上を2年に一度行わなければならないという現状です。先々(向こう2年間)の受託の可能性を考えれば、すべて登録を行いたいところですが、手間とコストを考えると登録を見合わせる結果となります。地方公共団体による事業は、全て公益的な事業であり国民の税金を有効に活用するためにも、入札等において、それぞれの事業に適した企業がより容易に参加できるよう登録の仕組みを改善すべきであると考えます。 東京都下では次年度より、49自治体が参加する協議会で業者登録情報の共有が行われます。企業は、同時に複数の自治体へ業者登録の申請を行うことができます。その場合、複数の自治体の中から1つ、「審査担当自治体」が選ばれるので、企業はその自治体へのみ必要な情報を送ります。他の自治体は、「審査担当自治体」に送られた情報を元に、登録の可否を決定します。 結果として、企業は、実質的には1つの自治体へ登録する手間と複数の自治体への登録作業が行えるため、より多くの自治体への登録が可能となります。自治体も、情報の収集・審査にかかるコストを削減することができる上、入札等に際してはより多くの企業の中から、最も費用対効果のよい企業が選定されることが期待できます。 こうした取り組みが既に行われている現状をふまえ、仮に全国規模で業者登録の管理業務を集約化すれば、現在、各市区町村個別に行っている業者登録管理コストが激減します。仮に1市区町村平均で2人・年分の経費が削減できるとして計算すると、400万円×2×約3000自治体=240億円のコスト削減となります。また、企業側にも同様の経費削減効果が見込め、公共事業への参加が容易になることから、ビジネスの活性化が見込めます。	地方自治法施行令(第1編 普通地方公共団体)第167条の5	総務省	(株)ノヴァ調査『業者登録内容の調査』(2004.6.29)を添付。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5106	51060001		鳥取県	0	特定非営利活動促進法に係る申請書類の簡素化について	特定非営利活動促進法（NPO法）において規定される、特定非営利活動法人（NPO法人）の設立認証申請・役員変更届出・合併認証申請の手続きに必要な「各役員の住所又は居所を証する書面として内閣府令（一つの都道府県のみ）に事務所を設置する法人の場合は都道府県の条例）で定めるもの」（＝住民票の写し等）（NPO法第10条第1項第2号ハほか）については、所轄庁が住民基本台帳ネットワークシステムによる役員の本人確認情報を利用する場合には当該書類の提出を不要とすることができる旨の条項を同法に加える。		<p>現行では、所轄庁が住民基本台帳ネットワークシステムによる役員の本人確認情報を利用することが可能である場合においても、当該書類の提出は必要となっており、役員は住民票の写しの交付を所在市区町村で受けて申請の際に添付しないとけない。</p> <p>しかし、当該書類の提出を求める意味は、役員名簿にある各役員の居住地等の確認であることから、住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報で十分である。</p> <p>したがって、旅券法施行規則（平成元年十二月八日外務省令第十一号）第二条第二項のような条項を加える（「都道府県知事が住民基本台帳法の規定により当該役員に係る本人確認情報を利用するときは、NPO法第10条第1項第2号ハ等に規定する書類の提出を要しないものとすることができる。」）ことにより、NPO法人の設立認証等の書類提出に係る役員及び申請者の負担を減らすことが出来ると考えることによる。</p>	特定非営利活動促進法第10条第一項第二号ハ、同法第二十三条第二項、同法第三十四条第五項	内閣府	
5107	51070001		農林中央金庫	1	証券業務にかかる規制緩和	金融機関の証券仲介業務について、金融機関以外の証券仲介業者と同様に、国債証券、投資信託受益証券等を含めた全ての有価証券について証券仲介業務を行うことができるよう措置する。		<p>金融機関が行う証券業務については、国債証券、投資信託受益証券等にかかる証券業務の取扱い、およびそれ以外の有価証券にかかる証券仲介業務が規定されており、金融機関においては、国債証券、投資信託受益証券等については、証券仲介業務の取扱いの対象外となっている。</p> <p>国債証券、投資信託受益証券等についても証券仲介業務の対象とすることで、証券会社からフルラインで商品の提供を受けることが可能となり、証券業務にかかるインフラの統一化等、金融機関における証券業務の効率的な運営が確保できる。</p>	証券取引法第65条第2項、金融機関の証券業務に関する内閣府令等	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5107	51070002		農林中央金庫	2	独立行政法人の余裕金の運用にかか る制限緩和	独立行政法人(国立大学法人・水資源機 構・福祉医療機構)の余裕金の運用先に 「農林中央金庫」を追加指定する。		独立行政法人通則法において、独立行政法人が 銀行・郵便貯金・信託業務を営む銀行・または 信託会社以外の金融機関で余裕金の運用を行な うためには、主務大臣の指定が必要なことから、 農林中央金庫を主務大臣の指定する金融機 関に追加することを要望する。	独立行政法独立行政法人 通則法第47条2号	総務省	
5107	51070003		農林中央金庫	3	信託業務にかかる規制の緩和	①農林中央金庫本体、信託銀行子会社お よび信託代理店における信託業法第5条 に定める併營業務(とりわけ「遺言執 行・遺産整理業務、不動産関連業務」) の開放。 ②農林中央金庫本体、信託銀行子会社お よび信託代理店における信託業務にかか る規制(「処分型」不動産信託にかかる 規制)の撤廃。		①系統組合員においては、高齢化の進展が著し く、また個人の資産は農地をはじめとする土地 が主体であることから、既に相続対策や土地有 効活用の相談が数多く寄せられている。しかし ながら、農林中央金庫本体、信託銀行子会社お よび信託代理店においては、遺言関連業務およ びこれに付随する不動産関連業務を営むことが できず、組合員のニーズに応じていくうえでの 大きな制約となっている。また、都銀等の専業 信託の子会社化や専業信託をグループ内に有す る都銀グループ等が、専業信託と同等の業務を 全国展開できることと比較すると、これら業務 を系統金融機関において取扱えないことは公平 でないとともに、利用者利便(とりわけ農村地 域)の均霑を図る観点において問題がある。加 えて、専業信託および外銀信託とそれ以外の信 託との間で業務範囲に差を設けることは、法的 根拠がなく合理性に欠ける。 ②不動産の流動化については、投資信託法改正 等の法整備が進められ、顧客や取引手法が多様 化しているにも拘わらず、現行のように「処分 型」不動産信託にかかる制限を設けることは、 不動産の流動化への取組みを阻害するものであ り、利用者利便の観点から緩和を要望する。	金融機関の信託業務の兼 営等に関する法律、同施 行令、同施行規則	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5107	51070004		農林中央金庫	4	優先出資の自己取得の緩和	協同組織金融機関の優先出資に関する法律(以下優先出資法)第27条1項に定める自己の優先出資の取得を、平成13年度に改正された商法210条にない、一定の範囲内で自由に行えるよう措置する。		優先出資法第27条1項は施行当時の商法210条の規定にない優先出資の自己取得の限度を発行済出資口数の20分の1と定めたが、平成13年に改正された商法210条では、株式会社では定時株主総会の決議により、配当可能利益の範囲内で自由に自己取得(金庫株)ができることとなった。 優先出資法の施行当時は、協同組織金融機関の優先出資自己取得による協同組織金融機関債権者の利益侵害、ならびに優先出資の価額操作の防止等が目的とされたが、現在では株式会社と同様に協同組織金融機関の資本にかかる流通市場の活性化ならびに協同組織金融機関の資本政策の機動化による経営の自由度向上が必要な状況になっているものと考えられる。 また、商法210条では買い受け以外の自己株式の取得について「別段の定」により規定しており、合併・営業譲渡・代物弁済取得・質受けなどは定時株主総会決議によらずに自己株式取得ができるものとされている。商法と同様、これらの買い受け以外の自己取得が優先出資についても自由に行えることとなれば、経営の自由度が拡大するものと考えられる。	優先出資法第27条第1項、商法第210条	金融庁	
5107	51070005		農林中央金庫	5	証券取引法における「子法人等」「親法人等」の定義の改正	証券取引法上の「子法人等」「親法人等」の定義を財務諸表等規則における定義と同一にする。		財務諸表等規則における「子会社」は、支配力基準に基づいて定義されている一方で、証券取引法における「子法人等」は「証券会社が過半数の株式を所有していること、その他の当該証券会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者」と規定されているほか、「親法人等」についても政令で10%以上の株式を保有しているもの(主要株主)とするなど、支配力基準に基づいていない。このため、証券取引法の規定により実質的に支配力・影響力のない先であっても、「子法人等」「親法人等」に定義される結果、同法に基づく届出事務負担は過大なものとなっており、証券取引法上の「子法人等」「親法人等」の定義を財務諸表における定義と同一にするよう要望する。	証券取引法第32条第5項、第6項	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5107	51070006		農林中央金庫	6	ノンバンクの貸金債権譲渡時における債務者への通知要件の緩和	債務者保護に適切な配慮がなされている場合において、貸金業による貸金債権譲渡時における債権譲受人の債務者への通知を不要とする扱い。(貸金業法第17条の債権譲受人への準用の適用除外)		本規制は、債務者の関知しないところで不良業者等に債権が譲渡されるリスクから債務者を保護するためのものであり、その趣旨は首肯できるものである。一方で債務者保護を図りつつ、貸金債権売買市場の活性化を促すためには、債務者保護に適切な配慮がなされている場合について通知を不要とすることが考えられる。具体的には、譲受人が兼営認可を受けた金融機関である場合や譲受人である特別目的会社が一定以上の格付けを有する有価証券を発行する場合については、通知を不要とするよう要望する。	貸金業の規制等に関する法律第24条第2項	金融庁	
5107	51070007		農林中央金庫	7	確定拠出年金制度における規制緩和	①確定拠出年金運営管理機関登録事務の簡素化 ②金融商品営業と運営管理業務の兼務禁止ルールの見直し		①協同組織金融機関など非常勤役員が多い業態の法人については、登録変更にかかる事務負担が非常に大きいことから、常勤役員や業務担当役員のみでの登録とする、非常勤役員の住所、兼職先などの軽微な事項については登録事項から除外する等、登録にかかる事務の簡素化を要望する。 ②体制整備上、専門の運営管理業務担当者の配置は負担が大きく、このため加入者への全国均等なサービス展開の阻害要因となっていることから、金融商品営業者であっても運営管理業務を行うよう兼務禁止ルールの見直しを要望する。	①確定拠出年金法第89条、同法第92条、同運営管理機関命令第2条 ②確定拠出年金法施行規則第10条	金融庁・厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5107	51070008		全国農協中央会・農林中央金庫	8	信託代理店における遺言関連業務の解禁	信託代理店の取扱業務に遺言関連業務を認める。		<p>○兼営法改正(平成14年2月1日施行)により、都銀等本体での信託業務の取扱いが認められたときに、信託代理店の取扱業務についても拡大されたが、遺言関連業務が認められていない。</p> <p>○J A組合員においては、高齢化の進展が著しく、また組合員の資産は農地等の土地が主体であり、組合員からの相続・遺言関係のニーズが高い。一方で農中信託銀行には遺言信託の取扱いが認められておらず、当然代理店としても取扱うことができない。信託代理店において遺言信託業務を取扱うことができれば、組合員等利用者への利便性の一段の向上につながる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項 ・同施行令第2条の2 ・同法施行規則第7条の2 	金融庁	
5107	51070009		全国農協中央会・農林中央金庫	9	コミットメントライン契約の適用対象範囲の拡大	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象となる借主の範囲を拡大し、①中小企業(資本金3億円以下)、②地方公共団体、③特別法で定められた地方公社等をその範囲に含める。		<p>○コミットメントライン契約に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となるのは、借主が①資本金5億円以上又は負債総額が200億円以上の大企業、②資本金3億円以上の株式会社、③特定債権等譲受業目的会社、④特定目的会社等に限定されている。</p> <p>○コミットメントライン契約の適用対象を拡大することにより、中小企業、地方公共団体等の資金調達に安定的・機動的な対応が可能となる。</p>	<p>特定融資枠契約に関する法律第2条</p>	金融庁・法務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5107	51070010		全国農協中央会・農林中央金庫	10	地方道路公社等における資金運用先範囲の拡大	地方道路公社及び地方住宅供給公社の2地方公社の資金運用先としてJA及び信連を追加する。		<p>○それぞれの根拠法において、余裕金の運用方法が国債・地方債の取得及び銀行への預け金又は郵便貯金に限定されている。</p> <p>○組合の貸出適格先であり、かつ残高を有しているにもかかわらず、貯金の預かりができないことにより、債権保全上問題があることに加え、貸出元利金の実行・償還事務が煩雑となり非効率的な処理となっており、実務上の支障も大きい。</p>	<p>・地方道路公社法第31条</p> <p>・地方住宅供給公社法第34</p>	国土交通省	
5107	51070011		全国農協中央会・農林中央金庫	11	備え付け議事録等の電磁的方法による対応	主たる事務所、従たる事務所での定款・規約・規程・議事録、組合員名簿等及び事業報告書等の備え置きについて、電子的記録の作成をもって対応が可能となるようにする。		<p>○理事は、定款、規約、信用事業規程等を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。また、総会、理事会及び経営管理委員会の議事録を10年間主たる事務所に、その謄本を5年間従たる事務所に備え置かなければならないが、農協法上、電磁的記録の作成についての定めがない。</p> <p>○農協法上必要とされる書類の作成を電磁的方法によることができれば、書類作成及び管理費等のコスト削減が期待できる。</p>	<p>・農業協同組合法第35条第1項及び第2項、第36条第1項及び第8項、第39条第3項、第47条、第50条の4</p>	農林水産省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5107	51070012		全国農協中央会・農林中央金庫	12	確定拠出年金制度における運営管理機関の登録事項の変更に関する期限の緩和	確定拠出年金運営管理機関の登録事項に変更があったときは、その日から2週間以内に届け出なければならない期間制限を緩和する。		○役員が変更となった場合については登記簿謄本、住民票、履歴書等が、出資の総額が変更となった場合については登記簿謄本を添付書類として期限内に提出する必要があるが、取得に手間がかかる上、期限が短いことから事務負担が大きくなっている。	・確定拠出年金法第89条、第92条第1項 ・確定拠出年金運営管理機関に関する命令第2条、第3条	金融庁・厚生労働省	
5108	51080001		ソフトバンクBB株式会社	1	緊急通報(119番)機能の設置に関する情報の一元管理	緊急通報(119番)機能の設置に関する次の情報を一元的に管理し、通信事業者に提供していただきたい。例えば消防庁が情報を一元的に管理し、通信事業者からの照会に応える部署を設ける等していただきたい。 1. 折衝担当部署の名称、住所、電話番号、ファックス番号 2. 全国の緊急通報先となる消防機関ごとの管轄エリア 3. これらに変更された場合の変更情報		通信事業者が0AB～J番号を使ったサービスを提供する為には、法令(電気通信番号規則 別表第二(第15条第2項関係))により緊急通報への対応を義務付けられている。現在、緊急通報(119番)機能を設置するためには、通信事業者は消防機関(消防本部・分署・消防団)との間で個別に折衝を行わなければならない状況にある。その際、消防機関ごとの折衝担当部署、管轄エリア、およびそれらに変更された場合の変更情報を、全国の約1,300の消防機関について個別に把握する必要があるため、通信事業者にとって多大な労力と費用の負担となっている。	消防法第24条 電気通信番号規則 別表第二 第5欄	総務省 消防庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5108	51080002		ソフトバンクBB株式会社	2	通信事業者との間で緊急通報(119番)機能を設置する際の消防機関における統一基準の作成	<p>次の事項について、通信事業者との間で緊急通報(119番)機能を設置するための消防機関における統一基準を国のルールとして整備していただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 通信事業者と消防機関間の費用負担 2. 使用する回線種別 3. 必要書類と様式 	<p>通信事業者が0AB～J番号を使ったサービスを提供する為には、法令(電気通信番号規則 別表第二(第15条第2項関係))により緊急通報への対応を義務付けられている。現在、緊急通報(119番)機能を設置するために、通信事業者は消防機関(消防本部・分署・消防団)との間で個別に折衝を行わなければならないが、次に示す事項について①合意基準や、②授受すべき書類の形式等が消防機関によって異なっており、また場合によってはこれらが定められていない場合がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 通信事業者と消防機関間の費用負担をどうするか(消防機関建物内のMDF(配線架)から内部は消防機関の資産設備となるため、消防機関が費用負担することが原則であると考えられるが、現実には通信事業者が負担することが多い) 2. 緊急通報(119番)用の回線として、アナログ専用線とするのか、既設のINS回線とするのか、緊急通報用INS回線とするのか 3. 通信事業者から消防機関への緊急通報機能設置の申入書や合意書等の書類の要否および様式 <p>そのため、一消防機関ごとに5～10回の交渉が必要となり、交渉の開始から運用の開始までに半年ないし一年の長期間を要している。これを全国約1,300箇所の消防機関と行うため、通信事業者にとって多大な労力と費用の負担となっている。</p>	消防法第24条 電気通信番号規則 別表第二 第5欄	総務省 消防庁		
5108	51080003		ソフトバンクBB株式会社	3	周波数割当て方針の透明性の確保	<p>次の事項を実現することにより、周波数割当て審査の透明性を確保願いたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 周波数割当て方針を電波法の必要的諮問事項に追記し、割当て方針を電波監理審議会に諮問すべき 2. 将来的には周波数割当て審査業務を総務省とは独立した中立性を担保できる新組織に移行すべき 	<p>電波法第99条の11(必要的諮問事項)に周波数割当て方針についての記載が含まれていないため、総務省総合通信基盤局の担当部署が行政裁量の範囲内で周波数を割当てる事業者を事実上内定している。この制度を改め、電波監理審議会で審議の上、電波割当て方針を決定する仕組みに変更するべきである。また、中長期的に考えると、周波数割当て審査業務全体を総務大臣の諮問機関である電波監理会審議会から切り離し、行政とは独立した中立性を担保できる新組織に移行するべきである。</p>	電波法第99条の11	総務省		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5109	51090001		社団法人 全国信販協会	1	債権譲渡登記制度の拡充	①オンライン登記申請 オンライン登記申請について、現行の送信データサイズの上限1,500KBの見直しを図っていただきたい。 ②出頭または郵送による債権譲渡登記等の申請に際して提出する磁気ディスクに記録する債権個別事項(債権数)の上限(10万個以下)の緩和を図っていただきたい。		①オンライン登記申請に関して、上限1,500KBでは、債権件数にして1,000件程度しか対応できず、ほぼ全ての流動化案件に対応できない。また、光磁気ディスク(MO)、フロッピーディスク(FD)等の磁気ディスクについては、常に紛失のリスクが伴うため、個人情報情報の適切な保護という観点からも、オンライン登記申請に移行することが望ましい。 ②出頭または郵送による債権譲渡登記等の申請に関して、債権譲渡登記等の申請時に、登記申請書等とともに提出する申請データのうち個別債権事項(債権数)の上限が10万個以下と定められているが、当該個数では、光磁気ディスク(MO)、光ディスク(CD-R)等の磁気ディスクの領域が残されている状態にある。そのため、本条件の緩和を行うことにより、10万個以上の債権譲渡を行う場合、ディスクに空き容量があるにもかかわらず複数枚のディスクに分けて申請することに伴うコストの削減、及び事務処理負荷の軽減が図られ、債権流動化市場の更なる発展に寄与することとなる。また、個人情報保護法では、適正な取扱いとともに、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じることが求められている。このため、債権譲渡登記等の申請時に提出する磁気ディスクの個数を減らすことが同法の措置を図ることにつながると考えられる。	債権譲渡登記制度	法務省	
5110	51100001		イー・アドバイザー株式会社	1	公的年金制度を中心とした「年金制度の基礎知識」セミナーの開催	●公的年金制度を中心とした「年金の基礎知識」を、広く一般の生活者に周知徹底させるための「年金制度の基礎知識(仮称)セミナー」の実施要望。 ●弊社セミナー講師が、広く一般の生活者向けに「年金の基礎知識」についてやさしくわかりやすく説明し、「年金」についての理解と関心を高めていただく。 ●「年金」を理解することにより、社会保障制度の必要性、世代間扶養の考え方、年金の社会的役割等認識を深めていただく。社会的・経済的にも個人が自らを高める場と、セミナーにおいて最適な情報・知識をお伝えし、よき社会人・よき家庭人・賢い生活者になるための機会の提供。	内容 タイトル:「年金制度の基礎知識(仮称)セミナー」 目的:「年金」の土台である公的年金制度を中心に、年金制度のしくみや全体像、年金額の計算方法、退職後に向けた資金準備等の基礎知識を習得する。 講師:弊社ファイナンシャルプランニング(FP)講師を派遣 教材:弊社オリジナル作成テキスト 所要時間:ご要望に応じ対応可能 実施日時:平日・休日の開催や日中・夜間の時間帯などご要望に応じ対応可能、全国各地対応可能 期待される効果 ●「年金制度の基礎知識」をよりわかりやすく理解いただくことにより、最低限の知識を習得し、公的年金等に関するより一層の関心度向上。 ●過去10年間、年間約800回、職域(企業・団体)向けにライフプラン(人生設計)支援事業を展開してきた経験から、一般の生活者が真に求めている知識や情報など、現場のニーズに対応したセミナーでのノウハウをサービス業務として提供でき、セミナー参加者満足度の向上。 ●「年金」への理解だけに留まらず、個人や家族のライフプラン(人生設計)全体について検討するきっかけ作りと、個人の新たな夢や目標設定の一助となるよう具体的行動への誘導。	民間開放の必要性・根拠 ●社会保険庁では2002年までの3年間で約16.6億円の費用をかけ、各新聞・テレビなどのメディアで公的年金について理解を深めるPRを展開してきたが、期待ほどの成果は得られていない。社会保険庁2002年度「国民年金被保険者実態調査」によると、公的年金の受給資格期間について「基本的なルール」を理解していない人が約40%に達している。一方で、平成16年度年金改革法における国会論議において、国民年金の「未納・未加入」が国会議員にもみられるなど、公的年金制度のしくみについて理解が浸透していないことが露呈されています。 ●年金改革法が2004年10月に一部施行され、社会保険庁は保険料未納者への過去の納付履歴を通知するサービス等加入者への便宜や制度への理解促進を図ろうとしている。その一方で、「国民年金被保険者実態調査」結果が示しているように、広く一般の生活者が「年金の基本ルール」について周知し、公的年金制度をはじめとした、年金制度の理解と関心を高める取り組みが急務に求められていると考えます。 ●従来の取り組みのように、新聞・テレビ・広告等のマスメディアで広く周知させる方法は基より、伝え手と参加者がフェイス・トゥ・フェイスで心を通わせながら、やさしくわかりやすく基礎知識を中心に知識や情報提供できるセミナーを開催していくことにより、複雑でわかりにくい「年金の基本ルール」を周知し、年金制度への理解促進と不信感の払拭、個人や家族全体のライフプラン(人生設計)を考え、よりよく自己実現していくきっかけとなるものと考えます。			1. 会社案内パンフレット 2. 社会保険庁ホームページ「平成11年国民年金被保険者実態調査～国民年金制度に関する各種周知度～」(要望理由欄には2002年度調査について記載)

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5111	51110001		(社) 不動産協会	1	都市再生特別地区の区域設定について	当該地区において、隣接地の所有者の意向も踏まえ、地形地物や区画道路の境を区域設定としてこだわらず、早期に事業実施できる範囲で、一定要件が満たされているのであれば、行政手続きを進めていくよう自治体に指導することを要望する。	区域の設定を弾力的に設定することにより、事業推進に同意している関係権利者の意向を反映し、早期の事業化を推進できる。	緊急整備地区は、殆どが従来からの既成市街地となるため、限られた時間の中で関係権利者の合意を得ていくことは、個々の資産の共有化に関して、相互の価値観の差などから合意形成までに時間がかかってしまうことが多い。また、必ずしも、隣接地を含めることで、事業性が上がらない場合もあり、早くできるところから実行し、隣地については、状況次第で段階的に整備することも考えられる。	都市計画法施行令第8条 他	国土交通省	
5111	51110002		(社) 不動産協会	2	市街地再開発事業における施行区域要件について	市街地再開発事業の目的に鑑み、施行区域要件である耐火建築物から旧耐震建築物を除く		防災面を配慮した再整備促進	都市再開発法第3条	国土交通省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5111	51110003		(社) 不動産協会	3	特定建築者について	<p>東京都など自治体は、第二種市街地再開発事業において、民間のノウハウを活用し、事業の円滑な推進を図るため、事業協力者を選定している地区が多い。事業協力者は、特定建築者になることを目標・前提として、事業に参画し、施設計画へのノウハウの提供に留まらず、自治体ではなかなか対応が困難な、代替地の斡旋や移転先ビルの建設、権利者の対応などを行い、事業の推進に協力しているが、その地位は不安定である。</p> <p>事業協力者がさらに積極的に事業に関わることを可能とするため、管理処分(権利変換)の決定時期によらず、施行者や権利者の同意(意向)により、弾力的に決められるようにするべきである。</p>	<p>事業を確実に実現するためには、運営者などの早期事業参画が必要であり、特定建築者をできるだけ早期に確定することにより、事業の目途をつけ、また魅力的な施設計画とすることができる。</p>	<p>事業を推進するにあたり、事業協力者の積極的な参画は欠かせないものであり、また第二種市街地再開発事業においては、事業推進段階において、民間と自治体および権利者の信頼関係が構築されていくものである。施行者である自治体と権利者の意向により、事業協力者が特定建築者になることを可能とすることが事業を円滑に進めていくために必要である。</p>	都市再開発法第99条2、3 118条の28	国土交通省	
5111	51110004		(社) 不動産協会	4	管理処分計画時の資産評価の早期確定について	<p>再開発事業において権利変換計画および管理処分計画を円滑に作成するために、土地調査・物件調書を早期に確定できるよう、吏員立会い等を早期に実施する仕組みを作っていただきたい。</p>	<p>工区が分かれる事業においては、最後の工区の管理処分時期を待たざるを得ないケースもあり、一部の権利者の権利を著しく制限することとなっているため、改善が望まれる。</p>	<p>第二種事業では、土地調査・物件調書が作成できない時の吏員立会いの実施について、取用手続の保留解除後でなければ、実施できないという運用がされている。このため、土地調査においては、隣接権利者の権利も確定しないケースが多発し、転出したい権利者は買取してもらえない。従って、権利者の権利を確定する基本である土地調査・物件調書の確定については、早期に吏員立会いを実施するようにすべきである。</p>		国土交通省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5111	51110005		(社)不動産協会	5	都市計画事業に伴う道路の新設・廃止の場合の議会承認の見直しについて	都市計画事業によって道路を新設・廃止する場合の議会承認について廃止を含め見直す。		手続事項の簡素化と事業のスピードアップ	道路法第7、10条	国土交通省	
5111	51110006		(社)不動産協会	6	低層住居専用地域内での自動車庫庫面積制限の緩和について	第一種第二種低層住居専用地域で制限されている自動車庫庫面積(600㎡以下)を、戸数や面積に応じた制限に緩和する。		建築床面積を無視した不合理な規制であるため	建築基準法第48条、同法施行令第130条5	国土交通省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5111	51110007		(社) 不動産協会	7	共同住宅のエレベータシャフトの容積不算入について	共同住宅においてエレベータ設置面積(実面積)以外の床面積を容積率不算入とする。		エレベータ設置率向上とバリアフリーへの配慮	建築基準法第52条第5項	国土交通省	
5111	51110008		(社) 不動産協会	8	中心市街地整備促進のための融資システムの改善等について	<p>中心市街地活性化基本計画策定区域内・都市再生緊急整備地域内での高度化資金導入に関して、次の要望をする。</p> <p>①共同出資会社方式等の制度適用条件(中小企業要件)の第3セクター方式なみの緩和を図る</p> <p>現況要件は、出資者が入居者であることが原則で、入居者の人数・利用面積とも2/3以上が中小企業であることが中小企業要件であるが、都市再生緊急整備地域等を前提とした場合、出資者が入居者である必要はなく、</p> <p>中小企業要件は、入居者の人数で2/3以上かつ利用面積で1/4以上が中小企業であれば適用可とする。(⇒第3セクターを利用した場合の適用要件と同じ)</p> <p>②融資審査手続のスピードアップと審査基準の明確化・透明化を図る</p> <p>・融資を受けるための協議において、保留床1坪あたりの投資額や借入額を縮減すべきとの指摘はあるが、立地条件や事業スキーム、収支計画等の事業性と関連付けて指摘されることが少なく、審査する側が適正水準をどこに置いているかが明確でない面がある。このことから事業者側としてどこまで縮減すれば診断・認定を受けられるのかがわからない状況を改善すべきである。</p> <p>・法制度にはないが、高度化融資の債権保全策の1つとして役員個人保証が慣行化しているが、原則として個人保証は無くし、事業性と従後土地建物への担保設定のみで対応すべきである。</p>	<p>・第3セクター方式と同様の要件(入居と出資をリンクさせない)とすれば、融資の活用が進み、地方都市でのまちづくりが推進される。</p> <p>地方都市における中心市街地活性化は、地元中小小売業者の育成が不可欠だが、合わせて、大企業のノウハウを導入することも不可欠である。(店舗経営、資金調達、施設運営等)</p>	<p>①共同出資会社方式の場合、入居と出資がリンクしており、所有と経営の分離が図れないなど、一定規模以上の中心市街地案件では、高度化資金の導入がしにくい制度となっている。</p> <p>②判断基準が明確でなく、指摘される内容についてどのような改善を図ればよいが見えない。</p>	<p>中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律/中小小売商業振興法</p>	経済産業省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5111	51110009		(社)不動産協会	9	再開発等促進区における「整備計画」の段階的策定について	再開発等促進区のエリア内での部分的・段階的な開発手続推進を可能にすべき。		低未利用地の早期活用が可能になり、土地の高度利用と都市機能の更新に寄与できる。	都市計画法第12条の5第3項、建築基準法第68条3	国土交通省	
5111	51110010		(社)不動産協会	10	都市再生緊急整備地域等に属する都市計画公園・緑地指定区域の建築規制緩和について	都市再生緊急整備地域等に属する都市計画公園・緑地指定区域の建築規制を緩和する。		地権者の土地の有効利用を促進し、地域全体の整備促進が図れる。	都市計画法第53・54条	国土交通省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5111	51110011		(社) 不動産協会	11	「空中権」の評価について	再開発の検討段階において、隣接地における余剰容積率利用権(＝空中権)を先行取得した場合の登記設定や再開発事業の権利変換時において従前資産として評価できる仕組みの創設が望まれる。	隣接地の余剰容積がこれまで以上に取引し易くなり、隣接地も含めて、一体的な街づくりが可能となる。	都心における再開発の推進段階において、隣接所有者の要望により、空中権を取引するケースが、今後一般化するとと思われる。事前に取り引された空中権および地益権等について、都市再開発法における評価基準日時点に存する権利として、権利変換を受けられることとするにより、メリハリのある都市の整備が可能となる。	都市再開発法第73条1項3,11,12号、第80条 登記法	国土交通省	
5111	51110012		(社) 不動産協会	12	開発行為における公園提供の緩和	総合設計や特定街区以外の一般の開発行為についても開発区域内に公開空地が確保され、引き続き管理されることが確実な場合には公園の提供は不要とされた。		事業者が一体管理することで自治体の負担がなくなる。	都市計画法施行令第25条、開発許可制度運用指針など	国土交通省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5112	51120001		行政法務協同組合	1	道路運送車両法11条「封印」について	道路運送車両法28条の3にいうところの『封印取り付け代行者』として委託を受けた者として当組合は受託したい	道路運送車両法11条及び28条の3にいうところの『封印取り付け代行者』の甲種受託者として認められていないことにより、取り扱いは個人間取引の場合のみに限定され、大変制約されています。ITが普及し、個人間取引が活発化したとはいえ自動車の売買においてはその大半は新車ディーラー又は中販店が仲介しています。その為取引の一方(譲渡人または譲受人)が法人であることがほとんどです。結果、実情我々行政書士が取り扱える封印業務はきわめて少なく、陸運支局によっては1ヶ月に1件もないところもあります。また、民間に対して委託事業が進んでいるとはいえ任されている団体に所属する事業者は少数です。また、まずその団体に属するための条件を満たすことが要求されるため、本来の封印業務だけを委託するに足りる資質以外の要素も求められるので、純粋な封印受託とは乖離しているように思います。その点、私達組合は自動車の登録を専門とし業をなしていますので、封印を取り扱うことをお願いするのは、ごく自然の流れだと考えます。更にナンバー交付の際はその都度車両を各支局に持ち込むことを必要とされている現状は、多大な時間と労力を要し、いたずらに各支局の混雑を招いています。更に年末や年度末においては、登録業務が集中するために周辺交通の渋滞も招き、支局によっては近隣住民の生活に支障をきたしているのが現状です。私達組合が甲種受託者として出張封印することで、国民の負担は軽減され、混雑も緩和されます。また一極集中している封印委託の現状を変えることで競争原理が生まれ、これから始まるワンストップサービスにおいてもナンバープレートの交付までを一元化でき、登録業務だけを行う陸運支局を交通の便のよい場所に設けることも可能になります。	道路運送車両法11条及び28条の3	国土交通省		
5113	51130001		(株)LEC東京リーガルマインド	1	学童保育の民間開放に関する提案	国が学童保育の適正な最低設置基準と学童保育指針を策定するとともに、それに見合う財政措置を行うことで、学童保育事業への民間事業者の参入を容易にすること	株式会社による学童保育運営事業	女性の社会進出が進む現在、保育所の延長として、学童保育への需要が増えています。しかし、小学校数の6割程度しか学童保育は設置されていないため待機児童が多く、これに対応するため、各学童保育所とも無理に収容人員を拡大し、保育環境が悪化している場所が多く存在します。その結果、保育指導員の労働環境が劣悪となっているほか、利用者の要望に柔軟に対応できるまでサービスが行き届かない状況となっています。今後、子育てををする親を支えていくためには学童保育の数を増やし、質も向上させていかなければなりません。それには、公設公営等の形態を用いて、柔軟性と効率性の点で優れている民間企業の活力を利用することが有効です。しかし、学童保育に関する国の適切な最低基準の設定とそれに見合う財政措置の欠如が民間事業者等の運営を困難にしています。また保育指針がないため、各保育所は手探りの運営を強いられ、運営者に大きな負担がかかっています。これらの事実、民間企業が学童保育事業に参入するにあたっての障壁となっているものです。政府には、学童保育を子育てサービスとして保証し、制度を整えて民間の参入を促し、量と質の拡充をはかることが求められます。		厚生労働省	添付資料あり(『学童保育事業の民間開放推進に関する提案』)

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5113	51130002		(株)LEC東京リーガルマインド	2	求職者からの職業紹介手数料徴収を可能とする	<p>職業安定法32条の3では、職業紹介手数料については、原則として求職者からの徴収を禁止しています。この例外として、芸能家・モデル・科学技術者・経営管理者(科学技術者と経営管理者の場合、賞金の額が就業後1年間に於いて700万円を超える者又はこれに相当するもの)の職業に紹介された求職者からは、就職後6ヶ月以内に支払われた賞金の100分の10.5以内に相当する額以内の手数料の徴収が可能です。これを以下のように改正すべきであると考えます。</p> <p>(改正の案) 有料職業紹介事業者は、職業紹介に関し、適切な実費その他手数料又は報酬を受けることができる。</p>	求職者からの手数料徴収による付加価値の高い職業紹介サービスの実現	希望する求職者に、キャリア・コンサルティングや職業訓練、積極的求人企業開拓等を含めた総合的な職業紹介サービスを提供していくためには、企業からの紹介手数料のみに収益性を求める現在のスキームでは限界があります。求職者に様々な有料・無料のサービスオプションを与えることにより、求職者が自分の志向にあわせてサービスを選択できる環境が整備されます。	職業安定法第32条の3	厚生労働省	
5113	51130003		(株)LEC東京リーガルマインド	3	指定管理者団体に対する企業会計原則の義務付け等に関する提案	<p>指定管理者に対して、法人の種類・規模を問わず、以下の2点を義務付けることを通達として指示されることを要望いたします。</p> <p>①企業会計原則の導入 ②公認会計士による定期的な会計監査の導入 ③監査結果の住民への公表</p>	<p>左記事項を導入した場合、以下の効果が期待できます。</p> <p>①税制優遇や補助金を受けている公益法人のアカウントビリティがより明確になる ②貸借対照表を活用して財政状況を把握することで借金の状態を明らかにしたり無駄な投資を排除したりすることが可能になる ③公的部門の会計につき株式会社との比較が容易になる ④公認会計士が入ることで監査の有効性が高まり適正な会計を担保することができる</p> <p>これにより、地方財政の健全化という指定管理者制度の趣旨を実現することができるかと考えます。</p>	<p>現在、指定管理者に関して多くの場合、従前の委託先である公益法人が引き続き指定管理者として指定されていますが、指定後についても指定を受けた公益法人が企業会計基準を適用する例が殆どないため、事業が効率的に運営されているかチェックしたり、適正な会計が行われているかを担保する制度が存在しないため問題です。このように異なる会計基準が適用されるのであれば、株式会社と公益法人とのサービスや事業の効率性を通した真の競争の実現から遠ざかってしまいます。</p>	地方自治法244条の2	総務省	添付資料あり(『指定管理者団体に対する企業会計原則の義務付けに関する提案書』)

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5113	51130004		(株)LEC東京リーガルマインド	4	株式会社と学校法人の競争条件の同一化の実現	株式会社大学にも学校法人と同様の私学助成と優遇税制を適用するべく、構造改革特別区域法第12条を改正すること	株式会社大学と学校法人大学の競争条件同一化による学校教育の活性化	現在株式会社大学は、「株式会社」であるがゆえの義務の上に「大学」であるがゆえの過大な義務が課せられ、かつ、「大学」であるがゆえに「株式会社」としての権利・自由を制限され、かといって「大学」であるが故の権利と自由を殆ど享受できず、教育理念の実現を大きく阻害されているのが現状です。最終的には学校法人大学がその質的向上を目指すためには、株式会社と同様、自由競争原理の下に置かれなければならないと思います。しかし、その実現にはかなりの時間がかかることが予想されます。とするならば、現段階で、可及的に学校法人大学と株式会社立大学とを同じ土俵で競争させるよう、暫定的な措置を講じる必要があると考えます。	構造改革特区法12条等	文部科学省	添付資料あり(特区法12条改正提言書、特区法12条改正案、税制比較表)
5113	51130005		(株)LEC東京リーガルマインド	5	専修学校経営への株式会社の参入促進にかかる提案	株式会社が専修学校経営に参入できるよう、以下の2点につき提案いたします。 1. 専修学校は、①株式会社も設置主体となりうること、及び②設置にあたり校地・校舎の自己所有は必ずしも要しないこと、の2点を法律に明記すること。 2. 専修学校の認可にかかる私立学校審議会への諮問手続きを不要化すること。	左記のような措置をとった場合、認可権者である都道府県の規制や私立学校審議会の同業者による民間規制を受けることなく、専修学校経営への株式会社の参入が容易になります。その結果、多くの専修学校によって競争が行われ、また様々な経営主体によって多様な教育が提供されることによって、教育サービスの質が全体として向上していくことが期待されます。	現在、株式会社が専修学校を開設することは非常に困難となっています。それは、株式会社が専修学校を設置する主体となりうるという文部科学省の見解を無視し、都道府県が、学校経営の安定性・継続性を問題として株式会社による専修学校開設を認めていないこと、そして競争相手である私立学校関係者を構成員とした私立学校審議会の諮問手続きを経なければ開設できないこと、の2点に理由があります。今回の提案は、それらの規制を緩和あるいは廃止するなどして、株式会社の専修学校経営を容易にし、学生に多様な教育サービスを提供できるようにするものです。	学校教育法第82条の5 専修学校設置基準第22条、23条 私立学校法第8条	文部科学省	添付資料あり(『専修学校への株式会社の参入促進にかかる提案書』)

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5114	51140001		日本クレジットカード協会	1	国庫金(国税)のクレジットカードによる立替え払い納付	<p>国税の納付について、国民(納税者)がクレジットカードによる立替え払い納付(インターネットによるクレジットカード決済を含む。以下同じ。)を希望する場合、これを可能とすることとしたい。その旨を明らかにしていただきたい。可能でない場合、これを可能とできるように改めていただきたい。国税通則法においては、第41条で第三者による国税納付が認められており、クレジットカード会社による立替え払い納付を一般的に許容することは十分合理的なものだと考えます。【添付資料①参照】また、個別税法においては、例えば自動車重量税法第10条2(電子情報処理組織による申請又は届出の場合の納付の特例)の財務省令に定める方法として、電子納付が認可されており、現在はインターネットを利用した口座振込みのみが実施されているが、クレジットカードによる納付も認めることとしていただきたい。その他所得税・法人税・関税等などの個別税法においても、同様に個別の方法を定める場面で、クレジットカードによる納付を認められていない場合には、認めることとしていただきたい。</p>	<p>基本的には、国税全般につきクレジットカードによる立替え払い納付の実現を希望するものです。中でもとりわけ強く希望するのは、消費者に密着した自動車重量税等のクレジットカードによる立替え払い納付を含めて納付手続のワンストップサービスのビジネスモデルを構築することを目指すものです。平成17年度からマルチペイメントネットワークを活用したインターネットでの口座振込が開始されていますが、今回のビジネスモデルにおいては、この仕組みも活用したいと考えます。</p>	<p>①クレジットカードによる立替え払い納付を可能とすることで、国民としては選択肢が広がり、電子的な納付により利便性が向上し、ポイントサービスやクーポン等カードに付随するサービスを楽しむことができ、事業者としては新たな市場機会の拡大となりビジネスチャンスを得ることができ、行政としては現金処理のリスクや事務コスト削減、収納督促業務等の事務経費削減等にもつながり、社会的意義が極めて大きいと考えます。②クレジットカードによる立替え払い納付を可能とすることにより、クレジットカード固有の機能である分割払いやボーナス払い等も可能となれば、国民の利便性向上とともに納付率向上にも寄与すると考えます。なお、クレジットカード会社は、まず国庫に対して権力速やかに納付金額を払い込み、その後、納税者(立替え払い依頼者)から後払い(必要に応じ、長期分割払いやボーナス一括払いなどにより決済)を受けるため、国の国庫収納事務には支障を来しません。③現在民間市場におけるインターネット決済の方法としては、クレジットカードによる決済(カード番号などをコンピュータ端末から入力して電子的に処理する方法)が最も利用されており、インターネットを活用したクレジットカードによる国税の立替え払い納付に対する国民的ニーズは非常に高いと考えます。【添付資料②参照】④ワンストップサービスについては、国税や国への各種料金支払い(別途要望)以外に、地方税や地方自治体への各種料金支払いも同時に納付できることが求められるが、地方税については平成16年度構造改革特区第5次提案に対する総務省回答により地方税のクレジットカード立替え払い納付が法的に可能とされ、また地方自治体への各種料金支払いについては研究会を開催するなどして早急に検討を開始する旨の回答がなされています。ここでは、地方税と同様、国税についてもクレジットカードによる立替え払い納付をできることとし、ワンストップサービスへの条件を整えていきたい。⑤従来はクレジットカード会社毎に国庫金の納付を検討していたが、今回業界団体として要望することで複数のクレジットカードでの立替え払い納付を可能とし、国民に向けて広く選択肢も用意し公平性を期すものです。⑥海外においては公金のクレジット納付が既に一般化してきており、わが国においてもぜひ導入をご検討いただきたい。【添付資料③】</p>	<p>国税通則法第41条、自動車重量税法10条、財務省令(国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令、平成十五年七月十四日財務省令第七十一号)</p>	<p>国土交通省、財務省</p>	<p>①国庫金のクレジットカード決済実現に向けた見解、②公金決済市場でのカード決済重要度Web調査結果概要、③海外での公金クレジット決済実施状況</p>
5114	51140002		日本クレジットカード協会	2	国庫金(料金)のクレジットカードによる立替え払い納付	<p>使用料、手数料など「料金」全般については、クレジットカード会社等の第三者が立替え払いを行うことについては、現行法の規定が明確でなく、導入例がないが、禁止規定もないことから、立替え払いの導入は十分可能であると考えられる。特に国民年金保険料については、国民年金施行規則第72条において保険料の収納を委託できるものとして「公共料金に関する事務処理実績を有する者」と規定していることから、既に電気/ガス料金等の決済サービスを提供しているクレジットカード会社は、国民年金保険料の納付受託資格者としては十分要件を満たしているものと考えられる【添付資料①参照】。この点、必要に応じ国民年金保険に関する法令の改正等を通じ、国民年金保険料のクレジットカードによる立替え払い納付を可能とすることを要望する。ついては、①国民年金保険料におけるクレジットカードによる納付の実現、および②その他「料金」全般に関するクレジットカードによる納付のための所要の規制緩和・民間開放を要望する。</p>	<p>国民年金保険料においては、平成16年度よりマルチペイメントネットワークによる電子納付が開始されており、第1段階としてクレジットカードによる電子納付を実施するとともに、現行の口座振替・コンビニエンスストアでの収納に加え、クレジットカードによる登録形式(電気/ガス料金等公点、必要に応じ国民年金保険に関する法令の改正等を通じ、国民年金保険料のクレジットカードによる立替え払い納付を可能とすることを要望する。ついては、①国民年金保険料におけるクレジットカードによる納付の実現、および②その他「料金」全般に関するクレジットカードによる納付のための所要の規制緩和・民間開放を要望する。</p>	<p>①クレジットカードによる立替え払い納付を可能とすることで、国民としては選択肢が広がり、電子的な納付により利便性が向上し、ポイントサービスやクーポン等カードに付随するサービスを楽しむことができ、事業者としては新たな市場機会の拡大となりビジネスチャンスを得ることができ、行政としては現金処理のリスクや事務コスト削減、収納督促業務等の事務経費削減等にもつながり、社会的意義が極めて大きいと考えます。②クレジットカードによる立替え払い納付を可能とすることにより、クレジットカード固有の機能である分割払いやボーナス払い等も可能となれば、国民の利便性向上とともに納付率向上にも寄与すると考えます。なお、クレジットカード会社は、まず国庫(社会保険特別会計)に対して権力速やかに納付金額を払い込み、その後、納税者(立替え払い依頼者)から後払い(必要に応じ、長期分割払いやボーナス一括払いなどにより決済)を受けるため、国の国庫収納事務には支障を来しません。③現在民間市場におけるインターネット決済の方法としては、クレジットカードによる決済(カード番号などをコンピュータ端末から入力して電子的に処理する方法)が最も利用されており、インターネットを活用したクレジットカードによる国税の立替え払い納付に対する国民的ニーズは非常に高いと考えます。【添付資料②参照】④従来はクレジットカード会社毎に国庫金の納付を検討していたが、今回業界団体として要望することで複数のクレジットカードでの立替え払い納付を可能とし、国民に向けて広く選択肢も用意し公平性を期すものです。⑤海外においては公金のクレジット納付が既に一般化してきており、わが国においてもぜひ導入をご検討いただきたい。【添付資料③】</p>	<p>国民年金法第9条2条の3、国民年金法施行令第6条の14、国民年金法施行規則第7条2条</p>	<p>社会保険庁</p>	<p>①国庫金のクレジットカード決済実現に向けた見解、②公金決済市場でのカード決済重要度Web調査結果概要、③海外での公金クレジット決済実施状況</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5115	51150001		日本ニュービジ ン 協 議 会 連 合 会 有限会社シャトーティーエス	1	ワイン(果実種)定義における熟成工程での貯蔵・熟成樽詰め、粉末、抽出液使用の許可	海外ではワインの品質向上のため熟成工程での貯蔵・熟成樽詰め、粉末、抽出液が使用されている。日本では酒税法により当該行為が実施されるとリキュールの定義に該当することになる。当該作業はワイン製造における熟成工程で樽容器を使用すると類似であり、その効果もほぼ同等である。当該行為のためにわざわざリキュールの免許を取得しなければならず、その煩雑さがあり、かつ、6kl以上の生産要件が困難であるため、当該行為規制の除外を提案する。同法の適用除外によりワイン品質向上など農業振興の一助となる。	海外ではワインの品質向上のため熟成工程での貯蔵・熟成樽詰め、粉末、抽出液が使用されている。日本では酒税法により当該行為が実施されるとリキュールの定義に該当することになる。当該作業はワイン製造における熟成工程で樽容器を使用すると類似であり、その効果もほぼ同等である。当該行為のためにわざわざリキュールの免許を取得しなければならず、その煩雑さがあり、かつ、6kl以上の生産要件が困難であるため、当該行為規制の除外を提案する。同法の適用除外によりワイン品質向上など農業振興の一助となる。	日本では酒税法により当該行為が実施されるとリキュールの定義に該当することになる。同法の適用除外によりワイン品質向上など農業振興の一助となる。	酒税法	財務省	当該許可対象はワイン製造許可者(約300)
5116	51160001		社会福祉法人恵泉会 株式会社メディカルアソシア	1	滋賀県における「外国籍看護師・介護士の教育・受入・人事管理・就業構想」	問題点を踏まえ特区で2名程度を皮切りに、看護師を一年勤務させ、そこで浮かび上がる問題点を当法人で整理する。 2)当初質の高いと評判のフィリピンの看護師をターゲットに候補者を数名面接し日本に入国させる。 3)募集の方法、日本への招聘はメディカルアソシアが担当する。 4)各種社会保険、税等に関してメディカルアソシアが担当する。 5)規制緩和としては 2年程度のワケビザの発給(本人が希望すればビザの更なる延長) 介護保険配置基準における看護師カウントの承認 6)当法人では当該看護師の能力、内部での人事問題等に関して検討する。以上のことより、社会福祉法人恵泉会とメディカルアソシア(株)の共同提案とし、特区構想で問題点をあらいだし全国展開の礎にしたい。	各国の各分野を業とする法人が、全国又は特区の自治体において外国人看護師・介護士の教育、人事管理(派遣・職業紹介)等の事業者指定を受け、フィリピンなど東南アジア諸国において、日本国看護師国家資格受験準備講座、介護士養成講座(日本型介護施設でのOJTを含)を受託する。日本語能力については、現地の日本語学校の受講生で、かつ日本語検定試験の2級(一般的なことがらについて会話ができ、読み書きができる能力)又は3級以上に合格した者を、研修生として受け入れる。比国内での看護師養成所卒業者、看護実務経験のあるものは看護師・介護福祉士国家資格受験の権利を付与する。訪問看護員については日本又は比国内で同等の教育を実施。これらの条件を満たしたものが、人事管理法人より管轄省庁又は自治体へ申請のあった医療機関・社会福祉施設へ派遣、紹介、紹介予定派遣で斡旋し、「正看護師、介護福祉士、訪問介護員」として送り出す。日本滞在中は、人事管理法人が生活や文化指導を行う。在留期限が来たら、人事管理会社が責任を持って帰国あるいは在留資格の更新手続きを行う。	地方に位置する特別養護老人ホームにおいては、看護師の確保が大きな問題となっている。特別養護老人ホームでは入居者が重度化し看護師の夜勤を考えるべき状況になっている。介護士についても同様の問題がある。海外の看護師資格では在留資格・就労資格がない。介護労働者の在留資格がない。海外の看護師資格を取得していても訪問介護員研修の簡易化ができない。海外で訪問介護員養成研修を受けることは認められない。看護業務の労働者派遣は紹介予定派遣以外認められていない。全国の介護施設では高齢者人口の拡大、働く若者の減少を受け、十分な介護サービスを提供し続けられるか危機感をもっている。特に過疎化が進行する農村部では切実である。さらに、定着しない若者の介護職の問題、取り合いになっている看護師の問題など、多くの問題がやまずみでありその解決の一助になるとかんがえる。	・出入国管理及び難民認定法第7条 ・出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令：法別表第1の2の表の医療の項 ・介護保険法施行令第3条	厚生労働省 法務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5117	51170001		東京都	1	保育所制度における規制緩和	大都市住民のニーズに即した新たな保育所として、都が創設した認証保育所を制度的に認めること。		・現在の認可保育所では応えきれていない、大都市の保育ニーズに対応できる。 ・多様な事業者の参入とサービスの競い合いを促す制度に改めることにより、多様化する保育ニーズに応えることができる新しい保育所設置が可能となる。	児童福祉法	厚生労働省	
5117	51170002		東京都	2	保育所制度における規制緩和	<p>現行の認可保育所制度について、多様な事業者の参入を促進し、利用者本位の制度となるよう改革すること。</p> <p>①保育所利用方法について、利用者が施設と直接契約できる制度とすること</p> <p>②保育料を一定の基準の下に、保育所が自由に設定できるようにすること</p> <p>③施設整備について、民間事業者も補助対象とすること</p> <p>④保育所設置基準を緩和すること</p>		<p>①、②保育所の入所の決定権が区市町村にあるため、利用者の選択権に実効性がなく、施設の努力とは関わりなく児童が入所するしくみとなっている。利用者本位のサービス提供を実現するため、事業者が競い合いを通じてサービス向上していくしくみとする必要がある。</p> <p>③認可保育所は、設置主体に制限はなく、株式会社等でも設置できるとされているが、社会福祉法人と同様の施設整備費補助は受けられない。</p> <p>④保育所の設置認可権限は都道府県知事にあるものの、その基準は全国一律の最低基準を必ず満たさなければならないこととなっている。そのため、利便性の良い市街地での保育所整備が進みにくい。また、職員定数のすべてに保育士資格を求めており、保育士以外の資格者の活用による柔軟なサービス提供ができないほか、調理員について常勤職員配置が原則とされているため、短時間勤務職員の導入ができない。</p>	<p>児童福祉法</p> <p>児童福祉施設最低基準</p> <p>憲法</p>	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5117	51170003		東京都	3	痴呆性高齢者グループホームの設置促進を目的とした規制の緩和	・厚生労働省令に定める、指定に係るユニット数の制限(2ユニット)や、平成17年度から予定されている整備費補助対象のユニット数の制限(2ユニットから1ユニット)など、痴呆性高齢者グループホームに関する規制を緩和し、地域特性を考慮した柔軟な対応を図ること。		これらの規制は全国一律であり、地域特性を考慮したものとなっていない。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第28号)	厚生労働省	
5117	51170004		東京都	4	介護休業時の勤労者及び事業主の負担軽減	介護休業時の勤労者及び事業主の負担軽減のため、介護休業中の健康保険料、厚生年金保険料を免除すること。		・社会保険の被保険者資格は、育児休業、介護休業ともに、休業中も継続される。 ・社会保険料については、育児休業中の場合であれば、申出により事業主・労働者負担分ともに免除されるのに対し、介護休業中の場合は、事業主・労働者負担分とも免除されない。 ・仕事と家庭を両立させるために、介護休業期間中においても労働者に対する支援が必要。	健康保険法第159条 厚生年金法第81条の2	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5117	51170005		東京都	5	特別養護老人ホームの設置促進を目的とした規制等の緩和	老人福祉法に定める特別養護老人ホームの設置主体に関する規制を緩和し、多様な事業者の参入を促進する。		・構造改革特区等で民間事業者による特別養護老人ホーム運営が行われているところであるが、いわゆる公設民営方式のみという状況であり、多様な事業者の参入が図られるものとなっていない。	老人福祉法	厚生労働省	
5117	51170006		東京都	6	障害児施設における調理業務の外部委託の容認	障害児施設における調理業務の外部委託を認めること		・身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設等の調理業務については第三者への委託が可能とされているが、障害児施設においては施設の職員により行われるものとされている。 ・肢体不自由児施設及び知的障害児通園施設については、構造改革特別区域法に基づく計画の認定を受けた場合、調理業務の外部委託が可能となっている。 ・しかし、運営面でのより一層の効率化を図るため、構造改革特区の対象事業にかかわらず、障害児施設について成人施設と同様、第三者への委託を認められたい。	児童福祉法第45条、児童福祉施設最低基準、保護施設等における調理業務の委託について(昭和62.3.9社施策38)、構造改革特別区域における「肢体不自由児施設等における調理業務の外部委託事業」について(平成15.3.27障発第0327015号)	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5117	51170007		東京都	7	社会保険診療報酬支払基金が取り扱う審査支払業務の範囲拡大	都が実施している「心身障害者医療費助成制度」並びに区市町村が実施している「ひとり親家庭医療費助成制度」及び「乳幼児医療費助成制度」(以下「医療費助成制度」という。)の審査支払業務を社会保険診療報酬支払基金が取り扱える業務範囲とすること。		・支払基金の業務範囲は法令等で定められており、医療費助成制度の審査支払業務は対象外のため、社会保険分はレセプトで支払基金に、医療費助成分は国保連合会に請求。そのため下記の問題が発生。 ①医療機関は、社会保険分のレセプト作成に加え医療費助成分の請求書作成の事務処理を負担。 ②レセプトの査定減等があっても、医療費助成分と連動できず、公費の過払いが発生。 ③高額療養費は、実施主体が一旦全額立替払後、保険者や患者本人と連絡調整して精算しており、事務処理が煩雑化。	社会保険診療報酬支払基金法第13条及び同条第3項の規定による告示及び局長通知	厚生労働省	
5117	51170008		東京都	8	中小企業の事業用資産相続時の抜本的な軽減措置の導入	中小企業者が相続するにあたり、引き続き事業を継続していく場合には、我が国の「農地に関する相続税猶予制度」や欧州先進諸国の制度に準じた包括的な軽減措置を設けるなど、抜本的な軽減措置を講ずること。		本年6月の本要望において、「税制は規制の対象外」との回答があったが、税制に関する措置は地域住民の生活や生産活動に大きな制約をもたらすため、本要望の対象とすべきである。相続税の負担が、中小企業の経営、特に事業の円滑な承継に大きな影響を与えているため、事業用資産相続時の負担軽減措置を強化する必要がある。	租税特別措置法(相続税法関係)第70条4～6	財務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5117	51170009		東京都	9	中小企業の事業用資産相続時の土地の減額評価の実施	中小企業承継税制で評価減をしている特例を、400㎡を超える部分にも拡充すること。		本年6月の本要望において、「税制は規制の対象外」との回答があったが、税制に関する措置は地域住民の生活や生産活動に大きな制約をもたらすため、本要望の対象とすべきである。相続税の負担が、中小企業の経営、特に事業の円滑な承継に大きな影響を与えているため、事業用資産相続時の負担軽減措置を強化する必要がある。	租税特別措置法(相続税法関係)第69条の4	財務省	
5117	51170010		東京都	10	中小企業の事業用資産相続時の自社株評価方法の見直し	①同族会社の株式評価における類似業種批准価格の減額率を引き上げること。 ②全ての会社に類似業種批准方式のみによる評価の選択適用を可能とすること。		本年6月の本要望において、「税制は規制の対象外」との回答があったが、税制に関する措置は地域住民の生活や生産活動に大きな制約をもたらすため、本要望の対象とすべきである。相続税の負担が、中小企業の経営、特に事業の円滑な承継に大きな影響を与えているため、事業用資産相続時の負担軽減措置を強化する必要がある。	財産評価基本通達(相続税法関係)178-186	財務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5117	51170011		東京都	11	中小企業の特許関係の料金減免措置の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ① 研究開発型中小企業に限定することなく、全中小企業を減免の適用対象とすること ② 出願手数料も減免の対象とすること 		<p>本年6月の本要望において、「特許料等の減免は規制措置ではなく、実質上従来型の財政措置にしか過ぎないため対応不可」との回答があったが、特許料等の減免は地域住民の生活や生産活動に大きな制約をもたらすため、本要望の対象とすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許法の改正により1件当りの総費用が引き下げられ、資力に乏しい法人の減免期間が設立5年以内から10年以内に緩和されるなどの措置が講じられた。 ・しかし、依然として減免制度を受けられる対象者が限定されており、また、減免措置の内容も審査請求料や一定期間の特許料に限られている。 ・中小企業における知的財産の取得を促進させるため、特許関係料金の更なる減免措置の拡充が必要である。 	特許法第107条、109条及び195条の2 産業技術力強化法	文部科学省 経済産業省	
5117	51170012		東京都	12	女性の坑内労働の禁止に係る労働基準法の見直し	<p>女性の雇用機会均等と職域拡大を図るため、トンネル工事の監督業務などに従事する女性が、坑内に入ることが出来るよう、法改正等の必要な措置を講じること。</p>	女性技術系職員のシールド工事などトンネル工事における監督業務への従事	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都では、女性技術職員が様々な工事の監督業務に就いているが、労働基準法第64条の2により女性の坑内労働が禁止されているため、トンネル工事による監督業務に従事できない。 ・女性の雇用機会均等と職域拡大を図るため、法改正等の措置が必要である。 	労働基準法第64条の2	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5117	51170013		東京都	13	カジノ実現に必要な法整備	カジノを実現するために、必要な法整備を行うこと。	カジノ開設	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノは、有力な観光資源でもあり、新たなゲーミング産業として、経済波及効果や雇用創出効果が大いに期待できる。 ・カジノは、現行法では、刑法の賭博および富くじに関する罪で規制されており、実施することができない。 	刑法第185条～187条(賭博および富くじに関する罪)	内閣府	
5117	51170014		東京都	14	外国人旅行者に対する査証手続きの緩和	外国人旅行者の拡大を図るため、一定の要件の下での観光目的で来訪する旅行者に対する査証の免除、査証申請の際の提出書類の簡素化や発給日数の短縮化など査証発給手続き等を一層推進すること。		<ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人数は、日本人海外旅行者数の3分の1に過ぎず、国際旅行収支は大幅な赤字になっている。 ・都は「観光産業振興プラン」を策定し、外国人旅行者を倍増する目標を掲げている。 ・しかし、現在の外国人に対する訪日査証制度が、海外からの旅行者増大にとって障害になっている。 	出入国管理及び難民法 外務省設置法	外務省 法務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5117	51170015		東京都	15	来日外国人・組織犯罪の防止	在留資格審査の一層の厳格化を図るとともに、既にアメリカで実施されているバイオメトリックス(生体認証技術)を活用した入国審査の実施など、入国審査を厳格化すること。	退去強制した不法滞在者の水際での再入国阻止などによる来日外国人犯罪の抑止	<ul style="list-style-type: none"> ・留学・就学、研修、興行、日本人配偶者等の資格で入国するものの中には、在留資格は名目だけで、当初から不法就労等を目的としている者が数多く存在しており、その手段も偽変造旅券、学校ぐるみでの受け入れ、偽装結婚等、より悪質巧妙化している。 ・出入国管理法の改正により、在留資格取消制度の創設や不法残留罪の罰金額引上げが行われ、不法滞在者に対する取締りは一定の措置が講じられた。 ・しかし、退去強制した不法滞在者を再入国させないための制度は未だ構築されていない。 	出入国管理及び難民認定法施行規則	法務省	
5117	51170016		東京都	16	脱法ドラッグ対策の推進	乱用薬物の麻薬への追加指定について積極的な運用を図ること。		<ul style="list-style-type: none"> ・脱法ドラッグの乱用は、拡大・深刻化が懸念されており、乱用実態や危険性、青少年に及ぼす広範な悪影響などは看過できない状況にあることから、脱法ドラッグ規制の実効性を上げるための対策が必要である。 	<p>「麻薬及び向精神薬取締法」第2条別表第1第75条及び別表第2号第4号及び「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び向精神薬原料を指定する政令」第1条及び第2条</p> <p>無承認無許可医薬品の指導致続りについて(昭和46年6月1日 薬発第476号)各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知</p>	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5117	51170017		東京都	17	ディーゼル車の使用過程車対策の抜本的見直し	<p>①自動車NOx・PM法では車検制度によって、違反車両は対策地域に登録することができなくなるが、当該地域の環境改善のため、地域外からの流入車を規制の対象とするなど、抜本的な使用過程車対策を実施すること。</p> <p>②車検の時の使用過程車規制について、実効性ある対策を実施するため、大気汚染防止法に基づく基準値を設定すること。</p>		<p>・都における深刻な大気汚染の根本的な原因は、国の自動車排出ガス規制の遅れにある。</p> <p>・大気汚染を改善し、都民、国民の生命と健康を守るためには、国の責任で使用過程車対策の抜本的な見直しを行う必要がある。</p>	自動車NOx・PM法 大気汚染防止法	環境省 国土交通省	
5117	51170018		東京都	18	不正軽油対策	不正軽油による環境悪化を防止するとともに、流通形態の多様化に伴う脱税、滞納などの問題に対処するため、不正軽油の製造を禁止するなど、抜本的な対策を早急に講じること。		<p>・平成16年度の廃棄物処理法の改正では硫酸ビッチの保管基準等の強化等がなされ、平成16年度の地方税改正では、軽油引取税の脱税にかかる罰則の引き上げ及び不正軽油の譲受に関する罰則の創設等が盛り込まれた。</p> <p>・しかし現行法では不正軽油を製造する行為や硫酸ビッチの不法投棄を根絶することは極めて困難である。</p>	地方税法 廃棄物処理法	総務省 経済産業省 環境省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5117	51170019		東京都	19	ディーゼル排出微粒子の環境基準の設定	大気汚染の原因であるディーゼル排出微粒子など微粒子(PM2.5)についての環境基準を設定すること。		<ul style="list-style-type: none"> ・微粒子については、その濃度と呼吸器や循環器系疾患などと強い関連性を示す報告がある。 ・ディーゼル排出微粒子のほとんどが微粒子と言われている。 ・微粒子についての環境基準の設定を行うなど、微粒子状物質等による大気汚染から都民の健康と生命を守る実効性のある対策をとる必要がある。 	大気汚染防止法	環境省	
5117	51170020		東京都	20	船舶からの排出ガス対策	使用燃料の良質化や陸上電源の利用等、有効な船舶排出ガス対策について積極的に検討し早期に対策を講じること。		<ul style="list-style-type: none"> ・東京港周辺の二酸化窒素や二酸化硫黄の大気環境濃度は、長期間継続して高い状況にある。これは港湾地域が抱える共通の問題であり、本年、マルポール条約の批准に伴い海洋汚染防止法の改正が行われたところであるが、国の責任において、船舶からの排出ガスについてより抜本的な対策を講じる必要がある。 	海洋汚染防止法	国土交通省 環境省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5117	51170021		東京都	21	行政財産に対する制限の緩和	<p>①自治体が所有する公有財産のうち、行政財産については法律により私権の設定が禁止され、民間への貸付け、容積率の移転等ができないなどの制約がある。</p> <p>②公有財産の管理等については、各自治体がそれぞれの状況に応じ、更に有効活用できるように、地方自治法の規定を改正し、法律による一律の規制を見直すべきである。</p>	<p>①民間事業者に対する庁舎の空床の貸付け 組織の統廃合により、未利用・低利用の施設も多く見られ、行政需要もない空床も増加している。これらの空床を民間事業者に貸し付けて、財産的収入を確保する。</p> <p>②余剰容積率の有効活用 低利用の行政財産については、容積率に余剰が生じている。こうした余剰容積率について、隣接地に移転するなど有効活用することにより、財産的収入を確保する。</p>	<p>①例外的に行政財産の貸付けが認められる場合として、①PFI事業における選定事業者に対する行政財産の貸付けや②地方公営企業法による民間事業者に対する行政財産である土地の貸付けがあるが、自治法では行政財産を民間事業者に貸し付けることは認められておらず、行政財産をその目的外に使用する場合は、使用許可として処理されている。この目的外使用許可は、行政目的を妨げない範囲に限られ、使用は最小限に留められるため、財産を有効活用する手段としては限界がある。</p> <p>②したがって、庁舎の一部の空床を民間事業者に対して貸付けするには法律の規定の整備を要する。</p> <p>③また、余剰容積率を隣接地に移転などの方法で有効活用するためには、行政財産に対する制限を緩和するなど法律の規定の整備を要する。</p>	地方自治法	総務省	
5117	51170022		東京都	22	地方公共団体の基金の運用に関する規制の緩和	<p>地方公共団体の基金に属する有価証券について、信託銀行等に対する信託を可能とすること。</p>	<p>運用有価証券信託による基金の運用</p>	<p>・運用有価証券信託は、保有する国債等の有価証券から金利収入を得ることに加え、当該有価証券を貸出し、手数料を得ることを目的として信託するものである。</p> <p>・現状では、地方自治法により基金に属する有価証券を信託することは認められていないが、より効率的な運用を図るため、これを信託銀行等に対して信託することを可能とするよう法改正を要望する。</p>	地方自治法第237条第3項、第238条の5第2項 地方自治法施行令第169条の3	総務省	<p>本有価証券信託は、機関投資家における運用方法として増加傾向にある。(別添資料)</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5118	51180001		埼玉県草加市	1	社会福祉主事の吏員資格要件の廃止	地方公務員法上の吏員で、かつ定数条例に定める常勤職員でなければならない社会福祉ケースワーカーの資格要件を緩和し、民間経験者、再任用職員を活用できるようにする。	社会福祉法第14条は、都道府県及び市に対して、生活保護法等に定める援護、育成または更生の措置の関する事務をつかさどる組織として「条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。」と定めている。 また第15条においては、当該福祉事務所の組織として、 一、指導監督を行う所員 二、現業を行う所員 三、事務を行う所員 を置くことを義務づけ、一、二の所員については「社会福祉主事」でなければならないこととしている。さらに第16条以降で、社会福祉主事は、地方自治法第172条に規定される吏員であり、かつ職員定数条例で定められた常勤職員であることを必要としている。この社会福祉主事の「吏員」資格要件と、定数条例での「定数職員」でなければならない現行規制を廃止することにより、 ① 更生(就業支援等)活動や調査分野に経験、ノウハウを持つ人材を登用し、これに重点をおいたケースワークを推進する。 ② 多様な勤務形態を組み込み、ニーズに対応した機動的なケースワークを行う。	社会経済環境の急激な変化に伴い、生活保護等の現業活動は著しく多様化、複雑化しており、特に就労支援等の更生活動には、社会福祉行政分野以外の専門知識や社会経験、情報力等を必要とすることが多い。このことから、福祉事務所の現業事務、すなわちケースワークに、民間等の人材や再任用職員の活用をはかることは、極めて有意義と思われる。 従って、広く人材を求め、かつ多様な勤務形態を保障することによって、複雑化し、かつ増大するニーズに的確に対応し、かつ就業支援、更生活動等、受給者数の抑制につながる取組みを強化する。また調査能力の向上を通じて、不正受給の抑制をはかろうとするものである。	地方自治法第172条、社会福祉法第15条～19条	総務省・厚生労働省	
5118	51180002		埼玉県草加市	2	消防用無線機の型式検定基準の緩和	業務用無線機として、消防用無線機に義務づけられている防水・耐震・耐衝撃性能等の技術基準をアマチュア無線機と同程度に緩和する。	① 消防用無線機について、その型式上の技術基準をアマチュア無線機と同程度のもので規制緩和することにより、機器本体を量産品とする。 ② これに消防用無線機の周波数帯を組み込むことにより、廉価に消防用無線機を調達する。 ③ 無線機購入単価を下げることにより無線機配備台数を増やし、消防活動の機動性を高める。	消防無線機は、無線機器型式検定規則別表に定められる特別の基準を満たすこととされているため、アマチュア無線機の3～4倍の価格となっている。しかし、一般のアマチュア無線機の機能、耐久性の向上は著しく、この面で消防活動上の不都合はないと考えられる。従って、機器本体はアマチュア無線機と共用化し、別途、周波数帯のみ消防用周波数帯を使用できる機能を持たせることにより、十分、長期の使用に耐えられると考えられる。限られた予算のもとで、機動的消防活動に必要な無線機器を整備するため、規制緩和を要望するものである。		総務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5118	51180003		埼玉県草加市	3	国委託事務の精算を廃止(渡しきり交付金制度の導入)	国による市町村への委託事務に係る委託金(交付金)について、市町村の経費節減努力に報い、かつ国費の有効活用をはかるため、これを精算なしの「渡しきり交付金」へと改めることを提案する。	<p>国指定統計調査事務、国政選挙事務等、国の委託事務については、国が標準的な仕様、単価等をもとに算出した委託金を、受託市町村等に渡しきるものとする。市町村等は、この仕様の範囲内で受託事務を遂行し、残余が生じたときは、当該年度または翌年度に繰り越して、別途の費目に充当することができるとする。</p> <p>これにより、</p> <p>① 受託市町村の経費節減努力を促し、当該事業の効率的な執行が期待できる。</p> <p>② 「使い切り主義」による冗費の発生を抑制でき、残余金を市町村が有効活用することを通じて結果として国費の有効活用となる。</p> <p>③ 市町村の創意工夫を通じて、国は委託事務の仕様等を改善することができる。</p> <p>④ 国、都道府県、市町村それぞれに生じる精算事務をなくせる。</p>	<p>国による市町村への委託事務は、国政選挙や各種の統計調査事務等、多数にのぼる。その経費を国が交付しているが、事務終了後に精算する方式をとっているものが多い。特殊な場合を除き、不足した場合に交付金が増額されることはないが、使い残しが生じたときは全額を返還しなければならない。このため節減意欲が働きにくく、委託事業の限定された使途の範囲で、全額を使い切ることが慣行化している。</p> <p>この点について、委託事務の効率的執行を促し、かつ国費の有効な活用をはかる観点から、「渡しきり交付金制度」への転換を提案する。「渡しきり交付金」については、中央省庁等改革の推進に関する方針(平成11年4月27日、中央省庁等改革推進本部決定)の中で、独立行政法人の事業運営のための交付金制度として導入がはかられたところであり、使途の内訳を細かく特定せず、かつ予定以外の使途に充てることや、翌年度繰越を認めたものとなっている。</p> <p>この方式を市町村への委託事務にも適用することにより、節減努力を促し、結果として国費の最も有効活用がはかれる。またこのことは、市町村、都道府県、国それぞれに生じる精算等事務の合理化にもつながる。間近に迫った国勢調査には巨額の国費が投入される。国政選挙に投じられる国費も大きなものがある。これらを有効に活用し、かつ地方のコスト意識や創意工夫力を高めるためにも、「渡しきり交付金方式」への転換を実現したい。</p>		総務省	
5119	51190001		特定非営利活動法人 福祉交通支援センター	1	国旅自第240号通達の4(2)、「運送の対象」における福祉有償運送の対象者拡大	国旅自第240号通達の4(2)、「運送の対象」の福祉有償運送において、乳幼児、児童、短期間のけが人や妊産婦を含めるべきである。	乳幼児、児童の下校後の移動のサポートによる子育て支援や通学支援、妊産婦、短期間のけが人を含む通院支援としての福祉有償運送事業の実施	<p>利用対象者に乳幼児、児童が含まれていないが、乳幼児や保護者のいない児童は単独では移動が困難であり、通園・通学はもちろん、子育てや子どもの安全を確保する点からも、利用対象者として認められるべきである。特に、少子高齢化対策として各地でNPO法人等が受託実施している「ファミリーサポート」事業は、車両を使った送り迎えを実施している例が多く、自治体も推進している。にも拘らず、法抵触問題によって実施に踏み切れない、あるいは慎重にならざるを得ないという矛盾が生じているため。</p>	道路運送法第80条1項及び、国自旅240号通達	1	特になし

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200001		欧州委員会 (EU)	1	対日外国直接投資の促進策の強化	1. EUは、日本政府に対して、政府の政策立案全般に投資を促進するための措置を一層組み入れていくよう推奨する。これは、例えば規制改革・民間開放推進会議、「対日投資促進プログラム」、対日投資会議を通じた取り組みとともに、3カ年規制改革推進計画の下で投資に関する広範な分野横断的アプローチの採用によって達成され得るだろう。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 1. 1企業の構造改革と関連税制措置による。		内閣府 内閣官房	
5120	51200002		欧州委員会 (EU)	2	企業再編の促進に資する施策の容認	2. EUは、日本政府に対して、企業再編の促進およびすべての場合において税に対して中立的な株式交換を通じて外国企業による合併・買収を認めるよう要請する。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 1. 1企業の構造改革と関連税制措置による。		財務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200003		欧州委員会 (EU)	3	反買収措置導入の是非について	3. 敵対的M&A防衛策を導入することに伴う、国境を越えた合併・買収を困難とするような規制の制定の動きについて説明を求める。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 1. 1企業の構造改革と関連税制措置による。			
5120	51200004		欧州委員会 (EU)	4	連結決算制度の改善	4. EUは、日本政府が産業界の関心事項に対応し、企業が連結納税制度を効果的に活用できるよう、以下の措置を取ることがを要請する。 a. 100%出資子会社のみが連結納税の対象となるという要件を50%にまで引き下げる。 b. 連結グループに入る際、会社の連結前の欠損金は通算されないとする制度を廃止すること。 c. 連結グループ加入のためには課税対象資産の再評価を受けなければならないという要件を廃止すること。 d. 連結納税制度を採用するためには100%子会社のすべてを連結の対象としなければならないという要件を廃止すること。 e. 連結には地方税も含めること。法人住民税と法人事業税関連の税制は可能な限り簡素化され、それにより関連地方税申告の準備に要する行政負担が軽減されること。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 1. 1企業の構造改革と関連税制措置による。	財務省 総務省		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200005		欧州委員会 (EU)	5	パブリックコメント制度の見直し	<p>1. パブリックコメント制度に関し、EUは日本政府に実行面での前進を求め、さらに以下を要請する。</p> <p>a. 各省庁による同制度の活用を徹底し、監視すること。特に30日の意見募集期間が各省庁で有効に適用されるようにすること。</p> <p>b. および必要に応じて審議会に対しても、コメントの内容が規制案および報告書案に適切な形で反映されるよう十分な時間を確保するよう徹底すること。パブリックコメントはすべて公表すること。</p>		<p>「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部)</p> <p>1. 2透明性と予測可能性による。</p>		総務省	
5120	51200006		欧州委員会 (EU)	6	ノーアクションレター制度の見直し(法的拘束力の付与等)	<p>2. 「ノーアクションレター」(NAL)制度(そして同様に国税庁の「回答文書」制度)に関して、EUは日本政府に以下のことを要請する。</p> <p>①要請の受け入れ体制、適用範囲などに関して、一貫した基準が用いられるよう同制度の実施状況を国が監視すること。</p> <p>②「ノーアクションレター」に、それを発行した機関に対する法的拘束力を持たせるようにすること。</p>		<p>「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部)</p> <p>1. 2透明性と予測可能性による。</p>		総務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200007		欧州委員会 (EU)	7	ノーアクションレター制度の見直し(標準的慣行としての一般への提供)	3. 特に、「ノーアクションレター」制度の行政慣行について、EUは2004年3月の改正が実際に実施され、またそうして明確化されたものが匿名を前提に標準的慣行として一般に提供する計画があるかどうか、についての情報を求めたい。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 1. 2透明性と予測可能性 による。		総務省	
5120	51200008		欧州委員会 (EU)	8	年金制度の見直し	1. 年金について、EUは、日本政府に対して以下を奨励する。 ①すべてのEU加盟国との間で、二国間社会保障協定を早急に締結すること。 ②第1段階として、離日する外国人駐在員に対する強制的公的年金保険料の全額払い戻しに向けた第1歩として、同制度の上限を5年に延長すること。 ③外国を拠点とする年金制度への保険料を、日本の年金制度に支払われた保険料と同等に、税金控除の対象とすること。 ④確定拠出型年金で税金控除の対象となる拠出金の上限を引き上げ、マッチング拠出を認め、年金加入者が年金資金を担保に資金を借り入れることを許可することによって、同年金制度の向上を図ること。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 1. 3人的資源 による。		厚生労働省 財務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200009		欧州委員会 (EU)	9	入国、在留資格に関する規制、手続の緩和	2. 入国と在留資格に関する規則と手続の緩和を検討すること。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 1.3人的資源 による。		法務省	
5120	51200010		欧州委員会 (EU)	10	政府調達透明化の推進	①国土交通省の認定制度に加えて、EUは 経審の評価の一環としてまた資格審査段階において、発注機関が外国における経験を直接認定できるようにすることを提案する。国内・国外の経験を一切区別せず、平等に考慮すべきである。 ②経営事項審査制度において、主要な財務および技術に関する能力について、下限指標の導入をEUは提案する。EUは、企業が入札に先んじて経営事項審査を受ける義務を撤廃し、発注機関自体が各々の調達手続において、企業能力の評価を行うことを提案する。 ③EUは、登録義務を撤廃するか、MLITにおける統一登録に代替し、それを日本全国の発注機関において有効とすることを提案する。 ④EUは、現行の予定価格制度を廃止するか、EUで適用しているものと同様の制度、すなわち各契約のために指定された予算の提示、に切り替えることを提案する。いずれにせよ、異常に低い価格の応札を自動的に拒絶すべきではない。その代わりに、入札者にそのような低価格で応札した理由と正当性を説明する機会を与えるべきである。	(具体的要望内容より続き) e. EUは、技術仕様設計あるいは記述的特性に合致してはいないが、その要件に明らかに適合しており、発注の目的とニーズを満たしているような「同等性のある」手法に基づく応札については、発注機関がそれを考慮できるようにすべきと提案する。EUは、日本に対して、硬直的な技術仕様への代替案として、革新的な技術手法を考慮することを奨励する。 この観点において、EUは日本が環境物品の調達に係る技術的要件を見直し、「同等性のある」生産手法を受け入れることを要請する。 f. EUは、日本では事業所を設立してはいないが、公共調達への参加を希望しているような企業のために、政府調達セミナーの際に全庁から配布および説明が行われるその年度に予定されている調達の全リストを、外務省・総務省のホームページに掲載することを提案する。 また、このセミナーの対象範囲を拡大し、当該年度内に実施されるすべてのインフラ事業を対象とするよう提案する。	「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2.1政府調達 による。		総務省 国土交通省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200011		欧州委員会 (EU)	11	NTT法の廃止	a. 電気通信規制当局は事業の供給者から完全に独立し、公正であるべきである。そして日本市場における競争の促進に専念すべきである。規制当局は規制(競争、ユニバーサルサービス、ライセンシングの促進)にのみ関わり、事業者の経営管理に関して干渉しない、ということを経営管理に明記することが重要である。それゆえ、EUは、電気通信事業法(適宜改定)に鑑みてユニバーサルサービスの支配的な供給者に対してあらゆる必要な規制管理が行われるべきなので、NTT法は廃止されなければならない。国家もしくは公的な株式保有者が通信分野において他の分野とは異なる扱いを受けてはならない、と考える。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2. 2情報社会 による。		総務省	
5120	51200012		欧州委員会 (EU)	12	接続料金に関するLRICモデルの見直し	b. 接続料金に関するLRICモデルの適用は、NTT西日本・東日本の競合他社にとって結果としてより高いコストにつながるような、通信量に関係しない要素(NTS)の不適當な配分を是正する方向で、見直されるべきである。同様に、トラフィックの減少によって生ずる収入の潜在的損失を補填するために確立された清算メカニズムを撤廃すべきである。EUの昨年の規制改革提案と一貫して、EUは、料金モデルからNTS要素を撤廃し、最新の通信量情報に基づいて計算を行うことを提案する改正を全面的に支持する。さらに、NTT西日本・東日本には、NTS要素を完全に吸収することを要請し、そのコストを加入者線を通じて提供される小売業務から回収することを許可することで、NTTの非効率率がその競争相手に引き継がれないようにすべきである。このようなNTS要素の撤廃は、現在の市場の歪曲をさらに悪化させないために、1年以内に実施されるべきである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2. 2情報社会 による。		総務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200013		欧州委員会 (EU)	13	電気通信サービスの技術的に中立な規制枠組みの確立	c. ローカルおよび/もしくは長距離の有線市場および無線市場事業における指定事業者が、特に非競争的な行為や接続の防止に関して、同等な権利と義務を得るようになるために、電子通信サービスの技術的に中立な規制枠組みを確立する。まさしく支配的事業者の指定はすべてのサービス市場(長距離有線市場を含む)で技術的に中立に行われるようにすべきである。市場参入条件への影響の有無を基準とし、事前に設定される特定の基準に基づくべきではない。EUは、日本における指定事業者(固定有線市場を除く)のための現在の規制枠組みの基本的構造はいまだに、透明、客観的かつ非差別的な条件に基づいていないと考える。「市場の失敗」を是正するためのあらゆる手段が、あらゆる関連市場における支配的事業者を律する法によって、利用できるようにすべきである。また、この点に関して、法はあらかじめテクノロジーによる差別をしてはならない。「市場の失敗」を是正するための規制政策はこのような「失敗」に実質的に対応すべきである。そのために、提案された競争評価の枠組みについては、反競争的状況を効果的に改善するための政治的措置、関連市場における競争状態、およびビジネス政策の関係という側面において、説明が待たれている。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2. 2情報社会 による。		総務省	
5120	51200014		欧州委員会 (EU)	14	電気通信事業における共同支配の概念の取込み	d. 現在は改正電気通信事業法には含まれていないが、共同支配の概念も日本の規制枠組みにおいて考慮されるべきである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2. 2情報社会 による。		総務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200015		欧州委員会 (EU)	15	第 1 種指定事業者の卸および小売料金告知要件の存続	e. 市場において重要な力もち、かつ/あるいは基本的設備を管理する事業者に対しては、卸しおよび小売料金告知要件を存続すべきである。最近の TBL 改正は、第 1 種指定事業者が卸しおよび小売料金を告知する義務を撤廃したことによって、規制当局が、支配的事業者の料金行為を監視し、略奪的料金行為を行うことのないよう確保することを妨げるものである。日本の新たな改正枠組みにしたがって、第 1 種指定事業者は、こうして例えば、選択的に競合他社に損害を与えるために、値引きをしたり、あるいは料金圧縮戦略をとったりすることができるのである。料金告知と会計分離の義務は、非支配的事業者も含むあらゆる事業者の「ユニバーサルサービス」として分類されるサービスに対して、継続して適用されるもの、と EU は理解している。非対称規制および比例の原則に沿って、非支配的事業者もしくはユニバーサルサービス提供者として選ばれていない事業者には、これらの義務が撤廃されるべきである、と EU は考える。なぜなら、そのことが、これらの事業者が指定事業者と有効的に競争する能力に影響を与え、不当なコストの発生を招くからである。また、このことは公正かつ効果的な競争環境を損なうような不必要な手続きをも巻き込むものである。		「日本の規制改革に関する EU 優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2. 2情報社会 による。	総務省		
5120	51200016		欧州委員会 (EU)	16	東西NTT間での平均システムの見直し	f. ユニバーサルサービスは、通常の商慣習によって網羅されないコストに対応するために、必要に応じてのみ実施されるべきである。日本国内における単一料金設定の目的は、ユニバーサルサービス基金の確立によって達成されるべきであり、特に、透明性、非差別および競争的中立の原則を充足しなければならない。EU は、日本全国で均一料金を維持することは、政治的に微妙な問題をはらむことを十分認識しているが、現在行われているように、接続料の適用を通じてこの目標が達成されていることは、不適切であるとみなす。国内に(収益の少ない地域も含む)単一料金を確保するためのユニバーサルサービスを提供するためのコストは、それよりもLRICに基づくべきであり、ユニバーサルサービスを提供する上での便益(ネットワーク外部性、ブランド名およびプレゼンス)は、費用の計算に十分考慮されるべきである。現行の東西NTT間での平均化システムは、NTT東日本とNTT西日本間内部の相互補助につながる、憂慮すべき問題である。NTT東日本とNTT西日本は組織的には分離される。十分は会計分離を確保するために、双方が競争的保護を課す形でそうした行為に走ることは原則的に妨げられている。こうした状況の結果、接続料金はもはやコスト指向ではなくなっている。これは、WTO/GATS参照文書に定められているコスト指向の原則に反するものである。		「日本の規制改革に関する EU 優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2. 2情報社会 による。	総務省		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200017		欧州委員会 (EU)	17	周波数帯割当ての見直し	g. 第3世代移動体通信システムにIMT-2000帯域を割り当てる補足的な周波数帯の分配は、差別を防止するため、競争に対して中立的に、そして、世界無線通信会議で達成された合意に基づいて行われるべきである。そのために、将来的に周波数帯の割り当てに関する提案は、800 MHz帯のみに焦点を当てるのではなく、複数の選択肢(例えば1.7 GHzなど)を検討すべきである。周波数帯の追加は、すべての第3世代移動通信システム事業者による今後の要請を考慮して行われるべきである。従って、800 MHz帯を自動的にDoCoMoとKDDIに再分配するという現在の提案は、競争を歪曲し、他の事業者を不当に冷遇するものであり、放棄すべきである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2. 2情報社会 による。		総務省	
5120	51200018		欧州委員会 (EU)	18	供給者規格適合性宣言制度の適用拡大	h. 市場アクセスの規制を可能な限り貿易を制限しないものにするという、TBT協定の義務を満たすため、日本はその供給者規格適合性宣言 (SDoC) 制度をすべての種類の無線機器にも適用することを検討すべきである。それによって、日本は、他の経済圏に対しても、同種の製品の市場アクセス改善の先例を作ることにもなり、それは日本と欧州双方の製造業者の利益となる。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2. 2情報社会 による。		総務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200019		欧州委員会 (EU)	19	プリペイド携帯電話の容認	i. EUは、プリペイド携帯電話を禁止することを目的としたいかなる提案にも反対する。その種の電話は全世界に存在し、顧客の適切な身元証明により、加入契約による使用と同じように確実に、利用者の身元を明らかにすることが可能である。また、プリペイド携帯電話は低所得者による携帯電話の使用を可能とさせるとい意味でも、社会的役割を果たしている。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2. 2情報社会 による。		総務省	
5120	51200020		欧州委員会 (EU)	20	規制当局と自主規制機関の重複機能の除去	1 a. 銀行業務および資産運用の分野において、規則ならびに規制の適用は一貫性を高めるべきであり、規制当局と自主規制機関の重複する機能は除去されるべきである。これらのさまざまな機関への報告義務の負担全体を合理化するべきである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2. 3金融サービス (銀行業務、保険、証券) による。		金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200021		欧州委員会 (EU)	21	検査と処分過程における守秘と信頼性の確保	1b. 銀行業務分野では、検査と処分過程における守秘と信頼性を確保し、処分は違反と比例したものでなければならない。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2. 3金融サービス (銀行業務、保険、証券) による。		金融庁	
5120	51200022		欧州委員会 (EU)	22	在日資産運用者がグループ内系列企業に代わり証券売買を可能とする投資顧問業法の改正	1c. 多くの主要な金融市場では、海外にあるグループ内系列企業に代わって資産運用者が国内市場で注文を出すことが認められている。日本では証券業免許がなければ代理者として注文を出せない。垣根を設けるための費用を所与とすれば、これは資産運用者にとって非実用的な解決策である。日本で免許を受けた資産運用者がグループ内系列企業に代わって日本の証券を売買できるようにするために、日本政府は投資顧問業法を改正すべきである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2. 3金融サービス (銀行業務、保険、証券) による。		金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200023		欧州委員会 (EU)	23	ノーアクションレターにより効果的利用の確保	1d. FSAは「ノーアクションレター」により効果的利用を確保すべきである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2. 3金融サービス (銀行業務、保険、証券)による。		金融庁	
5120	51200024		欧州委員会 (EU)	24	証券取引法第65条の撤廃等	2a. EUは、金融機関がすべての業務、すなわち、銀行業務、保険および証券業務が行えるようにすることを再度要請する。これは、日本における健全な統合された金融産業を確保するために必要な行政上の要件が伴わなければならない。従って、銀行業務と証券業務の統合した運営を禁止している証券取引法第65条は廃止されるべきである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2. 3金融サービス (銀行業務、保険、証券)による。		金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200025		欧州委員会 (EU)	25	保険商品販売の完全自由化	2b. 保険商品販売の完全自由化は、3年という期間を待たずに、できるだけ速やかに行われるべきである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2.3金融サービス(銀行業務、保険、証券)による。		金融庁	
5120	51200026		欧州委員会 (EU)	26	共済への民間保険会社と同様の規制制度の適用	3a. 共済は、免許を受けた民間保険会社と同じ規制制度を適用すべきであり、新規引き受け業務を展開するために規制および課税に関する特権的な地位を利用することを控えるべきである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2.3金融サービス(銀行業務、保険、証券)による。		金融庁 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200027		欧州委員会 (EU)	27	保護基金制度の見直し	3b. 保護基金により顧客が保護される会社だけが保護基金に貢献するように、保護基金制度の長く懸案であった見直しを、日本政府が直ちに開始することをEUは主張する。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2.3金融サービス(銀行業務、保険、証券)による。		金融庁	
5120	51200028		欧州委員会 (EU)	28	外国銀行在日支店における信託業務と銀行業務の兼営	3c. 外国銀行在日支店も信託業務と銀行業務を兼営できるよう、信託銀行業務に関して外国銀行の支店と国内銀行の支店との間に差を設けるべきでない。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2.3金融サービス(銀行業務、保険、証券)による。		金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200029		欧州委員会 (EU)	29	同一の監督体系の適用、郵便サービスに関する独立規制当局の設置等	1. 公正な競争の場を作るために、同一の監督体系が新会社と民間事業者に適用されるということを日本政府は保証すべきである。総務省から分離した、郵便サービスに関する独立規制当局の設置が必要である。加えて、参入が自由化されているがユニバーサルサービスが義務化されている分野においては、日本郵政公社によるユニバーサルサービスを確保する上で必要となること以上に、新規参入者に義務を負わせるべきでない。独立した規制当局が相互補助を妨げ、透明な市場参入制度を確保するために、異なる事業活動に対してそれぞれの会計を分離することが必要である。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2. 4郵便サービス-日本郵政公社 による。		内閣官房	
5120	51200030		欧州委員会 (EU)	30	簡保の移行期間中等における新商品分野への進出について	2a. 昨年の規制改革対話協議の最中に生命保険分野の新商品を導入する簡保の申請が認められたことをEUは遺憾に思う。この認可により、いわゆる終身保険に関して、初めて民間の中核商品と競合する状況が発生した。簡保は、移行期間中、ならびに法的および規制上の公正な条件が整うまでは、その特権的地位を利用して新商品分野に進出することが許されべきではない。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2. 4郵便サービス-日本郵政公社 による。		内閣官房	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200031		欧州委員会 (EU)	31	民間部門と同一の監督体系ならびに法的および規制要件の適用	2b. 公正な競争の場を確保するために、新会社は、民間部門と同一の監督体系ならびに法的および規制要件に従うべきである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2. 4郵便サービス-日本郵政公社 による。		内閣官房	
5120	51200032		欧州委員会 (EU)	32	相互補助の禁止	2c. 相互補助ができないようにすべきであり、新会社は、公社承継法人との緊密な組織上のつながりから生じる金銭的あるいはその他の便益を受ける立場にあってはならない。この原則に対するいかなる違反に関しても、監督当局による独立した調査、および透明かつ公開の抗議手続きによって、すべての利害関係者が抗議する可能性が与えられるべきである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2. 4郵便サービス-日本郵政公社 による。		内閣官房	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200033		欧州委員会 (EU)	33	投資顧問業者の選定プロセスに関する客観的かつ透明な基準の確保	2d. 自由かつ透明な競争入札を保障するために、次回の投資顧問会社の選別プロセスが客観的かつ透明な基準に基づくことを日本郵政公社が保証することを我々は奨励する。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2. 4郵便サービス-日本郵政公社 による。		内閣官房	
5120	51200034		欧州委員会 (EU)	34	航空会社による航空券の販売に関する規制の見直し	a. 航空運賃および航空券の販売について、たとえばインターネットを介した販売などについて、航空会社による航空券の販売に関する不要な制限を、日本政府当局が除去することを歓迎する。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2. 5. 1運輸/航空輸送 による。		国土交通省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200035		欧州委員会 (EU)	35	各種航空料金の見直しに関する施策の実施	b. 各種空港料金について、東京およびその周辺は、自然な競争が制限され、数少ない空港が地域のすべての便を吸収するという状況下にある。自然な競争が限定的である場合、国には支配的な地位の乱用がないよう保障する役割がある。日本政府は、空港当局が設定した価格水準がもはや投資と航空サービスの供給の阻害要因とならないようにするため行動することが出来る。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2.5.1運輸/航空輸送 による。		国土交通省	
5120	51200036		欧州委員会 (EU)	36	成田空港における発着枠割当て方法の見直し	c. 空港インフラおよび発着枠割当てについて、成田空港における割り当て方法が、他のOECD加盟国の最善の慣行に沿って見直されることを要求したい。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2.5.1運輸/航空輸送 による。		国土交通省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200037		欧州委員会 (EU)	37	港湾サービスに係る事前協議制度等の見直し	① 透明、公平かつ迅速な事前協議および代替方式による事前協議手続きを確保すること。 ② 日本における港運サービスの供給について、自由競争への不当な影響を一掃するために、船会社の事業計画変更申請の取り扱いに関する日本港運協会の役割をさらに見直すこと。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2.5.2運輸/海上輸送(国際海運) による。		国土交通省	
5120	51200038		欧州委員会 (EU)	38	医薬品承認に係る質と効率性の改善	a. 新薬申請の登録プロセスの質と効率性を改善し、また新薬承認にかかる手数料に見合ったサービスを提供すること。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.1.1医療・化粧品市場の規制/医薬品 による。		厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200039		欧州委員会 (EU)	39	ICH E5ガイドラインの活用	b. ICH E5ガイドラインの一貫性がありかつ科学的根拠に基づいた実施を確保すること。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.1.1医療・化粧品市場の規制/医薬品 による。		厚生労働省	
5120	51200040		欧州委員会 (EU)	40	新薬に係る知的財産保護の確立	C. 革新的な新薬に関し、データ保護期間の延長を図り、適切な知的財産の保護をすること。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.1.1医療・化粧品市場の規制/医薬品 による。		厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200041		欧州委員会 (EU)	41	医療機器の承認に係る国際整合性の確立	<p>a. GHTFガイダンスに従って、世界的に認知されているデータを受け入れ、製品の承認手続きの合理化かつ透明性の向上を図ることによって、そして確固とした科学的かつリスク便益評価を適用することによって、規制改革を実施すること。</p> <p>b. 医療機器分野において、追加的な国内要件を付することなく、国際的に認知された基準 (ISOおよびIEC基準) を早期に採用し、活用することを奨励する。この政策は、基準の役割に関するGHTF勧告と一致するものである。</p>		<p>「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3. 1. 2医療・化粧品市場の規制/医療機器 による。</p>		厚生労働省	
5120	51200042		欧州委員会 (EU)	42	新医療技術の市場投入に要する時間の短縮	<p>c. 規制と払い戻しのための承認の同時審査により、新医療技術の市場投入までの時間を短縮し、海外の臨床試験のデータに基づく費用対効果の高い情報の受け入れによって、新製品のアクセスをさらに改善すること。</p>		<p>「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3. 1. 2医療・化粧品市場の規制/医療機器 による。</p>		厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200043		欧州委員会 (EU)	43	血液製剤の輸入に関する規制の見直し	EUは日本に対し、血液新法の需給に関する規定が基盤としている、国産血漿の利用が好ましいとする前提を再考し、輸入業者を差別しない規則を策定するよう促すものである。 従って、EUは、日本に対して、国産の血漿由来製剤を不公正に優遇する暗示的および/かつ明示的な規定と慣習を撤廃し、また薬価および払い戻し制度に関しての詳細な説明をするよう要求する。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.1.3医療・化粧品市場の規制/血漿 による。		厚生労働省	
5120	51200044		欧州委員会 (EU)	44	日本で医薬部外品とされ、海外で化粧品とされている製品の日本における区分の見直し	a. EUは、脱臭剤、染髪料、パーマ製品、脱毛剤など一般的な製品が化粧品として規制されることを要請する。そして、「医薬部外品」ですでに承認されている活性成分について完全な透明性を確保するよう日本政府に要請する(染髪料、パーマ製品においては既に発表済み)。専門名称リスト、仕様書、服用量の公表が新医薬部外品登録簡便化の第一歩となるだろう。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.1.4医療・化粧品市場の規制/化粧品 による。		厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200045		欧州委員会 (EU)	45	化粧品に係る品目リストの国際整合性の推進	b. EUは日本政府がポジティブリストとネガティブリストの国際調和を図り、またこうした品目リストに新成分を追加する場合の試験および承認基準の相互承認を目指し、EUの規制当局と協議を進めることを改めて奨励する。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.1.4医療・化粧品市場の規制/化粧品による。		厚生労働省	
5120	51200046		欧州委員会 (EU)	46	化粧品に係る非動物代替試験データ受入基準の明確化	c. 化粧品について非動物代替試験データの受け入れ条件(その具体的根拠も含む)に関する情報の提供を要望する。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.1.4医療・化粧品市場の規制/化粧品による。		厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200047		欧州委員会 (EU)	47	大店立地法の施行に関するガイドラインの明確化等	EUは大店立地法の施行に関するガイドラインの明確化および日本全国での公正で一貫した同法の適用を確保するべく地方自治体を実施する申請処理手続きを監視することを要請する。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3. 2. 1流通ノ大規模小売店の免許 による。		経済産業省	
5120	51200048		欧州委員会 (EU)	48	「酒類の小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」における「緊急調整地域」の廃止	a. 「緊急調整地域」を廃止し、2005年8月の失効日後は更新しないこと。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3. 2. 2流通ノ酒類販売免許 による。		財務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200049		欧州委員会 (EU)	49	大規模店舗酒類販売免許取得後の新たな酒類販売免許申請に係る規制の見直し	b. 大規模店舗免許の失効を待たずして、企業による新しい免許制度に基づく酒類販売免許の申請を可能とすること。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3. 2. 2流通/酒類販売免許 による。		財務省	
5120	51200050		欧州委員会 (EU)	50	酒類卸売販売免許に係る規制の見直し	c. 酒類小売免許の自由化を卸売りまで拡充すること。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3. 2. 2流通/酒類販売免許 による。		財務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200051		欧州委員会 (EU)	51	建築材料に係る大臣認定作業の加速化	a. 大臣認定の申請が出されていて、未だ認定を受けていない製品について、その作業を加速化するために努力を続けること。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.3.1国際基準の促進/建築基準-建築材料のホルムアルデヒド発散基準 による。		国土交通省	
5120	51200052		欧州委員会 (EU)	52	建築材料の大臣認定制度におけるEU試験機関による下請けの促進	b. 日本の性能評価機関が大臣認定制度に沿って試験の実施をする時、EUの試験機関を下請けとして使うことを促進させるよう努力を続けること。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.3.1国際基準の促進/建築基準-建築材料のホルムアルデヒド発散基準 による。		国土交通省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200053		欧州委員会 (EU)	53	EUの認定機関による建築材料に係る試験および性能評価の実施	c. EUの能力がある認定機関は、日本の行政機関による受け入れが可能な試験および性能評価を実施し、その証明書を発行することが出来るとするEUの理解を確認すること。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.3.1国際基準の促進/建築基準-建築材料のホルムアルデヒド発散基準 による。		国土交通省	
5120	51200054		欧州委員会 (EU)	54	CEマークが付与された建築材料に係る基準の見直し	d. CEマーク付きの製品の受け入れの可能性を探るために、CEマーク制度と日本の規則の相違を説明すること。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.3.1国際基準の促進/建築基準-建築材料のホルムアルデヒド発散基準 による。		国土交通省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200055		欧州委員会 (EU)	55	UN規則の採択の推進	<p>EUは、長い間日本がUN規則の採択を加速することを求めている。特に、EUは次の点を要望する。</p> <p>①2004年以後、年間の規則採択を大幅に加速すること。</p> <p>②採択の決定には、以下の優先リストに考慮すること。すなわち、日本が未採択の照明関係規則 (R4、R53、R74、R87、R98、R99、R112) すべての採択。安全を優先させる論理的結果として、R13、R16、R43、R44およびR46の包括的採択。さらに、他の重要な規則として、R51、R59、R90、R97 および R103の採択を望む。最後に、R14、R37 およびR113が予定通り2004年度に採択される事を望む。</p>		<p>「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.3.2国際基準の促進/自動車-UN規則の採択による。</p>		国土交通省	
5120	51200056		欧州委員会 (EU)	56	タンクコンテナに係る届出制度の確実な実施	<p>a. 短期的には、港を所管する各消防署が改正規則の文言と精神を実施することを確実にするよう、EUは消防庁に要請する。つまり、書類の物理的な提出を求めず、ファクスや電子メールのみによる真の意味での届け出のみの制度(必要あらば、受領を知らせる返信を伴う)の実施。</p>		<p>「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.3.3国際基準の促進/タンクコンテナによる。</p>		総務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200057		欧州委員会 (EU)	57	タンクコンテナに係る届出制度の廃止	b. 中期的には、届出制度を撤廃すること。必要ならば、タンクコンテナがIMDGへの順守を示す正式書類を携帯していることを確認する無作為検査を実施することもできる。IMDGコードへの順守に加えて、追加的な要件(例えば、届け出)は不要である。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.3.3国際基準の促進/タンクコンテナによる。		総務省 経済産業省 厚生労働省	
5120	51200058		欧州委員会 (EU)	58	食品包装に関する規制の見直し	EUは、日本政府に対し、現行の安全基準および健康基準を満たしながらも、同じ結果を得るために別の方法を採用している食品包装を受け入れられるよう、日本の食品衛生法を近代化することを、強く求める。従って、試験要件は、この分野における最新技術に応じて修正されるべきである。日本の関係当局は、技術革新を考慮し、新しい製品が市場に登場することを可能にすべきである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.3.4国際基準の促進/食品包装による。		厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200059		欧州委員会 (EU)	59	認可食品添加物に係る基準の国際整合性の推進	EUは日本政府がコーデックス規格に沿って認可食品添加物のリストを近代化し、食品添加物に関するFAO・WHOの共同専門家委員会(JECFA)、ECの食品に関する科学委員会または欧州食品安全機関のような評価機関によって安全であると認可された香料を受け入れることを強く要望する。これらの機関の活用は、当局が短期間に申請に対する判断を下すことを可能とし、それにより貿易環境も向上させよう。より具体的には、EUは日本政府に対してEUが提案している38物質を含む46の優先物質の評価・認可手続きを加速化させることを奨励する。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.4.1食品安全および農産物/食品添加物および香料 による。	厚生労働省		
5120	51200060		欧州委員会 (EU)	60	非検疫生物リストの拡充	EUは日本側の非検疫生物リストが拡大され、切り花、承認済培養土で成育された鉢植植物、果実および野菜に付着するすべての無害生物を含むようになることを要請する。第1段階としてEU側から特にリクエストのあった9生物がリストに追加されるべきである。同時に非検疫リストに含まれていないクオリティウィルスに対する許容レベルも引き上げられるべきである。これらの許容レベルはすべてのEU加盟国に便益をもたらすものでなければならない。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.4.2食品安全および農産物/切り花、承認済培養土で成育された鉢植植物、果実、野菜の輸入-日本の非検疫生物リスト による。	農林水産省		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200061		欧州委員会 (EU)	61	EUにおける動植物製品の単一市場の存在の容認	EUは、EUにおいて届け出るべき疾病が発生した場合には、日本が地域主義に関して欧州レベルで取られた法的な決定を信頼することを要請する。このようなEU決定において認められたいかなる疾病・害虫清浄地域は、25のすべての加盟国における決定はEUからの産品を輸入する際の措置の適用をする際に認められるべきでもある。少なくとも、日本政府と欧州委員会は早い時点で、このような認識に到達するための、実務的なプロセスを構築すべきである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3. 4. 3食品安全および農産物/動植物製品に関してEUを単一市場と認知することによる。		農林水産省	
5120	51200062		欧州委員会 (EU)	62	SPS認証の迅速化	EUは、日本に対して、IPPCに基づき、非検疫生物リストを拡大し、果実、野菜、切り花および鉢植植物に見られるすべての無害生物を含めることを要請する。より詳細には、特にいくつかの未解決の現要望(イタリア産の果実と野菜-特にオレンジのタロッコ種と、ハンガリーおよびギリシャ産の果実と野菜)および他の未解決のケースに関して過度に遅延することなく、輸入要請の手続きを進めることを要請する。SPS認証は、今後速やかに、遅滞なく行われるべきである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3. 4. 4食品安全および農産物/生鮮果実および野菜の輸入を承認する規制手続きによる。		農林水産省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5121	51210001		オーストラリア	1	国家貿易機関の役割の見直し	オーストラリアは、日本の消費者価格が市場力をできる限り制約しない形で決定されるような対策を日本が採用することを希望する。そのため、我々は、日本に対し下記の件を要望する。 ① 食料市場への歪曲化された影響を検討し、そうした影響を消滅させる見直しを探るべきである。 ② 食料消費者が、世界価格に近い価格で輸入品と国内産品を自由に選択出来ることにより、食料品の自由貿易による恩恵を確実に受けられるようにするべきである。 ③ こうした見直しの結果を公表するべきである。	オーストラリアは、日本の規制緩和推進計画のもとで、これまですべての要望書で国家貿易機関の問題を提起してきた。オーストラリアは、今日までに日本政府から受け取った回答により、提起された問題の幾つかに対し日本政府が取り組んできたことを認識している。しかしながら、オーストラリアは、国家貿易機関の運営、特にこうした機関が日本の消費者がより低価格の食料品から受けられる恩恵を剥奪していることに、依然として懸念を持っている。低価格は消費者に利益をもたらす、改革をさらに支援し、経済効率を促進する。	農林水産省食糧部のような国家貿易の独占輸入機関は、価格設定(輸入のマーク・アップを含む)の権限を有し、貿易自由化により消費者が享受できる潜在的利益を否定している。さらに、農林水産省食糧部や、関与の度合いは少ないものの農畜産業振興機構(ALIC)は、ウルグアイ・ラウンド合意後も広範な裁量権を持って関税割当を管理し続けている。農林水産省食糧部によるコメ、小麦、その他穀物を含む全ての主食に対してや、農畜産業振興機構を通じて行われる輸入割当(例えば乳製品)による直接的な管理を行う権力が及んでいる。 こうした機関が市場に介入することは、外国の供給業者と消費者との間に不必要な障壁を設け、しばしば国内の消費者価格と国際価格との間に大きな価格差を生み出している。		農林水産省	
5121	51210002		オーストラリア	2	関税暫定措置法における自動的セーフガード条項発動の削除	もし、BSEにより市場が混乱し、その後市場が回復するといった通常でない事情によって輸入がトリガーレベルを超過した場合、関税暫定措置法を改正し自動的セーフガード発動条項を削除すべきである。これにより、日本の国会が裁量権を發揮し、そのような異常な状況においてセーフガード条項を発動するかどうかを決定できるようになる。	日本の国会は、毎年、様々な物品の関税を譲許税率から実行税率に引き下げるための法律(関税暫定措置法)を可決している。これに関連するのが、輸入が一定のセーフガード水準を越えると、関税が譲許税率に自動的に戻るという条件である。輸入牛肉の場合、輸入量が前年度の輸入量の117パーセントというレベルを超えると、日本は38.5パーセントの実行税率から50パーセントの譲許税率に引き上げる権利を有する。もしこのレベルを超えると、関税は自動的に50パーセントに引き戻され(「スナップバック」され)、その税率は日本の年度末である3月31日まで継続する。セーフガードは冷蔵・冷凍牛肉に対し別々に適用され、トリガー・レベルは四半期ごとの累計で計算される。即ち、当該年度の第一四半期と前年度の第一四半期の数字が比較され、当該年度の前半と前年度同期の数字が比較される。牛肉セーフガードの条項は、WTOウルグアイ・ラウンド交渉の結果に(付属書として)含まれた。この条項はすべての供給国からの輸入牛肉に適用され、1995年度(1995年4月1日)より施行された。これは、牛肉の実行税率を50パーセントから38.5パーセントに引き下げるといった合意の一部として受け入れられ、日本の国内牛肉産産を輸入の急増から守るための措置として立案されたものである。	日本の家畜牛にBSEが発見されたため、2002年に日本での牛肉消費が落ち込み、牛肉の輸入量が急激に減少した。2002年末から2003年初めにかけて、このような落ち込みから市場が回復し、牛肉の輸入も日本の消費者による需要の回復(特に冷蔵牛肉需要の回復)に呼応し、その結果輸入が117パーセントのトリガー・レベルを超えた。これにより、2003年8月1日に冷蔵牛肉に対してセーフガードが発動され、2004年3月31日までセーフガードが継続された。2002年にABARE(オーストラリア農業資源経済局)が実施した調査によると、牛肉セーフガードの発動は日本経済に140億円あるいは1億5000万米ドルの純損失、消費者に対しては310億円あるいは2億5700万米ドルの純損失をもたらすという試算がされた。日本の業界は損失覚悟でマージンを大幅に減らしたため、この数字は日本のビジネスに及ぼされる影響を過大に含んでいない。 2003年末にはカナダと米国でBSEが発見され、それにより日本が米国からの牛肉輸入を停止したため、2004年を通して牛肉の対日輸入量が再び大幅に落ち込んだ。米国産並びにカナダ産牛肉の輸入が停止されたため、2005年度のセーフガードのトリガー・レベルは例外的に低くなる(第一四半期のトリガー・レベルは冷蔵牛肉で61,467トン、冷凍牛肉で64,859トン)。もし、米国ならびにカナダ産牛肉の輸入が2005年5月以前に再開すると、2005年度に冷蔵・冷凍牛肉のセーフガードが発動されるかも知れない。もし、米国ならびにカナダ産牛肉の輸入が2005年5月に開始されると、2006年度の第一四半期に冷蔵・冷凍牛肉のセーフガードが発動される可能性が有る。 オーストラリアの牛肉産産は、米国・カナダ産牛肉の輸入禁止により、日本の牛肉需要の増大に合わせて牛肉を供給できるよう努力してきた。オーストラリアは、日本政府による具体的な要求に十分応えるために、高級牛肉を日本の消費者に確実に供給できるように務めてきた。しかしながら、オーストラリア産牛肉(そしてその他の輸入牛肉)に対して自動的にセーフガードが発動されることが予測されており、結局このことは供給を混乱させ、消費者が支払う価格に影響を及ぼすことになる。 そのような「異常な」状況のもと、セーフガードを発動するための法律の運用は、明らかに日本にとっても牛肉供給国にとっても利益にならない。セーフガード条項は輸入の急増から守るためのもので、米国・カナダ産牛肉の輸入再開による	関税暫定措置法	農林水産省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5121	51210003		オーストラリア	3	第三国法の助言に関する外国人弁護士に対する規制の見直し	登録された外国法事務弁護士が、第三国の法律に関しては日本の弁護士と同じ基準で助言することを認め、第三国で許認可を行う機関や専門機関あるいは規制機関が、能力を判断するのに適切な機関であること認識すべきである。オーストラリアは、この問題が司法制度改革の議題として取り上げられることを希望する。		日本では、登録された外国法事務弁護士は、その第三国の外国人弁護士からの書面による助言によつてのみ、第三国の法律に関する助言を行うことが認められている。反対に、日本の弁護士は、外国の法律についての資格の有無に関わらず、全ての国の法律に関する助言が許されている。外国法事務弁護士は、法律の資格を取得した国の法律についてのみ助言することが可能になっている。オーストラリアの2002年、2003年の規制改革要望書提出に対して日本側は、登録された外国法事務弁護士が第三国法の助言を行うために該当国の外国人弁護士から書面による助言を受け取ることは、顧客を守る上で必要であると回答した。しかし、双方とも第三国の法律に関して資格が無いにもかかわらず、日本の弁護士が第三国法の法律事務に関して規制の対象にならないのに、何故外国人の弁護士だけが規制を受けなければならないかが明らかでない。オーストラリアは、日本での法律学習の課程にアメリカやイギリスの法律の要素が含まれていることは理解しているが、その何れもが必修ではないと理解している。オーストラリアの法律学習課程についても同様のことが云える。オーストラリアは、第三国法の助言に関する外国法事務弁護士の条件は、日本人弁護士に対する条件と同一にされるべきであると考え、更に、第三国で許認可を行ったり、専門的な、あるいは規制を行っている機関が、その国の法律についての能力や経験を判断するのに適した機関であることを認識すべきである。		厚生労働省	
5121	51210004		オーストラリア	4	外国法事務弁護士の職務経験要件の見直し	① 日本は、外国人弁護士が自国で法律事務を行って得た職務経験を、日本でその当該原資格の法律に関する事務を行う目的で登録するために、充分であるとして認めるべきである。 ② 日本で外国人の法律に関する事務を行うために登録の申請をする場合、その外国の弁護士の監督の下で、日本で得た全ての職務経験を認めるべきである。		日本は、外国法事務弁護士として自国の法律に関する法律サービスを行うために登録しようとする外国人弁護士に対して、最低3年間の原資格法の職務経験を有することを要求している(2年間の当該原資格の管轄で職務を経ねばならない)。しかしながら、自国の法律に関して日本で助言を行うのに、外国の当局がその国の法律に関する助言を行うのに要求するよりも厳しい要件を日本政府が課すことには基本的に正当性がない。例えば、オーストラリアで法律事務を行える資格者は、経験に関して、日本の別の追加的要件を満たさなくても、日本でオーストラリア法に関する助言を行えるべきである。オーストラリアの2002年、2003年の規制緩和と要望書に対して日本側は、日本において外国弁護士の下で活動したこと、原資格の管轄において外国人弁護士の下での法律事務活動で得た職務経験とは異なっていると、現行の制度においてこうした一年間の活動を3年間の職務経験の一部と見なすことは、例外的措置として認めていると回答した。オーストラリアは、この要件が外国人の弁護士に十分な能力があることを確認するためであることを承知しているが、こうした能力もまた、受け入れ国ではなく、外国人弁護士の自国の所管当局が最も良く判断できる。日本の弁護士は、オーストラリア法の基でこのような職務要件に煩わされることなく、オーストラリアで日本の法律に関して助言することができる。日本がこうした不必要な追加的職務経験の要件を廃止しないのであれば、日本は、少なくとも外国法事務弁護士となることを希望する外国弁護士が、当該原資格国の弁護士の監督下でどの国で働こうとも、3年間の職務経験要件に関して、そのような監督の下で働いて得た期間を認めるべきである。外国法事務弁護士の資格を得ようとする日本にいる人達に、外国の弁護士の監督下で働いて得た全ての職務経験を認めるべきで、たとえその全てが日本で得られたものであっても、日本の当局は認めるべきである。		司法制度改革推進本部 法務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5121	51210005		オーストラリア	5	外国法事務弁護士の法務事務所法人化の容認	日本は、外国法事務弁護士が法務事務所法人を設立し、日本でこの様な法人を通じて外国法や国際的なサービスを提供が出来るように、同様の法人化の権利を外国法事務弁護士に認めるべきである。		オーストラリアは、2002年4月に法務事務所の法人化が認められるようになったと理解している。2003年1月では、71の法務事務所法人が登録された。しかし、この制度は日本弁護士のみに適応され、外国法事務弁護士の法務事務所を法人化することは認められていない。		司法制度改革推進本部 法務省	
5121	51210006		オーストラリア	6	外国法事務弁護士にかかる在留要件、並びに商業施設要件の撤廃	日本は、a) 国境を超える、b) 海外でのサービス、c) 一時入国、というサービス様式で外国の弁護士が外国法の業務提供を行うことが出来るように、現在課されている6ヶ月の在留要件や商業施設の要件を撤廃すべきである。		日本は、次のようなサービス様式で外国法の業務を行おうとする外国法事務弁護士に最低180日の在留と商業施設(例、支店の開設)の要件を課している。 ・ 国境を超えるサービスの提供： オーストラリアの弁護士が電気通信を通して、サービス提供者と顧客が夫々オーストラリアと日本に居ながら、オーストラリア法に関するサービスを提供する場合。 ・ 海外でのサービス提供： 日本の顧客がオーストラリアの弁護士からオーストラリアでオーストラリア法に関するサービスを受ける場合。 ・ 自然人の一時入国： オーストラリアの弁護士が日本に来て、顧客にオーストラリア法に関するサービスを提供し、短期間の後にオーストラリアに帰る(主に、顧客と同伴で一時入国しオーストラリアに帰る)。 オーストラリアは、6ヶ月の在留要件や商業施設の要件は、上記のサービス提供様式で、オーストラリアの弁護士がオーストラリアの法律に関するサービスを提供するために、負担が大きく不必要であると考ええる。		司法制度改革推進本部 法務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5121	51210007		オーストラリア	7	使い捨てコンタクトレンズの個人輸入に関する量的規制(2ヶ月)の見直し	<p>①電子商取引の発達に伴って、使い捨てコンタクトレンズのような医療器具の直接マーケティングが成長する可能性が高いことを考慮すると、オーストラリア政府は、日本政府が、この新しい貿易分野を制限し、禁止するような現在のガイドラインによって起きている問題に対処する必要があると考える。</p> <p>②オーストラリア政府は、日本政府が、医薬品や医療器具の輸入に関し、特に、個人使用のために電子メールやその他の手段で、1回に12ヶ月分まで、日本での使用を承認された使い捨てコンタクトレンズを輸入出来るよう、厚生労働省のガイドラインの個人輸入規定を改正することを要望する。更に、輸入書類の作成を要求することにより起きる負担を消費者に負わせるべきではない。もし、日本政府が12ヶ月分までの輸入許可を我々の要望を受け入れられなければ、我々は2ヶ月分から4ヶ月分まで増やすことを提案する。</p>	<p>2003年にコンタクトレンズに関して提出した政府の要望書に対し、厚生労働省は薬事法の規約を繰り返し述べるに留まった。我々は依然として、厚生労働省がこの要望書を再度検討することを望んでいる。この種類の製品に関する薬事法の個人輸入の規定を改正することによって、選択の幅が広がり、より安価な製品が入手でき、眼の健康のためになることで、日本の消費者は大きな恩恵に浴することになる。また条項の改正によって、電子取引を拡大させようとする日本政府の要望を促進することで、承認された製品のみを使用を認めることにより、健康問題に関する厚生労働省の懸念にも答えることになる。</p>	<p>使い捨てコンタクトレンズの輸入は、日本の薬事法により規制されている。この法律は、規定された最大量までは正式な許可無く、日本への医療器具(使い捨てコンタクトレンズを含む)の個人輸入を認めている。使い捨てコンタクトレンズに対しては、個人使用の量が2ヶ月分と定められている。この限度は、その他の医療器具に対して定められているものとも一致している。日本はこの限度を健康と衛生の理由から規定しているが、これは医薬と医療器具を同一の法律に含めた結果である。</p> <p>2ヶ月分以上を輸入するには、個人は、医師の処方箋を入手し、輸入審査やその他厚生労働省から個人輸入の許可を得るために必要な書類を作成して、その処方箋と厚生労働省の許可証を税関に提示しなければならない。このような書類の入手は、幾つかの他の国と違って、日本では検閲後に処方箋の発行を法律で義務づけていないので、通常の消費者は、眼鏡やコンタクトレンズなどを夫々特定の業者から購入している。</p> <p>オーストラリアは、特別の許可を要しない2ヶ月分という個人輸入による現在の量的制限が日本で使い捨てコンタクトレンズを直接マーケティングする際の不公正な障壁になっていると考えている。オーストラリアは、厚生労働省が日本の消費者の利益を保護しようとしていることは理解するが、健康と衛生の理由で2ヶ月分の制限を課さなければならないとする懸念には根拠がないと考える。日本の個人は、既に電子メール等により、2ヶ月毎の医師の処方箋無しに、国内的に12ヶ月分までの使い捨てコンタクトレンズを購入することが可能である。</p> <p>日本は、薬事法の個人輸入規制の改正を行って、ビタミン剤の輸入を2ヶ月分から4ヶ月分を増加することを認めた前例をすでに作っている。我々は、過去に、日本が個人使用のためのコンタクトレンズの輸入期間を2ヶ月から12ヶ月まで規定を緩和するように要求した。この要望が我々が最も希望する解決策であるが、日本からの回答を受け、我々は2ヶ月分から4ヶ月分まで増やすことを提案する。</p> <p>使い捨てコンタクトレンズの直接マーケティングを行おうとしているオーストラリアの企業が提案しているのは、コンタクトレンズの国内小売店に適用される保健・衛生基準を回避しようとするものではない。取替用のサービスとして、日本で既に使用を承認されたコンタクトレンズのみを供給しようとしている。また、医薬品と異なり、特定の個人に処方された使い捨てコンタクトレンズを、他の人が使用することは事実上不可能である。</p> <p>量的購入を助めることは、消耗しているコンタクトレンズを取り替える米国や、幾つかの欧州諸国、オーストラリアを含む他の国々は、コンタクトレンズの4ヶ月分までの供給を認めるように薬事法の個人輸入規</p>		厚生労働省	
5121	51210008		オーストラリア	8	国外の医薬・医療製品の承認プロセスの迅速化	<p>①PMDAは、今後も許認可の見直しプロセスの一環として、他のGHTF加盟国で認められた規制当局や審査機関による適合性の実質的証拠を引き続き認めるべきである。</p> <p>②日本が以前の製品承認申請書の参照を許可し、規制に対する以前の類似した技術の申請作業を評価すべきである。</p> <p>③日本が今後もAPECやその他のプロセスを介し同等の規格の相互承認を引き続き促進させるべきである。</p>		<p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)は、少なくともリスクの高い医療機器において、日本の適合審査機関による外国の製造会社の監査で満足な結果が得られることを、市場参入条件とする意向を発表した。しかしながら、オーストラリアの企業はPMDA監査の大幅な遅滞を報告している。海外の製造業者に対するこれ以上の監査の遅滞は、海外の対日輸出業者にとって日本の製造業者よりも不利に働く可能性がある。</p> <p>改正薬事法(2005年度第2四半期より施行予定)の基で、製品承認の前に、また潜在的に許可の更新を受ける必要のある製品に対して、海外製造所の場で日本政府機関による監査を求められている。これは、特にリスクが高い処方された医薬品に対するPMDA監査を更に増やす結果となる。このような日本の要件は、オーストラリア、欧州医薬品庁(European Medicines Agency)やアメリカ食品・医薬品行政(United States Food and Drug Administration)のような同様の規制基準を有する他の国によるGMP審査の相互承認に向けた動きに反するものとなる。</p> <p>更に、現行制度の下では、外国企業が以前の製品承認申請書を参照することが出来ない。つまり、すべての申請書は新規のものとして扱われるので、産業ならびにPMDAの双方にとって仕事が増えることになる。</p>		厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5121	51210009		オーストラリア	9	医薬品における国際規格の準用	医薬品医療機器総合機構は、日本薬局方に加えて国際規格を認めるべきである。		日本は、英国薬局方や欧州薬局方等の他の国際的に認知された規格を認めると言うより、日本が定めた日本薬局方(JP)に医薬品が準拠することを義務付けている。これには、JPへの準拠を証明するためにさらなる製品試験を必要とする。(日本も参加国である)日米EU医薬品規制調和国際会議(ICH)のプロセスによりICHのガイドラインが推進されるなか、JPへの準拠に固執することは、結果として、企業が異なる市場で異なる規格に対し製品試験を行う必要になるため、非効率な生産という結果と成っている。		厚生労働省	
5121	51210010		オーストラリア	10	分解試験・医薬品間の生物学的同等性を実証するための国際規格や手法の準用	医薬品医療機器総合機構が、分解試験や医薬品間の生物学的同等性を実証するための国際規格や手法を認めるべきである。		医薬品間の生物学的同等性を実証する分解試験の日本の要件は、追加試験を義務付ける他国のものを上回る。例えば、日本の規制は、医薬品に対し四つの異なる手法を使用することを義務付けている。		厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5121	51210011		オーストラリア	11	アジア系民族での臨床研究義務の簡素化	オーストラリア政府は、医薬品医療機器総合機構が民族の変化性が実証された場合にのみ、追加的な民族試験を義務付ける決定を歓迎する。		日本でアジア系民族での臨床研究が義務付けられていることは、日本での製品承認や登録申請を提出する際に遅延を起こしたり、もしくは制限を課している。幾つかのケースでは、企業の臨床研究プログラムで、米国やEUなど主要市場での製品登録に向けた中核的臨床プログラムが完了するまで、アジア系民族での試験を行うことが出来ないが、日本のこの要件を満たすための臨床試験を特に行う必要性が有る。		厚生労働省	
5121	51210012		オーストラリア	12	機密保持のドラッグマスターファイルの使用	日本は、2002年7月に国会で薬事法の改正が承認され、2005年4月に施行される予定の、機密性保持のドラッグマスターファイルの使用を認めるプロセスの創設にあたり、機密情報の交換を促進させるよう取り図るべきである。		他の国では、活性成分(API)の製造業者は、規制当局に直接、ドラッグマスターファイルという形で、機密の情報を提出することが出来る。これにより、企業は機密性に違反することなく、APIを使うことが出来る。しかし、日本では、所管当局にドラッグマスターファイルを送るプロセスが存在しなので、その結果、機密性保持の要件に違反するかもしれない。オーストラリアは、ドラッグマスターファイルの使用を認めるために薬事法が改正により、2005年4月に施行されることを歓迎する。		厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5121	51210013		オーストラリア	13	ジェネリック医薬品に関する規制緩和	<p>①日本政府が、ジェネリック医薬品代替調剤を許可するために、ジェネリック医薬品の推進政策を加速させるべきである。</p> <p>②ジェネリック医薬品企業がジェネリック医薬品の適合性と類似性を実証する互換性試験を実施することを許可するよう、日本の法律が改定されるべきである。</p> <p>③日本は、日本のジェネリック医薬品の開発と登録に関するガイドラインや情報を提供するべきである。</p>		<p>日本ではジェネリック医薬品代替調剤は認められていない。欧州の“essential similarity(本質的類似性)”の概念は、注射用ジェネリック医薬品の成分組成のわずかな違いは安全性や有効性に影響しないということに基づいているのと対照的に、日本の法律は、ジェネリック医薬品が日本の先発メーカーの医薬品と同一性を有することを義務付けている。日本の規制は、ジェネリック医薬品の全てのサンプルを提示するために「三重」の試験を実施することを求めている。他国の規制当局では一サンプルの提示につき、より少ないバッチの試験(例：米国の場合、2回もしくは1回)を認めている。また、製品の適合性を証明するためにひとまとめにする戦略も認めている。</p>		厚生労働省	
5121	51210014		オーストラリア	14	日本国外における有害動植物処理に関する監督行為の見直し	<p>①オーストラリアの輸出基準の信頼性や、法的に実行可能な性質を有することや、日本の輸入検査の基準を考慮すると、日本政府は、オーストラリア国内で日本の植物防疫官が輸出前に立ち会うことを要求するという行政上の措置を見直すべきである。特に、商業上の選択次第で、我々は下記の選択肢の内どちらでも受け入れることが出来る。</p> <p>日本の植物防疫官による検査監督要件は、日本到着時に農林水産省の植物防疫官が行う検査に相当するものとし、この監督行為を以って完全な事前承認の手続へ移行すべきである。これにより日本の到着地での重複した検査の必要性が解消されるであろう。例えば、この手続きは日本の二十世紀製がオーストラリアに輸出される際に取られている。</p> <p>または、②オーストラリアの輸出管理法に基づいて実施される検査や認証を、現在日本で実施されている規制と同等のものとして行政上認めるべきである。</p>		<p>幾らかの果物・野菜の対日輸出対し、日本の植物防疫官による輸出前処理の監督が行われる行政上の要件に関して、オーストラリアは農林水産省と引き続き討議が行われていることを歓迎する。</p> <p>オーストラリアは、日本政府が動物・植物および人の健康の保護に必要な範囲の措置を実施するため、世界貿易機関(WTO)の「衛生植物検査措置の適用に関する協定」(SPS Agreement)に準拠した主権を有することを承知している。しかしながら、オーストラリアは、日本政府から派遣される植物防疫官による輸出前処理の監督行為と、オーストラリア検査検査局(AQIS)がオーストラリアの輸出管理法に基づいて行う検査や認証が重複していると考え、オーストラリア連邦法が規定する任務を遂行するAQIS検査官の能力と信頼性に対する日本側の欠如が対応に現れているのではないかと懸念している。人の健康と安全に関する日本政府の要件を満たすために行われている肉・乳製品の輸出検査は日本植物防疫官による輸出前確認の対象ではなく、これは日本の規制を確実に遵守するための効果的なシステムがオーストラリアにおいて満足に実施されているためである。</p>		農林水産省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5121	51210015		オーストラリア	15	植物防疫法の見直し	植物検疫に関する研究会報告書を受け、日本は、 ①上記の点も含め、SPS協定の履行義務に反する植物防疫法の条項について広範な見直しを開始するべきである。 ②有害動植物が既に日本国内に存在し、国際植物防疫条約で定義された“official control”(公的防除)が行われていない場合は、輸入産品に対し水際で何らの措置も講じないことを正式に発表する政策声明を出すべきである。		オーストラリアは、日本政府が引き続き国際条約や協定の締約国としての権利を行使し、義務を果たそうとしていることを認識している。また、オーストラリアは、植物検疫に関する研究会においてこれらの問題に関する研究が行われたことを認識している。しかしながら、オーストラリアは日本の植物防疫法は不完全と考えるので、日本はSPS協定に基づく履行義務に違反するのではないかと懸念している。日本は、日本固有種で日本国内に広く分布する有害動植物についての輸入品に対する処理は技術的に正当化できず、技術的な貿易障壁となっていることは明白である。オーストラリアが植物防疫法について特に懸念しているのは以下の点である。 - “quarantine pest”(検疫有害動植物)についての定義が、国際植物防疫条約(IPPC)と植物防疫法の間で明らかに異なり、関連法令においてさらに矛盾があること。 - 国際的に同意された“official control”(公的防除)の定義が、植物防疫法に含まれていないことや、また、植物防疫法において“指定有害動植物”(designated pests)について定めた現在の条項はこの定義に不適合で、繁殖目的で輸入される植物を除いても、国際基準で裏付けられるものではない。 - 非検疫有害動植物(non-quarantine pest)のリストは不十分なものであり、新しく有害動植物を非検疫のリストに加えるための方法が煩雑であること。確認が必要とされる有効な記録が科学的・学術的文献に含まれているのに、63種の有害動植物の現在リストには日本で自然に発生する多くの昆虫や病害が認められていない。		農林水産省	
5121	51210016		オーストラリア	16	接続料にかかる長期増分費用(LRIC)モデルの見直し(NTSコストの除外)	(i) 日本は、接続料が適切なコストに基づいて算定され、無差別な方法で、競争する電気通信事業者に課されることを明確にすべきである。LRICモデルにおいて、NTT東会社とNTT西会社の接続料の中で多くを占めているNTSコストを接続料の計算から除外すべきである。 (ii) 更に、総務省は、下記のように、幅広い接続や卸のサービスについて、日本と国際的な接続料金を比較する接続料基準に関する研究を毎年行い、公表すべきである。 a. 固定間の接続 b. 固定と移動の接続 c. 移動と移動の接続 d. 地域回線のアンパドル e. 距離による45Mbpsと155Mbpsの専用線・100Kms ・500Kms このような接続料基準の研究で比較根拠を明確に定めることは重要である。例えば、もし東京のデータ サービスが一般的にバンド幅・スピードがニューヨークよりも増していれば、スピードの増している分の価値を説明すべきである。		過剰に高い接続料は、依然として日本の電気通信分野に残る心配事である。日本の接続料は、日本の電気通信市場には規制された卸売接続料というものがなくて高額である。その結果、事業者は他の事業者から小売りベースでの容量の購入を余儀なくされている。その上、接続料は世界水準を遥かに上回っている。現在の料金は効率的費用モデルを基準にすると正当とは認められない。 我々は、WTOの義務に関連して、日本の過剰に高い接続料を懸念している。1997年に、日本は電気通信基本サービスについてのWTOのリファレンス・ペーパーに含まれた規制原則に従うことを合意している。リファレンス・ペーパーの第2.2項は、主な供給事業者との接続は、透明性があり、無差別かつ合理的な、コストに基づいた料金で行われなければならないとしている。 2002年に、情報通信審議会は長期増分費用(LRIC)モデルの見直しを行ったが、その結果、2003年度と2004年度に適用される平均接続料が約5%上がった。また、情報通信審議会が、NTT東会社とNTT西会社間の競争を促進させるために、夫々のコストに基づく異なる接続料を適用すべきであるとした以前の発言にも拘わらず、総務省は市場を支配する両社に対し同じ接続料を導入することを決めた。総務省は、ユニバーサル サービスとして国民に等しく電気通信サービスを提供すべきであると主張している。これらの動きは電気通信産業の競争を促進させる日本の政策を逆行させるものである。 更に、接続料金を設定する際にユニバーサル サービスを考慮に入れることが出来るのはリファレンス・ペーパーの第3項の要件を満たしている場合のみである。オーストラリアは、日本の現在の取り決めが十分な透明性を持って、リファレンス・ペーパーの要件に合致しているかどうかについて疑問を持っている。接続に関する取り決めの際、ユニバーサル サービス条項に影響する不透明な施策を取り入れることは好ましくないとする、WTO(2004)メキシコ - 電気通信サービスに影響する施策：2004年4月2日のパネルレポート(WT/DS204/R)の結論に、日本は注目すべきである。		総務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5121	51210017		オーストラリア	17	電気通信事業におけるエッセンシャル施設のサービス宣言制度の導入	(i) 地域回線以外のボトルネック回線機能やサービスをアンバンドル化させれば、サービス提供における競争が高まる。また、日本も、ボトルネックサービスの適正な価格を定め、それを明確にする規制体制を導入すべきである。		NTTは、他の電気通信事業者に対して地域回線へのアクセスをアンバンドル化しているが、その他のボトルネック回線機能やサービスもアンバンドルする必要がある。もし満足出来るような商業上の取り決めが電気通信事業者間で果たされなければ、規制により、買い手に対する標準的な条件を定めたサービス制度(declared service regime)も必要である。規制においては、地域回線や電話通信の問題を越えて、その他の競争的なボトルネックが有るかどうかの判断も必要である。規則に関しては、ボトルネックが単に技術的なインターフェイスでなく、運用上のプロセスの問題で有りうることも認識しなければならない。オーストラリアは、運営上のボトルネックに関する多くの問題を解決するために、産業機関であるオーストラリア電気通信産業協議会(ACIF - http://www.acif.org.au)のような、産業界との協議や自主規制の仕組みを、適切に利用することを奨励している。競争する事業者がエッセンシャル施設へアクセス出来ることは、自由な競争体制にとっての基本原則である。例えば、オーストラリアでは、競争推進の公的機関であるオーストラリア公正取引委員会により、エッセンシャル サービスであると“宣言”(declaration)する制度がある。“宣言”されたサービスは、本質的にボトルネックや独占的なサービスで、それらにアクセス出来なければ、新たに参入する事業者は競争的なサービスを供給することが出来ないものである。これらのサービスがエッセンシャルと“宣言”されると、電気通信事業者やそのサービスを中継する電気通信事業者は、“宣言”されたサービスを求めている電気通信事業者やプロバイダーに供給する義務がある。		総務省	
5121	51210018		オーストラリア	18	電気通信市場における競争政策の推進(CPS制度とNP制度の普及促進)	①携帯電話の番号ポータビリティの在り方に関する研究会の提言と同じく、我々は、第3世代向けのNPを導入することにより、第3世代の携帯電話サービスでの競争が高められるように、日本が携帯電話の番号ポータビリティを出来早く導入することを要望する。 ②更に、日本はNTTが非競争的な行為をしないように、NTTに対し料金登録要件を復讐させるか、類似した効果的なメカニズムを確立すべきである。		電気通信市場における競争拡大を図るための主要な前提条件の一つは、消費者に負担を掛けずに、消費者の能力をもって選択を可能にさせることである。従って、固定やフリーダイヤル(1800)や携帯電話にとって、電話会社事前登録制(優先接続:CPS)と電話番号の移動制度(Number Portability: NP)の二つの主要な選択肢が存在する。CPSは現在日本では「マイライン」サービスとして提供されている。しかし、NPは導入されていない。NPにより、多くの費用や不便をかけないで、消費者が電話会社の変更が出来るので、NPは同様に重要である。NPにより、事業者が製品のマーケット・シェアを競うので、より競争を促進させる。NPはより大きな革新や製品開発を促す。 更に、NTTは最近料金の登録義務を免除された。これらの登録によって確保されていた料金の透明性が欠如し、NTTが非競争的な行為に携わっていないことを明確にするメカニズムが不明である。		総務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5121	51210019		オーストラリア	19	電気通信に係る規制機関の独立性の担保	日本は、電気通信を所管する規制当局が、公平かつ迅速に行動できるように法的な責任を持ち、法的にも機構的にも独立するべきである。もし日本が総務省の中で現在の政策と規制機能を統合したアプローチを継続するのであれば、外国の電気通信事業者が内国民待遇を受けられるように、総務省は国内の電気通信事業者に対する独立性を確保する明確な施策が行われていることを概説すべきである。		市場参入を援助し、競争や末端消費者の利益を保護する制度的に独立した電気通信機関を持つことは、他の市場で電気通信部門の促進に成功した際の主要点になっている。事実、国際電気通信連合(ITU)の「世界電気通信開発報告；テレコムの再発見2002年」(World Telecommunications Development Report: Reinventing Telecoms 2002)は、民営化、競争、および独立した規制を改革の3つの基本的要素として挙げている。 日本では、電気通信の政策と規制機能の両方が総務省の所管となっている。最近の改革によって日本市場はある程度開放されてはきたが、今でも総務省は、国内の電気通信市場を厳しく規制し、間接的に、NTT(東と西)やKDDI、日本テレコム、ドコモのような既存の電気通信事業者が市場を継続的に支配出来るようにさせている。ほとんどのOECD加盟国は、独立した規制機関が電気通信分野の競争を促し、競争を確かなものとする最も有効的手段であると考えている。 無差別で透明なプロセスを確保するためには、完全に独立した規制機関が必要である。日本では、サービスの提供は政策の促進や規制から分離しているが、規制部門の能力を持って、政策部門から独立して運営されていることが明らかになっていない。このことは公平性についての疑問を提起する。 WTOリファレンス・バーバーの5条には、規制機関はあらゆる基本電気通信サービスの供給者から独立し、それらに対し説明責任が無いという義務原則を設定している。規制機関による決定や行使される手続は市場に参加する全ての事業者に対し公平でなければならない。		総務省	
5121	51210020		オーストラリア	20	電気通信政策の見直しにかかる審議会等の透明性・開放性の改善	日本政府は、政府の見直し、特に電気通信分野の見直しへの参加を、影響を受ける関係者に拡大すべきであり、総務省は、提案されている改革により影響を受ける関係者からのより積極的にコメントを集めることにより、より大きな透明性と影響を受ける関係者の参加を可能にすべきである。		日本政府は、折に触れて電気通信政策の様々な観点からの規制を見直している。見直しに関する多くの情報は情報通信審議会を通じて流れ、審議会への参加は制限されている。アメリカ、イギリス、オーストラリアなど他の国では、潜在的に影響を受ける関係者が見直しの過程で有益な意見を提出出来るような、開放的な取り組みを行っている。例えば、オーストラリアでは規制制度の詳細を進展させるために、全ての関係者は意見を述べる事が出来る。		総務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5121	51210021		オーストラリア	21	救命ボートの輸出に関するSOLASや国際海事機関が許可した"型式許可・承認"の採用およびSOLASテストの簡素化	<p>① 日本は、SOLASや国際海事機関が認めている"型式許可・認証"を認めるように規制を改正すべきである。</p> <p>② 日本は、全てのSOLASテストが日本の調査官の立会いで行われなければならないという要件を撤廃すべきである。</p>	<p>国際船舶安全を規制する"1974海上人命安全国際条約"(SOLAS)によれば、国際航路で運航する客船に関する全ての安全規制はSOLASの要件に基づかなければならない。SOLASは、内国航路で運航する船舶の安全性に関しては現地の行政に委ねている。日本の規制は、日本の内国航路で運航する日本の船舶に適用されているが、SOLASの要件に合致して製造された海上避難システムや大きな収容能力を持つ救命ボートを日本に輸出することが出来るオーストラリアの企業に影響を与えている。</p>	<p>日本政府は、内国航路を運航する日本国籍船に装備が出来る海上避難システムや大きな収容能力を持つ救命ボートの国際的な許可・認証を受け入れていない。それとは対照的に、EUを含む他の多くの国はSOLASや国際海事機関が許可した"型式許可・承認"を受け入れている。日本の規制の結果、オーストラリアの企業はSOLAS基準に従ってデザイン、製造、テストされ許可を受けた救命ボートにも拘わらず、100人の乗船能力を持つ救命ボートを日本に輸出することが出来ない。</p> <p>更に、日本政府は、オーストラリア企業が内国航路を運航する日本国籍船に救命ボートを設置するためには、日本の調査官の立会いでSOLASが求めている全てのテストを行う必要があると通知している。幾つかのケースにおいて、日本政府が求めるテストを行うためにはコストが非常に高く掛かり、終了するために一年近くかかる。これは日本に救命ボートを輸出しようとしているオーストラリア企業にとって更なる障壁となっている。</p>		国土交通省	
5121	51210022		オーストラリア	22	オーストラリアン サイプレスのJAS認定化	<p>① 日本がサイプレス集成材への最近の需要に応じるために、現行制度の下で提出された申請書の手続きを促進させる措置を考えるべきである。</p> <p>② 日本が現行のJAS規格見直しの枠組みの中で、JAS認定のための申請手続きを進展させる新しい措置を導入するべきである。</p> <p>③ 日本が現行のJAS規格の見直しの成果として、JAS認定のための手続きの概要を示した明確なガイドラインを作成するべきである。</p>	<p>オーストラリアは、JAS規格を見直す際に、集成材と単板積層材のJAS規格問題について重要な議論が進められると認識している。2004年6月に見直し手続きの一環として、オーストラリアはオーストラリアン サイプレスを建築用土台として認定することを農林水産省が検討するよう要望書を提出した。</p>	<p>日本市場における建築用土台としてのサイプレスへの需要は多い。しかし、オーストラリアのサイプレス関連企業は、日本市場向け製品を提供したいものの、JASの認定がされていないためにそれが出来ないでいる。</p> <p>2003年10月の農林水産省との協議に基づいて、オーストラリアは、建築用土台としてオーストラリアのサイプレスのJAS認定を取得するため、2004年3月に申請書を提出した。2004年6月に発表されたJAS規格の見直しによる新しい手続において、申請書を再提出しなければならないという要件が手続きの一部として有るために、オーストラリアのサイプレスに関する申請の状況が2007年3月末まで多分明らかにならない状況にある。</p> <p>日本での需要が多い中で、申請検討期間が3年間にも及ぶことは、この製品を必要とする日本の企業に損失をもたらす、サイプレス製品を供給しようとするオーストラリアの企業にも多大な潜在的損失をもたらす。</p>		農林水産省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220001		米国	1	電気通信における規制の独立性の強化	<p>日本が規制の独立性を強化するために以下の措置を取ることを提言する。</p> <p>①規制機能を政治的に直接コントロールされやすい省庁の権限から切り離し、完全なる独立機関へ移行する計画を策定する。</p> <p>②日本政府が特定数のNTT株を保有すること、外国資本による株式保有、あるいは経営参加への制限等の要件を廃止する。</p> <p>③事業計画や人事決定を含むNTTの運営に関する政府の干渉を排除する。</p> <p>④反競争的行動を処罰するための有意義な制裁権限(罰金を科し、損害の支払いを命じ、免許を差し止めるなど)を確立し、実行する。</p> <p>⑤1)日本の電気通信事業紛争処理委員会の運営、実効性及び権限が強化されるよう、紛争処理を行う際の透明性の最大化を含め、方策を講じる。2)総務省の産業振興プログラムの恩恵を受けている企業が、規制の特権的な待遇を受けることがないよう、産業振興と規制措置を明確に分け隔てる垣根を設定する。</p>		<p>総務省は長年、規制決定プロセスから党派的な影響力を排除することに苦慮してきた。政府とのつながりを長年維持してきた大企業を優遇し、新規参入企業を犠牲にした過去の決定案件は、規制の独立性及び説明責任を改善する方策が必要であることを裏付けている。</p>		総務省	
5122	51220002		米国	2	電気通信における規制の説明責任の強化	<p>規制の説明責任を強化するために、米国は日本に、決定された規制の再検討と法的側面からの見直しに向けて具体的に取り組み、規制と司法の両機関が適切な時間内に問題に効果的に取り組めるよう資源の確保を保証することを提言する。</p> <p>①決定及び決断事項を裏付ける全ての公開される記録が存在する事及び特別な利益団体が法規制の構築プロセスに接近を許される様なことのないことを保証するために、透明性ある手続を導入かつ公表する。</p> <p>②関心を有する全ての利害関係者が参加の機会を与えられるように、総務省が主催する作業部会のメンバー選出プロセスを公開する。</p>		<p>総務省は長年、規制決定プロセスから党派的な影響力を排除することに苦慮してきた。政府とのつながりを長年維持してきた大企業を優遇し、新規参入企業を犠牲にした過去の決定案件は、規制の独立性及び説明責任を改善する方策が必要であることを裏付けている。</p>		総務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220003		米国	3	電気通信分野における支配的事業者規制及び競争セーフガード	<p>支配的事業者規制および競争セーフガード 米国は改正電気通信事業法下の規制や省令で、日本市場において支配的地位を保持する事業者に特定の義務を課し、適当な機関にこれらの義務を守る権限を与えることを保証するよう提言する。特に米国は日本に以下の措置を取ることを提言する。</p> <p>①2005年3月までに、その市場支配力と妥当な改善措置について再考すべき全ての市場と下位市場を特定し、例えばE.U.のような他市場の政策立案者及び規制当局者の経験を参考に、かかる調査が迅速に実施されるよう計画を策定する。</p> <p>②電柱、管線、こう道、線路施設等への非差別的でコストに基づいたアクセスを法律あるいは規則、あるいはその双方により保証し、それらのアクセスに透明な価格設定方法を提供する。</p> <p>③データサービス同様、音声サービスについても、支配的事業者による価格設定の濫用を評価する方法(例：インビュテーションテスト)を確立する。</p> <p>④毎年、NTT東西が新規ビジネスへの展開の規定条件を満たしているか否かを見直す際、ネットワークアクセスや促進措置が施された競争する事業者に関する定量的データを公開する。</p> <p>⑤競合する事業者が利用するNTT東西の専用回線が妥当かつ競争的な料金によって提供されているか否かを、公表される情報に基づいて評価する、透明な方法を確立する。</p> <p>⑥支配的事業者が、規制を受けていないサービスを補てんするために、規制を受けているサービスからの収入を反競争的に利用することがないよう、規則(例えば、関係会社との分離取組ルール)を設ける。</p> <p>⑦報告義務を伴い、競争関係実施測定基準および基準不履行に対する金銭的罰則を整備する。このような基準は、必要なすべてのネットワークサービスおよび施設の提供、サービスの質および修理や保守において、支配的事業者が自社あるいはその関係会社への扱いと競合事業者への扱いを同等にすることを確保するためのものである。</p> <p>⑧支配的事業者が従来から独占的に提供するサービスの他に新たなサービス展開を試みる場合、適当なセーフガードの実施によりその市場での独占的な立場を利用して反競争的な効果が望めないよう保証する。</p>	<p>電気通信事業法が2004年4月に改定されたことにより、競争的通信事業者の規制緩和において日本は大きな成果をあげた。しかしながら、施設ベース・サービスベースの競争促進のためには、ボトルネック設備へ競合事業者がアクセス出来る事が今もって必要不可欠であって、それが日本政府の主要な目標である。総務省は、支配的事業者への規制を強化し、固定系通信サービスの相互接続料金を低く抑え、更にその他の競争的環境を改善する事によって電気通信分野における競争を保証する措置を講じる事をすべきである。</p>		総務省		
5122	51220004		米国	4	電気通信分野における固定系相互接続	<p>固定系相互接続 情報通信審議会は2004年7月に、2005年度から3年間適用されるよう改定された相互接続料金率定モデル(長期分費用方式(以下「LRI」))の提案書へのパブリックコメントを募集した。米国は提案書を相互接続料金が受け入れ可能なレベルまで引き下げられる為の適当な措置として歓迎し、様々な利害関係者の意見を反映した上で2004年10月に発表される改定された提案書に期待している。米国は総務省が改正されたモデルの実施省令を起草する際に次の提案を真摯に検討するよう提言する。</p> <p>①NTTのコストの除去 米国は日本に、移行期間を設けずに2005年度の従量接続料金からNTSコストを取り除く事を提言する。</p> <p>②NTT基本料の見直し NTT東西の月額基本料を最大490円まで値下げする決定を受けて、総務省はNTT東西に以下の項目を透明で検証可能な方法で文書化し公開するよう求めることを提言する。1) 正確にどのコストが月額回線使用料から回収されているのか。2) 先頃発表された小売サービスの月額基本料の値下げと卸売料金を(相互接続料金の値上げの動きが後格的、排他的と目される理由。3) 卸売サービス(ドライカッパー)の月額使用料が小売料金の値下げに比例して引き下げられるべきではない理由。4) 月額基本料のコストがどのように特定され、異なるサービス間(ISDN、DSL、専用回線等)でどのように配分されているのか。5) 基本料のコスト回収の前提、特に既に施設設置負担金で回収されているコスト(加入権利もしくは施設設置負担金)、減価償却率と償却方法、許容範囲の利益マージンはないか。</p> <p>③NTT東西間の交付金の廃止 米国は日本に以下の措置を提言する。</p> <p>1) NTT東西が日本のWTO義務に従って、各地域によって異なるコストを考慮しつつ、コストに基づいた相互接続料金を設定し、反競争的な値下げの危険性(及び防止する手段)を検討しつつ、必要に応じて、各社が異なる料金を設定する事を許可する。2) 接続料収入をNTT東西間の交付金の収入源とする現在の用途を廃止し、必要と目された交付金は競争上の中立性を保持するユニバーサルサービス基金から拠出する。</p> <p>④新しい市況への適用 競争と技術革新の促進によって日本の固定系通信分野の構造が著しく変化する中で、米国は日本に以下の措置を提言する。1) 「ビル・アンド・キープ」コスト回収方法への移行を、出来る限り広範囲のネットワークアクセス機能について検討する。</p>	<p>電気通信事業法が2004年4月に改定されたことにより、競争的通信事業者の規制緩和において日本は大きな成果をあげた。しかしながら、施設ベース・サービスベースの競争促進のためには、ボトルネック設備へ競合事業者がアクセス出来る事が今もって必要不可欠であって、それが日本政府の主要な目標である。総務省は、支配的事業者への規制を強化し、固定系通信サービスの相互接続料金を低く抑え、更にその他の競争的環境を改善する事によって電気通信分野における競争を保証する措置を講じる事をすべきである。</p>		総務省		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220005		米国	5	電気通信分野における携帯着信料金について	<p>携帯着信料金 米国は日本に以下の措置を提言する。</p> <p>①支配的な無線ネットワークへの競争的な接続料金を保証する日本の電気通信事業法と2002年の取り決めに従い、携帯電話の着信料金がコストに基づく水準に設定されているか否かを評価する為に客観的で透明な方法を規定し、また交渉が妥結されない場合はこれを仲裁手段の根拠とする。</p> <p>②携帯電話事業者との相互接続を求める固定通信の事業者のために、小売料金の設定時における携帯電話事業者による差別的な扱いを許している現在の慣行を排除することで競争上の中立性を確保する。</p> <p>③携帯電話市場におけるNTTドコモの支配的な立場を分析すると同時に、全携帯電話事業者が下位市場において携帯着信料金に対してどの程度の市場力を発揮しているのかを分析する。</p>		<p>電気通信事業法が2004年4月に改定されたことにより、競争的通信事業者の規制緩和において日本は大きな成果をあげた。しかしながら、施設ベース・サービスベースの競争促進のためには、ボトルネック設備へ競争事業者がアクセス出来る事が今もって必要不可欠であって、それが日本政府の主要な目標である。総務省は、支配的事業者への規制を強化し、固定系通信サービスの相互接続料金を低く抑え、更にその他の競争的環境を改善する事によって電気通信分野における競争を確保する措置を講じる事をすべきである。</p>		総務省	
5122	51220006		米国	6	電気通信:携帯電話市場における競争の促進	<p>非常に普及率が高く、小売料金の高い日本の携帯電話市場において、2010MHz及び800MHzの周波数帯を含めた市場へ新規事業者が参入できる機会を広げることを検討するように米国は日本に提言する。既存事業者が周波数の有効利用を怠っていたり、利用者を異なる周波数帯の新サービスへ移行させる過程に在ったりする場合、総務省は移行する周波数帯を他の利用者へ技術の中立性を保ちつつ割当てることを考慮すべきである。</p>		<p>電気通信事業法が2004年4月に改定されたことにより、競争的通信事業者の規制緩和において日本は大きな成果をあげた。しかしながら、施設ベース・サービスベースの競争促進のためには、ボトルネック設備へ競争事業者がアクセス出来る事が今もって必要不可欠であって、それが日本政府の主要な目標である。総務省は、支配的事業者への規制を強化し、固定系通信サービスの相互接続料金を低く抑え、更にその他の競争的環境を改善する事によって電気通信分野における競争を確保する措置を講じる事をすべきである。</p>		総務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220007		米国	7	電気通信:道路工事規制の緩和	パブリックコメントを経て、通信インフラの新規設置に要するコストと時間を削減するために緩和或いは廃止可能な規則を特定する目的で、全ての道路工事規制の見直しを実施する。		電気通信事業法が2004年4月に改定されたことにより、競争的通信事業者の規制緩和において日本は大きな成果をあげた。しかしながら、施設ベース・サービスベースの競争促進のためには、ボトルネック設備へ競争事業者がアクセス出来る事が今もって必要不可欠であって、それが日本政府の主要な目標である。総務省は、支配的事業者への規制を強化し、固定系通信サービスの相互接続料金を低く抑え、更にその他の競争的環境を改善する事によって電気通信分野における競争を保障する措置を講じる事をすべきである。		総務省	
5122	51220008		米国	8	電気通信:アンバンドル化について	アンバンドル要件の廃止に先駆けて、市場力とボトルネック管理に関する事例を評価するために、パブリックコメントの結果を盛り込みながら競争原理の政策に則り市場を再調査する。		電気通信事業法が2004年4月に改定されたことにより、競争的通信事業者の規制緩和において日本は大きな成果をあげた。しかしながら、施設ベース・サービスベースの競争促進のためには、ボトルネック設備へ競争事業者がアクセス出来る事が今もって必要不可欠であって、それが日本政府の主要な目標である。総務省は、支配的事業者への規制を強化し、固定系通信サービスの相互接続料金を低く抑え、更にその他の競争的環境を改善する事によって電気通信分野における競争を保障する措置を講じる事をすべきである。		総務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220009		米国	9	電気通信:サービスの質における非差別化	アンバンドル化が求められる施設においては、米国は日本がNTT東西に対して、以下の措置を取ることを提言する。 ①NTT東西がサービスの混乱や質の悪化に対応しなければならない期間を特定して、小売顧客へ提供されているサービスと同様のサービス水準合意(SLA)を、その接続約款に盛り込むこと。 ②施設への適切なアクセスを条件として、卸売顧客が自ら施設を保守する選択権を容認する。		電気通信事業法が2004年4月に改定されたことにより、競争的通信事業者の規制緩和において日本は大きな成果をあげた。しかしながら、施設ベース・サービスベースの競争促進のためには、ボトルネック設備へ競争事業者がアクセス出来る事が今もって必要不可欠であって、それが日本政府の主要な目標である。総務省は、支配的事業者への規制を強化し、固定系通信サービスの相互接続料金を低く抑え、更にその他の競争的環境を改善する事によって電気通信分野における競争を保障する措置を講じる事をすべきである。		総務省	
5122	51220010		米国	10	電気通信分野における免許登録が必要な周波数帯の柔軟な利用	免許登録が必要な周波数帯の柔軟な利用効率的で革新的な電波利用を更に促進する為、米国は日本へ以下を提言する。 ①免許を付与された事業者に賃貸、転貸及び他サービス事業者との周波数帯の交換を促進する方策を講じる。 ②免許付与の政策は技術的に中立な立場をとるよう明確に規定し、事業者が選択する技術が可能な限り周波数の割当て及びサービス免許付与手続きに左右されないよう設定する。		総務省は2004年版情報通信白書「世界に広がるユビキタスネットワーク社会の構築」において、日本でブロードバンド技術および無線技術が融合し、「いつでも、どこでも、誰でも情報を自由に交換できるユビキタスネットワーク」が実現しつつある現状を説明した。その上で、2004年8月に総務省は、2005年度のICT政策が「u-Japan構想」に焦点をあわせると発表した。これらの目標と一貫して、日本が技術革新、競争、透明性そして有効な周波数利用を促進するために、更に柔軟に周波数帯の規制に取り組むよう米国は提言する。		総務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220011		米国	11	電気通信分野における新規技術への周波数割り当て	米国は日本へ以下の措置を提言する。 ①革新的な無線LAN技術、固定系及び移動系MANサービス、その他標準化されていない技術に供する周波数帯の特定、割当てを開始する。 ②可能であれば、このような技術に供される周波数帯は、免許不要とする。		総務省は2004年版情報通信白書「世界に広がるユビキタスネットワーク社会の構築」において、日本でブロードバンド技術および無線技術が融合し、「いつでも、どこでも、誰でも情報を自由に交換できるユビキタスネットワーク」が実現しつつある現状を説明した。その上で、2004年8月に総務省は、2005年度のICT政策が「u-Japan構想」に焦点をあわせると発表した。これらの目標と一貫して、日本が技術革新、競争、透明性そして有効な周波数利用を促進するために、更に柔軟に周波数帯の規制に取り組むよう米国は提言する。		総務省	
5122	51220012		米国	12	電気通信分野における新規技術の試験手順	予備免許付与手続きを手順の合理化と透明性の向上に向けて見直し、既存事業者が競合技術の試験を妨害しないよう手続上のセーフガードを規定する。		総務省は2004年版情報通信白書「世界に広がるユビキタスネットワーク社会の構築」において、日本でブロードバンド技術および無線技術が融合し、「いつでも、どこでも、誰でも情報を自由に交換できるユビキタスネットワーク」が実現しつつある現状を説明した。その上で、2004年8月に総務省は、2005年度のICT政策が「u-Japan構想」に焦点をあわせると発表した。これらの目標と一貫して、日本が技術革新、競争、透明性そして有効な周波数利用を促進するために、更に柔軟に周波数帯の規制に取り組むよう米国は提言する。		総務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220013		米国	13	電気通信分野における電波利用料制度	総務省が電波有効利用政策研究会の報告書を見直し、最終決定を行う際、米国は総務省に以下を提言する。 ①免許不要局やサービスに利用料を課さないようにする。 ②免許不要局の新しい形態として帯域占有型を導入する前に、帯域非占有型として取り扱えるか否かを十分かつ透明性を持って検討する。		総務省は2004年版情報通信白書「世界に広がるユビキタスネットワーク社会の構築」において、日本でブロードバンド技術および無線技術が融合し、「いつでも、どこでも、誰でも情報を自由に交換できるユビキタスネットワーク」が実現しつつある現状を説明した。その上で、2004年8月に総務省は、2005年度のICT政策が「u-Japan構想」に焦点をあわせると発表した。これらの目標と一貫して、日本が技術革新、競争、透明性そして有効な周波数利用を促進するために、更に柔軟に周波数帯の規制に取り組むよう米国は提言する。		総務省	
5122	51220014		米国	14	電気通信における小電力無線システムによる周波数利用	既存利用者の利益に配慮しながらも小電力無線ICTタグが免許不要局として電波を利用できるよう、2004年度及びそれ以降の規制改革の審議過程が時宜にかなった、客観的且つ透明性あるものであるよう保証する事を、米国は日本政府に提言する。		総務省は2004年版情報通信白書「世界に広がるユビキタスネットワーク社会の構築」において、日本でブロードバンド技術および無線技術が融合し、「いつでも、どこでも、誰でも情報を自由に交換できるユビキタスネットワーク」が実現しつつある現状を説明した。その上で、2004年8月に総務省は、2005年度のICT政策が「u-Japan構想」に焦点をあわせると発表した。これらの目標と一貫して、日本が技術革新、競争、透明性そして有効な周波数利用を促進するために、更に柔軟に周波数帯の規制に取り組むよう米国は提言する。		総務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220015		米国	15	電気通信分野における民間部門からの情報提供	米国は、電気通信作業部に講演者として政府及び民間部門から専門家を招き見解を共有することで、協議が一層促進することを歓迎する。		総務省は2004年版情報通信白書「世界に広がるユビキタスネットワーク社会の構築」において、日本でブロードバンド技術および無線技術が融合し、「いつでも、どこでも、誰でも情報を自由に交換できるユビキタスネットワーク」が実現しつつある現状を説明した。その上で、2004年8月に総務省は、2005年度のICT政策が「u-Japan構想」に焦点をあわせると発表した。これらの目標と一貫して、日本が技術革新、競争、透明性そして有効な周波数利用を促進するために、更に柔軟に周波数帯の規制に取り組むよう米国は提言する。		総務省	
5122	51220016		米国	16	電気通信：通信機器の貿易促進	通信及びIT機器の分野でより効率的な貿易が促進されるよう米国と日本は試験及び認証の要件を相互に承認する方策を講じてきた。この精神の下、米国は日米両政府が2004年度末までに電気通信作業部会を通して電気通信機器の具体的要件及び電磁両立性(EMC)の一般的要件に関する相互承認協定(MRA)を締結するよう提案する。		通信及びIT機器の分野でより効率的な貿易が促進されるよう米国と日本は試験及び認証の要件を相互に承認する方策を講じてきた。この精神の下、米国は日米両政府が2004年度末までに電気通信作業部会を通して電気通信機器の具体的要件及び電磁両立性(EMC)の一般的要件に関する相互承認協定(MRA)を締結するよう提案する。		総務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220017		米国	17	IT分野・電子商取引を妨げる規制の撤廃	対面および書面取引要件といった電子商取引を阻害する既存の法律および規制や、その他電子商取引やオンラインサービスの発展を妨げている障壁を除去する。現在、電子通知および電子取引が禁止されている分野において、電子通知や電子取引が可能となるよう必要に応じ法律や規制を改正する。 ①貸金業法の下、電子通知を許可する。 ②大量の自動車の登録所有者が、電子政府のオンライン制度を通して、自動車登録の変更および所有権移転登録を、自動車検査証記載事項変更の申請とは別途行えるようにすると同時に、これらの変更がより妥当な期間で行えるよう道路運送車両法を改正する。		「e-Japan重点計画—2004」(重点計画 2004)は電子商取引の促進が日本の優先課題であることを明らかにしている。日本は、民間および公的部門での手続のオンライン化に向けて大幅な前進を図ったが、法的あるいはその他の規制障壁のため、ITの潜在力をいまだ十二分に活用できていない。重点計画 2004は、構造改革の推進が、日本経済の健全性を取り戻すための一つの鍵であり、e-Japan戦略 IIの重要な柱であることを確認すると同時に、政府が自由かつ公正な競争の促進を通して民間部門を適切に支援すべきことを明確にしている。こうした政策と目標にそって、日本政府が以下の措置を講ずることを米国は要請する。		内閣官房	
5122	51220018		米国	18	IT分野・重点計画2004における技術的中立性	民間部門に最大限の柔軟性を与えイノベーションを奨励するために、中央および地方政府でのIT活用やIT戦略の国際的連携といった政策を含む重点計画2004を実施するにあたり、新しく制定される法、政省令、ガイドラインが過度に特定技術を推進、又は、強制しないこと(技術的中立性)を確保する。		「e-Japan重点計画—2004」(重点計画 2004)は電子商取引の促進が日本の優先課題であることを明らかにしている。日本は、民間および公的部門での手続のオンライン化に向けて大幅な前進を図ったが、法的あるいはその他の規制障壁のため、ITの潜在力をいまだ十二分に活用できていない。重点計画 2004は、構造改革の推進が、日本経済の健全性を取り戻すための一つの鍵であり、e-Japan戦略 IIの重要な柱であることを確認すると同時に、政府が自由かつ公正な競争の促進を通して民間部門を適切に支援すべきことを明確にしている。こうした政策と目標にそって、日本政府が以下の措置を講ずることを米国は要請する。		内閣官房	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220019		米国	19	IT分野: 民間自主規制の原則の確保	重点計画 2004に盛り込まれた電子商取引に関する施策を実施するにあたり新たに制定される法、政省令、ガイドラインの内容が国際的慣行に整合し、民間自主規制の原則に則ることを確保する。		「e-Japan重点計画—2004」(重点計画 2004)は電子商取引の促進が日本の優先課題であることを明らかにしている。日本は、民間および公的部門での手続のオンライン化に向けて大幅な前進を図ったが、法的あるいはその他の規制障壁のため、ITの潜在力をいまだ十二分に活用できていない。重点計画 2004は、構造改革の推進が、日本経済の健全性を取り戻すための一つの鍵であり、e-Japan戦略 11の重要な柱であることを確認すると同時に、政府が自由かつ公正な競争の促進を通して民間部門を適切に支援すべきことを明確にしている。こうした政策と目標にそって、日本政府が以下の措置を講ずることを米国は要請する。		内閣官房	
5122	51220020		米国	20	IT分野: e-文書法について	e-文書法案およびその実施規則を成立させ、医療サービスを含む多分野における文書の電子保存やデータの電子的交換に関する柔軟な法的枠組みを構築する。米国は、日本政府が継続して下記の措置を講ずることを提言する。 ①e-文書法に関連して関係省庁が規制やガイドラインを作成するにあたり、それらが統一性のある形で作成され実施される。 ②最低30日間のパブリックコメント期間を設け、提出された意見を真摯に検討し、それらを最終的に実施される措置に適切に反映させることで、透明性を確保し民間のインプットを活用する。		「e-Japan重点計画—2004」(重点計画 2004)は電子商取引の促進が日本の優先課題であることを明らかにしている。日本は、民間および公的部門での手続のオンライン化に向けて大幅な前進を図ったが、法的あるいはその他の規制障壁のため、ITの潜在力をいまだ十二分に活用できていない。重点計画 2004は、構造改革の推進が、日本経済の健全性を取り戻すための一つの鍵であり、e-Japan戦略 11の重要な柱であることを確認すると同時に、政府が自由かつ公正な競争の促進を通して民間部門を適切に支援すべきことを明確にしている。こうした政策と目標にそって、日本政府が以下の措置を講ずることを米国は要請する。		内閣官房	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220021		米国	21	IT分野:IT戦略本部の機能の強化	民間部門の要請に対応した有効かつ協調的IT政策を策定するというIT戦略本部の機能の強化に向けて下記の措置を講ずる。 ①重点計画2004に盛り込まれた改革を推進するにあたり、IT戦略本部は、規制改革・民間開放推進本部および規制改革・民間開放推進会議と緊密に連携を図ることを確保する。 ②IT戦略本部および評価専門調査会への民間の参加を促す。これには、新たに確立されたe-Japan施策や計画の評価制度(PDCAサイクル)において、日本の団体以外の団体からの専門家を含む民間部門の専門家からのインプットを積極的かつ透明性の高い形で募ることを含む。 ③各府省庁がIT政策を体系的、協調的、包括的に実施することを促すため(関係府省庁の)IT連絡会議が十分な資源を有することを確保する。		「e-Japan重点計画—2004」(重点計画2004)は電子商取引の促進が日本の優先課題であることを明らかにしている。日本は、民間および公的部門での手続のオンライン化に向けて大幅な前進を図ったが、法的あるいはその他の規制障壁のため、ITの潜在力をいまだ十二分に活用できていない。重点計画2004は、構造改革の推進が、日本経済の健全性を取り戻すための一つの鍵であり、e-Japan戦略IIの重要な柱であることを確認すると同時に、政府が自由かつ公正な競争の促進を通して民間部門を適切に支援すべきことを明確にしている。こうした政策と目標にそって、日本政府が以下の措置を講ずることを米国は要請する。		内閣官房	
5122	51220022		米国	22	知的財産権保護の強化:著作権保護期間の延長	一般的な著作物については著作権者の死後70年、また生存期間に関係のない保護期間に関しては著作物発表後95年という、現在の世界的傾向と整合性を保つよう、音声録音および著作権法で保護されるその他の著作物の保護期間を延長する。		日本は日本経済を活性化するため、IT並びに知的財産の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産の創造、活用、保護において指導的立場に立とうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が以下の措置を取ることを提言する。		文部科学省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220023		米国	23	知的財産権保護の強化:法廷損害賠償	侵害行為に対する抑止力となり、侵害により被った損失に対し権利者が公平に補償されることを確保し、また、実際の損害・利益を算出・立証するという難関かつ費用のかかる負担を解消することで司法の効率を向上させる法定損害賠償制度を採用し、知的財産の侵害に対する執行制度を強化する。		日本は日本経済を活性化するため、IT並びに知的財産の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産の創造、活用、保護において指導的立場に立とうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が以下の措置を取ることを提言する。			
5122	51220024		米国	24	知的財産権保護の強化:デジタル・コンテンツの保護	以下の措置によって、デジタル・コンテンツの保護を強化し、オンライン上の著作権侵害を防ぐため日本政府が達成してきたことをさらに積み重ねていく。 ①政府の効果的監視・すべての政府機関および公的機関が、不正複製、海賊版を入手可能な状態および送信、あるいは、政府支援のIT資源上におけるその他の侵害行為を効果的に防止し罰することを確保する措置を取る。 ②ISP責任・インターネット・サービス・プロバイダー責任制限法等のデジタル・コンテンツの著作権侵害を防止するための現行の措置を包括的かつ積極的にモニター強化する。 ③オンライン上の海賊行為・オンライン環境上での著作権の一層の効果的行使を図る。 ④私的利用に関する例外・私的利用の例外範囲を明確にし、ピア・ツー・ピアのファイル共有といった家庭内利用の範囲を超える行為を示唆する行為が、権利者の許諾なしには認められないことを明らかにする。 ⑤一時的複製・確実性と明確な指針を与えるため、「一時的蓄積」は複製権を含まずとの日本政府の重要な認識の適用状況について利害関係者に引き続き助言を与える。 ⑥技術的保護措置(TPM)・デジタル上の著作権侵害の急増を阻止するため、TPMの保護範囲を拡大する。 ⑦エンドユーザーの著作権侵害・エンドユーザーによるあらゆる形の著作権侵害を阻止するため、侵害の定義範囲を拡大する。		日本は日本経済を活性化するため、IT並びに知的財産の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産の創造、活用、保護において指導的立場に立とうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が以下の措置を取ることを提言する。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220025		米国	25	知的財産権保護の強化: 偽作版	偽作版 特に大学構内において違法に書物が複製されることを防止するため、日本の著作権法の効果的執行に向け措置を講ずる。		日本は日本経済を活性化するため、IT並びに知的財産の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産の創造、活用、保護において指導的立場に立とうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が以下の措置を取ることを提言する。		文部科学省	
5122	51220026		米国	26	知的財産権保護の強化: 著作権法における改正教育例外条項の適切な解釈	日本の著作権法第35条の教育例外条項が、著作物の通常利用の解釈と矛盾せず、権利者の合法的利益を不当に侵さないことを確保する。		日本は日本経済を活性化するため、IT並びに知的財産の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産の創造、活用、保護において指導的立場に立とうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が以下の措置を取ることを提言する。		文部科学省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220027		米国	27	知的財産権保護の強化:知的財産推進計画および知的財産政策	<p>知的財産戦略本部は「知的財産推進計画2004」を2004年5月27日に発表した。同推進計画およびその他の知的財産政策の実施にあたり、知的財産戦略本部および日本政府が以下の措置を取ることを米国は提言する。</p> <p>①知的財産推進計画、「知的財産政策大綱」の政策目標およびその他の知的財産関係措置を実施するために準備されるいかなる政令、省令、通告、指針等も、パブリックコメントの対象とする。最低30日間のパブリックコメント期間を設け、提出された意見が真摯に検討され、最終的に実施される措置や行動に適切に反映されることを確保する。</p> <p>②措置および政策目標の実施において、国際的義務や標準、そして規範を順守する。</p> <p>③政令第45号に基づき重要な知的財産政策案件を検討し議論するための「専門調査会」に、日本の団体以外の団体からの専門家を含める。</p> <p>④関係府省庁が措置を講ずるにあたり、それらの措置がうまく管理され調和の取れた形で実施されるよう、知的財産戦略本部に必要な資源、サポート、調整メカニズムを提供する。</p>		<p>日本は日本経済を活性化するため、IT並びに知的財産の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産の創造、活用、保護において指導的立場に立とうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が以下の措置を取ることを提言する。</p>		内閣官房	
5122	51220028		米国	28	知的財産権保護の強化:知的財産権保護の強化に向けた日米の連携	<p>世界、特に、アジアにおける知的財産権の一層の保護を促すため、二国間、地域内、多国間協議の場において米国と連携する。</p>		<p>日本は日本経済を活性化するため、IT並びに知的財産の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産の創造、活用、保護において指導的立場に立とうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が以下の措置を取ることを提言する。</p>		内閣官房	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220029		米国	29	官民による電子商取引の利用の促進におけるプライバシー	<p>2003年5月23日、国会が個人情報保護法を成立させたことを受け、いくつかの省庁は、同法の2005年4月の施行を前に公表すべき施行指針を策定した。米国は以下の措置を日本が取ることを提言する。</p> <p>①最低30日間のパブリックコメントに付すとともに、指針が最終決定される前に提出された意見を検討する適切な期間を設ける等、これから策定される個人情報保護法の施行指針が、透明性が高く一貫性のある形で策定されることを確保する。</p> <p>②全ての指針が、電子事業や「B to B」および「B to C」電子商取引を阻害せず、過度の負担を課さず、既存の国際規制を補完する、一貫した指針となることを確保する。</p> <p>③医療におけるプライバシー問題に関する対話を深めるため、2005年の冬にプライバシー問題の専門家を招集しテレビ会議を共催する。一貫性を高めるために、多省庁からプライバシー問題の専門家を招聘する。</p> <p>④個人情報保護法の施行指針を策定している省庁が、それら指針を一貫性があり公正な形で施行するとともに、政府規制や指針あるいは周知目的で作成される事例集の公表なども含め、是正措置および違反行為に関する情報を公表する制度の構築を確保する。</p>		e-Japan戦略IIおよびe-Japan重点計画2004はとともに、個人に恩恵をもたらし、高付加価値を生み出す事業活動の促進を目指し、日本経済全体にわたってのITの利活用や電子商取引を促している。インターネットのスピード、利便性、低価格は、国境を超えて行われる電子商取引という国際貿易に有利に働く反面、貿易国家間での一貫した政策や規制を必要とする。プライバシーを保護し、電子商取引のための裁判外の紛争解決手続(ADR)を推進し、ネットワーク・セキュリティを向上させ、スパムを取り締まるといった公的私的部門における政策は、日本におけるITの利活用の拡大に貢献し、国内外での電子商取引を促進する。これらの政策は、民間部門のリーダーシップや自主規制メカニズムの原則に重点を置き、国際的慣行と整合すべきである。			
5122	51220030		米国	30	官民による電子商取引の利用の促進; 裁判外の紛争処理手続(ADR)の促進	<p>e-Japan 重点計画 2004は、電子商取引に関するADRの推進を掲げている。</p> <p>①米国はIT戦略本部がオンライン紛争処理を推進する措置を採用し、それらの措置を、電子商取引に関するADRが、ADR手続で用いられる規則、プロセス、基準を一般的に当事者が決定できることを認める自主規制の原則に則ることを許すような形で講じることを確保するよう要請する。</p> <p>②ADRの発展のために柔軟性が高く開かれた法的環境の整備を目指す法案の策定という日本政府の取組みに関して、米国は、日本が、本要望書の商法に係る箇所において提言していることを取り入れ、国境を超える性質を持つ電子商取引に対応するADR制度を採用することを要請する。</p>		e-Japan戦略IIおよびe-Japan重点計画2004はとともに、個人に恩恵をもたらし、高付加価値を生み出す事業活動の促進を目指し、日本経済全体にわたってのITの利活用や電子商取引を促している。インターネットのスピード、利便性、低価格は、国境を超えて行われる電子商取引という国際貿易に有利に働く反面、貿易国家間での一貫した政策や規制を必要とする。プライバシーを保護し、電子商取引のための裁判外の紛争解決手続(ADR)を推進し、ネットワーク・セキュリティを向上させ、スパムを取り締まるといった公的私的部門における政策は、日本におけるITの利活用の拡大に貢献し、国内外での電子商取引を促進する。これらの政策は、民間部門のリーダーシップや自主規制メカニズムの原則に重点を置き、国際的慣行と整合すべきである。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220031		米国	31	官民による電子商取引の利用の促進: ネットワーク・セキュリティ	<p>2004年2月に発表されたe-Japan戦略II加速化パッケージおよびe-Japan重点計画2004は、日本政府が多様な措置を講じて、政府内および民間部門における情報セキュリティ政策を強化することを提言している。米園は、この分野における日本の取組みを引き続き支持するとともに、日本政府が全ての利害関係者がこれら取組みに参加するよう奨励することを提言する。</p> <p>2003年9月9日のグローバル・サイバー・セキュリティの促進に関する日米共同声明(2003年共同声明)は、重要インフラの大半が民間部門によって所有されていることに鑑み、官民の協力が特に重要であることを確認した。</p> <p>①日本政府は、現在、中央政府システムに関するネットワーク・セキュリティ基準を策定している。これらの基準を策定するにあたり、米園は日本に下記の事項を要望する。1) 基準を民間部門と協力し策定することで、民間部門の自発的順守を促し、政府と同様な基準と指針を採用する確率を高める。2) 透明性が高い形で、基準を策定し実施する。(国内外の)すべての利害関係者が意味あるパブリックコメント過程に参加できるように基準草案を最低30日間のパブリックコメントに付すことを確保する。日本政府は提出された全ての意見を考慮し、最終決定事項に反映させる。3) 全府省庁を通じて基準に一貫性があることを確保する。2003年共同声明の中で、日本政府は、国家のサイバーセキュリティ政策や計画が中央集権化された機構によって策定される重要性を確認した。府省庁間における一貫性を確保するために、日本政府は内閣官房の情報セキュリティ対策推進室が政府内の連携を促すことを可能とするよう適切な資源をもってサポートする。</p> <p>②米園政府は日本政府が民間部門のネットワーク・セキュリティ基準の策定を考慮していることを理解している。米園は日本に下記の事項を要望する。1) ネットワーク・セキュリティ基準が民間企業にとり強制力を持つものでないことを確認する。2) 日米両国の共通認識である民間の自主規制の原則に則り、民間企業のニーズに沿った最も適切な基準を民間企業自身が自発的に選択することを認める。3) 民間部門と協力し、ネットワーク・セキュリティに関するベストプラクティス(最優良事例)集を作成し広く周知する。4) 国際的な業界標準化任意団体によって策定された基準の使用を促進し推奨する。</p>		e-Japan戦略IIおよびe-Japan重点計画2004はともに、個人に恩恵をもたらす、高付加価値を生み出す事業活動の促進を目指し、日本経済全体にわたってのITの利活用や電子商取引を促している。インターネットのスピード、利便性、低価格は、国境を超えて行われる電子商取引という国際貿易に有利に働く反面、貿易国家間での一貫した政策や規制を必要とする。プライバシーを保護し、電子商取引のための裁判外の紛争解決手続(ADR)を推進し、ネットワーク・セキュリティを向上させ、スパムを取り締まるといった公的私的部門における政策は、日本におけるITの利活用の拡大に貢献し、国内外での電子商取引を促進する。これらの政策は、民間部門のリーダーシップや自主規制メカニズムの原則に重点を置き、国際的慣行と整合すべきである。			
5122	51220032		米国	32	官民による電子商取引の利用の促進: スпам	<p>迷惑メールいわゆるスパムは、多くの場合、オンライン詐欺行為に関連し、悪質なコードを拡散し、企業や消費者に負担と経費を強いている。拡大するスパム問題に対処しなければ、電子商取引の発展は脅かされる。米園はスパム問題に効果的に対処するには、消費者や企業に対する啓蒙活動、効果的な法律の執行、技術的基準、ベストプラクティス等々を組み合わせ合わせた総合的な取組みが必要であると確信する。よって米園は、日本に下記の事項を要請する。</p> <p>①スパム問題の解決に向け、技術革新を通じて民間が中心的役割を果たし、また民間が独自に技術選択することを確認する。</p> <p>②消費者意識を高め、効果的に法律を執行する手段を明らかにし、スパム対策の中に自主規制の原則を取り入れる。</p>		e-Japan戦略IIおよびe-Japan重点計画2004はともに、個人に恩恵をもたらす、高付加価値を生み出す事業活動の促進を目指し、日本経済全体にわたってのITの利活用や電子商取引を促している。インターネットのスピード、利便性、低価格は、国境を超えて行われる電子商取引という国際貿易に有利に働く反面、貿易国家間での一貫した政策や規制を必要とする。プライバシーを保護し、電子商取引のための裁判外の紛争解決手続(ADR)を推進し、ネットワーク・セキュリティを向上させ、スパムを取り締まるといった公的私的部門における政策は、日本におけるITの利活用の拡大に貢献し、国内外での電子商取引を促進する。これらの政策は、民間部門のリーダーシップや自主規制メカニズムの原則に重点を置き、国際的慣行と整合すべきである。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220033		米国	33	情報システムの調達改革促進	<p>2004年3月30日に各省庁が採択した了解覚書に列挙されている措置の実行と効果をモニターし評価する。特に、米国は以下のことを日本に提言する。</p> <p>①了解覚書に沿って実施されている情報システム調達手続の改善方法に関して、2004年度内にパブリックコメントを通じて民間の意見を聴取する。知的財産権の所有権や損失に対する責任の明確化といった検討中の事項もこのパブリックコメントの対象とする。</p> <p>②極端に低い価格の入札やその他の反競争的行為を防止するための措置の効果を客観的に評価する方法を整備する。</p> <p>③2004年4月に構築された情報システムに係る政府調達事例データベースの拡充に向け、各省庁は情報システムの調達に係る落札の具体的事例情報を提供する。米国政府は、日本政府がこれらの情報を分析し、情報システム調達の全体的傾向を示す統計を公表することを推奨する。それには、以下の事項を含む。1) 一般入札と随意契約の比率。2) ライフサイクル・コストやOGVMといった新しい評価方法の採用。3) 複数年契約といった新しい契約方法の採用。</p>		<p>日本政府は、2001年より、電子政府の構築に向け、情報システム調達手続を改革するための具体的な措置を講じてきた。それは、反競争的行為を防止し、高品質な電子政府システムを妥当な価格で調達し、業者間の技術革新や競争を促進し、中央政府の調達における透明性を高め、技術的中立性を確保するといった目標の達成には、これらの措置が不可欠であるとの認識の下に行われた。2003年に各省省情報化総括責任者(CIO)連絡会議が決定した電子政府構築計画および重点計画 2004においても繰り返し強調されているこれらの目標を米国は支持する。これらの改革が意図する成果を生むことを確実にするため、米国は日本政府に下記の提言をする。</p>			
5122	51220034		米国	34	情報システムの調達改革促進の追加的措置	<p>政府の情報システム調達に関するさらなる改革を断行するため、以下の措置を含め、追加的措置を実行する。</p> <p>①調達にかかわる落札情報を、透明性が高く、また、誰でも入手できる形で時宜を得て公開する。</p> <p>②外国企業や中小企業に対する障壁を除去するため、資格審査制度を改革する。</p> <p>③調達機関は、適切な場合、(例えば、ハードウェア、ソフトウェア、ソフトウェア開発といったそれぞれの調達に対し独立した入札採用し、)一括契約を減らすよう努力する。一括契約が必要となる場合、元請負業者を決定するために行われる一括入札の反競争的影響を緩和するための措置を講ずる。</p>		<p>日本政府は、2001年より、電子政府の構築に向け、情報システム調達手続を改革するための具体的な措置を講じてきた。それは、反競争的行為を防止し、高品質な電子政府システムを妥当な価格で調達し、業者間の技術革新や競争を促進し、中央政府の調達における透明性を高め、技術的中立性を確保するといった目標の達成には、これらの措置が不可欠であるとの認識の下に行われた。2003年に各省省情報化総括責任者(CIO)連絡会議が決定した電子政府構築計画および重点計画 2004においても繰り返し強調されているこれらの目標を米国は支持する。これらの改革が意図する成果を生むことを確実にするため、米国は日本政府に下記の提言をする。</p>			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220035		米国	35	エネルギー:規制当局の人員について	経済産業省の人員が「電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律」(以下、「法律」)において規定している監視・施行責任の規模と一致するよう具体的な方策を取る。		日本の電力・天然ガス分野において効果的で競争促進的な規制改革を行なうためには、強力な執行メカニズムが鍵となる。「日米間の『規制改革及び競争政策イニシアティブ』」に関する日米両国首脳への第3回報告書(以下、「両国首脳への第3回報告書」)の中で、日本政府は、この目標を達成するための十分な人員、専門性および独立性を確保する重要性を認めた。従って、米国政府は日本政府に下記の実行を求める。			
5122	51220036		米国	36	エネルギー:規制当局の予算について	適切な実施と監視を可能にするよう、十分な独立した予算を配分する。		日本の電力・天然ガス分野において効果的で競争促進的な規制改革を行なうためには、強力な執行メカニズムが鍵となる。「日米間の『規制改革及び競争政策イニシアティブ』」に関する日米両国首脳への第3回報告書(以下、「両国首脳への第3回報告書」)の中で、日本政府は、この目標を達成するための十分な人員、専門性および独立性を確保する重要性を認めた。従って、米国政府は日本政府に下記の実行を求める。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220037		米国	37	エネルギー:規制当局の所掌について	経済産業省における関連する規制担当部署と政策策定部署との間の規制権限と責任の範囲・分担を、「法律」の施行省令等の中で明確に定義する。		日本の電力・天然ガス分野において効果的で競争促進的な規制改革を行なうためには、強力な執行メカニズムが鍵となる。「日米間の『規制改革及び競争政策イニシアティブ』」に関する日米両国首脳への第3回報告書(以下、「両国首脳への第3回報告書」)の中で、日本政府は、この目標を達成するための十分な人員、専門性および独立性を確保する重要性を認めた。従って、米国政府は日本政府に下記の実行を求める。			
5122	51220038		米国	38	エネルギー:規制当局への出向者について	経済産業省内のエネルギー分野の規制、監視を担当する部署が、エネルギー又はエネルギーサービス提供者からの出向者受け入れを控えるよう約束する。		日本の電力・天然ガス分野において効果的で競争促進的な規制改革を行なうためには、強力な執行メカニズムが鍵となる。「日米間の『規制改革及び競争政策イニシアティブ』」に関する日米両国首脳への第3回報告書(以下、「両国首脳への第3回報告書」)の中で、日本政府は、この目標を達成するための十分な人員、専門性および独立性を確保する重要性を認めた。従って、米国政府は日本政府に下記の実行を求める。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)	
5122	51220039		米国	39	エネルギー：規制当局の独立性について	経済産業省内のエネルギー分野関連の規制、監視担当部署の職員の行動規範が、意思決定の独立性を効果的に保証するよう確保する。		日本の電力・天然ガス分野において効果的で競争促進的な規制改革を行なうためには、強力な執行メカニズムが鍵となる。「日米間の『規制改革及び競争政策イニシアティブ』」に関する日米両国首脳への第3回報告書（以下、「両国首脳への第3回報告書」）の中で、日本政府は、この目標を達成するための十分な人員、専門性および独立性を確保する重要性を認めた。従って、米国政府は日本政府に下記の実行を求める。				
5122	51220040		米国	40	エネルギー：規制の監視及び査定	需要家の選択肢を拡大し、供給者間の競争を促進し、市場参入の新しい機会を創造するために行われている電力・天然ガス分野における規制改革には、これらの改革が市場にもたらす競争促進的な大きな影響の実現を確保するため、慎重な監視および査定も必要である。不備は時間と共に査定を通して指摘されていくが、改革プロセスは、新規参入に開放された完全に競争的な市場の実現のために、新規の構造改革を含む追加的な規制改革のステップの議論を開始することにつながるべきである。従って、米国政府は日本政府に、実際の市場競争の発展を追跡するための監視・査定計画を策定し、その計画を実施するために必要な資源を用意し、2005年夏までに電力、天然ガス分野の計画を準備するよう求める。その方策には、競争状況を査定するため様々な分野に基準を設定し、実際の市場状況や動向について独立した分析を行なう市場モニターを任命し、そして、より活発な競争を実現するためのさらなる方策の必要性を考えるために、関連する経済産業省の研究会などで市場情報の定期的な調査を行なうことなどが含まれる。		需要家の選択肢を拡大し、供給者間の競争を促進し、市場参入の新しい機会を創造するために行われている電力・天然ガス分野における規制改革には、これらの改革が市場にもたらす競争促進的な大きな影響の実現を確保するため、慎重な監視および査定も必要である。不備は時間と共に査定を通して指摘されていくが、改革プロセスは、新規参入に開放された完全に競争的な市場の実現のために、新規の構造改革を含む追加的な規制改革のステップの議論を開始することにつながるべきである。従って、米国政府は日本政府に、実際の市場競争の発展を追跡するための監視・査定計画を策定し、その計画を実施するために必要な資源を用意し、2005年夏までに電力、天然ガス分野の計画を準備するよう求める。その方策には、競争状況を査定するため様々な分野に基準を設定し、実際の市場状況や動向について独立した分析を行なう市場モニターを任命し、そして、より活発な競争を実現するためのさらなる方策の必要性を考えるために、関連する経済産業省の研究会などで市場情報の定期的な調査を行なうことなどが含まれる。				

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220041		米国	41	エネルギー：パブリック・インプットと改革のプロセス	電力と天然ガス分野の規制改革プロセスが前進する中で、米国政府は日本政府に対し、引き続き（パブリックコメント手続きなどを通して）意見を述べる有意義な機会を設けるよう、また、これらの意見が関連省令、規則およびガイドライン等の最終版に反映されるよう求める。		電力と天然ガス分野の規制改革プロセスが前進する中で、米国政府は日本政府に対し、引き続き（パブリックコメント手続きなどを通して）意見を述べる有意義な機会を設けるよう、また、これらの意見が関連省令、規則およびガイドライン等の最終版に反映されるよう求める。			
5122	51220042		米国	42	エネルギー：事業情報の機密性	送電事業者および導管が、エネルギーおよびマーケティング関連事業より独自性をもって機能する要件を拡大する。		機密性と事業情報の交換に関わる厳格な行動規範は、送電事業者と/または導管のエネルギー関連事業者およびマーケティング関連事業者が、関連の無いマーケットターやエネルギー事業者よりも不公正な競争上の優位性を持つことを防ぐのに役立つ。そのような基準の欠如は、送電事業者や導管が、関連性の無いマーケットターやエネルギー事業者に提供する通常の託送業務を通じて入手した機密扱いの情報を、関連するマーケットターやエネルギー事業者に流すことを可能とするため、公平な取り扱いに対する投資家の信頼を揺るがしかねず、結果的に必要なエネルギー基盤への投資を思いとどまらせることになりかねない。従って、米国政府は日本政府に対して、適切な行動規範を策定し、天然ガス導管と電力送電事業者に統一的に適用するよう求める。また、次の原則も含めるよう求める。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220043		米国	43	エネルギー:事業情報の規制	共有が可能な情報の種類、また、共有できる社員、コンサルタントおよび契約者の種類を規制する。		機密性と事業情報の交換に関わる厳格な行動規範は、送電事業者と/または導管のエネルギー関連事業者およびマーケティング関連事業者が、関連の無いマーケットターやエネルギー事業者よりも不公正な競争上の優位性を持つことを防ぐのに役立つ。そのような基準の欠如は、送電事業者や導管が、関連性の無いマーケットターやエネルギー事業者に提供する通常の託送業務を通じて入手した機密扱いの情報を、関連するマーケットターやエネルギー事業者に流すことを可能とするため、公平な取り扱いに対する投資家の信頼を揺るがしかねず、結果的に必要なエネルギー基盤への投資を思いとどまらせることになりかねない。従って、米国政府は日本政府に対して、適切な行動規範を策定し、天然ガス導管と電力送電事業者に統一的に適用するよう求める。また、次の原則も含めるよう求める。			
5122	51220044		米国	44	電力卸売における競争を支援するための適正な市場構造	米国政府は、連系した送電網を通して多数の電源への接続を可能にするために、経済産業省が下記の方策を取るよう提言する。①大小の発電事業者を含むすべての市場参加者に対して、透明性のある送電設備への接続手順と料金体系を提供し、効率的な電力取引と送電網関連施設のタイミングの良い建設を可能にするため、ロードバランスやロードフォロワー等の送電補助ネットワークサービス(アンシラリー・サービス)の価格設定と規定に関する規則を定める詳細な省令・規則等を発令する。 ②競争的な全国規模の電力市場を支えるために必要な連系容量に不備が無いかを探る調査を行ない、経済的に可能な限りそのような不備を是正する具体的な措置を策定する。 ③効率的な基本市場設計と公平で透明な参加規則を確保し、参加のための量と資格の規制が最小限になるよう、提案されている電力取引所の構造を公正取引委員会と共同で監視する。 ④詳細な経済産業省の省令・規則等を発令するとともに、提案されている電力取引所における取引に関して公正取引委員会と共同でガイドラインを作成する。 ⑤執行官轄省庁が違反の察知を行なえるようにするため、電力取引所のメンバーに対して取引量と条件に関する報告を義務づけ、取引の事後監視を行なう詳細な省令・規則等を発令する。 ⑥提案されている電力取引所の会社に「市場監視員」という職分を新設することを義務づける。市場監視員は、どの会社にも所属しない独立した専門家で、市場が競争的であるかを確認し、また取引所の規則や手続きが可能な限り最大限に市場メカニズムに基づくよう確保するために定期的に市場を監査する。さらに、市場の競争状況について少なくとも年に一度は経済産業省へ報告書を提出する。		「法律」の施行省令、規則等の透明性のある整備と効果的な実施は、健全で競争的で安定的な電力市場にとって鍵である。競争的な市場は、適正な基盤、燃料供給と発電・送電設備があってはじめて可能になる。さらに、送電一貫の業界では、必要な資本投資を促すためや、顧客が自由化の利益を完全に享受できるよう確保するために、競合会社、料率、送電運営に対する電力会社の行動に関わる効果的で透明性のある規則が必要である。従って、米国政府は日本に、追加的な方策を取ると共に、「法律」の目的を実現するための具体的に詳細な施行省令および規則等を早急に発令するよう求める。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220045		米国	45	送配電設備への接続条件	<p>送配電設備への接続条件 電気事業分科会は、中立機関(NSO)の設立とそのサービスの提供にあたり、「公平性と透明性」の確保の重要性を確認した。分科会ではさらに、この目標を達成するために具体的な関連提言を行なった。米国政府は、経済産業省が次の分野で具体的に詳細な省令・規則等を策定するよう求める。</p> <p>①「両国首脳への第3回報告書」で合意されたとおり、経済産業省が中立機関を監督し、是正の必要があれば中立機関に対し命令を発令するための手続きを整備する。</p> <p>②「両国首脳への第3回報告書」で確認されたとおり、「設備形成、系統アクセス、系統運用および情報開示」に対して中立機関ルールを実行する手続きを整備する。これには、送電線の空き容量の開示の義務づけを含む。</p> <p>③中立機関の既存会社が中立機関を支配できないようにするため、経済産業省が中立機関の組織と意思決定について公平性と透明性を確保できるよう手続きを整備する。</p> <p>④中立機関の効力を定期的に見直し、中立機関がタイミング良く明確な決定を下せないと判明した時には、それを解散し、市場参加者を含まない真に独立した組織に代える手続きを導入する。</p>		<p>「法律」の施行省令、規則等の透明性のある整備と効果的な実施は、健全で競争的で安定的な電力市場にとって鍵である。競争的な市場は、適正な基盤、燃料供給と発電・送電設備があってはじめて可能になる。さらに、発送電一貫の業界では、必要な資本投資を促すためや、顧客が自由化の利益を完全に享受できるよう確保するために、競合会社、料率、送電運営に対する電力会社の行動に関わる効果的で透明性のある規則が必要である。従って、米国政府は日本に、追加的な方策を取ると共に、「法律」の目的を実現するための具体的に詳細な施行省令および規則等を早急に発令するよう求める。</p>			
5122	51220046		米国	46	送配電線への第三者アクセス	<p>送配電線への第三者アクセス 「法律」のもと、第三者アクセスのための公平で透明な会計および料金を効果的に実施するために、米国政府は経済産業省が次の目的を達成するために具体的に詳細な省令・規則等を採択するよう求める。</p> <p>①内部相互補助を防止するための送配電機能と他の電力機能の分離、また、会計規則や分離会計の詳細の公表。</p> <p>②送電料金のバンケーキ方式(供給区域をまたいで送電することに課金する方式)の廃止と、そのような料金をバブルコメント手続きを経て採用された送電料金算出方法に代える。</p> <p>③市場参加者の受益と負担の関係を踏まえ、送電設備増強のための費用を配分。</p>		<p>「法律」の施行省令、規則等の透明性のある整備と効果的な実施は、健全で競争的で安定的な電力市場にとって鍵である。競争的な市場は、適正な基盤、燃料供給と発電・送電設備があってはじめて可能になる。さらに、発送電一貫の業界では、必要な資本投資を促すためや、顧客が自由化の利益を完全に享受できるよう確保するために、競合会社、料率、送電運営に対する電力会社の行動に関わる効果的で透明性のある規則が必要である。従って、米国政府は日本に、追加的な方策を取ると共に、「法律」の目的を実現するための具体的に詳細な施行省令および規則等を早急に発令するよう求める。</p>			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220047		米国	47	行為規制の実施	<p>行為規制の実施 電力業界における差別禁止を執行するための行為規制は、経済産業省と、独占禁止法の観点から公正取引委員会の継続的な監督を必要とする。施行のための具体的な省令等や救済策は、市場への新規参入を考へる者の信頼性を高める。米国政府は、次の目的のために、経済産業省が具体的に詳細な省令・規則等を採択するよう求める。</p> <p>①託送業務において知り得た情報の目的外利用を禁止する。</p> <p>②一般電気事業者の送配電部門による、他の電気事業者に対する不当に差別的な取扱いを禁止する。</p> <p>③一般電気事業者所有のLNG施設への無理のないアクセスを拒否することによって競合する電気事業者に対して不当に差別的な取扱いをすることを禁止する。</p> <p>④厳正な市場の事後監視を行い、規制に係る紛争を中立かつ公平な方法で解決する。</p> <p>⑤行為規制と事後監視の有効性の調査を実施する。</p> <p>⑥もし行為規制や事後監視が不十分であると証明された場合は、不当に差別的な取扱いを禁止するためのより構造的な方法(例えば、多数の送電システムの管理を独立した中立機関に移すなど)を規定する。</p>		<p>「法律」の施行省令、規則等の透明性のある整備と効果的な実施は、健全で競争的で安定的な電力市場にとって鍵である。競争的な市場は、適正な基盤、燃料供給と発電・送電設備があつてはじめて可能になる。さらに、発電一貫の業界では、必要な資本投資を促すためや、顧客が自由化の利益を完全に享受できるよう確保するために、競合会社、料率、送電運営に対する電力会社の行動に関わる効果的で透明性のある規則が必要である。従つて、米国政府は日本に、追加的な方策を取ると共に、「法律」の目的を実現するための具体的に詳細な施行省令および規則等を早急に発令するよう求める。</p>			
5122	51220048		米国	48	工業企業により自家発電とコジェネレーション	<p>①分散型電源を使用する企業に、法外な料金や接続料金を課すことを禁止する。</p> <p>②余剰出力のある工業企業が自己または一般電気事業者が所有する送電線を使って電力を他の需要家に販売することが出来るよう、接続に関する透明性のある仕様書と手続きを義務づける。</p>		<p>工業企業による自家発電とコジェネレーションは、日本の電力システムの供給性と信頼性を効果的に高めると同時に、それをより競争的にすることができる。規制改革・民間開放推進会議の2004年8月の報告書では、このような電源に対して系統接続を行なう方法について議論する重要性を強調している。水蒸気を発生させる産業や他の小規模な発電設備が余剰電力を販売できる市場を促進するため、米国政府は日本に、下記を目的とする具体的に詳細な省令・規則を策定するよう求める。</p>			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220049		米国	49	電力の小売自由化範囲の拡大	日本の電力市場において需要家の選択肢と投資家の信頼を拡大するため、米国政府は日本に対して、「両国首脳への第3回報告書」で定められた自由化スケジュールと一致する具体的に詳細な省令・規則等を制定するよう求める。これには、家庭用需要のための更なる小売自由化範囲の拡大の可能性を含む。		日本の電力市場において需要家の選択肢と投資家の信頼を拡大するため、米国政府は日本に対して、「両国首脳への第3回報告書」で定められた自由化スケジュールと一致する具体的に詳細な省令・規則等を制定するよう求める。これには、家庭用需要のための更なる小売自由化範囲の拡大の可能性を含む。			
5122	51220050		米国	50	電源開発株式会社の民営化について	米国政府は日本に対して、電源開発株式会社(またはJ-Power)の民営化が市場原理に基づいて行われるよう確保し、民間競合社と比べて電源開発株式会社に特別な優遇措置が与えられないよう、また独占禁止法に適法な形で行われることを確実にする。		米国政府は日本に対して、電源開発株式会社(またはJ-Power)の民営化が市場原理に基づいて行われるよう確保し、民間競合社と比べて電源開発株式会社に特別な優遇措置が与えられないよう、また独占禁止法に適法な形で行われることを確実にする。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220051		米国	51	天然ガス分野の公平性と透明性	米国政府は、日本のガス市場の公平性と透明性を確保するため、日本政府に対し、経済産業省が料金認可の査定・監査を一層厳格に行い、市場での自由な競争の結果として生じる紛争を迅速に処理し、高度な専門性と独立性を持った中立・公正な事後監視・紛争処理の仕組みを確立、強化するための具体的に詳細な省令等を実施するよう求める。		「法律」が日本における健全で競争的で安定したガス市場の発展に有効であるためには、施行省令等の透明性のある策定と効果的な実施に大きく依存する。ガスは日本における新規発電用燃料の大半を供給しているため、ガス市場の自由化の成功は、健全で安定した電力市場にとっても不可欠である。従って、米国政府は、「法律」の目的を達成する具体的に詳細な施行省令等を迅速に発令するよう、日本政府に求める。			
5122	51220052		米国	52	天然ガス分野における中立性とアクセス	米国政府は、以下の項目を達成するよう具体的に詳細な省令等を公布するよう、経済産業省に求める。 ①原則として、ガス供給用導管を保有又は運営する者すべてに対し、託送供給約款及び料率の作成・届出・公表を義務付ける。 ②規制当局に対し、通知およびコメントの後、会計分離を規定する施行規則等の作成を義務付ける。 ③競合するガス供給者からの接続要請に対応するため、「法律」が導管網に課している義務を明確化する。 ④情報遮断を確立し、特定の託送供給利用者に対する差別的な扱いを禁止し、違反に対する明白ではつきりした罰則や救済を規定する。 ⑤行為規制及び事後監視の有効性の調査を実施する。 ⑥もし行為規制や事後監視が不十分であると証明された場合は、不当に差別的な取り扱いを禁止するための構造的な方法を規定する。		「法律」が日本における健全で競争的で安定したガス市場の発展に有効であるためには、施行省令等の透明性のある策定と効果的な実施に大きく依存する。ガスは日本における新規発電用燃料の大半を供給しているため、ガス市場の自由化の成功は、健全で安定した電力市場にとっても不可欠である。従って、米国政府は、「法律」の目的を達成する具体的に詳細な施行省令等を迅速に発令するよう、日本政府に求める。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220053		米国	53	天然ガス分野における導管インフラの拡張	<p>①米国政府は、日本政府が、日本のガス輸送システムの柔軟性を高めるため、費用効果がある場合は、地域間を結ぶ基幹導管を含む追加的導管建設に積極的な環境を作り出すことを奨励する。これは、以下の事項をもたらす。1) 国内における天然ガスのより経済的な配送を奨励し、ガスをより商品化し、やがては末端消費者の費用負担を減らす。2) より少数の(しかしより大きい)液化天然ガスターミナルによって本質的に国内全般への配送が可能になるので、「地方」のターミナルへの投資の必要性を減らす。</p> <p>②米国政府は、日本政府に対して、既存導管の保有者が必要な新規導管の建設を妨害したり延期させる手段として当該規定を利用しないよう、新規導管敷設にあたり既存導管の有効利用に関する意思決定過程を用心深く監視するよう要請する。</p>		<p>「法律」が日本における健全で競争的で安定したガス市場の発展に有効であるためには、施行省令等の透明性のある策定と効果的な実施に大きく依存する。ガスは日本における新規発電用燃料の大半を供給しているため、ガス市場の自由化の成功は、健全で安定した電力市場にとっても不可欠である。従って、米国政府は、「法律」の目的を達成する具体的に詳細な施行省令等を迅速に発令するよう、日本政府に求める。</p>			
5122	51220054		米国	54	天然ガス分野における料金の決定	<p>米国政府は、日本政府に対して、工業用需要企業へガスを送るために必要な輸送導管の長さや、業務用需要企業及び家庭用需要へガスを届けるために使われる配送導管の密集度のような要因を考慮し、より柔軟でコストに基づいた輸送・配送サービス料金の決定方法を促進するよう提案する。</p>		<p>「法律」が日本における健全で競争的で安定したガス市場の発展に有効であるためには、施行省令等の透明性のある策定と効果的な実施に大きく依存する。ガスは日本における新規発電用燃料の大半を供給しているため、ガス市場の自由化の成功は、健全で安定した電力市場にとっても不可欠である。従って、米国政府は、「法律」の目的を達成する具体的に詳細な施行省令等を迅速に発令するよう、日本政府に求める。</p>			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220055		米国	55	天然ガス分野のLNGターミナル保有者について	<p>①LNGターミナル保有者が、ターミナルの容量、特に余剰容量に関する情報を作成し、時機を逸することなく第三者に提供する事を義務付ける。</p> <p>②LNGターミナル保有者が、ターミナル利用の条件と手続きを明確に説明する文書を作成し、すべての利用希望者に対して提供する事を義務付ける。</p> <p>③LNGターミナル保有者が、ターミナル利用の申し込みを拒否した場合は、その拒否事由を文書により相手方に通知する事を義務付ける。</p> <p>④導管網とLNGターミナルの利用状況の情報開示に関するガイドラインを策定する。</p> <p>⑤LNGターミナル保有者による潜在的な利用者への差別を防止するために必要な政府の責務を明記し、執行メカニズムを明確に定義する。</p>		<p>日本は、ガス需要に対応するために液化天然ガス(LNG)の輸入に依存している。その結果、広範囲なオープンアクセス導管システムを有する国々の状況とは対照的に、真に競争的なガス市場を構築するためにはLNG施設への真に自由なアクセスが導管の第三者アクセス(託送供給)と同様の方法で確保されている事が不可欠である。米国政府は、日本政府に対して、全ての市場参加者がガス導管システムおよびLNG基地へ確実に信頼性のあるアクセスを構築する支援として、次の方策を取るよう提言する。</p>			
5122	51220056		米国	56	天然ガス分野におけるLNGターミナルについて	<p>①ターミナリング(LNGの貯蔵等)と再ガス化費用を考慮に入れるために費用配分し料金設定を行なう、コスト・オブ・サービス料金体制を各ターミナルに設定する。</p> <p>②LNGターミナルが提供するサービスの条件を詳述する標準化された料金表(タリフ)を採用する。そのような料金表は、適切な費用及び技術の変動幅を見込んだうえで、必要に応じて標準を逸脱することができる。</p> <p>③標準化された料金表が、第三者が容量を得るために入札することを可能とするオープンアクセス手続き、及び落札者(最大ネット現在価値)を決定するメカニズムを確立することを保証する。</p>		<p>発送電一貫体制のエネルギー会社によるLNGターミナルの所有は、これらの既存会社が競争相手になる可能性のある会社と時機を逸しないで、効率的にターミナルアクセスの契約を結ぶ可能性を制限する。従って、米国政府は、日本政府に対して、そのようなアクセスの提供を怠るエネルギー会社に対して公平で透明なアクセス規制を課すために、経済産業省による詳細で具体的な省令等の採択を通して行なう措置を含む追加処置を遂行するよう求める。特に、米国政府は、経済産業省に対して、以下の項目の実行を求める。</p>			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220057		米国	57	天然ガス分野におけるLNGターミナルへの第三者アクセスについて	第三者アクセス(託送供給)が可能な導管との接続がある新規のLNGターミナルは、第三者アクセス(託送供給)に開放すべきである。		第三者アクセス(託送供給)が可能な導管との接続がある新規のLNGターミナルは、第三者アクセス(託送供給)に開放すべきである。			
5122	51220058		米国	58	天然ガス分野における規制当局について	米国政府は、LNGターミナルへの有意義な第三者アクセス(託送供給)が確保されることを保証するために必要な規制及び監視機能を担う経済産業省の人員が適切に確保されるよう求める。		米国政府は、LNGターミナルへの有意義な第三者アクセス(託送供給)が確保されることを保証するために必要な規制及び監視機能を担う経済産業省の人員が適切に確保されるよう求める。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220059		米国	59	天然ガス分野の更なる自由化	①2007年までに、年間契約ガス使用量が10万m3以上の需要家を含めることにより、小売自由化の範囲を市場の約50%まで拡大する。 ②年間契約ガス使用量が10万m3未満の家庭用及び小規模業務用需要の自由化の時期及び方法については、早い時期に検討を開始する。		米国政府は、日本がガス分野の更なる自由化のために、下の項目を含む必要な処置を引き続き講じることを奨励する。			
5122	51220060		米国	60	医療機器・医薬品の価格算定改革と関連事項	産業ビジョンの実施を迅速化する。		日本の医薬品・医療機器産業の国際競争力に関する「産業ビジョン」として知られている政策文書では、革新性の価値と償還価格が革新的な研究開発投資に重要な関わりを持つことを認識している。厚生労働省は、医薬品・医療機器産業の国際競争力を強化するには、市場での収益というインセンティブを提供することが重要であることを認識した。そして、革新的製品の迅速な保険導入を推進することに同意した。米国政府は、これらの取り組みを支持し、日本に以下の措置を講じるよう求める。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220061		米国	61	医療機器・医薬品：価格算定の政策変更の検討	<p>価格算定の政策変更の検討、また、その影響を判断するにあたり、米国業界を含む業界に対し、相談をする意味のある機会を与える。厚生労働省が相談をする外部専門家に、米国業界を含む業界が、意見を述べる意味のある機会を与える。以下の措置により、価格算定の過程における業界の意見提供及び参加を促進する。</p> <p>①中医協における、米国業界を含む業界の代表枠を拡大する。</p> <p>②薬価算定組織及び保健医療材料専門組織の一回目の会合において、申請者に償還価格に関して意見表明をする機会を与える。</p>		<p>日本の医薬品・医療機器産業の国際競争力に関する「産業ビジョン」として知られている政策文書では、革新性の価値と償還価格が革新的な研究開発投資に重要な関わりを持つことを認識している。厚生労働省は、医薬品・医療機器産業の国際競争力を強化するには、市場での収益というインセンティブを提供することが重要であることを認識した。そして、革新的製品の迅速な保険導入を推進することに同意した。米国政府は、これらの取り組みを支持し、日本に以下の措置を講じるよう求める。</p>			
5122	51220062		米国	62	医薬品について	<p>日本の患者や医療制度に提供される革新的な医療機器及び医薬品の価値が正確に評価されるように、価格算定ルールを改善する。価格算定ルールの変更が、厚生労働省の認識する革新性の価値と相反しないことを保証する。価格設定をするにあたり、薬事承認の遅れや新薬事法を順守するために掛かる日本での経済活動を行なうためのコストを考量する。そして、以下の措置を講じるよう求める。</p> <p>①原価計算方式の代替案として、メーカー希望価格をつける価格設定方式を採用する。</p> <p>②類似薬効方式を採用する場合、類似薬につけられた最初の価格を使用する。</p> <p>③さらに加算枠を十分に適用する。</p> <p>④類似薬選定及び加算ルール適用に利用されるデータの出所及び種類を拡大する。</p> <p>⑤市場拡大に基づく再算定基準を廃止する。</p> <p>⑥医薬品の外国平均価格調整が、米国業界に不利益を与えるよう変更されないことを保証する。</p> <p>⑦革新的な製品の開発コストを償う必要性を考慮する。</p> <p>⑧バイオリジック製品については、その特異な性質を考慮し、メーカー希望価格に基づく新たな価格設定方式を採用する。</p>		<p>日本の医薬品・医療機器産業の国際競争力に関する「産業ビジョン」として知られている政策文書では、革新性の価値と償還価格が革新的な研究開発投資に重要な関わりを持つことを認識している。厚生労働省は、医薬品・医療機器産業の国際競争力を強化するには、市場での収益というインセンティブを提供することが重要であることを認識した。そして、革新的製品の迅速な保険導入を推進することに同意した。米国政府は、これらの取り組みを支持し、日本に以下の措置を講じるよう求める。</p>			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220063		米国	63	医療機器について	<p>①医療機器の外国平均価格調整ルールを見直す。他の市場のコスト構造とは異なった日本市場特有の側面を考慮し、外国平均価格調整ルールにおける倍率その他の要素を変更する。</p> <p>②価格データ採集方法について、米国業界を含む業界と相談する。</p> <p>③政府の専門家と米国業界を含む業界の代表者による組織を創設し、対話の強化及びR幅方式の過程やC1、C2保健医療用具区分の改善に関わる提言を作成する。</p> <p>④薬事審査が終了する以前に、C1、C2保健医療区分に関する拘束力を持った事前相談を提供する。</p> <p>⑤C1製品の暫定価格を、薬事承認後に希望があった際、又はその直後に与える。</p> <p>⑥C1、C2保健医療区分を希望する保険適応手続きに関する主要な質問や問題は、希望書が提出されてから2週間以内に指示をする。</p> <p>⑦C1保健医療区分の適応資格や補正加算の基準を公表することにより、C1製品の取り扱い決定を早め、予見可能性を向上させる。</p> <p>⑧治療、診断や疾病の管理、コンプライアンス、使用の安易性、回復時間や長期的な結果などを着しく改善する製品には、C1保健医療区分の適応をする。</p> <p>⑨経済的な結果、生活の質、安全性、有用性その他の要素を考慮し、製品個々の価値を判断する価値基準方法をC2保健医療区分製品に適応する。</p>		日本の医薬品・医療機器産業の国際競争力に関する「産業ビジョン」として知られている政策文書では、革新性の価値と償還価格が革新的な研究開発投資に重要な関わりを持つことを認識している。厚生労働省は、医薬品・医療機器産業の国際競争力を強化するには、市場での収益というインセンティブを提供することが重要であることを認識した。そして、革新的製品の迅速な保険導入を推進することに同意した。米国政府は、これらの取り組みを支持し、日本に以下の措置を講じるよう求める。			
5122	51220064		米国	64	予防医学における承認済みの医薬品の保険適用	<p>予防医学において、承認済みの医薬品の保険適応を認める。</p>		日本の医薬品・医療機器産業の国際競争力に関する「産業ビジョン」として知られている政策文書では、革新性の価値と償還価格が革新的な研究開発投資に重要な関わりを持つことを認識している。厚生労働省は、医薬品・医療機器産業の国際競争力を強化するには、市場での収益というインセンティブを提供することが重要であることを認識した。そして、革新的製品の迅速な保険導入を推進することに同意した。米国政府は、これらの取り組みを支持し、日本に以下の措置を講じるよう求める。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220065		米国	65	特許保護期間の延長	新たな投与用量・用法の追加、追加の投与計画、複数の医薬品の投与（併用療法）又は新効能効果について、これらの治療方法が承認された後、再審査期間中に意味のあるインセンティブを製造業者に与えるために、特許保護期間を延長する。		日本の医薬品・医療機器産業の国際競争力に関する「産業ビジョン」として知られている政策文書では、革新性の価値と償還価格が革新的な研究開発投資に重要な関わりを持つことを認識している。厚生労働省は、医薬品・医療機器産業の国際競争力を強化するには、市場での収益というインセンティブを提供することが重要であることを認識した。そして、革新的製品の迅速な保険導入を推進することに同意した。米国政府は、これらの取り組みを支持し、日本に以下の措置を講じるよう求める。			
5122	51220066		米国	66	診断機器について	診断機器（例えば体外診断薬や画像診断機器）について、透明性を向上し、米国業界を含む業界と相談する。診断機器の価格設定をする際に、診断機器の価値を考慮する。対外診断薬については、価格データ採取方法の透明化を計り、院内検査の臨床的価値を評価する方法を確立する。中医協に、対外診断薬の委員会を設ける。		日本の医薬品・医療機器産業の国際競争力に関する「産業ビジョン」として知られている政策文書では、革新性の価値と償還価格が革新的な研究開発投資に重要な関わりを持つことを認識している。厚生労働省は、医薬品・医療機器産業の国際競争力を強化するには、市場での収益というインセンティブを提供することが重要であることを認識した。そして、革新的製品の迅速な保険導入を推進することに同意した。米国政府は、これらの取り組みを支持し、日本に以下の措置を講じるよう求める。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220067		米国	67	DPCについて	特定機能病院医療包括制度(DPC)において、革新的医療機器や医薬品の導入が確保されるよう措置を取る。		日本の医薬品・医療機器産業の国際競争力に関する「産業ビジョン」として知られている政策文書では、革新性の価値と償還価格が革新的な研究開発投資に重要な関わりを持つことを認識している。厚生労働省は、医薬品・医療機器産業の国際競争力を強化するには、市場での収益というインセンティブを提供することが重要であることを認識した。そして、革新的製品の迅速な保険導入を推進することに同意した。米国政府は、これらの取り組みを支持し、日本に以下の措置を講じるよう求める。			
5122	51220068		米国	68	治療ガイドラインの導入について	適切な患者ケアと革新的な医療機器の入手を確保する為に、治療ガイドラインを導入する。		日本の医薬品・医療機器産業の国際競争力に関する「産業ビジョン」として知られている政策文書では、革新性の価値と償還価格が革新的な研究開発投資に重要な関わりを持つことを認識している。厚生労働省は、医薬品・医療機器産業の国際競争力を強化するには、市場での収益というインセンティブを提供することが重要であることを認識した。そして、革新的製品の迅速な保険導入を推進することに同意した。米国政府は、これらの取り組みを支持し、日本に以下の措置を講じるよう求める。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220069		米国	69	医薬品の知的財産保護強化について	医薬品の知的財産保護強化の提案について、知的財産戦略本部による考慮に関し、在日外資企業を含む医薬品企業と綿密に相談する。		日本の医薬品・医療機器産業の国際競争力に関する「産業ビジョン」として知られている政策文書では、革新性の価値と償還価格が革新的な研究開発投資に重要な関わりを持つことを認識している。厚生労働省は、医薬品・医療機器産業の国際競争力を強化するには、市場での収益というインセンティブを提供することが重要であることを認識した。そして、革新的製品の迅速な保険導入を推進することに同意した。米国政府は、これらの取り組みを支持し、日本に以下の措置を講じるよう求める。			
5122	51220070		米国	70	薬事審査と承認の迅速化	薬事審査と承認を迅速化し、総合機構の業務目標を達成する。医薬品については、開発段階における総合機構との相談について、初回相談の80%を申込後から60日以内に行なうという新たな業務目標を追加する。医療機器については、MOSS合意の目標を超えるべく努力をする。		厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。2004年4月1日に設立された総合機構(PMDA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び予見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220071		米国	71	総合機構の業務目標の達成度について	<p>総合機構の業務目標の達成度について、年次報告書の詳細と透明性をさらに良くするために、総合機構の業績を評価する数値的指標を、米国業界を含む業界と相談して構築する。以下の数値的指標を含む年次報告書を公表する。</p> <p>①医薬品については、審査件数と種類(例えば、優先審査など)、事務処理期間及び総審査期間の平均値と中央値、製造管理及び品質管理規則(GMP)査察件数及びそれらの査察を完了するのに費やした時間。</p> <p>②医療機器については、申請件数(合計及び承認件数)、申請書あたりの指示事項の回数、審査の各段階で費やされた時間、審査側の審査に要した時間。</p>		厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。2004年4月1日に設立された総合機構(PMDA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び予見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。			
5122	51220072		米国	72	薬事規制改革の透明性の向上	<p>透明性を向上させるために以下の措置を取る。</p> <p>①米国業界を含む業界と総合機構、厚生労働省及び総合機構又は厚生労働省から相談を受ける外部専門家との会合の機会を増やす。米国業界を含む業界と、業界の提案に関して十分に相談する。</p> <p>②総合機構において、要求があった場合、申請者に審査進捗状況について説明をする制度を設ける。面談希望の要望から実際の面談までの期間を短縮する。</p> <p>③総合機構と申請者の事前相談の内容について、両者が確認できるようメモを作成し、事前相談と申請後の審査の一貫性を確保する。</p> <p>④特定の企業に係わる事柄(例えば、有害事象)について、外部専門家と相談する際には、その旨をその企業に通知する。そして、その企業に外部専門家や安全対策担当官らと情報交換をする十分な機会を与える。外部専門家の意見を求める際には、問題となっている医療機器及び医薬品について、十分に適切な臨床経験のある専門家を選定する。</p>		厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。2004年4月1日に設立された総合機構(PMDA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び予見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220073		米国	73	海外監査、工場査察による新製品の承認の遅延について	海外監査や工場査察が新製品の承認を遅らせることがないようにする。監査や査察の過程や要求事項を明確にする。医療機器については、認められた規制当局又は第三者認証機関による品質システムの認証又は監査結果を、市場導入前要求事項を満たしているという十分な証拠として受け入れる。厚生労働省又は総合機構による査察は、例えば、規制当局や第三者認定機関が証明書又はレポートを発行していない場合に限定する。		厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。2004年4月1日に設立された総合機構(PMDA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び予見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。			
5122	51220074		米国	74	医療機器の要求事項及びガイダンスの作成について	医療機器の要求事項及びガイダンスを作成するに際しては、その要求事項に費用を随う十分な利点があることとする。審査及び市販後の安全対策においては、既に公表されているガイダンスの利用を拡大する。新たなガイダンスが適用される前に、その案について業界が十分に意見を述べる機会が与えられるような管理規則を採用する。規制は科学に基づくことを確保する。		厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。2004年4月1日に設立された総合機構(PMDA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び予見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220075		米国	75	審査について	審査にさらに一貫性をもたせるため、臨床治験相談に係った外部専門家が、その製品の審査に関わることを約束する。総合機構の審査官の専門性を継続教育その他の方法で強化する。職員の変動は、職員の専門性の強化の観点から行なわれることを確保する。		厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。2004年4月1日に設立された総合機構(PMDA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び予見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。			
5122	51220076		米国	76	医療機器の承認審査の合理化について	既存品目との同一性のある新製品については、資料概要(STED)の簡略化を認める。クラスIからクラスII及びそれ以上に分類が変更される製品を自動的に「新規」として取り扱わない、そして、製造工程及び製品デザインの変更は、それらの変更が安全性・有用性を変えない限り、薬事承認をせず認めるなど、医療機器の承認審査を合理化する。		厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。2004年4月1日に設立された総合機構(PMDA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び予見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220077		米国	77	審査過程の明確化	業界と相談して、優先相談及び優先審査の効率性を評価し、これら審査の過程を明確にする。		厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。2004年4月1日に設立された総合機構(PMDA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び予見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。			
5122	51220078		米国	78	承認基準の簡素化	併用療法及び配合剤の承認基準を簡素化する。		厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。2004年4月1日に設立された総合機構(PMDA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び予見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220079		米国	79	対外診断薬の業績評価指標について	2005年4月までに対外診断薬の業績評価指標を、米国業界を含む業界からの有意義な意見に基づいて設ける。疾病別の標準検査基準のガイドラインに関する政府の勉強会に、米国業界を含む対外診断薬業界の参加を認める。既に承認を受けている対外診断薬について、医師の要求があった場合は、そのような対外診断薬の使用制限を差し控える。		厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。2004年4月1日に設立された総合機構(PMDA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び予見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。			
5122	51220080		米国	80	総合機構の承認及び安全対策関係の不服申し立ての過程の明確化	総合機構の承認及び安全対策関係の不服申し立ての過程を、米国業界を含む業界と相談して明確にする。		厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。2004年4月1日に設立された総合機構(PMDA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び予見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220081		米国	81	市販後安全対策システムの構築について	<p>利害のバランスの取れた、科学、統計及び国際的に整合した方法に基づいた市販後安全対策システムを構築する。有害事象に関する報告された事象の重大性に相応し、そして、有害事象の評価とその後の対策を検討する際に、業界が関与することが出切るような仕組みを構築する。有害事象をめぐる論争については、データや業界と厚生労働省及び相談を受けた専門家との有意義な相談に基づく不服申し立ての過程を経て、迅速かつ効率よく解決をする。医薬品については、厚生労働省と総合機構のデータ・マイニング分析を含む安全性データベースの本質と使用目的を明確にする。また、製品の安全性に関するプロファイルについて、安全対策担当官と製品開発者とのやり取りの過程についても明確にする。医療機器については、医療機器規制国際整合化会議(GHTF)の調和された安全対策文書の利用を取り入れ、重要でない又は既知の事象には四半期毎のサマリーレポートでの報告を認める。</p>		<p>厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。2004年4月2日に設立された総合機構(PMDA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び予見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。</p>			
5122	51220082		米国	82	医療機器の国際基準の採用について	<p>GHTFやISO等の組織により作成された医療機器の国際基準やガイダンス文書を大幅な変更無しに採用する。国際基準が存在しない場合、国際的に受け入れられた性能基準を受け入れ、不適切な設計要求を避ける。作成過程において、米国業界を含む業界が、有意義に意見を提出する機会を与える。パブリックコメントの機会を与え、基準を導入する前にWTOに通達を行なう。</p>		<p>厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。2004年4月3日に設立された総合機構(PMDA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び予見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。</p>			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220083		米国	83	GCPについて	臨床試験実施に関する基準(GCP)に順守している事が実証されている場合、海外の臨床試験データを受け入れる。		厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。2004年4月4日に設立された総合機構(PMDA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び予見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。			
5122	51220084		米国	84	国内管理人制度の製造販売業制度への変更について	国内管理人制度の製造販売業制度への変更について、米国業界を含む業界と引き続き有意義な意見交換を行なう。制度変更による日本市場からの撤退が起らないような措置を取る。		厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。2004年4月5日に設立された総合機構(PMDA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び予見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220085		米国	85	血液製剤について	<p>①米国業界を含む業界と、血液製品の規制及び保険償還に関する事項について、十分な意見交換を行なう。2004年の第3回報告書にある、2004年に全ての関係団体を集め、患者のケア、減少する需要その他関連事項を協議するという公約を実行する。</p> <p>②政策及び規制を公平かつ透明性をもって適用する。需給計画の実施が外国製品を差別せず、日本の国際貿易の義務と完全に一致していることを確保する。</p>		厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。2004年4月6日に設立された総合機構(PMDA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び予見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。			
5122	51220086		米国	86	栄養補助食品の自由化	<p>米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。</p> <p>①米国への輸出用に日本で製造されている成分や補形薬の日本国内での販売を認める。</p> <p>②栄養補助食品のラベルや宣伝広告に教育或いは情報提供目的の文の表示を認める。</p> <p>③栄養補助食品の関税を同じ成分を含む医薬品と同等のレベルまで下げる。</p> <p>④国際貿易推進のため国際的指針や基準の確立に向けコーデックス委員会の栄養問題に関する活動への参加を増やす。</p> <p>⑤リスク評価を基にポテンシーリミットを決定する。</p>		厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。2004年4月7日に設立された総合機構(PMDA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び予見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220087		米国	87	金融サービス:国内銀行との立場	兼営法第一条第一項に従って、外国銀行の支店が信託と銀行業務に同時に従事することを認め、国内銀行と対等の立場に置く。		米国は、金融サービス分野の規制改革が日本で可能な限り早期に実施されることを歓迎する。			
5122	51220088		米国	88	投資顧問及び投資信託の活動に関わる規制について	投資顧問および投資信託の活動に関わる規制の枠組みを一本化し、矛盾点や重複を解消する。		米国は、金融サービス分野の規制改革が日本で可能な限り早期に実施されることを歓迎する。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220089		米国	89	投資信託契約の統合	投資家にリスクやコストの削減をもたらす投資の統合や分散を投資マネージャーに認めるために、投資信託契約の統合を許可し、早期償還の障害を削減する。		米国は、金融サービス分野の規制改革が日本で可能な限り早期に実施されることを歓迎する。			
5122	51220090		米国	90	ディスクロージャー	貸金業者からはっきりと明白な通知の後、ディスクロージャーに対して顧客の同意があれば、電子的通知により貸金業法が定めるディスクロージャーの要件を具備することを貸金業者に認めることにより、消費者に有意なディスクロージャーを確保し、消費者のプライバシーを保護する。貸金業者や借金取りの悪質な取立て行為から消費者を守るため現行の規則を強かに順守させる。		米国は、金融サービス分野の規制改革が日本で可能な限り早期に実施されることを歓迎する。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220091		米国	91	確定拠出年金について	被雇用者にとって確定拠出年金が退職後の本当に有望な貯蓄手段となるよう、そして被雇用者に確定給付年金と確定拠出年金の選択肢を与えている企業において、確定給付年金の本当の代案となるよう、確定拠出年金の限度額をさらに引き上げる。事業主の拠出に相応する被雇用者の拠出を認める。		米国は、金融サービス分野の規制改革が日本で可能な限り早期に実施されることを歓迎する。			
5122	51220092		米国	92	ノーアクションレター制度について	金融庁が日本の金融法や規則の一連の書面での解釈を拡充させる方法として、金融庁のノーアクションレター制度を順調に推し進めることを米国政府は提言する。書面での解釈は、どんな金融商品やサービスが日本の法律で禁止されているかどうかに関する不確実性を除くために不可欠なものである。また、それによって金融サービス提供者による革新の領域が広がる。そのためには、本要望書の「透明性およびその他の政府慣行」のVIIIで説明されている提案を参考にし、金融庁がノーアクションレター制度の効率性を高めるために、さらなる措置を講じることを米国政府は提言する。 ①日本の金融法や規則の解釈を求める口頭で受けた要望に書面で回答するために、金融庁のウェブサイト「よくある質問」のページか、同等な媒体を創設する。 ②日本の金融法の書面での解釈を提供するための手段として、口頭又は書面での要望に答えるためあるいは金融庁が佐紀を見越して行動し、金融庁のガイドラインの発行を増やし、使われる用語を明確にする。		金融分野での規制、監督業務に関する透明性を改善するため、米国は以下の措置が可能な限り早期に実施されることを歓迎する。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220093		米国	93	個人情報を守るガイドラインの作成について	パブリックコメントの受け入れ期間を設けることにより、個人情報保護法に関連するガイドラインの透明性を高める金融庁の努力を米国政府は歓迎する。金融庁が、金融機関および業界団体の意見や懸念を慎重に検討し、新商品やサービスを効果的に日本の消費者に提供する金融機関の能力を妨げることなく、確立されたプライバシー保護システムに合致する方法で、個人情報を守るガイドラインを作成することを米国政府は提言する。		金融分野での規制、監督業務に関する透明性を改善するため、米国は以下の措置が可能な限り早期に実施されることを歓迎する。			
5122	51220094		米国	94	規則策定手続の透明性について	米国政府は、規則策定手続の透明性を高めるための金融庁の最近の動きや、新たな又は改正された金融庁の法令の実施を歓迎し、また当事者からその過程でインプットを求める更なる努力を歓迎する。そうした方法には公聴会の一層の活用や、既存および新たな規則やガイドラインと関連した行政手続法の下でのパブリックコメントのプロセスを引き続き活用することを含む。		金融分野での規制、監督業務に関する透明性を改善するため、米国は以下の措置が可能な限り早期に実施されることを歓迎する。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220095		米国	95	自主規制機関について	自主規制機関の補足として、日本の金融当局が、会員の見解や専門知識を十分に示す民間の金融業界団体、例えば在日米商工会議所や国際銀行協会などと引き続き密接に仕事をすることを米国は要望する。		金融分野での規制、監督業務に関する透明性を改善するため、米国は以下の措置が可能な限り早期に実施されることを歓迎する。			
5122	51220096		米国	96	課徴金制度の強化	①全種類の違反者に対する課徴金を2倍に引き上げる。 ②10年以内にカルテルまたは談合活動を繰り返す会社に対して通常よりもはるかに高い課徴金を科す。 ③課徴金をカルテルまたは談合の違反行為が行われた期間、あるいは最低でも現在の上限3年よりもはるかに長い期間に発生した企業の共謀による全売上を対象にする。 ④課徴金命令の対象活動の範囲を生産量、市場占有率または顧客数を制限する共謀協定および不法購入カルテルに拡大する。		日本経済における競争の保護および促進の成功は、反競争的行為を効果的に抑止するため 厳しい制裁を制定し、反競争的慣習を暴くための最新捜査手段を公正取引委員会（公取委）に与える強力な独占禁止法（独禁法）に掛かっている。独禁法の施行が最も効果的になることを保証するため。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220097		米国	97	法人措置減免制度の導入	<p>①公取委の捜査前にカルテルの存在を公取委に自主申告した最初の会社は課徴金を免除し、同社および、公取委に全面協力した同社の従業員をカルテルに係る刑事告発から除外する。</p> <p>②公取委の捜査に決定的な支援を提供した最初の企業のみまたは2社まで課徴金額を減免する。</p>		日本経済における競争の保護および促進の成功は、反競争的行為を効果的に抑止するため 厳しい制裁を制定し、反競争的慣習を暴くための最新捜査手段を公正取引委員会（公取委）に与える強力な独占禁止法（独禁法）に掛かっている。独禁法の施行が最も効果的になることを保証するため。			
5122	51220098		米国	98	公正取引委員会の捜査効果の向上	<p>①刑事告発をするために公取委に犯則調査権限を与える。</p> <p>②公取委の捜査を妨害する会社およびその従業員に対する刑罰を強化する。</p> <p>③公取委が発する排除措置命令の法定期限を不法行為の終了後3年間に延長する。</p> <p>④明らかに競争過程を損なう行為に対し、公取委の捜査に優先権を与える。</p>		日本経済における競争の保護および促進の成功は、反競争的行為を効果的に抑止するため 厳しい制裁を制定し、反競争的慣習を暴くための最新捜査手段を公正取引委員会（公取委）に与える強力な独占禁止法（独禁法）に掛かっている。独禁法の施行が最も効果的になることを保証するため。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220099		米国	99	犯罪の量刑の改善	刑事上の独禁法違反の量刑の改善を目指して、量刑が国際慣習および独禁法の根本的な目的に合致しているかを決定するために、法務省または他の関係政府機関が最高裁判所に独禁法違反を犯した個人の量刑の検討に着手するよう奨励する。		日本経済における競争の保護および促進の成功は、反競争的行為を効果的に抑止するため 厳しい制裁を制定し、反競争的慣習を暴くための最新捜査手段を公正取引委員会（公取委）に与える強力な独占禁止法（独禁法）に掛かっている。独禁法の施行が最も効果的になることを保証するため。			
5122	51220100		米国	100	独禁法の適用除外の減少	独禁法の適用除外を可能な限り制限することを目指して、範囲の制限や削除ができないかを決定するために、公取委に独禁法の適用除外を見直させる。		日本経済における競争の保護および促進の成功は、反競争的行為を効果的に抑止するため 厳しい制裁を制定し、反競争的慣習を暴くための最新捜査手段を公正取引委員会（公取委）に与える強力な独占禁止法（独禁法）に掛かっている。独禁法の施行が最も効果的になることを保証するため。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220101		米国	101	公正取引委員会の強化	①高等経済学位のための職員の派遣および外部の経済学者の公取委職員、または特定の捜査案件の顧問としての臨時雇用を通じたものを含む大学卒業後の経済研修を受けた職員の数を増やす。 ②公取委の職員および予算を実質的および安定的に増やし続ける。		日本経済における競争の保護および促進の成功は、反競争的行為を効果的に抑止するため 厳しい制裁を制定し、反競争的慣習を暴くための最新捜査手段を公正取引委員会（公取委）に与える強力な独占禁止法（独禁法）に掛かっている。独禁法の施行が最も効果的になることを保証するため。			
5122	51220102		米国	102	独占禁止法遵守の促進	①経済団体および同業者組合と共に、会員会社が社職員が独禁法違反行為を防止する効果的プログラムを採用するよう奨励する公取委の試みを強化する。 ②引き続き会社が独禁法を順守するのを奨励するために、引き続き独禁法の新たな指針を発布するか、または既存のものを更新あるいは拡大する。		日本経済における競争の保護および促進の成功は、反競争的行為を効果的に抑止するため 厳しい制裁を制定し、反競争的慣習を暴くための最新捜査手段を公正取引委員会（公取委）に与える強力な独占禁止法（独禁法）に掛かっている。独禁法の施行が最も効果的になることを保証するため。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220103		米国	103	公正取引委員会の施行活動の手續きの公平性の向上	①審判官を務める裁判官および弁護士の数を増加することにより、審判手續きにおける信頼を強化する。 ②公取委の警告対象となる会社が、警告への反論を可能にする機会を与える。		施行行為が公平に適用されているという確信を経済界が持てば、経済界における公取委の権威および信頼性を最も確保できる。公取委の施行活動における信頼を向上させるために、米国は日本に要望する。			
5122	51220104		米国	104	官製談合対応策の強化	①政府の事業に関して談合を扇動したまたは扇動を試みた政府職員に対して、必要に応じ新たな刑事規定を含むより厳しい制裁を打ち出す。 ②公取委が、扇動した、または扇動を試みた、あるいは談合活動に関与した疑いのある政府職員の氏名を公取委のけん疑の根拠となった証拠と共に、検察庁および関係機関に報告する。		談合は、日本経済において、引き続き重要な問題である。談合は、必要な改革の基礎を危うくし、消費者、納税者ならびに最も効率的な入札者の利害を損なうものである。官製談合は、政府職員が日本における法の愚弄および競争文化の創造の基礎を危うくすることに直接関与するので、特に有害である。談合に効果的に対応するために、米合衆国は日本に以下のことを要望する。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220105		米国	105	行政措置減免制度の導入	<p>談合活動の自主報告の奨励を目指して、国土交通省(国交省)および他の関係政府機関の下で行われる下記の対策を含む制度を採用する価値を検討する。</p> <p>①関係省庁または公取委に進み出て談合の存在を報告した最初の会社に対して、指名停止を含む行政制裁を免除する。</p> <p>②措置減免の自己申告者の身元が明るみに出ないようにする適切な処置を講じる。</p>		<p>談合は、日本経済において、引き続き重要な問題である。談合は、必要な改革の基礎を危うくし、消費者、納税者ならびに最も効率的な入札者の利害を損なうものである。官製談合は、政府職員が日本における法の愚弄および競争文化の創造の基礎を危うくすることに直接関与するので、特に有害である。談合に効果的に対応するために、米合衆国は日本に以下のことを要望する。</p>			
5122	51220106		米国	106	地方自治体レベルでの談合への取り組み	<p>地方自治体レベルで談合と戦うために、総務省に談合疑惑情報を公取委に伝えることを義務付ける政策の採用を含め、地方政府の契約の談合を減らすための付加的処置を講じさせる。</p>		<p>談合は、日本経済において、引き続き重要な問題である。談合は、必要な改革の基礎を危うくし、消費者、納税者ならびに最も効率的な入札者の利害を損なうものである。官製談合は、政府職員が日本における法の愚弄および競争文化の創造の基礎を危うくすることに直接関与するので、特に有害である。談合に効果的に対応するために、米合衆国は日本に以下のことを要望する。</p>			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220107		米国	107	制裁の透明性の向上	国交省、総務省および他の関係政府機関が前年中に談合に従事したと確定した各社を載せた、またそれら各社に課された行政制裁および各社が談合活動による損害に対して政府へ支払った賠償額を明記した報告書を毎年公表すべきである。		談合は、日本経済において、引き続き重要な問題である。談合は、必要な改革の基礎を危うくし、消費者、納税者ならびに最も効率的な入札者の利害を損なうものである。官製談合は、政府職員が日本における法の愚弄および競争文化の創造の基礎を危うくすることに直接関与するので、特に有害である。談合に効果的に対応するために、米合衆国は日本に以下のことを要望する。			
5122	51220108		米国	108	入札制度の改革	①談合を更に困難にする新たな入札手続きを検討する。 ②そのような目的のために、パブリックコメント手続の下、提案された新たな入札手続きについてパブリックコメントを求める。		談合は、日本経済において、引き続き重要な問題である。談合は、必要な改革の基礎を危うくし、消費者、納税者ならびに最も効率的な入札者の利害を損なうものである。官製談合は、政府職員が日本における法の愚弄および競争文化の創造の基礎を危うくすることに直接関与するので、特に有害である。談合に効果的に対応するために、米合衆国は日本に以下のことを要望する。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220109		米国	109	競争的方法による民営化	①日本郵政公社の民営化に関するものを含む民営化を提案または監督業務を課された日本政府の機関に、最も競争的な方法で民営化を進める方法について公取委の意見を求めることを奨励する。 ②それらが反競争的な排他的行為に従事しないことを保証するために、公取委が民営化の過程にある政府の所有機関を入念に監視することを保証する。		競争は、独禁法の施行行為を通してのみでなく、他の諸官庁による親競争規制や処置の採用の支援を通して最も促進できる。日本経済を通して競争の促進を最大にするために、米国は日本に以下のことを要望する。			
5122	51220110		米国	110	規制改革において競争を促進	①公取委が、分野別改革を検討する規制官庁によって召集された検討委員会の活動に関与する。 ②とりわけ、規制された分野において競争を促進する方法についての公取委の分析および勧告を伝えることにより、公取委に積極的に規制改革・民間開放推進会議を援助させる。		競争は、独禁法の施行行為を通してのみでなく、他の諸官庁による親競争規制や処置の採用の支援を通して最も促進できる。日本経済を通して競争の促進を最大にするために、米国は日本に以下のことを要望する。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220111		米国	111	パブリックコメントの手続について	緊急を要する案件以外は60日間の意見募集期間を標準とするか、最低30日間の意見募集期間を義務付ける。		日本のパブリックコメント手続は1999年に導入されたが、本来の趣旨である透明性と、より公平で開かれた規制制度の推進を支える形で実施されていないことが度々ある。総務省が2004年8月に再び公表した実施状況調査では、依然として同手続きの活用に問題があることが明らかになった。同調査によると、2003年度のパブリックコメントの案件で、閣議決定を要する規制の改訂の約半数は意見募集期間が28日未満で、1%未満の回答がより妥当期間60日に近かった。また、大半の最終規制が、提示された意見を取り入れていないことが調査で明らかになっている。同手続きを有益かつ効果的な規制メカニズムにするため、米国は、日本政府がパブリックコメント手続きの欠陥を除去することを求める。したがって、パブリックコメント手続きの改善にむけて2004年度に提案を検討することを含んだ規制改革・民間開放推進3ヶ年計画の閣議決定を米国は歓迎する。米国は、日本がパブリックコメント手続きの改正を進めるにあたり、下記のような措置を講ずることを提言する。			
5122	51220112		米国	112	パブリックコメントの手続について	緊急を要する案件の場合、なぜ意見募集期間を短縮しなければならないか、急を要する理由を公表するよう省庁に義務付ける。		日本のパブリックコメント手続は1999年に導入されたが、本来の趣旨である透明性と、より公平で開かれた規制制度の推進を支える形で実施されていないことが度々ある。総務省が2004年8月に再び公表した実施状況調査では、依然として同手続きの活用に問題があることが明らかになった。同調査によると、2003年度のパブリックコメントの案件で、閣議決定を要する規制の改訂の約半数は意見募集期間が28日未満で、1%未満の回答がより妥当期間60日に近かった。また、大半の最終規制が、提示された意見を取り入れていないことが調査で明らかになっている。同手続きを有益かつ効果的な規制メカニズムにするため、米国は、日本政府がパブリックコメント手続きの欠陥を除去することを求める。したがって、パブリックコメント手続きの改善にむけて2004年度に提案を検討することを含んだ規制改革・民間開放推進3ヶ年計画の閣議決定を米国は歓迎する。米国は、日本がパブリックコメント手続きの改正を進めるにあたり、下記のような措置を講ずることを提言する。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220113		米国	113	パブリックコメントの手続について	草案をできるだけ早急に公表することを義務付け、問題を分析し意義ある意見を準備するための十分な時間を関係者に与える。		日本のパブリックコメント手続は1999年に導入されたが、本来の趣旨である透明性と、より公平で開かれた規制制度の推進を支える形で実施されていないことが度々ある。総務省が2004年8月に再び公表した実施状況調査では、依然として同手続きの活用に問題があることが明らかになった。同調査によると、2003年度のパブリックコメントの案件で、閣議決定を要する規制の改訂の約半数は意見募集期間が28日未満で、1%未満の回答がより妥当期間60日に近かった。また、大半の最終規制が、提示された意見を取り入れていないことが調査で明らかになっている。同手続きを有益かつ効果的な規制メカニズムにするため、米国は、日本政府がパブリックコメント手続きの欠陥を除去することを求める。したがって、パブリックコメント手続きの改善にむけて2004年度に提案を検討することを含んだ規制改革・民間開放推進3ヶ年計画の閣議決定を米国は歓迎する。米国は、日本がパブリックコメント手続きの改正を進めるにあたり、下記のような措置を講ずることを提言する。			
5122	51220114		米国	114	パブリックコメントの手続について	意見をきちんと反映できるよう、省庁が意見募集期間の締め切りと規制の最終決定までの間に十分な時間を設けることを確保する。		日本のパブリックコメント手続は1999年に導入されたが、本来の趣旨である透明性と、より公平で開かれた規制制度の推進を支える形で実施されていないことが度々ある。総務省が2004年8月に再び公表した実施状況調査では、依然として同手続きの活用に問題があることが明らかになった。同調査によると、2003年度のパブリックコメントの案件で、閣議決定を要する規制の改訂の約半数は意見募集期間が28日未満で、1%未満の回答がより妥当期間60日に近かった。また、大半の最終規制が、提示された意見を取り入れていないことが調査で明らかになっている。同手続きを有益かつ効果的な規制メカニズムにするため、米国は、日本政府がパブリックコメント手続きの欠陥を除去することを求める。したがって、パブリックコメント手続きの改善にむけて2004年度に提案を検討することを含んだ規制改革・民間開放推進3ヶ年計画の閣議決定を米国は歓迎する。米国は、日本がパブリックコメント手続きの改正を進めるにあたり、下記のような措置を講ずることを提言する。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220115		米国	115	パブリックコメントの手続について	一般市民が容易に(パブリックコメント手続きの適用対象の当否にかかわらず)審議会、研究会、勉強会およびその他の検討会による意見募集案件を含む、すべての省庁からの意見募集案件と結果を1カ所で知ることができる中央システムを構築する。		日本のパブリックコメント手続きは1999年に導入されたが、本来の趣旨である透明性と、より公平で開かれた規制制度の推進を支える形で実施されていないことが度々ある。総務省が2004年8月に再び公表した実施状況調査では、依然として同手続きの活用に問題があることが明らかになった。同調査によると、2003年度のパブリックコメントの案件で、閣議決定を要する規制の改訂の約半数は意見募集期間が28日未満で、1%未満の回答がより妥当期間60日に近かった。また、大半の最終規制が、提示された意見を取り入れていないことが調査で明らかになっている。同手続きを有益かつ効果的な規制メカニズムにするため、米国は、日本政府がパブリックコメント手続きの欠陥を除去することを求める。したがって、パブリックコメント手続きの改善にむけて2004年度に提案を検討することを含んだ規制改革・民間開放推進3ヶ年計画の閣議決定を米国は歓迎する。米国は、日本がパブリックコメント手続きの改正を進めるに当たり、下記のような措置を講ずることを提言する。			
5122	51220116		米国	116	パブリックコメントの手続について	外国の業界団体が専門家あるいは関係者として審議会で見解を表明する機会を増やす。		日本のパブリックコメント手続きは1999年に導入されたが、本来の趣旨である透明性と、より公平で開かれた規制制度の推進を支える形で実施されていないことが度々ある。総務省が2004年8月に再び公表した実施状況調査では、依然として同手続きの活用に問題があることが明らかになった。同調査によると、2003年度のパブリックコメントの案件で、閣議決定を要する規制の改訂の約半数は意見募集期間が28日未満で、1%未満の回答がより妥当期間60日に近かった。また、大半の最終規制が、提示された意見を取り入れていないことが調査で明らかになっている。同手続きを有益かつ効果的な規制メカニズムにするため、米国は、日本政府がパブリックコメント手続きの欠陥を除去することを求める。したがって、パブリックコメント手続きの改善にむけて2004年度に提案を検討することを含んだ規制改革・民間開放推進3ヶ年計画の閣議決定を米国は歓迎する。米国は、日本がパブリックコメント手続きの改正を進めるに当たり、下記のような措置を講ずることを提言する。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220117		米国	117	パブリックコメントの手続について	パブリックコメントの提出にあたり、枚数の制限や80字以内の要約等の過度に厳しい要件ならびに同手続きの趣旨に反するその他の要件を課することを禁止する。		日本のパブリックコメント手続きは1999年に導入されたが、本来の趣旨である透明性と、より公平で開かれた規制制度の推進を支える形で実施されていないことが度々ある。総務省が2004年8月に再び公表した実施状況調査では、依然として同手続きの活用に問題があることが明らかになった。同調査によると、2003年度のパブリックコメントの案件で、閣議決定を要する規制の改訂の約半数は意見募集期間が28日未満で、1%未満の回答がより妥当期間60日に近かった。また、大半の最終規制が、提示された意見を取り入れていないことが調査で明らかになっている。同手続きを有益かつ効果的な規制メカニズムにするため、米国は、日本政府がパブリックコメント手続きの欠陥を除去することを求める。したがって、パブリックコメント手続きの改善にむけて2004年度に提案を検討することを含んだ規制改革・民間開放推進3ヶ年計画の閣議決定を米国は歓迎する。米国は、日本がパブリックコメント手続きの改正を進めるにあたり、下記のような措置を講ずることを提言する。			
5122	51220118		米国	118	パブリックコメントの手続について	政府設立機関や認可された自主規制機関によって提案された規制・規則等はすべてパブリックコメントに付され、提出された意見が最終案に適切な限り反映されるよう義務づける。		日本のパブリックコメント手続きは1999年に導入されたが、本来の趣旨である透明性と、より公平で開かれた規制制度の推進を支える形で実施されていないことが度々ある。総務省が2004年8月に再び公表した実施状況調査では、依然として同手続きの活用に問題があることが明らかになった。同調査によると、2003年度のパブリックコメントの案件で、閣議決定を要する規制の改訂の約半数は意見募集期間が28日未満で、1%未満の回答がより妥当期間60日に近かった。また、大半の最終規制が、提示された意見を取り入れていないことが調査で明らかになっている。同手続きを有益かつ効果的な規制メカニズムにするため、米国は、日本政府がパブリックコメント手続きの欠陥を除去することを求める。したがって、パブリックコメント手続きの改善にむけて2004年度に提案を検討することを含んだ規制改革・民間開放推進3ヶ年計画の閣議決定を米国は歓迎する。米国は、日本がパブリックコメント手続きの改正を進めるにあたり、下記のような措置を講ずることを提言する。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220119		米国	119	パブリックコメントの手続について	各省庁に提出された意見の全文、それに対する公式回答と提出者名、ならびにどのように意見が取り入れられたのか、また取り入れられなかった場合はその理由を公表しウェブサイトに掲載するよう義務づける。		日本のパブリックコメント手続は1999年に導入されたが、本来の趣旨である透明性と、より公平で開かれた規制制度の推進を支える形で実施されていないことが度々ある。総務省が2004年8月に再び公表した実施状況調査では、依然として同手続きの活用に問題があることが明らかになった。同調査によると、2003年度のパブリックコメントの案件で、閣議決定を要する規制の改訂の約半数は意見募集期間が28日未満で、1%未満の回答がより妥当期間60日に近かった。また、大半の最終規制が、提示された意見を取り入れていないことが調査で明らかになっている。同手続きを有益かつ効果的な規制メカニズムにするため、米国は、日本政府がパブリックコメント手続きの欠陥を除去することを求める。したがって、パブリックコメント手続きの改善にむけて2004年度に提案を検討することを含んだ規制改革・民間開放推進3ヶ年計画の閣議決定を米国は歓迎する。米国は、日本がパブリックコメント手続きの改正を進めるにあたり、下記のような措置を講ずることを提言する。			
5122	51220120		米国	120	パブリックコメントの手続について	パブリックコメント手続きを、行政手続法に取り入れ、単なる指針から法制化して強化する。		日本のパブリックコメント手続は1999年に導入されたが、本来の趣旨である透明性と、より公平で開かれた規制制度の推進を支える形で実施されていないことが度々ある。総務省が2004年8月に再び公表した実施状況調査では、依然として同手続きの活用に問題があることが明らかになった。同調査によると、2003年度のパブリックコメントの案件で、閣議決定を要する規制の改訂の約半数は意見募集期間が28日未満で、1%未満の回答がより妥当期間60日に近かった。また、大半の最終規制が、提示された意見を取り入れていないことが調査で明らかになっている。同手続きを有益かつ効果的な規制メカニズムにするため、米国は、日本政府がパブリックコメント手続きの欠陥を除去することを求める。したがって、パブリックコメント手続きの改善にむけて2004年度に提案を検討することを含んだ規制改革・民間開放推進3ヶ年計画の閣議決定を米国は歓迎する。米国は、日本がパブリックコメント手続きの改正を進めるにあたり、下記のような措置を講ずることを提言する。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220121		米国	121	APEC透明性基準	APEC首脳たちは貿易・投資の分野にわたり一連の透明性基準に合意した。米国は日本と協調してこれらの基準の設立に取り組んできた。よって米国と日本は、アジア太平洋地域諸国の法体制におけるAPEC透明性基準の完全実施に向け協力していくべきである。		APEC首脳たちは貿易・投資の分野にわたり一連の透明性基準に合意した。米国は日本と協調してこれらの基準の設立に取り組んできた。よって米国と日本は、アジア太平洋地域諸国の法体制におけるAPEC透明性基準の完全実施に向け協力していくべきである。			
5122	51220122		米国	122	特区により日本中の地域経済活性化について	この取り組みが日本中の地域経済活性化を引き続き支援するよう米国は以下のことを提言する。 ①今後も特区の取り組み全面において透明性が基盤となること。 ②市場参入機会の拡大に焦点を当て、国内外の企業双方が、特区内で事業展開できるよう差別的のないアクセスを確保する。 ③構造改革特区推進本部は、成功した措置を迅速に全国規模での適用を引き続き優先する。 ④構造改革特別区域推進本部は、米国企業を含む外国企業が特区創設提案の提出、既存の特区への参加、および特区設立に関わるすべての過程に参加するにあたり、引き続き協力する。 ⑤外国企業の参加を奨励するため現存の特区の全一覽表、ならびに特区申請状況と最新情報を英文でインターネット上で公開する。		構造改革特区の設置を通じた日本における規制改革を米国政府は引き続き支援する。2003年4月に最初の特区が認定されて以来、特区の数も合計386まで伸び、2004年9月に閣議決定により26の特例措置が全国展開することとなったことを米国は歓迎する。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220123		米国	123	米国の事業者による特区への参加奨励	<p>米国は、特区の取り組みにおいて米国の事業者による参加を奨励しており、米国参加に関わる特区の提案を熟考するよう日本国政府に求める。下記に事例を挙げる。</p> <p>①外国の大学の分校キャンパスに対する教育と行政上の規制緩和特区提案。</p> <p>②一年を通してポテトチップス用のジャガイモの安定した供給をはかり、日本の製造者と消費者が恩恵を受けることとなるポテトチップス用のジャガイモの輸入に関する特区提案。現在日本のポテトチップス製造者は国内のポテトチップス用ジャガイモの入手が出来ない春期に製造の削減を強いられている。この提案は厳しい管理の下、製造者へ直接輸送するという手続きで、植物衛生上の問題を回避できる。</p> <p>③将来高度医療の民間提供を許可するためのあらゆる提案ならびに医療サービス分野における他の特区提案。</p>		構造改革特区の設置を通じた日本における規制改革を米国政府は引き続き支援する。2003年4月に最初の特区が認定されて以来、特区の数も合計386まで伸び、2004年9月に閣議決定により26の特例措置が全国展開することとなったことを米国は歓迎する。			
5122	51220124		米国	124	生命保険契約者保護機構	<p>生命保険契約者保護機構(生保PPC)の改革にかかわる論点を扱う金融審議会の保険の基本問題に関するワーキング・グループが、現行の財政的仕組みが2006年3月に失効するのに先立ち、2004年の早い時期に議論を開始した。米国は日本に対して、現在の仕組みが失効する前に、より効率的で持続的なセーフティネット制度を整備するための法整備を確実にするべく迅速に行動するよう要望する。実行可能なセーフティネット制度は、国内生保および外資系生保の双方の財政基盤と運営を保証し、また生保業界に対する国民の信頼を確保するために必要不可欠であり、その制度の大幅な変更は業界と顧客に等しく多大な影響を及ぼす。従って、米国は日本政府に、パブリックコメント手続きを最大限に利用・実施するよう求め、生保業界(国内生保および外資系生保)とすべての利害関係者が、保険業法の改正案、生保PPCの改革法、または、生保PPCに係る他の既存の法律や規制に関し、それらが国会に提出されたり実施される前の段階で情報を入力し、コメントし、政府関係者と意見交換を行なう有意義な機会が確保されるよう求める。これらの機会には、金融審議会のワーキング・グループや日本政府が召集する可能性のあるその他のグループの審議に貢献する等、生保PPCを改革するための審議に積極的に貢献することを含む。</p>		日本の省庁が、法案の国会提出前の作成段階で、一般市民に意見表明機会を提供する頻度が増えつつあることを米国は評価する。米国は、日本の省庁がこの慣行を引き続き実施することを奨励し、法案が作成される初期の段階で、一般市民が法案に関する意見を表明できる機会がさらに増えることを期待する。法案作成に対する一般市民の意見提出の機会が必要とされる具体的事例2件は以下の通り。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220125		米国	125	損害保険契約者保護機構	米国政府は、損害保険契約者保護機構(損保P.P.C)への資金提供に関する法律が検討される場合には、日本政府に対し、上記A.の生保P.P.Cにおいて提案したものと同様のアプローチで取り組むよう求める。		日本の省庁が、法案の国会提出前の作成段階で、一般市民に意見表明機会を提供する頻度が増えつつあることを米国は評価する。米国は、日本の省庁がこの慣行を引き続き実施することを奨励し、法案が作成される初期の段階で、一般市民が法案に関する意見を表明できる機会がさら増えることを期待する。法案作成に対する一般市民の意見提出の機会が必要とされる具体的事例2件は以下の通り。			
5122	51220126		米国	126	郵便金融機関の透明性	簡保商品および日本郵政公社による元金無保証型の「郵貯」投資商品の販売または元受けにかかわる法律の改正案の策定につき、米国政府は、日本政府の関係省庁等が、関連分野における民間企業の運営に影響を及ぼしうるあらゆる面について、国民一般(外国保険会社も含む)への十分な情報提供および意見の収集を行う方策を取ることを求める。それは、保険業界や他の民間利害関係者(国内外の両方)が、以下の事項に関し意見を述べ、また関係する日本政府の職員と意見交換を行なう有意義な機会を提供する事を含む。 ①国会提出前の提案プランや法案。 ②パブリックコメント手続きの最大限の活用と実施を伴う、実施段階前のガイドライン原案や他の規制措置。		郵便金融機関(郵便貯金「郵貯」、簡易保険「簡保」)が日本の金融市場の効率的な運営に与える影響について、日本経団連やその他の機関が表明している懸念を米国政府は引き続き共有する。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220127		米国	127	郵便金融機関の同一基準及び拡大抑制	米国は日本に対し、民営化の章のII. A. 1. で挙げている措置に従い、郵便金融機関に民間の競合会社と完全に同一の競争条件を確保するよう求める。さらに、米国は日本に対し、同一の競争条件が確保されるまでは、民間が提供可能ないかなる新規または変更された保険商品の引き受け、或いは新規の元金無保証型の投資商品の元受けを、郵便金融機関が提供する事を禁ずるよう求める。		郵便金融機関（郵便貯金「郵貯」、簡易保険「簡保」）が日本の金融市場の効率的な運営に与える影響について、日本経団連やその他の機関が表明している懸念を米国政府は引き続き共有する。			
5122	51220128		米国	128	保険の窓販売	金融審議会の保険の基本問題に関するワーキング・グループが2004年3月に提案したとおり、原則として完全自由化を達成するべく、3年以内に銀行窓口チャネルの一律の自由化を実施する。		保険商品の銀行窓口チャネルにおける販売の自由化は、日本版「ビッグバン」の改革に沿った形で消費者の選択肢とアクセスを拡大する。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220129		米国	129	保険の窓販売	<p>保険の基本問題に関するワーキング・グループが提案した3年以内に行われる部分的自由化のいかなる段階も、米国系会社が不利にならないよう、バランスのとれた公平な形で実施されるよう保証する。</p>		<p>保険商品の銀行窓口チャネルにおける販売の自由化は、日本版「ビッグバン」の改革に沿った形で消費者の選択肢とアクセスを拡大する。</p>			
5122	51220130		米国	130	保険の窓販売	<p>保険商品の他のチャネルでの販売と整合性がとれるよう、また保険販売を行なう銀行が持てる販売手法のすべてを利用することを可能にするべく、保険業法施行規則の第211条を早期に廃止または改正する。</p>		<p>保険商品の銀行窓口チャネルにおける販売の自由化は、日本版「ビッグバン」の改革に沿った形で消費者の選択肢とアクセスを拡大する。</p>			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220131		米国	131	保険の窓販売	利害関係者(外資系を含む)に保険の窓販と(保険業法施行規則)第211条について関係省庁職員と意見交換を行なう有意義な機会を提供し、また、パブリックコメント手続きを十分に活用する事によって透明性を確保する。		保険商品の銀行窓口チャネルにおける販売の自由化は、日本版「ビッグバン」の改革に沿った形で消費者の選択肢とアクセスを拡大する。			
5122	51220132		米国	132	共済について	全ての共済に民間競合会社と同一の法律、税水準、セーフティネット負担条件、責任準備金条件、基準および規制監督を適用することにより、共済と民間競業会社の間に同一の競争条件を整備する。		共済は、民間と直接競合する各種の保険商品を提供し、日本の保険市場において相当な市場シェアを有している。共済には、保険の監督官庁である金融庁以外の省庁が規制をしているものがある。また、全く規制を受けていない共済(無認可共済)もある。無認可共済に対する規制制度の欠如及び、その他の共済に対する弱い規制制度は、健全かつ透明な規制環境を企業並びに保険契約者に提供する日本政府の能力を損なうものであり、また、共済がビジネス、規制及び税の観点から民間の競合会社に対し大幅に有利に立つ要因となっている。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220133		米国	133	共済について	米国政府は、現在、金融審議会の保険の基本問題に関するワーキング・グループにおいて、無認可共済にかかわる議論が行われていることを歓迎するとともに、根拠法を有する共済に関しても早い時期に同様の見直しを開始されるよう求める。米国政府はさらに、これらの議論および関係省庁間の議論がオープンで透明性のある形で行われ、また利害関係者(外資系を含む)が議論に積極的に貢献し、関係省庁職員と意見交換をする機会が提供されるよう求める。		共済は、民間と直接競合する各種の保険商品を提供し、日本の保険市場において相当な市場シェアを有している。共済には、保険の監督官庁である金融庁以外の省庁が規制をしているものがある。また、全く規制を受けていない共済(無認可共済)もある。無認可共済に対する規制制度の欠如及び、その他の共済に対する弱い規制制度は、健全かつ透明な規制環境を企業並びに保険契約者に提供する日本政府の能力を損なうものであり、また、共済がビジネス、規制及び税の観点から民間の競合会社に対し大幅に有利に立つ要因となっている。			
5122	51220134		米国	134	法令適用事前確認手続(ノアクションレター制度)	閣議決定の下で制定された日本のノアクションレター制度の要件を行政手続法に組み込み、同制度に法的拘束力を与える。		行政機関の法律や規則の解釈の明確化を求める機会を制規企業に与える日本のノアクションレター制度の効率性を高め、活用を増やすために、日本がさらなる措置を講じることを米国は提言する。より効果的なノアクションレター制度に寄与する対策は以下の事項を含む。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220135		米国	135	法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)	暫定的な措置として、行政機関の各々のノーアクションレター制度に適用される要件に関して、より詳細な省庁横断的なガイドラインを閣議決定により規定し、それらのノーアクションレター制度を設ける期限を定める。具体策として以下の事項を含む。 ①ノーアクションレターの要望を受ける単一の「窓口」を各機関に開設する。 ②ノーアクションレター制度により積極的な活用を促進させるため以下に挙げるものを含む方策を採用する。1) ノーアクションレター制度を通じて日本の法律や規則の明確化を求めることができることを規制業界の企業に知らせる行政機関のアウトリーチの努力。2) 企業グループおよび業界団体は、特定企業に代わってノーアクションレターを提出する事ができる旨を公表する。3) 定まった政策の事柄の問題についての法律や規則の非公式な口頭解釈を求める個々の企業や関係団体からノーアクションレターを積極的に求めるよう、行政機関の職員を促す内部システムを構築する。		行政機関の法律や規則の解釈の明確化を求める機会を制規企業に与える日本のノーアクションレター制度の効率性を高め、活用を増やすために、日本がさらなる措置を講じることを米国は提言する。より効果的なノーアクションレター制度に寄与する対策は以下の事項を含む。			
5122	51220136		米国	136	法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)	さまざまな政府行政機関のノーアクションレター制度をどのように改善させるかに関して、民間からのインプットを求めるための省庁横断的なものと行政機関ごとの両方のフォーラムを構築する。		行政機関の法律や規則の解釈の明確化を求める機会を制規企業に与える日本のノーアクションレター制度の効率性を高め、活用を増やすために、日本がさらなる措置を講じることを米国は提言する。より効果的なノーアクションレター制度に寄与する対策は以下の事項を含む。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220137		米国	137	検疫有害動植物の防除	<p>米国は日本が輸入農産物を差別なく取り扱うことを確保するため、非検疫有害動植物の枠組みを広げることがを要請する。例えば、現在の慣行ではレタスのような輸入品を遅滞なく市場に出すには(不必要でコストのかかる)燻蒸消毒が必要とされているが、同じ病虫を持つ国内産のものは日本中自由な配送が可能である。この現在の慣行と既存の国際定義・指針の間に生じた矛盾に対応するため、米国は農林水産省に対し、検疫有害動植物の防除に関する植物検疫制度を国際植物保護会議の定義・指針に基づき、少なくとも下記の内容を含むよう求める。</p> <p>①輸入国において既存の検疫有害動植物のまん延を防ぐため公的防除をしなければならない。</p> <p>②公的防除の定義は、検疫有害動植物の根絶または抑制を目的とするか、あるいは規制された非検疫有害動植物の管理のための義務的衛生手続の適用とする。</p> <p>③公的防除とは、病害虫がまん延する区域内での撲滅または封じ込め、危険区域内での監視、保護区域での動きの管理を含む。</p> <p>④公的防除をするにあたり差別ない扱いをしなければならない。同じ病害虫に関して、国産品よりも輸入品に課せられた条件が厳重であってはならない。</p> <p>⑤公的防除の条件は透明性がなくてはならない。輸入品および国産品に課せられた条件は記録され、求められた場合情報公開されるべきである。</p> <p>⑥国産品と輸入品に課せられた条件は技術的根拠(リスク分析)に基づき差別のないリスク管理につながるようにする。</p>		<p>最近公表された日本の植物検疫に関する独立した包括的な調査によると、農林水産省はWTOのSPS協定(衛生植物検疫措置の適用に関する協定)に基づいた国際基準の制定ならびに技術的根拠がない場合、各国の植物検疫措置をこれらの国際基準に合わせることを提言した。本調査により日本が「国際基準に基づく植物検疫措置の適用の必要性を認識している」ことを確認した。しかし米国は日本が国際基準の適用を度々怠っていると見ている。例えば、数多くの行為の累積により燻蒸消毒と同等の効果があると実証されている体系的アプローチなど、農業に代わる防虫策を日本は検討していないと思われる。米国政府は、日本が公的防除ならびに科学的なリスク分析と安全な貿易を確保する上で最小限の制限措置を適用するよう、国際植物保護会議の基準に基づき、より国際的に認められている植物検疫制度を導入することを奨励する。</p>			
5122	51220138		米国	138	病害虫のリスク分析と管理	<p>米国は日本の衛生植物検疫措置が、既存の検疫規制に対し危険性に応じた代替手段を考慮し、病害虫の危険に対し十分な科学的根拠を提供するリスク分析をした上で講じられるよう日本に要請する。リスク分析をする際、国際植物保護会議の指針や基準を取り入れるよう米国は日本の農林水産省に下記の事項を含むものがそれに限らず求める。</p> <p>①病害虫のリスク分析は病害虫の侵入、定着、まん延の可能性を含むべきである。</p> <p>②病害虫のリスク分析の開始から危険防除方法の選択まで、リスク分析の全経過が透明で且つよく記録され、求められた場合情報公開されるべきである。</p>		<p>最近公表された日本の植物検疫に関する独立した包括的な調査によると、農林水産省はWTOのSPS協定(衛生植物検疫措置の適用に関する協定)に基づいた国際基準の制定ならびに技術的根拠がない場合、各国の植物検疫措置をこれらの国際基準に合わせることを提言した。本調査により日本が「国際基準に基づく植物検疫措置の適用の必要性を認識している」ことを確認した。しかし米国は日本が国際基準の適用を度々怠っていると見ている。例えば、数多くの行為の累積により燻蒸消毒と同等の効果があると実証されている体系的アプローチなど、農業に代わる防虫策を日本は検討していないと思われる。米国政府は、日本が公的防除ならびに科学的なリスク分析と安全な貿易を確保する上で最小限の制限措置を適用するよう、国際植物保護会議の基準に基づき、より国際的に認められている植物検疫制度を導入することを奨励する。</p>			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220139		米国	139	公社・公団の民営化	①再編および民営化を透明な形で行なう。 ②改革の影響を受けるか、あるいは受ける可能性のある国内および外国民間会社に対して、パブリックコメント手続きの利用等によって意見を述べる有意義な機会が与えられることを確実にする。		米国は、小泉首相による日本の公社・公団の再編と民営化の取組みに関心をもち続けてきた。米国はさらに、この改革の取組みが精力的に実施された場合、競争を刺激し、資源のより有効的な利用につながるなど、日本経済に大きな影響を及ぼす可能性があるとして認識している。公社・公団の改革が進行する中で、米国は引き続き日本に対して次のとおり要望する。			
5122	51220140		米国	140	郵便保険と郵便貯金	日本郵政公社の民営化が、経済財政諮問会議の求める民間企業との間の「イコールフットイング」を完全に達成し、また日本の保険および銀行分野に公正な競争をもたらすために、米国政府は日本政府に以下の方策を取るよう求める。 ①民間企業と完全に同一の競争条件を整備する。それには次のものを含む。1) 郵便保険と郵便貯金事業に、民間企業と同様の法律、規制、納税条件、責任準備金条件、基準、および規制監督を適用すること。2) 特に郵便保険と郵便貯金事業の政府保有株式の完全売却が完了するまでの間、新規の郵便保険と郵便貯金商品に暗黙の政府保証があるかのような認識が国民に生じないよう、十分な方策を取る。3) 新規の郵便保険、郵便貯金および他の関連業務との間の取引が「アームズレングス」であることを保証するため、完全な会計の透明性を含む適切な措置を実施する。また、日本郵政公社の金融事業と非金融事業の間の相互補助の可能性を排除する。4) 新規の郵便保険と郵便貯金が、その市場支配力を行使して競争を歪曲することが無いよう保証するため、独占禁止法の厳格な施行を含む適切な措置を実施する。		日本郵政公社の民営化が日本経済へ最大限の経済的利益をもたらすためには、意欲的かつ市場原理に基づいて行なわれなければならない。真に市場原理に基づいたアプローチというものは、様々な措置の中でも特に、日本郵政公社に付与されている民間競合社と比べた優遇面の全面的な撤廃を通して日本の保険、銀行、宅配便市場において歪められていない競争を確保することを含まなければならない。これらの優遇面は、米国籍企業および日本企業の双方にとって同様に、長年の懸念となっている。経済財政諮問会議は、9月10日に発表した「郵政民営化の基本方針」において、「イコールフットイング」の確立および日本郵政公社と民間企業との間の「競争条件」の均等化の重要性を確認することにより、重要な一歩を踏み出した。経済財政諮問会議の報告書ではさらに、2007年の民営化開始当初から(民間企業と)同様に納税義務およびセーフティネットへの加入義務を負うことや、郵便保険および郵便貯金商品について政府保証を廃止するとの明確な措置を確認した。米国政府は、これらの具体的な提言を歓迎し、それが日本郵政公社の民営化のための法律に反映されるよう求める。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220141		米国	141	郵便保険と郵便貯金	新しい貸付業務や郵便保険事業による新規または変更された保険商品の導入、または郵便貯金事業における元金無保証型投資商品の元売りを、(上記で提案したとおり)真に同一の競争条件が整備されるまでは一時停止する。また、同一の競争条件の実現後には、このような商品やサービスがバランス良く導入されることを保証する。		日本郵政公社の民営化が日本経済へ最大限の経済的利益をもたらすためには、意欲的にかつ市場原理に基づいて行われなければならない。真に市場原理に基づいたアプローチというものは、様々な措置の中でも特に、日本郵政公社に付与されている民間競合社と比べた優遇面の全面的な撤廃を通して日本の保険、銀行、宅配便市場において歪められていない競争を確保することを含まなければならない。これらの優遇面は、米国系企業および日本企業の双方にとって同様に、長年の懸念となっている。経済財政諮問会議は、9月10日に発表した「郵政民営化の基本方針」において、「イコールフットイング」の確立および日本郵政公社と民間企業との間の「競争条件」の均等化の重要性を確認することにより、重要な一歩を踏み出した。経済財政諮問会議の報告書ではさらに、2007年の民営化開始当初から(民間企業と)同様に納税義務およびセーフティネットへの加入義務を負うことや、郵便保険および郵便貯金商品について政府保証を廃止するとの明確な措置を確認した。米国政府は、これらの具体的な提言を歓迎し、それが日本郵政公社の民営化のための法律に反映されるよう求める。			
5122	51220142		米国	142	郵便保険と郵便貯金	日本政府が、民間で元受けをする元金無保証型投資商品を日本郵政公社で取り扱うことを許可する計画を進めるにあたり、それらの商品の選択が公平で透明性のある形で行われるよう保証する。		日本郵政公社の民営化が日本経済へ最大限の経済的利益をもたらすためには、意欲的にかつ市場原理に基づいて行われなければならない。真に市場原理に基づいたアプローチというものは、様々な措置の中でも特に、日本郵政公社に付与されている民間競合社と比べた優遇面の全面的な撤廃を通して日本の保険、銀行、宅配便市場において歪められていない競争を確保することを含まなければならない。これらの優遇面は、米国系企業および日本企業の双方にとって同様に、長年の懸念となっている。経済財政諮問会議は、9月10日に発表した「郵政民営化の基本方針」において、「イコールフットイング」の確立および日本郵政公社と民間企業との間の「競争条件」の均等化の重要性を確認することにより、重要な一歩を踏み出した。経済財政諮問会議の報告書ではさらに、2007年の民営化開始当初から(民間企業と)同様に納税義務およびセーフティネットへの加入義務を負うことや、郵便保険および郵便貯金商品について政府保証を廃止するとの明確な措置を確認した。米国政府は、これらの具体的な提言を歓迎し、それが日本郵政公社の民営化のための法律に反映されるよう求める。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220143		米国	143	郵便保険と郵便貯金	日本郵政公社において販売される民間企業元受けの保険商品の選択が、公平で透明性がある形で行われるよう保証する。		日本郵政公社の民営化が日本経済へ最大限の経済的利益をもたらすためには、意欲的にかつ市場原理に基づいて行われなければならない。真に市場原理に基づいたアプローチというものは、様々な措置の中でも特に、日本郵政公社に付与されている民間競合社と比べた優遇面の全面的な撤廃を通して日本の保険、銀行、宅配便市場において歪められていない競争を確保することを含まなければならない。これらの優遇面は、米国系企業および日本企業の双方にとって同様に、長年の懸念となっている。経済財政諮問会議は、9月10日に発表した「郵政民営化の基本方針」において、「イコールフットイング」の確立および日本郵政公社と民間企業との間の「競争条件」の均等化の重要性を確認することにより、重要な一歩を踏み出した。経済財政諮問会議の報告書ではさらに、2007年の民営化開始当初から(民間企業と)同様に納税義務およびセーフティネットへの加入義務を負うことや、郵便保険および郵便貯金商品について政府保証を廃止するとの明確な措置を確認した。米国政府は、これらの具体的な提言を歓迎し、それが日本郵政公社の民営化のための法律に反映されるよう求める。			
5122	51220144		米国	144	郵便保険と郵便貯金	日本郵政公社の民営化の過程で、郵便保険および郵便貯金事業に新たな優遇が与えられないよう保証する。		日本郵政公社の民営化が日本経済へ最大限の経済的利益をもたらすためには、意欲的にかつ市場原理に基づいて行われなければならない。真に市場原理に基づいたアプローチというものは、様々な措置の中でも特に、日本郵政公社に付与されている民間競合社と比べた優遇面の全面的な撤廃を通して日本の保険、銀行、宅配便市場において歪められていない競争を確保することを含まなければならない。これらの優遇面は、米国系企業および日本企業の双方にとって同様に、長年の懸念となっている。経済財政諮問会議は、9月10日に発表した「郵政民営化の基本方針」において、「イコールフットイング」の確立および日本郵政公社と民間企業との間の「競争条件」の均等化の重要性を確認することにより、重要な一歩を踏み出した。経済財政諮問会議の報告書ではさらに、2007年の民営化開始当初から(民間企業と)同様に納税義務およびセーフティネットへの加入義務を負うことや、郵便保険および郵便貯金商品について政府保証を廃止するとの明確な措置を確認した。米国政府は、これらの具体的な提言を歓迎し、それが日本郵政公社の民営化のための法律に反映されるよう求める。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220145		米国	145	郵便保険と郵便貯金	郵便保険と郵便貯金事業の民間企業に対する競争の状況を定期的に調査するための独立した委員会を設置し、民営化の過程において一貫して、同一の競争条件の継続を確保することを旨とする。		日本郵政公社の民営化が日本経済へ最大限の経済的利益をもたらすためには、意欲的にかつ市場原理に基づいて行われなければならない。真に市場原理に基づいたアプローチというものは、様々な措置の中でも特に、日本郵政公社に付与されている民間競合社と比べた優遇面の全面的な撤廃を通して日本の保険、銀行、宅配便市場において歪められていない競争を確保することを含まなければならない。これらの優遇面は、米国系企業および日本企業の双方にとって同様に、長年の懸念となっている。経済財政諮問会議は、9月10日に発表した「郵政民営化の基本方針」において、「イコールフットイング」の確立および日本郵政公社と民間企業との間の「競争条件」の均等化の重要性を確認することにより、重要な一歩を踏み出した。経済財政諮問会議の報告書ではさらに、2007年の民営化開始当初から（民間企業と）同様に納税義務およびセーフティネットへの加入義務を負うことや、郵便保険および郵便貯金商品について政府保証を廃止するとの明確な措置を確認した。米国政府は、これらの具体的な提言を歓迎し、それが日本郵政公社の民営化のための法律に反映されるよう求める。			
5122	51220146		米国	146	宅配便サービス	日本郵政公社と宅配便業者間の公正な競争を促進するため、米国政府は日本政府に対して、下記の方策を取ることを要望する。		日本郵政公社の民営化が日本経済へ最大限の経済的利益をもたらすためには、意欲的にかつ市場原理に基づいて行われなければならない。真に市場原理に基づいたアプローチというものは、様々な措置の中でも特に、日本郵政公社に付与されている民間競合社と比べた優遇面の全面的な撤廃を通して日本の保険、銀行、宅配便市場において歪められていない競争を確保することを含まなければならない。これらの優遇面は、米国系企業および日本企業の双方にとって同様に、長年の懸念となっている。経済財政諮問会議は、9月10日に発表した「郵政民営化の基本方針」において、「イコールフットイング」の確立および日本郵政公社と民間企業との間の「競争条件」の均等化の重要性を確認することにより、重要な一歩を踏み出した。経済財政諮問会議の報告書ではさらに、2007年の民営化開始当初から（民間企業と）同様に納税義務およびセーフティネットへの加入義務を負うことや、郵便保険および郵便貯金商品について政府保証を廃止するとの明確な措置を確認した。米国政府は、これらの具体的な提言を歓迎し、それが日本郵政公社の民営化のための法律に反映されるよう求める。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220147		米国	147	独立した規制機関	郵便業務に関する規制当局は日本郵政公社から完全に切り離されかつ独立した機関であることを確実にし、日本郵政公社あるいは公社の管轄下にあるどのような組織であれ、非競争的な方法で事業を展開しないことを確保するための十分な権限を持てるようにする。		日本郵政公社の民営化が日本経済へ最大限の経済的利益をもたらすためには、意欲的にかつ市場原理に基づいて行なわれなければならない。真に市場原理に基づいたアプローチというものは、様々な措置の中でも特に、日本郵政公社に付与されている民間競合社と比べた優遇面の全面的な撤廃を通して日本の保険、銀行、宅配便市場において歪められていない競争を確保することを含まなければならない。これらの優遇面は、米国系企業および日本企業の双方にとって同様に、長年の懸念となっている。経済財政諮問会議は、9月10日に発表した「郵政民営化の基本方針」において、「イコールフットイング」の確立および日本郵政公社と民間企業との間の「競争条件」の均等化の重要性を確認することにより、重要な一歩を踏み出した。経済財政諮問会議の報告書ではさらに、2007年の民営化開始当初から（民間企業と）同様に納税義務およびセーフティネットへの加入義務を負うことや、郵便保険および郵便貯金商品について政府保証を廃止するとの明確な措置を確認した。米国政府は、これらの具体的な提言を歓迎し、それが日本郵政公社の民営化のための法律に反映されるよう求める。			
5122	51220148		米国	148	非差別的な処遇	税金や他の料金免除など競争条件を変更するような特別な便益や、物品の運送に関して政府機関による特別な取り扱いや、関税業務にかかるコストの免除などが、政府政策により競争サービスのあるひとつの提供者のみに与えられないことを必要に応じて確実にする。		日本郵政公社の民営化が日本経済へ最大限の経済的利益をもたらすためには、意欲的にかつ市場原理に基づいて行なわれなければならない。真に市場原理に基づいたアプローチというものは、様々な措置の中でも特に、日本郵政公社に付与されている民間競合社と比べた優遇面の全面的な撤廃を通して日本の保険、銀行、宅配便市場において歪められていない競争を確保することを含まなければならない。これらの優遇面は、米国系企業および日本企業の双方にとって同様に、長年の懸念となっている。経済財政諮問会議は、9月10日に発表した「郵政民営化の基本方針」において、「イコールフットイング」の確立および日本郵政公社と民間企業との間の「競争条件」の均等化の重要性を確認することにより、重要な一歩を踏み出した。経済財政諮問会議の報告書ではさらに、2007年の民営化開始当初から（民間企業と）同様に納税義務およびセーフティネットへの加入義務を負うことや、郵便保険および郵便貯金商品について政府保証を廃止するとの明確な措置を確認した。米国政府は、これらの具体的な提言を歓迎し、それが日本郵政公社の民営化のための法律に反映されるよう求める。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220149		米国	149	相互補助	競争サービス条件下で、全国一律サービスの提供から得られた収益を用い非競争的な相互補助が行われることの防止監督をする。ひとつの監督方法は、日本郵政公社および全ての関連会社の会計が分離、独立でありかつ完全に透明性のあるものとするであろう。		日本郵政公社の民営化が日本経済へ最大限の経済的利益をもたらすためには、意欲的にかつ市場原理に基づいて行われなければならない。真に市場原理に基づいたアプローチというものは、様々な措置の中でも特に、日本郵政公社に付与されている民間競合社と比べた優遇面の全面的な撤廃を通して日本の保険、銀行、宅配便市場において歪められていない競争を確保することを含まなければならない。これらの優遇面は、米国系企業および日本企業の双方にとって同様に、長年の懸念となっている。経済財政諮問会議は、9月10日に発表した「郵政民営化の基本方針」において、「イコールフットイング」の確立および日本郵政公社と民間企業との間の「競争条件」の均等化の重要性を確認することにより、重要な一歩を踏み出した。経済財政諮問会議の報告書ではさらに、2007年の民営化開始当初から（民間企業と）同様に納税義務およびセーフティネットへの加入義務を負うことや、郵便保険および郵便貯金商品について政府保証を廃止するとの明確な措置を確認した。米国政府は、これらの具体的な提言を歓迎し、それが日本郵政公社の民営化のための法律に反映されるよう求める。			
5122	51220150		米国	150	透明性について	米国政府は、日本郵政公社の民営化の過程において、下記の方法により、透明性が継続的に確保されるよう求める。 ①日本郵政公社民営化の準備期および移行期において、民間の利害関係者（外資系を含む）の要請に基づき、民間企業に影響が及ぶ可能性のある論点について、総務省、郵政民営化準備室、金融庁を含む関係省庁の職員と意見交換をする有意義な機会が提供されるようにする。 ②日本政府が開催する委員会やそれら委員会の構成要素の中で、日本郵政公社民営化の準備期および移行期において民間企業に影響が及ぶ可能性のある論点について、民間の利害関係者（外資系を含む）が積極的にその議論に貢献する有意義な機会が提供されるようにする。 ③民営化に関する施行規則および省令等の準備も含めて、パブリックコメント手続きが十分に利用され、また最終判断を行なうにあたり、そのコメントが考慮されるようにする。		日本郵政公社の民営化が日本経済へ最大限の経済的利益をもたらすためには、意欲的にかつ市場原理に基づいて行われなければならない。真に市場原理に基づいたアプローチというものは、様々な措置の中でも特に、日本郵政公社に付与されている民間競合社と比べた優遇面の全面的な撤廃を通して日本の保険、銀行、宅配便市場において歪められていない競争を確保することを含まなければならない。これらの優遇面は、米国系企業および日本企業の双方にとって同様に、長年の懸念となっている。経済財政諮問会議は、9月10日に発表した「郵政民営化の基本方針」において、「イコールフットイング」の確立および日本郵政公社と民間企業との間の「競争条件」の均等化の重要性を確認することにより、重要な一歩を踏み出した。経済財政諮問会議の報告書ではさらに、2007年の民営化開始当初から（民間企業と）同様に納税義務およびセーフティネットへの加入義務を負うことや、郵便保険および郵便貯金商品について政府保証を廃止するとの明確な措置を確認した。米国政府は、これらの具体的な提言を歓迎し、それが日本郵政公社の民営化のための法律に反映されるよう求める。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220151		米国	151	外国弁護士に対する提携の自由の確保	2003年の改正法を2005年4月1日までに、完全に実施する。		2003年の「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」の改正は、外国法事務弁護士(外弁)と日本弁護士(弁護士)間の提携の自由を供与するための重要な一歩であった。2003年の法改正によって規定された提携の自由は、改正法が施行され、その文言と精神に則り実施されれば、日本の消費者による適時かつ効率的な統合された法務サービスの利用に大きく貢献する。この目的のために、米国は、日本が以下の措置を講ずることを要望する。			
5122	51220152		米国	152	外国弁護士に対する提携の自由の確保	特に以下の点を担保することにより、日本弁護士連合会(日弁連)による会則並びに規則の運用が、2003年改正法の文言及び精神に則ったものとなるよう必要な措置を講ずる。 ①日弁連の会則並びに規則が、自身と異なる業務範囲をもつ外弁アソシエイトを雇用する外弁パートナーが、その外弁アソシエイトにより取り扱われる法務事件を受諾することを束縛するような形で適用されない。 ②倫理及び機密性に関する会則並びに規則は、弁護士や外弁が外国法共同事業のメンバーであるか、あるいは国内の法律事務所メンバーであるかに関わり無く、両者に対して平等に適用される。 ③弁護士、外弁それぞれの権限及び法律業務についての依頼人に対する説明義務は、近代的かつ国際的慣行に沿ったものであり、不合理に負担となるものとならない。		2003年の「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」の改正は、外国法事務弁護士(外弁)と日本弁護士(弁護士)間の提携の自由を供与するための重要な一歩であった。2003年の法改正によって規定された提携の自由は、改正法が施行され、その文言と精神に則り実施されれば、日本の消費者による適時かつ効率的な統合された法務サービスの利用に大きく貢献する。この目的のために、米国は、日本が以下の措置を講ずることを要望する。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220153		米国	153	専門職法人及び支所の設立の容認	支所の開設を含め、外弁が、弁護士と同等に、また同等の利益を享受出来る形で専門職法人を形成することの容認に向けて、法務省の検討を2004年度末までに完了する。		外弁は、専門職法人を形成し、その支所を設立することを含めて、弁護士と実質的に同じ権利が与えられるべきである。米国は、法務省が外弁に対して専門職法人の形成を認めるかについて検討を進めていることを歓迎する。米国は、日本が以下の措置を講じることを要請する。			
5122	51220154		米国	154	専門職法人及び支所の設立の容認	日本において活動する外国法律事務所並びにそれらの外弁パートナーが、別個に日本の法務専門職法人を形成することを義務付けられることなく、日本において彼らの支所を設立することを認める。		外弁は、専門職法人を形成し、その支所を設立することを含めて、弁護士と実質的に同じ権利が与えられるべきである。米国は、法務省が外弁に対して専門職法人の形成を認めるかについて検討を進めていることを歓迎する。米国は、日本が以下の措置を講じることを要請する。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220155		米国	155	外国弁護士に対する最低資格基準の緩和	日本における業務に長期的関心を有する外国弁護士が外弁資格を取得することを奨励するために、米国は日本に対し、日本において外国弁護士が原資格国法に関する実務に費やした全ての期間を、3年の職務経験要件に算入することを認めることを要請する。		日本における業務に長期的関心を有する外国弁護士が外弁資格を取得することを奨励するために、米国は日本に対し、日本において外国弁護士が原資格国法に関する実務に費やした全ての期間を、3年の職務経験要件に算入することを認めることを要請する。			
5122	51220156		米国	156	A D Rに関する基本的枠組みの採用	A D Rのための柔軟かつ開かれた法務環境を創出するため、A D Rのために導入される法体系は以下の点を担保する。 ①国連国際商取引法委員会の国際商務調停に関する規範法を含め、国際的基準、慣行に合致する。 ②現在の仲裁手続で認められているものと同程度に国際的側面が存する全ての形式のA D Rプロセスにおける関係者を代表するために、外弁及び外国弁護士が日本を訪れることを認める。 ③A D R関係者が適用される規則、プロセス、基準について合意することを一般的に認めることにより、A D Rプロセスが柔軟に個別の状況に即した最適なものとなることを可能にする。 ④アドホックの自己管理された国際仲裁及び調停、また、国際商工会議所、アメリカ仲裁協会、ロンドン国際仲裁裁判所などの国際機関が、日本法の基において明確に合法かつ正当であること、さらに、それらが日本政府あるいは日本政府によって指名されたものによる許可なしに、日本において活動を継続できることを確保する。		日本は、裁判外紛争処理(A D R)メカニズムは、個人や企業が効果的かつ廉価に紛争を解決することを助ける上で重要な役割を果し得ることを理解し、日本におけるA D R手続を強化、再活性化するための措置を検討中である。米国は、日本におけるA D Rサービスの発展を促進する柔軟かつ開かれた法務環境の創造に向けた日本のコミットメントを歓迎する。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220157		米国	157	非弁護士がADRプロセスにおいて中立者として活動することの容認	<p>①仲裁、調停、仲介その他のADRプロセスにおいて報酬のために中立者として活動する紛争処理組織、外弁、非弁護士は、法律業務を行っているのではなく、従って弁護士法第72条、あるいは外弁法(適用される場合は)に違反するものではないことを、新しい立法措置を通じて明確にする。</p> <p>②非弁護士が、自身であるいは中立者として取り扱うADRプロセスは、弁護士の監督を受けるとする要件は、一般的に、課せられないこととする。</p>		<p>日本は、裁判外紛争処理(ADR)メカニズムは、個人や企業が効果的かつ廉価に紛争を解決することを助ける上で重要な役割を果し得ることを理解し、日本におけるADR手続を強化、再活性化するための措置を検討中である。米国は、日本におけるADRサービスの発展を促進する柔軟かつ開かれた法務環境の創造に向けた日本のコミットメントを歓迎する。</p>			
5122	51220158		米国	158	ADR免許制の制限	<p>ADRプロセスに対する障害が生み出されることを防ぐため、導入されるいかなるADR免許制度も以下の点を満たすことを確保する。</p> <p>①仲裁サービスには適用されない。</p> <p>②完全に自主的なものである。</p> <p>③報酬のためにADRサービスを提供する非免許の組織あるいは請負人は、なんら弁護士法に違反するものではないこと、また、非免許の組織あるいは請負人によって提供されたADRサービスによる紛争の解決は、ADR提供者の非免許資格を理由とする法的告発の対象とはならないことを明確にする。</p> <p>④日本人及び日本の組織と同等の基準で、外国人及び組織にも開かれたものとする。</p> <p>⑤免許制並びに免許取得後の全ての報告義務について、妥当かつ過度に負担とならない手続及び基準を設定する。</p>		<p>日本は、裁判外紛争処理(ADR)メカニズムは、個人や企業が効果的かつ廉価に紛争を解決することを助ける上で重要な役割を果し得ることを理解し、日本におけるADR手続を強化、再活性化するための措置を検討中である。米国は、日本におけるADRサービスの発展を促進する柔軟かつ開かれた法務環境の創造に向けた日本のコミットメントを歓迎する。</p>			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220159		米国	159	近代的合併手法の採用	以下の措置を含め、日本の会社法に近代的合併手法を導入するための法案を次期通常国会に提出する。 ①三角合併、キャッシュマージャー、外国株式を使った株式交換を認めるために必要な合併対価の柔軟性をはかる。 ②ショートフォーム(スクイーズアウト)・マージャーを認める。		日本において近代的合併手法の利用が可能となれば、企業再構築や投資の拡大を通じて日本経済の再活性化を促進する。米国は、近代的合併手法の導入や企業再構築及び投資促進に向けたその他の措置の検討を含め、日本がその会社法の近代化のために進めている努力を歓迎する。これらの目的を達成するため、米国は、日本が以下の措置を講ずることを要請する			
5122	51220160		米国	160	近代的合併手法の採用	2003年3月に対日投資会議が発表した「対日投資促進策の推進について」、並びに2004年8月に内閣府経済社会総合研究所M&A研究会が発表した「わが国企業のM&A活動の円滑な展開に向けて」に沿って、近代的合併手法に対する適切な税制措置を提供することを含め、M&A及び企業再構築を促進するためのその他の措置を講ずると同時に、日本における新しいM&A手法の有効性を不合理に制限し、かねない特異な条件を新たな手法に課すことを排除する。		日本において近代的合併手法の利用が可能となれば、企業再構築や投資の拡大を通じて日本経済の再活性化を促進する。米国は、近代的合併手法の導入や企業再構築及び投資促進に向けたその他の措置の検討を含め、日本がその会社法の近代化のために進めている努力を歓迎する。これらの目的を達成するため、米国は、日本が以下の措置を講ずることを要請する			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220161		米国	161	年金基金による健全な委任投票政策の促進	①厚生労働省は、それぞれの公的年金基金運用責任者が委任投票政策を公開することを支援する。 ②国際的傾向並びに日本の年金受益者の利益保護の必要性を考慮し、民間基金の運用責任者に対して受益者利益のために委任投票を行使する受託者義務を導入するか否かについて検討を開始する。		大規模な機関投資家による株主権利の積極的な行使は、企業業績の改善につながるより良い企業統治システムの発展のために極めて重要である。米国は、年金基金や信託基金による積極的な委任投票を奨励するために、日本が既に講じてきた諸施策を歓迎する。投資収益をさらに改善するために、米国は日本が以下の措置を講ずることを要請する。			
5122	51220162		米国	162	信託基金による委任投票記録の公開の奨励	信託基金及び投資信託の投資収益を改善するために、投資信託協会が委任投票に関する規約を改正し、会員企業に対して実際の委任投票の記録を公開することを義務付けることを奨励するための必要な努力を行う。		大規模な機関投資家による株主権利の積極的な行使は、企業業績の改善につながるより良い企業統治システムの発展のために極めて重要である。米国は、年金基金や信託基金による積極的な委任投票を奨励するために、日本が既に講じてきた諸施策を歓迎する。投資収益をさらに改善するために、米国は日本が以下の措置を講ずることを要請する。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220163		米国	163	外国株主による委任投票の促進	企業統治を強化するため、金融庁並びに法務省は、海外の受益所有者による委任投票の効果的な行使の促進に向けて、代理保管人及び国際的保管人による代理権行使に関する商法上あるいはその他の規則に必要な変更を加えることを検討する。		大規模な機関投資家による株主権利の積極的な行使は、企業業績の改善につながるより良い企業統治システムの発展のために極めて重要である。米国は、年金基金や信託基金による積極的な委任投票を奨励するために、日本が既に講じてきた諸施策を歓迎する。投資収益をさらに改善するために、米国は日本が以下の措置を講ずることを要請する。			
5122	51220164		米国	164	空港使用料及び手数料	日本の消費者と業界に益をもたらすよう、成田国際空港と関西国際空港の着陸料およびその他の航空会社の空港使用料を速やかに引き下げる。		米国政府は日本国政府に対してビジネスおよび観光を取り巻く環境を改善し、それにより経済に活気をもたらすために、下記のことを要請する。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220165		米国	165	空港使用料及び手数料	中部国際空港(セントレア)の着陸料およびその他の航空会社の空港使用料を世界的に競争力のあるものとし、国際線の使用料により国内線の使用料が補助されることを避けるため、透明性の高い交渉が行われることを確実にする。		米国政府は日本国政府に対してビジネスおよび観光を取り巻く環境を改善し、それにより経済に活気をもたらすために、下記のことを要望する。			
5122	51220166		米国	166	空港使用料及び手数料	日本の国際空港の着陸料計算に使用されている計算方法を公表し、パブリックコメントの機会を設ける。		米国政府は日本国政府に対してビジネスおよび観光を取り巻く環境を改善し、それにより経済に活気をもたらすために、下記のことを要望する。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220167		米国	167	空港使用料及び手数料	着陸料計算は国内線および国際線の双方とも透明性のあるものとし、国際航空運送協会(IATA)の指針に従い、空港滑走路と施設利用に関連したコストのみにより構成されるものとする。		米国政府は日本国政府に対してビジネスおよび観光を取り巻く環境を改善し、それにより経済に活気をもたらすために、下記のことを要望する。			
5122	51220168		米国	168	航空会社による航空券の販売	日本は、航空会社により販売される航空券に対して、IATA運賃の70%割引下限を実施している数少ない国の一つであり、これは、航空会社が競争力のある割引運賃を提供する妨げとなっている。この慣行をなくすことにより、旅行の選択を旅行者がより自分でコントロールでき、多種類の運賃へアクセスが可能になることで、旅行に対する需要が喚起され、海外から日本への旅行を増加させたいという目標を支援することとなる。航空券のIATA運賃70%割引下限を強いる慣行を排除することにより、インターネットや航空会社による他の公示航空券販売の競争市場を作り出すことになるだろう。米国政府は日本国政府に対して、この慣行を排除し、関係当局間の航空サービス交渉の場で、この目的に向けさらなる話し合いを行うことを提案する。		日本は、航空会社により販売される航空券に対して、IATA運賃の70%割引下限を実施している数少ない国の一つであり、これは、航空会社が競争力のある割引運賃を提供する妨げとなっている。この慣行をなくすことにより、旅行の選択を旅行者がより自分でコントロールでき、多種類の運賃へアクセスが可能になることで、旅行に対する需要が喚起され、海外から日本への旅行を増加させたいという目標を支援することとなる。航空券のIATA運賃70%割引下限を強いる慣行を排除することにより、インターネットや航空会社による他の公示航空券販売の競争市場を作り出すことになるだろう。米国政府は日本国政府に対して、この慣行を排除し、関係当局間の航空サービス交渉の場で、この目的に向けさらなる話し合いを行うことを提案する。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220169		米国	169	30日前の運賃届出制	<p>現行の国土交通省の規則では、航空会社による全ての航空運賃変更は、30日前までに届け出なければ「ならない」ことになっている。実際には、この規則は運用されていないうえ、インターネットやコンピューター申告制度が利用可能な時代に、旧態依然としている。世界におけるビジネスのベースは、日々変化する競争市場において航空会社が航空運賃の設定を行えるよう、より短期間の運賃事前届出を認めることを日本に迫っている。現行制度は消費者と航空会社のコストを高くしている。さらに、日本はIATA運賃下限設定の場合と同じように、30日前の運賃届出を求める数少ない国の一つである。それゆえに、米国政府は日本国政府に対して、関係当局間の航空サービス交渉の場で、この件に関してさらなる話し合いを行うことを提案する。ダブルアブルーバル(両当事国承認)制度からダブルディスアブルーバル(両当事国不承認)制度への変更に関しても、航空サービス交渉で討議されるべきである。</p>		<p>現行の国土交通省の規則では、航空会社による全ての航空運賃変更は、30日前までに届け出なければ「ならない」ことになっている。実際には、この規則は運用されていないうえ、インターネットやコンピューター申告制度が利用可能な時代に、旧態依然としている。世界におけるビジネスのベースは、日々変化する競争市場において航空会社が航空運賃の設定を行えるよう、より短期間の運賃事前届出を認めることを日本に迫っている。現行制度は消費者と航空会社のコストを高くしている。さらに、日本はIATA運賃下限設定の場合と同じように、30日前の運賃届出を求める数少ない国の一つである。それゆえに、米国政府は日本国政府に対して、関係当局間の航空サービス交渉の場で、この件に関してさらなる話し合いを行うことを提案する。ダブルアブルーバル(両当事国承認)制度からダブルディスアブルーバル(両当事国不承認)制度への変更に関しても、航空サービス交渉で討議されるべきである。</p>			
5122	51220170		米国	170	小額商品の課税計算に関してCIF価格(運賃保険料込み価格)からFOB価格(本船積み込み渡し価格)への移行	<p>日本が国際配送商品の課税計算にCIF価格を使用していることにより、配送商品に保険料と運賃が足されている。これにより、免税輸入限度額である1万円を超える配送商品の数が増加する。FOB価格方式は小額商品の課税額を決定する最も公正な評価方法であり、その採用は税関および関税局職員の作業を軽減し、日本への輸入コストを低減する。米国政府は日本国政府に対し、通関の際に小額商品の課税計算にFOB価格方式を採用するよう要望する。</p>		<p>日本が国際配送商品の課税計算にCIF価格を使用していることにより、配送商品に保険料と運賃が足されている。これにより、免税輸入限度額である1万円を超える配送商品の数が増加する。FOB価格方式は小額商品の課税額を決定する最も公正な評価方法であり、その採用は税関および関税局職員の作業を軽減し、日本への輸入コストを低減する。米国政府は日本国政府に対し、通関の際に小額商品の課税計算にFOB価格方式を採用するよう要望する。</p>			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220171		米国	171	免税輸入限度額	米国政府は日本国政府に対し、関税定率法による免税輸入限度額を1万円から3万円へ引き上げを要望する。この変更により、税関およびエクスプレス会社双方の作業が軽減され、通関手続きが合理化される。		米国政府は日本国政府に対し、関税定率法による免税輸入限度額を1万円から3万円へ引き上げを要望する。この変更により、税関およびエクスプレス会社双方の作業が軽減され、通関手続きが合理化される。			
5122	51220172		米国	172	国際物流特区における時間外手数料のさらなる低減	2003年4月から開始された国際物流特区における通関にかかる手数料の削減により、日本の国際港の競争力は強化された。また引き続き、2004年4月より全国的に手数料を50%削減するという日本国政府の決定を米国政府は高く評価する。米国は日本に対し、成長へ向け、通関手数料をゼロにするようアクションを取り続けることを要望する。		2003年4月から開始された国際物流特区における通関にかかる手数料の削減により、日本の国際港の競争力は強化された。また引き続き、2004年4月より全国的に手数料を50%削減するという日本国政府の決定を米国政府は高く評価する。米国は日本に対し、成長へ向け、通関手数料をゼロにするようアクションを取り続けることを要望する。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220173		米国	173	通関情報処理システム(NACCS)	米国政府は通関情報処理センターが利用者にとってより良い料金体系を設定した過去1年の努力を歓迎するとともに、NACCS料金体系の将来のいかなる更改に関しても、通関情報処理センターが利用者のコメントを考慮に入れることを確実にすることを求める。		米国政府は通関情報処理センターが利用者にとってより良い料金体系を設定した過去1年の努力を歓迎するとともに、NACCS料金体系の将来のいかなる更改に関しても、通関情報処理センターが利用者のコメントを考慮に入れることを確実にすることを求める。			
5122	51220174		米国	174	クレジット/デビットカードおよびATMサービスと受け入れの促進	①ビジネスによるクレジット/デビットカードの利用と、政府サービスへの支払いに対するカード利用を促進。 ②国際PINセキュリティおよび日本のATMネットワークでネットワーク暗号化標準に強制的に準拠するようにする。 ③クレジットカード不正利用に関する法・規制を厳しく施行する。		世界的に見て、クレジットカード、デビットカードおよびATMカードの利用は急速に増加している。米国、欧州、カナダにおいて全店舗の90%はクレジットカードあるいはデビットカードを取り扱い、全購入の3分の1以上がこれらのカードでなされる。日本では昔からの店舗やATMでのカードの受け入れが低い率であることは、日本に居住する人々にとって不都合であり、また海外から日本を訪問する人たちの共通の不満である。米国は約100の日本の公立病院がクレジットカードおよびデビットカードの支払いを受け付けている、あるいはその準備中であると聞いている。E-Japan戦略IIイニシアティブおよび小泉首相の海外から日本への旅行者を2010年までに倍増するという精神に鑑み、米国政府は日本国政府に対して以下を要望する。			